

I 総括的概要

震災から4年が経過し、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、その進捗に差が生じている。また、いち早く事業再開を果たした事業者が、土地区画整理事業等の進展に伴い、移転を余儀なくされるなど、当初は予想していなかった問題も発生している。福島県では、今なお多くの住民が避難生活を強いられているほか、深刻な風評被害や住民の健康管理、除染・汚染水処理の問題などに直面している。

このような状況を踏まえ、当所では、被災地訪問の継続実施、被災地商工会議所との懇談会開催等を通じて得られた被災地の生の声を踏まえ、「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」（7月16日）の中で、次年度施策における被災地支援のさらなる拡充を訴えるとともに、要望書「東日本大震災からの本格復興に向けて 4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を」（2月19日）をとりまとめ、復興大臣をはじめとする政府関係各所にその実現を強く働きかけた。

その結果、平成28年度以降の復興事業の枠組みが示されるとともに、常磐自動車道の全線開通等の生活・産業インフラ整備、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）」の制度拡充、「被災中小企業復興支援リース補助事業」の申請受付期間の2年延長等が実現した。

また、全国の商工会議所ネットワークを活用した「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」の展開、災害マル経融資の継続等、企業の事業再開支援に取り組んだほか、新たな支援策として、風評被害の払拭および被災地域の企業の販路開拓支援を目的に、いわき市で開催した移動常議員会に合わせて、「ふくしま復興販路開拓事業『メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会』」（11月19、20日）を開催した。また、東北六県商工会議所連合会が実施する「伊達な商談会」および「東北六魂祭」の積極的なPR・支援、ホームページ、ツイッター等を活用した復興施策やイベント情報の発信等を行った。

日本経済については、アベノミクス効果や円高修正などを背景に総じて回復基調にあるものの、中小企業や地域が景気回復を実感するには至っていない。このため、震災復興、人口減少、エネルギー・環境、社会保障、規制・制度改革、中小企業政策、税制等、重要政策課題に関して、24本の提言を取りまとめ要望活動を展開したほか、国の審議会・部会等への委員派遣、平成27年1月から、商工会議所の意見を直接要望するため、関係関係との定期懇談会の開催を開始した。

その結果、地方創生について「まち・ひと・しごと総合戦略」に地方移住の推進や地域産業の競争力強化等の項目が盛り込まれたほか、平成27年度を初年度とする法人実効税率の引き下げや中小企業の法人税率の軽減措置の2年延長、外形標準課税の中小企業への適用拡大の阻止、再生可能エネルギー固定買取制度（FIT）の見直しを含む電力コストを引き下げる政府原案が示される等、多くの要望事項が実現した。

中小企業支援については、消費税の価格転嫁状況調査の実施および経営指導員等に向けたブロック別研修会の開催、消費税率10%への引き上げに備え円滑な価格転嫁を支援するための小冊子の作成・提供、「創業スクール事業」を実施したほか、小規模基本法・支援法に基づく経営発達支援計画の認定制度創設や、同制度の推進を支援する「伴走型小規模事業者支援推進事業」が講じられ、全国の商工会議所を核とした「伴走型支援」の体制が整備された。また、各地商工会議所の経営支援力の向上のため、経営指導員全国研修会および中小企業のIT化支援強化のため「販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー」を開催するなど、個々の経営支援力の向上と指導員間のネットワークの強化を推進した。

さらに、12月に、地域の支援ニーズを踏まえ、商談会、提携ローン、海外展開支援等を行っていくため、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と「中小・中堅企業および地域の活性化に係る連携強化の覚書」を締結した。

地域活性化の推進については、林業再生・森林資源活用に向けた具体的方策の議論を開始したほか、農

林水産団体関係者との連携状況等に関する実態調査の実施および分析結果を発信し、各地商工会議所における農林水産団体関係者との連携強化や会員加入の促進を支援した。

また、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の実施や「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっぷ」の開催等により、地域資源の活用を通じた地域活性化の取り組み支援を行ったほか、空き地・空き店舗問題の実態把握と利活用促進方策の検討を目的として、「空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会」を設置し、中長期的な視点に基づいた解決策の議論に着手した。

他方、経済のグローバル化に対応するため、「訪インドネシア・フィリピン経済ミッション」、「メコンデルタ投資環境視察ミッション」の派遣、「日本・カナダ商工会議所協議会」の創設、二国間経済委員会の開催、「ロビイング活動支援事業」を新たに実施するなど、各国との関係強化とビジネス環境の改善要望に努めたほか、「海外からの引き合い情報サイト (CCI-IBO)」の開設により、中小企業の海外アクセス拡大を図った。経済連携協定については、日豪経済連携協定 (日豪 EPA) が 7 月に両国首脳間で署名。10 月には、第 52 回日豪経済合同委員会会議において、日豪 EPA の早期発効を求める共同声明を発出し、平成 27 年 1 月に発効した。また、TPP 交渉の早期妥結を求める要望活動を継続するとともに、特定原産地証明書・非特惠貿易証明関係証明の利用促進について、普及促進に向けた説明会を全国で開催し、円滑な発給体制の整備を行った。

若者・女性の活躍推進については、情報ポータルサイトを開設し、中小企業における取組の好事例を発信するとともに、女性の活躍を促す社会保険・税制の在り方や、仕事と子育ての両立支援等の重要性について、内閣府「子ども・子育て会議」等における国への意見活動を展開した。また、出会いの場を提供する取り組みを把握するため、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を実施。全国 169 の商工会議所が婚活事業に積極的に取り組んでおり、政府の新たな「少子化社会対策大綱」にも商工会議所の取り組み支援が明記された。ジョブ・カード事業については、企業の開拓・登録や、訓練計画の作成支援、各地での説明会・講習会の実施、各種の広報媒体を活用した PR 活動等を展開した結果、訓練修了者のうち 3,594 人の正規雇用に結びつき、中小企業に対する雇用支援だけでなく、若年層の非正規労働者の正規雇用促進に貢献した。

商工会議所活動の推進については、各地商工会議所にビジョン策定を働きかけ、地方創生の実現に向けて地方自治体が策定する「地方版総合戦略」への積極的な提言を支援したほか、企業のリスクの多様化に対応する新たな保険制度の創設を決定。また、商工会議所が実施するイベントをはじめ、様々な事業におけるリスクの高まりを踏まえ、運営専門委員会を中心に「リスクマネジメント報告書」の取りまとめのほか、不測の事故に対応する「商工会議所イベント保険団体制度」を 4 月に創設し、各地商工会議所が円滑に事業を実施できる体制を整備した。「業務災害補償プラン」についても、加入件数が大きく増加し、新規会員獲得のツールとして貢献した。

検定事業については、受験者数の早期回復と一層の普及拡大に向けて、「簿記検定再生アクションプラン」に基づき、「企業が求める資格第 1 位ー日商簿記 2 級」キャンペーンの実施、個人学習を支援する「簿記学習支援サイト」の新設、各地商工会議所における受験申込みのネット対応や検定情報サイトのリニューアル (スマートフォン対応等) の支援等を行った。

日本 YEG においては、仲田会長が全国 411 青年部を訪問し、意見交換を実施。その成果として WEB 上に「YEG ナビ」を開設し、青年部活動を広く発信した。全国商工会議所女性会連合会においては、「第 13 回女性起業家大賞」を実施するとともに、一層の連携・交流の強化に取り組んだ。

平成 26 年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1. 復興の加速化と福島再生の早期実現

(1) 事業の再開を生産と販売の両面で支援

①被災地訪問の継続による現状・ニーズの把握と課題克服に向けた提言・要望活動

震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日以降、被災地、被災企業、被災商工会議所の現状やニーズを把握し、提言・要望や具体的な支援につなげるため、当所の役職員による被災地訪問を継続的に実施。平成 26 年度は、7 月 9 日から 10 日に塩釜、石巻、一関、宮古、北上の 5 商工会議所、平成 27 年 1 月 19 日から 20 日に塩釜、石巻、大船渡、気仙沼の 4 商工会議所、1 月 27 日から 28 日に仙台、盛岡、宮古、釜石の 4 商工会議所、1 月 29 日に福島、相馬、原町の 3 商工会議所、さらに、同年 3 月 1 日に常磐自動車道が全線開通したのを機に、同年 3 月 13 日から 14 日に原町、相馬の 2 商工会議所を訪問した。なお、震災発生後からこれまでに、のべ 521 人が訪問した（平成 27 年 3 月末時点）。



▲竹下大臣に要望書を手渡す三村会頭
(平成27年2月)

また、11 月 19 日には、福島県いわき市で開催した移動常議員会・議員総会にあわせ、「日本商工会議所と東北ブロック商工会議所との懇談会」を開催した。

このほか、7 月 24 日には三村会頭と根本復興大臣との懇談会を開催し、商工会議所の復興に向けた支援の取り組みや被災地商工会議所からの要望などについて意見交換を行った。さらに、10 月 16 日には、三村会頭をはじめ被災地商工会議所の会頭と竹下復興大臣との懇談会を開催し、各地域の課題と国への要望事項等について意見交換を行った。平成 27 年 2 月 10 日には、三村会頭をはじめとする当所役員と「東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会」メンバー商工会議所会頭等との懇談会を開催し、各地域の復興の現状等について意見交換を行った。

こうした活動により得られた被災地の生の声を踏まえ、当所は、7 月 16 日に決議した「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」の中で、次年度施策における被災地支援のさらなる拡充を訴えるとともに、平成 27 年 2 月 19 日に、要望書「東日本大震災からの本格復興に向けて 4 年間の検証と次の 6 年およびその先を見据えた対応を」をとりまとめ、復興大臣をはじめとする政府関係各所にその実現を強く働きかけた。その結果、平成 26 年度において、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の制度拡充（資材価格高騰や店舗兼住宅の復旧への対応）等の措置が講じられた。

②「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」における迅速なマッチング（各地商工会議所工業部会等に提供を直接呼びかけ）

プロジェクト開始当初は、事業再開のきっかけとするために多種多様な機械等の要望があったが、震災発生から 4 年が経過し、仮の工場・店舗で事業を再開した被災事業者が、復興に伴って本来の工場・店舗等で本格的に操業し始めるための機械等の要望が高まっていることから、被災事業者の具体的な要望を重視し、被災事業者が求める機械の重点的な掘り起こしを全国の商工会議所を通じて展開した。きめ細やかなマッチングにより、平成 27 年 3 月末現在で、被災地の商工会議所の企業 312 社に対し、累計 2,934 点の機械等を提供。全国のネットワークを有する商工会議所ならではの取り組み

として機能しており、利用者に大変喜ばれている。

③被災地全域の企業の販路開拓支援（展示販売・商談会等の開催）

全国のバイヤーを招聘し、地元事業者との交流を通じた地元製品の安心・安全に対する認識を高め、販路回復・開拓をサポートするために、東北六県商工会議所連合会が実施する「伊達な商談会」を積極的にPR・支援した。



▲展示販売会を視察する三村会頭(11月)

また、いわき市で開催した移動常議員会に合わせ、いわき商工会議所、福島県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会との共催で、福島県内事業者の販路回復・開拓に向けた「ふくしま復興販路開拓事業『メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会』」を実施した。福島県内 10 商工会議所から参加した 42 事業所を対象に、事前セミナー・個別相談会を行い、商品づくりやマーケティング指導、商談シートの作成など、一貫支援を行った。11 月 19 日から 20 日にいわき市で開催した展示販売・商談会には、全国各地域の百貨店、スーパー等のバイヤー 32 社 50 名が参加し、285 の商談を行い、8 割強が成約・継続交渉となるなど大きな成果を得た。

また、商談会終了後には、参加事業者のためのフォローアップセミナーを福島県内 3 カ所（福島市、会津若松市、いわき市）で順次開催し、専門家と県内商工会議所の各担当が連携して、継続交渉後の成約に向けた個別指導を行った。

④「被災中小企業復興支援リース補助事業」に関する周知・利用促進

政府の平成 23 年度第三次補正予算で、100.5 億円規模の「被災中小企業復興支援リース補助事業」が決定し、当所が事業の実施を受託した。同事業は、震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規リース料の一部を補助することにより、二重債務負担の軽減を図るもの。

被災した中小企業の事業再開をさらに促進するため、平成 26 年 3 月 17 日に、申請受付期間（当初は平成 26 年 3 月 31 日まで）の 2 年延長が決定したことを受けて、同年 6 月、申請受付期間延長等を内容とする周知用 PR チラシを 95,000 部作成し、被災地の商工会議所・商工会および指定リース事業者を通じて、改めて同事業の周知・利用促進を図った。

この結果、平成 23 年 12 月 12 日に開始して以降、平成 27 年 3 月 31 日現在で 5,199 件（約 30 億円）を交付した（平成 26 年度内では、1,182 件、約 8.9 億円）。

⑤復旧・復興情報の発信（ホームページ、CCI スクエア、石垣、会議所ニュース、ツイッター等）

ホームページに開設している「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページや公式 Twitter（喫茶店のマスター）を活用し、被災地の商工会議所による商談会や物産展等の開催情報のほか、各地商工会議所による復興支援マルシェ等の復興を支援する取り組み、復興庁等による販路回復や事業再開支援などに関する施策情報やイベント情報を積極的に発信した。

さらに、「会議所ニュース」や「石垣」で復旧・復興を支援する全国の商工会議所の活動を広く PR するとともに、被災地の商工会議所の復興に向けた取り組みを重点的に発信した。

(2) 被災地の活性化の様々な取り組みを支援

① イベントと連動した東北への視察団の派遣等による観光振興支援

東北の六大祭りが一堂に会する「東北六魂祭」が5月に山形市で開催されるにあたり、各種機会を捉えてPR活動等を実施し支援するとともに、観光専門委員会の活動の一環として視察団を派遣した。

当日は、パレードや郷土料理の販売、物産展などが行われ、のべ26万人の来場者で賑わった。

② 各地商工会議所・会員企業と連携した人材の派遣推進

被災地（岩手県、宮城県、福島県）の地方公共団体および復興庁では、恒常的な人手不足に悩まされており、復旧・復興事業を一層円滑に推進するためには、広範な職種にわたって、職員のより一層の確保が求められていることから、会員企業に対して社員派遣のお願いを呼びかけた結果、被災地の地方公共団体に2社から4名を、復興庁本庁に1社1名をご派遣いただいた。

商工会議所職員においては、平成24年度から継続して宮城復興局にご派遣いただいている仙台商工会議所の職員を、平成26年度も継続してご派遣いただいたほか、札幌商工会議所から石巻商工会議所に対して1名職員が派遣された。当所においては、石巻商工会議所、復興庁に対して職員（各1名の計2名）を派遣した。

③ 日本商工会議所移動常議員会、日本商工会議所青年部や全国商工会議所女性会連合会の役員会など、被災地における会議の開催

第639回常議員会・第245回議員総会を、いわき商工会議所、福島県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会の協力を得て、11月19日から20日に福島県いわき市で開催。全国から200人を超える会頭等が参加した。当日は会議の他、津波で甚大な被害あった小名浜港や福島第二原子力発電所への視察も行い、被災地の現状や復興に向けた取り組み等について理解を深めた。

日本商工会議所青年部（日本YEG）は、震災の記憶の風化を防ぐとともに、被災地の現状を全国のYEGメンバーに発信するため、「震災復興フォーラム」を宮城県気仙沼市（8月23日）、福島県いわき市（平成27年1月9日）、茨城県水戸市（平成27年1月10日）で開催したほか、東北各地で役員会等諸会議を開催。のべ約2,400人が参加した。

また、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、阪神・淡路大震災から20年の節目を迎えた兵庫県神戸市において、東北の復興を力強く後押しすべく、「限りない可能性を求めて」をテーマに、「第46回全国商工会議所女性会連合会神戸総会」を開催。329女性会から1,538人の会長等が出席した。

(3) 福島再生の早期実現に向けて新たな時代を牽引する産業づくりや地域の取り組みを支援

① 廃炉・汚染水対策、除染、産業・雇用の維持創出等に向けた支援策の実施を要望

平成27年2月19日にとりまとめた要望書「東日本大震災からの本格復興に向けて4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を」を通じて、風評被害払しょくに向けた放射線リスクに関する科学的知見の周知、迅速な除染の実施、国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施を政府関係各所に働きかけた。

福島再生のカギを握る産業再生については、同要望書で、産業集積の形成や既存企業の生産拡大、雇用創出に寄与している「ふくしま産業復興企業立地補助金」「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続的な予算確保を盛り込み、産業・雇用の維持創出に向けた取り組みの推進を

要望した。

また、新たな産業基盤の構築に向けたイノベーションコースト構想の実現や広域的かつ長期的視野に基づく地域再生ビジョンの早期策定について、政府関係各所に働きかけた。

②福島製品のPR等による風評被害対策の強化

福島県内事業者の販路回復・開拓を目的に、「ふくしま復興販路開拓事業『メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会』」を実施したほか、福島県が運営する「日本橋ふくしま館 MIDETTE（ミデッテ）」や同館で販売されている福島県の特産品を集めた「日本橋ふくしま館特選カタログ」について、常議員会やホームページを通じて全国に周知した。

2. デフレマインド脱却と成長経済を目指した政策提言活動を展開

(1) 各地商工会議所との双方向対話を通じた国・地域・企業が同じ方向を目指す提言とその実現

①成長戦略の進化と着実な実行

わが国経済は、アベノミクス効果や円高修正などを背景に、総じて回復基調にあるものの、中小企業や地域が景気回復を実感するには至っていない。震災復興・福島再生はもとより、エネルギー政策や税制・社会保障、少子化対策、規制改革などの課題が山積するなか、わが国がデフレマインドから脱却し、成長経済への移行を果たすためには、成長の原動力である中小企業の発展と地域の再生が不可欠であり、企業自らが事業収益を新たな投資や雇用・賃金増に繋げていく好循環を創り出すことが極めて重要である。

このため、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」（5月9日）、「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」（7月17日）、「平成27年度税制改正に関する意見」（9月17日）、「人口減少への対応に関する意見」（10月10日）、「第三次安倍内閣に望む」（12月17日）、「東日本大震災からの本格復興に向けて4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を」（平成27年2月19日）などを取りまとめ、安倍総理や関係閣僚に要望した。

このほか、他団体との連名により、「中小企業の成長と地域の再生に向けた政策の断行を」（5月28日、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会との連名）、「エネルギー問題に関する緊急提言」（5月28日、日本経済団体連合会、経済同友会との連名）、「消費税の複数税率導入に反対する意見」（7月2日、日本経済団体連合会、経済同友会ほか7団体連名）などを取りまとめ、安倍総理や関係閣僚に要望した。

また、商工会議所の意見を大臣等にタイムリーかつ直接伝えるため、毎月の定例会議に併せて大臣等との懇談会を開催。9月には小渕経済産業大臣（当時）、10月には日本銀行、平成27年1月には石破地方創生担当大臣および自由民主党、3月には太田国土交通大臣との懇談会を開催した。

＜意見書の内容、実現状況は8（2）の意見活動ご参照＞



▲石破地方創生担当大臣、太田国土交通大臣との懇談会の様子（写真左は平成27年1月、同右は3月）

②地方創生と人口減少問題への対応

急激に進む日本の人口減少を放置すれば、日本の経済社会には極めて困難な未来が待っており、政府・地方自治体・国民等の各層がこうした危機意識を共有し、人口急減という中長期的課題の解決に取り組む必要があるとの認識から、総合政策委員会では4回にわたって議論を重ね、「人口減少への対応に関する意見」をとりまとめた。

意見書では、人口減少対策の3本の柱として「地域の再生・創生」「女性と高齢者の活躍推進」「結婚・出生率向上に向けた環境整備」を掲げ、さらに地域経済の中核的存在である商工会議所の役割についても述べた。特に、地方の疲弊と人口減少は表裏一体の関係にあり、地方の人口急減、都市部や東京への人口流出に歯止めをかけ、日本全体が経済の縮小スパイラルから脱却して持続的な成長を遂げていくには、地方の再生を図ることが最も有効かつ重要な対策との考えを示した。

意見書は、経済財政諮問会議の下に設置された「選択する未来委員会」はじめ関係省庁等に提出し、「地方創生」に係る今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策について政府がとりまとめた「まち・ひと・しごと総合戦略（12月27日閣議決定）」に、地域内経済循環の再構築や農林水産業の強化、観光振興、結婚出産しやすい環境づくりなど多くの項目が盛りこまれた。

③法人実効税率（中小軽減税率を含む）の引き下げに向けた検討、働きかけ

全国の商工会議所に対するアンケート調査等を実施し、その結果に基づき、税制専門委員会で検討を行い、9月に「平成27年度税制改正に関する意見」を取りまとめた。本意見をもとに、政府・政党等に対して要望した結果、法人税改革については、平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すとして、第1段階として、平成27年度から、法人実効税率を現行の34.62%から32.11%に引き下げるとともに、課税ベースの拡大として、大企業の欠損金繰越控除の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大が措置された。なお、これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革が行われた。

第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保し、平成28年度における税率引き下げ幅の更なる上乗せを図るとともに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続することとされた。

また、地域経済を支える中小法人については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限が2年延長された。これらの改正に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成27年3月31日に成立した（公布：平成27年3月31日、施行：平成27年4月1日）。

④消費税価格転嫁対策の徹底と複数税率導入反対

i) 価格転嫁対策の周知、PR等による徹底

全国514商工会議所において、「消費税転嫁対策相談窓口」を設置するとともに、3,568回のセミナー・講習会等の開催（約10.7万人参加）や、約46.9万件におよぶ巡回・窓口等相談を実施した。

また、国や関係団体、様々な分野の専門家等と連携しながら、地区内の中小・小規模事業者のニーズに応じた幅広い経営支援（価格の表示や設定方法、新商品開発、販路開拓等）を展開した。当所は、消費税転嫁対策を解説した小冊子の作成や各地商工会議所等への提供、指導員向け研修会の実施、政府の施策情報等の提供を通じて価格転嫁対策の周知、PR等を行った。

ii) 消費税の複数税率導入反対活動の展開

平成 26 年度与党税制改正大綱において、消費税の軽減税率制度について、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入するとされ、与党税制協議会において、対象品目の線引き例、区分経理案が示された。商工会議所では 9 団体連名で「消費税の複数税率導入に反対する意見」を提出し、複数税率は社会保障財源が失われ、社会保障制度の持続可能性を損なうこと、対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招くこと、新たに区分経理の事務が発生し、大きく事務負担が増加することから、複数税率の導入に対して反対活動を展開した。

その結果、平成 27 年度与党税制改正大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」こととされた。

iii) 消費税率の引き上げに関する対応等の検討

4 月の消費税率引き上げにあたっては、中小企業の適正な取引推進に向けた価格転嫁の支援策として「消費税転嫁対策窓口相談等事業」を実施。全国 514 商工会議所に相談窓口を設置し、巡回・窓口相談のほか、講習会・個別相談等の実施等、ワンストップ相談・支援体制の構築により、中小企業・小規模事業者のニーズに応じた経営支援を展開した。

⑤事業承継税制の抜本的な見直し

平成 25 年度税制改正大綱において、商工会議所がかねてから制度の見直しを求めている事業承継税制の大幅な拡充がなされ、雇用確保要件の緩和（5 年間毎年 8 割維持を 5 年平均 8 割維持に変更）、先代経営者の贈与時の役員退任要件の廃止等、事業承継税制の活用を阻害している要件が大幅に見直された（平成 27 年 1 月施行）。しかし、本改正は使い勝手の改正にとどまっており、抜本的な見直しには至っていない。平成 26 年度においても、株式の猶予割合の引き上げ等抜本的な見直しに向け、政府に対し要望するとともに、中小企業庁の「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」に参画し、商工会議所の意見を主張した。

⑥社会保障の重点化・効率化

i) 社会保障専門委員会等での調査・研究

社会保障専門委員会では、社会保障給付の重点化・効率化を軸とした持続可能な社会保障制度の実現に向けて、厚生労働社会保障審議会の各部会における議論の動向に合わせ、特に医療保険、公的年金制度、企業年金制度について調査・研究ならびに議論を行った。

ii) 社会保障審議会の各部会（医療保険、介護保険、年金、企業年金、福祉）等での意見活動

当所は、厚生労働省・社会保障審議会の各部会（医療保険、介護保険、年金、企業年金、福祉）に委員を派遣し、経済界の立場から持続可能な社会保障制度の実現に向けた制度改革について意見表明を行った。

医療保険部会で議論が進められてきた医療保険制度改革については、紹介状なしの大病院受診時における定額負担の導入や、協会けんぽへの国庫補助率（16.4%）を事実上恒久化など、商工会議所の意見が反映された。

企業年金部会において議論が進められてきた企業年金制度改革については、より中小企業にとって

制度の導入・運用がしやすい仕組みづくりにつながる簡易型確定拠出年金制度の創設、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度の創設などが盛り込まれた。

福祉部会・福祉人材確保専門委員会で議論が進められてきた社会福祉法人制度の改革については、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化に向け、平成 29 年 4 月から一定規模以上の法人への会計監査人の導入や、財務諸表・現況報告書等の情報を活用するための仕組みが構築されることとなった。

⑦労働力人口減少を踏まえた少子化対策等の検討

i) 「若者・女性活躍推進専門委員会」において、個別事項について検討

人口減少が見込まれる中、女性や高齢者、若者など、意欲と能力のある多様な人材の労働市場への一層の参加が求められていることから、労働委員会の下に「若者・女性活躍推進専門委員会」を設置。会議を 3 回開催し、中小企業における多様な人材の活躍推進をテーマに、特に女性に焦点を当て、中小企業がその取り組みを推進する方策について検討・検証した。

ii) 少子化対策やワーク・ライフ・バランスの推進について調査の実施

少子化対策等の観点から、独身の男女に対し、出会いの場を提供することを目的とした交流会・街コン等の事業を実施する商工会議所の取り組み状況を把握するため、全国 514 商工会議所を対象に、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を継続実施した（382 商工会議所から回答、回答率 74.3%）。

さらに、ホームページにおいて、少子化対策やワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や各地商工会議所が開催する婚活事業の情報等を随時掲載した。

⑧成長を支え働く意欲を高める労働政策の整備

i) 生産性向上に向けた多様な働き方の推進

労働力人口の減少という喫緊の課題に対応するためには、多様な働き方を推進し、生産性の向上を図ることが不可欠との観点から、労働者派遣法と労働基準法の改正について、中小企業の立場から商工会議所の意見を主張した。

改正労働者派遣法案については、平成 27 年 6 月に衆議院厚生労働委員会の参考人意見陳述の場において、再度、商工会議所の意見を主張した（平成 27 年 6 月 19 日衆議院可決）。改正労働基準法案は、改正派遣法の成立後に審議予定。

ii) 労働力不足に対応するため、若年者の雇用対策を推進

少子高齢化等の影響による労働力不足への対応の観点から、若年者層の雇用対策に係る法律改正案について、厚労省・労働政策審議会で商工会議所の意見を主張。「青少年の雇用の促進等に関する法律案」が厚生労働省より国会に提出された（平成 27 年 4 月 17 日参議院可決＜参議院先議＞）。

iii) 各地商工会議所（会員企業）を対象とした「雇用・労働問題に係る全国調査」の実施

賃金上昇や雇用拡大を起点とした経済の好循環実現に向けて、政府より経済界に対し賃上げ要請がなされた。これを受け、賃上げが企業経営にどのような影響を及ぼすかを調査目的とした「最低賃金引き上げの影響に関する調査」を各地商工会議所会員企業へ実施した。また、労働力不足の実態や、外国人材の活用等に関する「労働力不足への対応」もあわせて調査を行った（中小企業 2,491 社から回答、回答率 60.5%）。

調査結果では、平成 26 年度において最低賃金が 30 円程度引き上げになった場合の対応として、「労働時間調整」や「採用抑制」を行うと回答した企業が 1 割を超えるとの回答を得た。これらを踏まえ、当所は、中央最低賃金審議会において、「企業の支払能力を超える最低賃金の引き上げは、最も厳しい層に直接的に影響を与え、雇用に悪影響を及ぼすことから慎重な検討が求められる」等を主張した。また、審議にあたっては地域の実情を踏まえた審議が行われるよう、地方最低賃金審議会の自主性を発揮すべきであると主張した。最終的に、審議会の答申は、公益委員見解として、A ランクで 19 円、B ランク 15 円、C ランク 14 円、D ランクで 13 円という引き上げ額の目安を地方最低賃金審議会に示すこととなった。これを受けた地方最低賃金審議会での審議の結果、平成 26 年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で 780 円となり、前年度に比べ 16 円の引き上げとなった。

iv) 地域の意見聴取及び労働法制等の周知・啓発を目的とする出張説明会（都道府県商工会議所連合会の会議への講師派遣）の実施

地域における雇用・労働分野に関する課題や問題点の改善および、各種労働法制の周知・啓発を目的に、各地商工会議所や会員企業を訪問し、各種労働法制の動きや女性の活躍推進に関するヒアリングを実施した。

また、労働に関する法律知識や今後の労働政策の動向に関する説明等を通じて、各地商工会議所職員の資質の向上を図ることを目的に、各地商工会議所の経営指導に携わる職員を対象とした、「平成 26 年度労働セミナー」を開催した（全国の商工会議所より 21 名が参加）。セミナーでは、労働政策の動向について厚生労働省より説明いただいたほか、社会保険労務士から労働法の基礎的な内容を中心に解説を行うとともに、各地参加者同士によるグループディスカッションを通じて地域における雇用、労働情勢について意見交換を実施した。

v) 各地商工会議所の模範的な事例を収集し、労働委員会や労働専門委員会等を通じて普及促進

少子化対策や街コンを通じた地域活性化策に取り組む商工会議所の事例を、労働委員会を通じ各地商工会議所へ周知を実施した。また、若者や女性の活躍推進に取り組む各地商工会議所の会員企業の情報を「若者・女性の活躍推進～中小企業のための情報ポータルサイト～」に掲示し、全国へ周知した。

⑨責任あるエネルギー政策の構築

i) 電力コスト上昇に苦しむ中小企業の現状を踏まえた調査・研究・提言活動の展開

長期にわたる原子力発電所の停止による化石燃料の輸入増、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による賦課金負担等の影響により、産業用電気料金は東日本大震災前の平成 22 年度からの 3 年間で約 3 割上昇し、電力多消費産業を中心とした中小・零細企業の経営を苦しめている。

電力コストの上昇は、新たな投資や雇用の拡大はもちろんのこと、事業存続にも悪影響を及ぼす可能性が極めて高く、喫緊の対応が必要という認識のもと、日本経済団体連合会、経済同友会とともに、「エネルギー問題に関する緊急提言」をとりまとめ、5 月に公表した。本提言は、安倍内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、高市自民党政調会長をはじめとする政府・与党関係幹部に直接手交し、中小・零細企業が見舞われている電力コスト上昇による苦境を訴えた。

電力コスト上昇の悪影響が日本経済全体に及んでいるなかで、特に大きな影響を受けているのは、鋳物業をはじめとする電力多消費産業である。11 月には、鋳物業で有名な埼玉県川口市において、「第

2 回日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会・第 2 回東京商工会議所エネルギー・環境委員会・第 20 回エネルギー・原子力政策に関する研究会合同会議」を開催し、電力コストの上昇と、その解決策について議論した。本会合では、当所中小企業政策専門委員である清水印刷紙工株式会社代表取締役社長の清水宏和氏から、「中小企業の視点（電力コスト負担増の視点）から考えるエネルギー政策の問題点」と題して講演があり、また、開催地・川口商工会議所の児玉会頭、伊藤副会頭、石川常議員から、「川口における電力コスト上昇の悪影響」について、現場の視点から説明があった。その後、これら講演を踏まえ、原子力発電所の運転再開に向けた国の役割等について議論した。

電力コスト上昇の主因である再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の賦課金負担は毎年度賦課金が積み重なることで負担額が増え続けていく仕組みである。原子力発電所の運転再開見通しが不透明な中、電力コスト上昇の流れが続いていく恐れがある。こうした状況を踏まえ、11 月から 12 月にかけて、全国の商工会議所を対象に、「電力コスト上昇の負担限界に関する全国調査」を実施し、335 社から回答を得た。電力コストの更なる上昇の負担限界を 1 kWh あたり 1 円までとする回答が全体の 3 分の 2 を超え、既に限界に近づきつつあることが浮き彫りとなった。本調査は、東日本大震災直後（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）と調査直前（平成 25 年 9 月～平成 26 年 8 月）のそれぞれ 1 年間における電力コスト、電力使用量も調査した。その結果、電力コスト単価（1 kWh あたり電力コスト）は 4.19 円（28.1%）の上昇、総額は平均で約 1,000 万円上昇したことが判明した。引き続き、本調査結果をもとに、中小企業の電力コスト負担増について訴えていく。

また、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会、省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会等に委員を派遣し、商工会議所の立場から意見を主張した。

ii) 「日商環境ナビ」を通じて、各地商工会議所や中小企業に役立つ情報の提供、および商工会議所の取り組みや意見を対外的にアピール

各地商工会議所や中小企業に役立つ情報提供、および当所の提言・要望を含む商工会議所の取り組みや意見を「日商環境ナビ」を通じて対外的にアピール（年間、環境関連ニュース 219 本、ツイッター 6,311 回発信）したほか、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握する「CO₂チェックシート」（エクセル版）を「日商環境ナビ」を通じて引き続き提供し、その普及に努めた。平成 27 年 3 月現在で 1,374 社が登録している。

iii) 環境と経済の両立を原則とする地球環境問題への対応

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の委託業務である「容器包装リサイクル事業」、ならびに独立行政法人環境再生保全機構の委託業務である「公害健康被害補償業務（汚染負荷量賦課金の徴収業務）」を実施商工会議所の協力を得て円滑に実施した。

また、温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証する「J-クレジット制度」について、政府の「J-クレジット制度運営委員会」に委員として参画し、本制度の普及活動に協力した。

⑩中小企業・小規模事業者関係施策の拡充（国・都道府県への働きかけ）

ⅰ）中小企業関係施策に関する各地商工会議所へのアンケート等や中小企業政策専門委員会における検討等を踏まえた意見・要望書の取りまとめ

政府の中小企業関係施策について、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、中小企業政策専門委員会で検討を行い、7月に「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」をとりまとめた。

その実現を働きかけた結果、平成26年度補正予算（平成27年2月成立）および平成27年度予算（平成27年4月成立）において、創業・第二創業・事業承継支援等をはじめとする経営支援、および小規模事業者支援、地域経済の中核となる中堅・中小企業支援など、地域の活性化や中小企業の活力強化に資する施策において、商工会議所の要望の多くが実現した。

創業・第二創業支援については、創業に関する知識・ノウハウの習得やビジネスプランの作成等を支援する「創業スクール事業」が平成26年度予算で講じられ、73商工会議所が実施した（主催：63商工会議所、共催10商工会議所）。また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画（平成26年3月認定開始）については、平成27年2月時点で、商工会議所地区で232件の計画が認定され、それらの計画には222商工会議所が参画している（創業支援事業者として参画：206商工会議所、何らかの参画：16商工会議所）。また、平成26年度補正予算および平成27年度予算において、「創業・第二創業促進補助金」が講じられ、創業時の設備費等（創業補助金・補助上限200万円）や、第二創業時の廃業コスト等への補助（第二創業補助金・補助上限1,000万円に拡充）が講じられた。

事業承継支援については、事業引継ぎ支援センターが、全国19カ所に増設され（うち14カ所が商工会議所に設置）、また同センターには、後継者難の事業者と創業希望者のマッチングのための「後継者バンク」が設置されることになった。

また平成26年度補正予算において、「ものづくり補助金」（ものづくり・商業・サービス革新補助金）、「省エネ補助金」（地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金）をはじめ、中小企業の活力強化に資する事業が講じられるなど、当所要望の多くが実現した。

小規模事業者支援については、10月に施行された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」に基づき、商工会議所等が策定する「経営発達支援計画」の認定制度が開始され、第1回認定に向け197商工会議所が計画を申請した（認定結果は平成27年5月末以降公表予定）。同認定制度の推進のため、商工会議所等が同計画を策定するために必要な経費に対する補助金（平成26年度補正予算）、認定された計画を実行するための経費に対する補助金（平成27年度予算）が講じられた。また、小規模事業者の経営計画作成支援事業（セミナー・個別相談会）および「小規模事業者持続化補助金」が平成26年度補正予算で講じられ、「小規模事業者持続化補助金」の予算額は、前年比100億円増の166億円となった。さらに、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所地区の小規模事業者向けに、7,200万円まで低利で融資が受けられる新貸付制度（小規模事業者経営発達支援融資事業）が創設された。

中堅・中小企業支援については、プロジェクトマネージャー等が地域中核企業（中堅・中小企業）の新分野・新事業進出を支援する事業が新たに講じられたほか、平成27年1月に、各省庁の中堅・中小企業向け支援策を横断的にまとめた「中堅・中小企業施策パッケージ」が公表され、全国各地域で説明会が開催されている。

また、都道府県の厳しい財政事情等により、多くの地域で小規模企業対策予算が縮減傾向にある一方、「小規模企業振興基本法」と「小規模支援法」が施行されたことにより、小規模企業に対する支

援のために商工会議所が果たす役割はますます広範かつ重要となることから、当所は、11月27日に全国知事会に対し、平成27年度の小規模企業対策予算について、経営指導員等の補助対象職員の安定的な確保ならびに補助単価の拡充等の実現について強く求めた。

⑪地域観光の推進による観光立国の実現に向けた検討・意見取りまとめ

観光立国推進閣僚会議が策定している「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の改定の動きを踏まえ、同アクション・プログラムが、地域と国が一体となった戦略的で実効性のある観光振興策となるよう、観光専門委員会で検討を行い、5月に『「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見」を取りまとめた。本意見を、太田国土交通大臣をはじめ政府等関係各所に提出し、その実現を働きかけた結果、改定したアクション・プログラムにおいて、国内観光の推進、地域における観光振興を目的に、新たに「世界に通用する魅力ある観光地域づくり」の項目が追加された。また、訪日プロモーションの強化や訪日ビザ要件の緩和などのインバウンド対策や、免税店の拡大、無料公衆無線LAN環境の整備、観光人材の育成などの受け入れ環境整備などの多くの意見が実現した。

⑫規制・制度改革と行財政改革の徹底・地方分権の推進

政府の規制・制度改革については、産業競争力会議との連携のもと、規制改革会議で本格的な議論が行われている。当所では、前年度に続き、中小企業の活力強化や地域活性化につながる規制・制度改革の提案について、各地商工会議所を通じて会員企業等から現場の生の声を集め、それらを30の意見にまとめ、5月に「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」として、規制改革会議、経済財政諮問会議、産業競争力会議に提出したところ、多くの意見が実現または実現に向けて動き出している。

地方分権については、「地方自治法の一部を改正する法律案」が5月に成立し、①地方中枢拠点都市（圏）の形成（市町村同士の「連携協約」の仕組みを導入し必要な行政サービスを提供する等）や、②政令指定都市の行政区に代えて「総合区」（特別職の総合区長を設置し、区役所内の人事権や市長への予算提案権等を移譲）へ格上げできる仕組みの導入などの措置が講じられることとなった。

さらに、12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、既述の「地方中枢拠点都市（圏）」が、「連携中枢都市（圏）」と名称変更され、目的についても「相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること」とされた。平成26年度は、連携中枢拠点都市圏形成に向けた「広域連携モデル事業」が9地域で実施された。

道州制推進については、当所と日本経済団体連合会、経済同友会など経済10団体が連名で「道州制推進基本法の早期制定を求める」を取りまとめ、4月に内閣官房長官等に同法案の早期国会提出を要請した。

⑬民法（債権法）・会社法・独禁法等経済法規改正への対応

国内外の社会、経済環境が著しく変化するなか、企業活動に大きな影響を及ぼす法改正の検討が進められている。経済法規専門委員会では、企業の競争力強化に資する経済法規改正を実現するべく、検討を行った。

まず、民法（債権法）改正については、法制審議会民法（債権関係）部会に委員を派遣し、中小企業の実態に基づいた意見を申し述べた。2月には民法（債権関係）改正に関する要綱が取りまとめられ、保証人保護の方策の拡充をはじめ、多くの項目で商工会議所の意見が取り入れられた。要綱を反映した改正法案は閣議決定を経て、3月31日に国会に提出された。

次に会社法改正に関し、平成27年5月の改正法施行に際し定められる関連規則について実務への影響を検討。「商業登記規則等の一部を改正する省令案に対する意見」「会社法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」を11月、12月にそれぞれ提出した。

また、4月から法制審議会でも新たに検討が開始された商法（運送・海商関係）の改正にあたっては、経済法規専門委員会の下に商法改正検討会を設置し、荷主や運送人など関係者の適切な役割や責任分担の観点から検討を行い、法制審議会商法（運送、海商関係）部会に委員を派遣して意見を申し述べた。

さらに、内閣府に設置された「独占禁止法審査手続についての懇談会」が公表した、独占禁止法審査手続に関する論点整理を受け、「独占禁止法審査手続見直しに関する意見」を7月に提出し、独占禁止法の的確な執行を尊重しつつも、審査対象企業の事業継続に配慮した手続きを求めた。

⑭キャリア教育の推進など教育における産業界と教育界の連携の強化

i) 教育委員会・教育専門委員会等での調査・研究

教育委員会では、キャリア教育の推進において地域総がかりでの取り組みを実践している「日向市キャリア教育支援センター」の取り組み事例を取り上げ、各地の取り組みに資するよう情報提供を行った。その他、地域の学生の海外留学を支援するため「官民協働留学支援制度」に新たに設置された「地域人材コース」について周知を行った。

教育専門委員会では、高等教育におけるキャリア教育のあり方を中心に、大学初年次におけるキャリア教育や諸外国におけるインターンシップの取り組みについて調査・研究・議論を実施した。

ii) 各地商工会議所への教育支援活動に係る啓発・普及

先進的なキャリア教育を実践している企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」「キャリア教育推進連携表彰」を受賞した商工会議所の取り組みを各地商工会議所に周知し、各地における教育支援活動の促進に向けた啓発・普及を図った。

iii) 教育再生に係る政府等への意見活動

日本人学生等の留学促進に向けた官民の支援のあり方を検討する「グローバル人材育成コミュニティ協議会幹事会」に、島村元紹教育専門委員会委員長が副代表幹事として参画し、商工会議所代表として意見を表明した。また、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」には、当所から委員が参画し、地方創生や地域経済の中核を担う中小企業の観点を盛り込むべきことを表明し、とりまとめに反映された。

⑮科学技術・知財政策の検討および知財経営の推進

i) 中堅・中小企業の競争力強化、地域経済活性化に資する科学技術政策のあり方の研究・要望

わが国の、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「科学技術基本計画」の策定に伴い、当所は、ものづくりで世界に打ち勝つための環境を整備し、

民間のイノベーションへの取り組みを強力に後押しすることで地方創生へとつなげ、地方と中堅・中小企業発の「科学技術創造立国」を目指すべきとの方針を定めた。

そのため、第5期科学技術基本計画の策定にあたり、「地方創生」と「中堅・中小企業の活力強化」の視点から、必ず盛り込むべきと考える項目を「科学技術・知財専門委員会」において議論、『第5期科学技術基本計画』への期待について～地方創生と中堅・中小企業の観点から～」として取りまとめ、「総合科学技術・イノベーション会議」へ提出し、その実現を働きかけた。

ii) 中小企業の知的財産の創造・保護・活用の推進

科学技術・知財専門委員会において、「知的財産推進計画 2014」に対する意見を取りまとめるとともに、経済産業省産業構造審議会知的財産分科会、内閣官房知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会等に委員などを派遣し、中小企業が知的財産を円滑に創造・保護・活用できる環境の実現に向けて意見具申した。

その結果、多様な中小企業の実態に配慮し、中小企業に職務発明規程を義務付けることを回避する、職務発明制度の見直し等を内容とした特許法の改正法案ならびに営業秘密保護強化等を内容とした不正競争防止法が国会に上程された。

さらに、営業秘密の保護強化に向けては、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」に参画して意見具申を行い、企業の実務者等で構成される「営業秘密官民フォーラム」が開催されることになった。

また、「知的財産推進計画 2015」の検討に先んじて、知的財産の更なる創造・保護・活用を促す環境整備のため、「知的財産政策に関する意見」を取りまとめ、知的財産戦略本部へ意見具申した。

⑩憲法改正問題への対応促進

i) 安全保障問題など憲法をめぐる課題への対応

憲法問題については、安倍総理が政府として憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能にする方向で検討を進めることを表明した。このため、当所は憲法と現実の乖離が顕在化している憲法9条に、自衛権、自衛隊の保持、国際貢献活動への自衛隊の派遣をわかりやすく整理して憲法上明確にすることが望ましいため、憲法を改正すべきとの立場に立ち、「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認の議論に関する基本的考え方」を5月に取りまとめ、「憲法問題に関する研究会報告書」（平成25年10月）の「第二章 安全保障」の追補とした。

また、「憲法改正の手続きを定めた国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）改正案」が6月に国会で成立し、選挙権年齢等の見直しや、公務員の政治的行為に関する制限緩和等がなされた。

(2) よりの確に企業や地域の実態を把握

①現場主義・双方向主義の徹底により、広く現場の声を反映

夏季政策懇談会を7月に開催するとともに、ブロック商工会議所との懇談会等を数多く開催。各地商工会議所会頭からの各地の実態や直面する課題等を丁寧にひろいあげ、各地商工会議所の現場の意見を当所の政策提言や事業活動に反映する等、現場主義・双方向主義の徹底を図った。また、各地商工会議所の先進的な取り組み事例をはじめ課題克服に向けた効果的な対応等を整理して情報提供した。

②会頭・副会頭会議、常議員会・議員総会、各種委員会において、重要政策課題等に関して各地商工会議所と双方向の対話を実施

会頭・副会頭会議、常議員会・議員総会を毎月開催し（５月、８月を除く）、各地商工会議所活動に極めて重要な政策課題等を取りあげ、具体的な対応策や意見・要望等について、質の高い活発な討議を行った。

また、あわせて開催した各種委員会では、有識者や関係省庁等からの情報提供等のほか、他の商工会議所の範となる事例を有する商工会議所からの事例発表・意見発表を通じて情報共有を図り、各地商工会議所活動の活発化を推進した。

③重要政策課題に関する各地での説明会の派遣および講師派遣の実施

重要政策課題に関する直近の動きや商工会議所の考え方等について、各地商工会議所および会員企業等の理解を促進するため、各地商工会議所が実施する各種会議等に当所役職員を派遣し、説明会を開催した。社会保障・税の一体改革および平成 26 年度税制改正等については 57 回、エネルギー・環境政策については 19 回行った。

④商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査の実施と精度向上に向けた取り組み、積極的な周知活動

平成元年４月にスタートした商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査については、CCI スクエアを活用し、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行った。また、時宜に応じた付帯調査（設備投資や採用、所定内賃金の動向、コスト増に伴う販売価格への転嫁状況等）を併せて実施し、その調査結果は、企業を取り巻く経営環境や直面している課題等の現状を示すデータとして活用した。

平成 26 年度には、本調査のさらなる精度向上を図るため、調査未実施商工会議所に対する本調査への参加依頼や、調査実施商工会議所に対する調査対象先の拡充・見直しの依頼等を行ったほか、調査作業の効率化を図るとともに、より詳細な分析が可能となるよう、調査システムの機能強化に向けた検討を行い、システム改修を実施した。同システムは平成 27 年４月から稼働予定（平成 27 年３月末時点での調査対象先：422 商工会議所、3,159 企業等）。

さらに、本調査を広く周知する観点から、調査結果の配布先（国会議員、報道機関、地方自治体、シンクタンク等）の拡大を図るとともに、月毎にメールや当所ホームページ等により公表し、新聞・テレビ等において計 76 回取りあげられた。このほか、調査結果は、経済対策に関する政策提言・要望活動の基礎資料や、政府主催の会議等における中小企業の景況感・経営実態等に関する説明資料として活用した。

3. 新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援

(1) 消費税の価格転嫁対策等コスト転嫁の推進

①中小企業における価格転嫁状況調査の実施

４月の消費税率 8 % への引き上げについて、中小企業における価格転嫁の状況を把握するために、引き上げ直後の５月と、約半年後の９月に「中小企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査」を実施。3,000 を超える事業者にヒアリング調査を実施し、回答を得た。

消費税引き上げ分の転嫁の状況は、第 1 回調査・第 2 回調査ともに、約 6 割の事業者が全て「転嫁できている」と回答。一方で、「全く転嫁できていない」事業者は約 1 割であった。平成 9 年の消費

税引き上げ時（3→5%）に比べ、「転嫁できている」は約2割増加しており、より円滑な転嫁が実現した。

②経営指導員向けブロック別研修会の開催

幅広い相談に対応する「ワンストップ相談・支援体制」を支える経営指導員等の知識能力向上を支援するため、6月から9月に全国9ブロックで12回の研修会を開催し、のべ約400人が参加した。

③中小企業の円滑な価格転嫁を支援するための小冊子を作成

消費税率10%への引き上げに備え、4月の8%への引上げ時に発生した様々な影響の振り返りや、価格表示、新商品開発、資金繰り、消費税転嫁対策特別措置法への対応等について、事業者支援の際のツールとして活用できるよう、消費税転嫁対策を解説した小冊子「ケースで考える消費税率引上げ対策」を60万部作成し、各地商工会議所等へ提供した。

(2) 創業や経営力強化等、小規模・中小・中堅企業の挑戦を加速化

①創業支援を3割（150）程度の会議所で実施

創業に関する知識・ノウハウの習得やビジネスプランの作成等を支援する「創業スクール事業」が平成26年度予算で講じられ、73商工会議所が実施した（主催：63商工会議所、共催：10商工会議所）。また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画（平成26年3月認定開始）については、平成27年2月時点で、商工会議所地区で232件の計画が認定され、それらの計画には222商工会議所が関与している（創業支援事業者として関与：206商工会議所、何らかの関与：16商工会議所）。

平成26年度に国の創業支援策に関わっている商工会議所は、237商工会議所（重複除く）に上っている。

②小規模事業者に対する伴走型の事業計画策定・実施支援の推進

「小規模企業振興基本法」と「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が6月に成立し、わが国における小規模事業者関係施策と商工会議所による支援体制は、新たなステージを迎えた。

小規模支援法に基づき商工会議所等が作成する小規模事業者の需要開拓に向けた事業計画策定・実施支援等の計画（経営発達支援計画）を、経済産業大臣が認定する制度が創設され、第1回認定には197商工会議所が申請した。同認定制度を推進するため、認定を受けた経営発達支援計画に基づき、商工会議所等が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助する「伴走型小規模事業者支援推進事業」が講じられた（平成27年度予算28億円程度）。さらに、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所地区の小規模事業者向けに、7,200万円まで低利で融資が受けられる新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）が創設された（平成27年度予算0.2億円）。

また、平成26年度補正予算で講じられた、第2回・第3回認定での経営発達支援計画申請に向けた計画策定のための検討会等の開催や調査実施に係る経費を補助する「経営発達支援計画策定推進事業（6億円程度）」については、第1次締切で15商工会議所を採択した。

③株式会社商工組合中央金庫（商工中金）との覚書の締結

当所と株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は12月9日、「中小・中堅企業および地域の活性化

に係る連携強化の覚書」を締結した。中小・中堅企業と地域経済の活性化に向け、各地商工会議所と商工中金の各支店との連携強化を図り、地域の支援ニーズを踏まえ、商談会、提携ローン、海外展開支援等を行っていく。

④マル経推進や経営者保証ガイドラインの普及など金融の円滑化

中小企業の資金繰りや資金調達の動向等を把握するため、7月と平成27年1月に、金融実態調査を実施した。金融機関の貸出姿勢や消極姿勢の理由、中小企業金融円滑化法終了後の中小企業からの資金繰り相談状況、設備投資等に伴う新規融資の相談状況等について継続的に調査を行い、結果を各地商工会議所に還元した。

多様な中小企業の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会は、全国47カ所に設置されており、そのうち31カ所は商工会議所が設置主体となっている。平成26年度の活動状況は、企業からの相談体制を拡充したことや運用の見直し等により、窓口相談企業数、再生計画策定支援完了件数は、大幅に増加傾向にある。

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）について、商工会議所における平成26年度の推薦実績は、件数23,193件（前年度比106.4%）、金額1,420億3,811万円（同114.7%）であった。商工会を含む全体の融資実績は2,237億3,386万円（同112.8%）で、予算上の当初貸付規模2,500億円に対する消化率は89.5%となった。

マル経融資は、平成26年度からの貸付限度額の拡大（1,500万円から2,000万円）や、耐用年数を経過した設備更新の設備資金の金利の引き下げがなされたことから、事例集等を作成し、9ブロックでの中小企業相談所長会議等を通じて、各地商工会議所に周知徹底を行った。

また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経基礎研修）を実施した。さらに、マル経融資推薦業務に関する実務経験の豊富な経営指導員を対象に、マル経融資推薦に係るノウハウの共有と更なる推進を目的に、総合研修（マル経総合研修）を実施した。

⑤企業再生・事業継続・経営安定対策の強化

経営安定特別相談事業に関わる経営指導員のさらなる資質の向上を目的に「経営安定対策事業研修会」を6月、11月に開催した。研修会では、業況不振に陥った中小企業に対する経営改善計画策定支援や、災害時にも主力事業の機能を維持するためのBCP（事業継続計画）の策定支援、事業承継支援、経営者保証に関するガイドラインに関して、経営指導員が個別・具体的なアドバイスを能動的に行えるようレベルアップを図った。

198商工会議所に設置している経営安定特別相談室は、事業者からの経営再建や事業承継等の相談に対応し、経営安定化に向けた各種支援を行った。

「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」については、中小企業基盤整備機構が実施する全国100カ所でのガイドライン研修会の周知、参加勧奨を行った。また、ガイドライン適用の円滑化を図るためガイドラインQ&Aの改正、参考事例集の追加を行うとともに、CCIスクエア・当所ホームページに公表し、全国の商工会議所に周知・PRした。さらに、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）研修会や経営安定対策事業研修会に加え、全国9ブロックで開催した中小企業所長会議でも説明するなど、同ガイドラインの普及促進を図った。

自殺対策においては、経済産業省との情報交換を通じて、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」等

における政府の各種取り組みについての周知や、中小企業に対するきめ細かい相談対応、中小企業の経営上の悩みに対する各種相談窓口の周知、中小企業に対する震災対応の各種支援策の周知を行い、相談対応の強化を図った。

⑥「ザ・ビジネスモール」「おもてなしギフトショップ」等、商談や販路拡大に資する各地商工会議所の事業との連携および、横展開による各地会員の参加促進

中小企業・小規模事業者にとって、販路拡大は最大の経営課題であり、国内の電子商取引（EC）の市場規模が急速に拡大する中、ネットショップなど IT を活用した販路開拓等は過大な費用をかけることなく、企業規模問わず取り組みやすくなっていることから、各地商工会議所が、「ザ・ビジネスモール」「おもてなしギフトショップ」など企業向けの EC サイト等の活用による販路拡大をテーマにしたセミナーを開催する際に利用できる、中小企業基盤整備機構事業「IT 活用販路開拓支援セミナー（事業所向け）」の活用を呼びかけた（47 商工会議所、1,085 名が参加）。

⑦3D プリンターの活用に向けた各地商工会議所担当者向け説明会・視察会の実施

3D プリンターは、ものづくりを大きく変革させる可能性があるとして近年注目を集めており、各地商工会議所で企業向けのセミナーや施設見学会等を開催するなど、商工会議所としての取り組みも広がりを見せている。

このため、当所では、3D プリンターの現状を理解し、3D プリンターがこれからの産業に与える影響を把握するとともに、今後のものづくり企業への支援のあり方について考える機会を提供するため、各地商工会議所職員を対象に、12 月 4 日から 5 日の日程で、「3D プリンターの利活用支援に関する勉強会・視察会」（神奈川県小田原市）を実施し、14 商工会議所（連合会）から計 17 名の参加を得た。

⑧知的財産関連セミナーの実施による知財経営の推進

知的財産は中小企業の重要な経営資源の一つであるものの、情報不足や人材・資金不足等のため十分な保護・管理が出来ていない中小企業が多くみられる。そこで、中小企業に対し知的財産の啓発を行うため、共同開発やライセンスにとって重要な「契約」をテーマに、東京商工会議所との共催により、セミナー「技術契約の基礎知識～知財権の活用を図るには、まずは『契約』です～」（6 月 17 日）を開催。188 名が参加した。

⑨中小企業の会計に関する基本要領の利用企業拡大に向けた普及・啓発活動

各地商工会議所窓口において、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に中小会計要領を利用するよう、積極的な啓発および相談に応じた適切な助言を行うとともに、広報活動、セミナー・研修の開催などを中心に様々な取り組みを実施した。

広報活動については、中小企業庁作成のパンフレット・リーフレットの各地商工会議所での設置・頒布、ポスターの掲示等を働きかけた。

⑩中小企業が IT 経営に取り組む道標となる業種別ロードマップや経営課題に応じた IT 利活用モデルの研究

中小・小規模企業が IT を効果的に活用できるよう、IT 経営に取り組む道標となる業種別ロードマッ

プや経営課題に応じた IT 利活用モデルについて研究を行った。

⑪ IT 経営実践事例の分析およびセミナー開催による横展開

中小企業の企業活動においても IT は大きな役割を担っているが、個人情報漏洩などの情報セキュリティに関するリスクも増大しており、対策や知識向上が求められていることを踏まえ、各地商工会議所と連携し、情報セキュリティの重要性や動向、事例などを紹介する「中小企業情報セキュリティセミナー」を開催した（4 商工会議所と 8 コースを共催し、計 455 名が参加）。

⑫ 地域中小企業の IT 経営に資する情報をデジタルガイドブック（電子ライブラリー）で提供

IT を活用した販路開拓等に取り組む小規模事業者等を支援することを目的に、最近の電子商取引（以下、EC）の状況や、EC に関わる法律をはじめとしたネットショップの基礎知識から、初心者に対する実際のネットショップの構築などについて分かりやすく解説した、「ネットショップの現状とこれから」、「販路拡大のためのネットショップ出店」、「タブレット活用で訴求力アップの動画撮影・編集」を電子書籍にて作成した。

また、企業に眠るデータを見直すことにより、売上向上や生産性の向上を図ることができることを解説した、「売上アップに貢献！企業データ徹底活用のおすすめ」を電子書籍にて作成した。これらの冊子は、研修会テキストとして活用するとともに、商工会議所ライブラリーに掲載し、広く情報提供を図った。

販路開拓を目指す中小企業・小規模事業者に対して「ネットショップ」の魅力や各種支援メニューを紹介するため、EC 参入促進パンフレット「あなたがネットショップにチャレンジするときです！」を電子書籍にて作成し、商工会議所はじめ商工会などに 14 万部配布するとともに、商工会議所ライブラリーに掲載し、広く情報提供を図った。

(3) 各地商工会議所の経営支援力の向上

① 「第 3 回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）の開催

経済・社会環境が大きく変化するなかで、中小・小規模企業が抱える経営課題も多様化・高度化・複雑化しており、各地商工会議所における経営支援力の一層の強化が求められている。このため、経営支援における好事例やノウハウの水平展開などを図るとともに、経営指導員の全国規模のネットワークを強化し、各地商工会議所における中小・小規模企業に対する支援力を向上することを目的に、「商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」を、7 月に開催（福岡県久留米市）。各地商工会議所の経営指導員ら 218 人が参加した。研修会の結びで、今後の経営支援に対する取り組みとして、「伴走型の事業計画策定・実行支援」に果敢に取り組むこと、域内外の多様な関係者を結ぶ「地域総合コーディネーター」としての役割を果たすこと、「全国規模の経営指導員ネットワーク」を積極的に活かすこと等が、「久留米アピール」として採択された。



▲第3回商工会議所経営指導員全国研修会の様子
(7月・久留米市)

②経営指導員向けの具体的支援の手法を学ぶテーマ別実践研修会の開催

経営指導員向けの実践型研修の開催や、経営支援ノウハウの水平展開等を通じた経営指導員の支援力の向上を推進するため、当所では、都道府県ごと、もしくは各地商工会議所における研修を補完する位置付けで、経営指導員向け実践型研修を実施。具体的には、創業支援や、中小企業支援、マル経を中心とした金融相談に必要な基礎知識の習得、経営安定対策（倒産防止）事業における実務対応スキルの習得や、実在の企業を題材とした経営改善提案実習等を実施した。

③「経営指導員スクエア」開設による支援のケーススタディ等の横展開

各地商工会議所における「伴走型の事業計画策定・実行支援」と「地域の活性化」の推進に資する情報提供のため、CCI スクエア内に「経営指導員スクエア」を開設した。同ページ内では、主に中小企業相談所に関係する法律関連、予算関連、各種要望、各種調査、事例等に関するきめ細かな情報発信を行った。

④各種事例集の作成や「経営指導員向けメールマガジン」の発行などによる好事例の共有および対外的な発信

当所では、各地商工会議所の参考資料として、「商工会議所 ものづくり支援事例集」、「商工会議所経営支援事例 25」および「マル経融資の動向と推進事例集」「商工会議所 3D プリンター利活用支援事例集」「商工会議所と商工中金との連携事例集」を作成・提供し、先進事例の水平展開を図った。

また、経営指導員メルマガを毎月発信することで、経営指導員の手元に直接、補助金や施策情報を提供した。

⑤「中小企業の会計に関する基本要領」の普及

中小企業基盤整備機構と各地商工会議所が共催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」および各地商工会議所が主催する会計に関連するセミナー・研修などを、のべ約 300 回（約 7,000 名が参加）開催。中小企業の経営者が、自ら中小会計要領の内容を理解し活用できるよう、積極的に取り組んだ。

また、中小会計要領の普及・啓発を行っていくための中小会計要領について分かりやすく説明できる人材育成の観点から、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議などにおいて中小会計要領に関する説明を行い、各地商工会議所職員・経営指導員の中小会計要領に関する理解の促進を図った。

⑥IT 経営推進に必要とされる企業人材の育成に資する商工会議所の支援策および指導・支援人材の育成、組織化等に関する研究会を開催

地域中小企業が IT を戦略的に活用して経営革新を図る「IT 経営推進」への取り組み支援策等について、「IT 経営推進専門委員会」において研究・検討を行った。

さらに、中小・小規模企業が IT を効果的に活用できるよう、企業人材の育成とその支援策について研究することを目的とした「IT 活用人材育成研究会」において、商工会議所の IT 分野における事業者支援のあり方について研究・検討を行った。

⑦各地商工会議所が実施する IT 関連セミナー、研修会等の講師・指導者の全国ネットワークを構築 講演実績のある IT 関連の講師のうち、各地商工会議所から推薦のあった専門家 55 名を「IT 関連

セミナー・研修会等の講師リスト」として取りまとめ、CCI スクエアを通じて、情報共有を行った。

これにより、IT 関連セミナー講師・支援者を必要とする商工会議所に対する情報提供を行った。

また、当所主催の「販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー（指導者向け）」を受講いただいた専門家 46 名を講師リストとして取りまとめて提示し、各地商工会議所がネットショップ開設支援のセミナー等を開催する際の講師として活用できるように情報提供を行った。

⑧IT コーディネータ協会との緊密な連携のもと、各地商工会議所と IT 経営支援の専門家である地元 IT コーディネータとの連携を一層強化

各地域において商工会議所を中心とした地元中小企業への支援体制を強化するため、各種の研修会等を通じて当所と特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会との連携強化を図るとともに、各地商工会議所には希望に応じて IT 経営支援の専門家である地元 IT コーディネータを紹介・派遣し、IT 関連の相談に対応できるよう支援した。

また、ビッグデータ時代を迎えて、企業内外のデータ活用を行う必要性が高まっていることから、IT コーディネータ協会および日本マイクロソフト株式会社と連携して、身近で利用可能なデータやアプリに着眼した「会社のデータ徹底活用セミナー」を企画、全国 20 カ所で開催した（別掲の電子書籍「売上アップに貢献！企業データ徹底活用のススメ」をテキストとして利用）。

⑨中小企業 IT 経営支援の強化をテーマとする、経営指導員向け研修会を開催

IT を活用した販路開拓等に取り組む小規模事業者等に適切な支援・助言を行うことで、小規模事業者等の持続可能な経営の実現を目的として、各地商工会議所の経営指導員等を対象にした「販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー（指導者向け）」を東京、大阪、福岡、仙台、札幌の 5 カ所で中小企業基盤整備機構と連携して開催した（各地商工会議所の経営指導員等 68 名を含む 257 名の支援者が参加）。

⑩タブレット端末で利用できる経営相談・指導等に資するコンテンツを研究・開発

タブレット端末を利用した動画の撮影と編集方法を取りまとめた、電子書籍「タブレット活用で訴求力アップの動画撮影・編集」を作成し各地商工会議所の経営指導員等 68 名を含む 257 名の支援者に対しセミナーを実施し、その活用を支援した。

4. 地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進

(1) 地域資源を徹底活用して行う持続可能な地域活性化の取り組みを推進

①地域団体商標の積極的活用による地域ブランドの確立支援

4 月の特許法等の一部改正により、商工会議所においても商標の登録申請が行えるようになった。そこで、本制度を活用し、地域ブランドの育成につなげていくために、セミナーや研修会等を通じた制度概要の説明をはじめ、各地商工会議所へ地域団体商標の積極的な活用を呼びかけた。

②「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の実施と取り組みの拡大

地域資源を活かした新商品や観光プロジェクトなどを開発し、それを全国に展開することを目指した取り組みを支援するため、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト（小規模事業者地域力活用

新事業全国展開支援事業)」を実施した。平成 26 年度は、調査研究事業、本体事業 1、2 年目の 3 事業を行い、81 件のプロジェクトが採択された。プロジェクトを実施する商工会議所に対する側面支援として、専門家を派遣して事業の円滑な推進に向けた実践的なアドバイス、指導等を行った。

また、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などの販路開拓を支援するため、「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」（9 月）、国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門市「グルメ&ダイニングスタイルショー」（平成 27 年 2 月）、アジア最大級の職の催事「FOODEX JAPAN2015」（平成 27 年 3 月）に出展し、共同展示商談会「feel NIPPON」を開催して、多様なバイヤーとの商談を行った。さらに、商品改良や販売戦略、商談シートの作製等を一貫して支援する伴走型のサポートを通して、テストマーケティング事業の展開や展示商談会等を開催した。本プロジェクトを紹介する WEB サイト「feel NIPPON」を活用したプロモーションにも力を入れ、Facebook や Twitter といった SNS を活用し、本事業の認知度向上や開発された商品の PR 支援を強化した。

③地域コーディネーターの育成に向けたセミナー等の開催

地域資源を活用した新商品の開発や地域における多様な産業の連携、観光振興の推進において、商工会議所の役割が高まっている。こうした実情を踏まえ、地域のコーディネーターとしての商工会議所職員の資質向上を図ることを目的に研修会を 4 回開催した。事業創造に成功した商工会議所を会場として、事業の担当者や関係者らを講師に、成功のためのノウハウや事業の考え方などを視察を含めた実戦形式で学んだ。

また、研修内容や先進事例を整理し、地域資源の活かし方から商品の売り方までのノウハウをまとめた地域資源活用マニュアルや、商工会議所が旅行商品の開発を進める際手引書「地域発・旅行商品開発に向けたハンドブック」を発行した。

④商工会議所による農林水産業再生の取り組みを推進

5 月に開催した第 1 回地域活性化専門委員会において、林業再生・森林資源活用に関する商工会議所の取組事例を報告したほか、11 月に開催した第 2 回地域活性化専門委員会において、地域の具体的な取り組み事例を取り上げ、商工会議所として取り組むべき分野や手法等の検討を行った。

産業界と農協等との連携による商品開発や販路拡大などの取り組み強化に向け、今後の商工会議所と農林水産団体関係者との連携の具体的な進め方の検討のため、11 月から平成 27 年 1 月に、「商工会議所と農林水産団体との連携状況等に関する実態調査」を実施し、農林水産団体の商工会議所への会員加入状況や具体的な連携事業などに関する情報を収集し、平成 27 年 3 月に結果を公表した。

調査結果（回答商工会議所数：451 カ所）としては、「JA が商工会議所に入会している」との回答が 202 カ所（44.8%）、「JA との事業面や組織面での連携や交流を行っている」との回答が 206 カ所（45.7%）であった。

⑤社会資本整備専門委員会の新設による高速道路・都市間高速交通・地域公共交通・空港・港湾等の整備のあり方の検討およびその働きかけ

第 29 期からは社会資本整備専門委員会を新設し、急速な人口減少・高齢化の進行や国際競争の激化を踏まえた今後の社会資本の整備および維持管理・更新のあり方について議論を行った。本専門委員会での議論を踏まえつつ、5 月には「国土強靱化基本計画（素案）に関する意見」を内閣官房に提出したほか、10 月には「高速道路の整備、維持管理・更新および運営、料金制度に対する商工会議

所の考え方、主張」を社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において意見陳述、平成 27 年 2 月には「高速道路を中心とした道路を『賢く使う取組』の基本方針に関する意見」をとりまとめ、国土交通省に提出した。

⑥IT 利活用による効果的な地域情報の発信策の検討

各地商工会議所における地域活性化に向けた取り組みを支援するため、全国の商工会議所の取り組みを分野、課題、手法ごとに分類し、地域や商工会議所の視点で整理した「地域活性化事例データベース」を構築した。5 月 26 日に開催した第 1 回地域活性化専門委員会において、同データベースの仕様や活用促進に向けた取り組み等を報告し、8 月 27 日より本格稼働を開始した。平成 27 年 3 月末時点の登録件数は 197 件、分野別の内訳は、「まちづくり」81 件、「ものづくり」28 件、「観光」56 件、「福祉・教育・環境」8 件、「その他」24 件、情報登録商工会議所数は 121 カ所となっている。

(2) 地域力を活用した個性ある観光振興への取り組みを支援

①観光振興への取り組み支援

全国商工会議所の「観光立地域」への取り組みを促進する観点から、「平成 26-28 年における観光振興への取り組み強化アピール・514 商工会議所の『観光立地域』活動による『観光立国』の実現に向け～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～」を 6 月の常議員会で決議した。このアピールは、今後 3 年間の全国 514 商工会議所における観光振興のための行動指針で、同一経済圏内、都道府県内、ブロック内など、地域を越えた様々な単位での商工会議所間の連携による多様な観光振興を推進する「CCI 観光 NET」の構築を目指している。

9 月に全国 514 の商工会議所に「観光連絡担当」を設置し、12 月に担当者を集め、キックオフミーティングを開催した。観光連絡担当向けのメールマガジンの配信や、CCI スクエアの専用ページの開設等を通じて、担当者間の連絡体制の構築や先進事例・観光振興に関する各種情報の提供を行った。

10 月に大分県別府市等で、「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ（第 11 回）」を開催、全国の商工会議所関係者等約 1,500 人が参加した。「地域を磨く人の育て方～オンリーワンの地域づくりが豊かな観光地を育む～」をテーマに、本大会・交流会・分科会・エクスカージョンを実施。大分県でしか体験できないニューツーリズムの取り組みを地域の人々との交流を通じながら体感した。また、オンリーワンの観光まちづくりの実現に向けて、鍵となる人材の育成・発掘と、多様な人々の協働による取り組みの促進を目指した「べっふアピール」を採択したほか、第 7 回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った。

さらに、人材育成の観点から、観光に携わる担当者を対象にした研修会を 7 月に開催（北海道夕張市）。観光振興に取り組む北海道内のキーパーソンからの事例紹介や現地視察を通じて、観光振興による地域再生や産業育成、商工会議所の役割等について理解を深めた。

このほか、全国商工会議所を対象に実施した「各地における観光振興への取り組み状況に係る調査」を行い、観光に関する各地域の事業活動や課題、問題点などを整理し、その結果を CCI スクエアに掲載した。



▲「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ」で開会挨拶をする三村会頭(10月・別府市)

(3) 中心市街地活性化など地域商業の緊急的課題への取り組みを強化

①中心市街地の空き地・空き店舗の利活用促進に関する有識者研究会の設置

中心市街地活性化の大きな弊害となっている空き地・空き店舗問題の実態把握と利活用促進方策の検討を目的として、「空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会」を設置し、短期的な解決策のみならず、中長期的な視点に基づいた解決策の議論に着手した。

②まちづくり特別委員会の開催や国内外先進地視察の実施

まちづくり特別委員会では、急速に進行する人口減少・高齢化に対応したコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、まちづくり三法の効果の検証や先進地域の取り組み事例の共有等を行った。11月には、第3回委員会を新潟県長岡市において開催し、同市が取り組む中心市街地活性化事業の視察や副市長等との懇談を行った。

③法改正動向や各種支援策の各地商工会議所への積極的な情報提供と関係機関との連携強化

平成26年度は、中心市街地活性化法、都市再生特別措置法、地域公共交通活性化・再生法が改正され、基本計画認定要件の大幅な引き下げや民間事業者向けの重点支援措置などが創設されたことから、合同委員会等の場において積極的に周知活動を行った。加えて、小規模都市を中心とする20超の商工会議所を訪問し、新たな法制度等について詳細な情報提供を行い、活用を促すとともに、さらなる支援措置の拡充・改善にむけた情報収集や意見交換を行った。

また、平成26年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構・中心市街地活性化協議会支援センターが東京および全国各ブロックで開催する「中心市街地活性化協議会交流会」等に参画し、各地商工会議所、自治体、まちづくり会社、タウンマネージャーなど、幅広いまちづくりの関係者との情報交換・連携の強化を図った。

5. 企業の海外展開への対応強化

(1) 海外展開を後押しする貿易・投資・ビジネス環境の整備を促進

①成長を見込める新興国地域へ会頭ミッションを派遣

東京商工会議所と合同で、平成27年2月1日から7日まで、三村会頭を団長に、総勢79人からなる経済ミッションをインドネシアとフィリピンに派遣した。

インドネシア・フィリピン両国の大統領をはじめとした閣僚との対話において、両国から日本企業の投資に対する強い期待が寄せられた。また、両国から、日本企業が進出するための環境整備の重要

性について理解が示され、企業進出の足がかりとなるミッションとなった。

今次ミッションにあわせ、中小企業経営者、実務担当者を対象にした実務型ミッションである「現地事情視察会」を同時に派遣した。



▲インドネシア ジョコ・ウィドド大統領(右側奥から4人目)と懇談(平成27年2月)

②二国間・多国間経済委員会との連携による中小企業の国際展開支援

カナダ商工会議所とのパートナーシップのもと、10月に「日本・カナダ商工会議所協議会(会長＝檜田松瑩三井物産株式会社会長)」を設立。11月には、ペリン・ビーティール・カナダ商工会議所会頭、グレッグ・リックフォード・カナダ天然資源大臣等カナダ政財界関係者の訪日にあわせ、同協議会設立記念シンポジウムを開催し、両国企業、政府関係者等約80名が参加した。

日本メコン地域経済委員会では、8月にミャンマー国家計画・経済開発省投資企業管理局(DICA)との意見交換会、ベトナム計画投資省副大臣との懇談会、10月にベトナム・ハナム省人民委員会との懇談会、11月にベトナム商工会議所ミッション受入れ、ベトナム・ドンナイ省投資セミナー、12月にベトナム・メコンデルタ投資セミナー、日越ビジネス交流会、3月にラオス商工会議所正副会頭との意見交換会、ミャンマー産業人材育成シンポジウムを開催。中小企業の投資先として関心の高いメコン各国の情報を提供した。

③諸外国からの経済ミッション受け入れと貿易・投資セミナー、商談会の開催

平成27年2月に姜増偉(きょう ぞうい)・中国国際貿易促進委員会会長を団長とする訪日ミッション団の代表と伊藤一郎・日商特別顧問との懇談会を実施し、意見交換を行った。懇談において、両国を代表する経済団体である当所と中国貿促会が一層友好協力関係を深め、経済交流や地域間交流を促進することが、相互の信頼関係醸成と両国の更なる発展に貢献するとの認識で一致した。

また、11月にベトナム商工会議所の商談ミッションが来所し、日本メコン地域経済委員会所属の企業との懇談会を行った。

④日商内に商工会議所海外展開支援室を設置

わが国では、為替変動・エネルギー高騰等による生産コスト上昇や、国内需要の減少などに伴い、大企業だけでなく中小企業においても新市場の獲得や生産コスト削減等のため、海外事業展開を図る重要性が高まっており、各地商工会議所においても、会員企業からの海外展開に関する問い合わせが増えている。

こうした各地商工会議所の会員企業の海外展開をより強力に支援するため、平成27年2月、海外の各地域への進出に関する新たな問い合わせ窓口として「商工会議所海外展開支援室」を設置した。

⑤商工会議所向け「海外からの引き合い情報等掲載サイト（CCI-IBO）」の構築により中小企業の海外アクセスを拡大

海外展開を企図する各地商工会議所会員企業を支援するために、海外からの引き合い情報等を掲載する標記 WEB サイトを 11 月に開設した。

本サイトでは、海外での新たなビジネスの開拓を目的に、商工会議所会員企業の詳細な情報を発信する。また、従来の IBO にはなかった新サービスとして、外国政府による各種入札情報、海外企業から日本の商工会議所に寄せられる引き合い情報（日本での購入先、販売先を探したい等）の検索も可能となった。

今後、当所から在京大使館や海外の企業等への周知活動を行い、順次、海外からの引き合い情報の登録を増やしていく予定。

⑥日豪・日智・日亜・日 ASEAN をはじめ二国間・多国間経済委員会活動の活性化

14 か国（豪州、韓国、スペイン、ニュージーランド、マレーシア、インド、スリランカ、バングラデシュ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、エジプト、ミャンマー、フィリピン）との二国間経済委員会の合同会議を開催するなど、それぞれの国との関係強化に努めた。特に ASEAN については、初開催の日 ASEAN 官民対話に三村・日 ASEAN 経済協議会会長が参加し、日本のプレゼンスを示した。

日本メコン地域経済委員会では、来日したメコン地域各国の政府要人との懇談会やセミナー等を数多く行ったほか、メコン各国商工会議所、政府等とのネットワークの構築、意見・提言活動の一環として、4 月には「メコンデルタ投資環境視察ミッション」を派遣し、メコンデルタ地域の 13 省都市を管轄する共産党組織ベトナム・メコンデルタ委員会副委員長をはじめとし、カントー市、ハウザン省、ドンタップ省の各人民委員長と懇談。期間中、フン駐日ベトナム大使、ド・ニャット・ホアン計画投資省外国投資庁長官ご臨席のもとでメコンデルタ投資セミナーを開催し、メコンデルタ委員会との間で、今後、農業分野や地域開発で協力を進めていく旨の覚書を締結した。10 月には「訪ベトナム経済ミッション」を派遣し、ベトナム計画投資省（MPI）との第 2 回協議会を開催。さらに、チュオン・タン・サン国家主席やグエン・カム・トゥ商工副大臣などに表敬訪問をしたほか、ハイフォン市やクアンニン省人民委員会との懇談、各地工業団地の視察を行った。2 月には、「訪ミャンマー経済ミッション」を派遣し、ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会（UMFCCI）と第 11 回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議をヤンゴンで開催。その後、ヤンゴンに次ぐ第二の都市であるマンダレーを訪問し、マンダレー商工会議所への表敬訪問、マンダレー工業団地を視察した。

⑦在外日本人商工会議所と各国政府との経済対話の一層の推進によりビジネス環境を整備

ASEAN 各国の日本人商工会議所等で組織する ASEAN 日本人商工会議所連合会（FJCCIA）の活動を支援した。FJCCIA は 6 月フィリピン・マニラにおいて総会を開催、ミン ASEAN 事務総長との対話を開催し、現地進出日系企業が直面する問題や ASEAN 経済統合に向けた課題を提起した。

日智経済委員会および日亜経済委員会では、12 月に派遣した「訪南米経済ミッション」開催にあたり、在亜日本商工会議所、日智商工会議所およびブラジル日本商工会議所からも参加者を募り、交流を深めた。

日本メコン地域経済委員会では、10 月に派遣した「訪ベトナム経済ミッション」期間中、ベトナム日本商工会（JBAV）との懇談会を開催した。

⑧貿易、投資、ビジネス環境の改善・整備に向けた意見・要望活動

日本政府は、官民一体となって新興国の市場開拓に戦略的に取り組んでいく方針を示し、平成 26 年 3 月、経済産業省の補助事業「新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）」の公募を行った。当所は、対象国 10 カ国のうち 8 カ国 9 地域に応募し、採択された。

その内、チェンナイ日本商工会、ブラジル商工会議所、中国日本商会へは、現地からの要請に応じて、当所および東京商工会議所、福井商工会議所から各 1 名、専任職員を派遣した。

当所の提案は、本補助金を活用して、海外に進出した日本企業からなる日本人商工会議所のロビイング活動を日本サイドと協力して支援するもの。

本補助金は、海外に進出している日本企業が直面している障壁事項を調査・分析する「調査分析事業」と、現地政府に対して制度改善の働きかけを行う「協議会等交流事業」からなり、これにより、日本企業を取り巻くビジネス環境の改善を図ることを目的としている。新興国では、貿易・投資上の課題は多岐にわたることから、各地在外日本人商工会議所に事業の大部分を委託し、各国の実情に応じたロビイング活動を行った。

(3) 経済連携協定の推進により、日本企業の国際競争力強化

①経済連携協定（TPP、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA 等）の締結促進

平成 25 年の TPP 交渉参加以来、商工会議所では交渉の早期妥結に関する意見書の提出や、会員企業の貿易・投資上の課題に係る意見の収集、各国ステークホルダーとの情報交換、また TPP 首脳および閣僚会合等、交渉状況のフォローを行った。

平成 26 年度は、5 月にシンガポールで行われた閣僚会合、11 月に北京で行われた閣僚会合において、事務局が交渉会合開催地に出向き、交渉状況をフォローした。

また、日豪経済委員会で平成 14 年から必要性を訴えてきた日豪経済連携協定（日豪 EPA）が 7 月に両国首脳間で署名。10 月には、第 52 回日豪経済合同委員会会議において、日豪 EPA の早期発効を求める共同声明を発出し、平成 27 年 1 月に同協定が発効された。

チリでは、第 29 回日智経済委員会が開催され、両国から 152 名が参加。TPP 交渉の早期妥結に向け両国経済界で協力していくことで一致するとともに、二重課税防止協定の早期交渉開始を両国に求める共同コメントを採択した。



▲三村会頭が、安倍総理の大洋州歴訪に同行、(右)アボット豪州首相

②貿易関係証明専門委員会において、特定原産地証明書発給体制の整備・拡充を推進

貿易関係証明専門委員会において、利用者拡大のための事業を実施する枠組みを決め、特定原産地証明書発給体制の整備・拡充を図った。同枠組みに基づき、各地の発給事務所において、企業向けの普及・啓発セミナーの開催や広報チラシの作成等を行い、当所においては、発給事務所の業務効率化

と申請企業の利便性向上を目的に、発給システムの各種改修や発給事務所職員の資質向上に向けた担当者研修会を実施した。

③中小企業の原産地証明書の取得促進に関する説明会の開催

特定原産地証明書発給手続きに係る説明会を各種機関と連携して全国で 21 回開催するとともに、広報チラシの作成等を行った。

④貿易関係証明担当者向け研修会の開催

6 月 4 日から 6 日と、10 月 22 日から 24 日の 2 回、商工会議所が実施する貿易関係証明業務担当者を対象に、実務研修等を通じ、証明発給業務知識の習得および貿易実務に係る認識の向上を図ること等を目的として、「商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会」を実施し、合計 114 名の参加を得た。

6. 地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援

(1) 地域や企業における若者や女性の活躍の場を拡大

①「若者・女性の活躍推進」ポータルサイトで若者や女性が活躍する中小企業の好事例を発信

中小企業における若者・女性の活躍推進を支援するため、「若者・女性の活躍推進～中小企業のための情報ポータルサイト～」を開設し、国や関係機関の施策を紹介したほか、先進的・継続的に若者・女性活躍推進に向けて取り組んでいる中小企業の好事例を発信し、年間 10 万ページビューを超えた。

②子ども・子育て分野に関する規制・制度改革の改善に向けた要望活動

内閣府「子ども・子育て会議」において、事業所内保育等、事業者側における子育て支援策について意見を述べたほか、「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」において少子化対策、交流人口拡大に資する地域活性化の活動の促進に関する要望を行った。

③両立支援策やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援拡充の働きかけ

急速に進む少子化は、将来的に労働力不足、ひいては経済活力や社会保障制度の持続可能性の低下を招く恐れがあるとの認識のもと、わが国の重要政策課題の一つとして取り組む必要がある仕事と子育ての両立支援等について国へ意見活動等を行った。

④両立支援策やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の先進事例の普及・啓発

「若者・女性の活躍推進～中小企業のための情報ポータルサイト～」内で、先進的・継続的に仕事と子育ての両立支援等に取り組んでいる中小企業の好事例を紹介し、普及・啓発に努めた。

また、内閣府と共催でセミナーを実施し、ダイバーシティ・マネジメントや女性の活躍に向けて考察した。

(2) 中小企業の魅力を発信し若者とのマッチングを推進

①中小企業に対するジョブ・カード制度の積極的な普及促進

当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 110 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カー

ドセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（63 カ所）をそれぞれ設置し、ジョブ・カード制度推進事業（厚生労働省の委託事業）に取り組んだ。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会と業務連絡会議、全国 8 ブロックごとの会議を開催して情報提供、意見交換するとともに、ジョブ・カードセンター専用サイト（CCI スクエア）と「ジョブ・カード事業通信」（80 回送信）と名付けたメールを活用し、職業訓練を実施するための計画の作成と助成金の支給申請手続き、委託費の取り扱いなどに関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）が本事業を円滑、かつ適正に実施できるよう、相談・指導に努めた。また、全国 27 カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）を訪問し、個別の業務指導と意見交換を行い、うち 9 カ所では、本事業の進捗状況と委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。あわせて、業務経験が少ない担当者の参考とするために、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）の担当者と学識経験者など 17 名で構成する「ジョブ・カード制度推進会議」を設置した。3 回の会議での検討結果については、報告書にとりまとめたうえ、業務連絡会議で報告するとともに、ジョブ・カードセンター専用サイト（イントラネット）に掲載し、情報提供に努めた。

また、本制度を活用する企業にとってのメリットをはじめ、実際に活用した企業と訓練の終了後に正社員として採用された元訓練生の声、各種の申請手続きと助成金の概要を盛り込んだリーフレット（36 万部）とポスター（2,660 部）を作成し、各地商工会議所（連合会）に提供した。加えて、本制度の概要と企業での活用事例（文字情報：142 社、動画：16 社）、助成金の概要などを掲載した企業向けのホームページでの情報提供や、「会議所ニュース」「石垣」、全国紙への PR 広告の掲載等により、本制度の周知徹底に努めた。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）では、企業への個別訪問と業界団体などに対する説明をはじめ、企業への説明会、訓練の指導と職業能力の評価の担当者を対象とした講習会の開催等により、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援した。こうした活動の結果、ジョブ・カードを採用ツールとして活用するジョブ・カード普及サポーター企業数は 22,214 社、職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局長の確認（または、厚生労働大臣の認定）を受けた企業（＝確認済・認定企業）数は 11,442 社となった。さらに、職業訓練を終了した 3,277 社の訓練修了者 4,751 名のうち、3,594 名（約 75.6%）が正規雇用に結びついた。

7. 「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進

（1）各地商工会議所・企業との双方向の対話を重視

①日本商工会議所役職員による全商工会議所訪問運動の継続実施（3 巡目、平成 25 年度～平成 27 年度）

各地商工会議所や会員企業のニーズの把握、各地商工会議所とのネットワークの構築等を目的として、3 年間で全国 514 カ所の商工会議所を訪問する「全商工会議所訪問」を実施。平成 25 年度から 3 巡目を実施してきており、平成 27 年 3 月末までに 494 商工会議所を訪問。平成 27 年度中、早期に全会議所訪問を達成し、4 巡目の訪問を実施する予定。

②先進事例の発信や研修会の開催を通じた各地商工会議所の会員増強を支援

各地商工会議所の会員増強・退会慰留に向けた取り組みを後押しし、組織運営基盤の強化に資する

ため、各地商工会議所の会員数や取り組み事例等に関する調査を実施した。その際、全国的に企業数が減少する中で会員数を増加させている商工会議所の会員増強事例、各地商工会議所の全会員事業所訪問活動や会員退会防止活動等のノウハウ等を収集し、情報提供を行った。

また、「会員増強研修会」を3回（8月、11月、2月）開催し、各地商工会議所からのべ101名が参加した。研修会では、会員増強で成果を出すためのツールの作り方とポイントのほか、代表的なアプローチ方法であるDMや電話で成果を出すための手法の修得に向け、講義形式の座学だけでなく、参加者同士によるグループディスカッションやケーススタディを用いたロールプレイングを実施した。

③各地商工会議所がイノベーションの実現に取り組むためのビジョンや中期行動計画の策定支援

当所では、各地におけるビジョンや中期行動計画の策定を後押しするため、各地商工会議所の要請に基づき、ビジョン策定等を行う各種委員会・研究会等に講師として役職員を派遣するとともに、当所ホームページの「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」において、各地商工会議所が策定したビジョン、アクションプラン（プログラム）、中期行動計画等を積極的に紹介した。ビジョンや中期行動計画を策定している商工会議所は年々増加傾向にあり、過去の策定分を含め130商工会議所が策定した。

(2) 会員企業の課題を主体的に発見・解決する商工会議所職員の育成を強化

グローバル化、IT化、人口減少、地域の疲弊など、商工会議所会員企業や地域を取り巻く環境が大きく変化し、商工会議所が対応すべきテーマや課題は、多様化、高度化、複雑化している。

こうした環境変化に対応するため、当所では、上記に対応できる人材を育成するため、また、商工会議所間のネットワーク構築の場として、階層別・業務別・テーマ別に各種研修会を実施。平成26年度は、のべ136回実施し、6,948名の参加を得た。また、各地商工会議所や都道府県商工会議所連合会が開催する研修会やセミナー等に講師として役職員を派遣した。

(3) 各地商工会議所の既存会員継続と新入会員増加を支援

①「商工会議所ニュースかわら版」による事業紹介

CCIスクエアの「商工会議所おすすめ事例」コーナーに、各地商工会議所が取り組む先進的な事例を継続的に掲載したほか、各地商工会議所が事業所訪問に活用するためのツールとして、商工会議所の政策提言活動やその成果、「中小企業の活力強化」や「地域の活性化」に向けた各地商工会議所の取り組みを分かりやすくまとめた「商工会議所ニュースかわら版」を毎月発行した。

②会員増強につながる新サービスの開発

当所では、業務遂行時に発生するリスクを保険で補償するため、現在6つの保険制度を運営しているが、多様化する経済活動において現行制度では補償されないリスクも発生していることから、各地商工会議所担当者および保険会社担当者へのヒアリングを通じて2つの新たな保険制度の創設に向けて検討を行った。

1つは、海外取引において発生した売掛債権が回収不能となった際に、その債権額の一部を補償する「輸出取引信用保険制度」であり、既存の「中小企業海外PL保険制度」とあわせて「海外展開サポートプラン」として、平成27年7月から実施することを決定した。

もう1つは、事業者の事業遂行リスクをオールインワンで補償する「全国商工会議所ビジネス総合団体保険制度（仮称）」で、既存の「中小企業PL保険制度」や「情報漏えい賠償責任保険制度」では補償されないあらゆる分野のリスクに対応する制度を検討した。

その結果、本制度では事業賠償リスクのみを補償する「総合賠償型」を、平成28年3月から、事業賠償リスクに加えて、火災・風水害等より店舗・工場が使用できなくなった際の休業損失等も補償する「総合補償型」を、平成28年7月にそれぞれ実施することとなった。

③営業力強化研修など共済・保険制度の加入推進

共済・保険制度の加入推進には、取扱保険会社の協力が欠かせないが、一方で商工会議所職員（担当者）が事業者ニーズを把握して適した制度紹介を行うことも重要であるとの観点から、共済・保険制度を事業者を紹介・説明するスキルを学ぶ「営業力強化研修」を実施した。

また、各地における加入推進活動を支援するため、共済・保険制度の広告を、全国紙および当所機関誌「石垣」、機関紙「会議所ニュース」に掲載するとともに、広告データをCCIスクエアにより提供し、各地会報等での利用に供した。

(4) 会員企業向け新サービスの提供と商工会議所財政基盤の強化

①検定事業再生プロジェクト推進

検定事業については、受験者数の減少傾向が続くなか、平成25年度から新たな3か年計画として「検定事業再生プロジェクト」をスタートし、各地商工会議所との連携のもと、年平均2%の受験者増を目標に受験者数拡大に取り組んでいる。

平成26年度は、各地商工会議所で受験者増に効果があり、かつ、過度な負担なく実施できる、「書店や教育機関等への受験要項・申込書の配布、設置の拡充」「諸会議での企業・教育機関等への説明」「講習会の開催等検定試験の学習支援」等の取り組みを「再生プロジェクト推進モデル」として取りまとめ提示した。さらに、「POP 広告」

「企業や教育機関向け説明資料・チラシ」「PR 情報（記事）」等を提供し、各地商工会議所における普及促進活動を強力に支援した。

主要な情報発信ツールである「商工会議所検定ホームページ」においては、資格取得の価値向上・イメージアップを推進するため、①資格取得の必要性や人材ニーズ等について有識者や企業経営者等が語るインタビュー記事（「応援メッセージ」）、②上級資格を取得して各分野の第一線で活躍している方々のグラビア記事（「輝く資格取得者」）、③学生や社会人に資格取得のメリットを分かりやすく伝えるショートストーリー（「資格取得コラム」）など、コンテンツの充実を図るとともに、受験者にとって有益な各種情報、指導・学習法等の情報をタイムリーに提供した。

また、スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいように検定ホームページのリニューアルを行った。この結果、リニューアルをした平成27年1月から3月末まで訪問者数は、前年同期比60%増となった。さらに、Twitterによる情報発信を開始し、ホームページ掲載情報や検定関連情報等について、検定試験に関心のある方々にダイレクトに情報を配信した（平成27年3月末現在、情報発



▲リニューアルした検定ホームページのトップ画面

信数 1.2 万件、フォロワー数約 3,000 人)。

このほか、大手派遣会社、在宅ワーク紹介会社、大手パソコン教室等と連携し、簿記、日商 PC の各検定について、学習（座学・通信教育・e ラーニング）と受験をセットにした講座の構築・提供を行うなど、受験者数の拡大に向けて企業や教育機関等関係各方面との連携を強化した。

商工会議所検定試験の中核である簿記検定については、検定ホームページを活用し、あらためて簿記教育・学習の重要性、有用性について、有識者からのコメント等により広く各方面に訴えた。また、簿記検定創設 60 周年事業として「簿記指導者セミナー」を開催（東京・名古屋・大阪）し、簿記指導のポイントや企業における資格の評価等の参考情報を提供するとともに、全国の簿記指導者とのネットワークの構築に取り組んだ。さらに、企業会計に関連する諸制度の変更に的確に対応することに加え、一般的な企業における近年のビジネススタイルや会計実務の動向を踏まえ、検定試験がより実際の企業活動や会計実務に即した実践的なものとなるよう出題区分表の改定を進め、平成 28 年度から実施することとした。

また、受験者数の早期回復と一層の普及拡大に向けて、「簿記検定再生アクションプラン」を策定し、「企業が求める資格第 1 位－日商簿記 2 級」キャンペーンの実施、個人学習を支援する「簿記学習支援サイト」の新設等に取り組んだ。今後は、各地商工会議所における受験申込みのネット対応や検定情報サイトのリニューアル（スマートフォン対応など）等を支援していく。

販売士検定については、平成 27 年度からの「リテールマーケティング（販売士）検定」の呼称使用や 2 級試験の年 2 回施行に合わせ、より受験しやすい仕組みにするため、試験時間や出題数の削減など試験制度の見直しを行った。また、大手百貨店や大手家電量販店等の採用・人材育成担当者を訪問し、積極的な採用や社内での評価を働きかけるとともに、社内での活用状況についてヒアリングを行い、検定ホームページで紹介した。さらに、販売士検定をわかりやすく説明するとともに、企業等における販売士の活躍を周知するため、一般社団法人日本販売士協会と連携し、PR 用の動画を作成した。

日商 PC 検定については、複数受験を勧奨するため、「文書作成」「データ活用」「プレゼン資料作成」の 3 つの試験でいずれも 2 級以上に合格した方を対象に、企業実務で求められる高度な IT 利活用能力をすべて有する証として、新たに「日商 PC プロフェッショナル認定証」の交付を開始した。また、幅広く受験者層を拡大するため、「情報活用試験」（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団主催、文部科学省後援）の合格者に対し、知識科目の免除制度を導入した。

②保険・共済制度の拡充

新規会員獲得のツールとして加入件数の増加傾向が続いている「業務災害補償プラン」において、社会問題となっているパワハラ・セクハラによる賠償責任を補償する「雇用慣行賠償」が一部の保険会社において特約として付加され注目を集めた。

また「中小企業 PL 保険制度」では、リコール特約において「故意に異物を混入させた場合」においても補償されるよう補償範囲の拡大を行われ、平成 28 年 7 月から適用することとなった。

(5) 商工会議所運営基盤の強化と危機管理への対応

①各地商工会議所の運営力強化の支援

i) 全国商工会議所専務理事・事務局長会議等における商工会議所の組織・財政基盤強化等に資する意見交換・情報提供の実施

第 68 回全国商工会議所専務理事・事務局長会議を、5 月 22 日から 23 日に長崎市で開催。291 商工会議所・6 連合会から 357 名が参加した。

全体テーマを「商工会議所の組織基盤および活動力の強化について」とし、全体会議では、「日本再出発」を担う商工会議所の役割と活動について、危機意識や重要政策課題に係る対応等の認識の共有を図った。

また、管内商工業者の規模毎にグループに分かれ「規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会」を開催。10 商工会議所から先進的な事例発表を行うとともに、各地商工会議所が共通して直面する「1 地域、1 企業、1 商工会議所に対応できない課題」の克服に向け、全国 514 商工会議所のネットワークや多様な主体との連携を最大限に活用した商工会議所活動の推進について活発に意見交換を行った。

ii) 運営専門委員会において、小都市商工会議所支援および小都市商工会議所が直面する課題への対応策を検討

小都市商工会議所（管内人口 10 万人以下）の組織基盤の安定化・強化を支援するため、「小都市商工会議所支援室」を 6 月に設置し、小都市商工会議所からの様々な要請に対し、ワンストップで対応する体制を整備・対応した。

また、小都市商工会議所の現状把握と直面する課題の抽出を行うとともに、商工会議所間の連携推進をはじめ、有効な対応策を検討していくことを目的に、運営専門委員会のもとに「小都市商工会議所支援ワーキンググループ」を設置し、140 名の商工会議所の専務理事等が参画し、意見交換を行った。2 回の全体会議やワーキンググループ分科会での議論等を踏まえ、平成 27 年 4 月に会員増強・退会慰留、地方創生に向けた人材育成、自主財源確保に向けた収益事業等について、「小都市商工会議所支援 WG 中間報告」を取りまとめた。

iii) TOAS（商工会議所トータル OA システム）の拡充・利用促進

各地商工会議所における TOAS の一層の普及促進と円滑な運用および効果的な活用を支援するため、導入商工会議所の担当者等による「TOAS ユーザー会」、「TOAS フォーラム」を開催し、地図情報と連携した事業所情報管理と貸し会議室管理をはじめ、商工会議所業務に対応した効果的な TOAS 運用および商工会議所事業における TOAS データの戦略的な活用等について研究・検討した。

iv) 全国の商工会議所と連携した共同購入、共同契約の実施

当所および各地商工会議所の経費の削減に寄与するため、当所では、平成 23 年度より全国のスケールメリットを活かした共同購入、共同契約を実施している。

平成 23 年度より開始した事務用品の共同購入は、平成 27 年 3 月末までの累計で 104 商工会議所が利用登録を行っている。

また、平成 24 年度より開始した給茶機サービスの共同契約事業は、平成 27 年 3 月末までの累計で 11 商工会議所が利用登録を行っている。

平成 25 年 1 月より開始した商工会議所マーク入り額の販売については、平成 26 年度において、のべ 145 商工会議所にご購入いただいた。

②商工会議所のリスクマネジメント・コンプライアンスの対応強化

i) 各種イベント等での事故発生時の対応方針の策定

自然災害（ゲリラ豪雨、竜巻、地震、落雷等）や人為的脅威（大量の観客による事故、危険な観客、経験や技能不足等による怪我等）など、商工会議所が実施するイベントをはじめとする様々な事業におけるリスクが高まっていることを踏まえ、運営専門委員会を中心に、商工会議所事業を取り巻くリスクに対する総合的なマネジメントの対応方針について検討を重ね、4 月にリスクマネジメント報告書を取りまとめた。平成 26 年度は本報告書を基に、各地商工会議所事業のリスクマネジメントの取り組みを支援した。

また、不測の事故が発生しても、事故に伴う経済的損失により商工会議所の経営が不安定化しないよう、商工会議所のスケールメリットを活かした各地商工会議所のための独自の包括的な保険「商工会議所イベント保険団体制度」を 4 月に創設し、各地商工会議所が円滑に事業を実施できる体制を整備した。平成 27 年 3 月末現在、297 商工会議所が加入。

ii) 「商工会議所向けデータバックアップサービス」の普及促進

商工会議所自身の BCP 対策の観点から、会員事業所データ等の基幹データの消失に備え、データバックアップ体制の構築を支援するサービス「CCI Backup」の普及を図った（平成 27 年 5 月現在 208 商工会議所が導入）。

iii) 商工会議所会計の標準化、税務実務の理解促進

商工会議所の会計処理は、昭和 56 年に制定した「商工会議所会計基準」を基本に実施することを推奨しているが、各地商工会議所ではこれまでの経緯の中で必ずしも同基準に準拠していないケースも見られる。

また最近では、税務処理に関する問い合わせも増えていることから商工会議所会計に関連する税務実務を取りまとめた「商工会議所税務実務」を 9 月に刊行し、「商工会議所会計実務」とともに「経理担当職員研修会」のテキストとして活用し、正しい会計処理・実務と税務処理・実務の理解促進を図った。

③各地商工会議所の「商工会議所コンプライアンス責任者」を核としたコンプライアンスの徹底、取り組み支援

各地商工会議所の役職員を対象とした会議や研修会などのあらゆる機会を捉え、コンプライアンスの遵守について説明するとともに、CCI スクエアを通じてコンプライアンスのさらなる徹底を呼びかけた。また、各地商工会議所でのコンプライアンスに係わる当所との連絡窓口、コンプライアンスの強化に向けた職員の意識改革、体制の整備等において中心的な役割を担う「商工会議所コンプライアンス責任者」の設置を推進。平成 27 年 3 月末現在、444 商工会議所が設置済み。

(6) 情報発信力の強化による商工会議所ブランドの向上

①電子ライブラリー導入や動画配信の拡充など時代に即した情報発信手法の活用

会員はじめ地域事業者および各地商工会議所に有益な情報をタイムリーに提供できる「電子ライブラリー」（ネット上の書庫）を研究し、平成 26 年 1 月に各地商工会議所を対象とした「CCI スクエアライブラリー」を、4 月に会員企業など地域事業者を対象として、企業の経営に役立つ情報を提供する「商工会議所ライブラリー」の運用を開始した（平成 27 年 5 月現在 102 冊掲載。275 商工会議所がホームページ等にバナーをリンク）。

②ホームページひな型の活用促進

各地商工会議所における情報発信の要であり、商工会議所の活動や事業の PR、理解の促進のために欠かせないホームページのリニューアル支援として、専門的な知識がなくても容易に更新できるホームページのテンプレート（ひな型）を平成 25 年度に開発した。同テンプレートを活用した各地商工会議所のホームページのリニューアルを支援するため、「商工会議所ホームページリニューアル研修会」を開催した（35 商工会議所、計 36 名参加）。

また、過去の「商工会議所ホームページリニューアル研修会」の参加者を対象とした「フォローアップ研修」を開催し、ホームページのリニューアル支援を後押しした（9 商工会議所、計 10 名参加）。

③「石垣」「会議所ニュース」の内容拡充（事例掲載数増、購読者増）

先進的な取り組みを進める企業や商工会議所などを積極的に取りあげ、石垣、会議所ニュースの紙面の充実を図った。

④報道機関との双方向対話の促進

報道機関との意思疎通の円滑化を図るため、三村会頭、中村専務理事等と報道機関との懇談会を定期的に開催した。三村会頭等と経済団体記者会加盟社記者との懇談会、当所役職員と同加盟社記者との懇談会をそれぞれ年に 1 回実施したほか、三村会頭・中村専務理事とメディア各社との意見交換会を 1 回、当所幹部とメディア各社論説委員・解説委員との意見交換会を 1 回開催するなど、報道機関との意思疎通の円滑化を図った。

⑤プレスリリース資料の質的向上と効果的なブリーフィングの実施

マスコミを通じて活動を広く周知するため、積極的にプレスリリースを行った。プレスリリースの質を向上させたほか、経済団体記者会のみならず、テーマに応じて様々な記者クラブにアプローチを行った。加えて、活動内容の理解を深めるよう役職員による記者へのレクチャー機会を設けるなど、記事掲載の拡大を図った。

⑥商工会議所を紹介する CM コンテンツの一層の活用促進

商工会議所の認知度を高めるため、当所が平成 24 年度に制作した「商工会議所 CM コンテンツ」を、引き続き各地商工会議所・都道府県商工会議所連合会に提供した。地元テレビ局やケーブルテレビでの CM 放映のほか、デジタルサイネージ、各種セミナー・イベントなど、多様な媒体やシーンで活用された。CCI スクエアからのダウンロード等を通じ、制作時より 53 商工会議所が活用した。

⑦広報担当者研修会（編集およびプレス対応）の開催による各地商工会議所広報活動の支援

各地商工会議所の会報担当者の能力向上を図るため、5月に「会報編集担当者研修会」を開催し（61会議所、62名参加）、各地商工会議所の広報活動を支援した。また、各界の著名人が原稿を執筆し、それらを各地商工会議所会報で利用できる共通記事として配信する「所報サービス」（利用商工会議所数：349）を毎月配信した。

（7）商工会議所における若手・女性経営者の活躍の場の拡大

①国の審議会や日商専門委員会委員等への若手経営者や女性経営者の積極的な登用促進

全商女性連・山崎登美子会長が当所常議員会に参加するとともに、内閣府男女共同参画推進連携会議に参画し、女性経営者の視点から積極的に意見を述べたほか、当所の第29期専門委員会（若者・女性活躍推進専門委員会、エネルギー・環境専門委員会）に各地女性会の役員が委員として就任し、当所の政策提言・要望活動に参画した。

②日本 YEG や全商女性連全国大会等の開催を通じた若手経営者・女性経営者のネットワーク拡大

<日本 YEG>

平成26年度の日本 YEG は「YEG INNOVATION!!～“躍動” Yakudou、“縁結” Enketsu、“我地力” Gachijikara～」をスローガンに、「組織強化活動」、「ビジネス支援」等の活動を展開した。

「組織強化活動」については、仲田憲仁会長が全国411青年部を訪問し、それぞれの青年部の抱える課題や地域活性化の取り組み等について、各地の青年部会長等と忌憚のない意見交換を実施。全国411青年部訪問の成果として、WEB上に全国の青年部訪問記録や事業等を紹介する「YEG ナビ」を立ち上げ、青年部活動を広く発信した。また、全国の会員数が3万人を超える組織となった日本 YEG の更なる事業活動の展開に向け、規約の一部を改正し、理事設置定数の上限の引き上げを行った。

「ビジネス支援」については、全国の YEG メンバーを対象に同業種間の横の繋がりを提供する「業種別部会交流会」（計583名が参加）、新たなビジネスチャンスの創出や、自社の隠れた可能性の発見



▲日本 YEG 全国大会京都大会の様子
（平成27年2月、京都）

を目的に異業種間で交流する「ビジネス交流会」を各地で開催（計1,025名が参加）したほか、YEG メンバーの販路開拓を支援する「YEG モール」のPR等を行った。

「東日本大震災復興支援」については、震災の記憶の風化を防ぐとともに、被災地の現状を全国の YEG メンバーに発信するため、「震災復興フォーラム」を宮城県気仙沼市（8月23日）、福島県いわき市（平成27年1月9日）、茨城県水戸市（平成27年1月10日）で開催したほか、東北各地で役員会等諸会議を開催。

のべ約2,400人が参加した。

また、全国9ブロックにおけるブロック大会（計12,410名参加）、「第32回全国会長研修会四季食彩の都しばた会議」（11月13日から15日、新潟県新発田市、1,481名参加）、「第34回全国大会京都大会」（平成27年2月19日～22日、京都府内各所、6,261名参加）等を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。

さらには、経営者としてのリーダー力向上を目的とした「翔生塾」、経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の新しい風会議」の開催、若手経営者の声を取りまとめた政策提言等、多岐にわたっ

て商工会議所青年部およびメンバー企業の発展に資する活動を展開した。

なお、平成 27 年 3 月末現在の青年部設置数は 457 カ所（514 商工会議所中の設置率 88.9%）、うち日本 YEG 加入は 411 カ所（加入率 89.9%）となっている。

＜全商女性連＞

i) 「女性起業家大賞」を実施し、創業の観点から女性経営者を支援

第 13 回女性起業家大賞について、第 46 回全国商工会議所女性会連合会神戸総会で表彰式を行い、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は、麻生満美子氏（リリーアンドデイジー株式会社代表取締役）、優秀賞（全国商工会議所女性会連合会長賞）は、スタートアップ部門（創業 5 年未満）で、馬場加奈子氏（株式会社サンクラッド代表取締役）、グロース部門（創業 5 年以上 10 年未満）で福嶋登美子氏（ブリリアントアソシエイツ株式会社代表取締役）に、それぞれ賞状と副賞を贈呈した。



全商女性連神戸総会の様子▲
（10月、神戸）

ii) 女性会およびその役員・会員を対象とした全商女性連表彰の実施

「全商女性連表彰」については、特別功労者 37 名、会員増強など組織強化に取り組んだ 19 女性会を表彰した。また、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰では、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）に相模原商工会議所女性会（神奈川県）の「相模原産桑茶『とうとるん』」の開発・販売で地産地消事業の推進が輝いた。優秀賞（全国商工会議所女性会連合会長賞）には、天童商工会議所女性会（山形県）「紅花ブランド化事業『県花・紅花で地域を元気に』」が選ばれた。

iii) 「石垣」やホームページ等を活用した全商女性連および各女性会活動の情報提供

「商工会議所女性会パンフレット」を作成・頒布し、女性会に対する理解の促進を図るとともに、当所発行の「石垣」「会議所ニュース」、全国商工会議所女性会連合会のホームページでの記事掲載等を通じて、各地女性会間の連携・交流の強化と先進事例の横展開を促進させるなど、各地女性会活動の周知に努めた。

iv) 女性会未設置商工会議所における新設促進、全商女性連未加入女性会に対する加入等促進

女性会未設置商工会議所に対する女性会設置や、未加入女性会の全商女性連への加入を呼び掛けるなど、財政基盤の強化に取り組んだ。平成 26 年度は半田商工会議所女性会が新たに全商女性連に加入。平成 27 年 3 月末現在の女性会設置数は 434 カ所（設置率約 84.4%）、うち全商女性連への加入数は 412 カ所（加入率 94.9%）となった。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号

TEL (03) 3283-7823

FAX (03) 3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

当所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア．設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ．業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

当所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと。
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと。
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと。
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと。
- 7 国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行なうこと。

- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと。
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと。
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと。
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと。
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと。
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと。

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	190,581	355,425	84,008
	その他（委託費）	144,801	152,024	171,365
	計	335,382	507,449	255,373
	一 般 会 計	192,883	355,425	255,238
	特 別 会 計	142,499	152,024	135
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政 府 出 資 金 額		—	—	—
財 政 投 融 資		—	—	—
借 入 金 等		0	0	0
(借 入 先)				

2. 定款および規約等

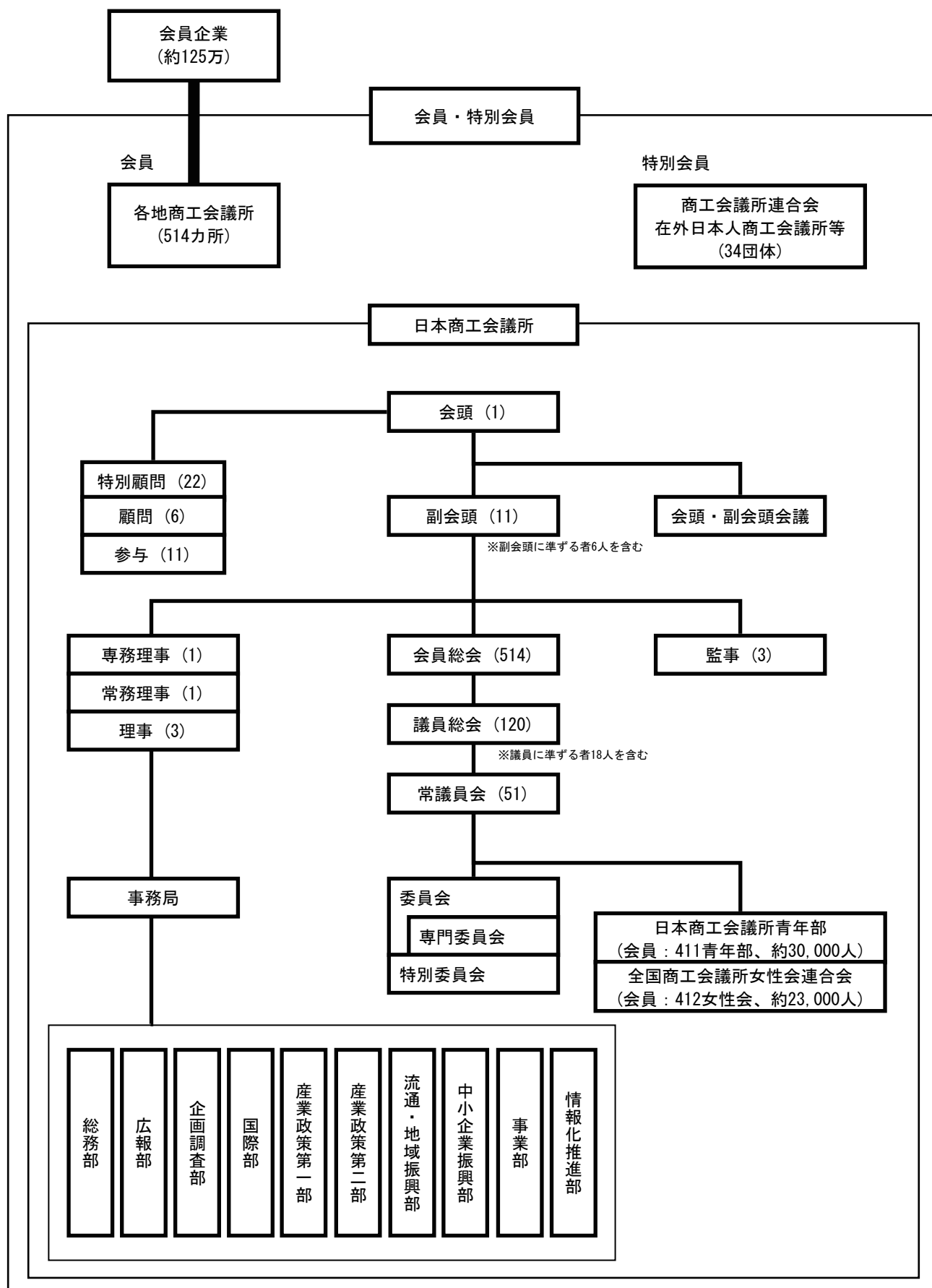
(1) 定 款

平成26年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成26年度においては、規約の変更は行われなかった。

3. 組 織



(1) 会 員（平成 27 年 3 月 31 日現在）

平成26年度末における日本商工会議所の会員数は、514商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東京都	8	岡山県	12
東北地区	45	神奈川県	14	広島県	13
青森県	7	山梨県	2	山口県	14
岩手県	9	静岡県	15	四国地区	27
宮城県	6	東海地区	49	徳島県	6
秋田県	6	岐阜県	15	香川県	6
山形県	7	愛知県	22	愛媛県	9
福島県	10	三重県	12	高知県	6
北陸・信越地区	49	近畿地区	71	九州地区	78
新潟県	16	福井県	7	福岡県	19
富山県	8	滋賀県	7	佐賀県	8
石川県	7	京都府	8	長崎県	8
長野県	18	大阪府	20	熊本県	9
関東地区	102	兵庫県	18	大分県	10
茨城県	8	奈良県	4	宮崎県	9
栃木県	9	和歌山県	7	鹿児島県	11
群馬県	10	中国地区	51	沖縄県	4
埼玉県	15	鳥取県	4		
千葉県	21	島根県	8	合 計	514

(2) 特別会員（平成 27 年 3 月 31 日現在）

平成 26 年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（16）	商工会議所連合会（14）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
ブラジル日本商工会議所	埼玉県	
シドニー日本商工会議所	千葉県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	神奈川県	
マレーシア日本人商工会議所	静岡県	
シンガポール日本商工会議所	三重県	
パラード日系商工会議所	福井県	
在亜日本商工会議所	滋賀県	
メキシコ日本商工会議所	山口県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞役員（平成27年3月31日現在）

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役 職	定 数	氏 名	経 歴
会 頭 (非常勤)	1 人	三 村 明 夫	(東京商工会議所会頭) 新日鐵住金(株)相談役 名誉会長
副会頭 (非常勤)	5 人	佐 藤 茂 雄	(大阪商工会議所会頭) 京阪電気鉄道(株)最高顧問
		岡 谷 篤 一	(名古屋商工会議所会頭) 岡谷鋼機(株)取締役社長
		佐々木 謙 二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条(株)相談役
		立 石 義 雄	(京都商工会議所会頭) オムロン(株)名誉会長
		大 橋 忠 晴	(神戸商工会議所会頭) 川崎重工業(株)相談役
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6 人	高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行相談役
		福 田 勝 之	(新潟商工会議所会頭) (株)福田組代表取締役会長
		竹 崎 克 彦	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行取締役会長
		鎌 田 宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		深 山 英 樹	(広島商工会議所会頭) 広島ガス(株)代表取締役会長
		末 吉 紀 雄	(福岡商工会議所会頭) コカ・コーラウエスト(株)代表取締役会長
専務理事 (常勤)	1 人	中 村 利 雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1 人	久 貝 卓	平成18年7月 近畿経済産業局長 平成20年7月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 平成26年10月 日本商工会議所常務理事
常 議 員 (非常勤)	51人	松 本 榮 一	(函館商工会議所会頭) ホンダカーズ南北海道(株)代表取締役会長
		山 本 秀 明	(小樽商工会議所会頭) 協和総合管理(株)取締役社長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行相談役
		新 谷 龍 一 郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設(株)代表取締役社長
		若 井 敬 一 郎	(青森商工会議所会頭) 青森魚類(株)代表取締役社長
		谷 村 邦 久	(盛岡商工会議所会頭) みちのくコカ・コーラボトリング(株)代表取締役会長
		鎌 田 宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		清 野 伸 昭	(山形商工会議所会頭) 山形パナソニック(株)代表取締役会長
		渡 邊 博 美	(福島商工会議所会頭) 福島ヤクルト販売(株)代表取締役
		福 田 勝 之	(新潟商工会議所会頭) (株)福田組代表取締役会長
		高 木 繁 雄	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行特別顧問
		深 山 彬	(金沢商工会議所会頭) (株)北國銀行相談役
		北 村 正 博	(長野商工会議所会頭) (株)システックス代表取締役社長
		井 上 保	(松本商工会議所会頭) (株)井上代表取締役社長
		和 田 祐 之 介	(水戸商工会議所会頭) (株)祐月本店会長

監 事 3 人 (非常勤)	北 村 光 弘	(宇都宮商工会議所会頭)	㈱横倉本店代表取締役会長
	曾 我 孝 之	(前橋商工会議所会頭)	中屋商事㈱代表取締役社長
	佐 伯 鋼 兵	(さいたま商工会議所会頭)	㈱佐伯紙工所代表取締役
	石 井 俊 昭	(千葉商工会議所会頭)	㈱千葉銀行顧問
	山 田 長 満	(川崎商工会議所会頭)	㈱経理バンクホールディングス代表取締役 社長
	金 丸 康 信	(甲府商工会議所会頭)	㈱テレビ山梨代表取締役社長
	後 藤 康 雄	(静岡商工会議所会頭)	はごろもフーズ㈱代表取締役会長
	大須賀 正 孝	(浜松商工会議所会頭)	㈱ハマキョウレックス代表取締役会長
	村 瀬 幸 雄	(岐阜商工会議所会頭)	㈱十六銀行取締役頭取
	吉 川 一 弘	(豊橋商工会議所会頭)	豊橋信用金庫理事長
	豊 島 半 七	(一宮商工会議所会頭)	豊島㈱代表取締役社長
	小 林 長 久	(四日市商工会議所会頭)	日本トランスシティ㈱代表取締役会長
	川 田 達 男	(福井商工会議所会頭)	セーレン㈱代表取締役会長兼社長
	大 道 良 夫	(大津商工会議所会頭)	㈱滋賀銀行取締役頭取
	寺 田 晟 二	(大東商工会議所会頭)	朝日電器㈱取締役会長
	三 宅 知 行	(姫路商工会議所会頭)	姫路信用金庫理事長
	植 野 康 夫	(奈良商工会議所会頭)	㈱南都銀行取締役頭取
	片 山 博 臣	(和歌山商工会議所会頭)	㈱紀陽銀行取締役頭取
	藤 縄 匡 伸	(鳥取商工会議所会頭)	日ノ丸産業㈱代表取締役社長
	古 瀬 誠	(松江商工会議所会頭)	㈱山陰合同銀行代表取締役会長
	岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス㈱取締役社長
	深 山 英 樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス㈱代表取締役会長
	川 上 康 男	(下関商工会議所会頭)	㈱長府製作所代表取締役会長
	近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテナンス㈱代表取締役社長
	竹 崎 克 彦	(高松商工会議所会頭)	㈱百十四銀行取締役会長
	森 田 浩 治	(松山商工会議所会頭)	㈱伊予銀行取締役会長
	青 木 章 泰	(高知商工会議所会頭)	㈱四国銀行取締役会長
	末 吉 紀 雄	(福岡商工会議所会頭)	コカ・コーラウエスト㈱代表取締役会長
	利 島 康 司	(北九州商工会議所会頭)	㈱安川電機特別顧問
	井 田 出 海	(佐賀商工会議所会頭)	㈱ミゾタ取締役会長
	上 田 恵 三	(長崎商工会議所会頭)	長崎自動車㈱代表取締役会長
	田 川 憲 生	(熊本商工会議所会頭)	ホテル日航熊本代表取締役会長
	姫 野 清 高	(大分商工会議所会頭)	㈱桃太郎海苔代表取締役社長
	米 良 充 典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業㈱代表取締役
	岩 崎 芳 太 郎	(鹿児島商工会議所会頭)	岩崎産業㈱代表取締役社長
	國 場 幸 一	(那覇商工会議所会頭)	㈱國場組代表取締役社長
	三 浦 廣 巳	(秋田商工会議所会頭)	秋田日産自動車㈱代表取締役会長
	平 松 廣 司	(横須賀商工会議所会頭)	かながわ信用金庫理事長
	千 葉 泰 久	(宇部商工会議所会頭)	宇部興産㈱顧問

理 事	4 人	青 山 伸 悦	平成19年11月	日本商工会議所理事・産業政策部長
(常勤)	以内		平成21年 4 月	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
			平成25年 4 月	日本商工会議所理事・事務局長
		枋 原 克 彦	平成23年 7 月	日本商工会議所企画調査部長
			平成24年 4 月	日本商工会議所理事・企画調査部長
		荒 井 恒 一	平成25年 4 月	日本商工会議所理事・産業政策第一部長

(4) 第 29 期＜平成 25 年 11 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日＞議員（平成 27 年 3 月 31 日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 () 内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (7)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、※北見、※稚内
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、久慈、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関 東 (23)	水戸、結城、※ひたちなか、宇都宮、※足利、小山、※日光、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、深谷、千葉、船橋、八千代、君津、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、関、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、小牧、四日市、津、伊勢、※上野
近 畿 (14)	福井、※敦賀、大津、福知山、宇治、※堺、※東大阪、※貝塚、吹田、八尾、泉佐野、大東、姫路、尼崎、豊岡、加古川、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、※府中、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、高松、松山、今治、高知、※宿毛
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、※諫早、熊本、別府、大分、都城、宮崎、鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102（※議員に準ずる者は18）

(5) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞委員会（平成27年3月31日現在）

委 員 会 名	委 員 長（商工会議所）	副 委 員 長
＜ 委 員 会 ＞		
総 合 政 策	小 林 栄 三 （東 京）	大阪、名古屋、横浜
産 業 経 済	立 石 義 雄 （京 都）	〔共同委員長〕伊 藤 雅 人 （東京）
国 際 経 済	飯 島 彰 己 （東 京）	釧路、八戸、三条、上田、桐生、町田、松阪、大牟田
観 光	末 吉 紀 雄 （福 岡）	〔共同委員長〕古 川 実 （大阪）
中 小 企 業	西 村 貞 一 （大 阪）	花巻、酒田、小松、富士、東広島、山口、沖縄
地 域 活 性 化	高 向 巖 （札 幌）	〔共同委員長〕須 田 寛 （名古屋）
税 制	田 中 常 雅 （東 京）	小樽、青森、日光、鳥羽、岸和田、松江、松山、日南
労 働	宮 村 眞 平 （東 京）	〔共同委員長〕石 井 卓 爾 （東京）
情 報 化	倉 持 治 夫 （大 阪）	燕、諏訪、石岡、前橋、川口、立川、東大阪、 守口門間
エネルギー・環境	大 橋 忠 晴 （神 戸）	〔共同委員長〕正 田 寛 （太田）
国 民 生 活	岡 谷 篤 一 （名古屋）	富良野、釜石、能代、いわき、輪島、足利、今治、 久留米
教 育	深 山 英 樹 （広 島）	〔共同委員長〕井 上 裕 之 （東京）
運 営	佐々木 謙 二 （横 浜）	江別、十日町、豊田、尼崎、呉、福山、徳山、柳井
＜ 特別委員会 ＞		〔共同委員長〕前 田 新 造 （東京）
地方分権・行財政改革	鎌 田 宏 （仙 台）	〔共同委員長〕渡 辺 元 （東京）
広 報	竹 崎 克 彦 （高 松）	室蘭、気仙沼、佐久、古河、高崎、三島、樺原
信 用 基 金 管 理	福 田 勝 之 （新 潟）	〔共同委員長〕江 部 努 （東京）
表 彰	中 村 利 雄 （日 本）	米沢、松本、土浦、青梅、横須賀、豊中、北大阪、 府中
ま ち づ く り	田 辺 隆一郎 （八王子）	〔共同委員長〕鳥 原 光 憲 （東京）
中小企業国際化支援特別	朝 田 照 男 （東 京）	北見、原町、柏崎、敦賀、草津、岩国、川内
		大船渡、伊那、船橋、浦安、春日井、亀岡、倉敷、 延岡
		〔共同委員長〕島 村 元 紹 （東京）
		苫小牧、川越、流山、桑名、八尾、総社、尾道、別府
		〔共同委員長〕川 田 達 男 （徳 島）
		岩見沢、郡山、飯田、ひたちなか、磐田、宇治、丸亀、 佐世保
		帯広、長岡、日立、松戸、袋井、岡崎、伊勢、西宮、 米子
		弘前、高岡、本庄、柏、沼津、津、堺、新居浜、 霧島
		石巻、上越、佐原、相模原、大垣、蒲郡、城陽、出雲、 柳川
		〔共同委員長〕有 馬 義 一 （敦 賀）
		〔共同委員長〕渋 川 恵 男 （会津若松）
		〔共同委員長〕阿 部 眞 一 （佐 久）
		〔共同委員長〕近 藤 宏 章 （徳 島）
		〔共同委員長〕大久保 秀 夫 （東京）

(6) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞特別顧問（平成27年3月31日現在）

宮 村 眞 平	（三井金属鉱業㈱相談役）	石 井 卓 爾	（三和電気工業㈱社長）
鳥 原 光 憲	（東京ガス㈱相談役）	福 井 威 夫	（本田技研工業㈱特別顧問）
小 林 健	（三菱商事㈱社長）	伊 藤 一 郎	（旭化成㈱会長）
佐々木 隆	（㈱ジェイティービー 相談役）	前 田 新 造	（㈱資生堂相談役）
釜 和 明	（㈱IHI 会長）	田 中 常 雅	（醍醐ビル㈱社長）
北 山 禎 介	（株）三井住友銀行会長	本 庄 八 郎	（㈱伊藤園会長）
児 玉 幸 治	（(一財)機械システム振興協会会長）	井 上 裕 之	（愛知産業㈱会長）
矢 野 龍	（住友林業㈱会長）	江 部 努	（東日本電信電話㈱相談役）
大久保 秀 夫	（㈱フォーバル会長）	小 林 栄 三	（伊藤忠商事㈱会長）
朝 田 照 男	（丸紅㈱会長）		（(一社)日本貿易会会長）
飯 島 彰 己	（三井物産㈱社長）	清 野 智	（東日本旅客鉄道㈱会長）
		佐々木 幹 夫	（三菱商事㈱相談役）

(7) 第29期＜平成25年11月1日～平成28年10月31日＞顧問・参与（平成27年3月31日現在）

①顧 問

榊 原 定 征	（(一財)日本経済団体連合会会長）	長谷川 閑 史	（(公社) 経済同友会代表幹事）
黒 田 東 彦	（日本銀行総裁）	石 毛 博 行	（(独)日本貿易振興機構理事長）
片 桐 裕	（㈱損害保険ジャパン顧問）		

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	植 松 敏	守 屋 一 彦	西 川 禎 一
篠 原 徹	宮 城 勉	波田野 雅 弘	佐々木 修	中 島 芳 昭
坪 田 秀 治				

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

選任は行われなかった。

(2) 常議員

さいたま商工会議所会頭交代に伴い、松永功氏が退任し、6月25日付けで佐伯鋼兵氏が常議員に就任した。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

選任は行われなかった。

②監事

選任は行われなかった。

③特別顧問

特別顧問の委嘱について、9月17日開催の第637回常議員会・第243回議員総会において諮り、同日付けで北山禎介氏が特別顧問に就任した。

④専務理事・常務理事・理事

宮城勉常務理事の退任に伴う後任者について、10月16日開催の第244回議員総会において諮り、久貝卓氏が選任された。

(4) 顧問・参与

顧問の委嘱について、平成26年6月19日開催の第635回常議員会において諮り、平成26年6月20日付けで榊原定征氏が顧問に就任した。

参与の委嘱について、宮城勉常務理事の退任に伴い、平成26年10月16日開催の第244階回議員総会において諮り、同氏に委嘱した。

5. 事務局

事務局機構および主な構成員（平成27年3月31日現在）

①国内事務所

部	役 職	氏名	部	役 職	氏名
総 務 部	理事・事務局長	青 山 伸 悦	産業政策第一部	理 事 ・ 部 長	荒 井 恒 一
	理事・部長（兼）	枳 原 克 彦		担 当 部 長	高 橋 芳 行
	担 当 部 長	戸 田 藤 男		課 長	原 伸 一
	副 部 長	丸 山 範 久		課 長	馬 目 学
広 報 部	課 長	山 内 清 行	産業政策第二部	主 任 調 査 役	徳 永 達 彦
	課 長	大 島 昌 彦		調 査 役	大 山 智 章
	調 査 役	米 田 千鶴子		調 査 役	幕 田 吉 孝
	部 長	湊 元 良 明		部 長	間 部 彰 成
企画調査部	副 部 長（兼）	丸 山 範 久	流通・地域振興部	担 当 部 長	青 山 直 樹
	副 部 長	高 山 祐志郎		副 部 長	福 田 泰 也
	副 部 長	上 田 裕 子		主 任 調 査 役	米 村 達 郎
	調 査 役	高 取 康		調 査 役	森 挙 一
国 際 部	調 査 役	向 山 理		調 査 役	河 上 泰
	理事・部長（兼）	枳 原 克 彦		調 査 役	空 岡 正 英
	副 部 長	大井川 智 明	中小企業振興部	部 長	栗 原 博
	副 部 長	市 川 晶 久		主 席 調 査 役	山 本 達 也
国 際 部	主 任 調 査 役	塩 原 隆		課 長	谷 脇 茂 樹
	主 任 調 査 役	堀 尾 卓		課 長	岡 本 大 輔
	部 長	赤 木 剛		主 任 調 査 役（兼）	矢 吹 伸 幸
	特 任 部 長	小 林 恒 行	事 業 部（兼）	部 長	加 藤 正 敏
国 際 部	担 当 部 長	岡 山 英 弘		課 長	羽 生 明 央
	担 当 部 長	西 谷 和 雄		課 長	宮 澤 伸
	担 当 部 長	小 林 英 文		主 任 調 査 役	宮 本 久 義
国 際 部	課 長	松 岡 鉄 也		主 任 調 査 役	塩 野 洋 志
	課 長	清 水 力	情 報 化 推 進 部	部 長	岩 崎 浩 平
	課 長	佐々木 和 人		担 当 部 長	菊 地 敏 義
	課 長	林 大 吾		担 当 部 長	佐 藤 健 志
国 際 部	課 長	八 田 城 之 介		副 部 長	渡 邊 泰 一
	課 長	近 野 孝 行	新 規 事 業 推 進 担 当	課 長	木 内 洋 一
	主 任 調 査 役	宇 崎 雅 雄		部 長	小 松 靖 直
	主 任 調 査 役	依 田 勝 久		課 長	高 野 晶 子
国 際 部	主 任 調 査 役	原 島 哲 雄		部 長（兼）	岩 崎 浩 平
				副 部 長（兼）	丸 山 範 久

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所 長 松 本 憲 治

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

12th fl, Young Poong Bldg, 41 Cheonggyecheon-ro, Chongro-ku, Seoul, 110-752, REPUBLIC OF KOREA

TEL 82-2-3210-2411

FAX 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

平成25年度末	平成26年度末	増 減
101	104	3

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

平成26年度
133

（※うち、地方事務所所属職員は120）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4 月	17,557	538	18,095	4 月	4,052	528	4,580
5 月	13,052	83	13,135	5 月	3,775	481	4,256
6 月	9,979	680	10,659	6 月	3,778	543	4,321
7 月	16,273	567	16,840	7 月	3,803	638	4,441
8 月	11,637	650	12,287	8 月	2,817	527	3,344
9 月	15,840	98	15,938	9 月	3,356	501	3,857
10 月	15,129	57	15,186	10 月	3,812	558	4,370
11 月	7,697	33	7,730	11 月	3,121	477	3,598
12 月	13,349	859	14,208	12 月	3,237	515	3,752
1 月	7,862	28	7,890	1 月	5,465	846	6,311
2 月	13,403	567	13,970	2 月	2,962	563	3,525
3 月	16,806	136	16,942	3 月	1,406	624	2,030
計	158,584	4,296	162,880	計	41,584	6,801	48,385

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4 月 29 日発令）

○旭日中綬章

恵那商工会議所（元）会頭 伊藤 喜美

○旭日小綬章

佐久商工会議所（元）会頭 榎山 孝

銚子商工会議所（元）会頭 伊藤 浩一

浦安商工会議所会頭 柳内 光子

小山商工会議所（元）会頭 後藤 利夫

柏商工会議所（元）会頭 長妻 和男

日向商工会議所（元）会頭 日高 基秀

○旭日双光章

太田商工会議所（元）副会頭 石川 重政

和歌山商工会議所副会頭 勝本 僖一

三島商工会議所（元）副会頭 米山 寛

イ．秋の叙勲（11 月 3 日発令）

○旭日小綬章

岩見沢商工会議所（元）会頭 武蔵 信一

登別商工会議所会頭 上田 俊朗

滑川商工会議所会頭 斉藤 慎一

厚木商工会議所会頭 石川 範義

上砂川商工会議所（元）会頭 柳川 暉雄

秋田商工会議所（元）会頭 渡邊 靖彦

武蔵野商工会議所会頭 稲垣 英夫

川内商工会議所（元）会頭 田中 憲夫

○旭日双光章

船橋商工会議所副会頭 板谷 直正 沼津商工会議所元会頭 市川 厚
 袋井商工会議所（元）会頭 高橋 芳康 春日井商工会議所（元）会頭 川口 將二
 大津商工会議所（元）会頭 宮崎 君武 八尾商工会議所副会頭 寺坂 哲之
 今治商工会議所（元）副会頭 原 晃一 大川商工会議所（元）副会頭 水落 年幸

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（４月２９日発令）

○藍綬褒章

町田商工会議所（元）会頭 平本 勝哉 鎌倉商工会議所（元）会頭 大崎 哲郎

イ．秋の褒章（１１月３日発令）

○藍綬褒章

高鍋商工会議所（元）会頭 黒木 敏之

③表彰

ア．第１２０回日本商工会議所表彰（平成２６年９月１８日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第１条 (商工会議所に特に功労のあった者)		０商工会議所・	０名
規則第２条第２項 (永年勤続役員・議員)	50年	０商工会議所・	０名
	40年	15商工会議所・	16名
	30年	44商工会議所・	54名
	20年	117商工会議所・	302名
規則第２条第１項 (退任役員・議員)		98商工会議所・	193名
規則第３条 (永年勤続職員)	40年	22商工会議所・	25名
	30年	83商工会議所・	113名
	20年	111商工会議所・	173名
	10年	79商工会議所・	103名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：１６商工会議所

札幌、室蘭、紋別、黒石、大館、長井、天童、会津喜多方、射水、草加、野田、富士、宇治、田辺、倉敷、下松

・検定事業推進：１５商工会議所

十日町、土浦、蕨、松戸、東金、海老名、甲府、美濃、恵那、大和高田、佐賀、諫早、鹿屋、南さつま、沖縄

・受験者数拡大：１５商工会議所

栗山、浦河、十日町、土浦、結城、所沢、上尾、流山、海老名、甲府、中津川、西宮、善通寺、諫早、人吉

・事業活動：７商工会議所

帯広、船橋、美濃加茂、津、豊中、御坊、佐世保

イ．第 121 回日本商工会議所表彰（平成 27 年 3 月 19 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		2 商工会議所・	2 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50年	3 会議所・	4 名
	40年	14商工会議所・	16名
	30年	32商工会議所・	40名
	20年	96商工会議所・	275名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		75商工会議所・	113名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40年	10商工会議所・	12名
	30年	36商工会議所・	44名
	20年	44商工会議所・	64名
	10年	38商工会議所・	40名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

塩釜、石巻、気仙沼、原町、相馬、富山、栃木、甲府、静岡、三島、安城、鯖江、洲本、益田、山口、宮古島

・高組織率：14 商工会議所

札幌、旭川、大曲、白河、下諏訪、小山、川越、沼津、中津川、府中、長門、大川、中津、竹田

・事業活動：8 商工会議所

札幌、長岡、輪島、八王子、川崎、新見、新居浜、鹿島

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	82件	30件
出 席	48件	0件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 120 回通常会員総会

○日 時 平成 26 年 9 月 18 日（木） 9 時 20 分～12 時 00 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政党>

自由民主党幹事長	谷 垣 禎 一	殿
民主党代表	海江田 万 里	殿
公明党代表	山 口 那津男	殿
日本維新の会政策調査会長	片 山 虎之助	殿
次世代の党党首	平 沼 赳 夫	殿
みんなの党代表	浅 尾 慶一郎	殿
結いの党幹事長	小 野 次 郎	殿

○出席者 388 商工会議所・844 名

委任状による出席 126 商工会議所

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 高山商工会議所・北村会頭、佐賀商工会議所・井田会頭

○表 彰

日本商工会議所第120回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事の開会宣言により開会。冒頭、政府からの来賓として、安倍晋三内閣総理大臣、小渕優子経済産業大臣が祝辞を述べた。続いて、三村会頭の挨拶があった。その後、定款第 30 条の規定に基づき、三村会頭が本総会の議長に選任された。議長から、議事録署名人に高山商工会議所・北村会頭ならびに佐賀商工会議所・井田会頭が指名された。

議事に先立ち行われた「被災地報告」では、まず、復旧・復興に対する全国の商工会議所のこれまでの活動等をわかりやすくまとめた動画を放映した後、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）から、継続的な支援に対する謝意や被災地の現状が述べられるとともに、風評打破・風化払拭に向け、より一層の協力依頼がなされた。その後、議長から全国の商工会議所に対し、息の長い支援を呼びかけた。

（議案第 1 号）平成 25 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 25 年度収支決算（案）について

まず、当所の最近の活動をわかりやすくまとめた動画を放映した後、議案第 1 号の「平成 25 年度事業報告（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 25 年度収支決算（案）」は宮城常務理事からそれぞれ説明があり、平松監事（横須賀・会頭）の監査報告の後に審議に入ったところ、両議案とも異議なく承認された。

最後に、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックの準備状況」について、中村専務理事から、招致活動における各地商工会議所の力強いご尽力への謝意が改めて述べられるとともに、開催までの主な

スケジュールが説明された。大会組織委員会には岡村名誉会頭をはじめとする方々が参画し、商工会議所との太いパイプを有することを強調しつつ、同大会が大会会場となる東京のみでなく、日本全国に効果が波及するよう、選手団の合宿地の選定等、関心の高い事項については、当所としても内閣官房に積極的に働きかけていくと述べた。

③第 121 回通常会員総会

○日 時 平成 27 年 3 月 19 日（木）14 時 30 分～17 時 00 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

○出席者 359 商工会議所・780 名
委任状による出席 155 商工会議所

○議 長 三村会頭

○議事録署名人 豊橋商工会議所・吉川会頭、境港商工会議所・堀田会頭

○表 彰

日本商工会議所第 121 回表彰

○議 事

三村会頭の開会宣言により開会。冒頭、三村会頭の挨拶の後、安倍晋三内閣総理大臣が祝辞を述べた。宮沢洋一経済産業大臣は急遽欠席となり、中村専務理事が祝辞を代読した。その後、定款第 30 条の規定に基づき、三村会頭が本総会の議長に選任。議長から、議事録署名人として、豊橋商工会議所・吉川会頭ならびに境港商工会議所・堀田会頭が指名され、了承された。

〔被災地商工会議所報告について〕

続いて「被災地報告」として、東北六県商工会議所連合会・鎌田会長（仙台・会頭）は、各地商工会議所および当所の協力への謝辞を述べるとともに、被災地の現状報告、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトや販路回復・拡大支援、東北への訪問など、被災地の復興に向けて、引き続きの支援を要請した。また、14 日から 18 日には、仙台市で開催された世界防災会議について言及があり、「東北の今の姿を広く発信できた。今後も、防災分野においてリードし、交流人口の拡大を図っていく」旨を述べた。

（議案第 1 号）平成 27 年度事業計画（案）について

（議案第 2 号）平成 27 年度収支予算（案）について

まず、当所の最近の活動をまとめた動画を放映した後、議案第 1 号の「平成 27 年度事業計画（案）」は中村専務理事、議案第 2 号の「平成 27 年度収支予算（案）」は久貝常務理事からそれぞれ説明があり、両議案とも異議なく承認された。

「平成 27 年度事業計画（案）」では、第 29 期行動計画を踏まえ、①震災復興は、被災企業が徐々に事業再開を果たしている一方で、風評被害の影響が継続していること、②成長経済への移行を果たしつつあるものの、地域・中小企業はその恩恵を受けていないこと、③地方は人口減少に加え、経済・産業の縮小により人が都心部へ流出する二重の人口減少に直面していること、の基本認識のもと、当所および全国の商工会議所は、地域の中核として強力なリーダーシップを発揮するとともに、全国のネットワークを最大限に活かし、地方創生に向けた取り組みを強化することが示された。

「平成 27 年度収支予算（案）」では、平成 27 年度の予算規模は、「一般会計および広報特別会計の合計」は 77 億 5,317 万円となり、平成 26 年度決算見込み額と比べ 6 億 9,703 万円の増（9.9%）となった。

[2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会開催基本計画等について]

中村専務理事から、2 月 27 日に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会開催基本計画」が国際オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会に提出され、同計画の策定・公表を出発点として、今後具体的な実施・準備内容について検討が進められること、大会開催までのロードマップが示されたこと等について説明があった。これを受け、三村会頭から、2020 年大会を経済再生に向けた改革の好機と捉え、日本全体の活性化という目標に向けて、これからも組織を挙げて取り組んでいく決意が述べられ、各地商工会議所における引き続きの支援を呼びかけた。

- 記念講演 「地方や民間主導による地方創生に向けて」
東京大学 公共政策大学院 客員教授 増田 寛也 氏

(2) 議員総会

①第 241 回議員総会

- 日 時 平成 26 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分～10 時 50 分
○場 所 クリスタルホール（リーガロイヤルホテル広島 4 階）
○出席者数 110 名
○議 長 三村会頭
○議事録署名人 盛岡商工会議所・谷村会頭、大分商工会議所・姫野会頭
○議 事

議 案（1）顧問の委嘱について

議長から、6 月 3 日付で、新たに一般社団法人日本経済団体連合会会長に就任された榑原定征氏への顧問の委嘱が諮られ、異議なく承認された。

- （2）「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見について（追認）

- （3）平成 26-28 年における観光振興への取り組み強化アピール

514 商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け ～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～（案）について

須田観光共同委員長から、『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』の見直しに関する意見」および、「平成 26-28 年における観光振興への取り組み強化アピール 514 商工会議所の『観光立地域』活動による『観光立国』の実現に向け～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～（案）」について、一括して説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

- ①当所は、わが国が観光立国を実現するうえで必要な基本的考え方を、（i）「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光立国の実現、（ii）多様な旅行者に対応したハード・ソフト両面からの課題の解決、（iii）府省庁や自治体の垣根を越えた推進体制の構築と計画的な取り組みの推進、（iv）「訪れて良し住んで良しの地域づくり」と一体となった観光振興の促進の 4 点に整理し、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に対する意見・要望を取りまとめた。去る 5 月 13 日、須田観光委員会共同委員長（名

古屋・文化・観光委員会委員長）が、太田国土交通大臣、久保観光庁長官に提出した。太田大臣から、国内観光をアクション・プログラムの柱の1つとする必要があること、WiFi等受入環境の整備が必要であることなどの発言があり、理解を示された。

②今後3年間で全国514商工会議所が一体となって観光振興に取り組んでいくための行動指針として、「平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール」を取りまとめた。同アピールは、『観光立地域』の実現による地域活性化の推進」という基本的な考えのもと、(i)地域の特色(個性・魅力)を再発見し磨き上げて観光資源化すること、(ii)多様なニーズに対応した魅力ある付加価値の高い観光を展開すること、(iii)地域間連携、官民連携等による広域観光を展開することを重点に、具体的な取り組み方針について整理している。観光振興に取り組んでいくため、各商工会議所において観光担当者の設置を強く呼びかけた。

(4) 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30について(追認)
中村専務理事から、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30」について、以下の説明があり、異議なく追認された。

①当所は、「中小企業の活力強化」と「地域活性化」を図る視点から、各地商工会議所会員企業等の規制・制度改革を望む声をヒアリングして取りまとめ、去る5月9日に政府の規制改革会議等へ提出した。

②昨年5月に提出した「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」の実現状況を鑑み、引き続き要望していく必要のあるものに加え、新たな要望事項を30項目に整理したもので、(i)中小企業の成長の促進、(ii)地域の再生・活性化の後押し、(iii)対日投資の拡大、(iv)行政・財政改革について、中小企業や地域の声を収集し、具体的な意見に取りまとめており、今後もその実現を継続的に働きかけていく。

(5) 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見について(追認)

宮城常務理事から、『知的財産推進計画2014』の策定に向けた意見について、以下の説明があり、異議なく追認された。

①当所は、昨年11月にスタートした第29期において「科学技術・知的財産専門委員会」を新設し、知的財産の戦略的展開に注力している。今般、当所として初めて、意見を発表した。今後も機会を捉えて意見を申し述べていく。

②成長戦略の主役となるわが国中小企業のイノベーションによる競争力強化のため、知的財産戦略の推進は不可欠であるとの認識のもと、(i)中小企業のイノベーション実現のカギは、ものづくりで蓄積された高度な技術に加え、ブランド、デザイン、ノウハウ等を含めた知的財産の活用にあること、(ii)模倣品被害や技術・営業情報の流出被害への対応には、オープン&クローズ戦略が肝要であること、(iii)コンテンツの一層の海外展開促進、商品・サービスのブランド化や販路開拓の支援強化の重要性、(iv)営業秘密および模倣品対策については、企業の取り組みレベル向上につながる情報提供、普及啓発と同時に、制度面においても必要な措置を講じるべきこと、の4つの基本的な考え方を、具体的事項として取りまとめた。

(6) 独占禁止法審査手続き見直しに関する意見(案)について

宮城常務理事から、「独占禁止法審査手続き見直しに関する意見(案)」について、以下

の説明があり、異議なく承認された。

- ①近年、独占禁止法改正は執行力の強化に主眼が置かれており、以前にも増して、数多くの中小企業が独占禁止法の審査対象となる状況にある。
 - ②同法の審査手続きが明確、かつ適正なものであるとともに、事業活動への影響を必要最小限に止めることを求める。また、中小企業向けの普及啓発活動を行うと同時に、審査手続きの見直しにあたっては、中小企業の事業継続など、事業活動への悪影響を軽減する観点から、事案の実態解明の必要性とのバランスを考慮し、十分な検討を行うべきであることなどを、パブリックコメントとして提出した。
- (7) 東日本大震災に係る会費減免（案）について
- 青山理事・事務局長から、「東日本大震災に係る会費減免（案）」について、説明があり、異議なく承認された。平成 26 年度の会費について 9 商工会議所から減免申請があり、減免見込額は合計で 954 万 4 千円。
- (8) 「平成 25 年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成 25 年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について
- 「平成 25 年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成 25 年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について、異議なく承認された。今後、経済産業大臣宛に承認申請を提出する。

報告事項（1）重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」に関し、国会の動向、成長戦略関連法案の動向等について説明があった。

今月末に取りまとめ予定とされている「改訂日本再興戦略（仮称）」および「骨太方針」については、日本の「稼ぐ力」の強化を掲げ、3つのアクションプラン（（i）日本産業再興プラン、（ii）戦略市場創造プラン、（iii）国際展開戦略）に、地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新を挙げ、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成、ふるさと名物応援等が、具体的施策に盛り込まれる見込みであることなどの説明があった。

（2）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

まず「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、宮城常務理事から説明があった後、福島商工会議所・渡邊会頭から、福島製品の PR がなされた。

（3）平成 26 年春の叙勲・褒章について

議長から、「平成 26 年春の叙勲・褒章受章者」について、当所の推薦等により、13 名が受章した旨の報告がなされ、祝意が述べられた。

（4）訪インドネシア・フィリピン経済ミッションについて

議長から、平成 27 年 2 月 1 日から 7 日の日程で、訪インドネシア・フィリピン経済ミッションを派遣することの案内があった。同ミッションは、懇談・交流・視察等を通して、ベトナム進出に関する情報収集や、現地パートナーの発掘を目指す。ベトナムの最新情報を知る貴重な機会として、参加を呼びかけた。

（5）日本商工会議所夏季政策懇談会について

宮城常務理事から、7 月 16 日に開催する「日本商工会議所夏季政策懇談会」について説明があり、参加を呼びかけた。

②第 242 回議員総会

- 日 時 平成 26 年 7 月 17 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 110 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 長野商工会議所・北村会頭、高知商工会議所・青木会頭
- 議 事

まず、内閣府副大臣の西村康稔氏から、先月末とりまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」および『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－について、説明を聴いた。中小企業対策と地域の活性化を中心に、これまでの改革の主な成果と新たな取り組みについて、事例も交えた具体的な説明があった。

議事に入る前に、新任常議員のさいたま・佐伯会頭から挨拶があった。

議 案（１）第 120 回通常会員総会への提案事項について

議事に入り、中村専務理事から、「平成 25 年度事業報告（案）」、宮城常務理事から、「平成 25 年度収支決算（案）」についてそれぞれ説明があり、異議なく承認された。9 月の通常会員総会へ付議されることとなった。

（２）平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について

西村中小企業委員長（大阪・副会頭）から、「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（案）」について以下の説明があり、異議なく承認された。

①本意見は、来年度の政府予算の概算要求に向け、全国の商工会議所への意見照会を経て、中小企業政策専門委員会等で議論し、とりまとめたもの。

②わが国経済の持続的成長のため、最も重要な課題は「地域の活性化」であり、その担い手である「中小企業の活力強化」を図ることが必要である、との基本的な考え方のもと、（i）地域の付加価値創造による「地域の活性化」、（ii）地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」、（iii）東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現、の大きく 3 つのパートで構成している。本年は特に、「地域活性化」を大きく取り上げているが、その背景には、三村会頭が「選択する未来」委員会の会長として、先般の中間整理にとりまとめたように、人口減少社会への危機感がある。

③（i）においては、「地域の力を結集した新たな産業の創出・育成」、「外需を呼び込み、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業を支援」、「地域の価値を高めるまちづくりの推進」、「真に必要な社会資本整備による地域内外の人物・物流の促進」、（ii）においては、「創業、中小企業の経営資源確保、事業承継等の支援」、「中小企業の新分野進出に向けた支援」、「小規模企業の経営力向上と支援機能の強化」、「中小企業の基盤強化・事業環境整備」の一層の推進と、必要な財源措置等について、それぞれ要望している。

④安倍内閣総理大臣をはじめ、政府・政党等関係各方面に提出し、実現を求めていく。

（３）第 120 回日本商工会議所表彰（案）について

宮城常務理事から、「第 120 回日本商工会議所表彰（案）」について説明があり、異議なく承認された。表彰式は、9 月の通常会員総会で行われる。

報告事項（１）安倍総理と経済界との意見交換会について

三村会頭から、「安倍総理と経済界との意見交換会」などについて、以下の報告があった。

① 6月24日、女性の活躍推進に関して、安倍総理と経済3団体との意見交換会が開催され、政府側は、安倍総理をはじめ、甘利経済再生担当大臣、森女性活力・子育て支援担当大臣ら計6名、経済界側は、当所から三村会頭と前田特別顧問、榊原経団連会長、小林同友会副代表幹事が出席した。

② 安倍総理から、最大の潜在力たる女性のさらなる活躍推進に向けた取り組み強化は、引き続き成長戦略の中核に位置付けており、力を入れて取り組んでいく旨が述べられた。特に、（i）各企業の実情に応じて、主体的に女性登用に向けた目標の設定と、その達成に向けた自主行動計画の策定、（ii）有価証券報告書における役員女性比率の記載をはじめ、女性登用状況の積極的な情報開示、（iii）女性登用促進のため、新たな法的枠組みの構築の検討、の3点について、政府側も積極的に取り組んでいくため、経済界に対しても協力の要請があった。

③ 三村会頭からは、急速な人口減少が見込まれるわが国にとって、働く意欲のある女性や高齢者等が活躍できる「全員参加型の社会」を構築することは必要不可欠であり、あわせて、女性の活躍と出生率の引き上げを両立させる政策に知恵を絞ることも重要、と発言した。また、地方都市では、少子化に加え、若者の大都市への流出など、二重の意味での人口減少が大きなインパクトを与えており、地方が保有している資源（例えば農林水産業や観光資源）をいかにうまく活用して、それぞれの地域で若者・女性の働く場の創出につなげるかが肝要である点を強調した。今後、商工会議所として、人口減少への対策とともに、女性の活躍をさらに促進させるための課題や解決策について、様々な機会を捉えて意見を申し述べていく旨を報告した。

④ さらに、7月初旬に安倍総理のニュージーランド・オーストラリア訪問に同行したことについても触れ、「日豪両首相が、日豪 EPA の署名をしたことは、両国関係の緊密化にとって有意義であることはもちろんのこと、安倍総理が豪州国会両院総会において堂々としたスピーチを行ったことに感銘を受けた。わが国は素晴らしい首相を得て、新たな局面に踏み入れたことを予感させる大変意義深いものであった」との感想を述べた。

（２）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

① 「政府の被災地対策の動き」では、「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」の策定、中小企業の技術開発の支援やエネルギー基盤などの再構築、人材を集めるための生活・雇用環境の整備などの官民連携施策や、いまだ根強く残る風評被害の現状に鑑み、福島県産品を積極的な取り扱いを働きかける取り組み等の説明があった。

② 「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計2,493点に拡大）と、同プロジェクトへのさらなる協力をお願い、および東北六県被災地「販路回復・拡大」支援事業の実施状況等の説明があった。

(3) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる確認・徹底について

宮城常務理事から、「商工会議所におけるコンプライアンスの更なる確認・徹底」について、以下の説明があった。

①当所では、商工会議所における不祥事が後を絶たず、特に会計処理を巡る不祥事が多い傾向にあることから、このたび「会計処理に係るコンプライアンス徹底マニュアル」を作成した。

②日々の会計処理で注意すべき点について、同マニュアル記載のチェックリストに照らして、各地商工会議所において確認していただきたい、と強く要請するとともに、「国民や企業から信頼され、期待される商工会議所」を目指し、全ての商工会議所における徹底した対応を呼びかけた。

(4) 今夏の電力需給見通しと電力・エネルギー問題の現状について

中村専務理事から、「今夏の電力需給見通しと電力・エネルギー問題の現状」について、以下の説明があった。

①2014年夏の電力需給見通しについては、政府による節電数値目標は示されていないが、昨夏よりも厳しい状況が見込まれるため、昨夏の実績と同程度の節電の実施への協力を呼びかけた。

②再生可能エネルギー固定価格買取制度の現状と国民負担の見通しについては、当所が経済団体連合会および経済同友会と連名で5月末に発表した「エネルギー問題に関する緊急提言」において、原子力は安全性の確保を大前提に再稼働プロセスを加速化すべきことと、固定価格買取制度は負担軽減に向けた早期の抜本的な見直しの必要性を、茂木経済産業大臣に申し入れた。6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014について」において、「固定買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度に関し、最大の導入の促進と国民負担抑制を両立させる観点から総合的に検討し、必要な措置を講じる」旨が明記された。

(5) 日本商工会議所夏季政策懇談会について

宮城常務理事から、「日本・カナダ商工会議所協議会」について、以下の説明があった。

①当所では、カナダ商工会議所とのパートナーシップのもと、両国の商工会議所会員の相互理解と親睦を深め、貿易、投資、観光などの経済交流、特に中小企業間経済交流を促進することを目的に、ビジネス対話の枠組みとして協議会を設置する。近年、日本とカナダ両国は、相互補完的な貿易相手国として、カナダにおける日本への関心が高まっており、一昨年から経済連携協定の締結に向け交渉を行っている等の背景から、カナダ商工会議所およびカナダ政府から提案があったもの。

②今後、参加企業・団体を募集し、10月に設立総会、さらに、11月上旬に第1回目の会合を開催予定。同協議会への参加につき、会員企業への呼びかけをお願いした。

③第 243 回議員総会

- 日 時 平成 26 年 9 月 17 日（水）11 時 30 分～12 時 20 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 107 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 函館商工会議所・松本会頭、鳥取商工会議所・藤縄会頭
- 議 事

議 案（1）特別顧問の委嘱について

議事に入り、議長から、7 月 25 日付で、新たに東京商工会議所の副会頭に就任された北山禎介氏への特別顧問の委嘱が諮られ、異議なく承認された。

（2）平成 27 年度税制改正に関する意見（案）について

田中特別顧問・税制委員長（東京・副会頭・税制委員長）から、「平成 27 年度税制改正に関する意見（案）」について以下の説明があり、異議なく承認された。

- ①本意見案は、全国商工会議所へのアンケート結果等を踏まえ、税制専門委員会において検討を重ね、取りまとめたもの。（i）成長戦略の担い手である企業の競争力強化による持続的な経済成長の実現、（ii）わが国経済における中小・中堅企業の役割、重要性とその活力の強化、（iii）地域経済の活性化と賑わいのあるまちづくりの推進、（iv）持続可能な社会保障制度の確立ならびに「人口急減・超高齢社会」の克服、の 4 点を「基本的な考え方」としている。
- ②具体的には、「中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革」や、「消費税引き上げに伴う課題」、「円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し」、「中小・中堅企業の活力強化に資する税制」、「内需拡大・地域活性化に資する税制措置」等を主張。
- ③近日中に、安倍内閣総理大臣をはじめ、政府・政党等関係各方面に提出し、実現を求めていく。

報告事項（1）会議報告

三村会頭から、自身が出席された国際会議について、以下の報告があった。

- ①7 月 25 日から 8 月 2 日にかけて、安倍首相が中南米諸国 5 カ国を歴訪する機会を捉え、三村会頭が日本側座長を務める「日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議」を開催。前回開催（昨年 8 月）の折に選定した、両国が取り組むべき 7 つの優先分野（（i）石油・ガス、（ii）自動車産業・再生可能エネルギー、（iii）インフラ・ロジスティクス投資、（iv）技術・イノベーション、（v）人財育成、（vi）第三国協力、（vii）日伯 EPA のそれぞれの進捗状況を「プロGRESS・レポート」として取りまとめ、両国首脳に報告した。今後とも賢人会議を通して、「ブラジルコストの克服」に取り組んでもらうようブラジル側に促すとともに、日本企業としては、技術・資金・人材等の提供を通じ、ブラジルのさらなる開発・投資への参画に期待を込めた。
- ②8 月 25 日から 26 日に、ミャンマーの首都ネピドーで第 1 回 ASEAN 新産業官民対話を開催。同対話は、日 ASEAN 経済大臣会合が今回 20 回目目を迎えたことを記念して初めて開催するもので、初日は日本と ASEAN 各国の官民の関係者約 100 名が集まり、「環境・エネルギー」「ヘルスケア」「コンテンツ」の 3 テーマでワークショップを行い、「地域間連携」についてセミナーを行った。翌日は、各国の経済大臣臨席のもと、初日の議論

を総括し提言を取りまとめ、同日開催の第 20 回 ASEAN 経済大臣会合で、ASEAN 日本経済協議会の三村会長とミャンマー連邦共和国商工会議所連合会のウィン・アウン会頭から報告された。また、ミャンマー訪問の同機会を捉え、ニャン・トゥン副大統領とウィン・アウン・ミャンマー商工会議所連合会会頭へ表敬訪問し、連携を深めていくことを改めて確認した。

- ③ 8 月 1 日、経団連など経済 5 団体の共催により、都内でインドのナレンドラ・モディ首相歓迎昼食会を開催。グジャラート州首相として州内のインフラ整備や企業誘致の成功実績を有する同氏の政権運営に対する、今後の日印関係のさらなる強化への期待を感じたとの感想が述べられた。

(2) 重要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「重要政策課題の動向」について、以下の説明があった。

- ① 9 月 29 日に臨時国会が召集されることが決まり、会期は 12 月上旬までとなる見込みである。今後の大きなテーマとしては、(i) 人口減少、(ii) 地方創生の 2 点が挙げられる。(i) 人口減少問題については、三村会頭が委員長を務める「選択する未来」委員会において、11 月中に最終報告を取りまとめることとしている。(ii) 地方創生については、「まち・ひと・しごと創生本部」が 9 月 3 日に発足した。地域の人口減少対策のほか、地域経済活性化に向けて、年内に「長期ビジョン (2060 年)」・「政策パッケージ (5 カ年)」が取りまとめられる予定である。

- ② 税制では、11 月下旬から 12 月上旬にかけて、政府による経済財政動向等の集中点検会合が開かれ、7-9 月期 GDP の一次速報 (11 月 17 日公表) を踏まえて、消費税率 10% への引き上げについて検討される。同時に、法人実効税率の引き下げや消費税の複数税率についても、議論になる見込みである。法人実効税率は、来年度の 2% 引き下げを期待しているところであるが、代替財源の議論にあがっている外形標準課税の適用拡大や欠損金繰越控除の制限について、商工会議所は断固反対であり、絶対に阻止しなければならない。議論の動向等の情報は随時 CCI スクエア等にてお知らせするので、引き続き、各地商工会議所にもご協力いただきたい。

- ③ 中小・小規模企業政策について、9 月 26 日に小規模支援法が施行され、「基本指針」や「経営発達支援計画」の様式が公表される予定である。経営発達支援計画は、商工会議所や商工会が作成し、経済産業大臣が認定する。同計画に基づき商工会議所等が実施する「経営発達支援事業」は、経営改善普及事業の中に位置づけ、重点的に実施することとなっている。なお、改正された小規模支援法では、観光振興等の地域経済活性化も明確に位置づけられた。中小・小規模企業政策に係る平成 27 年度の概算要求では、経営発達支援計画に基づき小規模事業者に対して行うセミナー・相談会や販路開拓支援などの事業に 28 億円が計上されたほか、地域における「ふるさと名物」の消費を促すため、商工会議所などが発行する「応援券」のプレミアム分を補助する事業や、農商工連携などによる「ふるさと名物」の試作開発・市場調査等の費用を補助する事業が新規で盛り込まれた。

(3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

宮城常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

①「政府の被災地対策の動き」では、平成 27 年度の復興庁予算概算要求や復興庁税制改正要望のポイントを説明。インフラ復旧の段階から、産業復興の段階へと移行しつつあることを受け、被災地の基幹産業である水産加工業を対象に、販路開拓や新商品開発を支援する費用として 11 億円、中小企業の新たな事業展開につなげるための国主催の交流会・商談会の開催費用として 6 億円を計上するなど、創造的な産業復興を加速するための取り組みを強化する。他方、原子力災害被災地域における本格復興には、なお当面の時間を要することから、避難解除区域等への将来的な帰還を希望する事業者等に対する税制措置などを要望。

②「商工会議所の対応と支援の動き」では、遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの進捗状況（マッチング点数は累計 2,532 点に拡大）や、東北 6 県の県庁所在地商工会議所等が連携し、来月、米国で東北六市連携観光物産フェアを開催する予定等について説明があった。

（４）日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について

日本商工会議所青年部（日本 YEG）の仲田会長（那覇 YEG）および全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の山崎会長（東京女性会）から、それぞれ平成 26 年度上半期の活動について報告があった。

④第 244 回議員総会

- 日 時 平成 26 年 10 月 16 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 109 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 川崎商工会議所・山田会頭、宮崎商工会議所・米良会頭
- 議 事

議 案（１）常務理事の選任について

議長から、「常務理事の選任」について、宮城勉常務理事からの辞任の申し出を受け、後任の常務理事として、久貝卓氏の選任を諮ったところ、異議なく承認された。また、退任する宮城氏の参与への委嘱を諮ったところ、異議なく承認された。その後、宮城参与（前常務理事）と久貝新常務理事から、それぞれ挨拶があった。

（２）人口減少への対応に関する意見について（追認）

中村専務理事から、「人口減少への対応に関する意見」について以下の説明があり、異議なく追認された。

①本意見は、総合政策委員会を中心に検討を行い、とりまとめたもの。10 月 10 日に、中村専務理事が甘利経済再生担当大臣を訪ね、直接手交し、意見交換を行い、日商としての意見を要望した。今後、「選択する未来」委員会の最終報告書に反映させるため、関係先へ働きかけを行う。

②急激に進む日本の人口減少を放置すれば、日本の経済社会には極めて困難な未来が待っている。政府・地方自治体・国民等の各層がこうした危機意識を共有し、人口急減という中長期的課題の解決に取り組む必要がある。特に、地方の疲弊と人口減少は表裏一体の関係にあり、地方の人口急減、都市部や東京への人口流出に歯止めをかけ、日本

全体が経済の縮小スパイラルから脱却して持続的な成長を遂げていくためには、地方の再生を図ることが最も有効かつ重要な対策である。

③意見書では、こうした観点を踏まえ、人口減少対策の3本の柱として、(i) 地域の再生・創生、(ii) 女性と高齢者の活躍推進、(iii) 結婚・出生率向上に向けた環境整備、を掲げ、地域経済の中核的存在である商工会議所の役割についても主張している。

(3) 要望「企業の円滑な海外事業活動を確保するためにマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める」について（追認）

青山理事・事務局長から、「企業の円滑な海外事業活動を確保するためにマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める」について以下の説明があり、異議なく追認された。

本要望書は、企業の海外事業活動に必要な不可欠な金融機関の海外取引業務である海外送金、信用状の授受や手形の取立などに支障が出ることを防ぐため、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る日本政府に対し、「犯罪収益移転防止法改正案」ならびに「国際テロリストの財産凍結法案」の今臨時国会での成立を求めるもの。10月7日に政府（財務省、金融庁、警察庁など）に提出した。その後、政府は、10月10日に「犯罪収益移転防止法改正案」ならびに「国際テロリストの財産凍結法案」について閣議決定したため、今臨時国会で審議される運びとなった。

報告事項（1）第52回日豪経済合同委員会会議の結果概要について

三村会頭から、自らが出席した「第52回日豪経済合同委員会会議の結果概要」について、以下の報告があった。

①10月12日から14日にかけて、ダーウィン北部準州（オーストラリア）にて、「第52回日豪経済合同委員会会議」が開催され、日本・オーストラリア両国あわせて、約330名が参加する過去最大規模の会議となった。

②アジアの視点から見る日豪EPA、TPP、エネルギー供給、次世代リーダーの育成などについて熱心な議論が行われた。最後に、「EPAのできるだけ早い発効を願う」とする共同宣言を採択し、締め括られた。初の試みとして、35歳以下の若手経営者の有志による「ビジネスラウンドテーブル」を実施し、10項目にわたる提言をとりまとめるなどの成果もあり、今後の委員会活動への協力体制を強固にする礎となった。

(2) 重要政策課題の動向について

青山理事・事務局長から、「重要政策課題の動向」について、以下の説明があった。

①9月29日に「まち・ひと・しごと創生法案」が国会に提出された。今後、「まち・ひと・しごと創生会議」において、地方創生に関する重要事項の検討が進められる。三村会頭が会長を務める「選択する未来」委員会では、11月中旬に最終報告がとりまとめられる予定であり、政府は、これらを踏まえ、人口減少への対応を含めた「長期ビジョン」と、当面取るべき対応が盛り込まれた「政策パッケージ」を年内に打ち出す予定。

1月、政府は施策に関する基本的方向等を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に加え、地方自治体に対して都道府県や市町村版の総合戦略策定を促すことを予定。各地商工会議所においては、戦略の策定にあたり地元自治体からのヒアリング等が行われる可能性があり、積極的に参画、提言していただきたい。

②税制について、消費税は、11月に経済財政動向等の集中点検会合が行われるので、商

工会議所の意見を主張したいと考えている。その後、7-9月期 GDP を踏まえて、12 月に 10% への引き上げ判断がされる予定。

法人実効税率の引き下げや消費税の複数税率については、年内に方針が示される予定。複数税率については、公明党から対象範囲を縮小した案が提示されることが見込まれる。商工会議所としては、複数税率の最大の問題はインボイスの導入であり、断固として反対していく。

③ 9 月に第 1 回が開催された「政労使会議」について、安倍総理からは「賃金のみならず、雇用をめぐる構造問題についても大所高所から議論いただき、共通認識を醸成したい」旨の発言があり、三村会頭は「中小企業にとっては、いかにして持続的に収益拡大を図るか、労働生産性を向上させるかが大きな課題であり、こうした課題解決のため、イノベーションによる高付加価値の創造、能力増進投資、さらには企業間取引における価格の適正化などを進める環境作りが重要となる。同時に、働き方改革など、従業員の意欲喚起や能力発揮のための環境作りも不可欠」とし、単なる賃上げ議論には問題がある旨を主張した。

(3) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

青山理事・事務局長から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

①「政府の被災地対策の動き」について、インフラ復旧状況として、政府は、常磐自動車道の山元から相馬間、南相馬から浪江間の 2 区間について 12 月 6 日から通行可能とする方針を表明し、仙台から浪江まで一本で繋がることとなる。また、復興庁は、9 月末に、地域復興マッチング「結の場」の平成 25 年度の効果を公表した（昨年度は 4 回開催、49 の事業がスタート）。福島復興再生への対応として、第一原発被災者向けの災害公営住宅の第 2 期分 224 戸の入居募集が開始された。

②「商工会議所の対応と支援の動き」について、「商工会議所の対応と支援の動き」として、遊休機械マッチング状況は、9 月の新規機械登録が 61 件で、マッチング点数は累計 2,538 点に増加した。また、被災地の販路回復・拡大支援事業として、11 月 19 日から 20 日、当所の議員総会等の開催に合わせて、福島県のいわき市で「メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会」などを開催する。被災地の販路回復・拡大に向けて、具体的な成果をあげていきたい。

(4) 2020 年オリンピック・パラリンピック事前キャンプ候補地情報の募集について

中村専務理事から、「2020 年オリンピック・パラリンピック事前キャンプ候補地情報の募集」について、今後のスケジュールと手続きに関する説明があった。その後、議長から、オリンピック・パラリンピック招致の効果を東京のみにとどめることなく全国に波及させるために、各地において積極的に取り組んでいただきたい旨を呼びかけた。

(5) 「日本商工会議所丸の内事務所の仮移転」および「仮移転期間中の定例会議の開催場所」について

中村専務理事から、当所丸の内事務所の仮移転スケジュール（日程）と、仮移転期間中の会員総会を除く定例会議（常議員会、議員総会、委員会等）は JP タワーホール&カンファレンスにて開催する旨、説明があった。

⑤第 245 回議員総会

- 日 時 平成 26 年 11 月 20 日（木）10 時 00 分～10 時 50 分
- 場 所 サンライズ（小名浜オーシャンホテル B 1 階）
- 出席者数 109 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 松本商工会議所・井上会頭、宇都宮商工会議所・北村会頭
- 議 事

議 案（1）「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」（案）について

久貝常務理事から、「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」について以下の説明があり、異議なく承認された。

- ①経営改善普及事業を中心とする小規模企業対策予算は、「三位一体改革」以降、多くの都道府県で縮減傾向にある。当所では、機会あるごとに、政府・与党等に、同予算の確保・拡充を強く働きかけるとともに、毎年、各都道府県における来年度の予算編成が始まるこの時期に、全国知事会を通じて、各都道府県に対し、商工会議所の総意として、同予算の確保・拡充を訴えている。
- ②要望では、（i）小規模企業の置かれた厳しい状況のもと、政府においては、本年、「小規模企業振興基本法」と「改正小規模支援法」を成立させ、小規模企業振興対策にこれまで以上に注力しようとしていること、（ii）全国の商工会議所では、小規模企業に寄り添って支援する、「伴走型」の小規模企業対策や地域活性化事業に取り組んでいることに言及し、商工会議所が実施する経営改善普及事業のより一層の質的・量的向上が必要であり、そのための体制強化が不可欠であることを強調している。
- ③そのうえで、（i）小規模企業対策の実施は、都道府県の大きな責務であること、（ii）小規模企業振興対策の強化は、地域経済社会の安定・発展、雇用の確保をもたらし、地方財政に資するものであること、の 2 点を再認識するとともに、新たに施行された小規模基本法と改正小規模支援法を踏まえ、経営改善普及事業を中心とした平成 27 年度の小規模企業振興対策予算の拡充と、その確実な執行を強く要望している。とりわけ、小規模企業に対するさらなる支援の強化のため、経営指導員等の補助対象職員の安定的な確保ならびに補助単価の拡充による待遇改善、さらに、各種補助事業等において、消費税率引き上げ分についても必要な予算措置が行われることを要望している。

報告事項（1）世界商工会議所連合（WCF）評議員会の開催結果について

中村専務理事から、「世界商工会議所連合（WCF）評議員会の開催結果」について、以下の説明があった。

- ①世界商工会議所連合（WCF）評議員会が、ミホック WCF 会長ほか総勢約 90 人の参加のもと、10 月 17 日に、初めて東京で開催された。ワークショップ活動報告等が行われたほか、WCF の今後の運営等について話し合われた。
- ②特に、経営者として当然の権利を示したガイドライン「経営者の権利章典」の草案について議論が行われた。同章典は、経営者の社会的責任が増大する一方、権利について十分に議論がなされていないという実情を鑑み、経営者が政府や従業員、消費者等から不当に重い責任を強要されることのないよう、経営者の権利を規定し、各国政府をはじめ広く社会に広めようとするもの。同章典の決議にあたっては、ステップを踏んで慎重

に行うべきとの意見を踏まえ、同評議員会では大筋のみ合意し、今後、詳細について議論を重ねていくこととなった。

③WCF では2年に一度、世界商工会議所大会を開催しており、来年6月、イタリアのトリノで開催することが紹介され、当所および東京商工会議所として、同大会への参加およびミラノ万博視察のミッションを派遣することにしており、多くの参加を呼びかけた。

(2) 重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、「重要政策課題の動向」について、以下の説明があった。

①11月17日に発表された7－9月期のGDP一次速報は、2期連続のマイナスであった。かねてより同指標をもって、消費税の8%から10%への再引き上げの実行時期を判断するとしてきた安倍総理は、消費税率の引き上げ延期、さらには、アベノミクスへの信任を問うとして衆議院の解散を発表した。これを受け、例年であれば12月に翌年度の税制大綱が取りまとめられるところだが、越年の見通しとなった。

②まち・ひと・しごと創生法案および改正地域再生法案は、今国会で成立見込みと報告した。人口減少への対応については、選択する未来委員会の最終報告「未来への選択」が取りまとめられた。同報告書では、何もしなければ人口減少、マイナス成長、地域の喪失は避けられない、これに対する適切な対策を今から打っていけば、そうでない未来が拓ける。少子化対策の倍増、生産性の飛躍的向上、地方創生を一体的に推進し、規制緩和と企業の努力を促す必要性、および地域活性化のための商工会議所の役割等について基本的な考え方や方向性が示された。

③エネルギー問題に関しては、川内市および鹿児島県が川内原発の再稼働に同意を示した。電力コスト問題に対しては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しが審議されているが、当所としては、(i)再生エネルギーの導入推進と国民負担抑制の両立、(ii)国民負担とその負担による効果を国民に説明し、許容可能な負担の程度について合意を得る、(iii)許容可能な負担の範囲内で、より安価で安定的な電源から導入を推進する、の基本的視点で、買取制度の抜本的な見直しが必要と主張している。

(3) 「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ」の開催結果について

大会実行委員長の山口委員長(別府・常議員)から、「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ」の開催結果とともに、関係各位への謝辞が述べられた。

(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

久貝常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

①「政府の被災地対策の動き」について、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が拡充されることや、福島県営で初の復興公営住宅の完成や新型多核種除去設備の稼働が開始されたこと等の説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」について、「商工会議所の対応と支援の動き」として、遊休機械マッチング状況は、10月の新規機械登録が52件で、マッチング点数は累計2,653点に増加したこと、また、被災地復興に向けた取り組みの周知・PRとして、物産展の開催結果等が紹介された。

(5) 平成 26 年秋の叙勲・褒章について

議長から、「平成 26 年秋の叙勲・褒章受章者」について、当所の推薦等により、横浜商工会議所の佐々木会頭をはじめ 19 名が受賞した旨が報告され、祝意が述べられた。

⑥第 246 回議員総会

- 日 時 平成 27 年 1 月 15 日 (木) 12 時 55 分～13 時 50 分
- 場 所 ホール 2・3 (JP タワー 4 階)
- 出席者数 109 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 千葉商工会議所・石井会頭、長崎商工会議所・上田会頭
- 議 事

議 案 (1) 平成 26 年度一般会計収支補正予算 (案) について

議事に入り、久貝常務理事から「平成 26 年度一般会計収支補正予算 (案)」について、①平成 26 年 5 月に国からの補助事業を 2 件受託したこと、② 7 月に静岡県浜松市に所在していたカリアック (商工会議所福利研修センター) の土地のうち当所所有分を売却したことにより、平成 26 年度一般会計の委託・補助事業および事業収支について補正を行う旨の説明があり、異議なく承認された。

報告事項 (1) 石破地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について

中村専務理事から、常議員会・議員総会当日 (15 日) の朝に開催された「石破地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要」について、以下の報告があった。

①懇談会は、昨年末に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」が公表されるとともに、1 月 9 日には平成 26 年度補正予算案が、また 14 日には平成 27 年度予算案がそれぞれ閣議決定される等、地方創生に向けた国の方針が示されたことから、懇談の機会を設定したものである。当所側は三村会頭をはじめ 14 名、まち・ひと・しごと創生本部側は石破地方創生担当大臣をはじめ 9 名が出席した。

②冒頭、三村会頭は「地方における観光・農林水産業・大学等、十分に活用し切れていない資源を、いかに若者の働く場につなげていくかが鍵」「成長の足枷となっている規制改革の断行や、社会保障財源を少子化対策に思い切ったシフト等、安定政権でなければできない、痛みを伴う政策を進めていただきたい」「地方創生は、地方の危機意識、主体性、創意と熱意なくして成しえない。商工会議所は、地域の中核として、地方の創生に協力する。民間の活動を後押ししていただきたい」等と発言し、続いて石破大臣から、「今回の地方創生の取り組みは、『中央と地方』、『政府と民間』といった国のかたちを根本から変える取り組み。『今やらないと、国が危ない』という危機意識を共有し、あらゆる人々が一緒になって挑戦しなければならない」と、政府の取り組みを交えて発言があった。

③その後、地方創生に向けた各地域や企業における取り組みに関して意見交換がなされ、最後に石破大臣から、本懇談会の内容を全国の商工会議所、会員企業に伝えていただき、官民一体となって取り組んでいくことに協力いただきたい旨の依頼があり、懇談会を終了した。

(2) 重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、「重要政策課題の動向」について、以下の説明があった。

①12月24日に第三次安倍内閣が発足し、27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」、1月9日に平成26年度補正予算案、14日に平成27年度予算案を閣議決定した。3.5兆円規模となった経済対策は、「生活者・事業者への支援（消費喚起）」（1.2兆円）、「地方の活性化」（0.6兆円）、「災害復旧・復興加速化」（1.7兆円）の3つの柱からなり、地域限定で使えるプレミアム付き商品券の発行等を助成する「地域消費喚起型交付金」（2,500億円）や、若者の移住・企業誘致等に柔軟に使える「地方創生型交付金（1,700億円）」が盛り込まれた。経済効果は概算でGDP比0.7%程度が見込まれている。また、補正予算案については、商工会議所に関する事業として、「ものづくり・サービス補助金」（1,020億円）、「創業・第二創業促進補助金」（50億円）、小規模事業者持続化補助金を含む「小規模事業者支援パッケージ事業」（252億円）等が盛り込まれ、補正予算案における地域・中小企業対策は3,090億円となった。

②地方創生については、12月27日に、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定された。「長期ビジョン」では、「人口減少時代の到来」という基本認識のもと、①東京一極集中の是正、②若者の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域特性に即した地域課題の解決という3つの視点を踏まえ、将来の方向性として、「出生率を1.8程度に向上」、「50年後1億人程度の人口を確保」、「人口構造の若返り」、「人口の安定化・生産性の向上による50年後の実質GDP成長率1.5～2%の維持」を目指すとしている。政府は、この「長期ビジョン」をもとに、平成27～29年度の5カ年における「総合戦略」として、基本目標や重要業績評価指標（KPI）を定め、各施策を展開することとしており、主な施策には、商工会議所が提出した「人口減少への対応に関する意見」が多く反映された。他方で、森林の所有関係の明確化や外国人材の受入推進、非営利による婚活事業への支援等、反映されなかった意見もあるため、当所では、引き続き意見活動を行っていく。

(3) 「商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査」システムのリニューアルについて

久貝常務理事から、『商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査』システムのリニューアルについて、以下の説明があった。

当所では、各地商工会議所（現在、422商工会議所3,156社）の協力のもと、平成元年から、中小企業が肌で感じる景況感や直面する経営課題を迅速かつ的確に把握し、政策提言活動に活用するため、景気調査「LOBO調査」を実施している。LOBO調査について、入力作業等の事務負担軽減を図るとともに、企業の経営規模ごと等のきめ細かな集計を可能とするための検討を進めており、また、現在運用している集計システムの老朽化に伴う不具合等のリスクが高まっていることから、システムをリニューアルすることとした。あわせて、より精度の高い調査結果を発信できるよう、各地商工会議所に対して、引き続いての本調査への理解と協力を呼びかけた。

(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

久貝常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

①政府の被災地対策の動きについて、福島復興に向けて、「福島12市町村の将来像

に関する有識者検討会」が復興大臣の下に設置されたことの説明があった。産業・雇用や教育・文化等の分野で 30 年から 40 年後の将来像を明確化し、それを実現するために乗り越えなければならない課題の抽出、整理および解決の検討を行い、政府への提言を取りまとめることとしている。

②商工会議所の対応と支援の動き」について、「商工会議所の対応と支援の動き」として、遊休機械マッチング状況は、マッチング点数は累計 2,700 点に増加した。また、会津若松市において地元企業や農業団体等による展示・販売会の開催による風評被害払拭に向けたイベントが開催されたこと等を紹介した。

⑦第 247 回議員総会

- 日 時 平成 27 年 3 月 19 日（木）11 時 00 分～11 時 50 分
- 場 所 孔雀西の間（帝国ホテル 2 階）
- 出席者数 107 名
- 議 長 三村会頭
- 議事録署名人 甲府商工会議所・金丸会頭、大東商工会議所・寺田会頭
- 議 事

議 案（1）第 121 回通常会員総会への提案事項について

「第 121 回通常会員総会への提案事項」に関し、「①平成 27 年度事業計画（案）」（説明者：中村専務理事）、「②平成 27 年度収支予算（案）」（同：久貝常務理事）についてそれぞれ説明があり、異議なく承認され、同日午後に開催される通常会員総会へ付議されることとなった。

（2）平成 26 年度特別会計の新規設置（案）について

久貝常務理事から、「平成 26 年度特別会計の新規設置（案）」について、以下の説明があり、異議なく承認された。

平成 26 年度の政府補正予算において、持続化補助金事業に対する予算が大幅に増加し、同事業を含んだ「小規模事業者支援パッケージ事業」として、合計 77 億円が当所に交付されることから、同事業実施のために新たに特別会計を設ける。

報告事項（1）太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について

中村専務理事から、18 日に開催された「太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要」について、以下の報告があった。

①懇談会は、各地商工会議所が地方創生に向けて取り組んでいる「観光振興」、「まちづくり」などの多くが国土交通分野に深く関わることを踏まえ、太田大臣との懇談の場を設定したものである。日商側は三村会頭をはじめ 15 名、国土交通省側は太田明宏大臣をはじめ 18 名が出席した。

②三村会頭は「商工会議所は、これまでも、人口減少問題への対応、観光、まちづくりなどの地方創生、社会資本整備など幅広い分野で意見具申活動を実施。震災復興にも総力挙げて取組んできた」、「観光振興については、観光は地方創生のひとつの鍵であり、インバウンドと国内観光がその両輪となる。その後押しとして、空港・港湾や宿泊施設等の供給能力ネックの解消、交通機関のネットワークの充実などが必要であり、商工会議所としても 514 ネットワークを活用した観光広域連携の推進に重点的に取り組んで

いる」、「社会資本整備については、産業競争力強化・地方創生のためには、国土全体のネットワーク化が必要不可欠であり、ミッシングリンクの早期解消が必要」等と挨拶を述べた。続いて太田大臣から、「観光振興については、2020年、外国人観光客2,000万人達成を実現すべく、空港、CIQ（税関・出入国管理・検疫）、WiFi、ホテル、クルーズ船など、ハード・ソフトの受入体制の強化を全国規模で進めていく」、「今後の国土構造について『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方が基本。都市機能の集約と同時並行的に、隣町・周辺都市の連携、地域間・都市間のネットワーク化を進め、連携と対流をキーワードとして国土形成を図りたい」との発言があった。

③その後、各地での取り組みや課題に関して意見交換がなされ、最後に太田大臣から、地方創生のため、現場に通じ、中小零細企業の気持ちに寄り添える商工会議所の、地方自治体の計画策定への参画要請があり、懇談会を終了した。

（２）国土交通省の高速道路政策に対する意見について

久貝常務理事から、「国土交通省の高速道路政策に対する意見」について、以下の説明があった。

①本意見は、本年1月末に、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会（国土交通省設置）において、今後の高速道路政策に関する「基本方針」が取りまとめられ、パブリックコメント募集に対し提出するもの。意見募集の主なポイントは、（i）高速道路ネットワークの効果的・効率的な利用のあり方について、（ii）首都圏の高速道路の新たな料金体系のあり方について、の2点である。

②国の基本方針では、「ミッシングリンク（未整備区間）解消による国土のネットワーク化」をはじめ、これまでの当所の主張が概ね取り入れられた。一方で、「高速道路利用車両のETC装着の義務化」、「一般道路における大型車の課金」など、当所の考え方とは異なる部分もあったことから、意見の提出を行った。

③国交省では、今回の意見募集を経て、今後、平成28年度の導入に向けて、首都圏の新たな料金体系の詳細な制度設計を行うこととしており、当所としても、随時状況をチェックし、必要に応じてさらなる意見具申を行う。

（３）重要政策課題の動向について

久貝常務理事から、「重要政策課題の動向」について、商工会議所にとって関心の高い政策のうち、重要政策を巡る今後の日程、地方創生、エネルギー、規制改革、マイナンバーなどについて、説明があった。

（４）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて

久貝常務理事から、「東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組み」について、以下の説明があった。

①「政府の被災地対策の動き」について、市町村別の復旧・復興状況を比較すると、すでに災害公営住宅整備を終えた地域がある一方、未だ1割に満たない地域があるなど、地域差も顕在化しつつあることや、常磐自動車道の全線開通などインフラの復旧状況の説明があった。

②「商工会議所の対応と支援の動き」として、遊休機械マッチング点数が累計2,897点に増加したこと、また、前回の常議員会で決議した「東日本大震災からの復旧・復興に関する要望」を三村会頭から竹下復興大臣へ直接手交したことなどの説明があった。

③福島・渡邊会頭から、4月から始まる「ふくしまデスティネーションキャンペーン」の紹介があり、震災からの復旧状況、復興へ向けた福島県民の取り組みを体感してもらいたい、と多くの来県を呼びかけた。

(5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について

今月末をもって1年間の任期満了により退任する日本 YEG の仲田会長（那覇 YEG）から、「日本 YEG の活動」として、平成 26 年度の事業等の報告があった。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第634回 4月17日 12時～ 13時50分	国際会議場 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （前橋・曾我会頭 熊本・田川会頭）	報告事項 (1) トニー・アボット オーストラリア首相の訪日について (2) 日本労働組合総連合会との懇談会の結果概要について (3) 重要政策課題の動向について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書 および商工会議所イベント保険の創設について (6) 日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について (7) その他 ※昼食懇談会 演題：「老舗の教え、老舗から学ぶ企業の進むべき道」 ゲストスピーカー：明治学院大学 経済学部 教授 神田 良 氏
第635回 6月19日 10時～ 10時50分	山形グランドホテル 「サンリヴァ」 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （盛岡・谷村会頭 大分・姫野会頭）	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見に ついて（追認） (3) 平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール 514商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け ～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～（案） について (4) 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30につい て（追認） (5) 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見について（追認） (6) 独占禁止法審査手続き見直しに関する意見（案）について (7) 東日本大震災に係る会費減免（案）について 報告事項 (1) 重要政策課題の動向について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) その他 ※特別講演 演題：「瀬戸内海の魅力と世界一のサイクリングロードを目指して」 ゲストスピーカー：一般社団法人 尾道観光協会 会長 尾道サイクリング協会 会長 尾道商工会議所 副会頭 川崎 育造 氏
第636回 7月17日 12時～ 14時00分	国際会議場 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （長野・北村会頭 高知・青木会頭）	議案 (1) 第120回通常会員総会への提案事項について (2) 平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（案）につ いて (3) 第120回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 安倍総理と経済界との意見交換会について (2) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (3) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる確認・徹底について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：人口減少社会に対応した日本の設計図 ゲストスピーカー：東京大学公共政策大学院 客員教授 増田 寛也 氏

第637回 9月17日 11時30分～ 12時20分	国際会議場 出席者数58人（委任 状提出による代理出 席を含む） （函館・松本会頭 鳥取・藤縄会頭）	議案 （1）特別顧問の委嘱について （2）平成27年度税制改正に関する意見（案）について 報告事項 （1）会議報告 （2）重要政策課題の動向について （3）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （4）日本商工会議所青年部および全国商工会議所女性会連合会の活動について （5）その他
第638回 10月16日 12時～ 13時50分	国際会議場 出席者数58人（委任 状提出による代理出 席を含む） （川崎・山田会頭 宮崎・米良会頭）	議事 （1）常務理事の選任について （2）人口減少への対応に関する意見について（追認） （3）要望「企業の円滑な海外事業活動を確保するためにマナー・ロンダリング およびテロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める」について（追認） 報告事項 （1）第52回日豪経済合同委員会会議の結果概要について （2）重要政策課題の動向について （3）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （4）その他 ※特別講演 演題：最近の経済動向と今後のアベノミクス推進の処方箋 ゲストスピーカー：独立行政法人経済産業研究所 理事長 中島 厚志 氏
第639回 11月20日 10時～ 10時50分	帝国ホテル「孔雀西 の間」 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （松本・井上会頭 宇都宮・北村会頭）	議案 （1）「小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望」（案）について 報告事項 （1）世界商工会議所連合（WCF）評議員会の開催結果について （2）重要政策課題の動向について （3）「全国商工会議所観光振興大会2014 in べっぷ」の開催結果について （4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （5）その他 ※特別講演 演題：「炭鉱から観光へ、そして復興へ」 ゲストスピーカー：いわき商工会議所 副会頭 常磐興産株式会社 代表取締役会長 斎藤 一彦 氏
第640回 12月18日 12時～ 13時50分	国際会議場 出席者数59人（委任 状提出による代理出 席を含む） （さいたま・佐伯会頭 下関・川上会頭）	議案 （1）「第三次安倍内閣に望む」について（追認） （2）「会社法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見について（案） （3）主たる事務所移転について 報告事項 （1）「商工会議所と商工中金との連携強化」について （2）重要政策課題の動向について （3）改正小規模支援法に基づく「経営発達支援計画ガイドライン」について （4）東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて （5）商工会議所の組織・財政等の現状（速報版）について （6）その他 ※昼食懇談会 演題：「観光立国の実現と商工会議所への期待」 ゲストスピーカー：日本政府観光局 理事長 松山 良一 氏
第641回 平成27年 1月15日 12時～ 13時50分	JPタワー 出席者数58人（委任 状提出による代理出 席を含む） （千葉・石井会頭 長崎・上田会頭）	議案 （1）平成26年度一般会計収支補正予算（案）について 報告事項 （1）石破地方創生担当大臣と日本商工会議所の懇談会の結果概要について （2）重要政策課題の動向について （3）「商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査」システムのリニューアルについて

		(4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) その他 ※昼食懇談会 演題：「平成27年の日本経済の展望」 ゲストスピーカー：東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授 伊藤 元重 氏
第642回 2月19日 12時～ 13時50分	JPタワー 出席者数58人（委任状提出による代理出席を含む） （松江・古瀬会頭 鹿児島・岩崎会頭）	議案 (1) 東日本大震災からの本格復興に向けて（案）について (2) 知的財産政策に関する意見（案）について (3) 第121回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 訪インドネシア・フィリピン経済ミッションの結果概要について (2) 自由民主党首脳と日本商工会議所正副会頭との懇談会の結果概要について (3) 重要政策課題の動向について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 商工会議所法改正に伴う各地商工会議所の対応および「商工会議所定款作成要領」の策定について (6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技および事前キャンプの誘致等について (7) 6月移動常議員会・議員総会等（高崎）（6月17日～18日）について (8) その他
第643回 3月19日 11時～ 11時50分	帝国ホテル「孔雀西の間」 出席者数56人（委任状提出による代理出席を含む） （甲府・金丸会頭 大東・寺田会頭）	議案 (1) 第121回通常会員総会への提案事項について (2) 平成26年度特別会計の新規設置（案）について 報告事項 (1) 太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について (2) 国土交通省の高速道路政策に対する意見について (3) 重要政策課題の動向について (4) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (5) 日本商工会議所青年部（日本 YEG）の活動について (6) その他

(4) 監事会

- 日 時 7月16日（水）10時45分～11時50分
- 場 所 110 特別室
- 出席者 7名
- 内 容 平成25年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事3名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4月16日	第2回国際経済・第2回観光・第5回地域活性化・第1回広報特別合同委員会	159名	(1) 外国人旅行者等向け消費税免税制度の改正等について 経済産業省 商務情報政策局 流通政策課 課長補佐 大川 龍郎 氏 観光庁 国際観光課 課長補佐 富田 晃弘 氏 (2) 人口減少社会を生き抜く商店街の対応策について 株式会社商業界 月刊商業界編集長 笹井 清範 氏 (3) 海外展開支援について ①外務省による中小企業の海外展開支援について 外務省 国際協力局 開発協力総括課長 徳田 修一 氏 経済局 政策課 首席事務官 孫崎 馨 氏 ②大阪商工会議所の海外展開支援事業について（事例発表） 大阪商工会議所 国際部 課長 松本 敬介 氏 (4) その他
4月16日	第6回産業経済・第7回運営・第2回地方分権・行財政改革特別合同委員会	131名	(1) 地方圏における新たな都市間連携協約制度（地方中枢拠点都市圏）の創設について 総務省 自治財政局 財務調査課長 （前自治行政局 市町村課長） 原 邦彰 氏 (2) 重要政策課題の動向について (3) 「商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書」および「商工会議所イベント保険団体制度」について (4) その他
4月17日	第6回中小企業・第3回情報化・第8回運営合同委員会	95名	(1) 現場からみた中小企業の IT 経営支援について 株式会社ナーツ 代表取締役 IT コンサルタント 野中 栄一 氏 (2) 岡山県内商工会議所の経営支援力強化に向けた取り組みについて 岡山商工会議所 専務理事 窪津 誠 氏 理事 中小企業・地域振興部長 須々木 敏彦 氏 (3) 「検定事業再生プロジェクト」の平成25年度の活動報告および26年度の取り組みについて (4) 商工会議所ライブラリーによる情報提供開始について (5) その他
6月18日	第3回観光・第6回地域活性化・第5回エネルギー・環境合同委員会	122名	(1) エネルギーを巡る状況とエネルギー基本計画の概要について 経済産業省 資源エネルギー庁 審議官 後藤 収 氏 (2) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見について（追認） 観光委員会 共同委員長 須田 寛 氏 （名古屋商工会議所 文化・観光委員会委員長、東海旅客鉄道株式会社 相談役） (3) 平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール 514商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～（案）について 観光委員会 共同委員長 須田 寛 氏 （名古屋商工会議所 文化・観光委員会委員長、東海旅客鉄道株式会社 相談役） (4) その他

7月19日	第7回中小企業・第7回地域活性化・第3回教育・第9回運営合同委員会および小都市商工会議所支援WG合同会議	107名	(1) 日向市キャリア教育支援センターの取り組みについて 日向商工会議所 日向市キャリア教育支援センター長 水永 正憲 氏 (2) 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」について 刈谷商工会議所 事務局長 加藤 善弘 氏 (3) 小都市商工会議所支援WGの設置および今後の検討課題について 小都市商工会議所支援WG 共同座長 恵庭商工会議所 常務理事 佐藤 順一 氏 燕商工会議所 専務理事 大澤 則夫 氏 (4) 「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」(案)について (5) 小規模支援法改正に伴う国による経営指導員向け研修の実施について (6) 平成25年度事業報告(案)および平成25年度収支決算(案)について (7) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる確認・徹底について (8) その他
9月16日	第7回産業経済・第3回国際経済・第8回地域活性化・第2回労働合同委員会	156名	(1) 地理的表示の保護と政府の地域ブランド育成策について ①地理的表示法について 農林水産省 食料産業局 新事業創出課長 坂 勝浩 氏 ②八戸前沖さばの地域ブランド化に向けて 八戸商工会議所 業務課長 北山 和久 氏 (2) 「犯罪や非行のない社会づくり」について 法務省 保護局 更生保護振興課 社会復帰支援室長 杉山 弘晃 氏 (3) 重要政策課題の動向について (4) その他
9月16日	第4回観光・第9回地域活性化・第4回税制・第4回情報化合同委員会	136名	(1) コンパクトシティ推進の取り組みの拡大について ①中心市街地活性化法等の改正及び支援策の概要について 経済産業省 中心市街地活性化室 室長補佐 山北 和徳 氏 新たな中心市街地活性化制度について 内閣官房 地域活性化統合事務局 参事官補佐 横田 清泰 氏 ②コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて～都市再生特別措置法等の改正の概要～ 国土交通省 都市計画課 課長補佐 宮崎 貴雄 氏 ③コンパクトシティの推進に向けた各地商工会議所の取り組みの促進について (2) 観光振興と地域活性化への取り組みについて ①広域連携による観光戦略と地域振興について 長野商工会議所 専務理事 今井 克明 氏 商工振興部長 徳武 高久 氏 ②商工会議所観光ネットワーク(CCI観光ネット)構築の促進について ③地域活性化事例データベースの本格稼働について (3) 鯖江商工会議所のIT支援活動「さばえIT塾」の歩みから 鯖江商工会議所 経営支援課 経営指導員 藤井 智正 氏 (4) 平成27年度税制改正に関する意見(案)について (5) その他

9月17日	第8回中小企業委員会	132名	(1) 平成27年度中小企業・小規模事業者対策予算の概算要求について 中小企業庁 長官官房参事官室 参事官補佐（政策企画委員） 松井 拓郎 氏 (2) 「小規模基本法」および「小規模支援法」の概要について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課長 桜町 道雄 氏 (3) 製造業「ムダ取り塾」～教えてみて、やらせてみて、行動できる人～について 広島商工会議所 専務理事 谷村 武士 氏 産業・地域振興部 産業振興チームリーダー 弘兼 知典 氏 (4) その他
10月15日	第8回産業経済・第4回国際経済・第5回税制・第6回エネルギー・環境合同委員会	121名	(1) 「標準化官民戦略」の取組状況～中小企業の標準化活用への支援～について 経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課長 佐藤 文一 氏 (2) 我が国のエネルギー事情について 経済産業省 大臣官房審議官 吉野 恭司 氏 (3) 中小企業の視点（電力コスト負担増の視点）から考えるエネルギー政策の問題点 清水印刷紙工株式会社 代表取締役社長 清水 宏和 氏 （総合資源エネルギー調査会 新エネルギー小委員会／電力需給検証小委員会委員） (4) 外形標準課税をめぐる議論の状況について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 飯田 健太 氏 (5) その他
10月15日	第9回産業経済・第10回運営合同委員会および小都市商工会議所支援WG合同会議	109名	(1) 重要政策課題の動向について (2) 会員増強の取り組みと高組織率を背景にした事業展開について ひたちなか商工会議所 専務理事 永井 喜隆 氏 総務部長 米川 央洋 氏 (3) 地元 JA との連携事業と今後の展望について 秋田商工会議所 専務理事 柴田 誠 氏 経営支援部長 浅野 雅彦 氏 (4) 会費だけに頼らない商工会議所財政運営の処方箋について 小野商工会議所 専務理事 横山 種機 氏 (5) 会館建て替えの効果的手法について ①株式会社方式による飯田商工会館改築事業について 飯田商工会議所 専務理事 尾澤 敏秀 氏 ②等価交換スキームによる会館建て替えについて 池田商工会議所 専務理事 中田 博之 氏 (6) その他
10月16日	第9回中小企業・第11回運営合同委員会	98名	(1) 地域の中核企業支援の動きについて 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課 課長補佐 松山 大貴 氏 (2) 中堅・中小企業の医療分野進出を支援する新たな取り組みについて 経済産業省 商務情報政策局 医療・福祉機器産業室長 土屋 博史 氏 (3) 医工連携事業等ものづくり支援の取り組みについて～大商 次世代医療システム産業化フォーラム～ 大阪商工会議所 経済産業部 ライフサイエンス振興担当課長 根来 宜克 氏 (4) 平成27年度検定試験日程等について (5) その他

12月17日	第10回産業経済・第5回国際経済・第3回労働・第4回教育合同委員会	113名	(1) トビタテ！留学ジャパン「地域人材コース」の創設について 文部科学省 文部科学審議官 前川 喜平 氏 (2) 地域における中小企業の海外事業人材の確保・育成について 札幌商工会議所 国際・観光部長 鈴木 伸明 氏 (3) 中小企業と地域における、海外グローバル人材の獲得について 一般財団法人 自治体国際化協会 JET プログラム事業部長兼多文化共生部長 渡辺 裕人 氏 (4) 多様な人材の活躍推進について ①女性の活躍推進に向けた新法の検討について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用政策課長 小林 洋子 氏 ②公益財団法人産業雇用安定センターの取り組みについて 公益財団法人 産業雇用安定センター 事務局長 村上 竹男 氏 (5) 重要政策課題の動向について (6) その他
12月17日	第6回税制・第7回エネルギー・環境・第2回国民生活・第12回運営合同委員会	113名	(1) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長 多田 明弘 氏 (2) 平成27年度税制改正に向けた検討状況について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 飯田 健太 氏 (3) 医療保険制度改革に関する健保連の考え方について 健康保険組合連合会 副会長 白川 修二 氏 (4) 平成27年度日本商工会議所事業計画（たたき台）について (5) 保険制度の創設～海外展開サポートプラン“輸出取引信用保険制度”～について (6) その他
12月18日	第10回中小企業委員会	114名	(1) 「課題提案型巡回」等による伴走型経営支援の強化について 鹿児島商工会議所 専務理事 山下 春洋 氏 中小企業振興部長 中村 修 氏 (2) 小規模企業対策予算の確保に向けた取り組みについて 鳥取商工会議所 専務理事 大谷 芳徳 氏 中小企業振興部次長 林 浩志 氏 (3) 改正小規模支援法に基づく「経営発達支援計画ガイドライン」について (4) その他
平成27年 1月14日	第11回産業経済・第5回観光・第7回税制合同委員会	156名	(1) 平成27年度税制改正について ①平成27年度税制改正（国税）について 財務省 主税局 税制第三課長 坂本 基 氏 ②平成27年度税制改正（地方税）について 総務省 自治税務局 企画課長 開出 英之 氏 (2) 産業革新機構による中堅・中小企業支援および地方活性化に向けた取り組みについて 株式会社産業革新機構 投資事業グループ マネージングディレクター 川辺 一毅 氏 (3) 地域資源を活かした観光振興について 久慈商工会議所 指導課観光係長 中野 康宏 氏 (4) 重要政策課題の動向について (5) その他

1月14日	第4回労働・第13回運営合同委員会	158名	(1) 屋外イベントの安全確保に向けた対応について ～屋外型イベント「安全ノート」ご紹介～ 一般社団法人 日本イベント産業振興協会 常務理事 原 正彦 氏 (2) 商工会議所のリスクマネジメント事業について ①危機管理対策委員会の設立と活動について 松原商工会議所 専務理事 上村 満 氏 危機管理対策委員会 委員長 黒田 一吉 氏 ②商工会議所イベント保険団体制度の活用について (3) 企業による従業員の健康保持・増進の取組を通じた、企業価値の向上と医療費適正化の実現について ～コラボヘルスの推進～ 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課 ヘルスケア産業研究官 仁賀 建夫 氏 厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室長 安藤 公一 氏 (4) 共済制度の加入促進事例として 出水商工会議所 専務理事 佐賀 誠一郎 氏 (5) 商工会議所法の改正等に関する各地商工会議所の対応について (6) 平成26年度一般会計収支補正予算（案）について (7) その他
1月15日	第11回中小企業委員会	123名	(1) 平成26年度政府補正予算案・平成27年度政府予算案における中小企業関連予算の概要について 経済産業省 中小企業庁 長官官房 参事官 米村 猛 氏 (2) 地域を挙げて取り組む総合的なものづくり支援について 長岡産業活性化協会（NAZE） 事務局長 安藤 明彦 氏 (3) 秋田商工会議所が取り組む創業支援について 秋田商工会議所 専務理事 柴田 誠 氏 経営支援部 経営支援課 伊藤 智 氏 (4) 平成26年度補正予算案ならびに平成27年度政府予算案における商工会議所の事業等に利用可能な各省庁等予算について (5) その他
2月18日	第6回観光・第10回地域活性化・第14回運営合同委員会	137名	(1) 地域資源を活用した特産品開発について 加茂商工会議所 専務理事 若杉 俊彰 氏 業務指導課 課長 高畑 結城子 氏 (2) 「オール京都」による京都ビジョンについて 京都商工会議所 専務理事 奥原 恒興 氏 企画室 室長 日野 直樹 氏 (3) 広域連携による地域創生について 東三河広域経済連合会 事務局長 豊橋商工会議所 専務理事 星野 君夫 氏 (4) 会員増強の取り組み（プレミアム商品券の活用）について 真岡商工会議所 事務局長 鶴見 一行 氏 (5) その他
2月18日	第12回産業経済・第6回国際経済・第5回労働・第5回教育合同委員会および全国商工会議所台湾ビジネス連絡会との合同会議	136名	(1) 重要政策課題の動向について (2) 知的財産政策に関する意見（案）について (3) 「新居浜ものしり検定」を通じた地域を支える次世代育成について 新居浜商工会議所 産業振興部 副部長 仙波 学 氏 (4) インターシップの可能性 ― UIJ ターン について 尾鷲商工会議所 専務理事 村田 浩子 氏 (5) 台湾の最新経済動向と日台経済関係について 台北駐日経済文化代表処 副代表 余 吉政 氏 (6) 台湾との経済交流による海外展開支援について 高知商工会議所 専務理事 杉本 雅敏 氏 (7) その他

2月19日	第12回中小企業委員会	115名	(1) 山口県下商工会議所が取り組む『ビジネスドラフト』について 宇部商工会議所 専務理事 藤川 修三 氏 経営指導員 田邊 直史 氏 (2) 株式会社地域経済活性化支援機構による事業承継・転廃業支援について 株式会社地域経済活性化支援機構 常務取締役 鈴木 学 氏 (3) 地域の中堅・中小企業への支援について 経済産業省 製造産業局長 黒田 篤郎 氏 (4) その他
3月18日	第13回産業経済・第11回地域活性化・第6回労働・第5回情報化・第3回地方分権・行財政改革特別合同委員会	124名	(1) 重要政策課題の動向について (2) はじめてのマイナンバーガイドラインについて 特定個人情報保護委員会 事務局長 其田 真理 氏 (3) 「地方版総合戦略」策定のポイントについて 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 事務局次長 末宗 徹郎 氏 (4) 「留学生就職支援ネットワークシステム」について 経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室長 小林 浩史 氏 一般社団法人 留学生支援ネットワーク 理事 原 正紀 氏 (5) 規制緩和に向けた輪島商工会議所の取組事例 ～電動カート活用による新交通システムの開発について～ 輪島商工会議所 事務局長 吉森 公昭 氏 総務課長 前倉 弘美 氏 (6) その他
3月18日	第13回中小企業・第8回エネルギー・環境・第15回運営合同委員会	132名	(1) 三重県下商工会議所が取り組む金融機関との連携による小規模事業者支援について 四日市商工会議所 専務理事 奈須 庄平 氏 事務局次長兼中小企業振興部長 高橋 健次 氏 (2) エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）および温室効果ガス排出削減目標の策定に向けた現状と課題について 経済産業省 大臣官房審議官 吉野 恭司 氏 (3) 被災地報告について 大船渡商工会議所 専務理事 上野 直和 氏 塩釜商工会議所 専務理事 三浦 一泰 氏 相馬商工会議所 専務理事 和田山 雄康 氏 (4) 平成26年度特別会計の新規設置（案）について (5) 平成27年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について (6) その他

(6) 特別委員会

期 日	特別委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
4月16日	第1回広報特別合同委員会	159名	人口減少社会を生き抜く商店街の対応策について 株式会社商業界 月刊商業界編集長 笹井 清範 氏
5月19日	第2回まちづくり特別委員会	21名	(1) 人口減少社会におけるまちづくりへの取り組みについて 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部長 川住 昌光 氏 (2) 欧米諸国におけるまちづくりについて ～イギリスの中心市街地政策を中心に～ 和歌山大学 経済学部 教授 足立 基浩 氏 (3) 意見交換（中心市街地活性化の促進に向けた取り組みの方向性について） (4) その他

7月16日	第2回表彰特別委員会第642回代表専務理事会議	15名	(1) 7月開催諸会議について (2) 平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について (3) 平成25年度事業報告（案）および平成25年度収支決算（案）について (4) 平成27年度税制改正に関する意見（素案）について (5) 重要政策課題の動向について (6) 商工中金と商工会議所とのさらなる連携強化について (7) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (8) 日本・カナダ商工会議所協議会について (9) 今後の当面の諸会議について (10) その他
11月13日～14日	第3回まちづくり特別委員会	12名	(1) 長岡商工会議所・長岡市によるまちづくりの取り組みと課題、今後の方向性について 長岡商工会議所 会 頭 丸山 智 氏 長岡商工会議所 副会頭 細川 恭一 氏 長岡市中心市街地整備室 室長 小林 周 氏 (2) 中心市街地活性化法改正とその後の取り組み等について 経済産業省 中心市街地活性化室長 室長補佐 山北 和徳 氏 (3) 改正中心市街地活性化法等の普及に向けた取り組みの報告について (4) 空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会の設置について (5) その他
12月17日	第3回表彰特別委員会第647回代表専務理事会議	15名	(1) 12月開催諸会議について (2) 「第三次安倍内閣に望む」について (3) 「会社法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見について（案） (4) 改正小規模支援法に基づく「経営発達支援計画ガイドライン」について (5) 商工会議所法改正に伴う通達改正等に関する諸規程の整備について (6) 平成27年度日本商工会議所事業計画（たたき台）について (7) 重要政策課題の動向について (8) 商工会議所と商工中金との連携強化について (9) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (10) 商工会議所の組織・財政等の現状（速報版）について (11) 平成27年度諸会議について (12) オリンピック・パラリンピック経済界協議会の設置について (13) 生命共済制度「1万人要件への対応に関する打ち合わせ会」について (14) その他
2月18日	第4回表彰特別委員会第649回代表専務理事会議	15名	(1) 2月開催諸会議について (2) 訪インドネシア・フィリピン経済ミッションの結果概要について (3) 東日本大震災からの本格復興に向けて（案）について (4) 知的財産政策に関する意見（案）について (5) 平成27年度事業計画（素案）について (6) 重要政策課題の動向について (7) 東日本大震災における復旧・復興に向けた取り組みについて (8) 商工会議所法改正に伴う各地商工会議所の対応および「商工会議所定款作成要領」の策定について (9) 6月移動常議員会・議員総会等（高崎）（6月17日～18日）について (10) 第69回全国商工会議所専務理事・事務局長会議（岐阜）（5月21日～22日）について (11) その他

(7) 専門委員会等

期 日	専門委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
4月8日	第1回日商労働専門委員会・第1回東商労働委員会 合同会議	47名	(1) 講演 ・今後の労働政策の課題と方向について 厚生労働省 政策統括官（労働担当） 熊谷 毅 氏 ・外国人雇用の現状と法制度について 法務省 入国管理局 総務課 企画室長 福原 申子 氏 (2) 報告 ・東商 中小企業政策・労働政策 本支部懇談会の開催概要について ・最近の雇用・労働政策の動向について
4月11日	第1回地方分権・行財政改革専門委員会	18名	(1) 第29期地方分権・行財政改革専門委員会について (2) 「規制改革に向けた取組と評価」 内閣府 規制改革推進室 参事官補佐 金親 義徳 氏 (3) 規制・制度改革の意見について ・前回要望内容の実現状況等について（報告） ・中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見（案）とりまとめの作業状況 ・意見交換 (4) その他
4月17日	第3回運営専門委員会	22名	(1) 商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書（案）について (2) 全国商工会議所イベント保険（仮称）について (3) 「海外展開サポートプラン」（仮称）について (4) 平成26年度における運営専門委員会での検討課題（案）について (5) その他
4月17日	第1回社会資本整備専門委員会	17名	(1) 「社会資本整備を進めるための基本的な考え方」 政策研究大学院大学 特別教授 森地 茂 氏 (2) 「新たな高速道路料金政策について」 国土交通省 道路局 企画課長 石川 雄一 氏 (3) 社会資本整備専門委員会の活動（案）について (4) その他
4月22日	第1回中小企業政策専門委員会	14名	(1) 第29期中小企業政策専門委員会の進め方について (2) 平成27年度中小企業関係施策に関する意見・要望の検討について (3) 講演 ・最近の中小企業・小規模事業者政策の動向について 中小企業庁 長官官房 参事官 三又 裕生 氏 (4) 意見交換（自由懇談）
4月23日	第1回 IT 経営推進専門委員会	20名	(1) 第28期 IT 経営推進専門委員会活動報告について (2) 平成25年度商工会議所情報化実態調査結果について (3) 第29期 IT 経営推進専門委員会の活動（案）について (4) 中小企業の IT 経営推進と商工会議所の支援について（意見交換） (5) その他
4月23日	第2回観光専門委員会	23名	(1) 「平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール（案）」について (2) 「『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』の見直しに関する意見（案）」について (3) 「全国商工会議所観光振興大会2014 in べっぷ」の準備状況について (4) 「平成27年度全国商工会議所観光振興大会 in 静岡（仮称）」の企画内容について (5) その他

5月12日	第1回若者・女性活躍推進専門委員会	13名	(1) 「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す ～日本再興戦略における女性の活躍推進～」 内閣府 男女共同参画局長 佐村 知子 氏 (2) 「中小企業における女性の活躍推進について」 株式会社日本政策金融公庫 総合研究所 小企業研究第一グループ 主席研究員 深沼 光 氏 (3) 今後の活動内容等について (4) 最近の女性の活躍推進に関する政策動向について (5) 意見交換
5月24日 ～25日	東北六魂祭・米沢市内視察会	17名	観光専門委員会において、山形市で開催した東北六魂祭の視察会を実施。三村会頭をはじめ委員会委員が参加し、パレードの見学を行った。翌25日は、同委員会でも米沢市を訪問し、吉野・米沢商工会議所会頭らとの懇談のほか、産業観光の取り組みを視察した。
5月26日	第1回地域活性化専門委員会	15名	(1) 地域資源活用による地域活力の強化・再生 公益財団法人流通経済研究所 理事長 明治大学専門職大学院 教授 上原 征彦 氏 (2) 地域資源を活用した新ビジネスの展開 ～ほしいも学校の事例～ ひたちなか商工会議所 会頭 鈴木 誉志男 氏 (3) 林業再生・森林資源活用に関する商工会議所の取り組みについて (4) 地域活性化事例データベース（仮称）について (5) 意見交換 地域活性化専門委員会の検討テーマについて (6) その他
5月29日	第1回社会保障専門委員会	10名	(1) 社会保障の将来展望と改革の方向性について 株式会社大和総研 調査提言室長 鈴木 準 氏 (2) ・社会保障制度改革に関する政府の動きについて ・当委員会の今期活動方針について (3) その他
5月29日	第2回中小企業政策専門委員会	17名	(1) 講演「ドイツにおける中小企業政策－ものづくりを中心に－」 経済産業省 地域経済産業グループ 産業政策分析官 岩本 晃一 氏 (2) 意見交換「平成27年度中小企業関係施策に関する意見・要望（骨子案）」について
6月2日	第2回経済法規専門委員会	8名	(1) 商法（運送・海商関係）の見直しについて 講師：法務省 民事局 参事官 松井 信憲 氏 (2) 商法（運送・海商関係）改正検討会の委員について (3) 独占禁止法審査手続見直しに関する意見（骨子案）について
6月4日	第2回税制専門委員会	21名	(1) 講演 「法人実効税率引き下げに関する議論について」 中小企業庁 財務課長 飯田 健太 氏 (2) 協議 平成27年度税制改正に関する意見（論点整理）について (3) 報告 平成27年度税制改正に関するアンケート調査について (4) その他
6月10日	第2回科学技術・知財専門委員会	9名	(1) 「科学技術イノベーション政策と成長戦略」 政策研究大学院大学 教授 角南 篤 氏 (2) 平成27年度中小企業関係施策に関する意見・要望〔科学技術政策分野〕について（たたき台） (3) その他

6月24日	第3回中小企業政策 専門委員会	16名	(1)「中小企業の現状と今抱えている課題」について 株式会社帝国データバンク 東京支社情報部 部長 藤森 徹 氏 (2)「静岡県事業引継ぎ支援センターの活動概要」について 静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 清水 至亮 氏 (3)「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望 (案)」について
7月16日	第1回貿易関係証明 専門委員会	23名	(1) 特定原産地証明書発給事業における「振興対策」(案)について (2) その他
7月17日	第4回運営専門委員 会	28名	(1) 小都市商工会議所支援室および小都市商工会議所支援ワーキン ググループの設置について (2) 輸出取引信用保険制度(仮称)等について (3) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる確認・徹底につ いて (4)「商工会議所法の一部改正」および「定款への暴力団等反社会的 勢力排除条項の導入」について (5) その他
7月17日	第1回教育専門委員 会	11名	(1) 講演 ・「大学におけるキャリア教育の課題と対応について」 独立行政法人 日本学術振興会 理事長 安西 祐一郎 氏 ・「社会に求められる力の育成とキャリア教育の充実」 文部科学省 文部科学審議官 坂東 久美子 氏 (2) 報告 ・東京商工会議所 若者・産業人材育成委員会 専門委員会の活 動について ・東京商工会議所 若者・産業人材育成委員会関連事業について ・商工会議所のキャリア教育活動について
7月24日	第2回社会保障専門 委員会	13名	(1) 財政検証の結果をふまえた今後の年金制度改革について 厚生労働省 年金局 年金課長 度山 徹 氏 (2) その他
7月24日	第2回日本商工会議 所労働専門委員会・東 京商工会議所労働委 員会 委員長・共同委 員長・副委員長会議 合同会議 ～地方最低賃金審議 会 商工会議所関係委 員との意見交換会～	21名	(1) 平成26年度中央最低賃金審議会への対応について (2) その他
7月28日	第2回地方分権・行財 政改革専門委員会	14名	(1)「当面の行財政改革の動向と今後の課題について」 株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 チーフエコノミスト 矢嶋 康次 氏 (2) 意見交換 (3) 報告事項 衆議院選挙制度に関する調査会について (4) その他
8月4日	第3回税制専門委員 会	17名	(1) 報告 ・法人実効税率引き下げに関する議論について ・消費税の複数税率に関する議論について ・消費税の価格転嫁に係る実態調査について (2) 協議 ・平成27年度税制改正に関する意見(素案)について ・平成27年度税制改正等に関するアンケート調査について (3) その他

9月2日	第4回税制専門委員会	19名	(1) 講演 少子化対策に資する税制について 慶應義塾大学 経済学部 教授 土居 丈朗 氏 (2) 協議 平成27年度税制改正に関する意見（案）について (3) その他
9月2日	第3回地方分権・行財政改革専門委員会	15名	(1) 講演 「選挙制度の仕組みと課題、今後のあるべき方向性について」 慶應義塾大学 法学部 教授 河野 武司 氏 (2) 質疑応答 (3) 衆議院の選挙制度改革に関する論点と基本的考え方（素案） (4) 意見交換 (5) その他
9月8日	第3回日本商工会議所労働専門委員会・第2回東京商工会議所労働委員会合同委員会	50名	(1) 講演 ・労働時間法制の見直しに関する動向について 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課長 村山 誠 氏 ・女性の活躍推進に係る新法の検討について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長 小林 洋子 氏 (2) 意見交換
9月8日	第3回観光専門委員会	26名	(1) 「平成26年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」本審査 (2) 「全国商工会議所観光振興大会2014in べっふ」の準備状況について (3) 「商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）」構築の促進について (4) その他
9月26日	第2回若者・女性活躍推進専門委員会	10名	(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長 小林 洋子 氏 (2) 事例発表「成長戦略としての女性活躍の推進」 経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室長 福地 真美 氏 (3) 「若者・女性の活躍推進 ～中小企業のための情報ポータルサイト～」の開設について (4) 日本商工会議所・内閣府共催「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」の開催について
9月26日	第3回科学技術・知財専門委員会	8名	(1) 「特許庁における地域・中小企業に対する知財支援強化について」 特許庁 審査業務部長 中小企業知財戦略支援総合調整官 諸岡 秀行 氏 (2) 「科学技術・イノベーション政策の推進による地域の活性化について」 内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付 参事官（総括担当） 中川 健朗 氏 (3) 質疑応答・意見交換 (4) その他
10月7日	第4回地方分権・行財政改革専門委員会	16名	(1) 衆議院選挙制度調査会の各諮問事項に関する具体的論点について (2) 意見交換 (3) その他
10月20日	第2回 IT 経営推進専門委員会	19名	(1) 地域中小企業の IT 経営啓発・支援について (2) 商工会議所自身の IT 化推進について (3) 26年度前期活動報告について (4) 意見交換 (5) その他

11月5日	第2回地域活性化専門委員会	15名	(1) 人口減少下での地域社会の取り組みー栃木県鹿沼市ー 専修大学経済学部 准教授 遠山 浩 氏 (2) 人口減少に対応した地域産業の競争力強化の方向性 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 主任研究員 山川 未来夫 氏 副調査役 柏木 拓也 氏 (3) 各地商工会議所における林業再生・森林資源活用の取組み 一般社団法人大阪府木材連合会 会長 中村 暢秀 氏 日田商工会議所 副会頭 瀬戸 享一郎 氏 (4) 意見交換 ・地域活性化に向けた商工会議所の活動のあり方について ・林業再生・森林資源活用に向けた商工会議所の取り組みの方向性等について (5) その他
11月5日	第3回社会保障専門委員会	16名	(1) 「医療保険制度改革の現状と課題について」 厚生労働省 保険局 保険課長 鳥井 陽一 氏 (2) 「企業年金制度改革の現状と課題について」 厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課長 内山 博之 氏 (3) 報告「医療保険制度改革への要望」について (4) その他
11月12日	第2回日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会・第2回東京商工会議所エネルギー・環境委員会・第20回エネルギー・原子力政策に関する研究会合同会議	33名	(1) 「中小企業の視点（電力コスト負担増の視点）から考えるエネルギー政策の問題点」 日本商工会議所 中小企業政策専門委員会委員 清水 宏和 氏 (2) 「電力コスト負担増の影響」 川口商工会議所： 会 頭 児玉 洋介 氏 副会頭 伊藤 光男 氏 常議員 石川 義明 氏 (3) 「エネルギー政策の現状と課題」 経済産業省 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当） 吉野 恭司 氏 (4) 「電気料金審査の経験を踏まえて」 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会委員長 安念 潤司 氏 (5) 意見交換 (6) その他
11月26日	第2回社会資本整備専門委員会	9名	(1) 「幹線道路に関するいくつかの話題」 学識委員 東京大学・政策研究大学院大学教授 家田 仁 氏 (2) 「ネットワークを賢く使う取組などについて」 国土交通省 道路局 高速道路課 課長 吉岡 幹夫 氏 (3) 社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会（10月9日）における日商ヒアリングへの対応について (4) 意見交換 (5) その他
11月27日	第2回教育専門委員会	12名	(1) 講演 ・「文部科学省高等教育関連予算について」 文部科学省 高等教育局大学振興課 課長 里見 朋香 氏 ・「大学初年次から始めるキャリア教育について」 リクルートワークス研究所 所長 大久保 幸夫 氏 (2) 報告 ・企業による教育支援に関するアンケートについて ・委員会関連事業について

12月2日	第4回労働専門委員会・第3回東京商工会議所労働委員会	38名	(1) 講演 ・「労働時間制度改革をめぐる動向について」 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課長 村山 誠 氏 ・「賃金体系の現状と課題」 独立行政法人 労働政策研究・研究機構 調査・解析部長 荻野 登 氏 (2) 意見交換 (3) その他
12月3日	経済法規専門委員会	7名	(1) 民法（債権法）改正要綱仮案について〔講演〕 講師：経済産業省 経済産業政策局 産業組織課長 中原 裕彦 氏 (2) 商業登記規則の一部を改正する省令案に対する意見について (3) 会社法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見について (4) 商法（運送、海商関係）の法制審における審議状況について〔報告〕
12月10日	科学技術・知財専門委員会	13名	(1) 説明・意見交換 「最近の特許庁の取組等について」 特許庁 長官 伊藤 仁 氏 特許庁 中小企業知財戦略支援総合調整官 諸岡 秀行 氏 (2) 講演 「『標準化官民戦略』の取組状況～中小企業の標準化活用への支援～」 経済産業省 基準認証政策課長 佐藤 文一 氏 (3) 議事 ・商工会議所が実施する知財関連の取り組みに関するアンケートについて ・その他
平成27年 2月6日	科学技術・知財専門委員会	11名	(1) 説明・意見交換 「知的財産政策の現状と今後の課題」 内閣官房知的財産戦略推進事務局 事務局長 横尾 英博 氏 (2) 議事 知的財産政策に関する意見（素案）について (3) 議事 第5期科学技術基本計画に盛り込むべき項目（意見案）について (4) 報告 「商工会議所が実施する知財関連の取り組みに関するアンケート」結果速報
2月24日	第4回観光専門委員会	23名	(1) 「平成28年度全国商工会議所観光振興大会」開催地の選定について (2) 「全国商工会議所観光振興大会2015in しずおか」の準備状況について (3) 「商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）」の構築に向けた取り組み状況について (4) 講演「わが国の観光の現状と今後の戦略について」 観光庁 次長 山口 由美 氏 (5) 「観光立国実現に向けたアクションプログラム」の見直しに向けた意見について (6) その他
3月2日	第5回税制専門委員会	15名	(1) 講演 平成27年度税制改正大綱の概要および今後の検討課題について 中小企業庁 財務課長 飯田 健太 氏 (2) 協議 平成28年度税制改正に向けた今後の検討課題について (3) その他

3月23日	第3回社会資本整備専門委員会	11名	(1) 意見交換 社会資本整備重点計画の見直しについて 国土交通省 総合政策局 参事官 中原 淳 氏 (2) 「道の駅」による地方創生拠点の形成について 国土交通省 道路局 企画課長 石川 雄一 氏 (3) 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針に対するパブリックコメントの提出について (4) 審議 委員就任・共同委員長の選出について (5) その他
3月24日	第3回教育専門委員会	8名	(1) 講演 ・「諸外国におけるインターンシップの取り組みについて」 リクルートワークス研究所 グローバルセンター長 村田 弘美 氏 (2) 報告 ・「東商版 中小企業と大学のリレーションプログラム」について ・企業による教育支援に関するアンケートについて ・委員会関連事業について
3月24日	第3回 IT 経営推進専門委員会	22名	(1) IT 経営をめぐる国の動向等について ・「ふるさとテレワークについて」 総務省情報流通行政局 地域通信振興課長 今川 拓郎 氏 ・「Web リスクへの対応」 株式会社エルテス 顧問 羽藤 秀雄 氏 ・「マイナンバー、法人番号の利活用に向けた動きについて」 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 部長 坂下 哲也 氏 (2) 平成26年度活動報告と27年度事業計画について (3) 意見交換 (4) その他
3月26日	第3回日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会・第3回東京商工会議所エネルギー・環境委員会・第22回エネルギー・原子力政策に関する研究会合同会議	56名	(1) 「我が国のエネルギーの現状と課題」 経済産業省 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当） 吉野 恭司 氏 (2) 「経済戦略としてのエネルギー政策のあり方」 21世紀政策研究所研究主幹・国際環境経済研究所所長 澤 昭裕 氏 (3) 「省エネルギーの現状と課題」 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会委員長 中上 英俊 氏 (4) その他

(8) 総合政策委員会

期 日	委員会名	出席者数	議 題・講 師 等
4月15日	第2回総合政策委員会	38名	(1) 少子高齢社会に対応した経済社会システムのあり方 ・講演：「人口減少時代の地域活性化」 政策研究大学院大学名誉教授 松谷 明彦 氏 ・意見交換 (2) 報告事項 ①経済連携協定等の動向 ②エネルギー基本計画の閣議決定について
6月26日	第3回総合政策委員会	35名	人口急減・超高齢社会への対応と地域活性化（論点整理と今後の対応方針）
9月19日	第4回総合政策委員会	37名	人口減少への対応について ①人口減少への対応に関する意見（たたき台） ②東京で特に注力すべき人口減少対策
10月6日	第5回総合政策委員会	25名	人口減少への対応に関する意見（案）

平成27年 2月17日	第6回総合政策委員会	33名	(1) マイナンバー制度の準備状況と使用・普及に向けた課題 内閣府大臣官房番号制度担当室 参事官 阿部 知明 氏 (2) 地方版総合戦略の策定に向けて 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 末宗 徹郎 氏

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期 日	出席者数	議 題
447	4月17日	10名	重要政策課題の動向について、ほか
448	6月19日	13名	平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（骨子案）について、ほか
449	7月17日	13名	平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望（案）について、ほか
450	9月17日	11名	第120回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか
451	10月16日	14名	人口減少への対応に関する意見について（追認）、ほか
452	11月21日	12名	衆議院総選挙について、ほか
453	12月19日	17名	平成27年度日本商工会議所事業計画（たたき台）について、ほか
454	1月15日	15名	平成27年の重要政策課題のスケジュールなどについて、ほか
455	2月19日	15名	平成27年度事業計画（素案）について、ほか
456	3月18日	11名	第121回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか

(10) その他の会議

①日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会

○期 日 4月17日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 30名

- 内 容 (1) 連合からの意見表明：「中小企業における生産性の向上と人への投資について」、「適正な取引関係、消費税転嫁問題について」、「成長戦略第2弾にむけて（雇用・労働問題中心に）」
(2) 当所からの意見表明：「法人実効税率の引き下げについて」、「政府の社会保障改革と企業負担の問題について」、「電力・エネルギー問題について」
(3) 自由討議

②規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月22日 ○場 所 ホテルニュー長崎

○内 容 「商工会議所の組織基盤および活動力の強化について」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 87名
- ・⑤グループ <出席者> 69名
- ・④グループ <出席者> 65名
- ・③グループ <出席者> 59名
- ・②①グループ <出席者> 59名

③第 68 回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5 月 22 日～23 日 ○場 所 ホテルニュー長崎 ○出席者 357 名

○内 容 「商工会議所の組織基盤および活動力の強化について」

・ 5 月 22 日

(1)開会挨拶

(2)挨拶・基調講演

(3)高まる危機に対する組織の対応について

・ 5 月 23 日

(1)規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の概要報告

(2)規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会 総括

(3)当所からの報告

(4)全国商工会議所専務理事・事務局長会議 全体総括

(5)「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ」について

(6)特別講演「幕末の志士とイギリス商人たち」

長崎総合科学大学 環境・建築学部 人間環境学科

教授 ブライアン・バークガフニ 氏

④日本商工会議所夏季政策懇談会

○期 日 7 月 16 日 ○場 所 東京會館 ○出席者 53 名

○内 容 (1)重要政策課題に対する商工会議所の対応

①消費税の転嫁対策の評価と 10%への引き上げに向けた課題・対応、複数税率の問題点、エネルギーコスト問題

②人口減少と超高齢化への対応（少子化対策、労働力不足、若者・女性の活躍推進）

③地域が直面する課題と対策（震災復興、地域活性化、観光、まちづくり等）

(2)地域活性化に向けた商工会議所活動のあり方

⑤小渕経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 9 月 18 日 ○場 所 帝国ホテル 2 階「牡丹の間」

○出席者 30 名

○内 容 (1)わが国企業の現況

(2)重要政策課題に対する商工会議所の考え方

(3)514 商工会議所の活動

⑥小渕経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会

○期 日 9 月 26 日 ○場 所 ANA インターコンチネンタルホテル東京

○出席者 36 名

○内 容 (1)地域経済の再生・好循環に向けた地域活性化と中小企業の活力強化 等

(2)地域経済の担い手である中小企業の成長を後押しする税制措置 等

(3)東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現 等

⑦日本銀行幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期 日 10月16日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 22名
- 内 容 (1)アベノミクスの中小企業・地域への波及度合（消費増税の影響）
(2)地域の景況・特徴的な動き
(3)日銀への意見 等

⑧竹下復興大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 10月16日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 21名
- 内 容 (1)開会
(2)竹下大臣挨拶
(3)被災地商工会議所発言
 ○宮城県・石巻商工会議所
 ○岩手県・釜石商工会議所
 ○福島県・原町商工会議所
 ○青森県・八戸商工会議所
 ○茨城県・茨城県商工会議所連合会
 ○千葉県・銚子商工会議所
(4)自由懇談
(5)閉会

⑨宮沢経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会

- 期 日 11月26日 ○場 所 キャピトルホテル東急
- 出席者 31名
- 内 容 (1)地域経済の再生・好循環に向けた地域活性化と中小企業の活力強化 等
(2)地域経済の担い手である中小企業の成長を後押しする税制措置 等
(3)東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現 等

⑩石破地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会

- 期 日 1月15日 ○場 所 帝国ホテル 3階「扇の間」
- 出席者 23名
- 内 容 (1)わが国企業の現況
(2)各地域で経済・雇用を支える中堅・中小企業の役割
(3)地方創生に対する商工会議所の意見
(4)514 商工会議所の地方創生活動
(5)商工会議所の総力をあげた被災地復興の取り組み

⑪東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会

- 期 日 平成27年2月10日 ○場 所 東京国際フォーラム ○出席者 38名
- 内 容 (1)開会
(2)挨拶

- (3)出席者紹介
- (4)日商三村会頭との意見交換
- (5)閉会

⑫自由民主党首脳と日本商工会議所正副会頭との懇談会

○期 日 2月19日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急 1階「鳳凰（西）」

○出席者 23名

- 内 容
- (1)わが国企業の現況
 - (2)各地域で経済・雇用を支える中堅・中小企業の役割
 - (3)地方創生に対する商工会議所の意見
 - (4)514 商工会議所の地方創生活動
 - (5)商工会議所の総力をあげた被災地復興の取り組み

⑬オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

○期 日 平成27年3月16日 ○場 所 経団連会館2階「国際会議場」 ○出席者 55名

- 内 容
- (1)開会
 - (2)挨拶
 - (3)東京オリンピック・パラリンピック、2019年ラグビーワールドカップの開催に向けて
 - (4)経済界協議会の今後の運営について
 - (5)閉会

⑭太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会

○期 日 3月18日 ○場 所 帝国ホテル 3階「雅の間」 ○出席者 22名

- 内 容
- (1)国土交通分野における商工会議所の取組と主張について
 - (2)今後の国土づくりに向けた各地域の課題について

⑮代表専務理事会議

第639回・4月16日、第640回・5月23日、第641回・6月18日、第642回・7月16日
 第643回・8月20日、第644回・9月16日、第645回・10月15日、第646回・11月19日
 第647回・12月17日、第648回・1月14日、第649回・2月18日、第650回・3月17日

⑯各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
7月3日	第1回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9月25日	第2回特定原産地証明に関する研究会（東京）
2月25日	第3回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4月3日	第2回承継円滑化法・事業承継税制見直しに向けたWG
4月30日	産業懇談会
5月29日	第3回承継円滑化法・事業承継税制見直しに向けたWG
5月30日	産業懇談会
6月30日	産業懇談会
7月30日	産業懇談会
8月29日	産業懇談会
9月30日	産業懇談会
10月29日	産業懇談会
11月28日	産業懇談会
12月26日	産業懇談会
1月30日	産業懇談会
2月27日	産業懇談会
3月30日	産業懇談会

産業政策第二部

開催期日	会 議 名
10月17日	第19回エネルギー・原子力政策に関する研究会
11月12日	第20回エネルギー・原子力政策に関する研究会
3月3日	第21回エネルギー・原子力政策に関する研究会
3月26日	第22回エネルギー・原子力政策に関する研究会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4月24日	中小企業関係4団体連絡会議
6月9日	中小企業関係4団体連絡会議
7月14日	中小企業関係4団体連絡会議
9月3日	SBIR 推進協議会第20回幹事会
9月12日	中小企業関係4団体連絡会議
10月14日	中小企業関係4団体連絡会議
11月17日	中小企業関係4団体連絡会議
12月16日	中小企業関係4団体連絡会議
1月26日	中小企業関係4団体連絡会議
3月2日	中小企業関係4団体連絡会議

流通・地域振興部

開催期日	会 議 名
12月8日	第1回空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会
3月27日	第2回空き地・空き店舗の利活用促進に関する研究会

情報化推進部

開催期日	会 議 名
6月2日	第3回 IT 活用人材育成研究会
9月2日	平成26年度第1回 TOAS ユーザー会
10月2日	第4回 IT 活用人材育成研究会
2月10日	平成26年度第2回 TOAS ユーザー会

事業部

開催期日	会 議 名
6月24日	商工会議所検定試験に係る専門学校等との懇談会
9月25日	平成26年度商工会議所検定担当学会議

各種検定関係会議等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会 1 級満点合格審査会	4/9, 4/13, 4/16, 5/7, 5/28, 6/6, 6/11, 7/7, 7/11, 8/3, 8/14, 9/3, 9/23, 10/3, 10/22, 10/29, 11/14, 12/10, 1/7, 1/16, 2/4, 2/25, 3/18 7/24, 11/21, 3/5
簿 記	簿記検定部会 第137回簿記検定試験 1 級審査会 第138回簿記検定試験 1 級審査会 簿記検定部会参与および部会委員打合会 出題内容検討ワーキンググループ	8/19, 8/26, 9/2, 9/9, 9/16, 9/26, 2/20, 3/6, 3/13, 3/19, 3/27 7/4 12/15 12/15 4/26, 5/31, 9/2, 10/11, 11/1, 3/6, 3/27
販 売 士	中央検定試験委員会（1 級合否判定会議） 試験問題検討会議、試験問題確定会議 販売士検定部会 指定通信教育機関との懇談会	3/12 4/4, 4/7, 4/11, 4/14, 4/21, 7/7, 7/11, 7/14, 7/25, 8/1, 10/16, 10/17, 10/20, 10/27, 10/31, 11/17, 11/20, 11/27, 12/1, 12/5 7/31, 10/10 6/6
日 商 P C	日商 PC 検定部会 日商 PC 検定作問ワーキンググループ	4/22, 10/10, 2/23 5/30, 6/2, 6/30, 7/4, 8/4, 8/19, 10/6, 10/7, 10/8, 2/17, 2/20
日 商 英 語 ビ ジ	日商ビジネス英語検定部会	6/9, 10/15, 12/15, 2/16
計 電 子 実 務 会	電子会計実務検定部会	3/9
日 商 マ ス タ ー	日商マスター部会	2/27

総務部・新規事業推進担当

開催期日	会 議 名
7 月 30 日	第 1 回新規事業研究会
9 月 3 日	第 2 回新規事業研究会
10 月 31 日	第 3 回新規事業研究会
12 月 11 日	第 4 回新規事業研究会
3 月 1 日	第 5 回新規事業研究会

8. 事業

(1) 各種事業活動

【復興の加速化と福島再生の早期実現】

1. 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

東日本大震災により、生産機械等を流失・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、各地の事業者から遊休機械等の無償提供を受け、被災事業者の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を平成23年9月から実施。

同プロジェクトは、仙台の被災事業所に対し東京、名古屋、大分の3商工会議所の会員事業所から機械が提供された事例を踏まえて、商工会議所の全国ネットワークを活用して被災地中小企業の復興を支援するもの。当所では被災地支援機械情報データベースを構築して情報の集約と管理を行うとともに全国の商工会議所を通じて各会員事業所に遊休機械等の提供を呼びかけた。また、東北六県商工会議所連合会で震災対策相談員（機械の目利き人）を配置し、被災地の機械ニーズの吸いあげと、全国からの提供機械情報とのマッチングを行った。

これらの取り組みによるマッチング状況は、会員企業313社へ累計2,937点の機械等が提供された（平成27年4月30日現在：表1）。また、被災事業者から寄せられた要望機械は4,996点（11商工会議所）、各地商工会議所会員企業から寄せられた提供機械は5,550点（123商工会議所）が登録された（平成27年4月30日現在：表2）。

なお、マッチングの成立した機械の輸送費用には、商工会議所に集まった義援金の一部を充当した。また、提供された機械は、通常の税法上では市場価値に基づき、寄附金として扱いを受けるが、本プロジェクトに関しては、帳簿価額相当額を広告宣伝費として損金算入できることが特徴的である（当所が、財務省・国税庁と調整して決定されたもの）。あわせて、平成23年11月にホームページ内にマッチングの成立した機械提供企業の紹介コーナーを設け、ホームページによるプロジェクトの周知とともに提供企業のPRを行なった。

表1

機械提供商工会議所	マッチング成立商工会議所
旭川、北上、仙台、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、新潟、小千谷、高岡、金沢、長野、日立、ひたちなか、宇都宮、足利、小山、高崎、前橋、伊勢崎、太田、藤岡、川越、川口、さいたま、深谷、狭山、銚子、船橋、松戸、館山、成田、佐倉、東京、八王子、青梅、立川、むさし府中、町田、横浜、横須賀、相模原、大和、甲府、静岡、三島、島田、焼津、掛川、藤枝、袋井、名古屋、岡崎、豊橋、豊川、刈谷、豊田、西尾、春日井、犬山、桑名、大野、京都、大阪、東大阪、豊中、神戸、姫路、相生、豊岡、高砂、笠岡、広島、下関、高松、新居浜、福岡、北九州、直方、大分 (81商工会議所：会員企業約433社)	釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、原町、相馬（10商工会議所：会員企業313社） ○マッチング機械等約2,937点

表 2

① 要望機械点数

商工会議所	点数
釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、いわき、原町、相馬 (11商工会議所)	4,996

② 提供機械点数

商工会議所	点数
札幌、旭川、室蘭、苫小牧、北上、仙台、横手、山形、鶴岡、米沢、長井、天童、新潟、上越、燕、小千谷、富山、高岡、金沢、白山、長野、諏訪、飯山、日立、ひたちなか、宇都宮、足利、小山、高崎、前橋、桐生、伊勢崎、太田、富岡、藤岡、川越、川口、さいたま、秩父、深谷、狭山、銚子、千葉、船橋、松戸、館山、柏、習志野、成田、佐倉、東京、八王子、青梅、立川、むさし府中、町田、横浜、横須賀、秦野、相模原、大和、甲府、静岡、浜松、沼津、三島、富士、島田、焼津、掛川、藤枝、袋井、大垣、名古屋、岡崎、豊橋、一宮、豊川、刈谷、豊田、安城、西尾、春日井、小牧、犬山、大府、四日市、桑名、福井、大野、長浜、京都、大阪、東大阪、豊中、大東、神戸、姫路、尼崎、相生、豊岡、高砂、龍野、奈良、紀州有田、児島、笠岡、広島、三原、下関、徳山、小野田、徳島、高松、新居浜、四国中央、福岡、北九州、直方、鹿島、熊本、大分、鹿児島 (123商工会議所)	5,550

2. 被災中小企業復興支援リース補助事業

本事業は、東日本大震災に起因する二重債務負担の軽減要望により、平成 23 年度第 3 次補正予算で決定したもので、経済産業省からの協力依頼で当所が事業の実施を受託した。

東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対して、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することで、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図る本事業を実施した。

また、被災した中小企業の事業再開をさらに促進するため、平成 26 年 3 月 17 日の決定により、申請受付期間を 2 年延長し、平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結されたリース契約を補助対象とすることとなった。

申請受付期間 平成 23 年 12 月 12 日～平成 28 年 5 月 31 日

(平成 28 年 3 月 31 日までに締結されたリース契約が対象)

補助金交付 5,199 件 (3,004,081,605 円) [平成 27 年 3 月 31 日現在]

3. 全国商工会議所からの職員の応援派遣

① 全国商工会議所からの職員派遣

<平成 26 年 10 月 20 日～11 月 18 日>

派遣先	人数	派遣元
石巻	1名	札幌

【デフレマインド脱却と成長経済を目指した政策提言活動を展開】

1. CCI-LOBO 調査事業

平成元年4月より、中小企業の景況感や直面する経営課題等を迅速かつ的確に把握し、政策提言・要望活動等に活用するため、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI-LOBO（Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook）」により景気調査を行っている。

毎月中旬に、調査参加商工会議所を通じて企業等に対し、足元の経営状況等についてヒアリングを実施。当月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言・要望活動の基礎資料や内閣総理大臣をはじめ関係閣僚との懇談会・政府主催の会議等における中小企業の景気動向に関する説明資料等に活用した。

また、同調査の精度向上や調査作業の効率化を図るとともに詳細な分析を行うことを目的に、調査システムの機能強化に向けた検討を行い、システム改修を実施した（平成27年4月から稼働予定）。

平成26年度（平成27年3月現在）の参加状況は次のとおり。

対象商工会議所：422カ所

対象企業等：

建設業	489	製造業	761	卸売業	344
小売業	745	サービス業	820	合計	3,159企業等

2. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には152商工会議所、約8,000企業が参加している。

平成26年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

【新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援】

1. 消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率引き上げの円滑な価格転嫁は中小企業・小規模事業者等の最大の懸念事項であることから、4月の消費税率引き上げ時における円滑な価格転嫁等に向け、各地商工会議所および当所において、転嫁対策に関する広報活動や幅広い相談に対応するワンストップ相談・支援体制の構築等による「消費税転嫁対策窓口相談等事業」を実施した。

各地商工会議所においては、平成25年4月に相談窓口を設置し、巡回・窓口相談や講習会・個別相談等を実施するなど中小企業・小規模事業者のニーズに応じた経営支援を展開した。

当所においては、消費税転嫁対策を解説した小冊子の作成や各地商工会議所等への提供、指導員向け研修会の実施、政府の施策情報等の提供を通じて、ワンストップ相談・支援体制を支える経営指導員等の知識・能力向上支援を行った。

<事業実施状況>

①講習会等 3,568 回開催／106,992 人参加

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
開催回数	71	221	315	304	231	378	
参加者数	1,230	4,027	6,612	9,451	8,688	9,488	
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
開催回数	425	414	351	286	342	230	3,568
参加者数	15,261	14,910	6,667	11,247	9,293	10,118	106,992

②巡回・窓口等での相談件数（施策の普及等含む） 468,707 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
件数	31,677	36,623	37,755	42,962	33,223	42,256	
	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	41,935	37,870	43,498	34,443	39,888	46,577	468,707

<経営指導員向け研修会>

6 月から 9 月に 13 回開催。のべ 410 人が参加。

開催期日	会 議 名	場 所
6 月 27 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（関東ブロック①）	東京
7 月 2 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（九州ブロック①）	福岡
7 月 8 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（北陸信越ブロック）	上越
7 月 18 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（東海ブロック）	名古屋
7 月 23 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（中国ブロック）	広島
7 月 25 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（関東ブロック②）	東京
7 月 28 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（東北ブロック）	仙台
7 月 31 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（北海道ブロック）	札幌
8 月 6 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（九州ブロック②）	福岡
8 月 21 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（近畿ブロック①）	大阪
8 月 27 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（関東ブロック③）	東京
8 月 29 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（近畿ブロック②）	大阪
9 月 8 日	経営指導員向けブラッシュアップ研修会（四国ブロック）	高松

<各種支援ツールの作成>

小冊子「ケースで考える消費税率引上げ対策」を公表（7 月 17 日）。

2. 経営安定特別相談事業

平成 26 年度の企業倒産件数（負債総額 1 千万円以上）は 9,543 件（前年度 10,536 件）、負債総額は 1 兆 8,686 億円（同 2 兆 7,749 億円）。金融機関が中小企業のリスク要請に応じていることや、消費税率引き上げに対応して景気対策として実施された公共事業の前倒し発注の効果などにより、倒産件数は

前年度比 993 件（9.4%）減少。負債総額も、前年比 9,063 億円（32.6%）減少と 6 年連続で前年度を下回り、平成元年度（1 兆 1,865 億円）以来、25 年ぶりに 2 兆円を割り込んだ（株式会社東京商工リサーチ調べ）。

従業員数 5 人未満の小規模企業の倒産件数の全体に占める割合は 70.4%となり、平成 13 年度の 49.8%を底に上昇を続けている。

業種別では、倒産件数が 10 産業のうち農・林・漁・鉱業と不動産業を除く 8 産業で前年度を下回った。このうち不動産業が前年度比 2.5%増となり、6 年ぶりに増加に転じた。

地区別では、四国が前年度比 14.3%増、6 年ぶりの増加となったが、その他の地区は前年度を下回った。

このような中、全国商工会議所 198 カ所（平成 27 年 3 月末現在）に設置されている経営安定特別相談室では、経営再建に関する相談に対応し、専門家と連携して、経営改善計画策定や事業承継等各種の支援を行った。

① 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動

種 類	作成部数（日商分）
ポスター	443枚
パンフレット	39,040部
自己チェックリスト	29,400枚

② 平成 26 年度経営安定対策事業研修会

日 程：6 月 25 日（水）～27 日（金）

場 所：フクラシア東京ステーション（東京都千代田区）

出席会議所、出席者数：48 商工会議所、50 人

③ 平成 26 年度第 2 回経営安定対策事業研修会

日 程：11 月 5 日（水）～6 日（木）

場 所：アジュール竹芝（東京都港区）

出席会議所、出席者数：30 商工会議所、33 人

3. 全国統一演習研修事業（経営指導員 WEB 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に、経営指導員向けに「e ラーニングによる WEB 研修システム」を開発し、運用を開始した。平成 26 年度は、この WEB 研修の一層の普及・活用を図るとともに、第 3 回商工会議所経営指導員全国研修会（支援力向上全国フォーラム）における事例発表等のコンテンツの充実などにより、受講者の支援力向上を図った。

4. 地域力活用市場獲得等支援事業

政府の平成25年度補正予算にて措置された中小企業庁からの補助金（地域力活用市場獲得等支援事業費補助金。平成26年 2 月24日交付決定）を受けて既存の基金を積み増し、その基金を活用して、以下の事業を実施した。

① 経営計画作成支援セミナー・個別相談会

小規模事業者に対し、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化や事業環境に応じた持続的な経営に向け、資金調達にも役立つ経営計画の作成を支援するため、全国の 245 商工会議所に委託し、「経営計画作成支援セミナー・個別相談会」を平成 26 年 3 月より実施した（セミナー等の実施期間は 12 月までの間）。のべ 312 回開催され、参加者は 6,400 名となった。

② 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、地元商工会議所の支援を受けながら、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓に係る費用を支援するため、「小規模事業者持続化補助金」の公募を平成 26 年 2 月より開始した。

同補助金は、補助率を 3 分の 2 として補助上限額 50 万円までを補助するもの（雇用の増加もしくは従業員の処遇改善に取り組む事業者については補助上限額 100 万円）。

第一次公募・第一次受付分（平成 26 年 3 月 28 日締切）として、1,009 件（有効申請件数：2,008 件）を、同第二次受付分（5 月 27 日締切）として、2,486 件（有効申請件数：12,268 件）をそれぞれ採択し、合計 3,495 件（有効申請件数：14,276 件）となった。（補助事業実施期間は平成 27 年 1 月 31 日まで）

なお、第一次公募（第一次受付、第二次受付）で、予定した予算を全て消化したため、第二次公募は行わなかった。

③ 広報支援事業

「小規模事業者持続化補助金」の採択者を中心として、小規模事業者の優れた取組を紹介し、他の小規模事業者の参考とするため、地方紙（約 1,800 万部）などにおける広報や事例集を作成する「広報支援事業」を実施した。具体的には、平成 27 年 1 月に、47 都道府県全ての地方紙に、それぞれ都道府県内の事例（商工会議所支援案件・商工会支援案件それぞれ 1 件ずつ）等を掲載したほか、平成 27 年 3 月に地方紙に掲載した事例（計 94 件）をもとに事例集を 10,000 部作成し、全国の商工会議所・商工会等に配布した。

5. 小規模事業者支援パッケージ事業

政府の平成 26 年度補正予算にて措置された中小企業庁からの補助金（小規模事業者支援パッケージ事業。平成 27 年 2 月 18 日交付決定）を受けて、以下の事業を実施した。

① 経営計画作成支援セミナー・個別相談会

前年と同様の「経営計画作成支援セミナー・個別相談会」の開催を、全国の 250 商工会議所に委託し、平成 27 年 3 月より実施した（セミナー等の実施期間は平成 27 年 5 月までの間）。

② 小規模事業者持続化補助金

前年に引き続き、「小規模事業者持続化補助金」の公募を平成 27 年 2 月より開始した。

同補助金の制度は概ね前年と同様だが、今回は、補助上限の 100 万円への引き上げとなる対象に「買い物弱者の取り組み」を追加したほか、個社による応募に加え、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能とした。

第一次受付分（平成 27 年 3 月 27 日締切）として、3,028 件（有効申請件数：7,696 件）を採択した（補助事業実施期間は平成 27 年 10 月 31 日まで）。また、第二次受付は平成 27 年 5 月 27 日締切（補助事業実施期間は平成 27 年 11 月 30 日まで）。

③ 経営発達支援計画策定推進事業

第 2 回・第 3 回認定での経営発達支援計画申請に向けた計画策定のための検討会等の開催や調査実施に係る経費を補助する「経営発達支援計画策定推進事業」について、第 1 次締切で 15 商工会議所を採択した。

6. 情報化推進事業

(1) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

当所ホームページについて、動画配信を開始するとともに地域最前線等のコンテンツの充実化を図り、当所および各地商工会議所に関する情報発信・提供に努めた。

会員はじめ地域事業者および各地商工会議所に有益な情報をタイムリーに提供できる「電子ライブラリー」（ネット上の書庫）を研究し、1 月に各地商工会議所を対象とした「CCI スクエアライブラリー」を、4 月に会員企業はじめ地域事業者を対象として、企業の経営に役立つ情報を提供する「商工会議所ライブラリー」の運用を開始した（平成 27 年 3 月現在 95 冊掲載。275 商工会議所がホームページ等にバナーをリンク）。

また、過去の「商工会議所ホームページリニューアル研修会」の参加者を対象とした「フォローアップ研修」を開催し、ホームページのリニューアル支援を後押しした（9 商工会議所、計 10 名参加）。

① 商工会議所ホームページリニューアル研修会

開催日：平成 26 年 5 月 26 日～27 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：18 名）

平成 26 年 9 月 10 日～11 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：18 名）

② フォローアップ研修会

開催日：平成 26 年 9 月 12 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：10 名）

(2) TOAS（商工会議所トータル OA システム）の改善と活用支援

① 導入商工会議所数

TOAS は、平成 27 年 3 月末現在、343 商工会議所（うち、ASP 版は 176 商工会議所）で導入されている。

② TOAS に関する運用管理について

TOAS の開発、改善、マニュアルの作成等にかかる「TOAS 運用管理費」として平成 26 年度においては 332 ユーザー商工会議所に負担いただいた（導入初年度の 5 商工会議所は免除。また、東日本大震災の影響を考慮し、被災地 6 商工会議所は当所会費免除に準じて 30%から 100%の減免を行った）。

③ プログラムの改善

ユーザー商工会議所からの要望を踏まえて、TOAS による検定試験合格者名簿管理、地図情報と連動した事業所管理、貸会議室管理システムの検討のほか、各種プログラムを改善した。

④ ユーザー商工会議所、TOAS パートナーへの情報提供

TOAS ユーザー商工会議所、TOAS パートナーに対して、Web サイトならびにメーリングリストを

通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOAS パートナシップ制度」に登録している事業者は、全国で 48 社（平成 27 年 3 月現在）となっている。

⑤ TOAS ユーザー会の開催

TOAS の一層の利用推進に向けて、システム改善の検討、研修体制の見直し、先進ユーザーの事例普及策等を検討するため、TOAS を有効に活用しているユーザー商工会議所をメンバーとした「TOAS ユーザー会」を開催した。

開催日：平成 26 年 9 月 2 日（於：東京商工会議所ビル クラウドワークスクエア セミナールーム）（参加者数：6 名）

平成 27 年 2 月 9 日（於：当所芝大門オフィス研修室）（参加者数：5 名）

⑥ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メールで 385 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑦ TOAS/Web 設定・操作研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：5 月 20 日～21 日（於：当所芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：19 名）

経理編（参加者数：12 名）

5 月 22 日～23 日（於：当所芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：16 名）

6 月 26 日～27 日（於：当所芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：12 名）

経理編（参加者数：12 名）

10 月 10 日（於：当所芝大門オフィス研修室）

経理編（参加者数：17 名）

⑧ TOAS フォーラムの開催

TOAS の普及促進、データの戦略的活用方法や新機能の紹介による担当者のスキルアップ、TOAS 担当者相互の情報交換の場の提供、TOAS への改善・要望事項の収集等を目的に、TOAS 利用商工会議所およびサポート企業ならびに導入を検討する商工会議所等を対象とした「TOAS フォーラム」を開催した。

開催日：平成 27 年 2 月 10 日（於：日本自動車会館 くるまプラザ）（参加者数：44 名）

(3) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、民間認証局と業務提携し、各地商工会議所と連携のもと、同局が発行する電子証明書の取次業務を行った。これにより、各地商工会議所会員企業に優待価格にて電子証明書を提供した（取次枚数 1,338 枚）。

7. 株式会社商工組合中央金庫（商工中金）との覚書の締結

当所と株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は12月9日、「中小・中堅企業および地域の活性化に係る連携強化の覚書」を締結した。各地商工会議所と商工中金の各支店が、各々が有する機能を相互に活用しながら、地域の支援ニーズを踏まえ、「広域的なビジネス商談会」「商工会議所ブランド認定企業に対する優遇融資」「海外展開支援」など連携強化を図るとともに、各地の連携事例を全国の商工会議所に水平展開すること等により、中小・中堅企業および地域経済を活性化していく。

【地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進】

1. 観光振興大会等

(1) 全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっぷ

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、観光とまちづくりが一体となった持続可能な地域活性化を促す観光立地域の推進を目的に、10月21日から23日に、大分県別府市において、11回目となる「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっぷ」を開催、全国の商工会議所会員や観光関係者ら、1,500人が参加した。

今大会は「地域を磨く人の育て方～オンリーワンの地域づくりが豊かな観光地を育む～」をメインテーマに、本大会・交流会・分科会・エクスカージョンを実施。大分県内で活躍する地域づくりのキーパーソンとの交流を通じながら、観光まちづくりの取り組みを体感した。

10月21日（1日目）

① 本大会（13：00～17：25）

場所：別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」

内容：

- ・開会挨拶 日本商工会議所 会頭 三村 明夫
- ・歓迎挨拶 別府商工会議所 会頭 千壽 健夫
大分県商工会議所連合会 会長 姫野 清高
- ・来賓挨拶 大分県知事 広瀬 勝貞 氏
- ・日商報告『「商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）」の構築に向けて』
日本商工会議所 観光委員会 共同委員長 須田 寛
- ・「平成26年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表
大 賞 北九州商工会議所
振興賞 糸魚川商工会議所 足利商工会議所
特別賞 佐久商工会議所 高崎商工会議所
奨励賞 小樽商工会議所 福山商工会議所 山口商工会議所 防府商工会議所
- ・基調講演『「地域を磨く」とは～由布院からの報告～』
株式会社 玉の湯 会長 溝口 薫平 氏
- ・パネルディスカッション「これからの観光のあり方とは」
コーディネーター 立教大学 観光学部 講師 清水 慎一 氏
コメンテーター 全国産業観光推進協議会 理事 島津 公保 氏
パネリスト NPO 法人大分県グリーンツーリズム研究会 会長 宮田 静一 氏
おんせん県観光誘致協議会 会長 西田 陽一 氏

- 一般社団法人 由布院温泉観光協会 会長 桑野 和泉 氏
NPO 法人ハットウ・オンパク 代表理事 鶴田 浩一郎 氏
・べっふアピール採択 日本商工会議所 観光専門委員会 共同委員長 早川 慶治郎
・次回開催地挨拶 静岡県商工会議所連合会

② 全体交流会（18：00～20：30）

場所：別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」

内容：

- ・オープニング 日本文理大学チアリーディング部「BRAVES」
- ・主催者挨拶 「全国商工会議所観光振興大会 2014 in べっふ」
実行委員会 委員長 山口 巧
- ・地元歓迎挨拶 別府市長 浜田 博 氏
- ・留学生パフォーマンス
中国伝統舞踊「舞の華」
インドネシア民族舞踊「APUIna」
- ・和太鼓「DRUM TAO」

10 月 22 日（2 日目）

③ 分科会（9：00～10：30）

場所：別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」

内容：

- ・第 1 分科会「自然を守り共に生きる人たち」
モデレーター 大分大学 工学部 助教 姫野 由香 氏
発表者 おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会 豊田 徹士 氏
NPO 法人かまえブルーツーリズム研究会 会長 橋本 正恵 氏
国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 会長
国東半島峯道トレイルクラブ 会長 林 浩昭 氏
- ・第 2 分科会「まちをこよなく愛する人たち」
モデレーター 立教大学 観光学部 講師 清水 愼一 氏
発表者 一般社団法人別府市観光協会 堤 栄一郎 氏
一般社団法人由布院温泉観光協会 副会長 富永 希一 氏
NPO 法人うすき竹宵 代表 高橋 真佐夫 氏
豊後高田 昭和の町 金谷 俊樹 氏
- ・第 3 分科会「地域独自の文化を育む人たち」
モデレーター NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事 山出 淳也 氏
発表者 扇城学園 東九州龍谷高等学校 校長 安部 恭一 氏
国見アートの会 代表 和田 木乃実 氏
おおいたトイレナーレ実行委員会 委員長
NPO 法人 denk-pause 代表 八坂 千景 氏
- ・第 4 分科会「これから求められる人材とは」

モデレーター 立命館アジア太平洋大学 教授 牧田 正裕 氏
発表者 津久見市観光協会 事務局長 浜野 克公 氏
竹田市観光ツーリズム協会 事務局長 工藤 隆浩 氏
日田市観光協会 事務局長 佐藤 真一 氏
公益社団法人ツーリズムおおいた 事務局 末田 加良子 氏

10月22日（2日目）～10月23日（3日目）

④ エクスカーション 全10コース

- ・コースA（幹事：大分商工会議所、別府商工会議所）
「大分・別府 物語のあるまちをガイドと歩く」
- ・コースB（幹事：中津商工会議所）
「黒田官兵衛ゆかりの地・中津で歴史も自然も満喫！」
- ・コースC（幹事：日田商工会議所）
「日田・由布院の文化と人に触れる旅」
- ・コースD（幹事：佐伯商工会議所、臼杵商工会議所、津久見商工会議所）
「歴史と文学の香り漂う県南周遊コース」
- ・コースE（幹事：豊後高田商工会議所、宇佐商工会議所）
「豊後高田・宇佐で温故知新のまちめぐり」
- ・コースF（幹事：竹田商工会議所）
「スローフードの里・竹田で心身ともに元気に！」
- ・コースH（幹事：別府商工会議所）
「別府温泉で大地の恵みを堪能」（※22日のみ）
- ・コースI（幹事：別府商工会議所）
「アートもまちも楽しめる！ 別府まちあるき」（※22日のみ）
- ・コースJ（幹事：別府商工会議所）
「自然と温泉から生まれた別府の資源を味わいつくす」（※22日のみ）
- ・コースK（幹事：別府商工会議所）
「癒しとおもてなしのまち由布院をのんびり散策」（※22日のみ）

(2) きらり輝き観光振興大賞

観光立地域による観光立国の推進と地域活性化に資することを目的に、他の範となる観光振興の取り組みを行っている商工会議所を顕彰する「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」を実施。7回目となる今回は、5月30日から6月27日の期間で募集を行い、厳正な審査の結果、計9商工会議所を入賞案件として発表し、「全国商工会議所観光振興大会2014 in べっふ」で表彰した。

【「平成26年度全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

○大賞

北九州商工会議所（福岡県）「モノづくり産業と歴史を活かした産業観光の推進」

○振興賞

糸魚川商工会議所（新潟県）「ヒスイを活用し異業種連携による新しい着地型観光を提案」

足利商工会議所（栃木県）「観光事業の一元化による魅力の発信力増強」

○観光立“地域”特別賞

佐久商工会議所（長野県）「～古道 中山道への誘い～多彩な連携による街道観光の推進」

高崎商工会議所（群馬県）「まちづくりと一体となった都市型観光の展開」

○奨励賞

小樽商工会議所（北海道）「食産業の育成を狙ったアグリツーリズム」

福山商工会議所（広島県）「史跡とアートの融合で地域に新たな魅力を創出」

山口商工会議所（山口県）「歴史・文化・史跡を語り継ぐタイムトリップ」

防府商工会議所（山口県）「『幸せます』のブランド化で観光振興を推進」

2. 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

平成 18 年度より実施している「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」（旧・地域資源∞全国展開プロジェクト）を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や新たな観光商品の開発等、地域の魅力を PR し、全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成 26 年度は、調査研究事業、本体事業 1、2 年目の 3 事業を行い、81 件のプロジェクトを実施した。

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記（1）から（8）の事業を実施した。

【調査研究事業】（40 件）

札幌、帯広、美幌、苫小牧、恵庭、むつ、大船渡、酒田、新庄、糸魚川、富山、上田、下諏訪、千曲、桐生、佐原、八千代、富士吉田、半田、津島、四日市、松阪、鳥羽、熊野、彦根、大阪、大和高田、鳥取、出雲、江津、竹原、東広島、廿日市、下関、防府、柳井、豊後高田、竹田、日向、那覇

【本体事業 1、2 年目】（41 件）

小樽、稚内、富良野、美幌、久慈、酒田、燕（2 件）、新井、加茂、高岡、七尾、下諏訪、塩尻、茅野、鹿沼、小山、川越、佐原、市原、小田原箱根（2 件）、浜松、下田、袋井、多治見、蒲郡、東海、亀山、小浜、大阪、岸和田、神戸、三木、府中、萩、西条、大洲、鹿児島、指宿、那覇

（1）平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナーの開催

実施商工会議所の担当者を集め、本事業の事務手続きに関する説明をはじめ、地域資源を活用した特産品、観光関連の商品開発や販路開拓に資するセミナーを実施した。

①一次締切分

- ・日 程：6 月 3 日～4 日
- ・場 所：全国町村議員会館「2 階会議室」
- ・参加者数：55 名

②二次締切分

- ・日 程：7 月 1 日～2 日
- ・場 所：東京国際フォーラム「ガラス棟 4 階 G402」
- ・参加者数：35 名

③追加募集分

- ・日 程：9月9日
- ・場 所：当所会議室 A
- ・参加者数：6名

(2) 事業基盤強化・専門家派遣事業の実施

条件付きの採択となった商工会議所と本事業に初めて取り組む商工会議所を中心に、専門家を派遣し、プロジェクトを円滑に推進できるよう支援した。また、全採択プロジェクトの業務遂行をサポートするため、電話やEメール等で随時アドバイスを実施した。

さらに、過年度実施プロジェクトのフォローアップのため、ニーズ調査を実施し、調査結果に基づき、コンサルタントや専門家を派遣するなど、実践的な支援を行った。

(3) 販路開拓一貫支援事業（食・旅・技）の実施

本事業で開発された商品（食・旅・技）の販路開拓・拡大を目的に、それぞれの分野の専門家が商品の改良や販売戦略の立案、商談のアドバイスまでを一貫して支援するサポート事業を実施した。

①ヒット商品開発支援事業（食）

販路開拓アドバイザー、デザイナー、コンサルタント等で構成する専門家チームを設置して、15商工会議所からエントリーのあった商品の改良ポイントや販路開拓等に関する現地指導を行った。その後、パッケージの改良等を行い、テスト販売や「FOODEX JAPAN 2015」等への共同出展を通じて、バイヤーとの個別商談等の販路開拓支援を実施した。

【商品評価会】

- ・日 程：9月30日
- ・参加者：11名
- ・場 所：株式会社 47CLUB 会議室

【販路開拓セミナー】

- ・日 程：平成27年1月8日～9日
- ・参加者：14名
- ・場 所：株式会社 47CLUB 会議室

【福岡独自商談会】

- ・日 程：平成27年2月18日
- ・出展数：9商工会議所 16アイテム
- ・場 所：エルガーラホール7階 会議室2

【feel NIPPON「ニッポンの味再発見フェア」（テスト販売）】

- ・日 程：平成27年2月28日～3月1日
- ・出展数：13商工会議所 16アイテム
- ・場 所：JPタワー・KITTE 地下1階「東京シティアイパフォーマンスゾーン」

【feel NIPPON 共同展示商談会（「FOODEX JAPAN 2015」への出展）】

- ・日 程：平成 27 年 3 月 3 日～6 日
- ・出 展 数：15 商工会議所 17 アイテム
- ・場 所：幕張メッセ・7 ホール
- ・来場者数：約 7 万 7,400 人（同時開催のイベント来場者含む）

②ヒット商品開発支援事業（旅）

商品改良、販路開拓支援を希望する 11 商工会議所が参加し、専門家による現地指導と商談シートの作成支援を行った。また、旅行・観光関係者との商談、各プロジェクトの PR を目的に、東京ビッグサイトで開催された「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」に共同出展した。

【feel NIPPON 共同展示商談会（「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」への出展）】

- ・日 程：9 月 25 日～28 日
- ・出 展 数：11 商工会議所
- ・場 所：東京ビッグサイト・東第 3 ホール
- ・来場者数：約 15 万 7,600 人（同時開催のイベント来場者含む）

③ヒット商品開発支援事業（技）

エントリー商品の募集を行い、専門家チームによるブラッシュアップ研修を開催して、商品の課題整理を行った。その後、現地指導を通じて商品改良に関するアドバイスを実施したほか、また改良した新たな商品を集めて東京都内で共同展示商談会を開催し、マーケティング調査を展開した。

【商品評価ブラッシュアップ研修】

- ・日 程：11 月 4 日、6 日
- ・参 加 者：8 商工会議所
- ・場 所：当所会議室 A

【技のヒット甲子園@渋谷ヒカリエ】

- ・日 程：12 月 3 日～5 日
- ・出 展 数：15 商工会議所 102 アイテム
- ・場 所：渋谷ヒカリエ

【技のヒット甲子園@2k540】

- ・日 程：平成 27 年 1 月 22 日～27 日
- ・出 展 数：14 商工会議所 76 アイテム
- ・場 所：2k540 AKI-OKA ARTISAN

(4) 人材育成事業

商工会議所職員の地域振興におけるコーディネート能力の向上を図ることを目的に、地域資源の活用による事業創造に成功した商工会議所において、関係者らを講師に成功のためのノウハウを実践形式で学ぶ研修事業を 4 回開催した。

①第1回

- ・日 程：10月30日～31日
- ・場 所：燕商工会議所 会議室
- ・参加者：4名

②第2回

- ・日 程：11月27日～28日
- ・場 所：弘前商工会議所 会議室、りんご公園 会議室
- ・参加者：10名

③第3回

- ・日 程：12月11日～12日
- ・場 所：小樽経済センター 会議室、恵庭商工会議所 会議室
- ・参加者：13名

④第4回

- ・日 程：平成27年2月12日～13日
- ・場 所：当所会議室A
- ・参加者：17名

(5) 共同展示商談会「feel NIPPON 春2015」の開催

本事業で開発された商品のPRと販路開拓を目的に、東京ビッグサイトで行われた国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」に共同展示商談会「feel NIPPON」を出展、42商工会議所が参加した。期間中、各地域の工芸品・食材等をコラボレーションさせた試作品の展示や、伝統の技と地域の食品を融合させた「季節のテーブルコーディネート」を実施。新たな商品提案を行うことで、全国展開プロジェクトで開発された商品の可能性を提案した。

イベント会期中の来場者は約20万人で、本共同展示商談会ブースでは約1,200の商談が行われ、採用と継続商談が約8割となった。

【開催概要】

- ・日 程：平成27年2月4日～6日
- ・出展数：42商工会議所
- ・場 所：東京ビッグサイト・東第3ホール
- ・来場者数：約19万4,000人（同時開催のイベント来場者含む）

(6) 未実施商工会議所等を対象とした事業周知

全国の商工会議所における地域資源を活用した事業の一層の促進を図ることを目的に、未実施の215商工会議所を対象にアンケート調査を実施し、事業の周知を行ったほか、相談所長研修の場を利用して、本事業の活用方法について啓発した。

(7) 広報事業

平成 18 年度より実施している本事業の周知および認知度向上を目的に、これまで実施したすべてのプロジェクトや開発された全商品（食・旅・技）の販路拡大を目的に、商品データをホームページ「feel NIPPON」に掲載し情報発信した。また、商品取引に必要な情報を盛り込んだ商品カタログを作成し、バイヤー向けに配布した。

①ホームページ「feel NIPPON」を活用してイベント情報の発信

②「Buyer's Guide～商談サポートシート～」食・旅・技の作成、ホームページへの商品情報掲載

③平成 26 年度本事業実施プロジェクト成果報告書の作成

(8) 事業評価事業の実施

平成 18 年度から平成 26 年度に実施したプロジェクトの取り組みについて調査・分析等を行い、成功要因や課題等の抽出、側面支援事業も含めた効果的な展開方法と、販路開拓の方策等を示した。

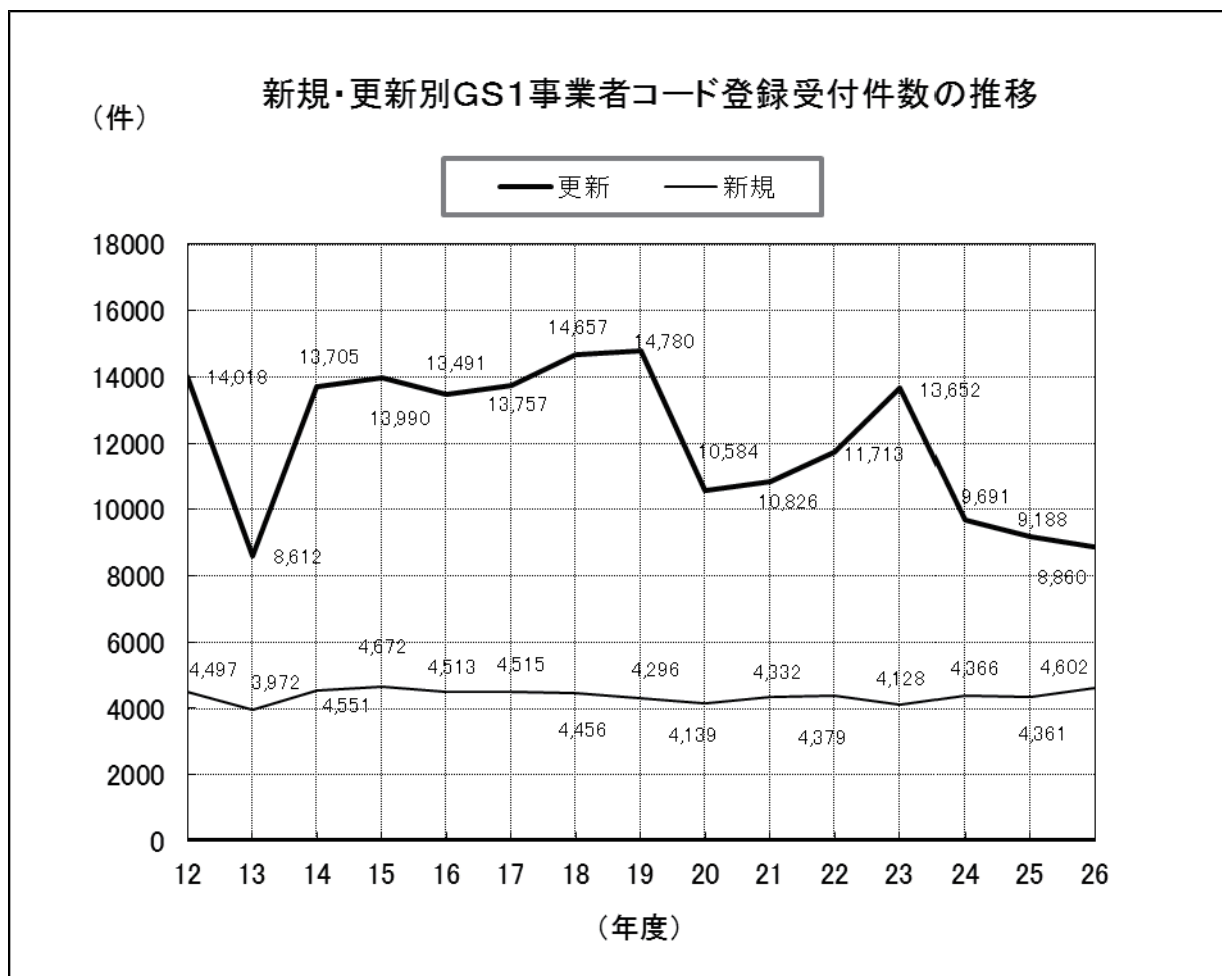
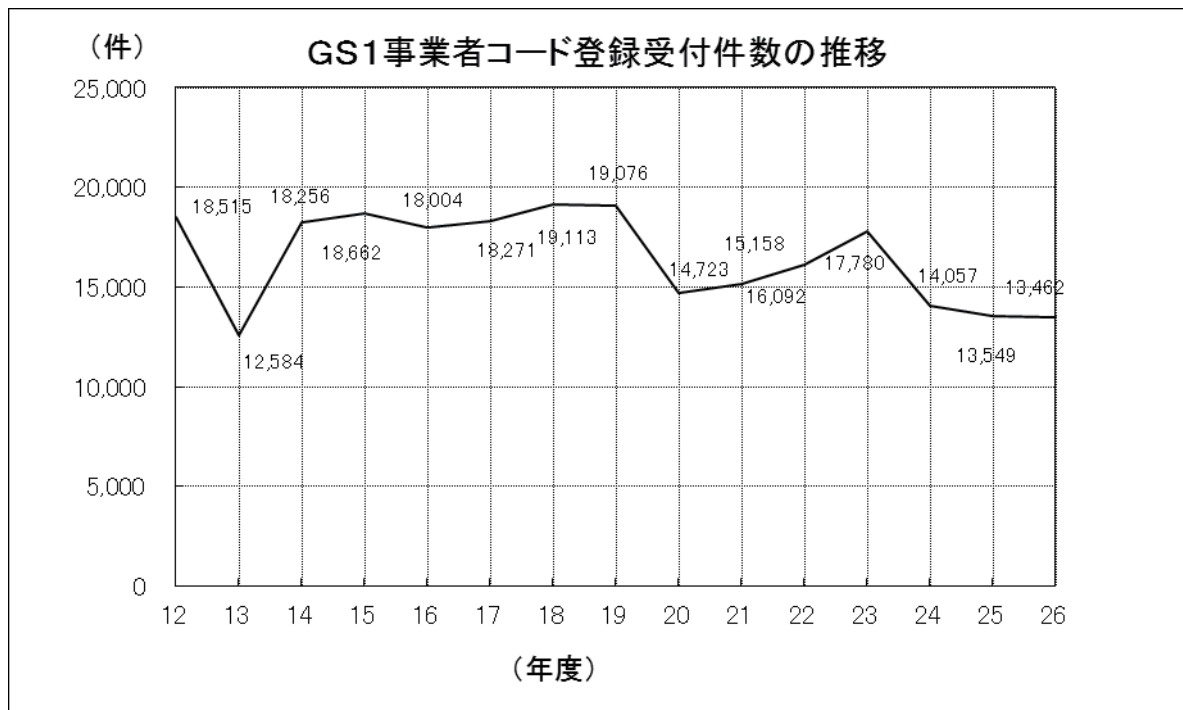
また、未実施商工会議所の中で、本事業の概要や来年度以降の応募を検討している商工会議所に専門家を派遣し、本事業の啓蒙と事業の実施に向けたサポートを行った。

3. GS1事業者コード（JAN 企業コード）の登録受付業務

昭和 60 年 8 月から一般財団法人流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたこと、インターネット販売等においても JAN コードの利用が進んだことなどに伴い、実施商工会議所は当初の 218 商工会議所から平成 26 年 3 月末にはほぼすべての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して一般財団法人流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

平成 26 年度の商工会議所の登録受付件数は合計 13,462 件で、受付開始以来の累計は、464,984 件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,602	8,860	13,462



4. ふくしま復興販路開拓事業「メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会」

東日本大震災から今もなお、風評被害等により困難な状況にある福島県内の食品・工芸品等の販路回

復・開拓の支援を目的に、いわき商工会議所、福島県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会との共催で展示販売・商談会を実施した。

参加 42 事業者の販路開拓、商品改良に向けたアドバイスや、商談シートの作成指導を行うため、専門家チームを設置して、事前のセミナー・個別相談会、商談会後のフォローアップセミナー・個別相談会を実施した。

また、広報支援としてホームページの開設や商品カタログを作成し、全国の百貨店・スーパーなどの小売店のバイヤー向けに広く商品を PR した。

11 月 19 日から 20 日に行った展示販売商談会には、全国各地域の百貨店、スーパー等のバイヤー 32 社 50 人が参加し、全 285 の商談を行った。

(1)「事前セミナー・個別相談会」の開催

参加 42 社を対象に、展示商談会の考え方、求められる準備に関する説明、商談シートの作成方法、専門家による個別指導を行った。

①福島

- ・日 程：10 月 8 日
- ・場 所：福島商工会議所 会議室
- ・参加者：11 名

②いわき

- ・日 程：10 月 9 日
- ・場 所：いわき商工会議所 会議室
- ・参加者：11 名

③会津若松

- ・日 程：10 月 14 日
- ・場 所：会津若松商工会議所 会議室
- ・参加者：9 名

(2)「直前セミナー・個別相談会」の開催

参加 42 社を対象に、展示商談会までの最終準備に関する説明、専門家による個別相談を行い、商品改良の進捗状況や商談シートの最終確認を行った。

①いわき

- ・日 程：11 月 10 日
- ・場 所：いわき商工会議所「会議室」
- ・参加者：15 名

②福島

- ・日 程：11 月 11 日
- ・場 所：福島商工会議所 会議室
- ・参加者：16 名

③会津若松

- ・日 程：11月12日
- ・場 所：会津若松商工会議所 会議室
- ・参加者：9名

(3)「メイドインFUKUSHIMA 展示販売・商談会」の開催

11月19日に行われた東北ブロックとの懇談会の開催にあわせて、展示販売会を実施したほか、参加事業者を対象に、専門家チームによる直前指導を行った。また、20日の商談会では、32社50名のバイヤーと商談を行い、全285商談のうち、成約が9%、継続交渉が73%となった。

- ・日 程：11月19日～20日
- ・場 所：スパリゾートハワイアンズ

(4)「フォローアップセミナー・個別相談会」の開催

参加42事業者を対象に、商談会の振り返り並びに、参加者間の情報共有を行うためのワークショップや、専門家との個別相談会を実施し、今後の商品づくりや販路開拓に関する指導を行った。

①福島

- ・日 程：平成27年1月21日
- ・場 所：福島商工会議所 会議室
- ・参加者：9名

②いわき

- ・日 程：平成27年1月23日
- ・場 所：いわき商工会議所 会議室
- ・参加者：5名

③会津若松

- ・日 程：平成27年2月13日
- ・場 所：会津若松商工会議所 会議室
- ・参加者：5名

5. 地域内資金循環等新事業開発検討事業

過疎化・高齢化、経済活動の縮小など、地域が抱える多様な問題を解決するために、複数の事業者等が連携して行う、地域内での資金循環や地域外からの資金獲得に資する新たなビジネス開発に向けた研修・勉強会・視察等の活動を支援するもの。

中小企業庁の平成25年度補正予算に基づく全国商工会連合会からの補助を受け、別掲の82商工会議所が87事業を実施した。

当所は、全国商工会連合会からの委託により、各地商工会議所からの事業実施申請に係る予備審査、事業採択後の担当者研修会の開催（全国商工会連合会との共催）、事業実施商工会議所に対する事業遂行支援等を行った。

【別掲】地域内資金循環等新事業開発検討事業 実施商工会議所

札幌、深川、富良野、名寄、弘前、八戸、黒石、酒田、新庄、郡山、須賀川、村上、加茂、七尾、輪島、珠洲、飯田、岡谷、諏訪、下諏訪（２事業）、塩尻、大町、茅野、飯山、千曲、古河、佐野、桐生、行田（２事業）、狭山、佐原、茂原、館山、青梅、藤沢、厚木、富士吉田、沼津、富士、伊東、掛川、袋井、大府、伊勢、尾鷲、鳥羽、大野、守山、大阪（３事業）、御坊、府中、下関、山口、光、柳井、小松島、観音寺、多度津、善通寺、八幡浜、須崎、大牟田、八女、大川、唐津、有田、小城、島原、平戸、熊本、荒尾、牛深、豊後高田、竹田、宇佐、都城、宮崎（２事業）、日向、高鍋、奄美大島、南さつま、出水

【企業の海外展開への対応強化】

１．国際会議等

(1) アジア商工会議所連合会（CACCI）

○CACCI 企画委員会（２月４日）

アジア商工会議所連合会（CACCI）の企画委員会が、九龍商工会議所の主催により香港において開催された。本委員会では平成 27 年秋に開催される第 29 回 CACCI 総会の概要を決定。開催日は 10 月 29 日から 30 日、テーマは“ASIA PACIFIC BEYOND LIMITS”で開催すること等が決まった。また、会長より会員会議所訪問や CACCI ウェブサイトのリニューアル等の活動報告も行われた。委員会には CACCI のイナシュベリ会長（グルジア商工会議所）、コンラッド・リー会頭（九龍商工会議所）の他、13 カ国・地域から 37 人が参加した。

(2) 世界商工会議所連盟（WCF）

i) 評議員会

日 程：10 月 17 日

開催地：東京商工会議所ビル 7 階 国際会議場

- a. 開会挨拶
- b. 会議所メンバーシップ・パートナーシップについて
- c. 前回会議以降の活動報告
- d. 基本法—経営者の権利（報告および決議）
- e. 世界商工会議所アカデミー
- f. 第 9 回世界商工会議所大会について
- g. 第 10 回世界商工会議所大会・ホスト候補地（４カ所）によるプレゼンテーション

(3) ASEAN・日本経済協議会日本委員会

i) 在京 ASEAN 各国大使との懇談会の開催

6 月 13 日 （62 名）

開催地：東京

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 三村 明夫

b. 挨拶

駐日ラオス人民民主共和国 特命全権大使（ACT 議長）ケントン・ヌアンタシン 氏

c. 報告「ASEAN・日本経済協議会の取り組み」

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 事務総長 中村 利雄 氏

d. 討 議

①2015 年 ASEAN 経済共同体の発足に向けた課題

②ASEAN 各国と日本を取り巻くトピックス

ii) 平成26年度総会（平成25年度収支決算書（案）・事業報告書（案）および平成26年度収支予算書（案）・事業計画書（案）の承認、副会長の選任）

5 月 27 日（紙上総会）

iii) 第 1 回日 ASEAN 新産業官民対話

8 月 25～26 日（100 名）

開催地：ネピドー（ミャンマー）

a. 開会挨拶

ミャンマー国家計画開発大臣 カン・ゾー 氏

経済産業大臣 茂木 敏充 氏

b. モデレータからの分科会報告

○環境・エネルギー

三井物産戦略研究所グリーンイノベーション室 シニア研究フェロー 本郷 尚 氏

○ヘルスケア

野村総研コンサルティング事業本部 パートナー 三崎 富査雄 氏

○コンテンツ

三菱総合研究所情報通信政策研究グループ 主席専門研究員 安江 憲介 氏

○地域間連携

タイ国家経済社会開発委員会（NESDB） 政策顧問 松島 大輔 氏

c. 議論の総括

日本貿易振興機構バンコク事務所 所長 保住 正保 氏

d. 挨拶

ASEAN 日本経済協議会 副会長 釜 和明 氏

e. 閉会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 三村 明夫

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 会頭 ウィン・アウン 氏

f. 第 20 回日 ASEAN 経済大臣会合での報告

第 1 回日 ASEAN 新産業官民対話でとりまとめた提言を、三村明夫・ASEAN 日本経済協議会会長ならびにウィン・アウン・ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会会頭が第 20 回日 ASEAN 経済大臣会合で報告した。

g. 表敬訪問

ニャン・トゥンミャンマー連邦共和国副大統領、ウィン・アウン・ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会（UMFCCI）会頭、樋口建史駐ミャンマー日本国大使への表敬・懇談を行った。

iv) 第 2 回 ASEAN 経済協議会合同協議会

4 月 2 日（30 名）

開催地：シンガポール

- a. 開会挨拶
- b. 各 ASEAN 経済協議会の事業活動について

(4) 東アジアビジネスカOUNシル (EABC)

i) 第 28 回会合

5 月 13 日 (23 名)

開催地：海口 (中国)

- a. ASEAN+ 3 首脳との対話の依頼について
- b. ASEAN+ 3 財務大臣との対話の依頼について
- c. ビジネスマッチングウェブサイト (EABEX) の開発状況について
- d. 2014 年の活動について
- e. ASEAN ビジネスカOUNシル合同協議会について
- f. 第 3 回 RCEP ワーキンググループの成果について
- g. SEOM+ 3、ASEAN+ 3 経済大臣への提出事項について
- h. フォーカルポイントの財源について
- i. 次回会合の日程と開催地

ii) RCEP に関する要望

RCEP ワーキンググループで要望書をまとめ、ASEAN 事務局に提出した。

(5) 日印経済委員会

i) 平成 26 年度日印経済委員会総会 (兼 第 39 回日印経済合同委員会会議 日本代表団結団式)

11 月 11 日 (30 名)

a. 開会挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰己 氏

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課長 前田 未央 氏

経済産業省通商政策局 南西アジア室 室長補佐 下京田 孝 氏

c. 第 39 回日印経済合同委員会会議

d. 平成 26 年度日印経済委員会総会

ii) 第 39 回日印経済合同委員会会議

11 月 17 日 (150 名)

日本側：60 名

インド側：90 名

開催地：デリー (インド商工会議所連合会)

a. 開会挨拶

インド商工会議所連合会 会長 シッダールタ・ビルラ 氏

b. 挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰己 氏

c. 来賓挨拶

在インド日本国大使 八木 毅 氏

d. 基調講演

「新政権の経済政策～メイク・イン・インディアのイニシアティブと日本企業のための機会」

インド商工省 アディショナル・セクレタリー シャトルグナ・シン 氏

e. 謝辞

印日経済委員会 共同会長 ロヒット・レラン 氏

f. 全体会議Ⅰ「スマートシティとインフラの開発」

議長：インド商工会議所連合会 事務総長 ディダル・シン 氏

共同議長：日印経済委員会常設委員会 委員長 倉内 宗夫 氏

デリー・ムンバイ産業大動脈開発公社（DMIC-DC） 社長 タリーン・クマール 氏

ウツタル・プラデーシュ州 プリンシパル・セクレタリー・インダストリーズ

サンジーヴ・サラン 氏

ラジャスタン州産業開発・投資公社 ビジネス・プロモーション部長 アニル・シャルマ 氏

インド三菱重工業株式会社 会長 久保 雅之 氏

東芝インド社 社長 浦井 研二 氏

インド三井物産株式会社 社長 鈴木 慎 氏

g. 全体会議Ⅱ「モディ新政権に対する日印経済界の要望」

議長：インド商工会議所連合会 事務総長 ディダル・シン 氏

共同議長：日印経済委員会常設委員会 前副委員長 小野 榮一 氏

インベスト・インディア マネジング・ディレクター アルビンド・プラサド 氏

Adani Ports & SEZ Ltd 社長 アミット・ウプレンチュワル 氏

マンガロール経済特別区 市場開発コンサルタント テッキアン・シタラム・シャシーナ 氏

日印経済委員会常設委員会 委員長 倉内 宗夫 氏

インド日本商工会 会長／伊藤忠インド会社 社長 普世 肅久 氏

h. 閉会

日印経済委員会 会長 飯島 彰己 氏

インド商工会議所連合会 会長 シッダールタ・ビルラ 氏

インド現地事情視察会

11月19日～21日（9名）

開催地：ハイデラバード、チェンナイ

iii) ナレンドラ・モディ首相訪日関連行事

9月1日 ナレンドラ・モディ インド首相歓迎昼食会

9月1日 日印ビジネス・リーダーズ・フォーラムへの飯島会長出席

9月2日 ナレンドラ・モディ インド首相講演会

「これからのインド ―My Vision of India―

（日本経済新聞社、日本貿易振興機構主催）（飯島会長が講演）

iv) 経済ミッション

1月7日～13日 ベンガル グローバル サミット 2015 & ヴァイブラント・グジャラート 2015
視察ミッション

開催地：コルカタ、アーメダバード

v) セミナー

5月28日(70名)	インド金融セミナー「インド進出における留意点～銀行、保険業界の視点から」
6月12日(70名)	インド・マハーラシュトラ州ビジネスセミナー
6月19日(250名)	シンポジウム「インド総選挙の総括と新政権の動向―日印関係への影響」
6月25日(22名)	セミナー「モディ新政権の経済政策と日印関係」
10月10日(52名)	セミナー「インドの知的財産権とその施行に関する洞察」
11月28日(300名)	セミナー「インド・アンドラプラデシュ州における投資機会」
2月19日(170名)	南インド タミル・ナドゥ州投資促進セミナー

vi) 後援

6月18日	インドビジネスセミナー（グジャラート州の投資環境を中心に） （インド大使館、KPMG ジャパン、KPMG インド主催）
7月23日～25日	「第25回インド家庭用品展」および「第35回インド衣料品展」 （インド貿易振興局主催）
9月20日～21日	「第22回ナマステ・インディア 2014」 （ナマステ・インディア実行委員会、NPO 法人日印交流を盛り上げる会、在日インド大使館、インド政府観光局共催）
11月18日	「シンポジウム：Benefitting from Regional Trade Agreements India's Manufacturing Growth Holds Key」（於：デリー） （独立行政法人日本貿易振興機構主催）
11月19日	第6回日本・インド有識者フォーラム （株式会社富士通総研、NPO 法人日印パートナーシップフォーラム共催）
3月12日	インド予算案セミナー （在日インド大使館、KPMG インド、KPMG ジャパン主催）
3月16日	インド・インフラセミナー（在日インド大使館主催）
3月20日	セミナー「南アジア経済報告：石油価格下落の恩恵」 （世界銀行、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所共催）

vii) 協力

8月22日	2014年度インド予算説明会（インド大使館主催）
12月4日	インド経営大学院バンガロール校学生の受け入れ
24日～3月1日	インド IT・エレクトロニクス産業ミッションへの周知協力

viii) 常設委員会

4月15日	遠藤 和巳 駐コルカタ日本国総領事の雑賀常設副委員長表敬
5月28日	オノ・ルール 世界銀行インド担当局長との懇談会
7月3日	ディダル・シン インド商工会議所連合会事務総長の倉内常設委員長表敬
9月8日	グジャラート州代表団受け入れ（ヴァイブラント・グジャラート 2015 のプロモーションのため訪日）
10月16日	ベンガル・グローバル・サミット 2015 ミッション団の倉内常設委員長表敬
10月17日	西ベンガル州政府代表団の倉内常設委員長、梅葉常設副委員長表敬

11月13日	岡谷商工会議所との懇談会（インドビジネスの現状と展望について梅葉常設副委員長が説明）
12月16日	山田 滝雄 外務省 アジア大洋州局 南部アジア部長との懇談会
3月2日	アネット・ディクソン 世界銀行南アジア地域担当副総裁との昼食懇談会
3月9日	馬場 誠治 駐チェンナイ日本国総領事の倉内常設委員長表敬

(6) 日本・バングラデシュ経済委員会

- i) 第17回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議
 （兼 第1回日バングラデシュ官民合同経済対話）事前打合せ会

8月12日（19名）

- ii) 第17回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議
 （兼 第1回日バングラデシュ官民合同経済対話）

8月21日（66名）

日本側：38名

バングラデシュ側：28名

開催地：首相府（ダッカ）

a. オープニング

経済産業省 経済産業審議官 石黒 憲彦 氏

首相府 上席次官 アブル・カラム・アザド 氏

バングラデシュ商工会議所連合会 会頭 カジ・アクラム・ウディン・アーメド 氏

日本・バングラデシュ経済委員会 委員長 高柳 浩二 氏

b. 投資

工業用地の整備、投資関連情報交換、投資認可手続きの改善（手続きの簡素化・迅速化）、
 インフラ・産業基盤整備、投資環境の改善に資する事項

c. 関税

8月21日 シェイク・ハシナ バングラデシュ人民共和国首相、トファイル・アメッ
 ド商務大臣表敬

iii) セミナー、懇談会

5月27日（31名） シェイク・ハシナ バングラデシュ人民共和国首相 歓迎昼食会

5月27日（300名） バングラデシュ投資セミナー

iv) 表敬

1月26日 アブル・カラム・アザド首相府上席次官による高柳委員長表敬

v) 共催

1月27日 バングラデシュ投資セミナー：日本専用経済特区の開発
 （独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構主催）

vi) 後援・協力

9月6日 日本・バングラデシュ・ビジネスフォーラム（於：ダッカ）
 （独立行政法人日本貿易振興機構主催）

7月18日 セミナー：バングラデシュの人材活用「現状と未来への展望」
 （バングラデシュ人民共和国大使館主催）

vii) その他

1月27日 石黒憲彦経済産業審議官主催夕食会（於：南部邸）（高柳委員長が出席）

(7) 日本・パキスタン経済委員会

i) セミナー、懇談会

9月26日（13名） 有識者との懇談会～広瀬崇子 専修大学法学部教授（国際政治／南アジア政治）をお招きして～
10月9日（21名） 猪俣弘司 在パキスタン日本国大使との懇談会
1月16日（35名） モハンマド・イスハク・ダール パキスタン財務大臣との懇談会

ii) 表敬

9月3日 猪俣弘司 在パキスタン日本国大使による朝田会長表敬
2月24日 パキスタン・日本友好議員連盟 訪日団による三村会頭、朝田会長表敬

iii) 後援

6月25日 今こそパキスタン！ビジネスセミナー&商談会
（独立行政法人国際協力機構、パキスタン貿易開発庁主催）
1月14日 パキスタン・ビジネス・セミナー（独立行政法人日本貿易振興機構主催）
1月29日 日本・パキスタン ビジネス・ダイアログ&交流会
（独立行政法人国際協力機構、パキスタン貿易開発庁、パキスタン日本ビジネスフォーラム共催）

(8) 日本・スリランカ経済委員会

i) 第18回日本・スリランカ経済合同委員会会議（兼スリランカ投資セミナー）

6月10日（218名）

日本側：178名

スリランカ側：40名

開催地：日本貿易振興機構（東京）

a. 開会挨拶

日本・スリランカ経済委員会 委員長 渡邊 康平 氏

スリランカ・日本経済委員会 委員長 ダヤ・ウィッテシンハ 氏

b. 祝辞

在日スリランカ大使 ワサンタ・カランナーゴダ 氏

独立行政法人日本貿易振興機構 理事 浜野 京 氏

c. 基調講演「外国投資を呼び込むスリランカ政府の戦略」

財務・計画省次官 プンチ・バンダーラ・ジャヤスンドラ 氏

d. 全体会議：両国の協働が創出する機会と展望

「スリランカー貿易・投資・観光の行き先」

スリランカ・日本経済委員会 委員 ディネシュ・サパラマドゥ 氏

「日本企業の成功体験」

株式会社イノアックコーポレーション 専務執行役員 本田 正人 氏

「スリランカのビジネス環境」

独立行政法人日本貿易振興機構 コロンボ事務所長 崎重 雅英 氏

e. 閉会

ii) 表敬

10月23日 ラクシュマン・ヤーパ・アベイワルダナ スリランカ投資促進大臣、
ラクシュマン・ジャヤウィーラ スリランカ投資庁 BOI 長官による関委員
長表敬

iii) 後援

9月7日 日本・スリランカ・ビジネスフォーラム（於 コロンボ）
（独立行政法人日本貿易振興機構主催）

iv) その他

5月13日 スリランカ ICT 訪日団の受入れ
2月24日 スリランカ輸出業商工会ビジネス訪日団の受入れ

(9) 日西経済委員会

i) 平成26年度日西経済委員会総会 兼 第24回日本・スペイン経済合同会議事前打合せ会

9月10日（18名）

a. 開会挨拶

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

b. 高話

外務省 欧州局 西欧課長 北村 俊博 氏

経済産業省 通商政策局 欧州課長 信谷 和重 氏

c. 第24回日本・スペイン経済合同会議

d. 平成26年度日西経済委員会総会

e. その他

f. 閉会

ii) 第24回日西経済合同委員会会議

9月17日（150名）

日本側：120名

スペイン側：30名

a. 開会挨拶

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

スペイン商工海運会議所最高評議会 会頭 マヌエル・テルエル 氏

b. 祝辞

内閣総理大臣 安倍 晋三 氏（代読 外務省 欧州局長 林 肇 氏）

経済産業省 通商政策局長 鈴木 英夫 氏

c. 講演「日本 EU-EPA を見据えたスペイン・日本の経済関係」

スペイン商務長官 ハイメ・ガルシア＝レガス・ポンセ 氏

d. 第1回全体会議「日本・スペイン企業の中南米など第三国市場での事業展開」

サンタンデール銀行 アジア太平洋地区法人 営業部長 セルジオ・グラネイロ 氏

日本電気株式会社 海外ビジネスユニット 理事 池野 昌宏 氏

株式会社グルポ・アントリン・ジャパン 代表取締役社長 フェルナンド・トリハ 氏

e. 第2回全体会議「インフラビジネスの現状と展望」

独立行政法人日本貿易振興機構 理事 加藤 庸之 氏

BBVA アジア ストラクチャーファイナンス部長 ボルハ・サエス・デ・モンターギュ 氏

f. 閉会式

スペイン商工海運会議所最高評議会 会頭 マヌエル・テルエル 氏

日西経済委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

iii) その他

9月17日 ガルシア・レガス スペイン商務長官との朝食会（在日スペイン大使館主催）

(10) 日本エジプト経済委員会

i) 第9回日本・エジプト経済合同委員会会議（兼エジプト・ビジネスセミナー）

1月17日（約350名）

日本側：108名

エジプト側：約240名

開催地：コンラッド（カイロ）

a. 開会挨拶

エジプト・日本経済委員会委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏

日本・エジプト経済委員会委員長 清水 順三 氏

b. 政策スピーチ

内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

首相 イブラヒム・マハラブ 氏

c. 講演「日本のエジプトへの投資意欲」

株式会社国際協力銀行 代表取締役副総裁 矢島 浩一 氏

独立行政法人日本貿易振興機構 理事 加藤 庸之 氏

d. 第1回全体会議「エジプトの可能性、投資とビジネス体制」

投資大臣代理 投資省 次官 ヤセール・アルナガール 氏

石油・天然資源大臣代理 EGAS 会長 カリッド・アブデル・バディア 氏

運輸大臣代理 運輸省 大臣補佐 マフムド・ガマル・エルディン 氏

環境大臣代理 環境庁 長官 アフメド・アブ・エルソウド 氏

国際協力大臣代理 国際協力省 大臣補佐 モハメッド・ハمام 氏

e. 第2回全体会議「エジプトの投資機会」

投資・フリーゾーン庁 長官 ハッサン・ファハミ 氏

産業開発公社 会長 イスマイル・ガベル 氏

エジプト証券取引所 会長 モハメッド・オムラン 氏

産業・貿易・中小企業省 二国間貿易協定部門 取締役 マイケル・ガマル・カデス 氏

f. 「日系企業の現状・エジプトへの期待」

セラミカ・クレオパトラ・グループ 会長 モハマッド・M. アボ・エルエニン 氏

セラミカ・クレオパトラ・ジャパン 会長 池田 巴 氏

株式会社前川製作所 ドバイ駐在事務所長 伊藤 信一 氏
在エジプト日本商工会 会長 大内 康生 氏

g. 閉会挨拶

日本・エジプト経済委員会委員長 清水 順三

エジプト・日本経済委員会委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏

1月18日（28名） 企業視察会 （於：ユニ・チャーム株式会社・カイロ工場）

ii) 講演

9月4日（15名） 鈴木敏郎 前在エジプト日本大使による帰朝講演

iii) 表敬

6月9日 鈴木敏郎 前在エジプト日本大使による清水委員長表敬

7月25日 香川剛廣 新在エジプト日本大使による清水委員長表敬

3月6日 独立行政法人国際協力機構 エジプト開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクトに係る本邦研修員（エジプト行政官）の受け入れ

(11) 日本マレーシア経済協議会

i) 歓迎夕食会

9月30日（32名） ムスタパ・マレーシア国際通商産業大臣との夕食懇談会

ii) 日本マレーシア経済協議会平成26年度総会兼第33回合同会議日本代表団結団式

10月24日（28名）

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 講演

①「最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係」

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 地域調整官 加藤 義治 氏

②「マレーシアの経済概況等について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 春日原 大樹 氏

c. 第33回合同会議について

①両国代表団

②日程・議題

③日本代表団団費見積

d. 平成26年度総会について

①委員の異動

②平成25年度事業活動報告ならびに平成25年度収支決算（案）

③平成26年度事業活動計画ならびに平成26年度収支予算（案）

④その他

iii) 日本マレーシア経済協議会第33回合同会議

11月13日（180名）

日本側参加者：49名

マレーシア側参加者：131名

開催地：マレーシア・サラワク州クチン／ヒルトンクチン

a. 開会挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏
日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

b. 安倍晋三 日本国内閣総理大臣祝辞

(代読) 駐マレーシア日本国大使 宮川 眞喜雄 氏

c. ナジブ・ラザク マレーシア首相祝辞

(代読) マレーシア日本経済協議会 副会長 タイブ・アブドゥル・ハミッド 氏

d. アリ・ハッサン サラワク州産業発展大臣歓迎挨拶

e. 第1回全体会議

①役員選出/議題および議事手続きの採択

②東方政策セカンドウェーブ (LEP2.0) について

MITI Economic Trade Relation Division Senior Director
ウォン・サン・フー 氏

③東方政策セカンドウェーブについての所見

駐マレーシア日本国大使 宮川 眞喜雄 氏
マレーシア日本経済協議会 事務総長 モハメド・イクバル 氏

④サラワク州の概要について

Sarawak Deputy State Secretary オセ・ムラン 氏

f. 第2回全体会議

①サラワク州でのビジネスチャンス

～サラワク再生可能エネルギー回廊 (SCORE) とサラワクの資源活用産業について～
Chief Minister's Department State Planning Unit Director
イスマウイ・ビン・ハジ・イスムニ 氏

②SCORE への投資

～サラワクの投資受け入れ企業の視点から～
Cahya Mata Sarawak Berhad Group Managing Director
リチャード コーティス 氏

③再生可能エネルギーや資源活用産業における日本の経験

～持続可能な将来のための電気自動車戦略～
三菱自動車工業株式会社 副社長 春成 敬 氏

g. 第3回全体会議

①サラワク州でのビジネスチャンス～農業食品とハラルについて～

Chief Minister's Department Halal Hub Unit Director
サマッド・ビン・ジュナイ 氏

②2.5 兆ドルの機会を有するイスラム系投資会社に触れる

Zilzar. Com Co-Founder & CEO
ラシッディ・シッディック 氏

③サイエンスコミュニケーションを通じた農業・水産養殖・フードイノベーション

株式会社リバネス・シンガポール 社長
アンドリュー・ガン 氏

④マレーシアとサラワク州への日本企業の投資

マレーシア日本人商工会議所 貿易投資委員長 原田 拓治 氏
トクヤママレーシア社長 鈴木 武夫 氏

h. 閉会挨拶・議長総括

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫
マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

(12) 日比経済委員会

i) 第 33 回日比経済合同委員会日本代表団結団式兼平成 26 年度総会

3 月 20 日 (22 名)

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 朝田 照男

b. 講演

①最近のフィリピン情勢と日・フィリピンの外交関係

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 熊谷 直樹 氏

②日・フィリピンの最近の経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 春日原 大樹 氏

c. 第 33 回合同委員会について

①両国参加者

②日程・議題等

③開催経費等

d. 平成 26 年度総会

ii) 第 33 回日比経済合同委員会

3 月 30 日 (69 名)

日本側 : 44 名

フィリピン側 : 25 名

開催地 : 帝国ホテル (東京)

a. 開会挨拶

日比経済委員会 代表世話人 朝田 照男

b. 両国首脳メッセージ

c. 基調講演

フィリピン共和国貿易産業大臣 グレゴリー・L・ドミンゴ 氏

d. 全体会議

①日本の労働力不足に対する比日間の協力

QRD インベスターズ社長兼会長 比日経済委員会財務理事兼事務総長
シャエラルド・B・サンビクトレス 氏

②フィリピンの人材育成とその活用を目指した事業活動

株式会社 JTB コーポレートセールス第 5 事業部営業第二課 市川 恒 氏

③日系及び中庸企業の進出支援につながるフィリピン銀行業界の開発について

アクラ法律事務所 シニア・パートナー ユセビオ・V・タン 氏

④フィリピン日本人商工会議所の活動について

フィリピン日本人商工会議所 会頭 天野 義夫 氏

e. 閉会挨拶

比日経済委員会 委員長 エグミディオ・ホセ 氏

iii) フィリピン投資セミナー

3月30日

開催地：帝国ホテル（東京）

主催：日比経済委員会、国際機関日本アセアンセンター、駐日フィリピン共和国大使館

共催：日本貿易振興機構

a. 開会の辞

日比経済委員会 代表世話人 志賀 俊之

b. 歓迎挨拶

駐日フィリピン共和国特命全権大使 マヌエル M. ロペス 氏

国際機関 日本アセアンセンター 事務総長 大 西 克 邦 氏

フィリピン共和国 貿易産業省大臣 グレゴリー L. ドミンゴ 氏

c. 「フィリピン陸上輸送分野における投資機会」

フィリピン共和国 公共事業道路大臣 ロヘリオ L. シンソン 氏

d. 「フィリピン投資環境、優遇処置とビジネス機会」

フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏

e. 「フィリピン経済の最新動向と日系企業の進出状況」

独立行政法人日本貿易振興機構 進出企業支援課長 伊藤 亮一 氏

f. 「フィリピンにおける造船事業 20 年の歩み」

ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 伏見 泰治 氏

g. 閉会の辞

日本貿易振興機構 理事長 石毛 博行 氏

iv) （平成 25 年度から）フィリピンにおける台風被害救済のための義援金の報告

内 容：日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共に協力を呼びかけてきたジャパン・プラットフォームおよび日本赤十字社による義援金募集について 5 月 21 日にマヌエル・ロペス駐日フィリピン共和国大使を訪問し、目録を送った。

募金額：413,180,000 円（当所が把握できた各地商工会議所とその会員企業、日比経済委員会会員企業による募金額）

(13) 日豪経済委員会

i) 幹事会

6月25日（23名）

a. 「最新の豪州情勢と日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 課長補佐 箕谷 優 氏

b. 「最近の豪州経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

c. 第 52 回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

d. インフラ小委員会の活動について

1月29日（22名）

a. 「日豪 EPA/FTA と日豪関係の強化等」

同志社大学法学部・法学研究科 教授 寺田 貴 氏

b. 第36回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

c. 第53回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

ii) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10月12日（27名） 第35回会合

a. 第52回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b. 第53回日豪経済合同委員会会議の日程

c. 第36回日豪／豪日経済委員会運営委員会（TV 会議）の日程

d. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展

e. 地域および多国間貿易の進展

f. 豪日経済委員会 2015～2017 期 戦略的ビジネスプラン

日本側：10名

豪州側：17名

開催地：オーストラリア／ダーウィン

3月2日（5名） 朝食懇談会

a. 日豪 EPA 発効後の日豪経済委員会の新たな役割について

b. 「次世代リーダーズ・ラウンド・テーブルからの提言」および次回（第53回）日豪経済合同会議「日豪両国でのアジアの世紀を担うグローバル人材の育成・教育」のテーマについて

開催地：パレスホテル東京（東京）

3月16日（23名） 第36回会合

a. 第53回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b. 日豪・豪日経済委員会合同インフラ関連活動の進展

c. 豪日経済委員会の 2015～2017 期戦略的ビジネスプランの実行について

d. 次世代リーダーズ・ラウンド・テーブルからの提案に対する回答

e. 新コロボ計画の進捗状況

f. 日豪 EPA 発効後の日豪経済委員会および豪日経済委員会の新たな役割

g. 両国の政治経済情勢

日本側：10名

豪州側：13名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、パース（テレビ／電話会議）

iii) 平成26年度総会兼第52回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

10月7日（67名）

a. 開会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

b. 来賓ブリーフィング

外務省 経済局審議官 伊藤 直樹 氏

経済産業省 通商政策局 通商戦略担当審議官 伊藤 伸彰 氏

c. 「第 52 回日豪経済合同委員会会議について」

d. 「日豪経済委員会平成 26 年度総会について」

開催地：東京商工会議所ビル（東京）

iv) 第 52 回日豪経済合同委員会会議

10 月 12 日～14 日（324 名）

a. 開会式

①開会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

②祝辞

オーストラリア 産業大臣 イアン・マクファーレン 氏

（安倍晋三内閣総理大臣祝辞代読）

駐オーストラリア日本国特命全権大使 秋元 義孝 氏

b. 第 1 回全体会議「オーストラリアと日本—アジアの視点で」

（基調スピーチ）Asia, McKinsey and Company

Chairman ケビン・スニーダー 氏

c. 第 2 回全体会議「経済統合—ポスト日豪 EPA と TPP」

（スピーカー）Corrs Chambers Westgarth

Partner and CEO ジョン・デントン 氏

（スピーカー）みずほ総合研究所株式会社

常務執行役員 調査本部長 チームエコノミスト 高田 創 氏

d. 第 3 回全体会議「海外直接投資—投資環境をどのように改善するか？」

（スピーカー）マッコーリーキャピタル証券会社 会長 アーサー・尾関 氏

（スピーカー）Ashurst Australia Partner イアン・ウィリアムズ 氏

e. 第 4 回全体会議「エネルギー安全保障—エネルギー源全体を展望した戦略」

（スピーカー）Marketing and Technology, BHP Billiton

President HSE マイク・ヘンリー 氏

（スピーカー）三井物産株式会社 顧問 川嶋 文信 氏

（スピーカー）LNG, Markets and Eastern Australia Commercial, Santos Limited

Vice President ピーター・クリアリー 氏

（スピーカー）株式会社国際協力銀行 取締役 資源ファイナンス部門長 小杉 俊行 氏

f. 第 5 回全体会議「機会の最大活用：アジアへの食糧提供」

（スピーカー）Asia Institutional Banking, National Australia Bank

Regional Head of Food & Agribusiness パトリック・ヴィッツノーニ 氏

（スピーカー）株式会社三井住友銀行 常務執行役員 アジア・大洋州本部長

新興国戦略本部長 志村 正之 氏

（スピーカー）Visy Executive Chairman アンソニー・プラット 氏

（スピーカー）双日株式会社 副社長執行役員 段谷 繁樹 氏

g. 第 6 回全体会議 基調講演「アジアの時代を担う次世代リーダー育成のために」

（基調スピーチ）Australian National University Pro-Vice Chancellor

Research and Research Training Professor ジェニー・コルベット 氏
(スピーカー) Asialink at Melbourne University

Chief Executive Officer ジェニー・マクレガー 氏
(コメンテーター) Northern Australia Development Office, Government of the
Northern Territory General Manager ルーク・ボウエン 氏
(コメンテーター) 学校法人立命館 総長特別補佐 モンテ・カセム 氏
(コメンテーター) Asia PricewaterhouseCoopers

Managing Partner デレク・キドレイ 氏
(コメンテーター) 伊藤忠商事株式会社 副社長 小林 洋一 氏

h. 第7回全体会議「火災と洪水、暴風雨、津波と地震—災害の軽減と復興」

(スピーカー) Head of the School of Government and International Relations,
Griffith University, Australia Professor アンドリュー・オニール 氏
(スピーカー) 日本電気株式会社 名誉顧問 佐々木 元 氏
(スピーカー) トヨタ自動車株式会社 相談役 布野 幸利 氏

i. 第8回全体会議「AJBCC と JABCC からの最近の活動報告」

(スピーカー) Hunter Philip Japan Chairman ボブ・サイドラー 氏
(スピーカー) 独立行政法人日本貿易振興機構 副理事長 宮本 聡 氏

j. JETRO と Austrade の覚書署名式

Austrade Chief Executive Officer ブルース・ゴスパー 氏
独立行政法人日本貿易振興機構 副理事長 宮本 聡 氏

k. 第9回全体会議「エネルギーと資源—持続可能なロジスティック：課題と機会」

(スピーカー) Iron Ore and for China, Japan and Korea, Rio Tinto
Chief Executive アンドリュー・ハーディング 氏
(スピーカー) 川崎重工業株式会社 技術開発本部 副本部長 原田 英一 氏
(スピーカー) BHP Billiton Mitsubishi Alliance
Asset President ルーカス・ダウ 氏
(スピーカー) 千代田化工建設株式会社 社長 澁谷 省吾 氏

l. 最終全体会議

ラウンドテーブルの報告

議長総括

閉会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

日豪経済委員会 会長 三村 明夫

日本側：186 名

豪州側：138 名

開催地：オーストラリア／ダーウィン

v) インフラ小委員会コアメンバー会議

10 月 3 日（9 名） 第 6 回会合

a. 第 5 回日豪官民政策対話、第 35 回日豪／豪日経済員会運営委員会、第 52 回日豪経済合同委員会会議について

b. 「豪州のインフラ分野における参入障壁に関するアンケート」および豪州進出企業へのヒアリングの状況について

3月12日（16名） 第7回会合

c. インフラ小委員会の今後の活動計画（案）について

vi) その他の会議・イベント

4月7日（220名） オーストラリア首相トニー・アボット閣下歓迎昼食会

開催地：東京會館（東京）

4月9日～11日（9名）

豪日経済委員会インフラストラクチャー・プロモーションチーム訪日受入

4月10日（150名） インフラストラクチャー・セミナー

“豪州における PPP を通じたインフラ整備プロジェクト”

a. NSW 州のプロジェクト ～事例研究 West Connex Project～

b. VIC 州のプロジェクトと調達プロセス ～事例研究 East West Link Project～

c. 民間セクターの豪州プロジェクトへの参入

d. ネットワーキング・レセプション

開催地：東商ビル（東京）

6月25日（65名） インド・インフラ企画委員会 第2回会合 インフラセミナー

開催地：インド／アーメダバード

7月8日～9日（25名） 安倍首相の大洋州諸国歴訪への同行ミッション

a. 安倍首相歓迎式典

b. 安倍首相議会演説

c. 豪州経済界による歓迎昼食会（豪日経済委員会主催）

d. EPA 署名式および共同記者会見

e. 両国首相とビジネス関係者とのレセプション

f. アボット首相主催晚餐会

g. 西オーストラリア州・ウェスト・アンジェラス鉱山視察

h. アボット首相・バーネット西豪州首相主催歓迎夕食会

開催地：オーストラリア／キャンベラ（連邦議会・国立美術館）、

西オーストラリア州ピルバラ地区（ウェスト・アンジェラス鉱山）、パース

7月15日～28日（約150名）

豪州官民連携（PPP／PFI）事情視察および豪州3都市における「日本インフラ市場セミナー」への講師派遣

開催地：オーストラリア／ブリスベン、メルボルン、シドニー

vii) 表敬・懇談

4月4日 サー・ロッド・エディントン豪日経済委員会会長の三村明夫日豪経済委員会会長表敬訪問

5月26日 ブルース・ミラー駐日豪州大使の三村明夫日豪経済委員会会長表敬訪問

6月12日 秋元義孝駐オーストラリア特命全権大使の三村明夫日豪経済委員会会長表敬訪問

8月14日 トム・コナー在日豪州大使館首席公使の岡部義裕日豪経済委員会事務総長

表敬訪問

- 1 月 15 日 三村明夫日豪経済委員会会長と小島順彦日豪経済委員会副会長の在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 (ANZCCJ) 日豪経済連携協定 (JAEPA) 発効記念祝賀会への出席
- 1 月 30 日 アダム・ジャイルズ豪州北部準州首席大臣の三村明夫日豪経済委員会会長表敬訪問
- 3 月 12 日 「日豪国会議員連盟 (超党派)」総会での岡部義裕日豪経済委員会事務総長によるブリーフィング
- 3 月 13 日 豪州若手政治家の日豪経済委員会への表敬訪問 (古賀信行委員および岡部義裕日豪経済委員会事務総長が面会)

viii) 日豪官民政策対話

10 月 10 日 (29 名)

a. 開会挨拶

インフラおよび地域開発省事務次官 リン・オーコネル 氏
経済産業省大臣官房審議官 (通商戦略担当) 伊藤 伸彰 氏
豪日経済委員会 副会長 ボブ・サイドラー 氏
日豪経済委員会 会長 三村 明夫

b. 日本のインフラ市場について

①日本の経済概況・成長戦略

経済産業省大臣官房審議官 (通商戦略担当) 伊藤 伸彰 氏

②日本への投資

経済産業省大臣官房審議官 (貿易経済協力局・海外戦略担当) 黒澤 利武 氏

③日本市場でのビジネスに関する課題について

豪日経済委員会 副会長 ボブ・サイドラー 氏

c. 2020 年東京オリンピックについて

①2020 年東京オリンピック開催に係る近況について

経済産業省アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

d. 豪州のインフラ市場について

①豪州政府のインフラ政策、プロジェクトプライオリティー、豪州市場への参入機会

インフラ及び地域開発省インフラ政策部門室長 ジェシカ・ホール 氏
豪州インフラ小委員会 会長 ジョン・フィッツジェラルド 氏

②外国直接投資戦略の近況について

オーストラリア貿易促進庁事務局長 ティム・ベレスフォード 氏

③豪州 州政府のインフラ政策とプロジェクト

NSW 州財務省課長 レイラニ・フルー 氏
ビクトリア州財務省事務次官 ジョー・モンフォルテ 氏
クイーンズランド州財務省事務局長 デイビッド・クイーン 氏

④日豪 EPA について

外務貿易省北アジア課日本セクション課長 アレックス・ステファンズ 氏

⑤オープンディスカッション

e. 豪州側のインフラ投資について

- ①Productivity Commission Inquiry（生産性調査委員会）での結果、及び民間投資促進のために豪州政府が実施している政策について

インフラ及び地域開発省インフラ政策部門室長 ジェシカ・ホール 氏

- ②豪州における資金調達、財務上の取組（PPP 等）

財務省チーフアドバイザー ベクリストファー・レグ 氏

- ③G20 について

財務省チーフアドバイザー クリストファー・レグ 氏

f. 日本側のインフラ投資について

- ①関西国際航空－具体的なインフラ案件の紹介

新関西空港株式会社 常務取締役 志村 格 氏

- ②日本企業からみた豪州 PPP 市場、日本 PPP 市場の近況について

在豪州大使館一等書記官 高橋 泰史 氏

- ③豪州市場参入における課題について

日本貿易振興機構副理事長 宮本 聡 氏

西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 前田 博 氏

- ④オープンディスカッション

g. 日豪共同での第三国へのインフラ展開について

- ①アジア総合開発計画とその改正について

経済産業省参事 西川 和見 氏

- ②アジア等の第三国のインフラにおける日豪協力

国際協力銀行シンガポール首席駐在員 町田 史隆 氏

- ③日豪・豪日インフラ小委員会のインドにおける活動状況

日本貿易振興機構副理事長 宮本 聡 氏

豪日経済委員会 副会長 ボブ・サイドラー 氏

- ④オープンディスカッション

h. 総括

- ①日本政府代表者による閉会挨拶

経済産業省大臣官房審議官（通商戦略担当）伊藤 伸彰 氏

- ②豪州側政府代表者による閉会挨拶

インフラ及び地域開発省事務次官 リン・オーコネル 氏

(14) 日本ニュージーランド経済委員会

i) 幹事会

6月20日（13名）

- a. 「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 課長 児玉 良則 氏

- b. 「最近のニュージーランド経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

- c. 第41回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題（案）について

ii) 平成 26 年度総会兼第 41 回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

11 月 18 日 (24 名)

a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 企画官 溝渕 将史 氏

経済産業省 通商政策局 通商戦略担当 審議官 伊藤 伸彰 氏

c. 第 41 回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 日本ニュージーランド経済委員会平成 26 年度総会

開催地：東京會館（東京）

iii) 第 41 回日本ニュージーランド経済人会議

11 月 24 日～26 日 (132 名)

a. 開会式

日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長 イアン・ケネディ 氏

日 NZ 経済委員会 日本側委員長 篠田 和久 氏

駐日ニュージーランド特命全権大使 マーク・シンクレア 氏

在ニュージーランド駐箚日本国特命全権大使 野川 保晶 氏

b. 基調講演

(基調スピーチ) Ngai Tahu CEO マイク・サン 氏

c. 第 1 回全体会議「両国経済情勢と展望」

(NZ 側スピーチ) BNZ Markets, BNZ Head of Research ステファン・トポリス 氏

(日本側スピーチ) 独立行政法人日本貿易振興機構 理事 平塚 大祐 氏

d. 第 2 回全体会議「投資とインフラ機会」

(NZ 側スピーチ) Greater Christchurch Investment Strategy

CERA, General Manager マーク・レバレー 氏

(日本側スピーチ) 王子木材緑化株式会社 社長 鎌田 和彦 氏

e. 第 3 回全体会議「第一次産業と食品」

(NZ 側スピーチ) New Zealand Avocado, CEO ジェン・スコラー 氏

(日本側スピーチ) 三井物産株式会社 常務執行役員 豪州三井物産株式会社 社長

NZ 三井物産有限会社 会長 高橋 康志 氏

(NZ 側スピーチ) Dairy Development, Fonterra Director フィリップ・ターナー 氏

(日本側スピーチ) Champion Flour Milling Limited CEO 大内 孝雄 氏

f. 第 4 回全体会議「クリエイティブ産業」

(NZ 側スピーチ) Snowy Peak Ltd & Untouched World

Founder ペリー・ドライスデール 氏

(日本側スピーチ) サクラテレビジョンネットワーク会社 代表 関川 正義 氏

(NZ 側スピーチ) Ecostore, Chief Executive マルコム・ランズ 氏

g. 第 5 回全体会議「イノベーションとテクノロジー」

(NZ 側スピーチ) New Zealand Food Innovation Network South Island

Manager ジョン・モーガン 氏

(日本側スピーチ) 株式会社東芝 電力システム社電力・社会システム技術開発センター長

執行役常務 風尾 幸彦 氏

(NZ 側スピーチ) Allied Telesis Managing Director アンドリュー・リドル 氏

h. 第 6 回全体会議「観光と主要競技大会」

(NZ 側スピーチ) Air New Zealand

General Manager Networks リチャード・トムソン 氏

(日本側スピーチ) JTB ニュージーランド会社 社長 田代 尚義 氏

(NZ 側スピーチ) Christchurch Airport Chief Executive マルコム・ジョーンズ 氏

i. 第 7 回全体会議「教育」

(NZ 側スピーチ) Education New Zealand CEO グラント・マクファーソン 氏

(日本側スピーチ) 国際教養大学

国際教養学部グローバル・スタディーズ課程教授・課程長

グローバル人材育成推進事業実施本部長

国際教養教育推進センター長 前中 ひろみ 氏

j. 第 8 回全体会議「オープンディスカッション」

(NZ 側パネリスト) Hawkins Group Director デイビット・マコーネル 氏

(日本側パネリスト) 住友林業株式会社 社長 市川 晃 氏

(NZ 側パネリスト) Golf Tourism New Zealand, Chairman,

BMW New Zealand Open Organising

Committee, Member, New Zealand Tourism Board Member,

Auckland Tourism, Events and Economic Development,

Deputy Chair ノーム・トムソン 氏

(日本側パネリスト) 株式会社虎ノ門実業会館 社長 河村 守康 氏

k. 最終全体会議

日 NZ 経済委員会 NZ 側委員長 イアン・ケネディ 氏

日 NZ 経済委員会 日本側委員長 篠田 和久 氏

日本側：53 名

豪州側：79 名

開催地：ニュージーランド／クライストチャーチ

iv) その他の会議・イベント

7 月 7 日 (10 名) 安倍首相の大洋州諸国歴訪への同行ミッション

a. ビジネス・ラウンドテーブル・ミーティング

b. キー首相主催昼食会

開催地：ニュージーランド／オークランド

v) 表敬・懇談

5 月 23 日 セリア・ウェイド＝ブラウン・ウェリントン市長の篠田和久日 NZ 経済委員会委員長および市川晃同副委員長表敬訪問

6 月 12 日 マーク・シンクレア駐日ニュージーランド大使の三村会頭表敬訪問

(15) 日智経済委員会

- i) 平成 26 年度日智経済委員会日本国内委員会および日亜経済委員会総会兼訪南米経済ミッション
結団式

11 月 17 日 (46 名)

a. 開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

b. 来賓ブリーフィング

外務省 中南米局長 高瀬 寧 氏

経済産業省 通商政策局長 鈴木 英夫 氏

c. 訪南米経済ミッション (第 29 回日智経済委員会を含む) 団結式

d. 日智経済委員会日本国内委員会平成 26 年度総会

e. その他

※日亜経済委員会および訪南米経済ミッションとの合同開催

ii) 第 29 回日智経済委員会

12 月 1 日～2 日 (152 名)

a. チリ共和国バチチェ大統領主催晩餐会 (於: モネダ宮殿)

b. 開会式

①開会挨拶

日智経済委員会チリ国内委員会 委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

日智経済委員会日本国内委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

②祝辞

チリ製造業振興協会 会長 ヘルマン・フォン・ムーレンブロック 氏

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏 (代読: 駐チリ日本国大使 二階 尚人 氏)

外務大臣 エラルド・ムニョス・バレンスエラ 氏

c. 基調講演

チリ共和国財務省次官 アレハンドロ・ニコ 氏

d. 第 1 回全体会議 パネルディスカッション「日本とチリのエネルギー事情: 経験と教訓から学ぶ」

(日本側スピーチ) 三菱重工業株式会社 執行役員南米総代表 相原 良彦 氏

(チリ側スピーチ) チリ産業振興協会 (SOFOPA)

顧問 ファン・アントニオ・グスマン 氏

e. 第 2 回全体会議「TPP と太平洋同盟: 日智経済関係にもたらすビジネス機会」

(基調講演) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 常務執行役員 米州副本部長 亀澤 宏規 氏

(チリ側コメント) 外務省国際経済総局 (DIRECON) 局長代行 パブロ・ウリア 氏

(日本側コメント) 独立行政法人日本貿易振興機構 理事 長島 忠之 氏

(チリ側コメント) チリ産業振興協会 (SOFOPA) 国際部長 ペドロ・レウス 氏

f. 第 3 回全体会議「日本・チリ主要産業の展望」

○金属資源

(チリ側スピーチ) コデルコ社 社長 ネルソン・ピサロ 氏

(日本側スピーチ) JX 日鉱日石金属株式会社 取締役常務執行役員 村上 健一 氏

○インフラ

(チリ側スピーチ) 公共インフラ業協会 会長 ファン・エドゥアルド・サルディビア氏

(日本側スピーチ) アグアス・ヌエバス社 会長 小田 敏充 氏

○農水産品

(チリ側スピーチ) 農業大臣 カルロス・フルチェ 氏

(日本側スピーチ) 日本水産株式会社 執行役員 高橋 誠治 氏

○アコンカグア両大洋回廊プロジェクト

(チリ側スピーチ) アコンカグア・コンソーシアム 理事 エドゥアルド・ロドリゲス・G 氏

(チリ側スピーチ) アコンカグア・トンネル 理事 ギジェルモ・フランコ 氏

g. 閉会式

議長総括

日智経済委員会チリ国内委員会 委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

閉会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長 佐々木 幹夫 氏

日智経済委員会チリ国内委員会 委員長 ロベルト・デ・アンドラカ 氏

日本側：91 名

チリ側：61 名

開催地：サンチャゴ（チリ）

iii) 表敬・懇談

9 月 29 日 二階尚人新駐チリ日本大使および村上秀徳旧駐チリ日本大使の三村会頭表
敬訪問

iv) その他の会議・イベント

7 月 30 日（42 名） チリ・日本経済委員会関係者との懇談会
（安倍晋三内閣総理大臣チリ公式訪問関連イベント）

a. 開会挨拶

チリ産業振興協会 会長代行 カルロス・ウルタド 氏

b. 挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長代理 小島 順彦 氏

c. スピーチ

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

d. 質疑応答

「日本の成長戦略」

「TPP・太平洋同盟に関する見解」

「アジア・太平洋安全保障」

「日本の対チリ協力」

e. 総括コメント

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

f. 記念写真

日本側：31 名

チリ側：11 名

開催地：サンチャゴ／（チリ）

7 月 31 日 JETRO 主催 投資フォーラム

開催地：サンチャゴ／（チリ）（後援）

11 月 11 日 チリ ProChile 主催「チリ・フードワイン・セミナー」（後援）

(16) 日亜経済委員会

- i) 平成 26 年度日亜経済委員会日本国内委員会および日亜経済委員会総会兼訪南米経済ミッション
結団式

11 月 17 日（46 名）

a. 開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会 委員長

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

b. 来賓ブリーフィング

外務省 中南米局長 高瀬 寧 氏

経済産業省 通商政策局長 鈴木 英夫 氏

c. 訪南米経済ミッション（第 23 回日亜経済委員会を含む）結団式

d. 日亜経済委員会平成 26 年度総会

e. その他

※日智経済委員会日本国内委員会および訪南米経済ミッションとの合同開催

- ii) 第 23 回日亜経済合同委員会

12 月 4 日～5 日（192 名）

a. 開会式

①開会挨拶

アルゼンチン商業会議所 会頭 カルロス・デ・ラ・ベガ 氏

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

②祝辞

日本国内閣総理大臣 安倍 晋三 氏

（代読：駐アルゼンチン日本国大使 水上 正史 氏）

b. 第 1 回全体会議「アルゼンチン経済政策の現状と今後の動向」

（基調講演）アルゼンチン工業大臣 デボラ・アドリアナ・ジョルジ 氏

c. 第 2 回全体会議「両国経済の現状と展望」

（アルゼンチン側スピーチ）OJF アソシエイト社 代表 オーランド・フェレーレス 氏

（日本側スピーチ）独立行政法人日本貿易振興機構 理事 長島 忠之 氏

d. 第 3 回全体会議「メルコスール域内のビジネス展開」

（アルゼンチン側スピーチ）アルゼンチン食品工業会 副会長 オスバルド・カプリニ 氏

（日本側スピーチ）トヨタ・アルゼンチン社 社長 ダニエル・A・エレロ 氏

e. 第 4 回全体会議

「アルゼンチンのエネルギー資源（シェールオイル・ガス、再生可能エネルギー）」

（アルゼンチン側スピーチ）「非従来型シェール資源開発」

YPF 社 戦略事業開発担当 副社長 フェルナンド・ジリベルティ 氏
(アルゼンチン側スピーチ)「アルゼンチンの石油・ガスの将来」

世界エネルギー会議アルゼンチン委員会 (CACME) ホルヘ・フェリオリ 氏
(日本側スピーチ)「日本のエネルギー戦略」

石油天然ガス・金属鉱物資源機構ワシントン事務所 所長 村松 秀浩 氏

f. 第 5 回全体会議「金属・鉱物資源とインフラ」

(アルゼンチン側スピーチ)「アルゼンチンの金属・鉱物資源の潜在力」

前鉱山庁長官 ダニエル・メイラン 氏

(日本側スピーチ)「リチウム資源開発」

豊田通商株式会社 常務執行役員 南米地域担当兼 豊田通商ブラジル 社長 荒木 良文 氏

(日本側スピーチ)「日本の貿易保険」

独立行政法人日本貿易保険 営業第二 部長 十時 憲司 氏

(アルゼンチン側スピーチ)「トランス・アンデス・トンネル計画」

アコンカグア・コンソーシアム・ダイレクター ニコラス・ポッセ 氏

(日本側スピーチ)「セーファー・シティーズ～安全・安心な社会を実現するための ICT の活用
～」

NEC アルゼンチン LATAM IT ソリューションセンター・ビジネスダイレクター
ホルヘ・バルカス 氏

g. 閉会式

閉会挨拶

亜日経済委員会 会長 アンヘル・マチャード 氏

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

日本側：96 名

亜 側：96 名

開催地：ブエノスアイレス／（アルゼンチン）

iii) その他の会議・イベント

9 月 29 日 アルゼンチン投資セミナー「アルゼンチン共和国：世界の需要を満たす人
材と天然資源」

開催地：東京

a. 講演（1）「アルゼンチンに投資する理由」

駐日アルゼンチン大使 ラウル・G・デジャン 氏

b. 案内 第 23 回日亜経済合同委員会について

c. 講演（2）「投資をひきつけるアルゼンチンの戦略産業」

亜国大使館 経済商務部 一等書記官 セシリア・リソロ 氏

d. 総括コメント

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

e. 閉会挨拶

日亜経済委員会 会長 佐々木 幹夫 氏

10 月 3 日 アルゼンチン投資セミナー

開催地：大阪（後援）

10月24日 アルゼンチン鉱業セミナー：マジョラル工業大臣講演会（後援）

(17) 日本ペルー経済委員会

i) 平成26年度日本ペルー経済委員会総会

1月20日（紙上総会）

ii) 表敬・懇談

4月7日 オクタビオ・サラサル・ペルー国会議員と宮村眞平・日本ペルー経済委員会委員長との面談

7月25日 株丹達也新任駐ペルー日本大使の三村会頭表敬

iii) その他の会議・イベント

4月7日～11日（4名）

ペルー国会議員一行の産業視察ミッション

4月25日 ペルー投資セミナー（後援）

3月18日（32名） 株丹達也駐ペルー日本大使講演会

(18) 日本・カナダ商工会議所協議会

i) 日本・カナダ商工会議所協議会設立総会

10月8日（19名）

a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

b. 来賓ブリーフィング

外務省 経済局長 齋木 尚子 氏

経済産業省 通商政策局長 鈴木 英夫 氏

c. 議件1. 規約（案）について

議件2. 役員の選任について

議件3. 平成27年度収支予算（案）について

d. 日本・カナダ商工会議所協議会設立記念事業について

e. 閉会

ii) 日本・カナダ商工会議所協議会設立記念シンポジウム

11月5日（75名）

日本側：44名

カナダ側：31名

開催地：東京會館（東京）

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長 檜田 松瑩

カナダ商工会議所 会頭 ペリン・ビーティ 氏

b. 基調講演

カナダ連邦政府天然資源大臣兼北オンタリオ経済開発庁担当国務大臣

グレッグ・リックフォード 氏

- c. ブリーフィング「カナダー日本の経済関係」
駐日カナダ大使 マッケンジー・クラグストン 氏
- d. ブリーフィング「日加間交流を深めるために」
在日カナダ商工会議所 名誉顧問会長（元駐カナダ日本大使）沼田 貞昭 氏
- e. パネルディスカッション1「地域統合と市場アクセス」
（基調講演・モデレーター）慶應義塾大学総合政策学部 教授 渡邊 頼純 氏
（パネリスト）Canadian Meat Council, Executive Director ジム・ロウズ 氏
（パネリスト）ANA ホールディングス株式会社 上席執行役員アジア戦略部長 芝田 浩二 氏
（パネリスト）Island Timberlands, President ダーシャ・シホタ 氏
（パネリスト）本田技研工業株式会社 渉外担当部長 村岡 直人 氏
- f. パネルディスカッション2「高齢化社会における持続的成長」
（基調講演・モデレーター）Ontario Municipal Employee Retirement System
(OMERS) グローバル・ヘッド 投資パートナー担当 ジャック・ドゥメアーズ 氏
（パネリスト）Canadian Association of Petroleum Producers President&CEO,
デーブ・コーリヤー 氏
（パネリスト）株式会社日本政策投資銀行 地域企画部長・PPP/PFI 推進センター長
川住 昌光 氏
（パネリスト）Air Canada, Industry and Government Affairs Corporate Strategy,
Vice President, デレク・ヴァンストーン 氏
（パネリスト）三井物産株式会社 執行役員／株式会社三井物産戦略研究所 社長
中湊 晃 氏
- g. 閉会挨拶
カナダ商工会議所 会頭 ペリン・ビーティアー 氏
日本商工会議所 会頭 三村 明夫

3) 懇談会

11月6日（14名） 日本・カナダ商工会議所協議会個別夕食会

(19) 日本メコン地域経済委員会

i) 平成26年度総会

5月28日（79名） 第1回総会

- a. 委員長の選任について
- b. 委員異動一覧について
- c. 委員・顧問名簿について
- d. 平成25年度事業活動報告（案）ならびに平成25年度収支決算（案）について
- e. 平成26年度事業活動計画（案）ならびに平成26年度収支予算（案）について
- f. その他

ii) 勉強会

5月28日（79名） 第1回勉強会

a. 講演

- ①「メコン地域の現状と課題および日本の外交政策について」

外務省 アジア大洋州局 審議官 金杉 憲治 氏

②「日メコン今後の経済協力について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 春日原 大樹 氏

7月15日（63名） 第2回勉強会

a. 講演

①「メコン地域の経済発展と域内の工程間分業について」

株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員 大泉 啓一郎 氏

iii) 経済ミッション

4月20日～24日（27名） 「メコンデルタ投資環境視察ミッション」

訪問地：ベトナム（カントー市、ハウザン省、ドンタップ省）

10月27日～11月1日（42名） 「訪ベトナム経済ミッション」

訪問地：ベトナム（ハノイ市、ハイフォン市、クアンニン省）

2月24日～28日（40名） 「訪ミャンマー経済ミッション」

訪問地：ミャンマー（ヤンゴン、マンダレー）

iv) 第2回ベトナム計画投資省との協議会

10月28日（120名）

日本側：97名

ベトナム側：23名

開催地：ベトナム・ハノイ

a. 開会挨拶

ベトナム計画投資省 副大臣 グエン・バン・チュン 氏

日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一 氏

b. 基調講演「ベトナムの2020年工業化戦略：アクションプランについて」

ベトナム計画投資省 外国投資庁 副長官 グエン・ノイ 氏

c. セッション

ベトナム進出日系企業が抱える投資環境の課題

ベトナム工業化戦略 行動計画：電子・電気

ベトナム工業化戦略 行動計画：農業・食品加工

d. 閉会

ベトナム計画投資省 副大臣 グエン・バン・チュン 氏

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 衣斐 正宏 氏

v) 第11回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

2月25日（96名）

日本側：43名

ミャンマー側：53名

開催地：ミャンマー・ヤンゴン

a. 開会挨拶

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 会長 ウイン・アウン 氏

日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会 会長 小林 洋一 氏

b. ミャンマー連邦共和国大統領、日本国首相メッセージ

c. セッション

「農業、食品産業におけるビジネス協力の機会」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 事務局長 モエ・ミン・チョー 氏

国分株式会社 国際事業部 リーダー 岡 拓哉 氏

「日本・ミャンマー両国中小企業間の協力・連携」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 中央執行委員会

メンバー ティン・ティン・セツ 氏

三五九グループ国際ジャパン株式会社 代表取締役社長 マウン・バニャーゾー 氏

「中小企業の人材育成」

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同事務局長 カイン・カイン・ヌエ 氏

特定非営利活動法人アジア環境技術推進機構 専務理事 川上 彰夫 氏

d. 共同声明

e. 閉会挨拶

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 衣斐 正宏 氏

ミャンマー・日本商工会議所ビジネス協議会 副会長 ゾウ・ミン・ウィン 氏

vi) 懇談会

8月4日	ミャンマー国家計画・経済開発省投資企業管理局（DICA）との意見交換会
8月20日	ベトナム計画投資省副大臣との懇談会
10月23日	ベトナム・ハナム省人民委員会との懇談会
11月12日	ベトナム商工会議所ミッション受入れ
11月17日	ベトナム・ドンナイ省投資セミナー
12月1日	ベトナム・メコンデルタ投資セミナー
12月16日	日越ビジネス交流会
3月5日	ラオス商工会議所正副会頭との意見交換会
3月17日	ミャンマー産業人材育成シンポジウム

vii) 表敬

4月1日	渡邊康平委員長のケントン・ヌアンタシン駐日ラオス人民共和国大使表敬訪問
4月16日	渡邊康平委員長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問
5月28日	渡邊康平委員長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問
6月6日	渡邊康平委員長のキン・マウン・ティン駐日ミャンマー連邦共和国大使表敬訪問
6月23日	小林洋一委員長、渡邊康平前委員長のドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使表敬訪問
6月26日	グエン・ヴァン・ヒウ・ベトナム計画投資省副大臣の小林洋一委員長表敬訪問
9月17日	チャン・タイン・マン・カントー市共産党書記長の衣斐正宏共同委員長表敬訪問

11 月 17 日	ベトナム・ドンナイ省チャン・バン・ビン人民委員会副委員長の小林洋一 委員長表敬訪問
11 月 26 日	小林洋一委員長のドン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使 表敬訪問

(20) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスを支援するため、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境および中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。(研究会登録メンバー数：750 (平成 27 年 3 月末現在)。メールマガジン配信数：本年度 19 回、通算配信数 163 回。)

特に天津市とは MOU を締結していることもあり、天津市投資環境説明会・交流会 (6 月 19 日、於：東京) や 2014 中国天津市輸出商品展示会 (12 月 10 日、於：東京) を共催した。

(21) 日韓・韓日商工会議所首脳会議

i) 第 8 回首脳会議

7 月 2 日 (23 名)

日本側 : 11 名

韓国側 : 12 名

開催地 : 済州新羅ホテル 6 階「ハルラホール」(韓国・済州島)

a. 開会挨拶

大韓商工会議所 会長 朴 容晩 氏

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

b. 議題 1 「両国の経済状況および今後の展望」

(韓国側) 「韓国経済の現状と今後の見通し」

ソウル商工会議所 副会長 朴 鎮洙 氏

(日本側) 「日本の経済情勢と展望」

日本商工会議所 副会頭 (名古屋商工会議所 会頭) 岡谷 篤一 氏

c. 議題 2 「両国経済協力の拡大に向けた方策」

(韓国側) 「日韓両国の環境の主な状況及び協力策」

大韓商工会議所 副会長 (釜山商工会議所 会長) 趙 成濟 氏

(日本側) 「未来志向の日韓関係構築に向けて福岡と韓国 (釜山) との交流 (日韓国交 50 周年を踏まえて)」

日本商工会議所 副会頭 (福岡商工会議所 会頭) 末吉 紀雄 氏

(代理説明：福岡商工会議所 専務理事 中村 仁彦 氏)

d. 議題 3 「両国商工会議所の主な事業紹介および協力」

(韓国側) 「商工会議所の主な新規事業のご紹介」

大韓商工会議所 副会長 (済州商工会議所 会長) 玄 丞倬 氏

(日本側) 「東商・観光委員会と大韓商工会議所観光産業委員会とで共同宣言した『観光交流宣言』等について」

日本商工会議所 特別顧問 (東京商工会議所 副会頭) 佐々木 隆

e. 閉会挨拶

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

(次回開催地のご紹介) 福岡商工会議所 専務理事 中村 仁彦 氏

大韓商工会議所 会長 朴 容晩 氏

ii) 実務協議会

6月10日(7名)

a. 第8回首脳会議等(首脳会議、夕食会、昼食会、済州島文化視察)の全体日程・参加者について

b. 第8回首脳会議の議題について

(21) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

全国の商工会議所と台湾関係機関とのネットワークを構築し、日台間の貿易・投資・観光等の経済活動を促進することを目的に、台湾とのビジネス交流に関心のある各地商工会議所の専務理事等で構成。

i) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

2月18日

a. 台湾の最新経済動向と日台経済関係について

台北駐日経済文化代表処 副代表

台日産業連携推進オフィス 副主任 余 吉政 氏

b. 「台湾との経済交流による海外展開支援について(仮題)」

高知商工会議所 専務理事 杉本 雅敏 氏

※第12回産業経済・第6回国際経済・第5回労働・第5回教育合同委員会の合同会議と合同開催。

(22) 日本商工会議所と外務省との懇談会

7月24日(外務省側出席者9名・日本商工会議所側9名)

a. 開会挨拶

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

外務大臣 岸田 文雄 氏

b. 意見交換

c. 閉会

(23) アジア・大洋州地域大使との懇談会(日本経済団体連合会との共催)

10月7日(外務省側出席者28名・経済界側出席者49名)

a. 開会

日本商工会議所 会頭 三村 明夫

b. 挨拶

外務省 アジア大洋州局長 伊原 純一 氏

c. 各国情勢の説明

在中国大使館特命全権大使 木寺 昌人 氏

在インド大使館特命全権大使 八木 毅 氏

在韓国大使館特命全権大使 別所 浩郎 氏

ASEAN 代表部特命全権大使 相星 孝一 氏

在タイ大使館特命全権大使 佐藤 重和 氏

d. 懇談

e. 閉会

一般社団法人日本経済団体連合会 会長 榊原 定征 氏

(24) 使節団派遣

i) 訪インドネシア・フィリピン経済ミッション

2月1～7日(109名)

訪問地：インドネシア(ジャカルタ)、フィリピン(マニラ)

①インドネシア

a. ジョコ・ウィドド大統領への表敬訪問(2月2日)

b. ユスフ・カッラ副大統領への表敬訪問(2月2日)

c. ラフマット・ゴベル商業大臣への表敬訪問(2月2日)

d. アンドリノフ・チャニアゴ国家開発企画大臣への表敬訪問(2月3日)

e. サレ・フシン工業大臣への表敬訪問(2月3日)

f. イグナシウス・ジョナン運輸大臣への表敬訪問(2月3日)

g. ヒマワン・ハリヨガ投資調整庁副長官への表敬訪問(2月3日)

h. 日インドネシア経済ダイアログ～インドネシア経済界とのダイアログ～(2月2日)

挨拶 インドネシア商工会議所 会頭 スルヨ・バンバン・スリスト 氏

インドネシア経営者協会 副会長 シンタ・ウィジャヤ・カムダニ 氏

「インフラ整備における日インドネシア協力」

インドネシア日本経済委員会 委員長 ソニー・ハルソノ 氏

日商・東商特別顧問 丸紅株式会社 会長 朝田 照男 氏

「労働・人材育成」

インドネシア経営者協会 副会長 スブロント・ララス 氏

日商特別顧問 東商副会頭 三和電気工業株式会社 社長 石井 卓爾 氏

i. 日インドネシア経済ダイアログ～インドネシア政府とのダイアログ～(2月2日)

「インドネシアにおける経済開発について」

経済担当調整大臣府次官 エディ・プトラ・イラワディ 氏

「インドネシアのマクロ政策について」

財務省局長(マクロ経済政策センター長) ラキイ・アルファーマン 氏

j. 谷崎泰明 駐インドネシア日本国大使主催夕食会(2月2日)

k. ジャカルタ・ジャパン・クラブとの夕食会(2月3日)

l. レー・ルオン・ミン ASEAN 事務総長との懇談(2月3日)

②フィリピン

a. ベニグノ・アキノ3世大統領への表敬訪問(2月5日)

b. 日比経済ダイアログ～フィリピン経済界とのダイアログ～(2月5日)

- 挨拶 フィリピン商工会議所会頭 アルフレッド・ヤオ 氏
 セッション1「産業発展のためのインフラ整備」
 ナザン・アソシエイト社 交通・物流スペシャリスト ヘレミア・アセナ氏
 住友商事 会長 大森 一夫 氏
 セッション2「日比両国企業の協力」
 比日協会 会長 フランシス・ラウレル 氏
 ANA ホールディングス 常勤顧問 洞 駿 氏
 閉会挨拶 比日経済委員会 委員長 エディ・ホセ 氏
- c. 日比経済ダイアログ～フィリピン政府とのダイアログ～（2月5日）
 「フィリピンの投資環境について」
 貿易産業次官 ノラ・テラド 氏
 貿易産業次官 ボンチアノ・マナロ 氏
 「フィリピンの財政改革について」
 財務次官 ジェレミアス・ポール 氏
 「フィリピンの金融政策について」
 中央銀行 総裁補佐 ジョニー・ノエ・ラヴァロ 氏
 「フィリピン経済区への投資について」
 フィリピン経済区庁 長官 リリア・デ・リマ 氏
- d. 石川和秀 駐フィリピン日本国大使主催夕食会（2月5日）
- e. フィリピン日本人商工会議所との夕食会（2月6日）
- f. ファースト・フィリピン工業視察（2月6日）

2. レセプション・懇談会等

開催日	内 容
4月8日	コロラド州デンバー市およびデンバー商工会議所との懇談（事務局対応）
4月9日	アラブ首長国連邦（UAE）政府・2020年万博招致関係者との懇談（事務局対応）
4月14日	コソボ共和国代表団の中村専務理事表敬
4月17日	樋口建史 駐ミャンマー連邦共和国大使の三村会頭表敬
4月24日	サモ・オメルゼル スロベニア インフラ空間計画大臣の中村専務理事表敬
5月8日	香港特別行政区政府駐東京経済貿易代表部 サリー首席代表の三村会頭表敬訪問
5月13日	ビンヤミン・ネタニヤフ イスラエル首相主催昼食会への宮城日商常務理事出席
5月19日	李丙琪（イ・ビョンギ）駐日韓国大使主催日商幹部との晩餐会
5月19日	ジャカルタジャパンプラブ 野波新理事長の中村専務理事表敬
5月20日	A・ビュレント・メリチ 駐日トルコ共和国大使の三村会頭表敬
5月21日	中村専務理事のロペス駐日フィリピン共和国大使への災害義援金目録贈呈
5月28日	新旧日本メコン地域経済委員会委員長の中村専務理事表敬
6月24日	中村専務理事のフィリピン商工会議所訪問
6月25日	中村専務理事のト部敏直 駐フィリピン大使訪問
7月3日	JICA キルギス経済団体強化研修の受入れ（事務局対応）

7月4日	アンドレ・スピテリ マルタ共和国大使（マルタ共和国常駐）の表敬（事務局対応）
7月11日	タン・スリ・フジ 世界イスラム会議（WIEF）事務総長の青山日商事務局長表敬
7月23日	松永和夫 中東協力センター理事長の三村会頭表敬
7月24日	日本商工会議所と外務省との懇談会
7月28日	小川正史 駐ネパール大使の表敬（事務局対応）
9月1日	片上慶一 駐EU代表部大使、石井 正文 駐ベルギー大使の三村会頭表敬
9月4日	柳原恒彦 ワシントン日本商工会会長他幹部と中村専務理事との懇談
9月4日	ウェンディ・カトラー USTR 次席代表代行と中村専務理事との懇談
9月4日	佐々江賢一郎・駐米日本大使と中村専務理事との懇談
9月5日	マイロン・ブリリアント 米国商工会議所副専務理事と中村専務理事との懇談
9月5日	カート・トン・米国首席国務次官補代理（経済・企業担当）と中村専務理事との懇談
9月5日	ジェームス・ズムワルト 米国国務次官補代理（東アジア・太平洋局 日本・韓国担当）と中村専務理事との懇談
9月5日	ホリー・ヴィンヤード 米国商務次官補代理（アジア担当）と中村専務理事との懇談
9月12日	ウィデド・ブシャマウイ チュニジア工業商業手工業連合会の表敬（事務局対応）
9月18日	メトロアトランタ商工会議所との懇談（事務局対応）
9月25日	ミョー・アウン ミャンマー連邦共和国工業副大臣の三村会頭表敬
9月30日	東博史 在ポルトガル日本大使の中村専務理事表敬
10月7日	アジア・大洋州地域大使との懇談会（経団連共催）
10月7日	柳興洙（ユ・フンス） 駐日韓国大使の三村会頭表敬訪問
10月20日	ウリエル・リン イスラエル商工会議所会頭の中村専務理事表敬
10月20日	ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁（DAFZA）の表敬（事務局対応）
10月24日	キルギス共和国訪日研修団「日本の企業経営」訪日研修の受入れ（事務局対応）
10月29日	オランダ国国王ウィレム・アレキサンダー陛下及び王妃陛下のための宮中晩餐への三村会頭出席
10月29日	田中径子新任駐ウルグアイ大使の三村会頭表敬
11月5日	アンドリュウ・ワイレガラ米国大使館商務担当公使の中村専務理事表敬
11月5日	ロック・ベトナム商工会議所会頭の三村会頭表敬
11月7日	盤谷日本人商工会議所主催「タイ経済を応援する会」への北山特別顧問出席
11月12日	チェコ商工会議所ビジネス訪問団の青山日商事務局長表敬
11月18日	駐日本中国大使館経済商務処 劉亜軍公使の三村会頭表敬訪問
12月4日	モスクワ商工会議所副会頭の受入れ（事務局対応）
12月5日	ダヴィド・ジャラガニア グルジア外務次官一行の中村専務理事表敬
12月9日	シュテファン・グラープヘア 駐日ドイツ大使館経済部公使との懇談（事務局対応）
12月15日	リリア・デ・リマ・フィリピン経済区庁長官の三村会頭表敬訪問
2月6日	姜増偉・中国国際貿易促進委員会会長の伊藤日商特別顧問表敬訪問
2月16日	アンドリヤナ・ツヴェトコビッチ 駐日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使の中村専務理事表敬
2月17日	ミハル・コットマン 駐日スロヴァキア大使の中村専務理事表敬
2月20日	日本カタール経済フォーラムへの三村会頭出席（カタール商工会議所との協力協定締結）

2月20日	ローラ・ヤンガー・在日米国商工会議所専務理事と中村専務理事との懇談
2月26日	木寺 昌人・駐中華人民共和国特命全権大使の三村会頭表敬訪問について
3月4日	パトリック・I・イモロゴメ 駐日ナイジェリア大使館上席専門官との懇談（事務局対応）
3月10日	リカルド・カブリサス・ルイス・キューバ閣僚評議会副議長の中村専務理事表敬
3月10日	ノルブ・ワンチュク ブータン王国 経済大臣の中村専務理事表敬
3月16日	アジアの経済統合と日本企業のビジネスチャンス
3月23日	安倍首相主催ジョコ・インドネシア共和国大統領歓迎夕食会への三村会頭出席
3月24日	ジョコ・インドネシア共和国大統領との懇談会への三村会頭出席
3月24日	ジョコ・インドネシア共和国大統領歓迎昼食会への三村会頭出席
3月30日	ロペス駐日フィリピン共和国大使主催朝食会への三村会頭出席

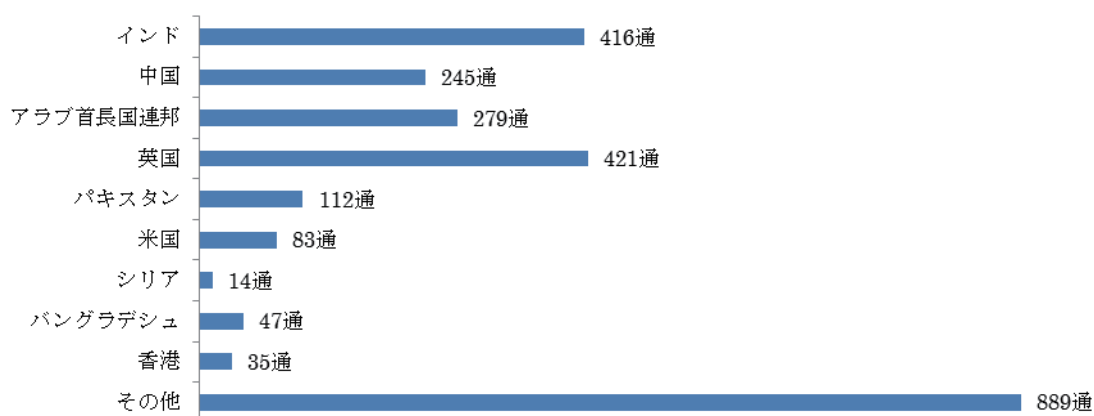
3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った。

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの当所ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 2,541 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（752 件）

－日本からの輸入希望－

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		5			1	1	1			8
輸送用機器・部品		2					1			3
光学・精密器・医療機器		3					2			5
一般機械		2			1	2	1		1	7
鉄鋼・金属製品		11			1	1				13
化学製品・医薬品		3			1	2	1			7
繊維製品		1				2	2		1	6
皮革・ゴム製品		2					1			3
木材・紙・パルプ		2				1	1			4
プラスチック・合成樹脂		2					2			4
セメント・土石・ガラス・窯業製品		1				2			2	5
食料品・香辛料		7			1	1	2		2	13
宝飾品・雑貨					1		1			2
運動用具		1				2	1			4
事務用品		1								1
その他		2			1	3	1		1	8
合計		45			7	17	17		7	93

－日本への輸出希望－

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		61	1		2	1	3		10	78
輸送用機器・部品		8	6		2		3		3	22
光学・精密器・医療機器		16			1	1	3		3	24
一般機械		21					5		2	28
鉄鋼・金属製品		46	1	1	4	4	4		6	66
化学製品・医療品		31	4		5	9	10		3	62
繊維製品		55				5	5		4	69
皮革・ゴム製品		17			1		3			21
木材・紙・パルプ		8		1	4	5	4		3	25
プラスチック・合成樹脂		21			4	1	3		4	33
セメント・土石・ガラス・窯業製品		19			2	10	1	1	2	35
食料品・香辛料		54	2	6	20	20	10		5	117
宝飾品・雑貨		22				2	1		1	26
運動用具		9							1	10
事務用品		5								5
その他		26		3	1	2	1		5	38
合計		419	14	11	46	60	56	1	52	659

－その他の照会－

品目	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
合弁		17	1		2	4	2	1	1	28
投資		14	2	2	9	23	8	3	6	67
会社照会		15		2	3	6	1		10	37
技術協力		2	1	1	2	1	4	1	1	13
フェア		131	18	5	110	23	20		4	311
クレーム		2		1		2	1		1	7
入札		44			5	5	2		4	60
会社PR		117	6	4	25	21	12	2	12	199
就職		11	1		3	1	18	1	4	39
観光										
トレーニング、セミナー等、その他		67	31		379	25	252	2	61	817
合計		420	60	15	538	111	320	10	104	1,578

※1通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 貿易証明業務

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、静岡、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡、北九州の各地商工会議所内（22 ヲ所）に設置した日商の特定原産地証明書発給事務所において特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会を、各地商工会議所と協力して開催した。

なお、説明会の開催状況、ならびに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続き説明会

No.	期 日	開催事務所	No.	期 日	開催事務所
1	平成26年 4 月11日	名古屋	11	平成26年10月30日	浜松
2	平成26年 5 月14日	静岡	12	平成26年11月 6 日	東京
3	平成26年 5 月15日	広島	13	平成26年11月25日	名古屋
4	平成26年 5 月23日	横浜	14	平成26年12月11日	東京
5	平成26年 7 月 3 日～ 4 日	札幌	15	平成26年12月22日	京都
6	平成26年 7 月11日	福岡	16	平成27年 2 月 5 日	熊本
7	平成26年 7 月15日	東京	17	平成27年 2 月10日	高松
8	平成26年 9 月 4 日	新潟	18	平成27年 2 月27日	福岡
9	平成26年 9 月11日	東京	19	平成27年 3 月 5 日	東京
10	平成26年10月 1 日～ 2 日	北九州	20	平成27年 3 月 5 日	横浜
			21	平成27年 3 月11日	東京

○特定原産地証明書発給件数

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日メキシコ（平成17年 4 月発効）	5,735	5,368	6,035	5,241	5,058	6,378	8,006
日マレーシア（平成18年 7 月発効）	6,194	6,334	8,349	9,228	11,289	13,552	14,593
日チリ（平成19年 9 月発効）	4,460	3,613	4,788	4,356	4,695	4,310	3,948
日タイ（平成19年11月発効）	21,129	28,255	44,132	47,161	58,961	66,469	70,877
日インドネシア（平成20年7月発効）	6,579	16,013	23,672	30,096	33,914	41,464	45,626
日ブルネイ（平成20年 7 月発効）	0	3	13	30	21	36	32
日アセアン（平成20年12月発効）	239	2,832	4,490	4,653	5,288	7,575	9,344
日フィリピン（平成20年12月発効）	225	2,477	4,255	4,457	5,575	6,216	6,475
日スイス（平成21年9月1日発効）		1,277	3,065	3,507	3,557	3,081	3,796
日ベトナム（平成21年10月1日発効）		500	2,294	2,749	4,572	7,026	9,819
日インド（平成23年 8 月 1 日発効）				7,696	19,822	26,147	32,366
日ペルー（平成24年 3 月 1 日発効）				5	468	1,115	857
日オーストラリア（平成27年 1 月15日 発行）							569
計	44,561	66,672	101,093	119,174	153,220	183,369	206,308

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書ならびに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会のもとに設置された「貿易関係証明専門委員会」、同専門委員会のもとに設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明に関する研究会」で審議・検討した。

③ 非放射能汚染証明に対する当所の取り組み

東京電力福島第一原発事故以降、海外の輸入者等が日本国内の輸出者に対し、「輸出貨物が放射能に汚染されていないことを証明する書類」を求めるケースが後を絶たない。このため、当所では、政府が公表している環境放射能水準調査結果等を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公表するとともに、各地商工会議所における、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明の発行を周知した。

このサイン証明は、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、引き続き極めて有効であると評価され、海外における風評被害対策の一助となった。

4. 在外日本（人）商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本（人）商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本（人）商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。82 カ所の在外日本（人）商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 18 カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。

なお、ジャカルタ・ジャパン・クラブ、フィリピン日本人商工会議所、マレーシア日本人商工会議所、ベトナム日本商工会、中国日本商会、上海日本商工クラブ、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、当所では、各地商工会議所が経済ミッションを派遣する際の側面支援として、在外日本（人）商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成26年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
北大阪商工会議所	7月3日	ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会	現地事情説明会、夕食懇談会
北大阪商工会議所	7月4日	ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会	夕食懇談会
習志野商工会議所	9月10日	ホーチミン日本商工会	現地事情説明会（夕食懇談会）
習志野商工会議所	9月11日	ホーチミン日本商工会	企業視察
大府商工会議所	11月19日	ホーチミン日本商工会	現地事情説明会
大府商工会議所	11月20日	ベトナム日本商工会	企業視察
犬山商工会議所	2月12日	シンガポール日本商工会議所	現地事情説明会、夕食懇談会

【地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援】

1. 大学等との産学連携による人材育成支援事業の推進

企業、大学等と連携し、就職力、実務能力の向上を目的に、簿記および日商 PC 検定の受験対策講座を開講し、134 名（簿記検定 105 名、PC 検定 29 名）が受講した。詳細は次のとおり。

企業・学校等	検定名・級	受講期間	受講者数（人）	合格者数（人）	対象者
株式会社リクルートスタッフフィンゲ	簿記検定 3 級	平成26年 9月10日～ 10月18日（全6回）	59	9	派遣スタッフ
		平成26年 12月3日～ 平成27年1月17日（全6回）	41	18	
株式会社キャリア・マム	簿記検定 3 級	平成26年 12月3日～ 平成27年3月31日	5	1	主婦を中心とする同社の会員
	PC 検定 （文書作成） 3 級		1	1	
	PC 検定 （データ活用） 3 級		2	2	
東京経営短期大学	PC 検定 （文書作成） 3 級	平成27年 1月28日～30日	9	5	同大学の学生
	PC 検定 （データ活用） Basic 級			1	
	PC 検定 （プレゼン資料 作成） 3 級			8	
川越しごと支援センター（川越市雇用支援課）	PC 検定 （プレゼン資料 作成） 3 級	平成27年 2月9日～10日	17	15	求職者

2. ジョブ・カード制度推進事業

当所では、平成 20 年度から、厚生労働省のジョブ・カード制度推進事業を受託している。本事業の推進を図るために、平成 26 年度も、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 110 カ所の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47 カ所）と地域ジョブ・カードサポートセンター（63 カ所）を設置し、ジョブ・カード制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（ジョブ・カード普及サポーター企業）を開拓・登録するとともに、職業訓練の実施を希望する企業に対しては、実施するための訓練計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、602 回の企業に対する説明会（参加者数：15,786 人）と 2,308 回の訓練指導と職業能力評価の担当者を対象とした講習会（参加者数：2,912 人）などを実施して企業を支援したほか、会報とホームページ、地元新聞、リーフレット、チラシ、ポスターなどの各種の広報媒体を活用した PR 活動を展開した。

このような活動の結果、地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した職業訓練を実施するための計画が都道府県労働局長（または、厚生労働大臣）に確認（または認定）された企業（確認済・認定企業）数は、すべての都道府県にわたり、ジョブ・カード普及サポーター企業数は 22,214 社、職業訓練を実施するための訓練計画の確認済・認定企業数は 11,442 社（いずれも、約 95%が中小企業）となった。当初の事業計画で設定したジョブ・カード普及サポーター企業数の年間目標（14,000 社以上）と職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数の年間目標（4,500 社以上）を大きく上回っている。

また、職業訓練を実施するための計画の確認済・認定企業数 11,442 社のうち、3,277 社が職業訓練を終了し、訓練修了者は 4,751 人となった。この訓練修了者のうち、3,594 人が正規雇用に結びついており、正規雇用率は約 75.7%にのぼっている。このように、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、中小企業に対する雇用支援だけでなく、若年層の非正規労働者（訓練生の約 75%が 35 歳未満）の正規雇用の促進に貢献している。

<地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧>

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	釧路	滋賀県	滋賀県連	長浜
青森県	八戸	青森	京都府	京都	福知山
岩手県	盛岡	宮古、北上	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
宮城県	仙台	気仙沼	兵庫県	神戸	(設置せず)
秋田県	秋田	大館、横手	奈良県	奈良	(設置せず)
山形県	山形	米沢	和歌山県	和歌山	(設置せず)
福島県	福島	白河	鳥取県	鳥取	米子
新潟県	新潟県連	上越	島根県	松江	出雲
富山県	富山	(設置せず)	岡山県	岡山	倉敷、津山
石川県	金沢	(設置せず)	広島県	広島	(設置せず)
長野県	松本	上田、長野、飯田	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山
茨城県	水戸	結城	徳島県	徳島	小松島
栃木県	宇都宮	足利、日光	香川県	高松	(設置せず)
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	愛媛県	松山	新居浜
埼玉県	埼玉県連	川越、熊谷、春日部	高知県	高知	須崎、土佐清水
千葉県	千葉	柏	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚
東京都	東京	八王子、立川、むさし府中、町田	佐賀県	佐賀	鹿島
神奈川県	横須賀	横浜、藤沢、相模原	長崎県	長崎	(設置せず)
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	浜松、沼津、富士	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	美濃加茂	(設置せず)	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、豊川、春日井	鹿児島県	鹿児島	鹿屋
三重県	四日市	津	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島
福井県	敦賀	武生、勝山、小浜	—	—	—

＜ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、訓練修了者数・就労状況＞

ジョブ・カード普及サポーター企業数 (社)	確認済・認定企業数 (社)	訓練終了企業数 (社)	訓練修了者数 (人)				
			正社員数 (人)		非正規雇用者数 (人)	訓練実施企業で、採用検討中 (人)	求職中 (人)
			訓練実施企業	他の企業			
22,214	11,442	3,277	4,751	3,590	1,040	2	11
				合計 3,594			

[参考]ジョブ・カード普及サポーター企業数・訓練実施計画の確認済・認定企業数、
訓練修了者数・就労状況 (平成 20 年度からの累計)

ジョブ・カード普及サポーター企業数 (社)	確認済・認定企業数 (社)	訓練終了企業数 (社)	訓練修了者数 (人)				
			正社員数 (人)		非正規雇用者数 (人)	訓練実施企業で、採用検討中 (人)	求職中 (人)
			訓練実施企業	他の企業			
98,373	53,628	27,335	44,708	36,371	6,054	21	2,160
				合計 36,473			

【「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進】

1. 1 級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1 級の「資格更新講習会」は当所主催で開催している（2 級・3 級は各地商工会議所で開催）。

平成 26 年度の開催地、受講者数等は下表のとおり。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京 A	平成26年11月28日 (金)	日精ホール	172名
大阪 A	平成26年12月11日 (木)	大阪商工会議所	89名
福岡	平成27年1月9日 (金)	福岡商工会議所	32名
大阪 B	平成27年1月23日 (金)	大阪商工会議所	56名
東京 B	平成27年1月29日 (木)	日精ホール	141名
合 計			490名

※平成 26 年度の 1 級資格更新対象者数（有効期間が平成 27 年 3 月 31 日で満了）は 786 名。

なお、1 級の「資格更新通信教育講座」は、一般社団法人公開経営指導協会で行っており、177 名が受講した。

2. DC プランナー資格更新研修会

DC プランナー認定試験（1 級、2 級）は、2 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新研修会（1 級のみ）」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1 級の「資格更新研修会」は当所主催で開催している。また、1 級と 2 級の「資格更新通信教育講座」は、株式会社きんざいで行っている。

平成 26 年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開 催 月	受講者数
資格更新通信教育講座	1 級	平成26年10月	778 名
	2 級	平成26年10月（第 1 次募集）	515 名
		平成27年 1 月（第 2 次募集）	448 名
		平成27年 4 月（第 3 次募集）	94 名
	小 計		1,835 名
資 格 更 新 研 修 会	1 級	平成26年10月25日	100 名
		平成26年11月15日	76 名
	小 計		176 名
合 計			2,011 名

※平成 26 年度の資格更新対象者数（有効期間が平成 27 年 3 月 31 日で満了）は 1 級 1,082 名、2 級 1,428 名。

3. 保険事業

各地商工会議所で実施している共済事業は、会員サービス事業の大きな柱であることから、商工会議所運営に欠かせない重要な事業である。また、保険事業も共済事業と同様に会員サービス事業の大きな柱であるが、とりわけ新規会員の獲得に有効な事業である。こうしたことから、両制度への加入推進を 514 商工会議所で展開するため、機関誌「石垣」、機関紙「会議所ニュース」のほか、全国紙への広告掲載などを積極的に実施した。

また、平成 27 年度からの創設・実施を目指し、海外取引先の倒産による売掛債権の回収が不可能となった際にその一定割合を保険金で補償する「輸出取引信用保険制度」および事業者の業務遂行時の様々なリスクにトータルで対応する「全国商工会議所ビジネス総合団体保険制度（仮称）」について、各地商工会議所へのヒアリングや損害保険会社との協議を通じて準備を進めた。

その結果、「輸出取引信用保険制度」は、平成 27 年 7 月から、「全国商工会議所ビジネス総合団体保険制度」（仮称）のうち、「総合賠償型」を平成 28 年 3 月から、「総合補償型」を同 7 月から実施することとなった。

＜各地商工会議所会員向け保険制度＞

(1) 日商・情報漏えい賠償責任保険制度

本保険制度は、商工会議所の会員事業者を対象にしたもので、個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報漏えいにより、会員事業者が損害賠償請求され法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われる。また、「法人情報拡張補償特約」を付帯することで、個人情報だけでなく法人情報の漏えいにより、損害賠償が生じた場合でも保険金が支払われる。

また、お詫び状作成費用、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品費用等の個人情報漏えい事故対応のために要した費用に対しても保険金が支払われる。

平成 25 年度および平成 26 年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
1,783件	1,758件	271,853,535円	250,708,750円

(2) PL 保険制度

「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」「中小企業海外 PL 保険制度」の 3 制度の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」「石垣」等への広告および記事掲載を通じて情報提供を行った。

平成 26 年度（7 月～平成 27 年 3 月）の加入状況をみると「中小企業 PL 保険制度」「全国商工会議所 PL 団体保険制度」の両制度ともに、加入件数は前年度を下回ったものの、このうち「中小企業 PL 保険制度」は、現行のリコール特約の充実を図るため平成 25 年度（平成 25 年 7 月）加入始期分から付帯した、リコールの恐れがある場合にも保険金の支払いができる「充実補償リコール特約」の件数・保険料が伸びたことから、保険料は平成 25 年度を上回る結果となった。

また、輸出関連中小企業等の海外での PL 事故を補償する「中小企業海外 PL 保険制度」は、近年の企業の海外進出の進展（輸出増）等を背景に、加入件数・保険料とも前年度を大きく上回る結果となった。

平成 25 年度および平成 26 年度の本保険制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
中小企業 PL 保険制度	34,703件	34,473件	2,424,079,649円	2,488,378,600円
全国商工会議所 PL 団体保険制度 (中堅・大企業向)	63件	59件	36,893,530円	33,179,500円
全国商工会議所中小企 業海外 PL 保険制度	156件	204件	59,217,150円	76,756,330円

(3) 業務災害補償プラン

平成 22 年 10 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、就業者（通勤途上含む）に「ケガ」をした場合に必要となる費用（死亡・後遺障害、入通院、遺族への補償、葬祭費用等）や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金（慰謝料等）や争訟費用（弁護士費用等）も保険金も対象となることから、従業員の福利厚生の実現および企業経営の安定等に役立つ制度として浸透しつつある。また、商工会議所ならではのスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できることから、各地商工会

議所における新規会員獲得のツールとして貢献していることを受け、全国 464 商工会議所（90.5%）で加入がみられ、加入件数は、前年度から約 8,000 件増加し、4 万 9,000 件を突破した。

本プランの取扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、富士火災の 5 社である。

平成 25 年度および平成 26 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
40,987件	49,047件	9,180,676,424円	13,219,564,050円

(4) 休業補償プラン

平成 9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の一つとして創設した本プランは、従業員や経営者がケガや病気で就業不能となった場合の所得を補償する保険であり、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特長を有し、中小企業における従業員の福利厚生支援策として、広く全国の会員事業所に定着している。

加入件数と保険料は、近年減少傾向が続いている。「業務災害補償プラン」と合わせて加入の案内を行う保険会社が増えているおり、次第に浸透し始めていることから、ともに下げ止まりの兆しがみられる。

本プランの取扱い損保会社は、東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、富士火災の 5 社である。

平成 25 年度および平成 26 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
20,044件	20,097件	741,282,342円	753,013,017円

(5) 各地商工会議所への制度普及費について

上記（1）～（4）の各保険制度は「団体保険」であることから、その保険料の集金は、保険会社との契約団体である当所が保険会社に代わって実施しており（集金代行）、取扱保険会社との契約により保険料の 5 %（休業補償プランは 3 %）を「集金事務費」収入としている。

当所では、この「集金事務費」の一定割合を各地商工会議所における制度普及（PR 等）にご活用いただくため「制度普及費」として、毎年度加入実績に応じて取扱い商工会議所に支払っている。

特に、「業務災害補償プラン」においては、前年度比で加入件数・保険料とも大幅に増加している（上記（3）ご参照）ことから、支払額は前年度比で 1 億 7 千 5 百万円増加した。

平成 25 年度と平成 26 年度の支払会議所数と支払額（総額）は、次のとおり。

年度 制度名等	支払会議所数		支 払 額		支払差額
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度 ①	平成 26 年度 ②	②－①
情報漏えい賠償責任 保険制度	317	312	11,381,779 円	10,546,364 円	－835,415 円
PL 保険制度 (中小 PL、中 堅・大 PL、海 外 PL の 3 制 度合計)	514	514	105,298,429 円	111,654,369 円	6,355,940 円
業務災害 補償プラン	442	464	341,460,379 円	516,508,279 円	175,047,900 円
休業補償 プラン	415	418	27,070,910 円	25,508,494 円	－1,562,416 円
合計金額			485,211,497 円	664,217,506 円	179,006,009 円

<各地商工会議所向け保険制度>

(1) 商工会議所向け情報漏えい賠償共済制度

本共済制度は、各地商工会議所等において、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。加入件数は、前年度比で 4 件増加した。

平成 25 年度および平成 26 年度の本共済制度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
341件	345件	16,602,640円	16,441,890円

(2) 商工会議所向け業務災害補償プラン

「会員事業者へのサービスの充実」を目的として、平成 22 年度に「会員向け業務災害補償プラン」を創設したが、加入件数は、平成 26 年度実績で 47,000 件を超えるなど導入商工会議所のご協力のもと順調に推移している。こうした状況もあり、各地商工会議所から“商工会議所”向けの「業務災害補償プラン」の創設を求める声が寄せられており、「商工会議所会員向け業務災害補償プラン」の提案会社である東京海上日動火災保険株式会社を引き受け保険会社とする「商工会議所向け業務災害補償プラン」を、平成 24 年 10 月 1 日に創設し、本年度は 3 年度目となる。加入件数は前年度比で 6 件増加した。

平成 25 年度および平成 26 年度の本プランの加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数		保険料	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
9 件	15件	2, 344, 080円	3, 767, 110円

(3) 商工会議所イベント保険団体制度

商工会議所は、各地域の中核を担う立場から、地域活性化などを目的として様々なイベント等の事業を開催しているが、近年、自然災害（地震、竜巻、落雷、ゲリラ豪雨等）や人為的脅威（大量の観客による事故、危険な観客、経験や技能不足による怪我等）から生じるリスクが急激に高まっている。

また、事故が発生した場合（予期せぬ事故含む）、事業実施側に安全配慮義務違反等があり、参加者が怪我を被るようなことがあれば、被害者から民事上の損害賠償責任のほか、刑事責任が問われる可能性があることから、商工会議所が安全かつ安定的に事業を実施するには「リスクマネジメント」と「リスクファイナンス」の備えが必要となる。

上記のようなことから、当所では、各地商工会議所からの要請に基づき、商工会議所が地域の中核として、安心かつ安定的にイベント等の事業を実施・運営できるよう、商工会議所の事業の実態に即した使い勝手の良いそして包括的な商工会議所独自の保険制度について、運営専門委員会等で研究・検討を行い、4月に「商工会議所イベント保険団体制度」を創設、5月1日保険始期分から募集を開始した。

平成 26 年度の加入件数および保険料は、次のとおり。

加入件数	保険料
平成26年度	平成26年度
297件	35, 835, 450円

4. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

①「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和 28 年 4 月（平成 27 年 3 月現在通算 2, 501 号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均 6 ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21 日発行）、平成 26 年度発行回数 32 回（うちカラー版 32 回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

②「石垣」（雑誌型）

創 刊 昭和 55 年 6 月（平成 27 年 3 月通算 418 号）

サ イ ズ 変型 A4 判

ペ ー ジ 平均 64 ページ

発行頻度 月刊（毎月 10 日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

- ③「所報サービス」(各地商工会議所が発行する会報の紙(誌)面づくりに協力するため、記事情報を提供)

提供記事本数: 毎月8本

利用商工会議所数: 349 商工会議所(平成27年3月現在)

- ④「日商ニュース・ファイル」(日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介)

送信回数: 63回 利用人数: 1,133人(平成27年3月現在)

- ⑤「商工会議所CM」

◆商工会議所の認知度を高めるため、日商が平成24年10月に作成した全国共通で利用できるCMコンテンツ。各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会あてに提供。

◆「魅力を伝える・つなげる篇」(15秒)、「ビジネスはもっと繋がる篇」(15秒)の2パターン

◆作成時より53商工会議所が活用(平成27年3月現在)

<活用例>TVCM、デジタルサイネージ、会員拡大セミナー等の各種イベント時など

(2) 記者会見

①定例会頭記者会見

4月2日(21名)	消費増税と景気見通し/中小企業の景況感/物価見通し/中小企業における人手不足・労働力不足/日豪EPA交渉/春季労使交渉
4月17日(18名)	賃上げ/TPP交渉/配偶者控除の見直し/法人実効税率の引き下げ/電力需給・エネルギー問題/一般社団法人自然エネルギー推進会議の設立
5月8日(14名)	タイの政治情勢/賃上げ/法人実効税率/企業の業績/TPP/労働時間規制の緩和/外国人労働者の活用
6月13日(18名)	法人税/他団体との連携/労働時間法制の見直し/海外情勢/人手不足/日韓商工会議所首脳会議/2014FIFAワールドカップの開催/舩添知事による五輪競技会場の計画見直し表明/集团的自衛権
6月19日(13名)	景気の現状と見通し/政府の成長戦略素案の評価/観光振興/イラク情勢/2020オリンピック・パラリンピック東京大会
7月16日(17名)	日商夏季政策懇談会/原子力規制委員会による川内原発の審査書案公表/消費税軽減税率/外形標準課税/地方選出の国会議員数/地域活性化/人口減少問題/女性の活躍
9月11日(18名)	景気認識/為替水準/経団連の政治献金関与再開/産業競争力会議/消費増税/外形標準課税/地方創生/川内原発再稼働
9月17日(19名)	賃上げ/政労使会議/為替水準/中国経済/地域経済/スコットランドの独立
10月1日(18名)	御嶽山噴火被害/日銀短観/為替水準/政労使会議/消費増税/訪日外国人観光客向け免税対象品目の拡充
10月17日(18名)	世界的な株価下落/賃上げ/特定複合観光施設区域整備法案(カジノ法案)/労働者派遣法改正/人口減少・地域活性化/女性の活躍推進/職務発明制度の見直し/リニア新幹線/小渕経済産業大臣の政治資金問題
11月7日(19名)	川内原発の再稼働/消費税率の引き上げ/賃上げ/円安/企業の経営統合/人口

減少問題/日中首脳会談

- 11月19日(8名) 震災復興・福島再生/アベノミクスの評価/賃上げ/消費増税延期・衆議院解散/賃上げ
- 12月18日(18名) 1年を振り返って/原油安/オリンピック・パラリンピック経済界等協議会の設置/地方創生/アメリカとキューバの国交正常化/賃上げ/今年を漢字一文字に表すと/東商ビルの建て替え
- 1月15日(19名) 平成27年度政府予算案/民主党代表選/地方創生/プライマリーバランス/賃上げ/景気の現状認識
- 1月29日(15名) 訪インドネシア・フィリピン経済ミッション/賃上げ/スカイマークの民事再生法申請/過激派組織ISによる邦人人質事件/物価
- 2月10日(18名) 訪インドネシア・フィリピン経済ミッション/農協改革/民法改正
- 2月18日(15名) 春闘/2014年10-12月期四半期GDP/非正規社員の正社員化/ベンチャー支援/新卒採用
- 3月6日(16名) 震災復興/中国全国人民代表大会(全人代)/株価/政治献金/成人年齢/社外取締役
- 3月18日(18名) 春闘/地方移転・国内回帰/韓国政治家の来日/ジョコ・インドネシア大統領の来日/JAと各地商工会議所との連携/東洋ゴム工業免震装置データ改ざん問題

②その他記者会見

- 1月6日(50名) 経済三団体長共同記者会見
2015年の経済見通し/第3次安倍政権への要望/賃上げ/株価/経済の好循環
- 2月3日(10名) インドネシアにおける記者会見(訪インドネシア・フィリピン経済ミッション)
ミッションの成果/大統領との会談内容等
- 2月5日(25名) フィリピンにおける記者会見(訪インドネシア・フィリピン経済ミッション)
ミッションの成果/大統領との会談内容等

(3) 会頭コメントの発表

- 4月1日 防衛装備移転三原則の閣議決定について
- 4月7日 日豪EPAの大筋合意について
- 4月11日 エネルギー基本計画の閣議決定について
- 4月25日 TPP交渉に係る日米二国間協議の結果について
- 6月24日 骨太の方針ならびに改訂日本再興戦略の閣議決定について
- 7月8日 日豪EPAの署名について
- 7月16日 九州電力川内原子力発電所の審査書案の策定・公表について
- 8月13日 四半期別GDP(4-6月期1次速報)の結果について
- 9月3日 第2次安倍改造内閣の発足について
- 10月7日 赤崎勇氏、天野浩氏、中村修二氏のノーベル物理学賞受賞決定について
- 11月10日 日中首脳会談について

11 月 17 日	7－9 月期 GDP 速報値の結果について
11 月 18 日	安倍総理の衆議院解散の意向表明について
11 月 21 日	衆議院解散について
12 月 2 日	衆議院議員選挙公示について
12 月 14 日	衆議院選挙結果について
12 月 24 日	第 3 次安倍内閣発足について
12 月 27 日	「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の閣議決定について
12 月 30 日	平成 27 年度与党税制改正大綱について
1 月 14 日	平成 27 年度政府予算案の閣議決定について

(4) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）

4 月 6 日	NHK「日曜討論」
4 月 9 日	ロイター
4 月 24 日	日本経済新聞
4 月 25 日	日本記者クラブにおける講演（「急速な人口減の中での日本の成長戦略」）
5 月 21 日	BS ジャパン「日経プラス 10」
9 月 25 日	雑誌「日経ビジネス」
11 月 21 日	読売新聞
11 月 21 日	雑誌「財界」新春ワイド座談会
11 月 26 日	共同通信
11 月 27 日	毎日新聞
12 月 9 日	内外情勢調査会における講演（「人口減少下における我が国の成長戦略」）
12 月 10 日	MX テレビ「TOKYO MX NEWS NEXT」
12 月 12 日	月刊「文藝春秋」
12 月 16 日	日刊工業新聞 新春インタビュー
12 月 17 日	産経新聞 新春インタビュー
1 月 11 日	NHKBS「Biz＋サンデー」
1 月 22 日	日本経済新聞「日曜に考える」
2 月 17 日	ブルームバーグ
2 月 24 日	雑誌「財界」
3 月 2 日	Globus Vision（経済誌「News Week」等）
3 月 3 日	東京新聞

(5) 会頭共同インタビュー（囲み取材等）

4 月 6 日	NHK「日曜討論」放送終了後
4 月 16 日	経済財政諮問会議後
5 月 13 日	「選択する未来」委員会中間とりまとめ公表記者会見後
6 月 12 日	経済三団体長による安倍総理訪問後（エネルギー政策関連）
6 月 24 日	経済界と総理の意見交換会後（女性の活躍推進関連）
9 月 18 日	小渕経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会後

9月29日 経済の好循環実現に向けた政労使会議（第1回）後
 11月4日 今後の経済財政動向等についての点検会合後
 11月14日 「選択する未来」委員会報告記者会見後
 12月16日 経済の好循環実現に向けた政労使会議（第4回）後
 12月17日 経済三団体長による安倍総理訪問後（「第三次安倍内閣に望む」提出後）
 1月15日 石破地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会後
 2月2日 インドネシア・ジョコ大統領への表敬訪問後（インドネシア）
 2月19日 自由民主党首脳と日本商工会議所正副会頭との懇談会後
 3月6日 竹下復興大臣への復興に関する要望の手交および懇談後
 3月18日 太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会後

(6) 報道機関との懇談

4月23日（13名） 経済団体記者会加盟社記者と中村専務理事との懇談会
 7月23日（12名） メディア各社論説委員・解説委員と中村専務理事等日商幹部との懇談会
 9月25日（12名） メディア各社経済部長と三村会頭・中村専務理事との懇談会
 10月31日（24名） 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会

(7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月1日	資料配布	事業/周知	第13回『女性起業家大賞』の募集を開始～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
4月3日	資料配布	事業/取材案内	オーストラリア首相トニー・アボット閣下歓迎昼食会の開催について
4月10日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所と日本労働組合総連合会との懇談会について
4月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（4月分）（今月の付帯調査：2014年度の『所定内賃金の動向』・『採用動向』）
4月30日	資料配布	その他	平成26年5月の主な行事予定について
5月12日	資料配布	政策/周知	『中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30』について
5月13日	資料配布	政策/周知	「『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』の見直しに関する意見」について
5月26日	資料配布	事業/周知	平成26年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト全国の「地域資源」を活用した新商品開発など43件を採択
5月28日	資料配布	政策/周知	エネルギー問題に関する緊急提言
5月28日	資料配布	政策/周知	「中小企業の成長と地域の再生に向けた政策の断行を」について

5月29日	資料配布	事業/取材案内	日本商工会議所常議員会等の開催について
5月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（5月分） （今月の付帯調査：消費税率引き上げ後の売上・受注の見通し、2014年度の設備投資）
5月30日	資料配布	その他	平成26年6月の主な行事予定について
6月10日	資料配布	事業/取材案内	平成25年度 商工会議所各種検定試験「最優秀者表彰式」の開催について
6月11日	資料配布	政策/取材案内	第8回日韓商工会議所首脳会議 開催のお知らせ
6月17日	記者レク	政策/周知	「平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール」について
6月25日	資料配布	事業/周知	平成26年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 全国の「地域資源」を活用した新商品開発など32件を採択
6月27日	資料配布	政策/取材案内	平成26年度 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について
6月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（6月分） （今月の付帯調査：2014年度の所定内賃金の動向）
6月30日	資料配布	その他	平成26年7月の主な行事予定について
7月2日	記者レク	政策/周知	消費税の複数税率導入に反対する意見
7月2日	資料配布	事業/周知	「中小企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査（第1回）調査結果」について
7月17日	資料配布	事業/周知・取材案内	小冊子「ケース考える消費税率引上げ対策」（50万部） の発行および「明日から使える！消費税の転嫁対策セミナー」（8/8）の開催について
7月17日	資料配布	政策/周知	平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」について
7月22日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所と外務省との懇談会の開催について
7月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（7月分） （今月の付帯調査：消費税率の引き上げ後の売上・受注の実績及び見通し・人手不足の影響）
7月31日	資料配布	その他	平成26年8月の主な行事予定について
8月25日	資料配布	政策/周知	新見商工会議所の要望により プレミアム商品券発行に関する規制緩和が実現
8月29日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（8月分） 今月の付帯調査：コスト増状況及び販売価格への転嫁状況
8月29日	資料配布	その他	平成26年9月の主な行事予定について

9月1日	資料配布	その他	計報（東商常任顧問、日商・東商元専務理事 谷村昭一氏）
9月4日	資料配布	事業/取材案内	第120回通常会員総会の開催について
9月8日	資料配布	事業/周知	第13回『女性起業家大賞』受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～女性視点で革新的・創造的な創業・経営を行う全国の女性起業家11名を表彰～
9月16日	資料配布	事業/周知・取材案内	「feel NIPPON ～発見!ニッポンのあたらしい『旅』～」共同出展～北海道～福岡の全国9か所の＜観光商品＞をツーリズム EXPO ジャパン2014でPR
9月17日	資料配布	政策/周知	「平成27年度税制改正に関する意見」について
9月17日	資料配布	政策/取材案内	小渕経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
9月17日	資料配布	事業/周知	第120回通常会員総会について
9月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（9月分） 今月の付帯調査：「経営上望ましい為替水準」「非正規社員の充足状況と確保に向けた対応」「2014年度の所定内賃金の動向」
9月30日	資料配布	その他	平成26年10月の主な行事予定について
10月2日	資料配布	事業/周知	「平成26年度全国商工会議所さくら輝き観光振興大賞」が決定～「北九州商工会議所」など9会議所／全国商工会議所観光振興大会で表彰します～
10月6日	資料配布	事業/取材案内	湯煙のまちで「地域を磨く人の育て方」を学ぶ 「全国商工会議所観光振興大会2014 in べっふ」の開催について
10月7日	資料配布	政策/周知	「企業の円滑な海外事業活動を確保するためマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める」について
10月10日	資料配布	政策/周知	「人口減少への対応に関する意見」について
10月14日	資料配布	政策/取材案内	竹下復興大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
10月15日	資料配布	事業/周知	日本・東京商工会議所・内閣府 共催 「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」の開催について～中小企業におけるダイバーシティ経営を考える～（周知のお願い）
10月16日	資料配布	その他	役員人事について（久貝卓常務理事）
10月17日	資料配布	政策/取材案内	経済3団体「医療保険制度改革への要望」に関するブリーフィングのご案内

10月20日	資料配布	事業/取材案内	日本商工会議所 11月移動常議員会・議員総会開催に係る「日本商工会議所と東北ブロック商工会議所との懇談会」ならびに「会頭記者会見」、「特別講演」、「メイドイン FUKUSHIMA 展示販売・商談会」他関連行事のご案内
10月30日	資料配布	事業/周知	「中小企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査（第2回）調査結果」について
10月30日	資料配布	事業/取材案内	日本・東京商工会議所・内閣府 共催 「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」の開催について～中小企業における『多様な人材の活躍推進』を考える～
10月30日	資料配布	事業/取材案内	日本・カナダ商工会議所協議会設立記念シンポジウムの開催について
10月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）－調査結果－（10月分）今月の付帯調査：「消費税率引き上げの影響からの回復期間」「2014年度の設備投資」
10月31日	資料配布	その他	平成26年11月の主な行事予定表について
11月13日	資料配布	事業/周知	平成26年度（第55回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
11月14日	資料配布	政策/周知・取材案内	第39回日印経済合同委員会会議の開催のお知らせ
11月26日	資料配布	事業/周知・取材案内	工芸品の展示販売・商談会「技のヒット甲子園」開幕－「地域独自の素材」や「伝統の技」を活かして開発された『102アイテム』集合一
11月28日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（11月分）今月の付帯調査：「2014年度の一時金の動向」「一段の円安による収益見込み」
11月28日	資料配布	その他	平成26年12月の主な行事予定について
12月 1 日	資料配布	事業/取材案内	「訪インドネシア・フィリピン経済ミッション」派遣について <同行取材のご案内>
12月11日	資料配布	事業/取材案内	商工会議所『観光連絡担当』キックオフミーティングを開催～全国の観光事業の担当140名が集結～
12月12日	資料配布	事業/取材案内	『日越ビジネス交流会』の開催について
12月17日	資料配布	政策/周知	「第三次安倍内閣に望む」について
12月19日	資料配布	その他	平成27年「三村会頭年頭所感」について
12月26日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（12月分）今月の付帯調査：「2015年度の所定内賃金に対する考え方」
12月26日	資料配布	その他	平成27年 1 月の主な行事予定について
1 月13日	資料配布	政策/取材案内	石破地方創生担当大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について

1月19日	資料配布	事業/取材案内	地域独自の素材や伝統技術を活かして開発した「新作品」76品 全国でのヒット商品化を目指して、東京でテスト販売（展示販売）します
1月22日	資料配布	事業/周知	『電力コスト上昇の負担限界に関する全国調査』調査結果
1月28日	資料配布	事業/周知・取材案内	共同展示商談会「feel NIPPON 春 2015」を開催 全国42商工会議所が「食」「旅」「技」のオリジナル商品を出展 地域の旬な新製品のPRと販路開拓を実施
1月30日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（1月分） 今月の付帯調査：「販売価格設定の動向（BtoC、BtoB）」
1月30日	資料配布	その他	平成27年2月の主な行事予定について
2月2日	資料配布	事業/取材案内	「平成26年度（第55回）全国推奨観光土産品審査会表彰式」の開催について
2月13日	資料配布	事業/取材案内	日本・東京商工会議所・内閣府 共催 「女性の活躍推進セミナー」の開催について
2月13日	資料配布	事業/周知	「商工会議所婚活事業（出会いの場提供事業、独身者交流会、街コン等）実施状況調査」集計結果について
2月17日	資料配布	政策/取材案内	自由民主党首脳と日本商工会議所正副会頭との懇談会の開催について
2月19日	資料配布	政策/周知	「東日本大震災からの本格復興に向けて 4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を」について
2月26日	資料配布	事業/周知・取材案内	地域の食材から生まれたグルメ商品が勢ぞろい テスト販売（KITTE）、展示商談会（FOODEX JAPAN 2015）を連続開催
2月27日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（2月分） 今月の付帯調査：「取引先の海外生産・調達における国内シフトの動きと影響」
2月27日	資料配布	その他	平成27年3月の主な行事予定について
3月2日	資料配布	政策/周知	「知的財産政策に関する意見」について
3月4日	資料配布	政策/取材案内	日本商工会議所 三村会頭による竹下復興大臣への要望書の手交および懇談について
3月10日	資料配布	事業/取材案内	第121回通常会員総会の開催について
3月13日	資料配布	事業/周知	全国9カ所で中小企業のマイナンバー対策を支援 「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」開催
3月16日	資料配布	政策/取材案内	太田国土交通大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について
3月18日	資料配布	事業/周知	第121回通常会員総会について

3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）
3月31日	資料配布	事業/周知	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果（3月分） 今月の付帯調査：「所定内賃金の状況（2014年度実績、 2015年度見通し）」
3月31日	資料配布	その他	平成27年4月の主な行事予定について

5. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 仲田 憲仁（那覇商工会議所青年部）
 会 員 数 411青年部（平成27年3月31日現在）
 特別会員数 54連合会 ※ブロック連合会9 道府県連合会45（同上）
 新 入 会 員 富士宮（静岡県）、西尾（愛知県）、大牟田（福岡県）

(1) 会員総会

① 第71回会員総会（WEB）

期 日 8月1日～7日
 場 所 日本商工会議所青年部が使用している IT ツール「エンジェルタッチ」を使用し WEB
 上で開催
 出席者 410 青年部
 議 事
 審議事項
 (1) 平成25年度事業報告（案）について（議案第1号）
 (2) 平成25年度収支決算（案）について（議案第2号）
 (3) 平成26年度補正予算（案）について（議案第3号）
 (4) その他
 報告事項
 (1) 第35回（平成27年度）全国大会の開催期日について
 (2) 第33回（平成27年度）全国会長研修会の開催期日について
 (3) その他

② 第72回会員総会

期 日 11月21日
 場 所 新発田市カルチャーセンター（新潟県新発田市）
 出席者 331 青年部（うち委任状出席133 青年部）
 議 事
 審議事項
 (1) 平成27年度役員の選任（案）について（議案第1号）
 (2) その他

報告事項

- (1) 第 33 回（平成 27 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 35 回（平成 27 年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成 27 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第 34 回（平成 27 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 36 回（平成 27 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 25 年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (7) 平成 26 年度ブロック代表理事会議報告について
- (8) 平成 26 年度理事活動報告について
- (9) 平成 26 年度各委員会活動報告について
- (10) その他

③ 第 73 回会員総会

期 日 平成 27 年 2 月 20 日

場 所 ウェスティン都ホテル（京都府京都市）

出席者 372 青年部（うち委任状出席 159 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 28 年度会長候補者選任（案）に関する件について（議案第 1 号）
- (2) 平成 27 年度事業計画（案）に関する件について（議案第 2 号）
- (3) 平成 27 年度収支予算（案）に関する件について（議案第 3 号）
- (4) 全国商工会議所青年部連合会規約改正（案）について（議題第 4 号）
- (5) その他

報告事項

- (1) 平成 26 年度ブロック活動報告について
- (2) 平成 26 年度理事活動報告について
- (3) 平成 26 年度委員会活動報告について
- (4) 全国青年友好団体活動報告について
- (5) その他

(2) 第 34 回全国大会

期 日 平成 27 年 2 月 19 日～22 日

場 所 京都市勧業館「みやこめっせ」（京都府京都市） 他

参加者 6,261 名

主なプログラム 記念講演（講師 小説家・放送作家 百田 尚樹氏）
分科会・物産展・ビジネス交流会 他

(3) ブロック大会

① 第 27 回北海道ブロック大会（北海道美唄市）

期 日 8 月 29 日～31 日

場 所 美唄市民会館 他

参加者 761 名

主なプログラム 記念講演（講師 エコノミスト BRIC s 経済研究所所長 門倉貴史氏）
式典、分科会、物産展

② 第 31 回四国ブロック大会（高知県四万十市）

期 日 9 月 5 日～6 日

場 所 四万十市立文化センター 他

参加者 510 名

主なプログラム 記念講演（講師 メンタルトレーナー 遠藤友彦氏）
式典、分科会、物産展

③ 第 27 回東海ブロック大会（岐阜県可児市）

期 日 9 月 12 日～13 日

場 所 可児市文化創造センター 他

参加者 1,207 名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社サンリ代表取締役会長 西田文郎氏）
式典、分科会、物産展

④ 第 34 回北陸信越ブロック大会（長野県中野市）

期 日 9 月 19 日～21 日

場 所 中野市市民会館 他

参加者 904 名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社サンクゼール 代表取締役 久世良三氏）
式典、分科会、物産展

⑤ 第 33 回東北ブロック大会（福島県いわき市）

期 日 9 月 26 日～28 日

場 所 いわき芸術文化交流館アリオス 他

参加者 1,320 名

主なプログラム 記念講演（内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官 小泉進次郎氏）
式典、分科会、物産展

⑥ 第 32 回近畿ブロック大会（大阪府箕面市）

期 日 10 月 3 日～4 日

場 所 グリーンホール 他

参加者 2,024 名

主なプログラム 記念講演（講師 武雄市長 樋渡啓祐氏）
式典、分科会、物産展

⑦ 第32回中国ブロック大会（島根県安来市）

期 日 10月10日～11日

場 所 安来市民体育館 他

参加者 1,389名

主なプログラム 記念講演（講師 映画監督・脚本家 錦織良成氏）
式典、分科会、物産展

⑧ 第34回九州ブロック大会（沖縄県沖縄市）

期 日 10月16日～18日

場 所 沖縄市民会館 他

参加者 1,401名

主なプログラム 記念講演（講師 2013年WBC日本代表監督 山本浩二氏）
式典、分科会、物産展

⑨ 第34回関東ブロック大会（神奈川県藤沢市）

期 日 10月24日～25日

場 所 藤沢市民会館 他

参加者 1,663名

主なプログラム 記念講演（講師 内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官 小泉進次郎氏）
式典、分科会、物産展

(4) 第32回全国会長研修会（新潟県新発田市）

期 日 11月13日～15日

場 所 新発田市カルチャーセンター 他

参加者 1,481名

主なプログラム 基調講演（講師 株式会社PHP研究所 代表取締役専務 永久 寿夫氏）
対象者別研修会（第一分科会～第四分科会）
式典、物産展

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
233	4月18日	那覇商工会議所 (沖縄県那覇市)	72名	238	11月14日	新発田市カルチャーセンター (新潟県新発田市)	72名
234	5月19日	新発田市カルチャーセンター (新潟県新発田市)	71名	239	1月17日	出雲商工会館 (島根県出雲市)	72名
235	7月19日	リーガロイヤルホテル京都 (京都府京都市)	71名	240	2月19日	舞鶴赤レンガパーク (京都府舞鶴市)	72名
236	9月25日	郡山市労働福祉会館 (福島県郡山市)	72名	241	3月7日	別府ビーコンプラザ (大分県別府市)	72名
237	10月23日	ベルヴィ武蔵野 (埼玉県川口市)	72名				

(6) ブロック代表理事会・理事会・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会

1. 第34回全国大会（京都）、第32回全国会長研修会（新発田）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

② 理事会

1. 第34回全国大会（京都）、第32回全国会長研修会（新発田）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 YEG の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 YEG 未加入青年部の加入促進

③ 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本 YEG 諸会議の運営
2. 会員拡大（青年部設置・日本 YEG 加入促進）活動
3. 各種対応窓口業務
4. 日本 YEG 規約・規定の見直し

イ. 企画委員会

1. 第34回全国大会（京都）に関する事業
2. 第32回全国会長研修会（新発田）に関する事業
3. 第36回全国大会（岩見沢）および第34回全国会長研修会（加古川）開催地決定に関する事業
4. 第35回全国大会（岡山）および第33回全国会長研修会（前橋）主管地の準備に関する事業
5. 各地9ブロック大会への協力・共催
6. ブロック大会開催地連絡会議の開催
7. 各大会の資料の検討と整備

ウ. 研修委員会

1. 「翔生塾」の企画・運営
2. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
3. 「ビジネスプランコンテスト」の企画・運営

エ. 広報委員会

1. ホームページ等の管理
2. 外部への YEG 情報発信・YEG ブランドのアピール
3. 「翔生」・「石垣」等を活用しての広報活動

オ. ビジネスパワーアップ委員会

1. ビジネス交流会、業種別部会交流会の企画・運営・サポート

- 2. 「YEG モール」の活用方法の企画と普及促進
- カ. 交流委員会
 - 1. 海外交流事業の企画・開催
 - 2. 「故郷の新しい風会議」の企画・開催
- キ. 日本ビジョン委員会
 - 1. 全国 YEG の情報に基づく各方面への政策提言（案）、意見具申（案）の策定
 - 2. 震災復興フォーラムの企画・開催
 - 3. 全国青年友好団体との連絡・調整
- ク. 408+会員活性委員会
 - 1. 全国 YEG 情報の収集、とりまとめ
 - 2. 仲田会長全国単会訪問・意見交換会の企画・開催

6. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組 織

会 長 山崎 登美子（東京商工会議所女性会会長）
 会員数 412 商工会議所女性会（平成 27 年 3 月末日現在）
 新入会員 半田商工会議所女性会（愛知県）

(2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第 46 回全国商工会議所女性会連合会神戸総会
 期 日：10 月 2 日（木）
 場 所：神戸ポートピアホテル（兵庫県神戸市）
 参加者：329 女性会 1,538 名

- 主な次第：(1) 第 13 回女性起業家大賞授賞式
- (2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式
- (3) 次回開催地（石川県）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 「日本の危機管理は万全か」
 静岡県立大学グローバル地域センター 特任教授
 特定非営利活動法人・国際変動研究所 理事長 小川 和久 氏

② 常任理事会（3 回）

7 月 1 日（於：東商ビル）、10 月 2 日（於：神戸市）、平成 27 年 3 月 5 日（於：丸の内二丁目ビル）

③ 理事会（3 回）

7 月 1 日（於：東商ビル）、10 月 2 日（於：神戸市）、平成 27 年 3 月 5 日（於：東京・三菱ビル）

④ 会長・副会長会議

7 月 1 日（於：東商ビル） 出席者：10 名

⑤ 監事会

7 月 1 日（於：東商ビル） 出席者：5 名

⑥ 委員会

ア. 総務委員会

7月1日（於：東商ビル） 出席者：19名

イ. 政策委員会

7月1日（於：東商ビル） 出席者：15名

ウ. 広報委員会

7月1日（於：東商ビル） 出席者：14名

エ. 企画調査委員会

7月1日（於：東商ビル） 出席者：12名

⑦ その他会議

「第13回女性起業家大賞」本審査会

8月25日（於：東商ビル） 出席者：10名

(3) 女性の活躍推進の支援

各地域において、女性が生き活きと活躍し、その高い潜在力を地域経済社会の活性化のために最大限発揮できる環境整備（地域における子育て支援等）に向けて取り組む女性会の支援に努めた。

10月2日に神戸市（兵庫県）で開催した「第46回全国商工会議所女性会連合会神戸総会」では、女性が輝いて活躍し、子育てに優しい地域の実現を目指し、「おもいやり」の心で活動する女性会の決意を表明である「神戸アピール」を全会一致で採択した。山崎会長は主催者挨拶において、「女性会に求められているのは『行動』である」と強調。女性会は「真の意味で、女性の活躍推進や、結婚・子育てに関する国民意識の醸成を後押しできる団体である」と述べ、「地域を元気にする」使命を果たしていこうと呼び掛けた。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

行動する女性会を積極的に展開するため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行っており、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、相模原商工会議所女性会（神奈川県）の「相模原産桑茶『とうとるん』の開発・販売で地産地消事業の推進」が輝いた。

同女性会は、かつての養蚕業の街、相模原を支えた桑葉に保有される豊富な栄養分（血糖値の上昇を緩やかにし、脂肪燃焼効果があるとされる特殊成分DNJ等）と、高齢化する周辺地域のニーズとの合致に着目し、地産地消事業の一環として桑茶の商品開発に着手した。地元農家、JA女性会等とのネットワークを活用し、宅地化が進み減少していた桑畑の桑葉を材料とすることで、農業者達の桑に対する耕作意欲を復活させ材料を確保するなど、新しい産業の創出と健康増進に役立てていることが高く評価された。

優秀賞（全国商工会議所女性会連合会会長賞）には、天童商工会議所女性会（山形県）「紅花ブランド化事業『県花・紅花で地域を元気に』」が選ばれた。

(5) 女性起業家を支援

「第13回女性起業家大賞」を実施した。表彰式は、神戸総会（10月2日）で行った。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 麻生 満美子（リリーアンドデイジー株式会社 代表取締役）

＜スタートアップ部門（創業5年未満）＞

優秀賞 馬場 加奈子（株式会社サンクラッド 代表取締役）

奨励賞 佐藤 香苗（株式会社ウエルシーライフラボ 代表取締役）

田中 美和（株式会社 Waris 代表取締役）

特別賞 伊藤 純子（株式会社ヒトデザイン 代表取締役）

山根 早織（鍼灸 こもれば堂 代表）

＜グロース部門（創業5年以上10年未満）＞

優秀賞 福嶋 登美子（ブリリアントアソシエイツ株式会社 代表取締役）

奨励賞 菊永 英里（株式会社 Chrysmela 代表取締役）

栗本 京（株式会社イクヌーザ 代表取締役）

特別賞 森 知子（有限会社クレスコ 代表取締役）

浦川 嘉子（株式会社はなのわ 代表取締役社長）

また、女性の創業・起業の促進、女性起業家支援のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当しており、平成26年度は、2件の利用があった。

(6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。（贈呈女性会数12ヵ所）

＜作文部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞1点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞5点

＜絵画部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞11点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞24点

(7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、「商工会議所女性会パンフレット」を作成して頒布（実績：112女性会、5,971冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、当初が発行する「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」、全国商工会議所女性会連合会のホームページに活動記事を掲載することで、対外的な広報に取り組んだ。

(2) 意見活動

- 第1号（5月9日） 中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30
- 第2号（5月13日） 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見
- 第3号（5月14日） 道州制推進基本法の早期制定を求める
- 第4号（5月19日） 医療保険制度改革に関する5団体共同要望書
- 第5号（5月20日） 「国土強靱化基本計画（素案）」に関するパブリックコメント
- 第6号（5月28日） 「中小企業の成長と地域の再生に向けた政策の断行を」（4団体連名）
- 第7号（5月28日） 「エネルギー問題に関する緊急提言」（3団体連名）
- 第8号（6月19日） 平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール
514商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け
～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～
- 第9号（7月2日） 消費税の複数税率導入に反対する意見（9団体連名）
- 第10号（7月11日） 独占禁止法審査手続き見直しに関する意見
- 第11号（7月17日） 平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望
- 第12号（9月17日） 平成27年度税制改正に関する意見
- 第13号（10月7日） 「企業の円滑な海外事業活動を確保するためマネー・ロンダリングおよびテロ資金供
与対策に係る早急な法整備を求める」について
- 第14号（10月10日） 人口減少への対応に関する意見
- 第15号（10月23日） 医療保険制度改革に関する経済三団体共同要望
- 第16号（11月13日） 「商業登記規則の一部を改正する省令案」に対する意見
- 第17号（11月27日） 小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望
- 第18号（12月17日） 「第三次安倍内閣に望む」
- 第19号（12月25日） 会社法施行規則の改正案に対する意見
- 第20号（2月19日） 東日本大震災からの本格復興に向けて4年間の検証と次の6年およびその先を見据
えた対応を
- 第21号（2月26日） 『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針』に関する意見
- 第22号（2月27日） 知的財産政策に関する意見
- 第23号（3月11日） 再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成27年度新規参入者向け調達価格
等の改正に対する意見
- 第24号（3月27日） バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直
し」に対する意見

中小企業の活力強化・地域活性化 のための規制・制度改革の意見30

平成26年5月9日
日本商工会議所

はじめに

- 政府は、規制・制度改革を「成長戦略」の柱に位置付け、昨年来、規制改革会議等において、健康・医療、雇用、創業・IT、農業、貿易・投資などの重点分野を中心に検討を進め、具体化に取り組んでいる。
- 日本商工会議所では、昨年5月に、規制改革会議等に対し、各地商工会議所の会員企業等へのヒアリングに基づく50の意見を提出したが、これまで多くの意見が実現または実現に向けて動き出しており、政府の積極的な対応を評価している。
- 日本の成長の原動力は、「中小企業の発展」と「地域の再生」である。そのためには、事業の多様性や社会の流動性を生み出す中小企業の「成長に向けた挑戦」を促進するとともに、農林水産業や観光といった地域の豊かな資源を他の産業と有機的に結び付け、「地域における付加価値の創造」を実現することが必要である。併せて、海外からの対日投資の拡大や柔軟な労働市場の整備などに取り組むことも不可欠であり、政府は、日本経済の再生に向けて、規制・制度改革を一段と加速すべきである。
- 以上の認識に立ち、日本商工会議所では昨年に続き、「中小企業の活力強化」と「地域活性化」を図る視点から、各地商工会議所会員企業等の規制・制度改革を望む現場の声をヒアリングし、本意見をとりまとめた。
- 成長戦略の担い手は民間である。本意見は、実需に基づく生の声であり、政府においては、意欲ある中小企業と地域の挑戦を妨げる規制についてひとつひとつ検討して答えを出し、成長を強力に後押しされたい。また、既存の構造改革特区や総合特区、さらには国家戦略特区で認められた特例措置については、事業者の声を十分に聴取して全国の希望する地域に適用を拡大し、日本全体の底上げにつなげるべきである。
- 日本商工会議所としては、今後も、規制・制度改革を望む中小企業や地域の声を収集し意見を申し述べるとともに、中小企業の成長と地域の再生、日本経済発展のために尽力していく所存である。

目 次

1. 中小企業の成長の促進

- (1) 創業・起業・ベンチャーの支援 184
- (2) 経営力の強化・人材の確保 186
- (3) 海外展開・国際競争力の強化 188

2. 地域の再生・活性化の後押し

- (1) 観光産業の振興..... 189
- (2) 強い農林水産業づくり 192
- (3) 地域の安心・安全・成長を支える基盤づくり 194

3. 対日投資の拡大

- (1) 外国企業の誘致促進 197

4. 行政・財政改革

- (1) 行政・財政運営の見直し 198

1. 中小企業の成長の促進

(1) 創業・起業・ベンチャーの支援

①生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること

中小・小規模事業者が、地域資源である農林水産品を活用して新たな商品開発にチャレンジする際に、食品衛生法により、生産量の大小にかかわらず業種ごとに部屋や生産設備をそれぞれ設置する必要があるが、生産量の少ない事業者にとっては過剰な設備となる。洗浄・消毒を徹底することなどで食品の安全・衛生を確保することが可能な場合もあるため、施設基準を緩和すること。【厚生労働省】

(注) 食品衛生法では、営業許可の必要な業種が下記の通り定められており、営業許可の取得のためには業種ごとの部屋や生産設備を用意する必要がある。

① 飲食店営業	② 喫茶店営業
③ 菓子製造業	④ あん類製造業
⑤ アイスクリーム類製造業	⑥ 乳製品製造業
⑦ 食肉製品製造業	⑧ 魚肉ねり製品製造業
⑨ 食品の冷凍又は冷蔵業	⑩ 清涼飲料水製造業
⑪ 乳酸菌飲料製造業	⑫ 氷雪製造業
⑬ 食用油製造業	⑭ マーガリン又はショートニング製造業
⑮ みそ製造業	⑯ しょう油製造業
⑰ ソース類製造業	⑱ 酒類製造業
⑲ 豆腐製造業	⑳ 納豆製造業
㉑ めん類製造業	㉒ そうざい製造業
㉓ かん詰又はびん詰製造業	㉔ 添加物製造業
㉕ 乳処理業	㉖ 特別牛乳さく取処理業
㉗ 集乳業	㉘ 食肉処理業
㉙ 食品の放射線照射業	㉚ 乳類販売業
㉛ 食肉販売業	㉜ 魚介類販売業
㉝ 魚介類競り売り営業	㉞ 氷雪販売業

医療機器の承認申請をする際の PMDA の相談料金を中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。

また、改良医療機器の審査期間を短縮すること

中小企業がすでに製造販売されている医療機器を改良して新たな製品を開発し、承認申請する際に、それが「後発医療機器」と「改良医療機器」のどちらに該当するのかを判断することが難しいため、事前に相談できる簡易な無料の相談制度を創設すること。また、製造した医療機器の承認申請をする際の PMDA (独立行政法人医薬品医療機器総合機構) における事前相談手数料は高額で、中小企業にとって大きな負担であるため、免除・減免など中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。さらに、人員等の審査体制を拡充することなどにより、現行約 6～10 か月を要している改良医療機器の審査期間を短縮すること。【厚生労働省】

(注) 医療機器の申請区分

- ①新医療機器：既に製造販売の承認を受けている既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なる医療機器。
- ②改良医療機器：新医療機器等又は後発医療機器のいずれにも該当しない医療機器。すなわち、再審査の指示を受ける対象となるほどの新規性はないが、既存の医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が実施的に同等でないもの。
- ③後発医療機器：既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が実質的に同等で同一性を有すると認められる医療機器。

(注) PMDA での医療機器の承認件数

○後発医療機器：907 件、改良医療機器：273 件、新医療機器 33 件（平成 23 年度）

(注) PMDA の相談手数料の例

- 医療機器の申請区分を書面によって相談する場合の手数料 139,100 円。
- 申請資料、試験結果等のまとめ方について対面相談（2 時間）する場合の手数料 2,482,000 円。

(注) PMDA での審査期間

○後発医療機器 3.6 ヶ月。改良医療機器 6.0 ヶ月（臨床なし）から 10.6 ヶ月（臨床あり）
（いずれも平成 25 年 10 月までの中央値）

(注) 特許料は、企業規模等に応じて免除（非課税個人等）、半額軽減（非課税法人等）、3 分の 1 に軽減（小規模、ベンチャー等）等の支援・優遇制度が講じられている。

民間企業が行う急病人等搬送サービスに使用する車両を緊急自動車として認めること

地域包括ケアの進展に伴い需要の拡大が見込まれる民間企業による急病人等搬送サービスは、患者の容態が急変した場合などは緊急性が極めて高く、かつ公的サービスを補完するものでもあるため、運行の安全に十分配慮したうえで、搬送サービスに使用する車両を道路交通法で規定する緊急自動車に指定し、駐停車禁止区域内でのストレッチャーを含む患者の乗り降りや、赤色灯等の使用を認めること。【警察庁】

(注) 道路交通法施行令第十三条で緊急自動車として認められているのは

消防車、救急車、警察用自動車、自衛隊用自動車、検察庁が使用する自動車、刑務所が使用する自動車、入国者収容所などが使用する自動車、電機事業者、ガス事業者その他の公益事業者が使用する自動車、水防機関が使用する自動車、輸血に用いる血液製剤を販売するものが使用する自動車、医療機関が臓器の運搬などのために使用する自動車、道路の管理者が使用する自動車、総合通信局などが使用する自動車、交通事故調査分析センターが使用する自動車などに限られる。

(注) 道路交通法第四十一条

緊急自動車は下記交通規則が除外される。

第八条第一項（通行の禁止等）

第十七条（通行区分）第六項（通行禁止部分）

第十八条（左側寄り通行等）

第二十条（車両通行帯）第一項及び第二項

第二十条の二（路線バス等優先通行帯）

第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項及び第二項

第二十五条の二（横断等の禁止）第二項（指定横断等禁止）

第二十六条の二（進路の変更の禁止）第三項（道路標示）

第二十九条（追越しを禁止する場合、二重追越し）

第三十条（追越しを禁止する場所）

第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項及び第四項

第三十五条（指定通行区分）第一項

第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）第一項前段及び第三項（横断歩道等に接近する場合の減速、手前での追抜き禁止）

（注）緊急自動車は緊急走行時には、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点けなければならない。
（道路交通法施行令第十四条）

株式会社による医療機関への直接参入を認めること

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること。【厚生労働省】

（注）産業競争力会議が取りまとめた「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成26年1月20日）の中で、医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等として、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設を検討する方針が示された（具体的内容は平成26年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じるとされている）。こうした法人制度改革を更に進める必要がある。

（注）また、医療法人の理事長については、医療法（第46条の3）で都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できることになっているが、規制改革会議において、医師・歯科医師の資格を持たない民間企業の経営者等が「届出制」で医療法人の理事長になれるよう議論しているところ。

（注）医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている（医療法第7条第5項）。

（注）医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待される。

（2）経営力の強化・人材の確保

①広大な牧場の敷地内を入場者の移動のためだけに使うバスについては、一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること

広大な牧場の敷地内を入場者が移動するためだけに使うバスについては、公道において一般客の乗り降りを伴う他の一般貸切旅客自動車運送事業とは目的と形態が異なるため、公道を通行する場合でも、運行の安全に十分配慮したうえで、道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること。【国土交通省】

（注）一般貸切旅客自動車運送事業とは、旅行会社等が集めた旅行者の団体を運送するバスのように、一個の団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業のこと。

（注）一般客は乗車せず、乗り降りは私有地のみであるにもかかわらず、当該牧場の入場者のための移

動用バスが公道を通過するだけで、貸切バスを業として営む事業者と同様に道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業として地方運輸局長の許可を受ける必要が生じ、乗車定員 11 名以上のバスを最低 3 両以上保有する義務が課せられる。

(注) 適用除外を希望する当該企業は、冬季を除く 4 月～11 月の間、1 日 4 本のスケジュールで移動用バスを運行しているが、1 両で十分に足りる状況にある。(【平成 24 年度利用実績】14,106 名 ⇨ 【1 両での最大輸送可能人数】20,000 人＝25 人乗り×1 日 4 回×稼働 200 日)

患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること

適正な競争原理の下で、医療機関（鍼灸院含む）の質やサービスの向上を図るとともに、患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること。【厚生労働省】

(注) 医療や鍼灸院等に関する広告は、「医療法」（第 6 条の 5）、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（第 7 条）において、法または広告告示により広告が可能とされた次の事項以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。

※現在の主な広告可能事項：診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など

(注) 医療機関の専門分野や特技・特徴を患者に伝える広告の解禁によって、①患者がかかりつけ医を選択する際の判断材料が増え、②医療機関間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。

(注) 全国の医療施設数 177,220（①病院：8,567、②一般診療所：100,112、③歯科診療所：68,541）
全国の鍼灸院等施術所数 80,210（①あん摩・マッサージ・指圧：19,880、②鍼灸：23,145、③両方（①＋②）とも施術：37,185）

外国人技能実習制度の対象職種・作業を拡大（介護、地場産品製造等）すること

わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担う外国人技能実習制度の拡充と、わが国中小企業の成長や地域再生に必要な人材の確保に向け、高齢化社会で需要の増大が見込まれる介護のほか、全国各地の地場産品製造（ジュエリー製造、木材加工等）などに、外国人技能実習制度の対象職種・作業を拡大すること。【厚生労働省】

(注) 外国人技能実習制度における「技能実習 2 号イ」への移行対象職種・作業は、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種・作業と、JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）認定による公的評価システムに基づく職種・作業を合わせて、平成 26 年 4 月 1 日現在合計 68 職種 126 作業に限られている。このうち、技能検定によるものが 53 職種 83 作業で、JITCO 認定による公的評価システムによるものが 15 職種 43 作業。内訳は次のとおり。

- ・農業関係（2 職種 5 作業）
- ・漁業関係（2 職種 9 作業）
- ・建設関係（21 職種 31 作業）
- ・食品製造関係（7 職種 12 作業）
- ・繊維・衣服関係（11 職種 20 作業）
- ・機械・金属関係（15 職種 27 作業）

- ・その他（10 職種 22 作業）

関西イノベーション国際戦略総合特区における臨床修練制度の修練期間（現行最大２年間）を４年間に延長すること

関西イノベーション国際戦略総合特区において、臨床修練制度を利用する外国人医師の医学部博士課程への進学ニーズ等に対応するため、現行は最大２年間とされている修練期間を４年間に延長すること。【厚生労働省】

（注）臨床修練制度（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律）

○趣旨：医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師・外国看護師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で医業・看護業務等を行うことを特例的に認める制度。

○臨床修練の定義：外国医師・外国看護師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業・看護業務等を行うこと。

○臨床修練の許可：外国医師・外国看護師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、２年以内（外国看護師等は１年以内）の期間、臨床修練を行うことができる。

①医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。

②臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。

③外国医師・外国看護師等の資格を取得後、３年以上の業務経験を有すること。

（注）わが国の医学部での学生の標準在籍期間は６年間。医学部博士課程は一般的に４年間

(3) 海外展開・国際競争力の強化

①貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること

貿易業者が輸入申告を行う税関官署は、貨物を出し入れする保税地域などの所在地を管轄する税関官署に限定されているが、申告手続の利便性向上・効率化のため、貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること。【財務省】

（注）平成 25 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「平成 29 年度の NACCS 更改時には、少なくとも特定輸出申告については一元的に NACCS に申告することによって、輸出通関が完了するよう検討する」こととしており、輸入についても併せて検討を行っている。

（注）NACCS（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System）は、通関及び輸入の際の関税の納付などを効率的に処理することを目的に構築された、税関官署、運輸業者、通関業者、倉庫業者、航空会社、船会社、船舶代理店、金融機関等の相互を繋ぐ電子的情報通信システムである。

（注）米国においては、2010 年 1 月から輸入港以外の場所から輸入申告できる遠隔地申告を開始している。また、EU においても 2020 年までに EU 域内共通の電子通関システムを導入し、通関手続を簡便化することとしている。

2. 地域の再生・活性化の後押し

(1) 観光産業の振興

①旅行業の免許更新時に必要となる資産を計算する際に、負債額から資本性のある役員借入金等を除くこと

旅行業法で、事業者が最低限保有していなければならない資産（資産合計－負債合計－供託金－資産のうち不良債権・繰延資産・営業権）を計算する際に、中小企業については金融庁の金融検査マニュアルに定める自己査定基準を適用し、資本性のある代表者等からの借入金等を負債から差し引いて計算することを認めること。【観光庁】

（注）資産基準は、旅行業者が健全に事業を営むために必要とされる資産で、登録時（更新登録含む）に最近の事業年度決算において下記算式により得られる金額が、登録業務範囲毎に定める額以上になることを要する（旅行業法 第6条第1項第8号、施行規則第3条及び第4条）。5年毎に免許を更新する際に、資産基準を満たさない場合は、旅行業の登録を受けることができず、事業の継続が不可能となる。

○資産基準（＝資産合計－負債合計－供託金－資産のうち不良債権・繰延資産・営業権）

- ・第1種旅行業:3,000万円以上
- ・第2種旅行業: 700万円以上
- ・第3種旅行業: 300万円以上
- ・地域限定旅行業:100万円以上

（注）金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）は、企業の実態的な財務内容を検討するにあたり、代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるように定めている。

②国家戦略特区で認められる外国人旅行者へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること

外国人観光客の飛躍的な増大と地域の強みを活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人観光客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること。【外務省】

（注）日本への旅行客が多いアジア地域におけるビザの免除国は、シンガポール・タイ・マレーシア・ブルネイ・韓国・台湾・香港・マカオの8か国に限られる。

（注）今後訪日客の増加が見込まれる BRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ）などは、いずれもビザが必要である。

日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を地方への観光客として取り込むため、乗継客向けの無査証入国制度を導入すること

日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を、わが国、とりわけ地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること。【外務省】

（注）韓国では、外国人の乗継客が、韓国へのビザが免除されていない場合であっても、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドいずれかの国のビザを取得し、最終目的地まで

の航空券を所持している場合には、30 日間の無査証入国を認めている。

- (注) 日本に寄港するクルーズ船については、観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成 25 年 6 月観光立国推進閣僚会議）ならびに政府の規制改革会議において、クルーズ船入港時の入国審査の迅速化・円滑化を図るとともに、従来よりも長期の上陸期間が検討されている（従来 72 時間→最大 30 日間）。

総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められる通訳案内士以外の者が地域を限定して有償の通訳案内を行うことができる特例措置を、全国に適用拡大すること

2020 年の東京五輪開催に向け、訪日外国人観光客数の増加への対応とおもてなしの向上を図るため、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められる、通訳案内士以外の者でも地域を限定して有償の通訳案内を行うことができる特例措置を全国に適用拡大し、公的試験により高度な語学力と地域に関する知識を有すると認められる者が地域限定で有償の通訳案内を行えるようにすること。

【観光庁】

- (注) 通訳案内士法では、外国人に対し、外国語で、有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県に登録しなければならない。
- (注) 平成 25 年の年間訪日外国人旅行者数は 1 千万人を超えたが、通訳案内士登録者数は全国で 16,779 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）。特に中国人・韓国人向けの通訳案内士の人数が不足している。
- (注) 英検 1 級、独検 1 級、仏検 1 級、中検 1 級、ハングル検定 1 級合格者ならびに TOEIC 840 点取得者は通訳案内士試験の語学試験が免除される。
- (注) 総合特別区域法に「通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例」が盛り込まれ、総合特区の区域内において、特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者による有償ガイド行為が可能とされた（導入区域：北海道札幌市、大阪府泉佐野市、和歌山県高野・熊野地区、島根県益田地区、九州 7 県＜福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県＞）
- (注) 改正中心市街地活性化法に「中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度の創設」が盛り込まれ、中心市街地の活性化に資する事業を経済産業大臣から認定された地域に限り、通訳案内士以外の者による有償ガイドが可能となる。

外国人旅行者（インバウンド）の受入体制とおもてなしを強化するため、特別史跡である大阪城等の敷地内に施設の建設を認めること

国内観光のみならず外国人旅行者（インバウンド）の受入体制とおもてなしを強化するため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡である大阪城をはじめ地域の歴史的文化的資源を徹底活用した外国人観光客の受入施設（お食事処など）を敷地内に建設することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。【文部科学省・文化庁】

- (注) 国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、厳島など、全国に 61 ヲ所ある。
- (注) 現在特別史跡内に観光客向けのお食事処や土産店など新たな施設を設置するには、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。また、同法施行令第 5 条第 4 項第 1 条により、文化庁長官または市教育委員会と申請、許可の流れが異なる。
- (注) 特別史跡指定地でなされる現状変更等の範囲と許可基準（大阪市の場合）
- 特別史跡指定地でなされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものであること。

- ・発掘調査等学術調査のために必要な行為
- ・特別史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為
- ・公園等公共施設・公益的施設の維持上必要な行為
- ・民有地（神社有地）における土地所有者がその敷地内で行う宗教活動上必要な行為

（注）大阪城跡における地区別現状変更等の許可基準（抜粋）

○本丸地区

- ・大阪城跡の中核的地区であり、大阪城の特徴である歴史の重層性を尊重する保存・管理を基本とすることから、原則として既存施設の改修・更新以外の新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・大阪城特有の価値を構成する要素が集積し、これらの保存・管理、整備・活用を先導的に行う地区として、徳川期等の建物遺構推定地にある売店等の大規模便益施設は、計画的に地区外への機能の移転を検討し、新たな施設の建築は認めないものとする。

○内堀地区

- ・当地区では、専ら遺構の保存・管理、整備・活用に関わる行為以外は想定されないことから、その他の新たな公園施設等の設置は認めないものとする。

⑥国家戦略特区で認められる古民家・武家屋敷・農家等の歴史的建造物を宿泊施設・レストラン・オフィスとして活用できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること

国家戦略特区に指定された地域においては、古民家や武家屋敷、農家等の歴史的建造物を建築基準法の適用除外とし、宿泊施設やレストラン、オフィスとして活用することができるようになる。日本文化の発信や外国人旅行者の増加への対応を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域で認めること。【国土交通省・厚生労働省】

（注）ホテル及び旅館は、建築基準法第 27 条において、ホテル及び旅館の耐火基準が定められている。

- ・建築基準法第 27 条第 1 項：3 階以上の階をホテル又は旅館の用途に供する者は、耐火建築物としなければならない。
- ・建築基準法第 27 条第 2 項：2 階の部分のホテル又は旅館の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

（注）建築基準法第 6 条において、ホテル及び旅館を建築もしくは増築・大規模修繕する際には建築確認を要する旨を規定しており、建築基準法第 20 条に規定する耐震基準を満たさなければならない。

- ・建築基準法第 20 条において、構造・面積・用途別に耐震基準が定められている。

（注）ホテル及び旅館は、旅館業法施行令により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められている

（注）国家戦略特区として指定された関西圏や兵庫県養父市において、地方自治体により「地域再生特定物件」として認定された古民家等の歴史的建造物を宿泊施設やレストラン、オフィスとして活用することが認められる。

（注）歴史的建築物（住宅）の残存数：149 万棟（昭和 25 年以前の住宅数）

⑦外国クルーズ船の日本領海内でのカジノ営業を認めること

カジノ営業ができないことを理由に日本を通過してしまう外国クルーズ船の日本への寄港の可能性を高めるため、航行中（接岸していない状態）で、かつ同船舶の乗船客に限り、日本領海内でのカジノ営業を刑法の例外措置として認めること。【法務省】

（注）日本でのカジノ運営は、刑法第 186 条により禁止されており、刑法第 1 条では、日本国内を適用範囲と定めている。このため、外国の船舶であっても、日本領海ではカジノ運営を行うことはできず、公海上で運営されている。

(2) 強い農林水産業づくり

①「農地」の地目のままで高度な水流技術を使うメロン等の水耕栽培用の植物工場の建設を認めること

建屋の内部にレールや移動式棚、水流の配管などを設置し、高度な水流技術を使い生産性の高いメロンやトマト、イチゴ等の水耕栽培を行うため、「農地」の地目のままでコンクリートで地固めした植物工場の建設を認めること。【農林水産省】

（注）平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知（13 経営第 6953 号）では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

（注）オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること

国家戦略特区に指定された地域においては、農用地区域内であっても、農家自らが生産した野菜や地元で収穫した作物を中心に調理し提供するためのレストランを設置できるようになる。農業の六次産業化を全国で一層推進するため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域で認めること。【農林水産省】

（注）農家レストランの農用地区域内設置の容認

・「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成 25 年 10 月 18 日、日本経済再生本部決定）で 地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件が緩和された。

（注）国家戦略特区として指定された新潟市や兵庫県養父市において、農用地区域内への農家レストランの設置が認められる。

農業生産法人の経営の自由度を高めるため、農業関係者以外の議決権比率を拡大すること

民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資や IT 化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人における農業関係者以外の議決権の比率（現行 4 分の 1 以下）を拡大し、経営の自由度を高めること。【農林水産省】

（注）農地法第 2 条第 3 項の構成員要件

・農業関係者の総議決権が 4 分の 3 以上（農業関係者：農地等を提供した個人、農業の常時従業者、地方自治体、農協、農作業を法人へ委託している個人など）

- ・農業関係者以外の総議決権が4分の1以下（農業関係者以外：食品加工業者、生協・スーパー、農産物運送業者など）
- ・議決権の制限：株式会社は原則1口（株）1票、農事組合法人については1人1票とされている。

株式会社による農地の直接所有を認めること

農業を大規模化し生産性・収益性を高めるために、農地をリース方式ではなく直接所有したいと望む株式会社があるので、農業生産法人を設立することなく株式会社による農地の直接所有を認めること。【農林水産省】

（注）農業生産法人とは農地の所有を認められた法人で、全国に13,561社ある。このうち株式会社が農業生産法人を設立した数は3,169社（平成25年1月1日現在）。全国の耕地面積は453.7万haで、このうち農業生産法人の耕作面積は0.3万ha（3,178ha）しかない（平成25年9月現在）。農業就業人口が平成7年414万人から平成25年239万人に減少し、逆に耕作放棄地が平成7年24万haから平成25年40万haに増加する中、農業の担い手確保のためにも、株式会社による農業への直接参入と農地の直接所有が必要である。

（注）平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになっているが（農地法第3条）、このリース方式では、農地の所有者から返還を求められるリスクを恐れて、農地を直接所有したい企業が大規模な設備投資や土地改良に踏み込みづらいとの声がある。

畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコールフットINGを確保すること

畜産・酪農業への株式会社など多様な事業主体の参入を促進し、担い手の確保と競争力の強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業に応募できる農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等（イコールフットING）になるように支援制度を整備すること。【農林水産省】

（注）独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条に規定されている畜産振興事業に応募できる団体等は以下の18種類に限られている。この応募団体リストに「畜産業を営む株式会社」はない。

- ①農業協同組合
- ②農業協同組合連合会
- ③農事組合法人
- ④全国農業協同組合中央会
- ⑤中小企業等協同組合
- ⑥協業組合
- ⑦一般社団法人又は一般財団法人
- ⑧農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ⑨消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会
- ⑩一般消費者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

⑪畜産物価格安定法第6条第1項に規定する生乳生産者団体

⑫畜産物価格安定法第5条第1項に規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

⑬畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

⑭畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

⑮農業信用基金協会

⑯鉱工業技術研究組合

⑰広告代理業を主たる事業として営む株式会社

⑱畜産業を営む個人

（注）平成26年度予算「畜産・酪農関係事業（農林水産省）」1,968億円のうち、1,848億円を独立行政法人農畜産業振興機構が実施している。

（3）地域の安心・安全・成長を支える基盤づくり

①薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による医薬品の移動販売を認めること

薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため、薬局による車両（ワゴン車や宅配バイクなど）を使った医薬品の移動販売を認めること。【厚生労働省】

（注）薬事法では、インターネット等の通信販売や、店舗で購入した商品の配達は認められている。また、富山の置き薬など訪問販売は配置薬のみ認められている（身分証携帯、後払いなどの制約あり）。

（注）薬事法（医薬品の販売業の許可の種類）

第25条 医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

- 一 店舗販売業の許可 一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）を、店舗において販売し、又は授与する業務
- 二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務
- 三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者（第34条第3項において「薬局開設者等」という。）に対し、販売し、又は授与する業務

重度の要介護者の介護は予定した時間どおりには済まないため、警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

訪問看護・訪問介護等の現場において、重度の要介護者の介護が予定した時間どおりには済まない実態に合わせ、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること。なお、今後、介護サービスを必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の往診などと同様に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。【警察庁】

(注) 道路交通法で、日時と場所等についてその都度警察署長の許可を得て駐車可能な「駐車許可車両」と、一定期間・エリアで駐車禁止場所に駐車可能な「駐車禁止除外車両」とがある。

「駐車許可車両」である訪問介護等は、介護サービスの提供時間の延長や変更ごとに許可を申請し直す必要があるなど、多大な手間がかかっている。

(注) 現行の駐車禁止除外車両として認められているのは、郵便車、電気・ガス・水道工事者などの「公共性が高く緊急に広範かつ不特定な場所に対応する用務に使用する車両」と「身体障害者等で歩行が困難な方」が対象となっている。一方「駐車許可車両」は「冠婚葬祭」「引っ越し」「訪問看護・訪問介護等に使用中の車両」などが対象となっている。

②高齢者等の生活支援や老人ホーム等を運営する社会福祉法人等が利用者の財産を管理・処分できるよう、信託業の免許を与える対象に加えること

高齢者等の生活の支援や老人ホーム等の運営を行っている社会福祉法人が、財産の管理や遺産の処分を任せたいといった利用者本人や家族のニーズに対応するため、社会福祉法人を信託業の免許を与える対象に加えること。【金融庁】

(注) 信託業法では、株式会社でない者に信託業の免許を与えてはならないとされている（第5条第2項）。

(注) 平成18年の信託業法改正時の付帯決議において、「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと」とされている。

地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること

地域活性化のための広域連携事業として、飲食物の提供を伴う屋外イベントを行う際に、地方自治体によって販売可能な食品目が異なる場合があり、その結果、開催地を持ち回りで行うイベントの場合は同質性が保てなくなるほか、販売品目を絞ったり、他の地域との連携をあきらめざるを得ないことがある。広域連携事業としてのイベントを円滑に実施できるようにするため、食品衛生法第2条に基づき、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成すること。【厚生労働省】

(注) 食品衛生法第2条において、「国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」とされている。

(注) 食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場

合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。

※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後 65℃以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。

(注) 地方中枢拠点都市や市町村間の連携協約を制度化する地方自治法の改正が動き出しており、市町村の枠を超えたイベントの開催が増加することが予想される。

人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること

電力用の電線を利用した通信を行う際に、家電製品などがつながった屋内の電線では、アマチュア無線などで使われる2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が電波法で認められている。

一方、スマートメーターから分電盤までの電線では2MHzから30MHzの周波数帯を使用することが禁止され、10kHzから450kHzまでの低速な周波数帯しか使えないため、スマートメーターから屋内へデータを直接かつ高速で送ることができない。このため、現在は分電盤で10kHzから450kHzのデータを2MHzから30MHzのデータに変換して受け渡す必要があり、設備のコストアップと普及の障害になっている。

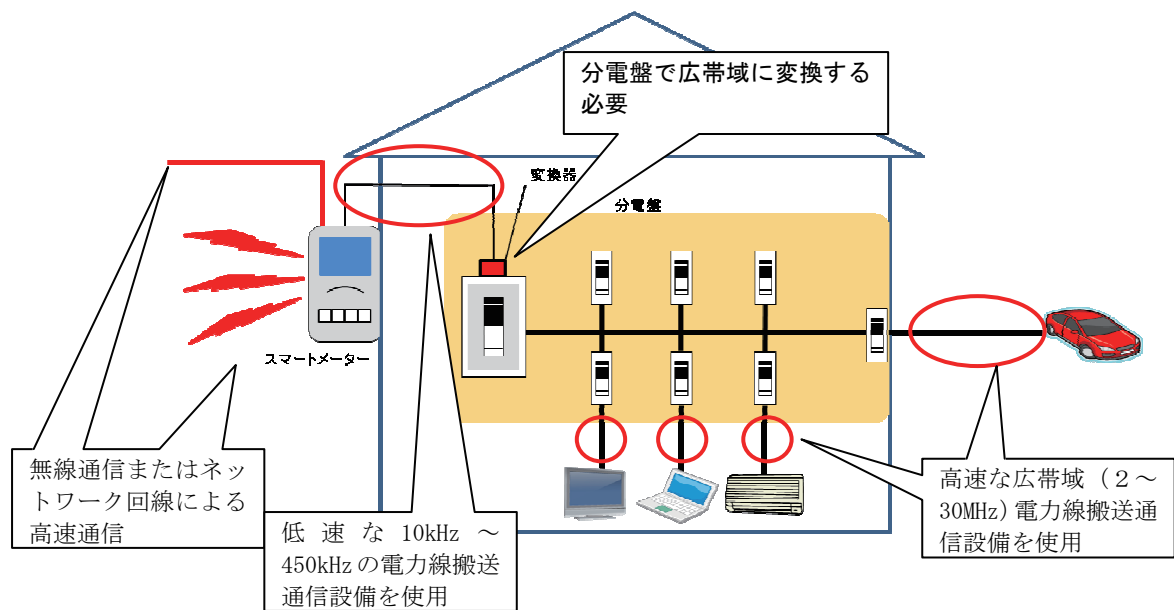
この障害を取り除き、人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること。【総務省】

(注) スマートメーターとは、電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた次世代電力量計。スマートメーターの導入により、電力使用量をリアルタイムで把握することができ、消費者の節電意識が働くほか、電力会社にとっても電力の需要動向を細かく把握することができるというメリットがある。

(注) 「電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第86号）」において屋内に限定されていた広帯域（2～30MHz）電力線搬送通信設備（PLC）の使用範囲が屋外（分電盤から負荷側）にも拡大されたが、依然として屋内であっても屋外であってもスマートメーターから分電盤の間（分電盤から受電側）では使用が禁止されている。

〔備考〕電力線搬送通信設備（PLC）とは、電線を通信回線としても利用する技術。10～450kHzの周波数帯を用いるものを低速PLC、2～30MHzの周波数帯を用いるものを高速PLCと呼ぶこともある。

(注) スマートメーターから分電盤までの電線で2～30MHzの電力線搬送通信設備（PLC）の使用が可能になれば、電線の中で一貫した高速データ通信が行えるようになり、高齢者の生活パターン異常を早期に発見する高齢者見守りサービスや、在・不在に応じた宅配サービスの効率化、家電などの異常を検知し故障前にメンテナンスを行うなど、様々な分野で新しいビジネスチャンスが生まれることが期待される。



3. 対日投資の拡大

(1) 外国企業の誘致促進

①外国企業による地域統括拠点や研究開発拠点の整備を支援するアジア拠点化立地推進事業の対象拡大および募集期間の延長等を行うこと

アジア拠点化立地推進事業の補助対象事業は、外国企業による地域統括拠点と研究開発拠点を整備する事業のみを対象としているが、対日投資を拡大するため、日本に初めてオフィスや施設を設置する企業や、既存施設の拡張等の投資を行い、生産性向上や雇用拡大に寄与する事業についても対象とすること。また、公募から申請までの期間は現状2か月程度と短いため、外国企業が対応・申請するのに十分な募集期間に延長すること。併せて、会社設立手続の簡素化（ワンストップサービス化等）を図り支援すること。【経済産業省】

(注) アジア拠点化推進事業とは、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、日本をアジア拠点として復活させることを目的に、高付加価値型グローバル企業の統括拠点・研究開発拠点の国内立地に対して補助を行うもの。

(注) アジア拠点化推進事業の補助金の上限は、平成22,23年度は10億円/件、平成24,25年度は5億円/件。平成24年度以降は、アジア拠点化推進法（平成24年8月3日公布）による、法人税負担軽減等の措置との併用が可能となった。

(注) アジア拠点化推進事業に採択された補助事業の数は、平成22年度5件、平成23年度10件（スリーエムヘルスケア株式会社、Volvo Technology AB他）、平成24年度4件（GEジャパン株式会社、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社他）、平成25年度4件（シーメンス・ジャパン株式会社、BASF ジャパン株式会社他）。

(注) 平成25年度の公募期間は、4月1日から6月3日。

国家戦略特区で認められる容積率緩和の特例措置を、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること

対日投資を促進するため、国家戦略特区で認められた容積率緩和の特例措置を、高層オフィスビルやオフィス近接のマンションを建設するなど、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること。【国土交通省】

(注) 国家戦略特区に指定された東京圏・関西圏において、国際ビジネス拠点の形成を促進するため、容積率緩和措置が認められる。

国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者（インバウンド）の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること

国際的ビジネス拠点および外国人の生活基盤の整備、ならびに外国人旅行者（インバウンド）の利便性向上を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた、外国人に対する日本の免許を持たない外国人医師の診察と外国人看護師の看護業務の特例措置を、全国の希望する地域で認めること。【厚生労働省】

(注) 医師になろうとするものは、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。（医師法第2条）

(注) 医師でなければ、医業をなしてはならない。（医師法第17条）

(注) 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。（保健師助産師看護師法第7条第3項）

(注) 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。（保健師助産師看護師法第31条）
（保健師助産師看護師法第5条は、看護師に係る業を規定している。）

(注) 「医療」による在留資格で在留している外国人は、536人（平成25年6月30日現在）にとどまる。

(注) 国家戦略特区として指定された東京圏・関西圏・福岡市では、日本の免許を持たない外国人医師の診察・外国人看護師の業務が認められる。

4. 行政・財政改革

(1) 行政・財政運営の見直し

①政府の物品・資材調達において行われている競り下げ方式による公共入札制度について、中小・小規模事業者への影響を検証し、見直すこと

政府の物品や資材調達において、一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」が平成23年度から試行されたが、利益度外視の競争を招くとともにデフレからの脱却の阻害要因ともなるため、中小・小規模事業者への影響を検証し、競り下げ方式による公共入札制度を見直すこと。【内閣府】

(注) 平成25年5月に内閣官房行政改革推進本部事務局から公表された競り下げ試行の検証結果報告書には、「今後、各省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適当と考えられる。その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に与える効果を検討すると

ともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と記載されている。

(注) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（第3条）で、国等における物件の買入等の契約締結について「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」と規定されている。

(注) 競り下げ方式の試行件数は、平成23年度は58件、約1億円（契約金額）、平成24年度（1月末まで）は155件、約3億円（契約金額）。

以上

「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」

＜提出先＞

規制改革会議、経済財政諮問会議、産業競争力会議

＜実現状況＞

1. 中小企業の成長の促進

（1）創業・起業・ベンチャーの支援

①生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること

- ・平成27年2月の地域活性化WGで「営業許可の施設基準」について、業種ごとに（専用の）施設・設備を設けなければならない要件緩和について議論され、平成27年6月答申に向け規制改革会議と厚労省とが調整を開始。

②医療機器の承認申請をする際のPMDAの相談料金を中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。
また、改良医療機器の審査期間を短縮すること

- ・「医療機器審査迅速化のための協働計画」（厚労省）において、総審査期間（臨床評価の必要なもの）が9ヵ月以内となる案件の割合を、平成30年度までに80%とする目標が設定された（現状は50%）。

③株式会社による医療機関への直接参入を認めること

- ・企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を医療法人の経営に活かすことが、規制改革会議2次答申（平成26年6月）に盛り込まれた。また、医師等以外の者を医療法人の理事長として認可申請する際、不当に門前払いされる事態があれば、当該自治体へ改善を促すことが規制改革実施計画（平成26年6月）に盛り込まれ、国家戦略特区法改正案において、医師等以外の者による医療法人の理事長就任の要件緩和が明文化された。

（2）経営力の強化・人材の確保

①患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること

- ・医療提供体制の充実と医療機関の選択に役立つ評価情報の提供に向けた仕組みの整備が、規制改革会議の第2次答申（平成26年6月）に盛り込まれた。

②外国人技能実習制度の対象職種・作業を拡大（介護、地場産品製造等）すること

- ・平成 26 年 10 月に厚労省で検討会を設置し、経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、資格取得した留学生の就労との関係について整理。また、厚労省・法務省で有識者懇談会を設置し、地域ごとの産業特性を踏まえた職種の追加、優良な研修実施機関への受入人数枠の倍増等を検討した結果、平成 27 年 1 月に外国人技能実習制度の対象職種に「介護」や「地域ごとの産業の特色を踏まえた特定の職種」を加え、期間を現行の 3 年から 5 年にする見直し案を発表。平成 27 年 3 月に閣議決定され、今通常国会に提出された。

（３）海外展開・国際競争力の強化

①貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること

- ・輸出入通関書類にかかるペーパーレス化を促進するため、平成 29 年 10 月までに実施予定の「輸出入・港湾関連情報処理システム」の改修を前倒し、可能なものから順次実施することが、規制改革会議の第 2 次答申（平成 26 年 6 月）に盛り込まれた。

2. 地域の再生・活性化の後押し

（１）観光産業の振興

①国家戦略特区で認められる外国人旅行者へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること

- ・国家戦略特区に指定されなかった地域についても、必要に応じ全国規模の規制改革措置として実現すべく積極的に検討を進めることが、日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月）に盛り込まれた。

②総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められる通訳案内士以外の者が地域を限定して有償の通訳案内を行うことができる特例措置を、全国に適用拡大すること

- ・一定の語学力があり地元の歴史文化に関する自治体の研修を受ければ、地域限定で従事を認める通訳案内の規制緩和の全国適用に向け、観光庁で構造改革特区法等の改正に関する検討が開始された。

③国家戦略特区で認められる古民家・武家屋敷・農家等の歴史的建造物を宿泊施設・レストラン・オフィスとして活用できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること

- ・国家戦略特区に指定されなかった地域についても、必要に応じ全国規模の規制改革措置として実現すべく積極的に検討を進めることが、日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月）に盛り込まれた。

（２）強い農林水産業づくり

①国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること

- ・平成 26 年度地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 1 月閣議決定）において、農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の委譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月閣議決定）に基づき、国家戦略特区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検討し、全国に適用することを検討するとされた。

②農業生産法人の経営の自由度を高めるため、農業関係者以外の議決権比率を拡大すること

- ・農業者以外の出資者の議決権について、原則 25%以下から 50%未満に緩和する法案が今通常国会に提出された。

③株式会社による農地の直接所有を認めること

- ・農地制度を5年後に見直すこととし、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討し結論を得ることが、規制改革会議の第2次答申（平成26年6月）と日本再興戦略改訂2014（平成26年6月）に盛り込まれた。

（3）地域の安心・安全・成長を支える基盤づくり

- ①高齢者等の生活支援や老人ホーム等を運営する社会福祉法人等が利用者の財産を管理・処分できるよう、信託業の免許を与える対象に加えること
 - ・公益信託制度の見直しに関する議論との整合性に留意し、担い手を含む制度のあり方について金融庁にて検討予定
- ②地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること
 - ・平成27年1月の規制改革会議で再検討項目に挙げられ、平成27年2月の地域活性化WGで「イベント飲食の露店・臨時営業許可」要件の緩和について具体的に議論された。

3. 対日投資の拡大

（1）外国企業の誘致促進

- ①外国企業による地域統括拠点や研究開発拠点の整備を支援するアジア拠点化立地推進事業の対象拡大および募集期間の延長等を行うこと
 - ・平成27年4月に港区赤坂に「東京開業ワンストップセンター」が開設（外国語相談への対応が可能で、日本で開業を目指す外国人を支援）。また、公証人が行う定款の認証について、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能であることを明確化する国家戦略特区法改正案が提出された。
- ②国家戦略特区で認められる容積率緩和の特例措置を、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること
- ③国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者（インバウンド）の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること
 - ・国家戦略特区に指定されなかった地域についても、必要に応じ全国規模の規制改革措置として実現すべく積極的に検討を進めることが、日本再興戦略改訂2014（平成26年6月）に盛り込まれた。

4. 行政・財政改革

（1）行政・財政運営の見直し

- ①政府の物品・資材調達において行われている競り下げ方式による公共入札制度について、中小・小規模事業者への影響を検証し、見直すこと
 - ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を見直し、創業間もない企業（中小ベンチャー企業）の政府調達への参入を促進する「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（中小企業需要創生法案）」が提出された。

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見

平成26年 5 月13日

日本商工会議所

わが国経済の現状は回復基調にあるものの、急速な少子高齢化の進展による国内マーケットの縮小や労働力人口の減少、これらに伴う地域経済社会の衰退という構造的な課題に直面している。

地域経済と中小企業の活性化なくして日本の再生はなく、観光振興は地域経済の活性化において重要な鍵を握っている。観光立国の実現には、わが国の魅力向上のみならず地域の再生・活性化という視点を重視し、インバウンド観光の促進と同時に国内各地の観光需要の喚起を図ることが重要である。

現在、政府においては、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年 6 月11日策定）の見直しを進めているが、新たなアクション・プログラムがわが国の観光立国実現に向けて戦略的で実効性のあるものとなるよう、下記のとおり意見を申し述べる。

記

I. アクション・プログラムの見直しに対する基本的な考え方

1. 「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光立国の実現

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」は、「インバウンド（訪日外国人旅行者）」の誘致を中心とした観光振興の強化を打ち出しているが、観光立国の実現には、国内における旅行消費額（22.5兆円）の約90%（19.7兆円）を占める国内居住者による「国内観光」の促進が前提となる。

新たなアクション・プログラムでは、インバウンド・アウトバウンドとともに、官民連携・市民参加型の国内観光の推進を、観光立国実現に向けた取り組みの両輪と位置づけ、その促進を図ることが必要である。

2. 多様な旅行者に対応したハード・ソフト両面からの課題の解決

政府が目指す、2020年の外国人旅行者数2,000万人を確実に実現するためにも、現状の的確な把握・分析と、それに基づく戦略的かつ具体的な施策の実施が求められる。首都圏空港の容量拡大と国際拠点空港等のフル活用、各種輸送手段の強化、宿泊施設の拡充といったハード面のみならず、出入国管理制度の見直し、観光業界における外国人への対応方法や宿泊に伴う古い商慣習の改善、観光案内機能の充実、観光に関連する情報の整備とシステム化など、ソフト面を含む様々な問題・課題を検証することが不可欠である。

そのうえで、限られた時間の中で、多様な旅行者のニーズに対応したハード・ソフト両面からの総合的な課題解決を図っていくことが重要である。併せて、観光産業における前向きな投資の促進により、才能ある多くの人材が活躍できる環境を積極的に創造する必要がある。加えて、戦略的に育成を行い、観光産業に誇りを持つ多くの人材を創出することが求められる。

3. 府省庁や自治体の垣根を越えた推進体制の構築と計画的な取り組みの推進

政府は、観光庁の機能を強化するなど、関係府省庁の垣根を越えた横断的な推進体制を構築するとともに、各地においては、地方自治体が行政区域を越えて、観光振興に取り組む連携・協働の仕組みを作り上げていくことが重要である。

そのうえで、工程表を策定のうえ、取り組みの着実な推進を図る必要がある。

4. 訪れて良し住んで良しの地域づくりと一体となった観光振興の促進

国内外からの交流人口を拡大する観光振興は、消費、雇用の創出などによる地域経済の活性化とともに、異文化の流入等による地域の社会・文化の創造、進化を促す極めて有効な取り組みである。

多様化する旅行者のニーズに対応した「訪れたい」観光地づくりだけでなく、旅行者が訪問地で人と触れ合い、地域の生活文化を感じることによって「住んでみたい」と思うような、まちづくり・地域づくりと一体となった、地域に好循環をもたらす観光振興を図ることが必要である。

Ⅱ. 盛り込むべき具体的な事項

1. 「国内観光」の促進に向けた地域資源の活用と連携の構築

(1) 地域発の観光の新しい展開

「見る」だけでなく「学ぶ」「体験する」の着地型観光が各地で多く見られるが、その促進によって観光の新しい展開を図るなど、全国各地で観光を深化・充実させる施策が求められる。

「国内観光」の促進は、観光事業者のみで実現できるものではなく、国、地方自治体、関連機関、事業者等が連携し、関係者の声を踏まえた総合的な推進の方針を示すべきである。

方針策定にあたっては、地域がそれぞれの特色（個性・魅力）を生かし、それを磨き上げて観光資源化する取り組みを支援することを重点に据えることが必要である。

(2) 多彩な産業の連携による地域資源のブランド化の促進

地域の一次産品を生産者の紹介付きで販売する取り組みや、地域ならではの食材を使った料理の提供等の地産地消は多くの地域で取り組まれている。各地域がさらに集客力ある個性豊かな地域となるためには、地域の宝である地域素材の発掘・磨き上げ（一次産業）、ストーリー性をもった商品化（二次産業）、最適なチャネルでの販売（三次産業）といった多彩な産業の連携によるサイクルを構築することが必要である。

こうしたサイクルを経て、より多くの旅行者を呼び込み、地域産品の売上増加・消費拡大はもとより、周辺産業を含む地域全体へ波及効果をもたらす、地域資源のブランド化を促進していくことが重要である。

(3) 広域的な観光振興のさらなる促進

旅行者のニーズは多様化しており、旅行者が関心をもつ対象地域が必ずしも行政区域と一致するとは限らず、単独の地域による観光振興の取り組みでは、人的・資金的な制約や誘客力不足等の問題に直面する場合もある。近隣都市はもちろん、共通の伝統・文化・産業を有する地域等との連携により、広域観光を推進していくことは、地域内における消費の拡大、長期滞在型観光の促進を図るうえでも重要な戦略である。その際、幹線に接続する地域鉄道、バス等の公共交通の活性化など、観光客の周

回ルートの整備・構築が求められる。

広域的観光を進めるにあたっては、ゴールデンルート（東京－大阪間）のような２地点間での観光ルートを３地点にし、「観光トライアングル」の形成を目指した取り組みが有効と考えられる。

（４）観光を通じた東日本大震災被災地復興の促進

東北６県では、訪問旅行者数が未だに震災前の水準を下回る被災地が多く、特に外国人旅行者は激減したままであり、交流人口の回復に向けて、継続的な支援が求められる。被災地事業者の大きな課題となっている風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化や、大規模な国際会議等の誘致、滞在交流型の観光を行うことができる観光圏の整備促進など、観光振興を通じて被災地事業者の販路回復・拡大に貢献していくことが期待される。

２．インバウンドの促進に向けた海外への情報発信と受入体制の整備

（１）日本ブランドの構築と官民あげての訪日プロモーションの展開

和食に代表される豊かな食文化、ものづくりの技術をはじめ、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術など、わが国の魅力を「ビジット・ジャパン」や「クールジャパン」と一体的に発信・プロモートし、日本ブランドとして展開することが重要である。

また、観光資源となり得る各地域の素材として、町工場、商店街等に関する情報を、宿泊施設や交通機関等における外国人旅行者向けのインセンティブ情報と合わせて、積極的に発信する必要がある。

さらに、外国人旅行者の日本の出入口となっている大都市圏から、各地へ向かう FIT（海外個人旅行）層を拡大する仕組みなど、地域間の連携に基づくデスティネーション・ジャパンの魅力を向上させるための施策の早急な実施が求められる。

（２）外国人の視点に立った受入環境の整備

①成長著しいアジア諸国等に対する訪日ビザ発給要件の緩和

訪日動機を醸成するため、東南アジア諸国をはじめ今後、訪日が多く見込まれる国々へのビザ発給要件のさらなる緩和が求められる。併せて、こうした地域との直行便の就航やプロモーション事業の強化により、インバウンド・アウトバウンド両面からの観光交流の推進を図る必要がある。

中国をはじめ、大きな潜在的需要が見込まれるインド、ロシア、ブラジルの成長の著しい BRICs 諸国については、日本からの訪問にも査証を要する国が多い。相互の交流を増やしていくためにも、2020 年以前の早い時期に相互査証免除や査証手続きの簡素化を推進することが求められる。

②空港・港湾における出入国手続きの迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者の利便性向上を図るために、空港・港湾での出入国手続きの迅速化をさらに進める必要がある。具体的には、国際会議の参加者や VIP 等の空港での出入国手続きの迅速化を図るため、CIQ 関係省庁、航空会社および空港会社等が連携し、ファーストレーンの設置や、入国審査にかかる要員の効率的な配置などにより、例えば待ち時間を最大30分に設定する等の明確な目標を掲げ、早急に実施することが重要である。

また、大型クルーズ船についても、事前の船上審査等の実施による手続きの円滑化が求められる。

③旅行者向け免税制度の活用促進

平成26年度税制改正大綱にて、2014年10月より、全ての消耗品が消費税の免税対象となり、手続きの簡素化が決定されたことに加え、各地域において免税店相談窓口が開設されたことを歓迎する。

今後は、各地域における外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、各地域での説明会や相談会を開催し、本制度の周知・啓発を進めるとともに、中小事業者の市場への参入を促し、免税店（輸出品販売場）を増やすための計画的な取り組みを推進する必要がある。

④対象国ごとのニーズの把握と情報発信

各国ごとのモニターを編成し、2020年までの6年間にわたり、日本の魅力を継続して情報発信する仕組みを構築するとともに、案内・標記の改善など、受入環境の整備を進めることが必要である。外国人が感じる不便・不満点を把握し、多様な人種、宗教、生活習慣等に対応した「国別接客マニュアル」を作成のうえ、観光産業の関係者へ周知し、資質の向上を図ることは、わが国のホスピタリティを向上させる観点からも重要である。

観光振興を推進する機関が海外への観光プロモーションを展開する際に、旅行者のニーズを把握している外国人をスタッフやアドバイザーとして起用するための支援の充実が求められる。特に、訪日外国人旅行者の誘致に影響力を持つジャーナリスト・留学生など、日本在住の外国人の活用が効果的である。

（３）航空ネットワーク等の拡充

海外からの訪日手段のほとんどは空路によるものであり、訪日外国人の約半数が羽田・成田の首都圏空港を利用している。本年度中に羽田・成田の首都圏空港における年間発着枠が約75万回に拡大される予定であるが、将来的にはそれだけでは不十分である。首都圏空港の容量拡大をはじめ関西、中部の国際拠点空港のフル活用や地方空港の利用促進など、全国の航空ネットワークのさらなる連携・充実を早期に図り、受入機能を強化する必要がある。

具体的には、オープンスカイの推進、LCCやチャーターフライトなどを含む新たな航空事業者の参入促進、国際拠点空港と地方空港との機能分担やネットワーク強化などの推進、さらには、ビジネスジェットの受入環境の整備が求められる。

首都圏空港、国際拠点空港等のさらなる整備・拡大に向け、例えば、都心上空の飛行や国際拠点空港等の深夜早朝時間帯における新規就航・増便分に係る国際線の着陸料の割引、深夜バス等を運行する事業者向け支援、都市中心部と空港の交通アクセス向上など、様々な方策の検討が必要である。

また、今後の訪日外国人旅行者の増大を想定した宿泊施設の拡充も必要であり、空きアパートやマンションを宿泊施設として活用するための規制緩和等の促進が求められる。

（４）観光案内機能の充実・強化

訪日外国人旅行者の主流は、FITといった個人旅行やまちあるきなどの「着地型観光」となっている。旅行者が慣れない土地で快適な観光をし、長い滞在時間を過ごしていただくためにも、駅前広場や公共施設に無料休憩場の機能を付加したり、公共施設や宿泊施設、商業施設などの観光施設における無線LAN環境の整備が不可欠である。

情報のバリアフリーを推進する観点から、外国人旅行者に配慮した対応として、英語表記付き地理案内板の設置やスマートフォン、タブレット等を活用した案内を推進することが求められる。さらに、

まちなかにあるトイレ貸与可能な店舗に外国語表記やピクトグラム等を設置するなどのインフラ整備、外国語がわかるガイドや通訳案内士等の育成についても合わせて推進する必要がある。

3. 府省庁や自治体の垣根を越えた横断的な推進体制の構築と戦略的・計画的な取り組みの推進

(1) プラットフォーム設置等による効果的な支援策の実施

2020年オリンピック・パラリンピックは、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会である。政府は、オリンピック・パラリンピックの波及効果を広く各地にもたらすような施策を講じることが重要である。

観光庁が強いリーダーシップを発揮できるよう機能強化を図り、同庁にプラットフォームを設置のうえ、関係府省庁が独自に実施している観光関連施策を一元的に整理・情報提供・相談対応する仕組みを構築し、効果的な運用・活用を進める必要がある。

(2) JNTO（日本政府観光局）の機能強化

外国人旅行者の来訪促進の中核を担う日本政府観光局（JNTO）の組織強化を図ることは、戦略的なインバウンドを進めていくために重要である。

各国政府観光局と比較して少ない JNTO の人員・海外拠点・予算の拡充を図ることで、訪日プロモーションの機能を強化することが求められる。商工会議所としても積極的に JNTO との連携を強化していく。

(3) 施策の基礎となる観光関連データの整備

戦略的かつ実効性のある施策の実施や、訪日外国人旅行者の快適な滞在、日本への繰り返しの訪問を実現するためにも、観光入込客数、ホテルの客室数・稼働率、全国の空港容量等の基礎的観光統計の正確な収集・把握が不可欠である。

さらに、訪日旅行者の分析を深めるうえで、国籍別・性年代別・港別・出入国年月日別の詳細な出入国データを公開し、訪日旅行に関する基礎データとして活用できるようデータベースの充実を図り、これら統計、データの施策へ反映させることが重要である。

(4) 観光における危機管理体制の確立

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、観光分野においては、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施により、危機管理体制の強化を図る必要がある。具体的には、以下の対応が求められる。

- ①災害時情報提供ポータルサイトを国内外の旅行者に活用してもらうための、地域や事業者との連携による利用促進
- ②宿泊施設や観光施設が訪日外国人旅行者に対して、災害時の初期対応ができるようなマニュアル整備、その周知のためのセミナーや研修の実施、ICT を活用した緊急時外国語災害情報の発信の推進
- ③災害時においても通信手段を確保できるよう、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設における公衆無線 LAN 環境の整備
- ④災害・危機後に訪日外国人旅行者が安全かつ確実に帰国するための支援策を、在日公館や運輸機関

と連携して計画するとともに、危機発生後ただちに復旧に向けた計画策定・活動が取れる体制の整備

以 上

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の見直しに関する意見

＜提出先＞

国土交通省、観光庁はじめ関係府省庁

＜実現状況＞

2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みを目指すために観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）が改定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に、国内観光の推進、地域における観光振興の取り組み強化という観点から、新たに「世界に通用する魅力ある観光地域づくり」の項目が追加。また、オリンピック・パラリンピックの開催効果の地域への波及や、訪日プロモーション強化、訪日ビザ要件の緩和、出入国手続きの迅速化・円滑化といったインバウンドの強化、多言語対応や無料公衆無線 LAN 環境の整備、免税店の拡大、観光産業の人材育成などの外国人旅行者の受け入れ環境整備など、多くの事項が盛り込まれた。

また、平成 26 年度補正・平成 27 年度予算に新たに盛り込まれた施策や支援が拡充された主な施策は下記のとおり。

【観光庁予算】

- 「広域観光周遊ルート形成促進事業」【新規】（平成 26 年度補正予算 250 百万円、平成 27 年度予算 304 百万円）
- 地域資源を活用した観光地魅力創造事業【新規】（平成 27 年度予算 290 百万円）

【経済産業省予算】

- 地域オープンイノベーション促進事業【新規】（平成 26 年度補正予算 1,800 百万円）

【消費税免税制度の拡充】

- 対象外となっていた食品類、飲料類、たばこ、薬品類を含む全ての品目が免税対象となった（平成 26 年 10 月 1 日運用開始）
- 地方における免税店の更なる増加を目指し、免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街等において、免税手続きの一括カウンターの設置を実現。外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する際の手続きを簡素化（平成 27 年 4 月 1 日運用開始）

道州制推進基本法の早期制定を求める

2014年5月14日

一般社団法人	日本経済団体連合会
	日本商工会議所
公益社団法人	経済同友会
公益社団法人	関西経済連合会
	北海道経済連合会
一般社団法人	東北経済連合会
一般社団法人	中部経済連合会
	中国経済連合会
	四国経済連合会
一般社団法人	九州経済連合会

少子高齢・人口減少社会の到来、激化するグローバル競争の中、わが国は競争力を強化し、将来にわたり成長を実現していかなければならない。

そのためには、各地域がそれぞれの持ち味を活かしたより機動的な地域経営を自らの権限と責任で行う道を拓くとともに、都道府県の枠を超えた広域的な地域づくりにより、その力を最大限発揮できる新たな国の形―道州制を実現する必要がある。

道州制推進基本法を速やかに成立させることは、新しい時代にふさわしい国の統治構造の創造に向けて、国民の合意と協力を得るための極めて重要なステップであり、第46回衆議院選挙、第23回参議院選挙等における与野党の公約でもある。

我々経済界は、2014年通常国会における道州制推進基本法の成立と道州制の一日も早い実現を強く求めるとともに、国民的な議論の喚起や機運醸成等を通じて最大限協力する。

以 上

道州制推進基本法の早期制定を求める（10 団体連名）

<提出先>

菅官房長官

<実現状況>

2014 年通常国会での法案提出は見送られた。

平成26年 5 月19日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

健康保険組合連合会	会長	大塚 陸毅
全国健康保険協会	理事長	小林 剛
日本経済団体連合会	会長	米倉 弘昌
日本商工会議所	会頭	三村 明夫
日本労働組合総連合会	会長	古賀 伸明

医療保険制度改革に関する被用者保険関係5団体の要望について

2013年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」では、今後の医療保険制度改革について、「必要な法律案を平成27年に開会される国会の常会に提出することを目指す」とともに、最重要課題である高齢者医療制度のあり方については、「必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」と規定された。それを受け、社会保障審議会医療保険部会では、今まさに医療保険制度全体の見直しに向けて議論が開始されたところである。

被用者保険は、医療保険制度の中核として国民皆保険を支えてきたが、高齢者を中心に医療費が増加するなか、なによりも高齢者医療への拠出金負担により、かつてない厳しい状況に追い込まれている。就労人口が減少する一方、団塊の世代がすべて前期高齢者に入っていく超高齢社会にあっては、今後も医療保険財政は厳しさを増すばかりであり、このままでは公的医療保険制度の維持は困難な状況に直面しかねない。この危機を回避するためには、最大の要因である高齢者医療制度の財源のあり方を早急に見直すとともに、伸び続ける医療費の適正化策を着実に実行することが必要不可欠である。

われわれ被用者保険関係5団体は、現役世代の納得性を確保するとともに、重い拠出金負担を軽減し、将来にわたり持続可能な制度を構築することをめざして、一致して下記の要望事項をとりまとめた。

政府・与党におかれては、次期改革案の取りまとめにあたり、われわれの総意を受け止め、その実現方に真摯に臨まれるよう切に要望する。

記

■医療保険制度改革にあたっては、現役世代の納得性を確保するとともに、現役世代に過度に依存する制度を構造的に見直すべきである。具体的には、75歳以上の医療費への公費5割を実質確保することはもとより、特に、前期高齢者の財政調整の仕組みを見直し、新たに公費投入を行うべきである。さらに、現役世代の拠出金負担に一定の上限を設定する等、負担増に歯止めをかける仕組みを導入する必要がある。また、これらの負担構造の改革に要する財源としては、消費税の税率引上げ分を活用、充当すべきである。

■プログラム法では、被用者保険における後期高齢者支援金の全面総報酬割導入が検討課題とされてい

るが、これによる国庫補助削減分を国民健康保険の赤字補填に流用することは、国の財政責任を被用者保険に転嫁するものであり、断固反対である。

■超高齢社会においても持続可能な医療保険制度を構築するためには、診療報酬の仕組みの再構築、医療機関の機能分化・連携の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、療養の範囲の見直し等様々な医療費適正化対策を更に推進すべきである。

■被用者保険の保険者が医療費の適正化・効率化や加入者の健康の維持・増進に効果的に取り組んできた努力を十分尊重するとともに、今後とも国保と被用者保険が共存し、地域と職域それぞれが各々の連帯を基礎に、保険者機能を発揮できる制度体系を維持すべきである。

以 上

医療保険制度改革に関する 5 団体共同要望書

<提出先>

田村憲久厚生労働大臣

<実現状況>

P. 303 の「医療保険制度改革に関する経済三団体共同要望」（10 月 23 日）に記載

平成26年 5 月20日

日 本 商 工 会 議 所
流 通 ・ 地 域 振 興 部

「国土強靱化基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの提出について

今般、意見募集のあった「国土強靱化基本計画（素案）」について、同素案の個別施策分野の推進方針ごとに、パブリックコメント意見を提出する。

1. 「(1) 行政機能／警察・消防等」について

東日本大震災の教訓を活かし、膨大な量の災害廃棄物が発生した際の広域的な連携の枠組みを構築しておくことが求められる。

2. 「(2) 住宅・都市」について

防災対象エリアの集約を含むコンパクトシティの推進が必要である。

木造密集市街地の解消に向けた住民への建て替えインセンティブの付与が求められる。

災害時の避難については、帰宅困難者等の居住者のみならず、国内外の域外からの来訪者の安全確保も念頭に置くことが必要である。

3. 「(8) 交通・物流」について

東日本大震災において、高速道路が、既存国道等の代替道路となり、救助・復旧活動に寄与した事例からも明らかなように、高速道路は、平常時の高速移動 としての機能のみならず災害時の命を繋ぐ重要なライフラインとなることから、ミッシングリンク（未整備区間）を解消し、ネットワークを早期に結節させることが不可欠である。

高速道路の整備にあたっては、国際競争力の維持強化に寄与する路線、港湾・空港などとの連絡道路、防災・医療の観点から代替道路の役目も果たす条件不利地域の路線など、喫緊の課題を持つ道路から順次整備するべきである。

東西の大動脈に加えて、太平洋側と日本海側を結節する整備の必要がある。

4. 「(12) 土地利用（国土利用）」について

大規模自然災害が発生した場合における事業用地等の円滑な確保を促進するための特例措置が必要である。具体的には、下記の事項が必要であると考えられる。

- ① 一部相続人が判明している場合においても、相続財産管理人による土地等の処分を可能とする特例措置が必要である。
- ② 土地収用制度の対象事業範囲の拡大および補償のための財源確保が必要である。
- ③ 専門機関の設置等による復旧・復興事業に資する用地確保や土地収用に係る補償金支払い手続

きの更なる迅速化が求められている。

5. 「横断分野の推進方針（（2）老朽化対策）」について

高速道路の更新も含む大規模修繕に関しては、原則として剰余金の中から大規模修繕積立金を積み立てて対応すべきである。しかし、これまで同積み立てを行ってこなかった経緯に鑑み、緊急性の高い箇所に関しては国が例外的に財政面で支援することが望ましい。高速道路料金については、高速移動に対する受益者負担の原則および維持管理・更新コストの確保の観点から、恒久的に有料化すべきである。

以 上

中小企業の成長を後押しする法人税制改革を

平成 26 年 5 月
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

1. 中小企業の軽減税率、小規模法人特例の創設を含む法人実効税率の引き下げを

- ◆経済の好循環実現に向け、地域経済を牽引する中小企業の成長に大きく寄与する法人実効税率の海外主要国並み20%台への引き下げが必要である。
- ◆同時に、中小企業ならびに中小企業組合の軽減税率についても、アジア諸国をはじめとする海外との競争に打ち勝てる水準へ拡充（税率10%、適用所得金額の拡大）すべきである。
- ◆また、小規模企業振興基本法に基づく施策の一つとして、資本金3千万円以下の小規模法人に対する軽減措置を導入すべきである。

2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

- ◆代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
- ◆地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人175万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。

3. 欠損金繰越控除をはじめ中小企業税制の縮減反対

- ◆欠損金繰越控除の利用制限（92万社の利用企業が増税）や、中小法人向け租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への拡大など、中小企業にこれ以上の負担を課すことは反対である。

以 上

中小企業の成長と地域の再生に向けた政策の断行を（4団体連名）

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

「平成27年度税制改正に関する意見」（9月17日）を参照。

エネルギー問題に関する緊急提言

2014年5月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所
公益社団法人 経済同友会

安倍政権の機動的な経済財政政策の効果により、わが国は、デフレからの脱却に向けた足場を固めつつある。今後、官民を挙げて、経済の好循環を確立していくことが喫緊の課題であり、産業界も最大限努力していく所存である。

しかしながら、震災後、電気料金・エネルギーコストの高騰や供給不安が、企業規模を問わず、新たな投資や雇用の拡大を阻害している。また、化石燃料輸入額は、震災前に比して10兆円増加し、GDP 比で5.7%とオイルショック時に匹敵する水準となっている。このままでは、持続的な経済成長の実現が困難になることを我々は強く憂慮している。

資源の乏しいわが国にとり、省エネの推進、化石燃料の確保、研究開発体制の強化等エネルギー分野で取り組むべき政策は多岐にわたるが、現下の最重要・最優先課題は、低廉・安定的な電力供給の早期回復である。その実現に向け、以下のとおり提言する。

1. 安全が確認された原子力発電の再稼働プロセスを加速すべきである。

原子力を火力で代替するための燃料費負担は、年間3.6兆円にも上っており、電気料金上昇の大きな要因となっている。また、化石燃料依存度の上昇は、エネルギー安全保障上のリスクをかつてなく増大させ、CO2排出量の大幅な増加により地球温暖化問題への対応にも深刻な影響を与えている。

そのため、原子力規制委員会は、人員体制のさらなる強化はもとより、審査の効率性・予見可能性の向上、処理期間の明確化を図り、安全性確保を大前提に、審査プロセスを最大限加速すべきである。また、政府は、立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、再稼働の必要性を明確に説明すべきである。

2. 固定価格買取制度、地球温暖化対策税は抜本的に見直すべきである。

国産エネルギー源の確保等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要がある。そのため、高コスト・出力の不安定性などの課題克服に向け官民の資源を集中し研究開発を戦略的に進めることが重要である。

固定価格買取制度については、導入3年目の賦課金総額がすでに約6500億円にも達している。現行制度を放置すれば、今後も急速に国民負担が増大しかつ長期に固定化することとなる。そのため、買取価格の引き下げに留まらず、国民負担の上限設定、コスト低減や研究開発に関するインセンティブ付与などを検討し、負担の軽減に向け早急に抜本的な見直しを行うべきである。

地球温暖化対策税についても、抜本的に見直すべきである。現下のエネルギーコストを取り巻く現状に鑑みれば、さらなる税率引き上げや森林吸収源対策への使途拡大はすべきではなく、むしろ税率の引き下げを検討すべきである。

以 上

エネルギー問題に関する緊急提言

<提出先>

安倍内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、茂木経済産業大臣ほか関係閣僚、政党役員、関係省庁

<実現状況>

- 原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査を申請した原子力発電所の状況（審査が進んでいるもの）
 - ・審査が最も進んでいるのは九州電力・川内原子力発電所1・2号機。鹿児島県など地元自治体の同意も得て、1号機は3月30日に起動前検査を開始。
 - ・関西電力・高浜原子力発電所3・4号機は2月12日、新規制基準適合の審査書を正式決定。高浜町議会が3月20日に再稼働への同意を表明。
 - ・北海道電力・泊原子力発電所、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所等は、原子力発電所の耐震設計において基準となる地震動である基準地震動確定に向けた審議等を行っている段階。
- 平成27年度予算で講じられた関係予算

【原子力規制委員会】

- ・発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業（10.5億円）
 - 発電炉など原子力施設でのシビアアクシデント発生防止に向けた知見の整備と、当該知見の解析・評価手法の確立に向けた研究
- ・原子力安全研修事業（1.6億円）
 - 原子力安全規制に携わる人材の専門能力向上を図るための研修カリキュラムの開発

【内閣府】

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（121.7億円）
 - 原子力発電所立地自治体が行う原子力防災対策を支援。具体的には、立地道府県等と所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網整備等事業、被ばく医療設備や避難用バス運行管理者向け資材などの防災活動資機材等整備事業等を含む。

【経済産業省】

- ・原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業（23.0億円）
 - 委託事業や交付金スキームを通じて、立地地域の経済・雇用の基盤強化につながる新たな産業の創出等の地域振興への取り組み。
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しへ向けた議論
 - ・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会において、国民負担の抑制や太陽光に偏らない再生可能エネルギーの導入等について検討。
- 平成27年度予算で講じられた関係予算
 - ・再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金（456.0億円）
 - 同制度に基づき電力需要家が負担する賦課金について、電力多消費産業は特例により賦課金の減額を受けることが可能。この減額措置により生じる欠損を補てんするための予算。

平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール
514商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け
～ 商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～

平成26年 6 月 19 日

日 本 商 工 会 議 所

日本の再生のためには、地域の活性化が不可欠であり、その実現には地域経済の好循環を生み出すことが必要である。地域外の需要の取り込みや交流人口の拡大によって、消費・生産両面での活動を促し、雇用の創出にもつながる観光振興は、その有効な方策である。

政府は昨年 6 月、日本再興戦略において、観光による地域の自律的発展の推進という方針を打ち出した。さらに、オリンピック・パラリンピックの東京開催を念頭に、2020年までに訪日外国人旅行者を2,000万人にするという目標を掲げている。観光に取り組もうという機運が高まりつつある今こそ、官民が連携して、多様な事業者や住民などの参加による総合的な観光振興に取り組む必要がある。

観光振興は、関連する事業者の裾野が広く、景観、史跡や生産物、生産施設などの地域に現存する資源の活用により、比較的少ない投資で地域に大きな経済効果をもたらすとともに、個性的で魅力ある地域づくりを促進することもできる。

今後 3 年間、下記の基本的な考えに基づき、514全ての商工会議所が連携して観光振興に積極的に取り組み、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることを目指す。

記

1. 基本的な考え方

－「観光立地域」の実現により地域活性化を推進しよう－

観光振興を図ることは、交流人口の拡大とそれに伴う文化の創成、地域社会の活性化につながる。さらに、全事業所の約 4 分の 1 を占める観光産業をはじめ地域の様々な産業活動を活発化させ、経済面からも地域活性化を促進する。

まちづくりと一体となった「観光立地域」の実現は、まさに商工会議所の取り組みが求められる分野である。商工会議所は、地域内においては住民、事業者、行政との間の、そして広域においては地域間の連携の要としての、さらに、多様な業種を結びつけ地域に新しいビジネスを創出するための仲介役としての役割を担うことができる。

全国514商工会議所が観光振興に取り組み、「商工会議所観光ネットワーク」（CCI 観光 NET）を構築し、観光立地域を全国で推進することが急務である。

2. 観光振興への取り組みの 3 つの重点

（1）地域の特色（個性・魅力）を再発見し磨き上げて観光資源化する

観光資源（候補）のない地域はない。自然、歴史、産業、人など地域に根付くあらゆるモノやコトが観光資源になり得る。地域経済界が中心となってこれらの資源を発掘しストーリー性を持たせ、

地域の人々が誇りをもって示せるものに磨き上げ、情報発信していくことは、地域の個性・魅力の向上と一体性の強化につながり、「着地型観光」^(注) 推進の第一歩となる。

(注) 着地型観光：観光客を送り出す側ではなく、受け入れる側が企画・形成・情報発信する観光。

(2) 多様なニーズに対応した魅力ある付加価値の高い観光を展開する

観光資源を誰に、どのように観せるのか、という明確な対象・目的の設定と、観光客のニーズに対応した観光の充実が必要である。「見る」のみならず「学ぶ」「体験する」が一体となった観光を推進することで、産業観光や街道観光、都市観光等のテーマ別観光をはじめ新しい観光の開発・展開を図り、観光資源の再評価等により観光を深化・充実させていくことが重要である。

(3) 地域間連携、官民連携等による広域観光を展開する

複数地域間の連携・協働により、観光地としての魅力向上や観光客の受け入れ体制の整備・強化を図り、広範囲からの誘客と周回性の向上を実現する必要がある。

また、官民協働の広域連携により、新しい観光ルートの開発、観光トライアングル^(注)の構築等、個々の地域の魅力を結び付けて拡充・強化し、広域観光圏を造成することで長期滞在型観光を促進することが可能となる。

(注) 観光トライアングル：相互に概ね2～3時間以内の移動距離内の3地点が連携し、新しい観光圏を形成すること。

3. 推進体制の整備

514商工会議所が連携し、「CCI 観光 NET」を構築し観光振興の取り組みを推進する必要がある。取り組みのフォローアップ、情報の共有・発信等のため、以下の推進体制の整備を目指す。

○商工会議所に「観光委員会」や「観光部会」等を設け、観光推進の中核とする（小都市商工会議所においても可能な限り設置する）。また、必ず各商工会議所事務局に観光担当を置く。

○都道府県の単位で各商工会議所間の定期的な観光にかかわる情報交換・意見交換を行うとともに、連携による広域観光振興を推進する。

○「日商観光（専門）委員会」－「各地商工会議所観光委員会等」－「各地商工会議所観光担当」のネットワークを構築し、情報交換・発信を進めるとともに、地域における取り組みの推進・フォローアップを行う。

4. 具体的な取り組みの方策

(1) 地域が目指す観光振興の目標を共有し実施体制づくりに取り組もう

①明確なビジョンの策定と共有

「観光立地域」の実現に向けて、まず、地域がどういった観光振興を目指すのか、そのためにどのような地域資源を活用するのかなどを明確にしたビジョンを策定し、それを地域全体で共有することが重要である。

また、ビジョンに基づき計画を策定する際には、具体的なスケジュールと数値目標を設定することが必要である。

【参考事例：〔 〕内は実施商工会議所名、()内は所在都道府県名、以下同じ】

・まちづくりビジョンの策定〔前橋（群馬県）〕

- ・まち全体を劇場に見立てた「弘前感交劇場」の提唱〔弘前（青森県）〕

②地域が一丸となって取り組むための体制の構築

個々の事業者や団体等が行っている観光振興の取り組みを、自治体や観光協会等の関係機関をはじめ、事業者、マスコミ、NP0、住民等の参画を得た地域全体での取り組みとするため、商工会議所が仲介役になるなど一定の役割を担うことが必要である。さらに、観光分野における PPP（官民連携：パブリック・プライベート・パートナーシップ）や産業のクラスター化等、何らかの仕組みをつくり推進することで、人材面、資金面の課題から単独組織では困難な事業にも着手することが可能になる。

【参考事例】

- ・幅広い分野のメンバーを集め地域活性化委員会を発足〔御坊（和歌山県）〕
- ・行政・事業者・NP0・住民を巻き込んだ着地型イベントの開催〔延岡（宮崎県）〕

③取り組みを促進するための人材の協力・活用

地域のリーダー（商工会議所会頭、商店街組合の理事長等）を中心に観光振興への取り組みを進めることは、関係者の協力が得やすく、地域が一丸となった取り組みを推進しやすくする。

資源の発掘、磨き上げや、関係者の連携構築などを一人で行うことのできる人材を確保することは困難であるが、複数の中核的人材の発掘、外部専門家の招聘等によって、継続的な事業を構築、推進することは可能である。

また、産学連携等による将来の地域の観光振興・観光産業を担う人材の発掘や取り込み・育成、現場の観光産業関係者等の人材の養成を目的とした教育研修の実施など、計画的な取り組みを促進することが必要である。

【参考事例】

- ・キーパーソンを先導役とする地域の結束強化〔佐原（千葉県）〕
- ・検定事業による地域の観光を担う次世代の育成〔松山（愛媛県）〕
- ・現場のおもてなし力向上を目指した事業の実施〔札幌（北海道）〕

（２）地域の特色を活かした観光の創造を目指し地域資源を磨き上げよう

インバウンドの重要性は高まりつつあるが、国内の旅行消費額の約 9 割は国内居住者によるものであり、国内旅行の需要拡大が、地域の観光振興には不可欠である。

観光資源の発掘、磨き上げにあたっては、伝統、文化、歴史、産業、食、日常生活など地域に根付く全てのモノやコトを様々な視点で見直すことが極めて重要である。専門家、若者、女性等の視点によって、地域の人々にとって身近にあるモノや当たり前のコトが、域外の人にとっては目新しいコト、魅力的なモノであることを発見することができる。それらを地域の人々が誇りに思える資源に磨き上げ、由来などのストーリーを加え、分かりやすく PR することにより、高付加価値化・ブランド化していく必要がある。

【参考事例】

- ・「昭和の町づくり」で商店街を再生〔豊後高田（大分県）〕
- ・専門家の声を取り入れ新たな海鮮丼を開発〔日南（宮崎県）〕

(3) 観せる対象の明確化と持続的な取り組みでリピーターを獲得しよう

呼び込みたい対象が明確でないことから、集客につながらないことがある。地域の「どのような観光資源」を、「誰」に、「どのように」観せ、それをいかに持続的な取り組みにしていけるかが重要である。

また、持続的な取り組みに発展させていくためには、新規顧客だけでなく、リピーター層の獲得が必要である。観光客が何を求めて訪れ、何に感動したのかを把握し、次回の来訪の動機づけや新たな観光客の誘致につなげていくことが求められる。さらに、地域の人々が観光客とともに、地域の素晴らしさ（光）を共有し、一層磨き上げていくことは、「訪れて良し、住んで良し」の地域づくりにもつながる。

【参考事例】

- ・ターゲットを絞った誘客で参加者数のアップに成功〔奄美大島（鹿児島県）〕
- ・恒例イベントに新たな楽しみをプラスしリピーターを獲得〔諏訪（長野県）〕

(4) 広域連携で広範囲からの誘客と周回性の向上を図ろう

①商工会議所間の連携による広域的取り組みの促進

単独の地域による観光振興は、人的・資金的な制約等から持続的な取り組みが困難な場合がある。また、観光客の関心の対象地域が行政区域と一致しているとも限らない。

商工会議所がコーディネーターの機能を果たし、近隣都市のみならず共通の文化、産業等を有する地域との連携を構築することが重要である。

連携にあたっては、「工場夜景見学」「ロケ地周遊」といった共通のテーマや、「〇〇ゆかりの街道」（街道観光）などのストーリーを設定し、一体性のある観光をPRすることで、より高い集客効果を生むことが期待できる。

【参考事例】

- ・広域で工場夜景の魅力をPR〔室蘭（北海道）、川崎（神奈川県）、四日市（三重県）、徳山、新南陽（山口県）、北九州（福岡県）〕
- ・商工会議所が連携して歴史的街道「萩往還」を再生〔山口、防府、萩（山口県）〕
- ・九州と京阪神で観光関連の情報交換会や協力事業を実施〔京都（京都府）、大阪（大阪府）、神戸（兵庫県）、福岡、北九州（福岡県）、佐賀、鳥栖（佐賀県）、長崎（長崎県）、熊本（熊本県）、別府、大分（大分県）、宮崎（宮崎県）、鹿児島（鹿児島県）の13商工会議所〕

②連携を促進する「観光トライアングル」の形成

ゴールデンルート（東京－大阪間）に見られるような2地点間での観光ルートを、3地点にした「観光トライアングル」の形成によって、新たな観光の展開が期待できる。3つの地域をつなげることにより、滞在時間の延長を図るとともに、各地域間での観光客の送客による来訪者の拡大が期待できる。商工会議所が、行政区域の垣根を越えて連携を推進することで、新たな観光ルートの開発が可能となる。

【参考事例】

- ・道央3地域で広域ビジョンを策定〔苫小牧、千歳、恵庭（北海道）〕
- ・空港を起点にした周遊コースを外国人にPR〔天津（滋賀県）、京都（京都府）、大阪（大阪府）、神戸（兵庫県）、奈良（奈良県）、和歌山（和歌山県）〕

5. 3年間で目指すべき取り組みの到達イメージ

今後3年間で、全国の商工会議所が目指す観光振興の取り組みイメージは、以下のとおり。

(1) 第1段階〔概ね平成26年度まで（体制づくり）〕

ー514商工会議所全てで観光に取り組むー

514商工会議所が、地域内の伝統、文化、歴史、産業、食、日常生活など、地域に根付く全てのモノやコトを、地域固有の「光」（個性）として発掘し、磨き上げる体制づくりを進める。また、体制の整った地域は、まちづくりと一体となった「観光立地域」の実現を目指し、観光トライアングルの構築や地域資源の磨き上げに取り組むなど、具体的なアクションを起こす。

【具体的な事業活動】

- ①商工会議所内に観光委員会や観光部会等を設置（推進体制の確立）
- ②行政や観光協会、関係機関等とともに観光振興のビジョンを策定し共有
- ③商工会議所が仲介役となり、行政や観光協会等の関係機関をはじめ事業者、マスコミ、NPO、住民等の参画を得た協議会などの体制を構築
- ④「観光立地域」に向けた取り組みを推進する人材の発掘・活用
- ⑤様々な視点による地域資源の見直し、発掘
- ⑥連携を促進する「観光トライアングル」構築に向けた取り組みの開始
————— など

(2) 第2段階〔概ね平成27年度まで（観光の深化）〕

ー地域ブランド化への進化を図るー

全国商工会議所観光振興大会や観光振興担当者研修会、各地域の観光推進会議などを通じて、514商工会議所の観光振興に関する情報共有を図り、取り組みの深化、高付加価値化の参考として活用する。そのうえで、各地において他地域にはない観光の創造を目指し、地域資源の磨き上げと魅力ある商品化、ブランド化等を図る。さらに、顧客のターゲットを明確にし、地域のイメージ（ブランド）を育むとともに、リピーターを増やすための具体的な取り組みを実施する。

【具体的な事業活動】

- ①地域一体となった観光資源の磨き上げ、誇りとしての域外への売り出し、PR
- ②地域の観光のコンセプトや観せる対象（ターゲット、顧客）の明確化による戦略的な事業展開
- ③地域のファン、リピーター層を増やしていくための仕掛けづくり
- ④地域のブランドイメージの創造
————— など

(3) 第3段階〔概ね平成28年度まで（長期滞在型観光とインバウンドの促進）〕

ー観光振興をまちづくり、地域づくりにつなげるー

商工会議所同士の地域を越えた広域連携により、広範囲かつ周回性をもった観光振興の推進を図り、地域づくりにつなげる。加えて、外国人旅行者の受け入れ体制の整備や誘致活動を強化することで、一層のインバウンドの促進を図る。

【具体的な事業活動】

- ①地域連携による広範囲からの誘客の実現と地域間の周回性の向上
- ②MICE の推進など行政と事業者等が連携したシティセールス、地場産業の振興、それらによるまちづくり、地域づくりの推進
_____ など

以 上

平成26-28年における観光振興への取り組み強化アピール
514商工会議所の「観光立地域」活動による「観光立国」の実現に向け
～商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）の構築を目指して～

<提出先>

当所ホームページ等

<実現状況>

上記アピールの策定を踏まえ、全国 514 商工会議所をあげて観光振興に取り組むための推進体制、「商工会議所観光ネットワーク（CCI 観光 NET）」の構築を推進。9 月に全国 514 の商工会議所に「観光連絡担当」を設置し、12 月には、観光連絡担当間の情報交換や交流促進を目的に、「商工会議所『観光連絡担当』キックオフミーティング」を開催。

消費税の複数税率導入に反対する意見

2014年7月2日

日本経済団体連合会
日本商工会議所
経済同友会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
日本スーパーマーケット協会
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

消費税の複数税率については、平成26年度与党税制改正大綱において「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。」とされているが、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

(1) 複数税率は社会保障制度の持続可能性を損なう

複数税率は逆進性対策としては非効率である一方、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。また、税収を補うために標準税率をさらに高くすることは、国民の理解を得られない。低所得者対策としては、給付措置で対応すべきである。

(2) 対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く

対象範囲として、8種類のパターンが提示されているが、いずれの場合も軽減税率の対象品目となるか線引きが不明確であり、国民・事業者双方に大きな混乱を与えることになる。また、類似の品目間で公平性のある取扱いをすることも困難であり、国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する。

(3) 新たに区分経理の事務が発生し、大きく事務負担が増加する

区分経理のための仕組みとして、請求書等保存方式・インボイス方式どちらの方式を採用しても、現行に比べて大きく事務負担が増加する。また、簡易課税制度の複雑化や、インボイス導入による免税事業者の取引からの排除問題を含め、中小・小規模事業者に過度な事務負担を強いることになる。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

◆『平成 27 年度与党税制改正大綱』（12 月 30 日取りまとめ）に盛り込まれた内容は以下のとおり。

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

独占禁止法審査手続見直しに関する意見

平成26年 7 月 3 日
日 本 商 工 会 議 所
東 京 商 工 会 議 所

公正で自由な競争が促進され、市場メカニズムが正しく機能することは経済成長の大前提であり、カルテル、私的独占、不公正な取引方法は厳しく排除されなくてはならない。規制緩和が進む中、競争政策はさらに重要性を増しており、独占禁止法の的確な執行に対する期待は高まっている。

このような中、談合やカルテル等を企てることは、中小企業をはじめとする取引先に不当な損害を与えることになるため、厳格に処分されなければならないことは当然である。

公正取引委員会による独占禁止法の審査手続は、厳しい課徴金や排除措置命令などの処分前に行われる。その審査段階では、事業者が生じているのは刑事罰とは異なる行政上のルール違反の疑いであり、他方、審査は事業活動に不可欠な書類の留置や従業員に対する長時間の聴取など、事業活動に多大な負担を課することになるため、明確、適正なものであるとともに、事業活動への影響を必要最小限にすることが求められる。

とりわけ企業数の99.7%を占める中小企業では、法務の担当者を設置していないことが多く、カルテル等の疑いが生じた際には、独占禁止法の審査手続に対し、事業活動への影響を最小限に留める対応することは困難であるとの実態を十分に理解するべきである。

独占禁止法に関する中小企業側の理解が乏しいことが多いため、中小企業向けの普及啓発活動には万全を期する必要がある。そこで、公正取引委員会自身が、どのような行為が談合・カルテルにあたるのかについて具体的な例を提示しながら説明を行う講習会等を全国各地で積極的に開催するなど、中小企業の理解を深める活動を積極的に展開するべきと考える。

併せて審査手続の見直しにあたっては、このような中小企業の事業継続など、事業活動への悪影響を軽減する観点から、事案の実態解明の必要性とのバランスを考慮した上で、十分な検討を行うべきである。

以上の認識から、独占禁止法の審査手続見直しに関する意見を申し述べる。

1. 立入調査時の手続適正化について

(1) 立入調査時における調査権限の明示、および弁護士との接触機会の保障について

○立入調査時には、事業者に立入調査に関する根拠をわかりやすく説明すると共に、その法的性質、調査対象の範囲についても明示的に説明するべきである。**論点整理（6）**

○弁護士に連絡し、立入調査に関するアドバイスを受ける権利を保障するため、被疑事実の告知書に弁護士選任に関する事項を明示するべきである。**論点整理（1）**

(理由)

- ・調査開始時に渡される被疑事実の告知書には調査の法的性質が明示されておらず、調査に協力しない場合は罰則がある旨のみ記載がされている。しかし、このような罰則の記載のみでは、立入調査の性格が必ずしも明らかではなく、任意の調査なのか間接強制による調査なのかが十分に理解されていない。中小企業は大企業等と異なり、法務対応力が乏しいことから、リニエンシーに対応するための従業員へのヒアリングや顧問弁護士への連絡等の必要性を判断しにくいとの指摘がある。
- ・現在でも立入調査中に必要に応じて弁護士と連絡をとることは可能であるが、法務対応力の乏しい中小企業が弁護士を依頼することに二の足を踏まないよう、弁護士に接触できる旨を被疑事実の告知書に明記するとともに、明示的に説明するべきと考える。

(2) 資料提出命令の適正化について

○資料提出命令の範囲は、対象企業の事業遂行に配慮し、必要最小限の範囲にとどめるべきである。具体的には、資料の提出命令は被疑事実の解明に必要な最小限の範囲にとどめるべき旨を、公正取引委員会の審査規則等に明文で定め、各提出資料について被疑事実との関連を個別に説明した上で留置するべきである。**論点整理（6）**

○資料提出命令の際に交付される目録には、現在ファイル名の記載はされているが、ファイルに含まれる個別具体的な書類の名称をできる限り記載するものとするべきである。**論点整理（6）**

○提出する資料については、提出命令が発令された段階で重要資料を選別してこれを謄写することを明文で認めるべきである。**論点整理（5）ア**

(理由)

- ・提出命令を受けた資料の中には被疑事実と関係が薄い資料も数多く含まれていると考えられる上に、そもそも資料提出命令は対象企業の事業遂行に大きな影響を生じさせるものである。そこで、提出命令の範囲を必要最小限に絞ることが必要である。これらを実現するために、資料提出命令の範囲を最小限にとどめるべき旨を公正取引委員会の審査規則等に明文で定めると共に、各提出資料について、被疑事実との関連を個別に説明した上で留置することが必要と考える。
- ・また、資料提出命令の際に交付される目録には具体的な書類名までは記載されていない。目録には書類を特定できるよう、ファイル名のみならず、ファイルに含まれる個別具体的な書類名をできる限り記載するよう、審査規則等に明文で定めるべきである。
- ・被疑事実と関係が深い資料であっても、翌日から対象企業が事業を遂行するために必要不可欠な資料も多く存在している。法務対応力の乏しい中小企業を念頭に置くと、事業を遂行するために必要不可欠な資料については、当事者から申し出がなくとも、立入調査当日に謄写する権利を認めるべきであり、少なくとも謄写するかどうか意思確認を行うべきである。

2. 事情聴取の適正化・可視化について

○事情聴取を行う場合は、企業の業務遂行への影響を最小に留めるため、審査の担当に関わらず、聴取はできる限り対象企業の最寄りの会場を設定するべきである。**論点整理（6）**

○事情聴取により供述調書を作成する手続においては、供述の任意性を確保するべきであり、供述調書への署名は任意である旨告知するべきである。また、刑事手続に準じて明文で供述者に黙秘権又はこれに準ずる権利を認めるべきである。**論点整理（6）**

○透明・適正な審査を実現するため、密室での取り調べの際には、少なくとも供述者にメモを取る自由を認めるとともに、必要に応じて録音・録画を認めるべきである。**論点整理（4）並びに（5）ウ（理由）**

- ・事情聴取の対象者は、企業の代表者や担当取締役など当該企業の業務遂行にあたり重要な役割を担っている者であることが多い。事情聴取は複数回行われることも多いことから、人材等のリソースが限られている中小企業の業務遂行にも十分に配慮するべきである。そこで、事情聴取の場所は、最寄りの公正取引委員会地方事務所をはじめ、できる限り被聴取者の負担の少ない会場を設定するべきである。
- ・事情聴取を行う際には、供述の任意性を確保するため、供述調書への署名は任意である旨告知するべきである。なお、公正取引委員会の審査においては威圧的な態度での聴取や誘導的な尋問が行われてはならない。このような事情聴取は供述に任意性が確保されているとは言えない。特に、供述者に不利益な内容について同人に黙秘権又はこれに準ずる権利を認めるべきである。
- ・事情聴取では、供述調書に的確に供述内容が反映されているかを確認できるようにするため、メモをとる自由を認めるべきである。また、供述の任意性を確保する観点から、必要に応じて録音や録画を認めるべきと考える。

3. 適正手続保障の観点からさらに検討すべき事項

（1）事情聴取の際の弁護士立会権、弁護士との接触の自由の明示について

○事情聴取においては弁護士の立ち会いを認めるべきである。仮に立ち会いが難しいにしても聴取の最中に、弁護士に連絡をとる自由を明示するべきである。**論点整理（3）**

（理由）

- ・中小企業の担当者が事情聴取を受けた際、自らの有する権利の確認や供述内容の法的意味の確認をする必要がある。弁護士の立ち会いを認めることは、このようなニーズに応えるとともに、事情聴取の圧迫感の軽減につながり有用である。
- ・弁護士の立ち会いを認めることは、事情聴取の任意性を確保する上でも重要である。
- ・仮に立ち会いが困難であるとしても、いつでも弁護士に連絡をとれることは、供述者の負担軽減につながる。

（2）弁護士からの法的助言について

○弁護士からの法的助言について、依頼者の手元に文書が残されている場合、提出命令を拒否できる等の保護方策を検討するべきである。**論点整理（2）**

（理由）

- ・弁護士からの法的助言に対し提出命令が行われると、アドバイスを受けた内容が流出し、後日裁判所で処分の有効性について争う際に、企業の防御権が害される懸念がある。

以 上

独占禁止法審査手続見直しに関する意見

<提出先>

内閣府

<実現状況>

12月の懇談会報告書において、以下のように取り入れられた。

◆立入検査に関し、公正取引委員会は、次の点につきマニュアル又はガイドラインに明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、事業者に対して明確にする必要がある事項については、例えば、立入検査着手時などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。

- ・立入検査の法的根拠及び性質
- ・事業者が立入検査に弁護士を立ち合わせることができる旨
- ・事業者は、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできない旨
- ・立入検査当日に、提出物件のうち日々の営業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で謄写が認められる旨・立入検査の翌日以降は公正取引委員会の事務所において提出物件（留置物）の謄写が認められる旨

◆秘匿特権：十分検討に値する制度であることから、今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、本懇談会で示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められることが望まれる。

◆現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の録音・録画を認めるべきとの意見もあり、実態解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後、その必要性を含め導入の可否を検討していくことが適当であるとの結論に至った。

◆公正取引委員会は、次の点につき指針等に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、供述人に対して明確にする必要がある事項については、例えば、供述聴取を実施する前などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、供述人に伝えることが適当との結論に至った。

- ・供述聴取が任意のものであるか間接強制権限による審尋であるかを供述人に対して明確にする。
- ・供述聴取に支障が生じない範囲で、食事時間等の休憩は供述人が弁護士に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切に確保する。休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることが妨げられないことを供述人に対して明確にする。

平成27年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望

平成26年 7 月17日

日本商工会議所

基本的な考え方

わが国の持続的成長に向け、最も重要な課題は、「地域の活性化」である。

わが国経済は、デフレ経済から成長経済へ移行を果たしつつあるものの、地域・中小企業の景気回復は、依然として「まだら模様」である。中小企業数は、ここ3年で約35万社（約9％）減少しており、さらにこのまま「人口急減社会」に突入すれば、疲弊する地域経済はさらに縮小し、地域で活動する中小企業の活力はますます失われていく。

こうした「縮小スパイラル」の流れを変え、わが国経済が持続的に成長していくためには、成長軌道にのりつつある今こそ、「地域の活性化」を最重要課題として取り組むとともに、その担い手である「中小企業の活力強化」を図ることが必要である。

【地域の付加価値創造による「地域の活性化」を】

人口減少・地域経済の疲弊による縮小スパイラルから脱却し、「地域の活性化」を図るためには、地域資源を発掘し、磨き上げ、組み合わせることで、地域に新たな産業や事業を起こす「地域の付加価値創造」に取り組む必要がある。

そのためには、地域の力を結集した新たな産業を創出・育成し、外需を呼び込むとともに、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業への支援、地域の価値を高めるまちづくりの推進、人流・物流を促進する産業インフラの整備に取り組む必要がある。

【地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を】

地域の活性化に向け、地域の付加価値創造に取り組むためには、地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」が不可欠である。

そのためには、創業・第二創業、成長に向けた経営資源の確保、事業承継等といった企業のライフステージに応じた支援の強化や、自らの力で新分野へ進出する中小企業の後押しが必要である。また、小規模企業の経営力向上と支援機能の強化を図るとともに、中小企業の基盤強化・事業環境整備に取り組むことが求められる。

中小企業の活動を阻害する外形標準課税の適用拡大、消費税の複数税率・インボイス導入には断固反対する。

【東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を】

東日本大震災から3年4カ月が経過しているが、被災地はようやく本格復興の入口に立ったところであり、福島県は今なお先の見えない状況に置かれている。「被災地の早期復興」に向け、復興加速の基盤となる支援の強化、中小企業の経営再建の加速化により、本格復興の早期化を図るとともに、「福島再生」に向けた着実な支援を進めるべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「平成27年度地域活性化・中小企業関係施策」に関して、下記事項の実現を強く要望する。

＝ 目 次 ＝

I. 地域の付加価値創造による「地域の活性化」を

1. 地域の力を結集した新たな産業の創出・育成…………… p231

(1) マーケット重視の新製品・サービス開発を地域を挙げて支援する拠点の整備

(地域の公設試験研究機関、大学、高等専門学校、研究機関、金融機関や支援機関が連携して支援する拠点の形成と、技術とマーケットに精通した支援人材（コーディネーター）の確保等)

(2) 農林水産業をはじめとする地域資源を活用した「地域ブランド」の確立への支援

① 6次産業化など農林水産資源の活用促進

② 地域資源を活用した商品等の試作品販売・販路確保支援事業（地域資源応援プロジェクト（仮称））の創設

③ 地域資源のブランド化促進への支援の拡充

④ 地域団体商標制度の料金減免制度の対象拡充

(3) 地域経済に広く波及効果を有する観光振興の推進（国内観光・インバウンド）

① 「国内観光」の振興

② インバウンドの促進に向けた外国人客受け入れ環境の整備促進

2. 外需を呼び込み、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業を支援…………… p234

(1) プロジェクトの牽引役となる中堅・中小企業を核とした連携事業に対する支援

① 中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進する組織・人材（コーディネーター）の設置

② 中堅・中小企業を核とした産学官連携による研究開発の推進

③ 大学発の研究シーズの掘り起こしと中小企業への技術移転・事業化につながるマッチング事業の支援の拡充

(2) 中小企業の規模を超える中堅企業に対する支援

3. 地域の価値を高めるまちづくりの推進…………… p235

(1) コンパクトシティへの取り組みの裾野の拡大

① 小規模都市での中心市街地活性化の取り組み促進

② 中心市街地活性化の中核人材の育成・確保と推進機関の機能強化

(2) まちのにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直し

① 大型店の撤退に関する規定の創設

② 大型店の地域貢献活動に関する規定の創設

(3) 地域の課題解決への新たな取り組みによる地域商業の再生

(4) 少子化対策、交流人口拡大に向けた地域の取り組みへの支援

4. 真に必要な社会資本整備による地域内外の人流・物流の促進…………… p236
- (1) 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保
 - (2) 「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する高速道路の料金制度の構築
 - (3) まちづくり戦略と一体となった、地域公共交通の維持・再生促進

Ⅱ. 地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を

1. 創業、中小企業の経営資源確保、事業承継等の支援…………… p271

- (1) 創業・第二創業の促進と創業後のフォローアップの充実化
 - ①創業希望者と後継者難の事業者とのマッチング支援の促進
 - ②创业者の試作品販売・販路確保支援事業（創業応援プロジェクト（仮称））の創設
 - ③創業手続きのワンストップ化
 - ④創業希望者を増やす取り組みへの支援の拡充
 - ⑤創業支援策の安定的な実施
 - ⑥創業時の負担軽減（税、社会保険料）
- (2) 成長に向けた経営資源の確保…………… p272
 - ①若者・女性の中小企業での活躍支援
 - ②多様なニーズに対応した資金調達の円滑化
- (3) 事業承継・引継ぎ、事業再生等の早期検討の促進と支援の拡充…………… p275
 - ①事業承継・引継ぎ支援の拡充
 - ②金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援

2. 中小企業の新分野進出に向けた支援…………… p276

- (1) 成長分野への進出や生産性向上に向けた科学技術の活用・研究開発支援
 - ①3D プリンター、スーパーコンピューター等の活用支援の拡充
 - ②中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充
 - ③知的財産の活用等を後押しする支援の拡充
 - ④売上・生産性向上に向けた IT の利活用に対する専門家相談等の拡充
 - ⑤ものづくり補助金（中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業）の継続・拡充
- (2) 海外需要の獲得の後押し…………… p278
 - ①海外への販路開拓の支援の継続・拡充
 - ②海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充
 - ③ODA における中小企業の活用推進等
 - ④中小・中堅企業の海外展開に資する、TPP などの広域経済連携協定の推進
 - ⑤海外の特許等の取得・維持および模倣品・海賊版等の知的財産侵害対策への支援

3. 小規模企業の経営力向上と支援機能の強化…………… p279

- (1) 小規模企業施策の計画的・安定的な実施
 - ①小規模企業の「持続的発展」を図るための5カ年計画の策定・安定的な実行、小規模事業者持続化補助金の継続・大幅拡充

②小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充

③「施策マップ」の活用促進

（２）商工会議所を中核とした支援体制整備の推進

（商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への働きかけの強力な実施および地方交付税等国の支援の拡充、「経営発達支援計画」の実行を促す支援策の創設等）

4. 中小企業の基盤強化・事業環境整備 p280

（１）消費税、原材料価格等の円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等

①消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底

②原材料価格等の円滑な価格転嫁を図るための「下請法」の厳格な運用

③中小企業の官公需受注機会の十分な確保と確実な実行

④独占禁止法審査手続きの明確化・適正化

⑤中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進

⑥経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

（２）安全性を前提とした低廉かつ安定的な電力・エネルギー供給の実現

①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

②再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し

③中小企業の省エネ支援策の拡充

（３）企業活動を阻害する公的負担の軽減、中小企業の負担増となる税制改正は断固反対

①社会保障制度の重点化・効率化を軸とした改革推進、中小企業の負担軽減

②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

③外形標準課税の中小企業への適用拡大等は断固反対

④複数税率・インボイス導入断固反対

Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を p285

1. 復興加速の基盤となる支援の強化

2. 中小企業の経営再建の加速化への支援

3. 福島再生に向けた早急かつ着実な支援の実施

※平成27年度税制改正については、別途、意見・要望する。また、規制・制度改革については、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30」を、平成26年5月9日に発表している。

I. 地域の付加価値創造による「地域の活性化」を

1. 地域の力を結集した新たな産業の創出・育成

(1) マーケット重視の新製品・サービス開発を地域を挙げて支援する拠点の整備

(主要要望先：経済産業省)

厳しい企業間競争の中で、地域の活性化の担い手である中小企業にとって大きな課題は、販路の確保である。中小企業がもつ技術を磨くとともに、どのマーケットに向けて売り出すかを見据えた製品・サービス開発が、売上増および生産性向上の鍵となる。そのためには、技術（シーズ）に精通した人材に加え、マーケットのニーズや販売ルート等を把握した人材による販路開拓の専門的なアドバイスが必要である。

ついては、以下を講じられたい。

- 地域の公設試験研究機関、大学、高等専門学校、研究機関、金融機関や支援機関等が連携して、新製品・サービス開発に取り組む中小企業を支援する拠点の形成および支援人材(コーディネーター)の確保
- 同拠点における、企業連携・産学連携等につながる交流、生産性向上につながる現場改善、消費者に訴求するデザイン等をテーマにしたセミナーや勉強会の開催などに対する支援

(2) 農林水産業をはじめとする地域資源を活用した「地域ブランド」確立への支援

(主要要望先：経済産業省、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

① 6次産業化など農林水産資源の活用促進

多くの地域では、第一次産業が地域の基幹産業となっており、地域の活性化には、農商工連携・6次産業化の推進等が必要である。

ついては、以下を講じられたい。

- 6次産業化の取り組みの核となる人材の育成(食の6次産業化プロデューサー等)とネットワーク化への支援の拡充
- 建築基準法の緩和による木造中高層建築の容認、2020年オリンピック・パラリンピックの競技施設・選手村関連施設や内装の木質化など、国内における国産木材のブランド化と需要拡大のための施策の推進

② 地域資源を活用した商品等の試作品販売・販路確保支援事業(地域資源応援プロジェクト(仮称))の創設

地域資源を活用した商品・サービスに共通する大きな課題は、いかに「売れる」商品にするかであり、地域内外の消費者のニーズ把握が必要である。

ついては、地域資源を活用した製品・サービスに対する一般消費者の評価や改善意見を集め、販路確保につなげられるような仕組みを、国等が管理・運用するウェブサイト上に開設することなどによって、地域資源を活用した新商品・サービス開発の取り組みを支援されたい。

③ 地域資源のブランド化促進への支援の拡充

地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性をもった磨き上げ、商品化、最適

なチャンネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。

ついては、以下を講じられたい。

(i) 全国展開事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）の拡充

「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」の内容を拡充し、地域資源の発掘、試作品開発にとどまらず、商品化・販売までの一貫した支援を、以下により講じられたい。

- ・地域資源活用に関する専門家のデータベースとネットワークの構築および専門家派遣事業の実施
- ・販路開拓支援事業における対象販路の国外までの拡大
- ・常設展示・販売所（店舗・web等）の設置による全国のプロジェクトの一元的なPRと販売支援の仕組みの構築

(ii) JAPAN ブランド育成支援事業の拡充

JAPAN ブランド育成支援事業を、「クールジャパン」戦略の重要な事業として位置付け、海外市場への販売支援までを支援すべく、以下を講じられたい。

- ・海外の有力展示会等での「JAPAN ブランド」ブースの設置、海外における常設展示・販売所（店舗・web）など、販売拠点の整備
- ・海外へのマーケティング、販路開拓のための専門家（バイヤー等）データベースの構築および専門家派遣事業の実施

(iii) 中小企業地域資源活用促進法に基づく、地域資源を活用した新商品・サービス開発に関する支援の強化

中小企業地域資源活用促進法に基づき、中小企業事業者が地域産業資源を活用して行う新商品・サービスの開発等に対する補助金、融資・保証等の支援を拡充されたい。

④地域団体商標制度の料金減免制度の対象拡充

地域の特産品等を登録する地域団体商標について、新たにその登録主体に商工会議所等の団体が追加された。地域ブランドづくりを一層加速するため、商工会議所等の団体が行う地域団体商標について登録料金の減免措置の対象とされたい。

(3) 地域経済に広く波及効果を有する観光振興の推進（国内観光・インバウンド）

（主要要望先：経済産業省、国土交通省、総務省、外務省、法務省）

①「国内観光」の振興

観光立国を実現するには、「インバウンド」の推進と同時に、国内における旅行消費額（22.5兆円）の約90%（19.7兆円）を占める、国内居住者による「国内観光」の振興が必要である。

ついては、以下を講じられたい。

(i) 地域資源の観光資源化の促進

○地域産品を活用した食、土産品、体験型プログラムの開発など、着地型観光を推進する「観

光地ビジネス創出の総合支援」事業の一層の拡充

- 地域の自然、歴史・文化、街並み、生活様式、地場産品など地域固有の資源を活用した観光振興を推進するための、「地域資源活用ネットワーク構築事業」の拡充

(ii) 国と地方自治体の体制・連携強化

- 観光庁の機能強化など、関係府省庁の垣根を越えた横断的な推進体制の構築と観光振興政策に関する総合的かつ計画的な取り組みの推進
- 地方自治体間の連携・協働による広域的な観光振興の促進
- 滞在の長期化、相互送客、全国ネットワークの構築に資する3地点間の連携に基づく「観光トライアングル」の形成の促進支援（提案公募によるモデル事業への支援など）

②インバウンドの促進に向けた外国人客受け入れ環境の整備推進

2020年のオリンピック・パラリンピック開催が決定し、わが国への注目が高まっている。国が目指す、2020年の外国人旅行者数2,000万人を確実に実現するため、現状の的確な把握・分析と、それに基づく戦略的な施策として、以下を講じられたい。

(i) 「クールジャパン」「ビジット・ジャパン」の広報ツールを活用した地域ブランドの情報発信強化

- 豊かな食文化やものづくりの技術をはじめとした、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術などわが国の魅力を、「ビジット・ジャパン」や「クールジャパン」と連動させて、一元的に発信・プロモートし、日本ブランドとして展開させるなど情報発信の強化

(ii) 増加・多様化する観光客を受け入れる体制の強化（ハード・ソフト両面）

（ハード面）

- 首都圏空港の容量拡大と国際拠点空港等のフル活用
- オープンスカイの推進およびLCC（格安航空会社）やチャーターフライト、ビジネスジェットの入受環境整備などによる新たな航空事業者の参入促進を図るとともに、国際拠点空港と地方空港を有効活用し、ネットワーク強化を推進すること

（ソフト面）

- 外国語表記の案内板等やピクトグラム（視覚記号）設置などのインフラ整備およびガイド、通訳案内士等の育成への支援
- 訪日が多く見込まれる国々へのビザ発給要件のさらなる緩和
- 港湾・空港での出入国手続きの迅速化・円滑化に向けた機械化の推進や人員の拡充
- ムスリム（イスラム教徒）など人種、宗教、生活習慣等に対応した「国別接客マニュアル」の作成・周知や、生活・食事環境の整備への支援
- 公共空間等におけるWiFi環境の整備やスマートフォン、タブレット等を活用した案内システム導入への支援
- 地域における免税店（輸出物品販売場）の設置許可要件の明確化、手続きの簡素化の推進

2. 外需を呼び込み、域内経済循環の中核となる中堅・中小企業を支援

(主要要望先：経済産業省、内閣府、財務省)

地域には、域外から需要を獲得し、地域における取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支え、地域の中核的な役割を担っている中堅・中小企業がある。こうした中堅・中小企業の役割強化を図るため、以下を講じられたい。

(1) プロジェクトの牽引役となる中堅・中小企業を核とした連携事業に対する支援

①中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進する組織・人材（コーディネーター）の設置

市区町村や県境を越えた広域的なネットワークを形成し、研究事業や新商品・サービス開発を推進するためには、各企業等の強みを把握し、マッチングさせる役割を担う組織や人材が鍵となる。中堅・中小企業と大学、研究機関等の広域連携・取引ネットワーク構築を推進するための組織および人材（コーディネーター）の設置を推進されたい。また、コーディネーターを地域内で育成するほか、地域外から高度人材を確保する仕組みの構築を図られたい。

②中堅・中小企業を核とした産学官連携による研究開発の推進

産業界・大学・地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、中堅・中小企業を核とした事業枠を創設されたい。

＊「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」：

総合科学技術イノベーション会議が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要と判断・選定した研究課題への公募制度。内閣府に計上する「科学技術イノベーション創造推進費」を重点配分し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据えた研究開発等を推進するもの。現状、中堅・中小企業枠はなく、結果的に、上場企業が活用するケースが多い。1課題あたりの事業費は数十億円。

③大学発の研究シーズの掘り起こしと中小企業への技術移転・事業化につながるマッチング事業の支援の拡充

産学連携の推進には、事業化のシーズとなる技術の発掘や、連携体の組成に至るまでの支援が不可欠である。大学発の研究シーズの掘り起こしや、中小企業への技術移転と事業化につながるマッチング事業を支援する「シーズ発掘・橋渡し研究事業」を拡充されたい。また、中堅企業も同事業の対象に追加されたい。

(2) 中小企業の規模を超える中堅企業に対する支援

施策体系上明確な位置づけがない、中小企業の規模を超える中堅企業について、以下を講じられたい。

- 税法上の中小法人の基準の拡大（資本金3億円以下までの拡大）、中堅企業の成長を後押しする税制措置（租税特別措置による研究開発や投資促進など）の本則化
- 事業再生や構造改革に取り組む中堅企業向けの金融支援策の拡充

3. 地域の価値を高めるまちづくりの推進

(1) コンパクトシティへの取り組みの裾野の拡大

(主要要望先：内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省)

①小規模都市での中心市街地活性化の取り組み促進

中心市街地活性化基本計画の認定を受けている地域は、全国790市（平成26年4月現在）のうち、約15%にあたる119市にとどまっている。とりわけ、人口10万人未満の小規模都市における認定地域の割合は、約7%と極めて少ない。

については、今般、中心市街地活性化法の改正により、同基本計画の認定要件の緩和等が図られたことを踏まえ、小規模都市において認定制度の活用が進むよう、改正内容の周知に努められたい。

あわせて、同法と連携する改正都市再生特別措置法、改正地域公共交通活性化・再生法、およびそれらの関連制度の周知に努めるとともに、地方自治体や地域の経済団体等向けの相談体制を整備されたい。

また、中心市街地活性化に資する市街地再開発事業や土地区画整理事業等について、小規模都市をはじめとする各地域の実情に応じた活用が進むよう、一層の事業要件緩和を図られたい。

②中心市街地活性化の中核人材の育成・確保と推進機関の機能強化

改正中心市街地活性化法等の活用による官民協働のまちづくりを促すためには、その推進役として中核的な役割を果たす人材の育成・確保や、まちづくりの理念を地域に普及させる「中心市街地活性化協議会」と「まちづくり会社」等が、事業主体としての役割を担う各々の機能を強化することが不可欠である。

については、以下を講じられたい。

- 「タウンマネージャー」等の人材育成や、地域のニーズに応じた多様な分野の専門家派遣の仕組みの拡充（中心市街地再興戦略事業費補助金（専門人材派遣事業）等の拡充）
- 「中心市街地活性化協議会」が継続的に事業を実施するための人的支援の拡充（中心市街地再興戦略事業費補助金（協議会設置地域等に対する専門人材派遣事業）等の拡充）および財政的支援の創設
- 「まちづくり会社」の活動基盤強化に向けた財政的支援の拡充（中心市街地活性化事業、中心市街地再興戦略事業、地域商業自立促進事業等）や税制上の優遇措置の拡充

(2) まちのにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直し

(主要要望先：経済産業省)

中心市街地に立地する大型店は、その強い誘客力により、まちの賑わい創出の担い手として大きな役割を果たしているが、地方都市では、中心市街地からの大型店の撤退等により、空き店舗や空き地が放置されたままとなっている地域が多い。

については、大型店の撤退後の跡地利用等を促進するとともに、大型店と地域関係者との連携強化によるまちの賑わい創出を図るため、大規模小売店舗立地法について、以下を講じられたい。

①大型店の撤退に関する規定の創設

中心市街地等から撤退する大型店に対し、地域に悪影響を及ぼすことが想定される場合の後継店舗の斡旋・確保、建物の解体費用等の負担協議への協力等を行う旨の規定を設けられたい。

②大型店の地域貢献活動に関する規定の創設

大型店に対し、まちづくりへの協力や商店街組織、地域経済団体、中心市街地活性化協議会等と連携したコミュニティ事業などの取り組みを促すため、活動内容や成果等に関する地域関係者との意見交換会や、フォローアップ活動に参画することを義務付ける規定を設けられたい。

（３）地域の課題解決への新たな取り組みによる地域商業の再生

（主要要望先：経済産業省、農林水産省）

地域の賑わい創出やコミュニティの維持・強化の担い手である商店街等の地域商業を再生するため、以下を講じられたい。

- 地域の大学や研究機関、大型店、農林水産業者等との連携による新商品・サービス開発や、IT化への対応・買物弱者対策などの新たな課題に対応しようとする中小商店や商店街等の取り組みへの支援の強化
- 集客施設の整備や賑わい創出イベントの実施等に資する「中心市街地再興戦略事業費補助金」等の予算規模と補助対象の拡大（商業施設に限定されている解体・改修費用の支援対象の、公益施設や居住施設を含む共同施設への拡大など）

（４）少子化対策、交流人口拡大に向けた地域の取り組みへの支援

（主要要望先：内閣府、総務省）

各地域で大きな課題となっている少子化と人口流出の進行を食い止めるには、地方自治体のみならず、地域の様々な主体が協働し、総力を挙げて取り組む必要がある。

については、少子化対策、交流人口拡大に資する地域活性化の活動を促進するため、以下を講じられたい。

- 「地域少子化対策強化交付金」の拡充
 - ・少子化対策、交流人口拡大を目的に、地方自治体が、地域の支援機関等と協働して行う婚活イベント（街コン等）の支援対象化
 - *現在の制度では、街コン等「出会い」に係るイベントは対象外とされている。
 - ・複数年度にわたる支援の実施
- 「地域おこし協力隊」の活動をサポートする中間支援団体の活用促進のためのPRと中間支援団体への財政支援の拡充
 - *地域外から移住し活動する「地域おこし協力隊」の活動を、地域の中間支援団体（商工会議所、NPO等）がサポートする場合、隊員の活動費（200万円）から、中間支援団体への委託費の支出が認められている。尾鷲商工会議所（三重県）は、中間支援団体として、知見やノウハウをいかし、尾鷲市に移住した隊員のサポートを行っている。

4. 真に必要な社会資本整備による地域内外の人流・物流の促進

（主要要望先：国土交通省）

地域の活性化や国際競争力強化に加え、防災・医療など国民生活の安全・安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を創るためには、その基盤となる産業インフラの整備や地域公共交通の維持・再生が不可欠である。また、全国各地で、人口減少・少子高齢化が加速度的に進行していく中、可及的速やかにそれらの整備等を推進していく必要がある。

については、以下を講じられたい。

(1) 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保

- 地域の活性化や国際競争力強化につながる真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路等のミッシングリンク解消、高速道路料金の恒久有料化による更新費用の確保、整備新幹線の工期短縮化・早期完成、リニア中央新幹線の全線同時開業など）の促進
- 老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による安全性確保

(2) 「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する高速道路の料金制度の構築

重要な産業インフラである高速道路の料金制度については、有料制を維持しつつ、「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する持続可能な制度を構築されたい。

(3) まちづくり戦略と一体となった、地域公共交通の維持・再生促進

中心市街地活性化によるコンパクトシティの実現や交流人口の拡大など、まちづくり戦略と一体となった地域公共交通（LRT、コミュニティバス等）の維持・再生のため、財政的支援を拡充されたい。

平成27年度税制改正に関する意見

平成26年 9 月17日

日本商工会議所

基本的な考え方－4つの課題

（成長戦略の担い手である企業の競争力強化による持続的な経済成長の実現）

わが国経済は大胆な金融政策、機動的な財政政策により、民間活動が活性化し、需要の増加が消費や新たな投資に結びつく好循環が実現しつつある。全体として、景気回復の道筋を辿りつつあり、20年近くに及ぶデフレを脱却しつつある。一方で、地域の中小企業は、電力・ガス料金、仕入れ等のコスト増や、人手不足による人件費上昇等の厳しい経営環境に直面しており、中小企業における景況感の回復は力強さを欠いている。

景気回復を持続的な経済成長に結び付けるためには、成長戦略を着実に実行し、企業の競争力強化を実現する必要がある。成長戦略の実行の担い手は、経済の好循環の起点となる企業、とりわけ地域経済と雇用を支える中小企業である。法人税改革や規制改革を通じて、企業が活動しやすい事業環境を整備するとともに、企業自らがイノベーションを起こす必要がある。

（わが国経済における中小・中堅企業の役割、重要性とその活力の強化）

中小企業の中には、高度な技術を有し、海外企業とも競争する等、成長を志向する企業が存在する一方で、高い雇用吸収力を有し、多くの中小企業を支え、地域の中核的な役割を果たす中堅企業や、地域住民の身近な暮らしや地域コミュニティと雇用を支える小規模企業も存在している。これら、多様な中小企業の存在が、わが国経済の成長の基盤となっており、地域を支える中小企業の成長が、日本経済の成長につながる。これは、中小企業基本法において「中小企業はわが国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものである」とされていることから明らかである。

中小企業は、約3,200万人の雇用を抱え、約12兆円にのぼる社会保険料や、従業員へ支払う賃金から発生する約3兆円の所得課税の負担をはじめ、法人税の約3割、消費税の約5割を担うなど、雇用や投資活動を通じて、地域経済や国民生活と財政に大きく貢献している。

（地域経済の活性化と賑わいあるまちづくりの推進）

地域の活性化なくして、わが国の持続的な成長は実現できない。大都市への人口流出による地方の人口減少が、地域で活動する中小企業の活力を喪失させ、地域経済の疲弊を加速させている。喫緊の課題である地域の再生を実現するため、中小企業の活力強化を図り、地域経済を活性化し、地域における雇用を創出することで、若者の働く場を確保していく必要がある。農林水産業、観光資源、地方大学を核とした産学連携等、地域資源の活用による新たな付加価値創造を推進するとともに、地方自治体・地域住民と地域の中小企業が危機意識を共有し、行政サービスの集中と経済活動の集約・活性化を図り、コンパクトなまちづくりを実現すべきである。

（持続可能な社会保障制度の確立ならびに「人口急減・超高齢社会」の克服）

17年ぶりに国民や事業者に大きな負担を強いる消費税引き上げが実施されたが、持続的な社会保障制度の確立のためには、社会保障の重点化・効率化の徹底をはじめ、消費税引き上げの国民理解を得

るための行財政改革の断行等、歳出面での改革が不可欠である。

少子化による「人口急減・超高齢社会」を克服するため、2020年までに抜本的な対策を講じなければ、わが国は労働力人口の減少、経済成長の鈍化、地域社会の縮小、社会保障や国・地方財政の破たんリスクの高まりなど、厳しく困難な状況に直面することになる。

【目次】

基本的な考え方－４つの課題	238
Ⅰ. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革	
１. 法人実効税率は海外主要国並み20%台へ引き下げるべき	242
２. 代替財源、課税ベースの拡大について	242
３. 赤字法人の多い理由が、法人成りした小規模企業であるとの指摘について	244
Ⅱ. 消費税引き上げに伴う課題	
１. 社会保障・税一体改革の着実な実行	245
２. 消費税率10%への引き上げの判断	245
３. 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対	245
４. 円滑な価格転嫁の実現	247
５. 二重課税の見直し	247
６. 国境を超えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し	248
Ⅲ. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し	
１. 事業承継税制の抜本的な見直し	249
２. 分散した株式の集中化を図る税制措置	250
３. 取引相場のない株式の評価方法の見直し	250
４. 事業承継税制の活用に向けた改善	250
５. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	251
６. 相続時精算課税制度の見直し	251
７. 個人事業主の事業用建物等についての特例の創設	251
Ⅳ. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制	
１. 企業の成長を後押しする税制の拡充・本則化	253
２. 新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制	253
３. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充	254
４. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止	255
５. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	255
６. 人材投資を促進する税制措置	257
７. 企業の活力強化を促す税制	257
８. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充	258
９. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	259

V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

1. 内需拡大に資する税制措置	261
2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	263

VI. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税負担軽減措置の創設・手続きの簡素化	266
2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき	266
3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担を軽減すべき	267
4. 不納付加算税の軽減	267
5. 租税教育の充実	267
6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充	267

経済活動・国民生活に資する税制	269

I. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革

1. 法人実効税率は海外主要国並み20%台へ引き下げるべき

わが国経済の持続的な成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中堅・中小企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有するなど、地域経済に大きな貢献をしている地域の中核企業の成長の喚起が必要である。

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（約35.6%）は国際的に見て未だ高い水準にある。企業の国際競争力の強化や、対日投資を拡大するため、諸外国との競争条件のイコールフットィングの実現は急務である。

安倍総理が提唱する「企業・人が最も仕事をしやすい国」を実現し、経済の好循環を確立するため、法人実効税率を海外主要国並みの20%台へ引き下げるべきである。

法人所得800万円以下の中小企業は50万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の10%まで引き下げ、適用所得金額を拡大すべきである。

2. 代替財源、課税ベースの拡大について

法人実効税率引き下げの代替財源は、単年度の法人課税の枠内で税収中立を図るのではなく、徹底した歳出削減に取り組むことはもとより、予算全体の中での財源確保や、複数年度における経済成長の果実を活用すべきである。

そのため、今後の経済・財政運営においては、成長産業への集中的な投資による民間投資の拡大や、創業促進、新市場開拓など、成長・競争力重視の政策の実行により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。

課税ベースの拡大については、単なる財源確保といった観点での検討は適切ではない。地域を含めた経済への影響、国際的な整合性、企業の成長への後押し、中小企業の経営への影響、制度の簡素化や公平性等のさまざまな視点から慎重に検討すべきである。

（1）中小企業は、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献。地方税も応分負担

厳しい経済状況の中、中小企業は、赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。

中小企業は全体の雇用の7割を抱え、社会保険料の事業主負担分は民間事業主拠出分の約5割の約12兆円を負担している。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達し、地方税においても約4割を負担している。

（2）外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人177万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、全国知事会の要望（「法人実効税率見直しに関する提案」平成26年5月）においても、中小法人への外形標準課税への拡大については、慎重に検討すべきとの提言がなされている。

（３）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、景気変動や売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。

国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約92万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

（４）中小企業の成長を後押しする租税特別措置等は制限すべきではない

大企業並みの所得を得ている企業が租税特別措置を利用しているとの指摘があるが、大企業の平均所得が約15億円であるのに対し、所得が10億円を超える中小企業は、1万社に3社、全体で約750社程度と推計され、僅かの数である。

毎年、同規模の所得を得ているわけではなく利益の額は変動するため、単年度の所得をもって、租税特別措置法等の利用制限を行った場合、中長期での税制適用の見通しを不確実なものとし、予見可能性が損なわれる。中長期的な経営判断が必要な設備投資や人材投資、雇用の増加等に重大な影響を及ぼすことから、中小企業の成長を後押しする租税特別措置等の適用に所得制限を設けるべきではない。

（５）減価償却方法の見直しについて

IFRS（国際会計基準）の導入や事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、キャッシュフローが減少し再投資が困難になる、返済余力が縮小し金融機関からの借り入れ枠が減少する等、中小企業の経営に与える影響は大きい。

償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していない等の問題点が指摘されており、減価償却方法の見直しにあたっては、こうした中小企業の設備投資の実態を踏まえたうえで慎重に検討すべきである。

（６）中小企業の成長の基盤となる資本の蓄積を阻害する留保金課税の拡大には反対

激しい経済変動に対応し、安定した経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、

技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金課税の中小企業への適用拡大は、中小企業基本法の「国は中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、租税負担の適正化その他必要な施策を講ずる（第26条）」に反しているものである。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は断固反対であり、むしろ廃止すべきである。

（7）地方税の損金算入の見直しについて

法人事業税や固定資産税は事業に関連して発生する税であり、費用性があることから損金算入が認められているところであるが、地方自治体による超過課税や減免制度により、国税の課税ベースや、他の地域の税収に影響を与えるため、地方税を損金不算入とすることが検討されている。地方税の損金不算入措置は課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き上げることから、法人実効税率の引き下げとあわせて議論が必要である。一方で、地方税を損金不算入とし、法人実効税率のみ引き下げた場合、中小法人の軽減税率を適用している所得800万未満の中小法人や赤字法人には減税効果がなく、税負担が増加することになる。そのため、法人事業税をはじめ地方税の損金不算入措置については、課税所得の少ない中小企業に負担が偏らないように、中小法人の軽減税率の引き下げとあわせて議論すべきである。

3. 赤字法人の多い理由が、法人成りした小規模企業であるとの指摘について

欠損法人数が多い原因として、節税目的で法人成りした個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、もともと法人制度は、経済活動を円滑に行うために作られた極めて優れた制度であり、法人形態を選択すること自体は何ら問題ない。

法人形態を選択する理由は、金融機関や取引先からの要請など、継続的な取引の観点から社会的信用の向上を求められる点にある。国の政策においても、平成18年5月の会社法施行により、最低資本金制度が撤廃され、資本金1円でも会社を設立することができるようになるなど、法人化を支援する方向で法整備が行われてきた。

節税目的で法人成りを選択しているのではないかという点については、①そもそも、小規模企業の平均役員数は1.8人、平均役員給与は約500万円と極めて低い水準にあり、過大に役員報酬を得ていない。②役員給与は事前に税務署に届出を行っており、収益状況によって役員給与を期中に変更することはできない仕組みになっており、仮に過大な役員報酬を計上した場合は税務当局による取り締まりなど、税務執行面で対応する問題である。③個人事業主と企業の比較については、給与所得控除を含めた税負担だけでなく、社会保険料負担、申告・記帳の負担、会計の透明性の差異などを含め、総合的に検討すべきである。

なお、中小企業は、毎年9万社を超える登記がありながら、企業数自体は横ばいで推移しており、新陳代謝が相応に進んでいると考えられる。また、個人事業主で将来の法人成りを予定している事業者は総務省の調査によると、約1%であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、全体の制度の変更を図ろうとすることは不適切である。

Ⅱ. 消費税引き上げに伴う課題

1. 社会保障・税一体改革の着実な実行

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する基盤である。将来世代に負担を先送りせず、持続可能な社会保障制度の確立のため、社会保障給付の重点化・効率化の徹底を図り、消費税率10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革の断行が必要不可欠である。

今回の1年半という短期間で二度にわたる消費税率の引き上げは、国民・事業者に大きな負担を強いることになる。他方、労働力人口が減少し、団塊の世代がすべて前期高齢者に入る時代を目前に控える中、引き続き、「重点化・効率化」を軸とした年金・医療・介護等の各制度の改革を着実に実行するとともに、消費税引き上げへの国民の理解を深めるため、行財政改革の断行など歳出面の抑制に取り組むことが強く求められる。

2. 消費税率10%への引き上げの判断

消費税率8%への引き上げに際し、約5兆円規模の経済対策パッケージの策定による経済の下支えや、消費税転嫁対策特別措置法の制定等による円滑な価格転嫁に向けた取り組みにより、日本商工会議所が本年5月に行った調査では、6割を超える中小企業が8%への引き上げ分を全て価格転嫁できたと回答しており、平成9年の5%への引き上げ時に比べ、円滑に転嫁が進んでいる。一方で、なお1割の中小企業が全く価格転嫁できていない状況にある。とりわけ、対消費者取引の事業者は全て価格転嫁できたと回答した割合が5割と低い結果にとどまっており、売上規模が小さな事業者ほど転嫁が困難であると回答している。

消費税率10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、わが国にとって重要な判断となる。平成26年7－9月期以降の景気の持続的な回復軌道の維持が不可欠であり、経済状況の推移や価格転嫁の実現状況を詳細に分析し、経済の環境整備に万全を期すべきである。

消費税率10%の引き上げにあたっては、円滑な価格転嫁に向けた取り組みを継続するとともに、持続的な経済成長を実現するための成長戦略の着実な実行による企業の競争力強化はもとより、消費税引き上げ後の景気の下振れをカバーする景気・経済対策の実施が必要である。

3. 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対

消費税の複数税率については、平成26年度与党税制改正大綱において「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。」とされ、与党税制協議会より、線引きについての考え方、8つの線引き案、4つの区分経理案が提示されているが、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

(1) 複数税率は社会保障制度の持続可能性を損なう

複数税率は、高所得者ほど大きな恩恵を受けるため、逆進性対策としては非効率である一方、大幅に社会保障財源の減収を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。

失われた社会保障財源を新たに補うためには、社会保障給付の削減や、消費税率の再引き上げが必要となる。赤字国債を発行することになれば、国民や将来世代に別の形で負担を強いることになる。

低所得者対策としては、真に必要なものに対して、きめ細かな現金給付で対応すべきである。

(2) 対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く

与党税制協議会において、対象範囲として、8種類のパターンが提示されているが、いずれの場合も軽減税率の対象品目となるか線引きが不明確であり、国民・事業者双方に大きな混乱を与えることになる。

線引きによって類似の品目でありながら公平な取扱いをすることが困難となる事例が多く発生し、国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する。

EU 諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等で数多くの問題点が指摘されている。

(3) 新たな区分経理の事務や、インボイスの導入により、大きく事務負担が増加する

①区分経理の事務の発生による負担の増加

約8割の小規模企業は、帳簿を税込価格で記帳（税込経理）し、売上高・仕入高の年間合計額に8/108を乗じて、消費税の計算・申告をしている。複数税率が導入されると、品目別に税率を判断して、記帳する区分経理の事務が新たに発生する。

与党税制協議会において、区分経理の仕組みとして4パターンが提示されているが、請求書等保存方式・インボイス方式どちらの方式を採用しても、品目毎に税率が異なることから、見積りから納品・請求に至る取引の各段階、記帳から納税事務まで、現行に比べて大きく事務負担が増加する。

とりわけ、規模の小さい事業者ほど、経理事務でITを利用していない実態（売上高1千万円以下で約6割）があり、新たな区分経理に対応することは困難である。

請求書等保存方式を採用し、請求書の発行を義務付けた場合は、対消費者向けの現金取引等において、現在は発行を求められていない帳票類についても、作成・管理・保存が必要となり、事務負担が大きく増加する。

②インボイス導入は、企業に極めて重い事務負担を強いる

インボイス方式を導入した場合には、インボイスに記載された税額を記帳しなければならない、税込経理方式による消費税の経理事務が困難となるため、税抜きの記帳が必要となる。また、納税時においては、売上と仕入のインボイスに記載された税額をそれぞれ積み上げ、その差額を納税することになるため、現在の法人税・所得税の帳簿による計算とは別に消費税の税額計算を行わなければならない。そのため、インボイスを導入した場合、請求書等保存方式に比べて極めて重い事務負担を強いられることになる。

③インボイスが導入されると、500万を超す免税事業者が取引から排除され、課税事業者を選択することを強いられる

インボイスが導入されると、免税事業者は税額欄にゼロを記載する必要があるため、取引先は仕入れ税額控除ができなくなる。一方で、免税点制度への誤解から、消費者から消費税率分の不当な値引き要求等を受ける懸念がある。そのため、500万を超える免税事業者は取引から排除され、課税事業者を選択せざるをえなくなる。

④インボイスが導入されると、徴税側の事務負担も増加する

インボイスは仕入れ税額控除のための証書であるため、欧州等では偽造インボイスを利用した国境を跨ぐ不正事件が横行し、税務当局による取り締まり強化等により徴税側の事務負担が増加している。

⑤複数税率が導入されると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる

簡易課税制度においては、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化することが想定される（ドイツでは40区分）。制度が複雑化すると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる。

4. 円滑な価格転嫁の実現

（１）価格転嫁対策特別措置法に基づく、実効性の高い価格転嫁対策

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現に向け、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。全国の商工会議所では、消費税引き上げ前後において、60万を超える事業者からの相談に応じるなど、円滑な価格転嫁の実現に取り組んできた。

公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により対事業者間取引における転嫁拒否等の行為は一定の抑止効果が効いていると考えられるが、一方で、対消費者取引や、規模の小さな事業者ほど転嫁が困難であることが実態であり、商工会議所には転嫁拒否等の行為についての相談が引き続き寄せられている。

政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

（２）価格転嫁に効果の高い外税表示選択の恒久化

消費税の価格転嫁の調査結果において、4割を超える事業者が「外税取引や外税表示のため、税額を上げることが可能であった」と回答するなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、外税表示の選択は時限措置であることから、事業者は平成29年3月31日までに税抜き表示から総額表示に切り替える必要がある。消費者に対して、価格を一気に10%引き上げたかのような印象を与えるため、売上を維持するためには税込価格を引き下げなければならなくなり、消費税の価格転嫁に影響するとの懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所へ寄せられている。

消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成29年4月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

5. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題があり、今回の消費税の引き上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

①印紙税

②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

③自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）

※自動車重量税は自動車税との二重課税

④嗜好品に課せられる税（酒税等）

⑤その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

6. 国境を超えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し

現在、海外からのインターネット等を通じた役務提供には消費税が課せられておらず、同様の役務を提供している国内企業は不利な競争環境に置かれている。国境を超えた消費税制度は、早急に見直し、国内取引と同様に消費税を課税すべきである。制度の見直しにあたっては、中小企業に過度の事務負担を強いることのないように配慮すべきである。

Ⅲ. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

60歳以上の経営者の割合は20年前の29.8%に対して、2012年には51.8%にまで増えており、経営者の高齢化が進んでいる。経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっており、今後10年間で、5割を超える現経営者が平均引退年齢にさしかかり、事業承継のタイミングを迎えることと予想される。一方、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。中小企業は地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている。経営者が交代する際、非上場株式を売却することなく代表者に承継し、実態として交代前と変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。既に分散している株式の集中化や、後継者以外の経営に係らない相続人への事業用資産の分散の防止等、事業承継にあたって中小企業が乗り越える課題は多岐にわたっている。

そのため、中小企業の多様なニーズ、急激に進む経営者の高齢化、労働力人口の減少等雇用環境の変化、事業承継の形態の多様化といった経営承継円滑化法施行時からの状況の変化に対応すべく、事業承継税制の抜本的な見直しを早急に図る必要がある。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

1. 事業承継税制の抜本的な見直し

(1) 発行済議決権株式の総数等の「2／3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の3分の2までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。相続時に実質的に売却困難である3分の2を超える株式は相続税負担がかかるため、事業の円滑な承継が困難となっている。

(2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、早急に実現すべきである。発行済議決権株式の総数等の3分の2までとする上限かつ80%の納税猶予では、結果として猶予効果は半分（約53%）にとどまり、効果が薄いことが利用の進まない原因の1つとなっている。

(3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材が限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。現行制度では後継者を1人に選定しなければ納税猶予制度を利用することは出来ないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

2. 分散した株式の集中化を図る税制措置

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

将来的には、事業用資産を後継者へ集中させるため、相続税の課税方式のあり方も併せて検討が必要である。

3. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。後継者が価値ある企業の経営資源を円滑に承継し、雇用や投資を通じて企業の成長を図る観点から、配当還元方式や、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式、収益還元方式、類似業種比準方式など多様な評価方法を検討し、事業の継続を前提として、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族、3親等内の姻族」は、親族関係が希薄化した現在では馴染まないため、早急にその範囲を縮小すべきである。

4. 事業承継税制の活用に向けた改善

（1）贈与税猶予制度の見直し

贈与税の納税猶予制度については、贈与者（先代）の死亡後に相続税の納税猶予制度へ切り替えて、納税猶予を継続させる仕組みである。しかし、先代が健在でいる間に2代目後継者の高齢化も進み、3代目に事業承継した方が事業の安定的な継続に資する場合であっても、現行制度では、先代が存命の場合には、3代目に譲り渡した時点で贈与税の納税猶予が打ち切りとなる。2代目後継者が5年間の事業継続期間において各種要件を満たした場合については、先代の死亡を待たずに3代目へ生前贈与し、贈与税の納税猶予の適用を3代目に引き継ぐことを可能とすべきである。

（2）事前確認制度の利用促進に向けた措置

平成25年度税制改正において、経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置を講じるべきである。

（3）贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年

以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

(4) 民法特例の見直し

平成25年度税制改正により、平成27年1月からは親族外承継についても事業承継税制の対象とされたところであるが、経営承継円滑化法の遺留分に関する民法特例については、後継者は現経営者の推定相続人であることとされており、親族外の第三者が後継者となる場合の事業承継については、本特例の適用を受けることができない。

親族外承継が増加する中、親族外承継に対する支援措置を拡充することにより、中小企業の事業の継続を図り、雇用の維持・創出に繋げることが重要であるため、親族外承継についても民法特例を適用すべきである。

(5) 雇用要件の緩和

日本の人口は減少局面を迎えており、労働力人口割合も減少を続けている中、雇用を維持し続けることは、今後、一層厳しくなることが予測される。

現在、常時使用する従業員は厚生年金保険の被保険者とされているところであるが、業種や規模によっては要件を満たすことが困難であることから、従業員の算定基礎を柔軟に検討すべきである。

(6) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

6. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

7. 個人事業主の事業用建物等についての特例の創設

個人事業主については、小規模宅地の特例があり、有効に活用されてきたところであるが、地方においては、資産における建物の割合が高く、個人事業主の事業承継の大きな阻害要因となっている。

そのため小規模企業の約6割を占める個人事業主に係る事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置を講じるべきである。

Ⅳ. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制

＜中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充・本則化＞

1. 企業の成長を後押しする税制の拡充・本則化

（１）商業・サービス業活性化税制の拡充・本則化

消費税の10％への引き上げが予定される中、商業・サービス業を営む中小企業等の経営改善に資する設備投資を後押しするため、償却率（30％）および税額控除率（7％）の大幅な引き上げを行った上で、本則化すべきである。

（２）中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

売掛金等の債権が貸倒れた場合のリスク軽減に寄与していることから、中小企業等の貸倒引当金については、適用期限を延長すべきである。

（３）軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

エネルギーコストの軽減を通じて、中小企業の経営の安定、地域経済の発展に寄与していることから、軽油引取税の課税免除の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

（４）信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長

中小企業の担保保証費用の負担を軽減し、資金繰りの円滑化に寄与していることから、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置については、適用期限を延長すべきである。

（５）環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充・延長を図るべきである。また、エネルギーの安定供給の確保の観点から、コージェネレーションに係る固定資産税の課税標準の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

（６）個人事業者の税負担の軽減

個人事業者は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、事業主報酬の損金算入化、青色申告控除（65万円）や個人事業税の事業主控除（290万円）の拡充等、個人事業者の税負担の軽減を図るべきである。

2. 新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、わが国の企業数は2009年からの3年間で約35万社が減少している。企業数の減少に歯止めをかけ、経済活力を維持するためには創業の促進が不可欠である。創業は、産業の新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。開業率10％台の目標達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

とりわけ、創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資

金等に多額の資金が必要な一方、創業後は十分な資金を調達することが困難なケースが多い。果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の措置が必要である。

(1) 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置を図るべきである。

(2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠（1,000万円）の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

(3) エンジェル税制の利用促進に向けた運用改善・適用要件の拡充

①エンジェル税制の利用促進に向けた運用改善

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、適用件数が低迷しているエンジェル税制の利用促進が不可欠である。まずは、ベンチャーキャピタルをはじめ金融機関や専門家と連携し、エンジェル税制適用企業の事前確認制度の周知や、事前確認企業の投資家への広報を強化するなど、運用面の改善が求められる。

②エンジェル税制の適用要件の拡充

ベンチャー企業への投資拡大の観点より、適用企業要件である売上高成長率（25%超）の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、農業や環境等の成長産業への投資促進を図る措置を講じるべきである。

一方で、個人投資家の投資意欲を喚起する観点から、投資額の所得控除の上限額（総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方）を引き上げるとともに、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充

競争力の強化に向け、自らの強みや特性を最大限に活かして行う独自技術の確立や、市場ニーズをとらえた製品開発など、中小企業のイノベーションの促進に向けた取り組みを大胆に支援することが必要である。

(1) 研究開発投資促進税制の拡充・本則化

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発投資促進税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①研究開発投資の底上げのため、平成25年度税制改正で拡充された総額型の税額控除上限は、30%で恒久化すべきである。

②オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、中小企業に支払った技術ライセンス料および特許譲受対価を追加すべきである。また、控除率について、現行の12%から60%へ引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図るべきである。

③中小企業の知的財産権の国内保有を推進するため、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すべきである。

- ④中小企業の研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるべきである。
- ⑤安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。

（２）研究開発投資促進税制の中小企業を対象とした運用面の大胆な改善

経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべきである。

また、試験研究費の対象費目（製造原価）を明確化することが、利用促進には必要不可欠であり、テンプレート等の作成や、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべきである。

4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

（１）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止する必要がある。特に、機械・装置に係る固定資産税については、中小企業の前向きな成長を阻害するものであることから、早急に廃止すべきである。少なくとも、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（２）企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

5. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業数は、国内事業のみを行う企業と比べ、海外展開を行う企業は、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

(1) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の引き下げ (20%→18%)

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成22年度税制改正において25%から20%に引き下げられたが、その後、アジア諸国や欧州等では法人税率を引き下げる動きが加速化している。

特に、中小企業の進出の多いタイは2013年より20%に引き下げられ、タックスヘイブン対策税制の対象国となることから、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになる。

中小企業の海外展開を推進する観点から、タックスヘイブン対策税制のトリガー税率を現行の20%から18%程度まで引き下げるべきである。

(2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

① 中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③ 外国税額控除の抜本的な見直し

企業の国際競争力維持・強化のため、国際的な二重課税は完全に排除する必要がある。帰属主義の導入により、本店に帰属しない所得に対して課税する90%シーリングは整合性が取れないため撤廃すべきである。また、外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(3) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設

経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しする観点から、海外の見本市や商談

イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用等を税額控除可能とする制度を創設すべきである。

6. 人材投資を促進する税制措置

（１）雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の利用を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後２か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

（２）人材教育や採用活動に伴う費用の一定割合の税額控除

中小企業は雇用の約７割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や、教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

（３）社会保険料事業主負担分の一定割合を減免する措置

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

7. 企業の活力強化を促す税制

（１）会社法の見直しにおける監査役設置会社の登記に関する登録免許税の非課税措置を

平成25年６月に成立した会社法の一部を改正する法律により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれた。当該改正による中小企業への影響は約100万社にも及ぶが、会社の実態が何ら変わらないにも係らず、法改正により本来必要でない登記申請が義務付けられることになる。そのため、会社法の一部を改正する法律の施行後に当該登記を行った際の登録免許税については、非課税とすべきである。

（２）地球温暖化対策税の見直し

平成26年度税制改正において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うこととされた。

しかしながら、震災後、電気料金・エネルギーコストの高騰や供給不安が企業規模を問わず、新たな投資や雇用の拡大を阻害しており、現下のエネルギーコストを取り巻く現状に鑑みれば、さらなる税率引き上げや森林吸収源対策への使途拡大はすべきではなく、むしろ税率の引き下げを検討すべきである。

（３）市場開拓や販売促進費用の一定割合の税額控除

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(4) 経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用や ISO 取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(5) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(6) 企業年金の拡充

将来的な公的年金のスリム化が懸念される中、自助努力の仕組みとして企業年金制度の重要性がますます高まっており、多くの中小企業が企業年金制度を導入できる柔軟な仕組みの構築が必要である。とりわけ税制面においては、確定給付企業年金（DB）の将来の積立不足に備え、企業の実情に応じて、掛金の拠出拡大を一定の範囲内で認めることや、企業規模の拡大等により中小企業退職金共済から脱退する場合の資産移管を確定拠出年金にも認める措置を講じるべきである。

また、企業年金の持続性・健全性を著しく損なう企業年金積立金に対する特別法人税は、撤廃すべきである。

(7) 役員給与の全額損金算入化

役員給与については、税務上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認めることや、引き下げについては柔軟に認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

8. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

中小企業は、地域経済の活力維持や雇用確保等といった重要な社会的機能を持つ。しかしながら、中小企業の多くは経済政策の恩恵を十分に受けることができず、また消費増税の影響もあることから、依然として厳しい経営環境にあると考えられる。以上を勘案すると、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきと考える。

(1) 協議会関与の下での事業再生における資産評価損益の計上要件等の緩和

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って協議会版 DDS による再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」（策定手順）に従った資産評価が実施されることを要件として、別表添付方式によって資産の評価損益を損金及び益金に計上し、かつ一定額を限度として特例欠損金を青色欠損金に優先して損金算入することを認めるべきである。

(2) 協議会関与の下での「一定の私的整理」要件の緩和を

特に小規模な再生企業の事業再構築を積極的に後押しするため、中小企業再生支援協議会関与案件については、一定の要件の下で、一の金融機関等により行われる債権放棄等であっても、資産の評価損益の損金及び益金算入並びに特例欠損金の優先的損金算入を認めるべきである。

(3) 事業再生に係る固定資産税の減免措置の創設

事業再生の局面においては、再生企業の資産価値を時価に再評価し、時価が簿価よりも低い場合には評価損について損金算入が認められているが、固定資産税の評価基準においては、これらの実態に即した評価替えが行われておらず、再生に取り組む企業にとっては過度な負担となっている。特に、地方においては、中心市街地に巨大な空きビルが取り残される等、地域活性化に対して大きな阻害要因になっている。このため、中小企業再生支援企業議会等が策定する合理的な再生計画において適切な資産査定が行われている場合には、減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を認めるべきである。

(4) 債務超過会社に対する貸付金債権について、相続税法上の評価減要件の緩和

中小企業においては、同族関係者が当該企業へ個人資金を貸し付けることで、資金繰り支援を行っていることが多い。中小企業再生支援協議会等が策定する合理的な再生計画に基づく場合は、債務超過会社に対する同族関係者からの貸付金を、一定の要件の下で、相続税評価額をゼロにする施策を講じるべきである。

9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金 1 億円超 10 億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模企業や中小企業とその従業員や家族を支えている。こうした中核的な役割を果たす企業は、財務面において安全性を重視し、成長に向けた取り組みに挑戦しない傾向が強まっている。地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、金融面での支援とともに、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要である。

(1) 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大（資本金 1 億円以下→3 億円以下）

ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を模索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る中小企業が多く存在しており、こうした中小企業のさらなる成長を後押しするための施策として、研究開発や設備投資等に対する租税特別措置が重要である。

しかし、税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金 1 億円以下とされているため、中

小企業基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在する。中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金 3 億円以下まで拡大すべきである。

（２）中堅企業（資本金 3 億円超10億円以下）の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業（資本金 3 億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。

中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）や中小企業投資促進税制をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

（３）欠損金繰戻還付制度の適用対象の拡大

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大すべきである。

（４）資本金 1 億円超の同族会社に対する留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する、資本金 1 億円超の同族会社に対する留保金課税は廃止すべきである。

V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

1. 内需拡大に資する税制措置

(1) 内需拡大に資する住宅税制の延長（住宅取得資金の非課税特例等）

経済成長や景気回復のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。住宅は購入価額が高額であるため、消費税負担が重く、消費税引き上げによる駆け込み需要と反動減の影響が大きい。平成26年4月の消費税率8%への引き上げに伴い、特に、戸建注文住宅は昨年10月以降2ケタの大幅な落ち込みが継続しており、地域経済や雇用、中小企業への影響が顕在化している。消費税率10%への引き上げの際には、住宅の取得に係る負担を増加させないよう実効性のある措置を講じるべきである。

①住宅取得等資金への非課税制度の拡充・延長

若年層の住宅資金への支援を行う観点から、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度は、非課税限度額を3,000万円に拡充のうえ延長するとともに、相続時精算課税の選択の特例を延長すべきである。

②土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税率の軽減措置は延長すべきである。

③住宅の登録免許税の軽減措置の延長

住宅用家屋の所有権の保存ならびに移転登記に係る登録免許税の軽減措置は延長すべきである。

④不動産取得税の減免制度の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置ならびに、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置は延長すべきである。

⑤Jリート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の拡充・延長

⑥サービス付き高齢者住宅に関する固定資産税、不動産取得税の特例の延長

⑦事業者が中古住宅を買取し、リフォームして再販する住宅に関する不動産取得税の非課税措置の創設

(2) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の恒久化

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化すべきである。少なくとも、適用期限を延長すべきある。平成24年度改正において、買換え特例における事業所等の面積要件300㎡が設けられたが、特に、都市部での利用を阻害していることから、撤廃すべきである。

(3) 中心市街地活性化、都市再生・再開発に資する税制措置の延長

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置を延長すべきである。

①中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税、固定資産税の減免

②市街地再開発事業に係る割増償却特例や固定資産税減免の特例の延長

③認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等を減免する都市再生促進税制の延長

(4) 固定資産税に係る負担軽減

①商業地に係る固定資産税の負担軽減を図るべき

平成27年は3年に一度の固定資産税の評価替えの年であり、赤字法人も固定的に係る固定資産税の負担軽減を図ることにより、わが国の立地競争力の強化を図るべきである。土地評価方法を見直すとともに、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、負担水準の上限（70%）を60%へ引き下げる等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じることが必要である。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。

また、固定資産税は担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されており、特に規模の小さい中小企業に相対的に過重な負担となっている。このため、中小企業に対する軽減税率を創設すべきである。

②住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置（1／6特例）の延長

住宅所有者の負担軽減を図る観点から、住宅用地の固定資産税の負担を軽減する課税標準の特例措置（小規模宅地1／6、一般宅地1／3）については延長すべきである。

③建物に係る固定資産税の評価方法の見直し

建物に係る固定資産税については、年数が経過しても評価額が下がらない等の問題点が指摘されており、現行の再建築価格方式を早急に見直すべきである。

(5) 訪日外国人向け免税店制度を簡素化し、共同免税カウンターの設置を認めるべき

訪日外国人向け免税店制度については、平成26年度税制改正で免税対象品目が大幅に拡充され、訪日外国人向けショッピング環境の充実が図られている。一方で、免税店においては、百貨店を除き、個店毎に免税カウンターの設置が義務付けられており、商店街や中小企業等での対応が難しいケースもある。観光振興の観点から、免税店の免税カウンターの設置義務を簡素化し、商店街や地域の観光地毎に共同の免税カウンター設置を認めることで、免税店の拡充を図るべきである。

(6) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直し

わが国は、65歳以上の高齢者が資産保有の6割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。貯蓄率が高い高齢世代から、教育等の子育てや消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することは、消費の活性化とともに、少子化対策にもつながる。

①教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象を、出産・育児・結婚費用等の少子化対策を目的とした費用に拡充したうえで、贈与税の非課税額上限（1,500万円）を引き上げるべき

②贈与税の基礎控除額（110万円）を大幅に拡充すべき

(7) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を

復活させるべきである。

(8) 防災・減災に係る税制措置の創設

防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、災害時における事業継続に有効な免震・制振装置及び自家発電装置に対する設備投資減税の創設、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

また、空き家となった老朽住宅が放置され、防災上の問題となる事例が多発している。老朽家屋が撤去されない大きな理由として、更地にした場合の土地の固定資産税評価額の上昇や、相続税評価額の上昇が挙げられている。防災力の向上の観点から、市町村等の計画に基づく老朽家屋を除去した場合には、老朽家屋の除去後の土地（更地）に係る固定資産税および相続税評価の減免制度を創設すべきである。

(9) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されているが、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

今後の避難指示解除区域等の復旧・復興の拠点となる避難解除区域への事業再開に向けて、避難指示解除区域で事業を再開する際の法人税の減免措置（再投資準備金制度、機械・建物の特別償却）や、避難指示解除区域での資産を取得する際の固定資産税等の減免措置を創設すべきである。

2. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆

行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人177万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、全国知事会の要望（「法人実効税率見直しに関する提案」平成26年5月）においても、中小法人への外形標準課税への拡大については、慎重に検討すべきとの提言がなされている。

（３）地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人税の遍在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

（４）地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

（５）ふるさと納税の拡充

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄付金が増加する等、納税者の自由意思による納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、地域の特産品等の発送による地域資源のPRや、地域経済への好影響も期待できる。地域活性化に寄与するふるさと納税制度は拡充すべきである。

（６）法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

(7) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

Ⅵ. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税負担軽減措置の創設・手続きの簡素化

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- ② 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。
- ③ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである。
- ④ 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。

→e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。

(ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。

(イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること。

→地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。

→本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。

→固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。

→中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。

→国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。

→法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。

→「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。

→連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。

→準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。

→法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。

- ⑤ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である。

- ⑥ 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成25年1月より2.1%の復興特別所得税が25年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって1円単位の源泉徴収額が発生し、現場では既に混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担を軽減すべき

社会保障・税番号は、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化を可能とし、適正な社会保障政策の実施や行政効率化に向けて不可欠な社会インフラである。

社会保障・税番号が導入されると、源泉徴収等の法定帳票に従業員等の番号を記載するなど、各種申告事務で事業者になたな納税事務負担が発生する。社会保障・税番号導入にあたっては、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

4. 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起ると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。
- ②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

5. 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されているところである。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として中小企業・小規模事業者の振

興や、地域の再生・活性化に取り組んでおり、地域に果たすべき役割と期待は大きい。商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。
- (3) 所得控除の適用を受ける小規模企業共済制度の対象となる小規模企業者の範囲を拡充すること。

2. 法人税関係

- (1) 事業引き継ぎ促進の観点から、事業関連性要件等の適格合併要件を緩和すること。
- (2) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (3) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金や電話加入権等の損金算入を認めること。
- (4) 新規事業に取り組む若手経営者を後押しする法人税の優遇税制を検討すること。

3. 地方税関係

- (1) 自動車取得税の廃止までエコカー減税を延長・拡充すること。
- (2) グリーン化特例の拡充等、自動車税・軽自動車税を軽減する措置を講じること。
- (3) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (4) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (5) 土壌汚染された土地に対する固定資産税等を減免する措置を講じること。
- (6) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (7) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (8) 固定資産を修繕した場合の費用計上可能額を拡大すること。
- (9) 長年にわたって地域に貢献している老舗企業に対する地方税の軽減を検討すること。
- (10) 基礎的な先端研究や、国際的な知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. 相続税・贈与税関係

- (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すること。
- (2) 相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすること。

5. その他

- (1) 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールを復活すること。
- (2) 小規模事業者の事業承継の円滑化を図るため、配偶者・子への事業譲渡時に支給される小規模企業共済金について、第三者への事業譲渡時の金額と同一とすること。

- (3) エコカー減税の拡充等、自動車重量税の軽減措置を図ること。
- (4) バリアフリー車両に係る特例措置を延長すること。

以 上

Ⅱ. 地域経済を支え、イノベーションの源泉となる「中小企業の活力強化」を

1. 創業、中小企業の経営資源確保、事業承継等の支援

(1) 創業・第二創業の促進と創業後のフォローアップの充実化

(主要要望先：経済産業省、内閣府、文部科学省)

①創業希望者と後継者難の事業者とのマッチング支援の促進

創業希望者と後継者難の事業者とのマッチングは、「創業支援」と「事業引継ぎ支援」を同時に実現する重要な施策である一方、成約に至るまでには、親族以外への事業譲渡を検討する事業者の掘り起こしから条件のすり合わせまで、多くの時間と労力が必要となる。

については、事業引継ぎ支援センターにおける、マッチング支援事業の促進をはじめとした機能強化のため、以下を講じられたい。

- 創業スクール等の卒業者の登録制度および後継者難の事業者とのマッチング
- 事業引継ぎ支援センターの設置の促進
- M&Aの実務経験のある人材の配置
- 事業引継ぎ（M&A）のガイドラインの作成・周知

②創業者の試作品販売・販路確保支援事業（創業応援プロジェクト（仮称））の創設

創業後の大きな課題は販路の確保である。官公需における支援に加え、民間の需要も活用するため、例えば、創業間もない事業者が開発・販売する製品・サービスを、希望する一般の消費者が試し、その評価や改善意見を販路確保につなげられるような仕組み（創業応援プロジェクト（仮称））を、国等が管理・運用するウェブサイト上に開設されたい。

③創業手続きのワンストップ化

創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓などの本業に専念できるよう、創業時に必要な各種行政手続き（税務、登記、雇用関係等）について、ワンストップ化を図られたい。

④創業希望者を増やす取り組みへの支援の拡充

創業希望者は、過去10年で60万人近く減少している。わが国の創業を増やすには、創業者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取り組みが必要である。

については、以下を講じられたい。

- 創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするための、初等教育段階からの起業家教育（小中学生等を対象とした、産業界との連携による起業体験や起業教育プログラム等）に対する支援の創設
- 起業・創業を希望する大学生・大学院生に対する起業・創業プログラムの実施

⑤創業支援策の安定的な実施

創業希望者の受け皿となる創業支援策を、安定的に継続することが重要である。

については、以下を講じられたい。

- 地域創業促進支援事業（創業スクール事業）の継続および受講料（ベーシック・女性向け10,800

円、第二創業5,400円)の引き下げ

- 産業競争力強化法に基づき認定された創業支援事業計画により事業を行う創業支援事業者向けの補助金(補助率3分の2、補助上限額1,000万円)の継続・補助対象事業の拡充
- 創業促進補助金(創業・第二創業向け)(補助率2/3、補助上限額200万円)の継続・拡充および「第二創業」における「事業承継」要件(*)の緩和

*:「第二創業」では、「応募日から6カ月以内に代表権の承継を行う予定」であることが要件とされている。

⑥創業時の負担軽減(税、社会保険料)

創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、中小法人の拡大・発展を後押しするため、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間(資本金額1億円以下の場合9年間)の無期限化を図られたい。

(2) 成長に向けた経営資源の確保

①若者・女性の中小企業での活躍支援

(主要要望先:経済産業省、厚生労働省、文部科学省、外務省)

(i) 採用活動への補助・助成制度の創設

中小企業における若手人材の採用ニーズが高い一方、学生は大企業志向が強く(*1)、ミスマッチが生じている。高い技術や優れたサービスを持つ中小企業であっても、学生に対する知名度が低いために、優秀な人材の確保に結びつかない場合がある。また、強い人手不足感から即戦力人材に対する求人意欲が高い中小企業では、能力や年齢の面で条件が合わず、採用につながらない場合がある。こうしたミスマッチを解消するため、中小企業が、自社の事業内容や求める人材像、企業の魅力を積極的に発信し、採用につなげるための支援が必要である。

については、以下を講じられたい。

- 新規学卒者等を対象にした、民間事業者が開催する有料の合同会社説明会等に参加する中小企業に対する補助・助成の創設
- 中小企業のインターンシップ受入れ促進支援(ノウハウを持つ人材による中小企業への相談体制の構築や受入れに伴うコストへの経済的支援)をはじめとする、中小企業における人材確保から定着までの支援
- ハローワークの企業ニーズに関する情報収集機能の強化、およびハローワークが有する求職情報やマッチングデータ(*2)の民間開放
- 育児等で一度退職し再就職を希望する女性と、中小企業とのマッチング支援の強化
- 高度な技術力・知見を持つ若手の女性ポストドクターを中小企業が採用する際の助成措置の創設(*3)
- 教育機関と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業に対する支援

*1:ワークス大卒求人倍率調査(2015年卒)によると、従業員数300人未満企業の求人倍率は、前年より1.26ポイント上昇し4.52倍となっている。

*2:求人・求職の業種別・職種別の組み合わせごとのマッチング・アンマッチング実績数、成功事例等を積極的に公開し、データに基づいた求人・求職提案を行うことで、マッチングの成立件数を大幅に増やすこと。

＊３：ポストドクターは15,220人。そのうち女性が3,797人（約25％）（平成21年文部科学省調査）。「中小中堅企業におけるポストドク等高度技術人材の活用可能性等に関する調査」（平成24年・株式会社日本総研）によると、46.9％の企業がポストドク雇用の意向がある。

（ii）若者・女性が働きやすい職場環境整備への補助・助成制度の創設

有効求人倍率が上昇傾向にある中、特に建設や介護に関する職業の求人倍率が高く、人手不足が深刻化している（＊１）。女性の労働市場への参加を進める上で、力仕事など、これまで活躍が進まなかった職域でも働きやすくするための環境や、若者が就業を希望する職場環境を整備することが重要である。

については、作業の身体的負荷を軽減させるための設備の整備や機器の導入に対する補助・助成制度（＊２）を講じられたい。

＊１：主な業種別有効求人倍率（平成26年３月・常用雇用のみ（除パートタイム））建設・採掘の仕事2.93、介護サービスの職業1.57、事務的職業0.28、全体0.88

＊２：既存の「職場意識改善助成金」（厚生労働省）は、労働時間の削減や有給休暇の取得を目的とした、労務管理や労働能率の増進に資する設備・機器等の導入等が助成の対象で（補助率４分の３、上限額80万円）、作業の身体的負荷を軽減させるための設備の整備や機器の導入は対象となっていない。

（参考）事業所内保育施設設置・運営等支援助成金では、中小企業が事業所内に、一定の基準を満たす保育施設を設置する場合、最大で年間2,300万円（補助率３分の２）が助成される。

また、若手人材の確保の妨げとなる規制の緩和を図られたい。例えば、5t以上のトラックの運転に必要な中型免許の取得要件（20歳以上、運転経験２年以上）について、安全面等考慮した上で、緩和を図られたい。

（iii）表彰制度等による中小企業の知名度向上やイメージアップの推進

国において、高い技術や優れたサービスを有する中小企業に光を当てる表彰制度を継続的に実施することにより、中小企業の知名度向上を後押しされたい。あわせて、中小企業全体のイメージアップに向け、マスコミ等とタイアップした広報活動を実施されたい。

（iv）海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充

中小企業の海外展開を担う人材の確保・育成のため、以下を講じられたい。

○中小企業の従業員を対象とした海外実務経験のための支援制度（国際即戦力育成インターンシップ事業、新興市場開拓人材育成支援事業等）の拡充（ODAを活用した人材採用・育成の拡充、応募手続きの簡素化など）

○外国人留学生等を対象にした合同就職説明会などのマッチング事業に対する支援（「地域中小企業の海外人材確保・定着支援事業」等）の継続・拡充

＊「海外人材確保・定着支援事業」：海外からの留学生と中小企業のマッチングを支援する事業。平成26年度は札幌商工会議所が実施（「札商アジア・ブリッジ・プログラム」）。

②多様なニーズに対応した資金調達の円滑化

(主要要望先：経済産業省、金融庁)

(i) 資金繰りへの万全な対策

中小企業の景況感は依然としてまだらであり、金融円滑化法終了に伴う資金繰り安定化策について、引き続き、万全の対策を講じられたい。

特に、原材料・エネルギーコスト高の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関による「セーフティネット貸付」について、十分な予算措置を講じるなど、万全の対策をとられたい。

(ii) 事業拡大によるニューマネーの供給

景気回復が波及し始めている中小企業・小規模事業者の事業拡大による設備投資などの資金需要（ニューマネー）に対応するため、政策金融の一層の拡充等を図るとともに、顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組みを促進する監督指針（「平成25事務年度主要行等向け監督方針」（平成25年9月6日））が、引き続き確実に実行されるよう、一層徹底されたい。

また、世界で存在感を示すグローバルニッチトップ企業等への、政府系金融機関等による融資制度を拡充されたい。

(iii) 「経営者保証ガイドライン」に即した融資の浸透促進

経営者による個人保証は、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、事業拡大や早期の事業再生の阻害要因となりかねない。平成26年2月に適用開始された「経営者保証に関するガイドライン」が適用可能な企業には、経営者保証なしの融資が検討・実行されるよう、金融機関等での浸透を徹底されたい。

また、経営者による個人保証に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透を促進されたい。

○停止条件付保証（＊１）、または解除条件付保証（＊２）融資

＊１：経営情報の定期的な開示等非財務コベナント（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約

＊２：コベナントを充足する場合は保証債務が解除されうる保証契約

○ABL（動産・売掛金担保融資）

○でんさい（電子記録債権）融資

(iv) 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで、ますます重要性を増していることから、以下を講じられたい。

○現在講じられている拡充措置（＊１）の恒久化や金利引き下げ、設備資金貸付利率特例制度（＊２）の継続・要件緩和等、制度拡充の推進

＊１：マル経融資の拡充措置（平成27年3月31日まで）

・融資金額（1,000万円→2,000万円）

・融資期間（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）

・据置期間（運転資金：6カ月→1年、設備資金：6カ月→2年）

＊２：設備資金貸付利率特例制度

耐用年数を経過した設備の更新等に関する設備資金について、以下のすべての要件を満たす場合は、借入期間の当初２年間に付き0.5%を引き下げ

- ・既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ・当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ・事業計画策定支援および融資後のフォローアップを受けること

○貸付対象について、サービス業のうち特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などは、平成26年１月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（５人以下）を緩和し、従業員５人超20人以下の事業者に拡大するとともに、特定非営利活動法人（NPO 法人）等を追加すること

（ⅴ）クラウドファンディングの活用促進

クラウドファンディングは、創業時の資金調達手段としてだけでなく、創業後の固定顧客を獲得する手段としても有効である。今後活用を促進するには、より多くの事業者・国民への浸透や利便性の向上等が必要である。

ついては、以下を講じられたい。

○国や都道府県等が主体となったクラウドファンディングのプラットフォームの構築の促進と、クラウドファンディングを活用する事業者に対する、運営会社への手数料（＊）負担の補助

＊集まった金額の10～20%程度が相場

（３）事業承継・引継ぎ、事業再生等の早期検討の促進と支援の拡充

（主要要望先：経済産業省、金融庁）

①事業承継・引継ぎ支援の拡充

経営者の平均年齢は約60歳と高齢化が年々進んでいる一方、事業承継の準備を進めている経営者は多くない（＊１）。また、事業承継・引継ぎの相手がどうしても見つからない場合や、事業の継続性が見込めない場合にやむを得ず廃業を選択する事業者の約３割は、誰にも相談せずに決断している（＊２）。

ついては、自身の事業の将来について、誰にも相談できずにいる経営者の悩みを掘り起こし、技術・ノウハウ・顧客などの経営資源を次代に円滑につなぐための準備の重要性を喚起するため、事業承継（親族内）・事業引継ぎ（親族外）に対応する「事業引継ぎ支援センター」（全国14カ所に設置）について、以下のとおり拡充されたい。

○高齢化が進む経営者に対し、事業承継・引継ぎ等について早期に検討・決断を促すための、国による広報活動など

○事業引継ぎ支援センターの設置の促進〔再掲〕

○M&Aの実務経験のある人材の配置〔再掲〕

○M&Aによる事業引継ぎの足枷となっている、高額な手数料等（＊３）に対する補助

＊１：70代で５割、80代でも４割が事業承継の準備をしていない（株式会社日本政策金融公庫「中小企業の事業承継」）

＊２：中小企業庁委託「小規模企業の廃業に関する実態調査」（2013年12月、株式会社帝国デー

タバンク)より

*3:一般的に、着手金50~200万円に加え、成約料1,000万円~2,000万円程度(総資産または純資産の数%)

②金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援

事業再生については、中小企業再生支援協議会での支援に加え、日頃から債権者として中小企業の経営状況を把握している金融機関の役割が重要である。

については、債権者である金融機関が、事業再生に対し主体的に取り組むよう、監督指針を一層徹底されたい。

また、中小企業再生支援協議会の支援完了案件の多くは、暫定的にリスケジュールを行っている状況であり、今後実現可能性の高い抜本的な再生計画の策定支援やモニタリングが必要となることから、中小企業再生支援協議会の人的な拡充を継続されたい。

やむを得ず廃業する事業者が、円滑に廃業し、廃業後の経営者の生活が安定するよう、国による各種セーフティネット施策(小規模共済制度、経営者保証に関するガイドライン等)の周知や、廃業時に必要となる資金への融資制度の創設が必要である。

2. 中小企業の新分野進出に向けた支援

(1) 成長分野への進出や生産性向上に向けた科学技術の活用・研究開発支援

①3D プリンター、スーパーコンピューター等の活用支援の拡充

(主要要望先:経済産業省、文部科学省、厚生労働省)

中小企業の技術活用、技術力向上を図るため、以下を講じられたい。

○3D プリンター等の活用支援

・公設試験研究機関や職業訓練機関等への最新の3D プリンター等の導入促進、使い方やビジネスでの活用法等をアドバイスするコーディネーターの設置、研修会の開催等

○「京」をはじめとするスーパーコンピューターの産業利用促進

・利用機会(課題受付回数)の拡大、アクセスポイントの設置、研究開発やビジネスでの活用方法の支援、プログラミング等の技術支援

○医療機器の承認申請をする際の独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談料金を、中小企業の負担能力を考慮した料金体系とすること

*PMDAの相談手数料の例:

医療機器の申請区分を書面によって相談する場合の手数料は139,100円

申請資料、試験結果等のまとめ方についての対面相談(2時間)およびその後の手続き等にかかる手数料は2,482,000円

②中小企業技術革新制度(SBIR)の拡充

(主要要望先:経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、環境省、厚生労働省、国土交通省)

現在、中小企業の採択比率が4分の1程度にとどまっているSBIR制度について、中小企業の技術革新を一層促進するため、周知・PRの強化に加え、多段階選抜方式(事前調査(F/S)、研究開発(R&D)段階からの選抜)による対象事業の拡大および開発早期段階からの長期的な支援を講じられたい。

③知的財産の活用等を後押しする支援の拡充

(主要要望先：経済産業省、外務省)

中小企業における知的財産の権利化・活用および権利の保護を促進するため、以下を講じられたい。

○国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件の緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大

＊現行の対象：小規模事業者（法人・個人）、事業開始後10年未満の個人事業主および設立後10年未満の資本金3億円以下の法人

○海外の特許取得に係る費用の助成制度（「地域中小企業外国出願支援事業」）について、権利維持費用も助成の対象に拡充すること

＊現行の助成額：出願費用の2分の1・上限300万円、対象：出願関連費用のみ

○ACTAの早期発効および新興国に対する交渉参加への働きかけの強化

＊ACTA：偽造品の取引の防止に関する協定。日本、オーストラリア、カナダ、EU（欧州連合）およびEU加盟22カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米
国が署名済み。

○海外の工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化、および認証取得への助成制度の創設

＊海外の工業規格の認証取得を民間に依頼する場合の費用は、500～1,000万円程度。

④売上・生産性向上に向けたITの利活用に対する専門家相談等の拡充

(主要要望先：経済産業省)

中小企業、とりわけ商業・サービス業の中小企業が生産性を向上させるには、地域の商圈にとどまらず広く域外に販路を開拓して新規顧客を発掘し、売り上げを伸ばすことが不可欠であり、そのためにはITの利活用が必要である。しかし、中小企業にはIT人材が不足しており（*）、活用が困難である。

については、クラウドコンピューティング、スマートフォン、タブレット端末等最新情報技術の利活用に取り組む中小企業を対象にした専門家相談・指導事業等に対する支援を講じられたい。

＊2013年中小企業白書より。

⑤ものづくり補助金（中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業）の継続・拡充

(主要要望先：経済産業省)

成長分野へ参入する中小企業の試作品・新サービス開発、設備投資等を支援するため、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業を継続・拡充されたい。

(2) 海外需要の獲得の後押し

①海外への販路開拓の支援の継続・拡充

(主要要望先：経済産業省、外務省)

海外への販路開拓に向けた商談の機会を確保するため、国内展示会への海外バイヤーの招聘事業や、海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成事業を継続・拡充されたい。また、中小企業基盤整備機構が実施する海外展開事業化可能性調査 (F/S) 支援事業について、1 事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図られたい。

海外との取引において、「日本製」であることは、海外との取引において特に重要なブランドである。海外の展示会などで、日本のブースを集約するなど、「日本製」であることを積極的に周知されたい。

②海外展開を担う人材の確保・育成に対する支援の拡充[再掲]

(主要要望先：経済産業省)

中小企業の海外展開を担う人材の確保・育成のため、以下を講じられたい。

○中小企業の従業員を対象とした海外実務経験のための支援制度 (国際即戦力育成インターンシップ事業、新興市場開拓人材育成支援事業等) の拡充 (ODA を活用した人材採用・育成の推進、応募手続きの簡素化など)

○外国人留学生等を対象にした合同就職説明会などのマッチング事業に対する支援 (「地域中小企業の海外人材確保・定着支援事業」等) の継続・拡充

*「海外人材確保・定着支援事業」: 海外からの留学生と中小企業のマッチングを支援する事業。
平成25年度は札幌商工会議所が実施 (「札幌アジア・ブリッジ・プログラム」)。

③ODA における中小企業の活用推進等

(主要要望先：外務省)

政府開発援助 (ODA) 大綱の11年ぶりの見直しにあたり、中小企業の ODA 事業の活用を推進するため、以下を講じられたい。

○政府開発援助 (ODA) 大綱に、中小企業の製品・技術等の活用推進について明記すること

○「ODA による途上国支援と中小企業等の海外展開のマッチングのための事業」について、ニーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業 (現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など) に対する支援を拡充すること

④中小・中堅企業の海外展開に資する、TPP などの広域経済連携協定の推進

(主要要望先：TPP 政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省)

中小・中堅企業の海外展開を促進するためには、貿易・投資に係る規制の撤廃や、国ごとに異なる手続の簡素化・調和化などにより、ビジネス環境を整備することが不可欠である。

そのためには、TPP (環太平洋経済連携協定) はもとより、日中韓 FTA (自由貿易協定)、日 EU・EPA (経済連携協定)、ならびに RCEP (東アジア地域包括的経済連携) などの広域的な経済連携を推進していくことが重要である。

特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における規制や参入障壁の撤廃、簡素で運用しやすい原産地規則の策定、査証手続きの迅速化、わが国主導の国際規格・認証の確立と普及など、

中小・中堅企業の貿易・投資の後押しとなる具体的な成果を、交渉により確保されたい。

また、農林水産業への影響を克服するための大胆な規制緩和、国際競争力強化のための支援策を早期に立案・実行されたい。

⑤海外の特許等の取得・維持および模倣品・海賊版等の知的財産侵害対策への支援

(主要要望先：経済産業省、外務省)

海外における知的財産の権利化・活用および権利の保護を促進するため、以下を講じられたい。

○国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件の緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大[再掲]

*現行の対象：小規模事業者（法人・個人）、事業開始後10年未満の個人事業主および設立後10年未満の資本金3億円以下の法人

○海外の特許取得に係る費用の助成制度（「地域中小企業外国出願支援事業」）について、権利維持費用も助成の対象に拡充すること[再掲]

*現行の助成額：出願費用の2分の1・上限300万円、対象：出願関連費用のみ

○ACTAの早期発効および新興国に対する交渉参加への働きかけの強化[再掲]

*ACTA：偽造品の取引の防止に関する協定。日本、オーストラリア、カナダ、EU（欧州連合）およびEU加盟22カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米
国が署名済み。

○海外の工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化、および認証取得への助成制度の創設[再掲]

*海外の工業規格の認証取得を民間に依頼する場合の費用は、500～1,000万円程度。

3. 小規模企業の経営力向上と支援機能の強化

(主要要望先：経済産業省、総務省)

(1) 小規模企業施策の計画的・安定的な実施

平成26年通常国会で成立した「小規模企業振興基本法」を踏まえ、小規模企業の「持続的発展」を一層図るため、財政上および金融上の措置を拡充する必要がある。

については、以下を講じられたい。

①小規模企業の「持続的発展」を図るための5カ年計画の策定・安定的な実行、小規模事業者持続化補助金の継続・大幅拡充

小規模企業施策の体系を示す5カ年計画を策定するとともに、計画の実行に向けた、小規模企業向けの補助金、低利融資、保証料の減免制度等を、安定的に実施されたい。

小規模事業者の販路開拓・拡大を支援する小規模事業者持続化補助金について、継続・大幅拡充されたい。

②小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度のさらなる拡充[再掲]

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで、ますます重要性を増していることから、以下を講じられたい。

○現在講じられている拡充措置（*1）の恒久化や金利引き下げ、設備資金貸付利率特例制度（*

2) の継続・要件緩和等、制度拡充の推進

* 1 : マル経融資の拡充措置 (平成27年 3 月31日まで)

- ・融資金額 (1,000万円→2,000万円)
- ・融資期間 (運転資金 : 5 年→7 年、設備資金 : 7 年→10年)
- ・据置期間 (運転資金 : 6 カ月→1 年、設備資金 : 6 カ月→2 年)

* 2 : 設備資金貸付利率特例制度

耐用年数を経過した設備の更新等に関する設備資金について、以下のすべての要件を満たす場合は、借入期間の当初2年間に付き0.5%を引き下げ

- ・既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ・当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ・事業計画策定支援および融資後のフォローアップを受けること

○貸付対象について、サービス業のうち特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などは、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準 (5 人以下) を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大するとともに、特定非営利活動法人 (NPO 法人) 等を追加すること

③「施策マップ」の活用促進

国・都道府県・市区町村それぞれが実施する施策の連携・協力の推進を目的として策定された「施策マップ」について、活用促進に向け、継続・拡充を図りたい。

(2) 商工会議所を中核とした支援体制整備の推進

平成26年通常国会において、商工会議所等を小規模企業支援の「中核」と位置付ける「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」(小規模支援法) が成立した。小規模企業の事業継続や経営力の向上を図るとともに、地域経済のセーフティネット機能をも果たしている経営改善普及事業の意義、経営指導員が果たすべき役割、事業者からの期待は、一段と大きくなっている。

ついては、以下を講じられたい。

- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への働きかけの強力な実施および地方交付税等国の支援の拡充
- 「経営発達支援計画」の実行を促す支援策の創設
- 「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所等の支援を受け、経営計画を策定・実行する小規模事業者への融資における金利減免措置等
- 経営指導員等の研修の充実

4. 中小企業の基盤強化・事業環境整備

(1) 消費税、原材料価格等の円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等

①消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底

(主要要望先 : 経済産業省、財務省、公正取引委員会、消費者庁)

再度予定されている消費税率引き上げは、「1 年半という短期間で2段階の引き上げ」という点で、過去の引き上げと異なることから、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となることが強く懸

念されている。

については、価格転嫁対策特別措置法に基づき、引き続き、徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

②原材料価格等の円滑な価格転嫁を図るための「下請法」の厳格な運用

(主要要望先：経済産業省、公正取引委員会)

産業活動が円滑に行われるためには、適正な取引が確保される仕組みが必要である。消費税率引き上げに加え原材料価格の高騰、電気代の値上げ、人件費の上昇で、中小企業は高コストの環境にあり、下請取引適正化の実効性を一層高めていくことが不可欠である。

については、以下を講じられたい。

○立入検査を含む「下請法」（下請代金支払遅延等防止法）の一層厳格な運用（＊）

＊ 平成25年度の指導件数4,949件（過去最多を4年連続で更新）

○下請ガイドラインの一層の周知徹底、実効ある活用と定期的な効果の検証

③中小企業の官公需受注機会の十分な確保と確実な実行

(主要要望先：経済産業省、総務省ほか各府省庁)

中小企業にとって、仕事の確保は極めて重要な経営課題である。

については、国は「中小企業者に関する国等の契約の方針」（＊）の策定など、中小企業の官公需受注機会の確保に努めているところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な実行を図られたい。

また、地方自治体においても、地域の中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注がなされるよう、喚起されたい。

国の物品や資材調達において、一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」が平成23年度から試行されたが、利益度外視の競争を招くとともにデフレからの脱却の阻害要因ともなるため、中小・小規模事業者への影響を検証し、競り下げ方式による公共入札制度を見直されたい。

＊：平成25年度の目標56.6%、実績53.7%、平成26年度の目標56.7%（過去最高）

④独占禁止法審査手続きの明確化・適正化

(主要要望先：内閣府)

談合やカルテル等は、中小企業に不当な損害を与えかねないため、独占禁止法の審査・執行は、厳格に行われなければならない。しかし、中小企業にカルテル等の疑いが生じた際には、公正取引委員会による審査手続に対し、事業活動への影響を最小限に留める対応を行うことが困難であるとの指摘がある。

については、独占禁止法の審査に際し、企業に対し適正手続を保障する観点から、以下の方策を導入されたい。

○立入調査時に提示する被疑事実の告知書への、調査の法的性質や調査対象範囲のわかりやすい記載、弁護士選任に関する事項の明示

○証拠資料の提出命令の範囲の最小化、重要書類の当日謄写の権利の確保

○事情聴取の任意性を確保するための、黙秘権の導入ならびに可視化の推進

○事情聴取時の弁護士の立会いの容認、弁護士からの法的助言を保護する方策の導入

⑤中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・推進

（主要要望先：経済産業省、金融庁）

中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）を通じて、自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となった普及・活用の促進策として、以下を講じられたい。

- 中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- 各省庁における、法律による計画認定・補助金等の募集において中小会計要領に従った計算書類の提出のさらなる奨励

⑥経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

（主要要望先：経済産業省）

IT システムに専門家データベースを構築・使用し、中小企業・小規模事業者と専門家とのマッチングや専門家派遣を行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」について、中小企業の様々な経営課題に対応するため、専門家派遣回数（1 企業年間 3 回）・謝金上限（1 時間 5,150 円、1 日 30,900 円）を拡充されたい。

（２）安全性を前提とした低廉かつ安定的な電力・エネルギー供給の実現

（主要要望先：経済産業省、環境省）

①「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

原子力を火力で代替するための燃料費負担は、年間 3.6 兆円にも上っており、電気料金上昇の大きな要因となっている。また、化石燃料依存度の上昇は、エネルギー安全保障上のリスクをかつてなく増大させ、CO₂排出量の大幅な増加により地球温暖化問題への対応にも深刻な影響を与えている。

については、原子力規制委員会は、人員体制のさらなる強化はもとより、審査の効率性・予見可能性の向上、処理期間の明確化を図り、安全性確保を大前提に、審査プロセスを最大限加速すべきである。

また、国は、立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、再稼働の必要性を明確に説明すべきである。

②再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し

国産エネルギー源の確保等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要がある。そのため、高コスト・出力の不安定性などの課題克服に向け、官民の資源を集中し、研究開発を戦略的に進めることが重要である。

固定価格買取制度については、導入 3 年目の賦課金総額がすでに約 6,500 億円に達している。現行制度を放置すれば、今後も急速に国民負担が増大し、かつ長期間にわたって固定化されることとなる。そのため、買取価格の引き下げにとどまらず、国民負担の上限設定、コスト低減や研究開発のインセンティブ付与などを検討し、負担の軽減に向け、早急に抜本的な見直しを行うべきである。

③中小企業の省エネ支援策の拡充

中小企業における省エネの推進は、エネルギー需要の減少に寄与するのみならず、コスト削減による経営改善策としても重要である。しかし、中小企業が、省エネ等の企画・実行に人員を割くことは難しく、また、自社の電力使用量の把握や、節電可能な作業工程の見極め等に必要な知識に乏しい場合が多い。

ついては、中小企業の省エネへの取り組みを推進するため、省エネルギー対策導入促進事業における無料省エネ診断・無料節電診断について、以下のとおり拡充されたい。

○日数の拡充（＊１）

○対象事業者の要件緩和（＊２）

＊１：現行、原則として各１日とされている。

＊２：無料省エネ診断は、中小企業で、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が100k1 以上1,500k1 未満の工場・ビル等の施設が対象。無料節電診断は、契約電力50KW 以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等の施設（エネルギー管理指定工場を除く）および中小企業のエネルギー管理指定工場が対象。

また、エネルギー使用合理化等事業者支援事業をはじめとする省エネ関連設備の導入支援について、継続・拡充されたい。

（３）企業活動を阻害する公的負担の軽減、中小企業の負担増となる税制改正は断固反対

（主要要望先：経済産業省、厚生労働省、財務省、総務省）

①社会保障制度の重点化・効率化を軸とした改革推進、中小企業の負担軽減

急速な少子高齢化の進展に伴う企業の社会保険料負担の増加は、企業経営の大きな圧迫要因となっている。特に、保険料収入の４割を超える被用者保険から高齢者医療への拠出金負担は過大であり、際限のない健康保険料の上昇を招いている。

ついては、前期高齢者医療への新たな公費投入や拠出金負担に一定の上限を設ける等の措置を、早急に講ずべきである。

また、こうした被用者保険の負担増を抑制する手段のない、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入は、本来国が負うべき財政責任を特定の組合健保に肩代わりさせるものであり、断固反対する。

あわせて、協会けんぽへの国庫補助率（現行16.4％）は速やかに法定上限の20％に引き上げるべきである。

年金制度については、持続性を高めるため、マクロ経済スライドの名目下限ルール of 撤廃による給付抑制、労働規制ではない高齢者の雇用環境整備を前提とした年金支給開始年齢の引き上げなどの改革を推進されたい。

②国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

経済の好循環実現に向け、地域経済を牽引する中小企業の成長に大きく寄与する法人実効税率の海外主要国並み20％台への引き下げが必要である。

同時に、中小企業ならびに中小企業組合の軽減税率についても、アジア諸国をはじめとする海外との競争に打ち勝てる水準へ拡充（税率10％まで引き下げ、適用所得金額の拡大）すべきである。

③外形標準課税の中小企業への適用拡大等は断固反対

法人税率引き下げの代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。

地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人177万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。

また、欠損金繰越控除の利用制限（92万社の利用企業が増税）や、中小法人向け租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への拡大など、中小企業にこれ以上の負担を課すことは反対である。

④複数税率・インボイス導入断固反対

複数税率・インボイスの導入は、社会保障財源が失われることから、国民や将来世代に別の負担が生じるうえ、低所得者対策としての効果が薄く、新たに区分経理事務の発生や簡易課税の複雑化、免税事業者の取引からの排除等、中小企業にとって新たに複雑な事務負担を強いることから、断固反対する。

Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生の早期実現を

1. 復興加速の基盤となる支援の強化

(主要要望先：復興庁、国土交通省)

被災地では、被災企業の事業再開や用地確保の難航など、従前からの課題が解決していないことに加え、資材価格の高騰や建設労働力不足などの新たな課題に直面している。復興の実現には、なお相当の時間を要する状況にあることから、本格復興を可能な限り早期化するため、以下を講じられたい。

- 平成27年度末までとされている「集中復興期間」の延長または同等の支援の継続
- 平成27年度末までとされている「復興交付金」の継続
- 鉄道路線の早期復旧に向けた、迂回路用地確保や土地のかさ上げなど、原状復旧以外の費用に対する財政的支援の拡充
- 常磐自動車道、復興道路、復興支援道路の完成時期前倒しに向けた支援の拡充
- 被災港湾や漁港、津波防護施設、海岸保全施設等の早期復旧および重要港湾の機能拡充のための支援の拡充

2. 中小企業の経営再建の加速化への支援

(主要要望先：復興庁、経済産業省)

生産設備や販売・流通網等が甚大な被害を受けた被災企業が、仮営業ではなく、本格的な事業再開を早期に果たすことができるよう以下を講じられたい。

- 「グループ補助金」の継続および価格高騰分に対する補助の拡充、事業完了まで補助繰越を可能とする措置や設備高度化を支援対象とするなど、復興の段階に即した支援制度への改善
- 大都市等でのアンテナショップの設置、被災地での商談会の開催等における被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）への支援措置（交通費、宿泊費等に対する補助など）の拡充
- 復興の進展に伴う商業機能再生へのニーズに対応するための「商業施設等復興整備事業」の拡充
- 農林水産物の販路回復・拡大に向けた、科学的根拠に基づく安全性に関する正確な情報発信を含めた国内外への周知・プロモーション活動の強化
- 「東日本大震災復興支援貸付」、「被災事業者経営改善貸付（災害マル経）」等の資金繰り支援の継続、「産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」の再生支援に係る債権買取期間の延長などの万全な対応
- 被災地での人材不足に対する支援措置の拡充および定住人口拡大に対する支援策の創設
- 商工会議所会館など地域再建の中核を担う拠点施設への支援の拡充

3. 福島再生に向けた早急かつ着実な支援の実施

(主要要望先：復興庁、経済産業省)

福島県は、今なお深刻な風評被害、住民の健康管理問題、汚染水漏れ問題など困難な課題に直面しており、13万人以上の住民が避難生活を強いられている。

国においては、避難指示の解除、生活再建の早期実現を図るとともに、産業や雇用を中長期、広域的に振興していく復興の将来像の具体化に向けて、包括的な取り組みを進める必要がある。そのため、

以下を講じられたい。

- 国内外のあらゆる風評被害の払拭に向けた啓発活動およびプロモーション活動の強化
- 国の責任の下での早急かつ着実な汚染水処理の実施
- 国の責任の下での中間貯蔵施設の早期整備
- 合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施
- 福島県内における産業集積形成、既存企業の生産拡大等に資する「ふくしま産業復興企業立地補助金」、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
- 帰還者向けの住宅整備や健康相談員の配置など住民の生活環境向上や健康不安払拭に資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充
- 原子力損害賠償の公正で着実な実施の確保

以 上

平成 27 年度税制改正に関する意見

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

- ◆『平成 27 年度税制改正大綱』（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた主な実現項目は以下のとおり（『所得税法等の一部を改正する法律案』として、第 189 回通常国会に提出され、平成 27 年 3 月 31 日成立、31 日公布、4 月 1 日施行）。

【法人税改革】

- 法人実効税率の引き下げ
 - ・法人実効税率（現行 34.62%）を平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）へ引下げ。平成 27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指す
- 外形標準課税の中小企業への適用拡大の阻止
- 外形標準課税の見直し<資本金 1 億円超の企業>
 - ・見直しにより中堅企業（付加価値額 30 億円超 40 億円未満）の税負担が増加する場合、負担増加額を 50%軽減
 - ・賃上げの取り組みを阻害しないよう、所得拡大税制の要件を満たす企業の賃上げ分を控除（1 年間）
- 所得拡大促進税制の要件緩和（3%-5%-5%→3%-4%-5%/中小：3%-3%-3%）
- 研究開発税制の延長・重点化

【中小企業向けの措置】

- 中小法人の軽減税率の延長（２年間）
- 商業・サービス業活性化税制の延長（２年間）
- 円滑な事業承継促進のための措置
 - ・贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（２代目）が、贈与後５年間の事業継続要件等を満たし、３代目に対する株式の再贈与を行う場合に、２代目に贈与税の納税猶予が生じないようになる
- 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長（２年間）
- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（２年間）

【地方創生】

- 地方拠点強化税制の創設
 - ・地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設
 - ※東京 23 区からの移転の場合
 - ①本社等の建物に係る投資減税：特別償却 25%or 税額控除 7 %（平成 27・28 年度、29 年度は 4 %）
 - ②雇用促進税制の特例：地方拠点の増加雇用者数 1 人当たり最大 80 万円の税額控除（最大の場合、3 年間合計で 140 万円）
- ふるさと納税の拡充
 - ・住民税の特例控除額を拡充（上限：個人住民税所得割の 1 割⇒2 割）
 - ・申告手続きを簡素化（確定申告を行わない給与所得者等について、寄附先の団体が本人に代わって控除手続を行う「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設）
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
 - ・商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

【不動産市場の活性化、都市の競争力・魅力の向上等】

- 住宅税制の延長・拡充
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充
 - ・住宅ローン減税等の適用期限の延長：平成 29 年 12 月 31 日⇒平成 31 年 6 月 30 日 等
- 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長（３年間）
 - ・商業地等の固定資産税等について、現行の据置特例を維持した上で、課税標準額を評価額の 60～70%の範囲で条例で定める値とした場合の税額を上限として、当該税額の超過部分を減額することを可能とする措置等
- 不動産取得税の特例税率等の延長
 - ・住宅及び土地に係る税率の特例措置（4 %→3 %）の延長（３年間）
 - ・宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2 分の 1）の延長（３年間）
- 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の延長

- ・長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（土地、貨物鉄道車両等）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について圧縮記帳による課税の繰延べを認める買換特例措置について要件を一部見直したうえで 2 年 3 ヶ月間延長

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の延長（2 年間）

- ・所得税・法人税：割増償却（都市 5 年間 30%、特定 5 年間 50%）
- ・登録免許税：建物の保存登記（本則 0.4%→都市 0.35%、特定 0.2%）
- ・不動産取得税：課税標準の特例（都市 1／5、特定 1／2（いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合）を課税標準から控除）
- ・固定資産税等：課税標準の特例（課税標準を市町村の条例で定める割合（都市 3／5、特定 1／2 を参酌）に軽減、いずれも 5 年間）

【車体課税】

○車体課税の見直し

- ・エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、減免対象を拡充（2 年間）
- ・軽自動車税についても、燃費性能に応じた軽課を導入
- ・二輪車等の税率引き上げの適用開始を 1 年延長（平成 28 年度分から）

【国際課税】

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

- ・国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする

○外国子会社配当益金不算入制度の適正化

- ・国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外

○タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の引き下げ

- ・特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を 20%未満（現行：20%以下）に変更

【その他】

○軽油引取税の課税免除制度を延長（3 年間）

○コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長（2 年間）

○風力発電設備を取得した際のグリーン投資減税を延長（1 年間）

○商業登記規則の改正

- ・会社法の改正により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登録することが盛り込まれたが、役員変更登記と併せて監査役の監査範囲に係る登記を行えば、役員変更登記以外の登録免許税負担が生じないことになった

**企業の円滑な海外事業活動を確保するためマネー・ロンダリングおよび
テロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める（案）**

平成26年10月7日

日本商工会議所

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止することは国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展を維持する上で極めて重要である。また、犯罪行為や犯罪による収益が国境を越えて実行され、また移動することから、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止することは国際的な協調が不可欠である。

わが国は、OECD加盟国を中心とした国際組織である金融活動作業部会（FATF）の活動に参加し、国際的な協調の下、その勧告に基づき、犯罪収益移転防止法の施行及び同法の改正など、必要な法令や制度の整備に努めてきた。

しかし、わが国は、平成20年、金融活動作業部会による相互審査の結果、金融機関の顧客管理義務、テロリストの資産凍結などに関し、不備事項が指摘された。更に、本年6月、金融活動作業部会は、わが国に対する声明を公表し、必要な法律を成立させることを含め、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の不備に迅速に対応するよう促した。

当所は、わが国の取組みが更に遅れ、不備事項が改善されない場合、金融活動作業部会からハイリスク国として公表されることにより、わが国の国際社会における信用が低下するのみならず、邦銀に対する欧米などの金融当局の監視が強まるほか、邦銀の海外取引に支障が生じ、企業の海外事業活動が多大な影響を受ける可能性を強く懸念している。

具体的には、邦銀が海外の金融機関から外国為替業務に係るコルレス契約を解除されることや、コンプライアンス上の手続のため海外送金に遅延が生じることが危惧される。特に、コルレス契約は、海外送金、信用状の授受、手形取立などに必要不可欠であることから、その契約解除は、中小企業を含め邦銀の取引先企業における輸出入などの海外事業活動に非常に大きな影響を及ぼす。

また、不備が指摘された事項への取組みが遅れることで、わが国が、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の抜け穴になることも危惧される。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策という国際約束を履行することは国の責務である。当商工会議所は、日本政府に対し、「犯罪収益移転防止法改正案」ならびに「国際テロリストの財産凍結法案」の今臨時国会での成立を強く要望する。

以 上

企業の円滑な海外事業活動を確保するためマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る早急な法整備を求める

＜実現状況＞

平成 26 年臨時国会（第 187 回臨時会）において、①疑わしい取引の判断方法を明確化する規定の整備、②外国の銀行など海外所在為替取引業者とのコルレス契約締結の際の厳格な確認義務の明示、③銀行などの事業者の体制整備等の努力義務の拡充、などを内容とする「犯罪収益移転防止法の一部改正案（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案）」が成立した。公布日（平成 26 年 11 月 27 日）から 2 年以内に施行される。

また、同臨時国会において、国際テロリストの国内取引を規制する「国際テロリストの財産凍結法（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法）」が制定された。平成 27 年中に施行予定。

人口減少への対応に関する意見

平成26年10月10日
日本商工会議所

目 次

【人口減少問題に関する基本的考え方】	293
【人口減少対策の3つの柱と商工会議所の取り組み】	293
Ⅰ．地域の再生・創生	293
1．地方での人の交流・定住を支援する仕組みづくり	294
2．地域に人が残る「しごととくらし」づくり	294
(1) 若者にとって魅力ある農林水産業づくりの強化	294
(2) 地域内外の交流人口を増やし、新たな「しごと」を生み出す観光戦略の促進	295
(3) 地域内経済循環の再構築	295
3．コンパクトで賑わいのある「まち」づくり	296
4．地域再生に資する土地の有効活用に係る制度の抜本的見直し	297
5．広域連携・地方分権の推進	297
Ⅱ．女性と高齢者の活躍推進	297
1．経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍推進	297
Ⅲ．結婚・出生率向上に向けた環境整備	298
1．結婚・出産しやすい環境づくり	298
2．安心して子どもを産み育てられる環境整備	299
3．少子化対策の財源に関する考え方	300
Ⅳ．地方創生に向けた商工会議所の取り組み強化	301
1．地域の中核としての活動の更なる展開	301
2．商工会議所のネットワークを活用した地域内外の連携推進	301
3．現場に役立つ事業活動支援・情報発信の強化	301
4．地方創生のために活動する商工会議所への寄付金は全額損金算入に	301

【人口減少問題に関する基本的考え方】

経済的理由や価値観の多様化などを背景に若者の晩婚化や未婚化が進む中、若者を中心に出生率の低い東京への人口流出が全国的な少子化傾向に拍車を掛けている。とりわけ地方においては人口減少に伴う経済の縮小、停滞が産業の衰退につながり、人々は「しごと」を求めてますます都市部へと流出し、人口の減少と経済の縮小スパイラルを招いている。

現状のまま何もしなければ、極めて困難な未来が待ち受けているという危機意識を、政府、地方自治体、国民等の各層で共有し、危機感を持って人口急減という中長期的課題の解決に取り組む必要がある。

地方の疲弊と人口減少は表裏一体の問題である。地方の人口急減、都市部や東京への人口流出に歯止めをかけ、日本全体が経済の縮小スパイラルから脱却して持続的な成長を遂げていくためには、各地域における世代間のバランスがとれた人口構成を持つコミュニティづくりを通じて、地方の再生を図っていくことが必要である。地域の再生と持続的な発展が、若者の地方への定着と、わが国の人口減少抑制への最も有効かつ重要な対策と考える。そのためには、これまでの日本の歩んできた道のりを顧み、従来の価値観や慣習に囚われない経済社会システムの抜本的な見直しや転換が必要である。

政府は、50年後の人口1億人維持の目標を掲げ取り組もうとしているが、地方自治体の声を踏まえつつ、わが国経済が持続的に成長するための中長期の対策の枠組みと具体的な行動計画を示し、着実に実行していかなくてはならない。特に、各地域は自らの将来ビジョンを描き、持てる独自資源を徹底活用して「地域の付加価値創造」に主体的に取り組むことで、交流人口の増加と「しごと」をつくり、くらしを成り立たせることにより、「ひと」の流出に歯止めをかけていかなくてはならない。政府は、各地域のこうした自主的な取り組みを積極的に促し、あらゆる手段をもって必要な環境整備を行い支援していくべきである。

出生率の低い東京もまた、地方から若者を吸い込むだけの「ブラックホール化」を改善し、出生率の引き上げに強力に取り組むとともに、地方と連携しながら少子高齢化に伴う様々な課題の解決に取り組んでいくべきである。

商工会議所としては、地域経済社会を支える経済団体として、住民、行政、企業など多様な主体と連携して人口減少や地域経済の疲弊などの構造的な課題を克服し、地方創生のために強力なリーダーシップを発揮し、自ら具体的に取り組んでいく。

【人口減少対策の3つの柱と商工会議所の取り組み】

人口減少対策に関する以上の基本的な考え方を踏まえ、「Ⅰ．地域の再生・創生」、「Ⅱ．女性と高齢者の活躍推進」、「Ⅲ．結婚・出生率向上に向けた環境整備」の3つを柱とする政府、自治体、産業界における具体的な取り組みの方向性について以下のとおり提言する。

Ⅰ．地域の再生・創生

人口、製造業出荷額、企業数の約5割、農林水産業（GDP）の約8割が地方圏に存在しており、国内需要（消費）および供給（生産）の基盤である地域経済の再生なくして日本経済の再生はない。人口減少・少子化を抑制するためにも、出生率が高く豊かな地域資源を有する暮らしやすい地方圏で、若者や女性が働き、定住できる環境を整備していくことが必要である。また、大規模災害への対応としても、大都市圏のバックアップ機能を有する地方圏を構築しておくことが必要である。

地域の再生・創生のためには、地域での「人の交流・定住を促す仕組みづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」、という3つの観点から政策を展開していくことが必要である。

その際、各地域においては、地元の商工会議所を中心とする経済界が地元行政や大学、金融機関等の各主体と連携して知恵を絞り、自ら資源を見出して地域をどう発展、成長させていくのかという戦略を定めた「地域ビジョン」を作成・共有し、実行していくことが重要である。

1. 地方での人の交流・定住を支援する仕組みづくり

人口減少下において地方を維持・発展させていくには、まずもって地域内外の人の交流を促進させ、地方への人の移動、往来を促す仕組みづくりに取り組むとともに、地方に人が定住できることが重要である。また、地方では、一部業種での人手不足や高度専門分野での人材不足が深刻になりつつあり、その対策も急務である。一方で、大都市部の若者や女性、シニア層には、地方に魅力や楽しさを感じ、週末に里山を訪れたり、就労や定住に関心を持つ人々が増えている。これらを上手にマッチングさせ、実際の移住・定住などに結びつけるためにも、大都市と地方の間を人が移動する機会の増加をもたらす仕組みの構築が必要である。

○地方での人の交流・定住・就業希望者に対する支援強化

豊かな里山や農業などに魅力を感じ、2 地域居住、週末移住、農業体験などのライフスタイルを楽しむ人々が増えている。また、地方への定住、就業・就農や起業を希望する若者等も増えているが、地方からの積極的な呼び込みや情報発信が不足している。都市と農村の間の人の交流を促すことや、U ターンを含む都市部からの若い就業・定住希望者の希望が叶い、地域活性化の担い手として活躍できるような仕組みづくりが必要である。

2. 地域に人が残る「しごととくらし」づくり

「しごと」があり、経済が活性化している地域は出生率も高い傾向にある。地域に人、若者が残り、定着するだけではなく、地域外からも人を呼び込むためには、地域独自の資源を活かした新たな「しごと」づくりと魅力的なライフスタイルの創出が不可欠である。特に農林水産業や観光資源は地域の強みであり潜在成長力を有している。これらを有効に活かした「しごと」づくりに取り組むことが重要であり、政府はそうした取り組みを後押しする政策を強化すべきである。

(1) 若者にとって魅力ある農林水産業づくりの強化

1 次産業を担う若者を呼び込むためには、安定的な所得の確保さらには所得水準の向上を図っていくことが必要であり、1 次産業の株式会社化を促し、企業ノウハウを導入して生産性・収益性を高めていく戦略的な取り組みが必要である。

○農林業の経営合理化、集約化・大規模化の促進と生産性の向上

農地の生産性や収益性を高め、強い農業づくりを行うためには、農業生産法人要件の見直し等を通じて、農地の集約化・大規模化を図るとともに、株式会社による農地の直接所有も認めるべきである。また、農産品の高付加価値化や市場の拡大を実現するため、産業界と地元農協との連携を促進し、新たな商品開発や販売ルートの拡大などを図っていくことも必要である。

林業においても、森林の所有関係の明確化を図り、有効利用の促進を図る必要がある。また、林業経営の主体は9割が家族経営であり、組合等による施業・生産などの共同化、機械化、物流の大ロット化といった集約化や効率化を図るとともに、国産材の需要拡大を図るために建築基準

の規制緩和（４階以上の木造建築の許容）、環境にやさしい木材の利用促進と燃料の地産地消につながるバイオマス発電の推進等の措置が必要である。

（２）地域内外の交流人口を増やし、新たな「しごと」を生み出す観光戦略の促進

地方における人口の減少を補い、新たな「しごと」を生み出すためには、地域内外のヒトとモノの往来を促進することが重要であり、関連産業の裾野が広く、雇用拡大効果の大きい観光を振興することはその有力な手段の一つである。

全国に観光資源のない地域はない。行政、商工会議所、市民などの関係者が一体となって、地域内のヨソモノ、ワカモノ、女性の声も取り入れながら、地域資源を発掘して磨き上げ、そこにストーリーを加えて魅力ある観光地域づくりを広域的に進める必要がある。また、地域の生活そのものが重要な観光資源であり、アグリツーリズムなどの生活体験や短期滞在の推進も必要である。政府においては、こうした取り組みを支援していくための一元的な観光政策の立案と施策の実施、広域連携による観光振興への取り組みの推進が必要である。

○ハード、ソフト両面の観光インフラの整備促進

アクセスの改善は旅行者を増やす大きな要因である。国際拠点空港の機能強化、高速道路のミッシングリンク解消による主要都市の結節をはじめ、各種移動・輸送手段の拡充等、ハード面での基盤整備を促進すると同時に、ビザ発給要件の一層の緩和、Wifiなどの通信環境の整備、旅館業等の商習慣の改善、通訳・ガイドの確保など、ソフト面での受入れ環境の整備が不可欠である。

○広域連携による観光の促進と一元的な観光戦略推進体制の整備

旅行者のニーズは多様化しており、単独の地域における観光振興の取り組みでは、誘客力に欠け、受入態勢の不足などの課題もある。広域連携観光は、こうした課題を解決する手段の一つであり、また、地域のPR力の強化、滞在期間の長期化、相互送客機能の向上に資するものであり、その取り組みの促進が重要である。特に、３地点間の連携による「観光トライアングル」は各地域での形成が求められる。各トライアングルをさらに広域に展開すれば、日本全国が観光のネットワークで結節されることになり大きな効果が期待される。商工会議所は各地域のトライアングル形成の推進役を担う活動を既にスタートしている。

国においては、全ての関係省庁が全力を上げて観光振興に取り組むべきである。また、観光庁は、関係省庁が独自に実施している観光関連施策の整合性を図るとともに、地方自治体と連携して、インバウンドの拡大のみならず、国内旅行消費額の９割を占める国内観光促進の取り組みを積極的に支援すべきである。

（３）地域内経済循環の再構築

疲弊した地域経済を立て直すためには、規制緩和等により国内の立地環境を整備して海外に流出した製造業の国内回帰を促し、ものづくりの競争力強化を図る必要がある。また、地域の特性や資源を徹底活用して、地域外からの需要を獲得するとともに、これまで地域外に流出していた資金が、地域内での消費や投資に繰り返しつながるような経済循環を再構築していくことが必要である。その際に中核となるのは地域経済をけん引する中堅・中小企業であり、支援の強化が不可欠である。さらに、産業界と地元の大学や研究機関が連携して地域の潜在力を結集し、競争力

の強化や地域発の新しい産業集積を作り出していく必要がある。

○地域内経済循環の中核となる中堅・中小企業の支援強化

各地における中堅・中小企業は、地域外から需要を獲得し、その取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支えており、地域経済をけん引する大きな役割を果たしている。従来の中小企業基本法や税法の基準にとらわれず、輸出・海外展開を含めた販路の開拓・拡大や、医療・環境・再生エネルギーなど成長分野への挑戦を重点的に支援するなど、こうした中堅・中小企業に対する支援の強化が必要である。

○地域再生拠点としての大学・研究機関づくり

全国各地域において、地域としての独自資源を見出し、成長・発展させる「地域ビジョン」を実現する上で、大学・研究機関等への期待が大きい。地域の大学や公設試験研究機関は、地域再生に向けた知の拠点としての役割と使命を再認識し、地域の産業競争力強化や新事業創出、また、それを支える人材の育成・供給に積極的に取り組むべきであり、国および地方自治体は重点的な支援を行っていくべきである。

○外国人材の受入れ推進による人手不足問題への対応強化

地方で深刻化する人手不足が企業経営を大きく圧迫しており、その対応策として、国内人材の確保に最大限努めることを基本としつつ、一定の技術・技能を有する外国人材の受入れを拡大する必要がある。また、国際競争力強化のために必要な高度外国人材が地方でも活躍できるように、採用意欲のある中小企業の情報発信やマッチング支援等を行うことが必要である。

3. コンパクトで賑わいのある「まち」づくり

全国各地において、都市のスプロール化により、商店街をはじめ中心市街地の低迷、コミュニティの衰退に歯止めがかからず、疲弊が進んでいる。最低限必要な都市機能が一定の範囲内に揃い、高齢者のみならず若者や女性など多様な地域住民が快適に楽しく生活できる、コンパクトで持続性のあるまちづくりが不可欠である。併せて、その核となる中心市街地活性化の取り組みや、人の移動や交流の足となる地域公共交通などの基盤整備の促進が必要である。同時に、個々の店舗が、自らの努力により消費者ニーズを的確に捉え、魅力ある店舗に進化していくことが活気あるまちづくりに不可欠である。

○ラストチャンスで中心市街地活性化に取り組む

コンパクトで賑わいのあるまちづくりには、その核となる中心市街地の活性化が不可欠である。特に地方の小都市では、この10年をラストチャンスと捉え、改正中心市街地活性化法や改正都市再生特別措置法を活用した、中心市街地活性化の取り組みの加速が必要である。コンパクトなまちづくりには、商業施設のみならず医療・介護施設、公共・文化施設など少子高齢化と若年層の減少に対応した都市機能の中心市街地への立地促進が必要であり、改正法に基づく施策の普及、拡充等、各地の取り組みへの一層の支援が必要である。

○中心市街地における空き地・空き店舗の有効活用の促進

中心市街地における空き地や空き店舗が、まちの計画的な整備や賑わい創出の大きな阻害要因となっている。こうした土地等の有効活用を促進するため、所有と利用の分離を促すインセンティブを設けることや、まちづくりの実施主体となるまちづくり会社に対し、土地等の取得・貸与における税制上の優遇措置や、法務局による無償の登記情報の提供制度など、エリアマネジメントを促進するための支援措置が必要である。

4. 地域再生に資する土地の有効活用に係る制度の抜本的見直し

区画整理事業などのまちづくりに取り組む際に阻害要因となっている不在地主問題をはじめ、強い農林水産業づくり（農地・森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等）に取り組む際に障害となる、所有者不明の山林や耕作放棄地などの課題解決が重要である。土地の有効活用を促進するため、現時点での所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認、土地収用法における収用対象事業の拡大など、土地の所有・利用に関する制度の抜本的見直しが必要である。

5. 広域連携・地方分権の推進

地域経済の活性化には、同一経済圏や通勤圏などを単位とした、都道府県・市町村の境界にとらわれない広域連携による交流や取り組みが必要であり、行政もこれに対応していく必要がある。そのためにも、経済界、自治体、国が三位一体となって取り組めるよう、必要な権限、財源、人材等に関する地方分権の推進が必要である。

Ⅱ. 女性と高齢者の活躍推進

1. 経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍推進

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者に可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。元気な高齢者が60歳以降も意欲を持って働き、女性についても出産・育児によるM字カーブを最大限解消していくことで、2030年時点での労働力人口を6,000万人以上確保することができる。こうした観点から、政府は、女性や高齢者の就業意欲を高める仕組みや制度づくりを進めるべきである。

○女性の社会進出を促進する社会保険・税制の見直し

女性の就業促進を阻害する要因として指摘される社会保険の被扶養者の認定要件（130万円の壁）や所得税の配偶者控除（103万円の壁）については、保険料負担が発生し、手取り額が逆転する「130万円の壁」の方が影響はより大きい。女性の活躍推進には、社会保険・税の双方で働くほど手取り額が増え、意欲を持って働ける仕組みが必要である。

社会保険については、平成28年より年収130万円より低い年収106万円以上の労働者が新たに適用対象となるが、本人や事業主にとって重い保険料負担となる新たな「106万円の壁」が生じることが懸念される。女性の就労拡大のためには、世帯単位でみた保険料が大きな負担増とならず、事業主負担も過重とならぬよう、保険制度全体で調整する仕組みが必要である。

税制面についても、女性の就業を促すとともに、専業主婦層も育児・介護、社会活動等で貢献していることを踏まえ、夫婦単位での控除額の合計が一定で、併せて、これまで以上に税負担が増えず、働くほど手取り額が増加する調整の仕組みを検討すべきである。

○女性の職場復帰、再就職のための学び直し支援

出産・育児で離職した女性に対しては、円滑な職場復帰や再就職に向けた学び直しの機会の充実が必要である。特に事務系職種を主とする教育機関での学び直し（リカレント教育）だけではなく、人手不足業種となっている技能・技術分野等への専門的な職業訓練機会を拡充して、女性の就職を勧奨していくべきである。

○女性の再就職、創業支援の拡充

特に事務系職種への正社員としての再就職が難しい中、潜在的な人材需要を発掘するためには、中堅・中小企業と再就職希望者との柔軟なマッチング機会を拡充していく必要がある。また、女性ならではの感性を活かしたニッチな分野での起業を応援するなど、女性の能力を最大限活かす「女性のための創業支援」を強化すべきである。

○70歳程度までの雇用継続に取り組む企業への支援強化

原則として希望者全員を70歳程度まで継続雇用する制度を導入する企業に対し、継続雇用者数に応じて法人税等の税額控除を適用する等、インセンティブを強化すべきである。

○高齢者の円滑な労働移動の促進

労働力人口が減少する中、高齢者の継続雇用の場を同一企業とその関係企業のみに求めることは、企業と働き手はもとより、我が国の産業全体にとっても望ましいことではない。成長分野や採用意欲のある企業へ的高齢者の労働移動やふるさと回帰、地方での起業を促すため、ハローワークや産業雇用安定センターと民間事業者等が連携を強化し、労働市場全体としてのマッチング力を高めるとともに、受入れ企業が行う教育訓練費用等への助成制度を拡充すべきである。

○高齢者の働く意欲を高める公的年金制度の見直し

人口減少下で絶対的に労働力が不足していく中、元気な高齢者には意欲を持って働き続けてもらわなくてはならない。このため、働いて収入が多くなるほど在職老齢年金が減額される制度は労働意欲を削ぐため、「支給停止額」の上限を引き上げるべきである。ただし、平均余命は伸びているため、年金財政を維持する観点からも、年金支給開始年齢は諸外国並みに2歳程度引き上げるべきである。

Ⅲ. 結婚・出生率向上に向けた環境整備

1. 結婚・出産しやすい環境づくり

結婚・出生率の向上を図っていくためには、何よりも待機児童ゼロの早期達成を目指した子育て環境の整備・充実策に加え、婚姻率そのものを引き下げる大きな要因である若者を中心とした経済的不安の解消が必要である。併せて、様々な教育機会を通じて、結婚観、家庭観を育み、適齢期で子どもを産み育てることの大切さを教えるなど、若年からの国民的価値観の醸成も必要である。

○若者の雇用の安定に向けた取り組み

若者の経済的不安定さが結婚を躊躇させる大きな要因となっている。まずは雇用の安定化を図ることが先決である。職務・労働時間・勤務地等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や、ジョブ・カード制度等を活用した職業訓練の拡充等により、非正規雇用労働者の雇用安定、処遇改善に

一層取り組むことが重要である。

○結婚を奨励する経済的支援の検討

不安定雇用等による経済的な余裕の無さが結婚を踏みとどまらせているため、結婚当初において、一定期間、住宅等の諸費用負担を支援するなど、結婚時の経済的負担を軽減する支援措置のあり方を検討すべきである。

○非営利による婚活事業の推進

「出会いの場が少ない」という若者は多い。地域ぐるみで参加者の裾野を広げやすく、コスト負担も少ない商工会議所や自治体による婚活事業は地域活性化にも役立つため、運営コスト等の支援を行い、広く推進すべきである。

○ライフプランニングと適齢出産を奨励する教育の充実

若い世代においては、結婚や家庭を持つことへの肯定的な価値観が希薄となっている。学校教育等において、キャリア教育の推進により、社会人・職業人としての資質・素養を磨き、ライフプランニングの大切さを教え、自立、結婚し、家庭を持つことへの前向きな価値観と自己肯定感を醸成するとともに、高齢出産のリスクを伝え、適齢期で子どもを産み育てることを奨励する教育を行うべきである。

2. 安心して子どもを産み育てられる環境整備

非正規雇用の増加などに伴う若者の経済的不安定さや、子育て費用の大きさ、住居を含む子育て環境の未整備、あるいは働きながら育児を行う上での様々な障害等が複数の子どもを持つことを躊躇させている。出生率を少なくとも希望出生率まで引き上げるため、以下のような政策を検討すべきである。

○出産・育児に伴う経済的負担の軽減

教育費を含む子育て費用の大きさが希望出生率を下げる大きな要因となっている。義務教育段階での医療費の完全無償化や、教育資金贈与制度における資金使途の出産・育児費用への拡大、児童税額控除や諸手当等、多子世帯の経済的負担をこれまで以上に軽くする政策へのシフトが必要である。

○男性の育児参加を促進

女性の子育ての負担を軽減し出生率を高めるために、男性の育児休業取得率の向上等に積極的に取り組む必要がある。男性の育児参加を促進する企業を行政がPRしたり、行政が主催する合同採用説明会等に優先的に参加できるインセンティブを与えること等により、企業の自主的な取り組みを後押ししていくべきである。

○育児に祖父母の力を活用

育児に祖父母が協力できる3世代同居の多い地域では、出生率が高い傾向がある。高齢者対策としても重要となっていく3世代同居や近隣居住を積極的に奨励する税制、助成措置等を拡充すべき

である。

○子どもを育てる親のニーズに柔軟に対応する保育体制の整備

都市部における子どもの送迎の負担を軽減するため、一部の自治体で始まった「サテライト保育園」や「送迎保育ステーション」の設置の動きを促進することが重要である。また、すでに国が推進を打ち出している「待機児童解消加速化プラン」や「放課後子ども総合プラン」、「子育て支援員（仮称）制度」の創設等について、早期かつ着実な実施が必要である。

○仕事と子育てを両立しやすい勤務形態の普及促進

子育て等の事情を抱える働き手のニーズに応えるためには、フレックスタイム制度や短時間勤務制度、テレワーク等の導入が有効であるが、現状では規模の小さい企業ほど、導入が進んでいない。これらの柔軟な勤務形態の導入を目指す中小企業へのコンサルティング強化や、導入費用の助成拡充等により、普及促進を図る必要がある。

○子育て応援企業へのインセンティブの付与

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業については、行政が顕彰するなどその「見える化」を促進するとともに、特に優秀な企業に対しては、低利の融資制度を創設したり、公共事業の入札において一定の評価とインセンティブを付与するなど、企業の取り組みを評価する仕組みを作るべきである。

3. 少子化対策の財源に関する考え方

結婚・出産を支援し、安心して子どもを産み育てられる環境整備など少子化対策を拡充するためには、多額の財源が必要となるが、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にある。このため、高齢世代への給付に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は、可能な限り少子化対策に資する形で現役世代に還元していくべきである。

○社会保障制度改革の徹底を通じた財源確保

毎年1兆円ずつ増加する社会保障費は、公費負担のみならず、現役世代の保険料負担の上昇を招き、過重なものとなっている。社会保障給付の重点化・効率化を一層徹底させ、高齢者の応能負担の割合を高めるとともに、現役世代から高齢者医療への拠出金負担に上限を設けるなど、企業や現役世代に過度に依存した現在の財政負担構造を改めるべきである。少子化対策に必要な財源については、可能な限りこうした改革の徹底により捻出し、高齢世代から現役、子育て世代に対する資源の再分配を行っていくべきである。

○女性・高齢者の活躍を通じた財源確保

女性や高齢者の活躍は所得税収の増加という財政効果を生むことになる。これにより得られた税収は、高齢世代に過度に偏った財源を若年世代へ再分配するという観点から、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備のために重点的に配分していくべきである。

Ⅳ. 地方創生に向けた商工会議所の取り組み強化

地方創生・人口減少対策は、地域全体で取り組む必要があり、住民、行政、産業界をはじめ、様々な主体が一体になって地域の未来像を創り上げ、同じ方向を向いてその実現に取り組んでいくことが重要である。われわれ商工会議所は、地域全体の商工業の総合的な発展と住民の福祉向上を使命とする経済団体であり、地域の中核として、総力を挙げて強いリーダーシップを発揮し、地方創生に具体的に取り組んでいく。

1. 地域の中核としての活動の更なる展開

疲弊する地域を再生し魅力ある地域づくりに向けて、住民、行政、産業界など多様な主体が連携し、地域ビジョンの策定と実施、まちづくり等の地域活性化に取り組むうえで、商工会議所がその中核を担い、強力なリーダーシップを発揮する。

2. 商工会議所のネットワークを活用した地域内外の連携推進

これからの地域再生の鍵は、地域間の「連携」である。1地域、1企業では対応が難しい地域資源のブランド化と地域外への販路開拓、広域連携観光の推進などの事業は、全国にネットワークを持つ商工会議所が、その強みを最大限に活かし、地域内の多様な主体と連携して取り組む。

3. 現場に役立つ事業活動支援・情報発信の強化

地域経済を支える中小・小規模企業の活力強化と地域活性化を図るため、以下のような取り組みを強化する。

→創業・第二創業・ベンチャー・事業承継等の支援をはじめ、個々の企業の現場のニーズにマッチする事業やサービスを強化し、企業の新たな成長への取り組み等を支援する。

→柔軟な働き方、子育て支援等について、企業に新しい価値観にもとづく経営や雇用管理のあり方に関する情報を発信し、普及・啓発する。

→大学と中小企業を直接結ぶ就職支援事業や企業や地域の発展を支える人材育成、婚活事業など、社会的役割を果たす事業に積極的に取り組む。

4. 地方創生のために活動する商工会議所への寄付金は全額損金算入に

以上のような地方創生のための活動を商工会議所が行っていくための財源を確保するため、寄付金制度の拡充が必要である。現在、商工会議所に対する寄付金は、所得控除の対象とはなっていない。東日本大震災では、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄付金が指定寄付金とされたが、継続的な扱いにはなっていないため、今後、想定される自然災害等への対応や、これまで述べたような中小企業の活力強化、地域活性化に係る取り組みや諸事業等を商工会議所が自ら強いリーダーシップをもって行っていくために、商工会議所への寄付金は全額損金算入できるようにすべきである。

以 上

人口減少への対応に関する意見

<提出先>

「選択する未来」委員会 甘利経済再生担当大臣および担当事務局、まち・ひと・しごと創生本部担当事務局

<実現状況>

政府が、2015 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと総合戦略」（12 月 27 日閣議決定）に、「人口減少への対応に関する意見」から地域内経済循環の再構築、農林水産業の強化、観光振興、結婚出産しやすい環境づくりなど、多くの項目が盛り込まれた。

医療保険制度改革への要望

2014年10月23日

(一社) 日本経済団体連合会

日本商工会議所

(公社) 経済同友会

わが国経済は、デフレからの脱却が視野に入り、好循環が始動しつつある。現在の回復基調を本格的な成長軌道に乗せることが喫緊の課題である。

経済界としても、従業員が安心して働ける基盤を整え、企業活力を強化することで、日本経済を支えていく所存である。

一方、年一兆円規模で増え続ける医療費は、企業や従業員の負担を際限なく高め、経済成長の基盤となるべき企業活力を大きく損ねる。また、社会保険料の増加によって賃上げが可処分所得の増加につながらず、結果として、安倍政権の狙いである「経済の好循環」が頓挫しかねない。

こうした状況を踏まえ、2015年通常国会に提出予定の医療保険制度改革において、以下の施策を要望する。

記

1. 高齢者医療費の負担構造の見直し

財源を現役世代の負担に過度に依存する現行制度を見直し、高齢者医療費への税投入を拡充することを求める。特に、2015年にはすべての団塊世代が前期高齢者となることを踏まえ、当面約10年間の対応を早急に図るべきである。

前期高齢者医療への税投入拡充等による被用者保険全体としての負担軽減策がない中で、現役世代間の負担調整に過ぎない後期高齢者支援金の全面総報酬割を導入することは再考すべきである。現役世代から高齢者医療への拠出金負担がすでに過大であることを踏まえるべきである。

高齢者医療制度改革の先送りは、現役世代の急激な負担増を黙認することとなる。子育て世代への支援を通じた少子化対策の強化を掲げる政権方針との親和性に欠けると言わざるを得ない。

2. 医療給付の重点化・効率化施策を推進

医療給付の重点化・効率化なしには、医療保険制度を維持することは困難である。医療給付の重点化・効率化に向けて、実効性のある施策を早急に制度化することを求める。

以 上

医療保険制度改革に関する経済三団体共同要望

<提出先>

塩崎厚生労働大臣ほか政府関係各所

＜実現状況＞

医療保険制度における給付の重点化・効率化の徹底については、紹介状の無い大病院受診時の定額負担導入や、入院時食事療養費の見直しなどの改革が、平成 27 年通常国会に提出され、医療制度改革法案に盛り込まれた。後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入については、被用者保険から高齢者医療への拠出金負担の軽減を前提とすべきことを主張し、不十分ではあるものの被用者保険への負担軽減措置が同法案に盛り込まれた。

平成26年11月13日

商業登記規則等の一部を改正する省令案に対する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

平成26年6月に成立した会社法の一部を改正する法律により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、その旨を登記することになった。同法の附則第22条では、当該登記は改正会社法施行後、最初に監査役が就退任する際に合わせて実施すればよいこととされている。

しかし、今回の商業登記規則案別表第五では、当該登記は監査役の就退任とは異なる「会社状態区」に記載するものとされており、該当する中小企業は監査役の就退任登記の登録免許税とは別に、当該登記に伴う登録免許税の負担が生じることになる。

中小企業においては監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社が最大で100万社程度あると想定される。こうした会社は、何ら組織形態の変更を行わないにも関わらず、登記申請義務を課せられることに加え、一律に登録免許税3万円の負担を強いられることになる。

そもそも、今回の新たな登記義務は、平成18年の改正の際になされるべき手当てが欠けたことによって生じたものであり、このような立法上の不都合の解消を個別企業の負担のもとに行うことは明らかに不適切である。

そこで、登録免許税の免除の措置を講ずることを強く求める。

仮に、登録免許税を免除する措置を講ずることが困難であるならば、次善の策として、今般の商業登記規則の改正において以下のいずれかの対応により、監査役の就退任登記とは別に登録免許税の負担が生じることを回避すべきと考える。

- ①別表第五において「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨」を「会社状態区」の記載事項とするのではなく、職務の執行停止などと同様に、「役員区」の記載事項とする。
- ②商業登記法14条の「別段の定め」として、商業登記規則の改正規則附則に、「改正法附則22条により登記をする場合において監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある定款（代表者の原本証明があるものに限る）を提出した場合には、職権で「会社状態区」にその旨を登記するものとする」旨の規定を置く。

以 上

商業登記規則等の一部を改正する省令案に対する意見

<提出先>

法務省

＜実現状況＞

意見のとおり、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨」は「役員区」に記録すべき事項となった。

小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望

平成26年11月27日

日本商工会議所

わが国経済が持続的に発展していくためには、全企業数の87%を占め、地域経済の活力と雇用の維持・創出の源泉となっている、小規模企業の活性化を図ることが重要です。一方で、平成21年から平成24年の3年間で、小規模企業の数32万（9%）減少し、加えて、経営者の高齢化による後継者不足等で経営の低迷や廃業に直面するなど、地域経済社会は疲弊の度を増しています。

こうした危機的状況を踏まえ、国は、小規模企業振興対策の重要性を再認識し、本年、小規模企業振興基本法（以下、「小規模基本法」という。）および商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正小規模支援法」という。）を施行しました。

小規模基本法では、「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定め、さらに閣議決定された小規模企業振興基本計画では、「国、都道府県、市区町村は、支援機関の機能を十分に引き出せるよう、それぞれ配慮する」と規定しており、小規模企業振興対策の強化に向け、各都道府県の役割は、より一層、重要になってきています。

全国の商工会議所・商工会が実施している経営改善普及事業は、元来、国の政策として構築され、全国の商工会議所等に対し国と各都道府県が補助する形で始まったもので、有効な小規模企業振興対策として、全国的に定着しています。しかし、多くの都道府県において、経営改善普及事業予算は削減傾向にあり、いくつかの都道府県では大幅な削減が行われています。小規模企業振興対策の重要な柱として実施されてきた経営改善普及事業予算が、このまま削減されれば、小規模企業の一層の減衰をもたらし、地域経済社会の疲弊が増幅することは必至であります。

今後、全国の商工会議所では、小規模基本法と改正小規模支援法を踏まえ、「経営発達支援計画」を策定し、より一層、小規模企業への伴走型の相談・支援事業を展開するとともに、まちづくりや観光振興等の地域活性化事業に取り組むこととしていますが、商工会議所が実施する経営改善普及事業の質的・量的向上が必要であり、そのための体制強化が不可欠です。

こうした観点から、各都道府県における「小規模企業振興対策予算の拡充」に向け、下記のとおり要望いたします。

記

1. 各都道府県において、①小規模企業振興対策の実施は、都道府県の大きな責務であること、②小規模企業振興対策の強化は、地域経済社会の安定・発展、雇用の確保をもたらす、地方行財政に資するものであることを再認識するとともに、新たに施行された小規模基本法と改正小規模支援法を踏まえ、経営改善普及事業を中心とした平成27年度の小規模企業振興対策予算を拡充し、確実に執行されたい。

とりわけ、小規模企業に対するさらなる支援の強化のため、商工会議所が果たす役割はますます広範かつ重要となることから、経営指導員等の補助対象職員の安定的な確保ならびに補助単価の拡充に

よる待遇改善に努められたい。

2. 各種補助事業等において、消費税率引上げ分についても必要な予算措置を行われたい。

以 上

第三次安倍内閣に望む

平成26年12月17日

日本商工会議所

わが国経済は、安倍内閣の経済政策によりデフレ脱却の兆しを見せている。アベノミクスをさらに推し進め、中小企業や地方にまで景気回復の波を行き渡らせ、デフレ経済から成長経済への流れを確実なものとしていくことが、今般の衆議院選挙で国民の負託を得た新内閣の責務である。

新内閣は、次の三点を政策運営の基本的な考え方として、具体的な改革の工程表を国民に明示し、日本経済の再生に向けた改革に邁進されたい。

まず、第一に、わが国の国益を踏まえ、困難な課題を克服して成長力の向上に向けた取組みを加速化させることである。経済再生と財政再建の両立に配慮し、消費税率10%への引き上げを見据えて、2年以内に確実に経済を再生させることが必要である。

第二に、人口急減と超高齢化の加速、疲弊する地方の再生という構造的な課題に対し、総力を結集して取り組むことである。大胆な少子化対策の実行、地方創生と中小・中堅企業の活力強化により、中長期的な成長基盤を強化していくことが不可欠である。

第三に、震災復興の加速と福島再生である。平成27年度までとされている集中復興期間の延長と十分な予算措置により、被災地企業の事業再開をはじめ、復興の状況を見据えた細やかな支援を強力に進めるとともに、風評と風化の二つの「風」に苦しむ福島の再生に向け、除染や汚染水問題の早期解決、企業立地の促進や販路開拓支援の強化が必要である。

これらの基本的な考え方のもと、新内閣におかれては、具体的な政策課題として、以下の事項に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、実現に向けて自ら行動するとともに、政府に対し最大限の協力を行う所存である。

1. 大胆な経済対策・補正予算の策定・実施と法人税のネット減税の実現

円安によるコストアップに直面している中小企業や地域経済の影響を最小限化することが喫緊の課題である。低迷する消費の喚起や経済波及効果の高い住宅対策をはじめ、大胆な経済対策とその実行を裏打ちする補正予算を早期に編成すべきである。また、企業に新規設備投資や雇用の拡大を促すため、ネット減税となる法人実効税率の引き下げとともに、政府は、インフラの整備やエネルギー・環境分野をはじめとする先端技術の開発など、中長期的なプロジェクトの方針を明示することが必要である。

2. 成長戦略の強力な実行による事業環境の整備の促進

デフレ脱却を確実なものとするためには、足元の経済対策のみならず、わが国の潜在成長率の向上に向けた不断の取組みが不可欠である。成長戦略は実行段階に入っており、生産性の向上をはじめとする民間企業の取り組みが極めて重要である。政府は、そうした民間の活動を後押しする環境整備を強力に進めるべきである。

とりわけ、円安に対する対応力を高めていくことが重要である。企業の国内回帰を促し、わが国の輸出競争力を高めて、貿易赤字の縮小を図ることが肝要であり、安全が確認された原発の一刻も早い

再稼働、TPP の早期交渉妥結、規制改革の断行や国家戦略特区をはじめ特区制度の拡充による新市場の創出などに大胆に取り組むべきである。

3. 抜本的な人口減少対策、地方創生とそれを支える中小・中堅企業の活力強化

人口急減、超高齢化に直面しているわが国は、人口 1 億人の維持に向け、女性と高齢者の活躍推進、結婚・出生率向上に向けた環境整備など、従来の価値観や慣習にとらわれない、抜本的な人口減少対策を講じなければならない。

特に、地方の疲弊と人口減少は表裏一体の関係にある。地方の人口急減、都市部や東京への人口流出に歯止めをかけるためには、地方に「しごと」が生まれることが必要であり、地域の強みである農林水産業や観光資源の最大限の有効活用をはじめ、地域の成長戦略にスピーディーに取り組むべきである。また、コンパクトで賑わいのある「まちづくり」を推進していかなければならない。

同時に、地方の創生を担う中小・中堅企業のイノベーションを促進していくことが不可欠である。創業、ものづくりの応援や販路開拓、海外展開、産学官連携等を支援するとともに、外形標準課税の適用拡大は、中小企業の活力を阻害することから、反対である。

4. 社会保障制度改革の断行

消費税率の引き上げ延期を踏まえれば、持続可能な社会保障制度の確立に向けた改革は、より一層強化していかなければならない。社会保障給付の重点化・効率化を軸とした改革の断行はもとより、高齢者の応能負担割合を高めるなど、痛みを伴う改革に取り組むことが必要である。

消費税の複数税率・インボイス導入については、社会保障財源を毀損することはもとより、対象品目の線引きの混乱、中小企業の事務負担の増加などの問題があり、行うべきではない。

以 上

第三次安倍内閣に望む

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

1. 大胆な経済対策・補正予算の策定・実施と法人税のネット減税の実現

12 月 27 日に、住宅に対するエコポイント制度やプレミアム付き商品券発行等の消費喚起策、若者の地元就職支援や女性の創業支援等に充当できる交付金の創設をはじめとする「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（予算規模 3.5 兆円）を閣議決定。平成 27 年 1 月 9 日には、同経済対策を盛り込んだ平成 26 年度補正予算案を閣議決定した（同年 2 月 3 日成立）。

法人実効税率の引き下げについては、「平成 27 年度税制改正に関する意見」（9 月 17 日）を参照。

2. 成長戦略の強力な実行による事業環境の整備の促進

安全が確認された原発の一刻も早い運転再開、TPP の早期交渉妥結については、「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」（7 月 17 日）を参照。

規制改革の断行については、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 30」（5 月 9 日）を参照。

3. 抜本的な人口減少対策、地方創生とそれを支える中小・中堅企業の活力強化

「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」（7 月 17 日）を参照。

4. 社会保障制度改革の断行

「平成 27 年度地域活性化・中小企業関係施策に関する意見・要望」（7 月 17 日）を参照。

平成26年12月25日
日本商工会議所
東京商工会議所

会社法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

会社法施行規則改正案 第2章第3節の2関係

今回の会社法改正により、特別支配株主による株式売渡請求（いわゆるキャッシュ・アウト）が認められ、対象会社の総株主の議決権の10分の9以上を保有する株主は、対象会社の株主総会の決議を要することなく、少数株主に対してその保有株式等売り渡すことを請求することが可能となった。

改正法第179条によれば、ここでいう特別支配株主とは「株式会社の総議決権の10分の9以上を有している場合における当該者」ということになっている。

この特別支配株主に該当するためには、一人の株主が直接または間接に10分の9の議決権を有していることが必要であり、特別支配株主以外の者が有している議決権を合算することはできないとされる（※）。

しかし、法文上、一人の株主が10分の9以上の株式を保有しているとの趣旨は明確とはいえない。

そこで、複数株主の議決権を合計して10分の9の場合にもキャッシュ・アウトが可能という誤解を招かないよう、施行規則で特別支配株主の定義を明確にするべきである。

以 上

※坂本三郎他「平成26年改正会社法の解説（Ⅶ）」

旬刊商事法務 No2047（2014年11月5日号）6ページ

会社法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

<提出先>

法務省

<実現状況>

パブリックコメントの結果に法務省の考え方が明示されたことにより、会社法第179条第1項の「特別支配株主」に該当するためには、1人の株主が直接又は間接に総株主の議決権の10分の9以上を有していることが必要であることが明確となった。

東日本大震災からの本格復興に向けて 4年間の検証と次の6年およびその先を見据えた対応を

平成27年2月19日

日本商工会議所

東日本大震災から間もなく4年が過ぎようとしている。被災地自らの努力はもとより、国内外からの支援により、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、被害規模や自治体の取組状況等により、復旧・復興の進捗に差が生じている。

また、震災後、いち早く事業再開を果たした事業者が、土地のかさ上げや土地区画整理事業の進展に伴い、移転を余儀なくされるなど、当初は予想していなかった問題も発生している。

福島では、今なお12万人もの住民が避難生活を続けているほか、除染・汚染水処理の問題、住民の健康管理などの課題に直面している。

政府は、国の復興指針や自治体の復興計画の策定時とは異なる被災地の現状を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」で示されている「集中復興期間5年」という枠組みにとらわれることなく、状況変化に応じた支援制度の見直しを行うべきである。

まずは、平成27年度までとされている集中復興期間における事業を着実に実施するとともに、復興予算の執行状況や成果等の検証を進め、十分な復興財源を確保したうえで、平成28年度以降の復興の工程および具体的施策を早期に示す必要がある。

その際には、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした世界への復興のアピールと、復興後の東北の将来像を見据えた中長期的な方針を明示することが求められる。

政府は、本格復興と福島再生の早期実現、その先の「新しい東北」の創造も念頭に置きつつ、下記事項に迅速・着実に取り組むよう、強く要望する。

日本商工会議所は、全国514商工会議所のネットワークを最大限に活用し、引き続き、被災地・被災企業の復興に向けた支援に全力で取り組んでいく。

記

※下線部は新規要望項目。

I. 集中復興期間の延長を

(主要要望先：復興庁)

土地の権利調整の難航や資材価格の高騰、建設労働者の不足等により、土地区画整理事業や災害公営住宅整備等が遅れている。被災地では、本格的な復興の実現には、なお相当の時間を要するとの認識から、平成27年度末までとされている「集中復興期間」の延長を要望する声が強い。

政府は、本年夏までに「集中復興期間」終了後の復興施策を示すとのことであるが、これまでの復興予算の執行状況および成果等を検証し、十分な復興財源を確保したうえで、「集中復興期間の延長」または「同等の支援の継続」により、平成28年度以降も復興交付金や復興特区制度等による税財政面等での十分な支援措置を講じることが必要である。

Ⅱ. 土地区画整理事業等の進展に応じた事業再開の促進を

被災地では、復興に向けた土地区画整理事業や災害公営住宅整備などに関し、土地の権利調整の難航等により土地のかさ上げ・整備が遅れ、当初は予想していなかった深刻な課題に直面しており、地域によっては廃業やコミュニティ崩壊につながりかねない状況にある。これらの問題を解決するため、早急に以下の措置を講じられたい。

1. 新たな復興事業の立ち上げに伴う移転・施設再整備への支援拡充を

(主要要望先：復興庁、国土交通省、経済産業省)

グループ補助金を活用するなどにより、事業再開を果たした事業者が、土地区画整理事業等に伴う土地のかさ上げや換地の遅延により、事業所の移転や施設の再整備を余儀なくされ、追加的費用の負担の大きさから、円滑な事業再開に支障をきたすケースが生じている。

自己都合ではない理由により、移転・再整備を余儀なくされた事業者が、移転先で円滑に事業を再開できるよう、移転補償費の算定の柔軟化やグループ補助金における対応等、移転・再整備の経緯や状況に応じた措置を講じられたい。

2. 用地の活用促進に向けたマッチングの仕組みの拡充を

(主要要望先：復興庁、国土交通省)

地権者交渉の難航や土地所有者が不明であること等により、事業用地等の確保が遅れている。

一部の地域では、土地区画整理事業において、都市再生機構（UR）などが地権者と企業等とのマッチングを行うことにより、権利調整が円滑に進んでいるケースもあることから、こうした取り組みを防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地の活用等にも展開していくことが求められる。

Ⅲ. 生活・産業インフラの着実な整備を

被災地では、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている住民や仮設店舗での事業を継続せざるを得ない事業者が多い。産業復興のためには、住宅や道路、鉄道などの生活・産業インフラの着実な整備が必要であることから、以下の措置を講じられたい。

1. 住宅再建の着実な実行を

(主要要望先：復興庁、国土交通省)

公共工事の入札不調や建設業の労働力不足により、地域によっては、住宅再建の事業進捗が大きく遅れている。

政府は、平成27年2月から災害公営住宅整備に係る標準建設費の引き上げ等の措置を講じたが、入札不調の解消に向け、引き続き復興の実態に即した不断の見直しを行うなど、一日も早い災害公営住宅の整備に万全の措置を講じられたい。

また、急激な人口流出や住宅再建意向の変化を把握しながら、余剰宅地・住宅等が生じることのないよう、需要に応じた事業計画の適切な見直しを図られたい。

2. 交通・物流インフラの早期かつ着実な復旧を

(主要要望先：復興庁、国土交通省)

復興道路・復興支援道路については、重要な交通インフラとして交流人口の拡大に資するのみならず、災害時に命をつなぐライフラインとなることから、全線開通時期を明示したうえで、完成時期の前倒しを図られたい。

鉄道に関しては、JR 山田線で、土地のかさ上げなど原状復旧以外の費用を国費で負担する措置が講じられたところであり、早期かつ着実な実施が求められる。また、復旧の目途が立っていない JR 路線（大船渡線、気仙沼線、常磐線）についても同様の措置を講じ、着実に復旧する必要がある。

物流の拠点となる重要港湾等については、ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保など、物流機能の整備・強化を促進されたい。

3. 労働力確保のための就労環境の整備促進を

(主要要望先：復興庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

地域の基幹産業である水産加工業等は、依然として深刻な労働力不足に陥っている。その解決には、就労環境の整備が重要であり、入居者不在の仮設住宅を宿舍に転用可能とする措置や宿舍整備に対する支援などを講じるとともに、女性や高齢者を積極的に雇用する事業者への優遇措置などを講じることが求められる。

IV. 復旧・復興の段階に応じた事業者への支援を

被災地では、未だ仮設店舗での営業を余儀なくされている事業者や、グループ補助金等を活用して事業再開を果たしても、販路が確保できず、震災前の水準まで売上を回復できていない事業者が多い。事業者の本格的な事業再開に向け、早急に以下の措置を講じられたい。

1. 事業者の販路拡大支援を

(主要要望先：復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省)

グループ補助金等を活用し、仮営業から本格的な事業再開を果たしても、震災により喪失した販路を回復できていない事業者が多い。加えて、依然として続く風評被害等により販路の確保は極めて困難な状況にある。

大都市圏・被災地等での商談会や見本市等の開催、海外販路開拓支援などが、一過性の取り組みにとどまることなく、持続的な販路拡大につなげられるよう、以下の措置を講じられたい。

また、民間からの継続的な支援を得るには、これまでの販路開拓等への民間支援が、どの程度の効果をもたらしているのか、依然不十分なのか等の情報が公表されることが重要であり、PDCA による支援の仕組みの構築が必要である。

(1) 流通現場に精通した百貨店 OB 等の人材派遣事業の創設

大都市圏での商談会等においては、マーケット情勢やニーズに精通し、現場経験を有する人材が不可欠であることから、百貨店の OB 人材等を被災地に派遣し、事業者の商品改良や販路開拓、商談会のフォローアップ等を総合的にサポートするための仕組みを創設されたい。

(2) 商品・サービスの特性に応じた販路開拓への支援の拡充

商品・サービスの用途や対象とする顧客層、生産規模等によっては、大都市圏よりも地元のスーパーや道の駅等を販路とする方が、有効な場合がある。事前のバイヤーマッチングなど、事業者の規模や商品・サービスの特性に応じた国内外の商談会の開催を支援されたい。

また、商談会に参加する被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）双方に対する交通費や宿泊費等の助成措置を拡充されたい。

(3) トラック運転手確保への支援の創設

販路を拡大しても、トラック運転手の不足等により、輸送手段が確保できないとの声が多く聞かれる。物流手段の確保に向け、運転手の養成・訓練等に対する支援や、高速道路利用料金の割引等の措置を講じられたい。

(4) 農林水産物の風評被害払拭に向けた海外への働きかけと国内外への情報発信

韓国や中国においては、依然として被災地域の農林水産品・加工品に対する輸入規制が行われている。こうした輸入規制の撤廃を実現するとともに、国内外向けの安全性に関する情報発信を一層強化されたい。

2. 復旧ステージにある事業者を支援するグループ補助金の継続を

（主要要望先：復興庁、経済産業省）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、早期に活用して事業再開を果たした事業者がある一方、未だ申請に至らず、仮設店舗で営業を続けている事業者も存在することから、平成27年度はもとより、平成28年度以降も十分な予算を確保されたい。

3. 復興ステージにある事業者支援に向けたグループ補助金の拡充を

（主要要望先：復興庁、経済産業省）

(1) グループ補助金の新たな措置の既採択事業者への適用

平成27年度予算案において、新たに「新商品・サービス開発」「新市場開拓」「生産効率向上」等への支援が措置されている。平成26年度までの交付決定事業者のうち、事業に着手していない者等も本措置の対象に加えられたい。

(2) グループ補助金における設備高度化等への支援拡充

被災した事業者の中には、新たな販路を開拓するにあたり、HACCP（※）等への対応が必要となり、設備の高度化に迫られているケースがある。このような設備の高度化や機械等の導入ニーズへの対応についても、グループ補助金の対象とするなど、復興状況や経営環境の変化に応じた支援を図られたい。

※HACCP（ハサップ/Hazard Analysis and Critical Control Point）：原材料の受入から最終製造までの各工程における汚染・異物混入等の危害要因を分析したうえで、危害防止につながる重要工程を継続的に監視・記録するシステム。

4. 被災企業に対する資金繰り支援の継続を

(主要要望先：経済産業省、金融庁)

東日本大震災復興支援貸付や被災事業者経営改善貸付（災害マル経）等の被災中小企業の資金繰り支援、および産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援を継続されたい。

5. 被災地の中小企業と産業の再建を担う商工会議所への支援拡充を

(主要要望先：復興庁、経済産業省、財務省)

商工会議所が、引き続き、地域の産業復興拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、以下の措置を講じられたい。

(1) 商工会議所の建物や設備の復旧・改修等について、民間事業者に対するグループ補助金と同等の助成措置を講じられたい。

(2) 商工会議所が新たな建物を整備する際の建設負担金の被災地特例としての即時償却および商工会議所に対する寄附金の全額損金算入などの措置を講じられたい。

V. 交流人口の回復・拡大に向けた観光振興の取り組みへの支援を

東北六県や関東地方沿岸部では、訪問観光客数が未だ震災前の水準に回復していない地域が多い。東北地方が一体となって行う地域特性を活かした取り組みや2020年オリンピック・パラリンピック等を見据えた取り組みなどを支援し、早期に交流人口を回復・拡大することが必要である。

1. 修学旅行の誘致への支援を

(主要要望先：復興庁、観光庁、文部科学省)

依然として続く風評被害等により、被災地を訪問する修学旅行生は震災前の水準を下回っている。子ども農山漁村交流などへの積極的な支援や、防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズム、地域の伝統産業の体験ツアー、東北地方で開催されるデスティネーションキャンペーンとの連動など、修学旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、保護者等を対象とした啓発活動を展開されたい。

2. グリーンツーリズムやスポーツツーリズム等への支援を

(主要要望先：復興庁、観光庁)

里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズム、国際的なスポーツ大会や合宿等の開催・誘致をはじめ、自然環境を活用したアウトドアスポーツ・レジャー等のスポーツツーリズム、MICE の誘致などの取り組みを支援されたい。

3. 外国人観光客の誘客に向けた環境整備を

(主要要望先：復興庁、観光庁)

風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化に加え、無料公衆無線 LAN 環境の整備や多言語案内表示の普及・整備、東北地方の空港への LCC の誘致など、外国人観光客の受入体制の構築・

強化に向けた支援を講じられたい。また、JNTO（日本政府観光局）による海外での東北デスティネーションキャンペーンの実施など東北のPR・プロモーションを強化されたい。

Ⅵ. 一刻も早い福島の再生を

福島県は、地震・津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお風評被害や除染・汚染水処理の問題、住民の健康管理など、他の被災地とは異なる深刻な課題に直面している。避難生活は間もなく4年にさしかかろうとしており、一日も早い産業復興・生活再建が急務である。福島の再生なくしては、東北はじめ被災地の復興はなく、日本の再生もないことを改めて深く認識し、以下について早急に取り組むことが必要である。

1. 原子力損害賠償の確実な実施を

（主要要望先：内閣官房、復興庁、経済産業省、文部科学省）

営業損害をはじめとする原子力損害賠償については、被災企業がそれぞれの将来設計に応じて事業の見通しを立てることができるよう、原子力災害の特殊性や損害の範囲、被災企業の意向等を十分に踏まえ、必要な賠償期間を確保したうえで、被害の実態に即した賠償を確実に行うよう指導されたい。

2. 地域全体の再生を牽引するプロジェクトの早期実現を

（主要要望先：復興庁）

（1）国は、国内外から人や企業等を呼び込み、産業振興や雇用の創出を通じて、福島再生のみならず日本復興の象徴となる様々なプロジェクトの実現を強力に推進するべきである。特に、国際廃炉研究開発拠点やロボット開発・実証拠点の整備、放射能に関する国際研究機関の設置、エネルギー関連産業の集積等により、新たな産業基盤の構築や広域的な視点でのまちづくりを目指すイノベーションコースト構想の実現を図られたい。

（2）産業復興・生活再建に関する将来像が不透明なままでの避難生活の長期化は、避難区域周辺の事業者や住民の復興へ向けた意欲のさらなる減退を招きかねない。政府は「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を立ち上げ、避難指示等が出された市町村の将来像の検討を開始したが、避難生活長期化の懸念が生じてきた現状に鑑み、検討作業を加速し、広域的かつ長期的な視点に基づく地域再生ビジョンを一日も早く策定されたい。

3. 企業立地促進のための支援の継続を

（主要要望先：復興庁、経済産業省）

福島県内に工場等を新增設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、産業集積の形成や既存企業の生産拡大、雇用創出に資する事業として、極めてニーズが高いことから、引き続き十分な予算措置を確保されたい。

また、福島再生のために進出した企業の中には、企業活動の枠を超えて国内外からの来訪者の受け入れや様々な福島再生に資する活動に携わっているところもあり、こうした企業の自主的な活動への支援を講じられたい。

4. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

(主要要望先：復興庁、経済産業省、環境省)

福島再生の加速化に向けて、風評被害対策や除染、汚染水対策等に関する財政措置を含めた以下の具体策を迅速、確実に実行されたい。

- ①国内外に根強く残る風評被害の払拭に向けた放射線リスクに関する科学的知見の周知、世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値等の見直し
- ②合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施、除染実施後の地域再生に向けた対策の強化
- ③国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施
- ④立地自治体・住民の理解を前提とした中間貯蔵施設の早期稼働および最終処分場の早期設置

以 上

《被災地商工会議所の声》

【復興全般に関する声】

- 内陸部の土地のかさ上げは、平成 28 年度に完了予定であり、まだ途中段階。沿岸部も同様の状況であり、復興は進んでいるようで進んでいない。
- 震災から 4 年弱が経過し、災害公営住宅が竣工するなど、復旧・復興は進みつつあるが、復興を加速させるための予算・人手確保や事業者の販路回復・開拓等の「新しい課題」も顕在化している。こうした課題に直面した今だからこそ、気づき言えることもある。
- まちづくりにはこれから着手する。目に見えるところで復興が進んでいるが、細かいところがまだできていない。これからは、凝縮したコンパクトシティ形成を進める。
- 地震・津波被災地域においては復興事業が本格化しつつある一方で、原子力災害地域は依然として、インフラ復旧・事業再開もおぼつかない状況。

【具体的な課題に関する声】

- 区画整理に伴う土地のかさ上げや換地の関係で、グループ補助金を活用して営業再開した事業者が移転せざるを得ないケースが生じている。移転補償費は支払われるが、移転先での事業再開資金が足りない。
- これまでにグループ補助金を活用して事業を再開した企業の多くは、工業（水産加工業・造船業等）であり、商業（飲食店・小売店）の多くは未だ仮設店舗で経営を続けている。
- 市内の被災区域は 21 区域で、このうち 5 区域が土地区画整理事業を選択した。仮換地も終了しているが、かさ上げが進まず、所有者に土地が戻ってくるのは、3～4 年後とされている。
- 震災前と比べ、水揚げ量は 8 割、観光は 7～8 割程度回復。しかしながら、水産業では後継者不足が深刻化している。
- 有効求人倍率が 1.8 倍になっている。最も深刻なのは、トラック運転手の不足であり、販路拡大の足枷になっている。
- 市内の有効求人倍率は 1.9 倍に達しており、人手不足が深刻化。一方で、職種別の有効求人倍率では、「事務職（0.4 倍）」「水産業（2.7 倍）」となるなど、求人求職のミスマッチも顕在化しつつある。
- 商談会の仲介役は、流通事情に詳しい人物でなければ、なかなか成果に結びつかない。流通業界の団体などに登録されている業界の OB 人材などが必要。また、首都圏のマーケットに詳しく、ニーズを把握している人材も必要。
- 修学旅行をはじめとした教育旅行客数の回復が課題。教育旅行客数の推移（宿泊者数ベース）は、震災前の 60%程度に留まっている。

＜提出先＞

政府・省庁・政党等

＜実現状況＞

1. 集中復興期間の延長を

○平成27年5月12日、復興庁から、平成28年度以降の復興事業の考え方として以下の枠組みが示された。被災地自治体と調整のうえ、6月中に正式な方針を公表予定。

- ・平成28年度～32年度を「復興・創生期間」と命名。
- ・自治体負担の考え方は次のとおり

＜引き続き自治体負担なし＞

－被災者支援（生活再建、心のケア・見守り支援、就学支援等）、災害復旧（災害廃棄物処理、施設復旧、グループ補助金等）、復興交付金（基幹事業）（災害公営住宅の整備、学校・病院の耐震化等）、原子力災害からの復興（除染、中間貯蔵施設の整備、早期帰還の支援、放射線測定、風評対策等）

＜他の自治体より低めの負担＞

－復興交付金（効果促進事業）（観光交流拠点の整備、農水産品ブランド化のための商品開発・販路開拓等）、社会資本整備総合交付金（復興）（避難場所となる多目的グラウンドの整備等）、道路整備事業・港湾整備事業（復興道路・復興支援道路の整備等）

＜他の自治体と同様の負担＞

－次世代エネルギーの研究開発、災害に強い森林づくり 等

＜平成27年度限りで終了する事業＞

－事業目的・目標を達成した事業等（県外自主避難者への情報支援、緊急雇用対策等）

2. 生活・産業インフラの着実な整備を

（1）住宅再建の着実な実行を

- ・平成27年度予算において、住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた事業として、1.3兆円が計上された。
- ・（5月15日付け公表内容）

（2）交通・物流インフラの早期かつ着実な復旧を

【道路】

- ・常磐自動車道は、事業中区間（57km）について、3月1日より全面開通。
- ・平成27年度予算において、復興道路・復興支援道路の整備等として1,975億円、社会資本整備総合交付金として1,171億円が計上された。
- ・復興道路・復興支援道路の整備状況（いずれも平成27年3月時点）
- ・三陸自動車道（復興道路）は、計画延長359kmのうち152kmで供用中、207kmで事業中。整備完了率は42.3%。
- ・宮古盛岡横断道路（復興支援道路）は、計画延長100kmのうち8kmで供用中、58kmで事業中。整

備完了率は8.0%。

- ・釜石自動車道（復興支援道路）は、計画延長 80 k mのうち 54 kmで供用中、26 kmで事業中。整備完了率は 67.5%。
- ・東北中央自動車道（復興支援道路）は、計画延長 45 k mのうち 45 kmで事業中。整備完了率は 0.0%

【鉄道】

- ・JR 山田線は、宮古～釜石間（55.4 km）について、復旧工事に着手。復旧後は、三陸鉄道に移管予定。
 - ・JR 大船渡線の盛～気仙沼間（43.7 km）、JR 気仙沼線の気仙沼～柳津（55.3 km）は、BRT で仮復旧し、運行中。
 - ・JR 石巻線の渡波～浦宿（6.5 km）は、平成 27 年 3 月 21 日より、全線運行再開。
 - ・JR 仙石線は、平成 27 年 5 月 30 日より全線で運転再開予定。
 - ・JR 常磐線の竜田～原ノ町間は放射線量調査結果を踏まえ、不通区間の具体的な除染方法や復旧工程等を検討予定。
- ※上記はいずれも平成 27 年 3 月時点。

【港湾】

- ・被災した 319 漁港のうち、305 漁港において、陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む）。完了率 95.6%（平成 27 年 2 月末時点）。

（3）労働力確保のための就労環境の整備促進を

- 平成 27 年 4 月 30 日にグループ補助金の運用が改善され、新分野の需要開拓等を見据えた、従業員確保のための宿舍整備等の新たな取組に対する支援が盛り込まれた。

3. 復旧・復興の段階に応じた事業者への支援を

（1）事業者の販路拡大支援を

- 復興庁は平成 27 年 3 月 31 日、「被災地域企業新事業ハンズオン支援」を創設し、公募を開始。同事業は、被災 3 県の中小企業・小規模事業者等が実施する新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等の新たな取組（新事業）を手助けするもので、事業計画作成支援、試作品開発費用や展示会出展料の補助、法律・会計・税務・知財・金融等の専門家紹介等を行うもの。
- 平成 27 年 4 月 30 日にグループ補助金の運用が改善され、新分野の需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品製造ラインへの転換、新商品・サービス開発、新市場開拓調査等）に対する支援を新たに措置。

（2）復旧ステージにある事業者を支援するグループ補助金の継続を

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）は、平成 27 年度予算で 400 億円が計上された。
- 平成 27 年 2 月 20 日に第 13 次募集の採択結果が公表。岩手・宮城・福島の 3 県で 28 グループに対して約 86.8 億円を支援。累計補助件数は 605 件、補助総額は 4,546 億円。

(3) 復興ステージにある事業者支援に向けたグループ補助金の拡充を

- 新分野需要開拓等を見据えた新たな取組を支援。
- 平成 27 年 4 月 30 日にグループ補助金の運用が改善され、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合の、新分野の需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品製造ラインへの転換、新商品・サービス開発、新市場開拓調査等）に対する支援が創設された。また、既採択事業者であっても、未契約部分がある場合は、計画変更により申請可能とする措置が講じられた。

4. 一刻も早い福島の再生を

(1) 原子力損害賠償の確実な実施を

- 東京電力による事業者向け補償の状況（平成 27 年 3 月 27 日現在）
 - ・法人・個人事業者向け本賠償：約 318,000 件の請求書を受領し、約 267,000 件、約 1 兆 4,000 億円を支払い済み。
 - ・原子力損害賠償紛争解決センター：15,409 件の申立のうち、10,507 件の和解成立。

(2) 企業立地促進のための支援の継続を

- 平成 27 年度予算において、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、360 億が計上。津波浸水地域および原子力災害により被害を受けた地域を対象に、企業立地制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性化を図り、産業の復興を加速。

(3) 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

- 平成 27 年 3 月 25 日、双葉町から中間貯蔵施設への汚染土の搬入を開始。3 月 13 日には大熊町からの搬入が始まっており、輸送が本格化。
- 輸送開始後 1 年間は、双葉郡の 8 町村に田村市を加えた 9 市町村の除染廃棄物をパイロット（試験）搬入する方針。
- 中間貯蔵施設搬入開始から 30 年以内に、福島県外での汚染土の最終処分を完了する計画。
- 平成 27 年度予算において、除染・放射性物質等の汚染廃棄物処理の推進、早期帰還支援と新生活支援の両面からの福島の復興・再生を加速するための費用として、7,807 億円が計上された。

『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針』に関する意見

道路をより賢く使うための取り組み

(1) 賢く使う取り組み

1) 目指すべき国土の姿を踏まえ取り組むべき道路政策に対する意見

- 今回の基本方針は、高速道路の交通量の分担率の目標設定（30％）や、首都圏経済を支える重要な基盤である高速道路の今後の料金体系の詳細、ETC の普及促進・義務化、一般道路における大型車対距離課金の導入など幹線道路の将来の維持管理費の負担のあり方等について、慎重な議論を要する項目が多く含まれているが、理由・根拠や導入後の影響について、まずは明確に示すべきである。
- その上で意見すべきところではあるが、基本方針の現在の記載内容に基づき、下記の通り意見を申し上げます。
- わが国が「人口減少社会への対応」という難題に直面する中、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、住居機能を交通拠点等の一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編し、また、交通網（鉄道、道路等）により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していく「コンパクト＋ネットワーク」の考え方は、当所としても従来より提言してきたところである。こうした考え方に沿って、今後の道路整備を進めていくべきである。
- 国交省の基本方針に示された通り、上記の考え方に即して、経済・社会システムの基盤である道路の高度化、高質化と有効活用を図るべきである。

2) 道路の使い方の課題に対する意見

①円滑な走行の実現：ボトルネック地点の解消、渋滞対策の促進

- 暫定3車線運用は、①数キロ程度の短い距離では十分な効果を発揮しづらいため、一定の距離を確保する必要がある、②3車線運用区間以後の区間の渋滞状況によっても効果が大きく左右する、③3車線運用区間以外のより長い区間も含めた上での効果の検証、④3車線運用が安全性に与える影響（事故発生率の分析）等の点を十分に検討の上、進めるべきである。

③使いにくさの解消：2020年を見据えた訪日外国人客に対する対応強化

- 2020年を一つの契機に、訪日外国人客の一層の増加が期待されていることから、案内表示等の英語標記はもちろん、情報提供の多言語化を推進していくことを期待する。また、ICT 技術を活用した渋滞回避支援情報や災害時情報の提供等も多言語で実施することが望ましい。
- 特に、2020年前後には多くの訪日外国人客が自ら運転し、高速道路を利用する機会も増えると思われる。訪日外国人客の安全かつ円滑な観光や、事故防止対策の一環として、カーナビの多言語化や自動翻訳技術の導入推進、初心者マークを模した「訪日外国人マーク」（国際免許をもって日本国内を運転しようとする者が車に付けるマーク）、世界遺産等の国際的観光資源の最寄りのインターチェンジの合流車線の延長・首都高速の合流箇所の色分け表示（日本の道路事情に慣れていないドライバーが円滑に本線に合流できるようにするための措置）など、訪日外国人向けの所要の方策が必要である。

④地域拠点とのアクセス向上：スマートインターチェンジの設置促進

→わが国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約10kmと欧米諸国の約2倍もの長さがあるため利便性が低く、高速道路が有効活用されない一因になっている。加えて、一般道に渋滞を引き起こす要因にもなっている。

→従って、費用対便益を考慮の上、既存の高速道路の利便性向上や交通の円滑化、一般道の渋滞緩和、地域活性化に向けて、スマートインターチェンジの整備を促進すべきである。

→インターチェンジの設置については、シンプルな構造で、あらゆる車種が利用できる「入口」または「出口」を、設置間隔を短くしたうえで増設し、利便性向上と渋滞緩和を目指すべきである。

→なお、空港、港湾、物流拠点や工場団地、大規模商業施設に直結するスマートインターチェンジの設置についても、積極的に取り組むべきである。設置について地元から強い要請がある場合等においては、直結対象とする施設の選定に公共性・公平性を確保しつつも、受益者負担での整備を促進することも有効と思われる。

3) 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取り組み」の基本的な考え方に対する意見

→今回の基本方針では、高速道路の交通量の分担率の目標を30%とする旨が記載されたが、30%とする旨の理由・根拠が明確ではない。

→高速道路がその効果を発揮するためには、まずはミッシングリンク（未整備区間）を解消しネットワークを早急に結節させること、渋滞の原因となるボトルネック部分の解消、安全に走行できる環境の整備、低価格でシンプルかつ安定した料金体系の構築など、所要の対策を実施することが肝要であり、その結果として、分担率の向上が図られるものとする。

4) 高速道路を主な対象とした具体的な取り組みに対する意見

①円滑さの向上

→サグ部や合流地点等をはじめとした箇所の渋滞要因を精緻に把握した上で、車線運用の見直しや付加車線の設置等により、ボトルネック部分を早急に改善すべきである。また、一般道路のボトルネック対策として、スマートインターチェンジの設置も促進されたい。

→ETC2.0により得られた広域な交通量情報を活用し、渋滞ピークの平準化や環状道路への誘導を図ることは、経済効果、環境改善効果、事故の減少など多岐にわたる効果が期待できることから、推進していくことが望ましい。

→ETC2.0を活用した機動的な料金の導入については、混雑状況の分析・検証結果を踏まえ、利用者の意見を十分に参考にしながら検討を進めるべきであり、利用者にとって分かりやすいよう、シンプルなものでなければならない。

→混雑状況に応じた機動的な料金設定は、単に混雑路線の料金を上げるだけでなく、環状道路をはじめ迂回路線の料金を下げることで、交通量を平準化させるべきである。

→なお、事業用自動車（貨物自動車やバス、ハイヤー・タクシーなど）や物流を担う中・大型車等はその性質上、目的地が渋滞箇所の場合をはじめ、混雑している路線を通らざるを得ないケースも大いにあり得ることから、混雑状況に応じた料金の導入にあたっては、事業用自動車等への配慮が必要である。

②安全性の向上

→高速道路の分担率を向上させ、ひいては生活道路への通過交通の流入低減、事故の減少を実現していくためには、その前提として、ミッシングリンク（未整備区間）を解消しネットワークを早

急に結節させること、渋滞の原因となるボトルネック部分の解消、安全に走行できる環境の整備、低価格でシンプルかつ安定した料金体系を構築していくことが不可欠である。

→悪天候時、事故による通行止等、通行規制時間の最短化に資する取り組みは、通行量の多い路線や、空港・港湾に直結し定時性の確保が求められる路線を優先して実施されたい。

③使いやすさの向上

→次世代自動車の普及促進については、日本再興戦略において、2030年までに新車販売に占める割合を5～7割とすることを目指すことが明記されるなど、国を挙げて普及促進に注力していく姿勢が明確であることから、そのカギを握る燃料等の供給設備の設置を鋭意、推進されたい。

→「道の駅」やサービスエリアには、ドライバーや同乗者が快適に休憩できる機能が求められるが、トラック業界などの運輸業界ではドライバーの高齢化や人手不足が顕著になりつつあるため、女性の活躍を促進していくことが求められている。従って、女性用の休憩・リフレッシュ施設（トイレ、シャワー、メイクルーム、仮眠室等）の一層の整備を図ることが望ましい。

→更には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進や、乳幼児のための施設（授乳室、おむつ替えベッド、幼児用トイレ、ダストボックス・シンク・手洗器、ベビーチェア等）整備も推進していくべきである。

→交通拠点と一体となった道路の交通結節機能の向上については、特に新幹線や都市部の駅、空港等において結節機能を高めることにより、人の往来や物流の活性化を図ることが肝要である。

④地域連携の促進

→高速道路沿道の施設との連携を積極的に推進し、地域経済への波及効果を一層高めるための工夫が必要である。（休憩・案内施設である「道の駅」の観光情報発信や地域産品販売の拠点としての機能の強化、地元民間事業者によるSA・PAの運営等）

（2）賢く使う取り組みを支えるために進める施策

1）主要幹線ネットワークの強化に対する意見

→国交省の基本方針に示された通り、高速道路における暫定2車線区間は諸外国にも例を見ない特殊な構造であり、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応、積雪時の狭い走行空間を考慮しても、その状態を長期間継続することは望ましくない。

→4車線化に取り組むだけでなく、低速車両対策等として効果的な追越車線の設置や3車線運用など、本来の機能を確保するための取り組みが必要である。

2）持続的な利用を可能とするための効果的・効率的な機能確保に対する意見

→高速道路を含む主要幹線道路ネットワークの老朽化対策は、全国的に喫緊の課題であることから、対象とする路線、箇所に優先順位をつけた上で、予防保全手法・先端技術の活用や、民間活力の導入を図ることで、長寿命化と安全性向上、コスト低減を図る取り組みを強化することが肝要である。

→その際、PPP/PFIの活用や、ネーミングライツ、ミニ公募債など、多様な手法を取り入れていくことが望ましい。

→技術者の人材不足により、次代への技術・ノウハウの継承が全国的にも危惧されていることから、良質なインフラの維持管理、更新に持続的に取り組むためにも、技術系人材の確保・育成に更に注力すべきである。

→事業者からは、円滑な物流の前提となる、首都高速の老朽化対策の促進や、ネクスコ路線の老朽化

対策の早期実施（具体的にいつ、どの箇所に対策を施すか）、老朽化対策実施時の渋滞対策の実施に関する意見、声が多数聞かれるところである。

3) 道路交通状況のきめ細やかな把握に対する意見

再掲 ETC2.0により得られた広域な交通量情報を活用し、渋滞ピークの平準化や環状道路への誘導を図ることは、経済効果、環境改善効果、事故の減少など多岐にわたる効果があることから、推進していくべきである。

首都圏の高速道路を賢く使うための料金体系

(2) 今後の料金体系のあり方

2) 実現に向けた取組に対する意見

①料金体系の整理・統一（公平な料金体系）

→対距離制を基本とし、起終点を基本とした継ぎ目のないシンプルな新しい料金体系は、環状道路の利用促進につながり、都心に流入している通過交通の減少に寄与することから、当所ではかねてからその導入を主張していた。今回、導入に向けた方針が示されたことを歓迎する。

②起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現（シンプルでシームレスな料金体系）

→具体的な料金水準は、「大都市近郊区間料率（36.6円/km）」を参考に検討するとの案が示されたが、高速道路は首都圏経済を支える重要な基盤であることから、国際競争力の強化や地域活性化の観点からも引き下げを行うべきである。新たな料金体系の導入にあたっては、会社間乗継による割高感を解消し、首都圏の高速道路ネットワーク全体として値上げにならないように考慮すべきである。

→また、対距離制を基本とし発着地が同一の場合は経路間の差異によらず料金を同一とするならば、最短距離をもって料金を決定すべきである。

→対距離制を基本とし、発着地が同一の場合は経路間の差異によらず料金を同一とし、かつ、最短距離をもって料金を決定するならば、管理主体間の料金収入の配分や、管理主体のあるべき姿に関する議論も必要だと考える。

③政策的な料金の導入（戦略的な料金体系）

→物流や運輸事業者が厳しい経営を余儀なくされている中、事業者にとって高速道路料金の負担は重いことから、事業用自動車（貨物自動車やバス、ハイヤー・タクシーなど）や物流を担う中・大型車等については、現在の大口・多頻度割引を新料金導入後も継続するなどの配慮を求める。

→混雑状況に応じた料金施策の導入にあたっては、利用者の意見を十分に参考にしながら検討を進めるべきであり、利用者にとって分かりやすいよう、シンプルなものではない。

→**再掲** なお、事業用自動車（貨物自動車やバス、ハイヤー・タクシー等）や物流を担う中・大型車等はその性質上、目的地が渋滞箇所の場合をはじめ、混雑している路線を通らざるを得ないケースも大いにあり得ることから、混雑状況に応じた料金の導入にあたっては、事業用自動車等への配慮が必要である。

→今回、一定時間内に一時退出した場合であっても負担が増えないような料金体系を構築すべき旨が打ち出されたが、本趣旨を活用し、主要観光スポットをめぐる企画料金を設定するなど、地方創生・観光振興にも大いに役立てるべきである。

(4) 新たな料金システムの構築

1) ETCの普及促進・義務化に対する意見

→今回提示された平成28年度からの新たな料金システムの導入は、実質的にETC2.0の普及を前提としたものである。現行のETCについては、高速道路での利用率が約9割と普及が進んでいるが、ETC2.0の普及にはユーザーにおける機器のバージョンアップまたは新規購入が必要であるため、トラック事業者等多くの車両を保有する事業者にとってETC2.0の導入負担は重いものである。

→従って、新たな料金システムおよびETC2.0の導入が検討・予定されている平成28年度に合わせて時限的にETC2.0の導入補助や、一定の保証金のもとに機器を無償貸与する仕組みの構築等の対策を講じられたい。

→なお、主に地方では、高速道路を多頻度で利用しないユーザーもいることから、ETC2.0の義務化は慎重に検討すべきである。

2) オリンピック・パラリンピック等に合わせた取り組みに対する意見

→立候補ファイルでは、大会開催時における大会関係車両の定時性確保と一般の市民生活や経済活動への影響を最小限とするため、交通量約10%の低減を目標に、下記の方策をもって、一般車両の都心部への流入を抑制することが掲げられている。

- ・広報キャンペーンを通じた代替ルートの利用の奨励
- ・公共交通機関の積極利用の呼び掛け
- ・企業の夏季休暇時期及び業務時間の調整
- ・企業への納品時間の変更要請
- ・市民への需要抑制の協力依頼等の実施

これらの方策を官民が連携して推進していくことが肝要である。

→今回の基本方針では、大会期間中に料金施策を活用して道路交通の平準化や分散化、道路交通需要の低減に向けた検討を進めるべきと記載されたが、大会期間中の交通量について詳細なシミュレーションを実施した結果、交通量の大幅な低減が必要との結論に達した場合は、料金施策ではなく、一時的な通行規制を実施すべきと考える。

その他

1) 将来の高速道路の利用者負担のあり方に対する意見

①料金の低減

→料金水準は、国際競争力や地域活性化の観点から全体的な引き下げを行うべきである。そのため、料金を高価にしている「償還主義」を廃止するとともに、料金収入によって支払うべき償還金の見直し（整備に要する費用のうち、将来にわたって減価することのない用地取得にかかる費用の償還金からの除外など）、および高速道路会社のコスト削減を含む一層の努力が必要である。

②管理財源の確保

→高速道路料金は、昨年5月の道路法等改正により、15年間の有料化延長が決定されたが、ミッシングリンクの解消および維持管理・更新コストの確保、高速移動に対する受益者負担の原則の観点から、恒久的に有料とすべきである。

→幹線道路の将来の維持管理費のあり方において、一般道路における大型車対距離課金の導入が例

示されたが、そもそも一般道路の通行は無料である。

→もし、一般道路における大型車対距離課金が導入されるとすれば自動車重量税等との整合性をどのように考えるのか明示すべきである。

→一般道路における大型車対距離課金は、納得のいく理由・根拠、更には、具体的な方法や料金等、詳細も示されておらず、賛同しかねる。

→**再掲**なお、高速道路を含む主要幹線道路ネットワークの老朽化対策は、全国的に喫緊の課題であることから、対象とするインフラに優先順位をつけた上で、予防保全手法・先端技術の活用や、民間活力の導入を図ることで、長寿命化と安全性向上、コスト低減を図る取り組みを強化することが肝要であることは言うまでもない。

→無料の自動車専用道路は有料化することなく、維持管理の財源は税によってまかなうべきである。

以 上

平成27年2月27日
日本商工会議所
東京商工会議所

知的財産政策に関する意見

わが国経済が約20年続いたデフレから脱却しつつある中、民間企業には、デフレマインドから脱却し、これまでの貯蓄主体から本来の投資主体への転換、成長に向けた積極的な行動が求められている。

地域経済を支える中堅・中小企業においても、競争力強化のためイノベーションに果敢に挑戦し、生産性の向上を図ることが急務となっている。また、中長期的に内需の伸びに限られる中、新興国の需要をとらえるなど外需を取り込んでいく必要が高まっている。

そのためには、知的財産の権利化と秘匿化を戦略的に組み合わせるオープン&クローズ戦略が大きな武器のひとつとなり得る。他方、ヒト・モノ・カネ・情報など様々な面で多くの制約を抱える中小企業においては、知的財産を経営戦略、事業戦略に結び付ける取り組みは不十分なものととどまる。そのため、中小企業の成長を促し、競争力向上を図る観点から、中小企業の知財活用を後押しする支援の充実ならびに普及啓発の強化が有効な方策と考える。

また、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つわが国コンテンツ産業については、伸長著しいアジアをはじめとした海外市場の獲得に向け集中的な支援を行うとともに、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通について、早急に対策強化を図るべきである。

さらに、地方創生の観点から、地域中小企業と地方大学の連携による技術力の向上や、地域ブランドの有効活用が極めて重要である。各地域が独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値創造を通じ地方創生を実現するために、強力な支援が求められる。

折しも、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎える。これをわが国の潜在力と魅力を存分に発揮し、世界にアピールする絶好の機会ととらえ、官民をあげてそのための準備に傾注すべきである。

以上の基本的な考え方のもと、知的財産経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化、知的財産と地域ブランドの活用による地方創生の実現に向け、今後の知的財産政策において取り組むべき事項について、下記の通り意見を述べる。

記

I. 競争力強化戦略に関する要望事項

知的財産の活用推進による中小企業の競争力強化のため、まずは、現在検討されている法改正・制度改正事項の円滑な実施が必要である。特に、営業秘密の保護強化については、中小企業における情報管理水準の向上に資する諸施策を講じるとともに、中小企業に対する普及啓発に強力に取り組むべきである。

また、中小企業の知財活用を後押しするため、権利化に向けた支援の拡充はもとより、知的財産がもつ経済的価値を明確にする知財金融支援の推進、権利化にとどまらない知的財産の戦略的活用を促す支援策の充実が求められている。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 営業秘密の保護強化に向けた制度対応の実現ならびに中小企業支援

(主要要望先：経済産業省、財務省)

- 今後検討が始まる「営業秘密保護マニュアル（仮称）」については、秘密管理性、有用性、非公知性を備えるために必要な企業の具体的な取り組みを示すとともに、中小企業が現実的に対応可能な取り組みを明示すること。また、同マニュアルに沿って管理された情報を営業秘密保護の対象とすること。
- 改訂された営業秘密管理指針や「営業秘密保護マニュアル（仮称）」を活用し、営業秘密はオープン&クローズ戦略の核となる知的財産であることの理解促進や、営業秘密の漏洩の実態、対策の広報など、中小企業の経営者等に対する普及啓発を強力に推進すること。
- 営業秘密の保護強化は喫緊の課題であり、未遂行為への処罰範囲拡大や罰金刑の引き上げは、抑止力向上の観点から極めて重要である。これらの改正内容を含む、通常国会への提出が予定されている不正競争防止法改正法案は、早期に成立・施行すること。
- 不正に取得した営業秘密を利用し、海外で製造した製品の輸入を差し止めるため、関税法を見直すこと。

2. 新たな職務発明制度への円滑な移行ならびに中小企業の対応支援

(主要要望先：特許庁)

- 企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するものの、中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えない。そこで、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないように、また、職務発明規程等を有しない中小企業に対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮すること。
- 今後の特許法改正及び新制度への移行に際しては、新たな制度のもとで企業の競争力強化が実現すると同時に、企業と従業員の双方が新たな制度に円滑に対応できるよう、十分な支援を行うこと。

3. 中小企業の知的財産権取得に向けた支援の拡充

(主要要望先：特許庁)

- 国内及び国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるように要件の緩和を図ること。また、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。
- 中小企業の各種申請手続きの簡素化等により、中小企業が利用しやすい支援制度に見直すこと。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、個別の書類を求めるのではなく、一括して申請できるようにすること。
- 費用負担の大きい中小企業の弁理士費用の税額控除や補助制度の創設を図ること。
- 現在、国内の特許出願について、特許庁が特許料金等の減免制度に取り組む一方、一部の地方自治体は独自の出願支援を行っているが、両者を組み合わせて利用できないことが指摘されている。支援の上乗せ利用を可能とすること。
- 意匠及び商標について、早期審査の対象を中小企業に拡大すること。

4. 中小企業の知財活用を促す支援策の充実

(1) 知財金融支援の更なる推進

(主要要望先：特許庁、金融庁)

中小企業が保有する独自技術の価値や将来性が適切に評価され、その資産価値が明確になれば、中小・ベンチャー企業が取り組む研究開発のインセンティブ向上、高い技術を持つ中小・ベンチャー企業の円滑な資金調達の実現、新製品開発の期間短縮など、多方面のプラス効果ならびに好循環の実現が期待できる。

そのため、以下の施策に取り組まれない。

- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、現在行われている「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」を拡充し、さらに積極的に推進すること。
- 多数の特許が自由に取引される特許流通市場の整備や、知的財産の資産価値を数値化・指標化するなど、知的財産の経済的価値が客観的に評価される仕組みを構築すること。

(2) 特許流通の促進に向けた取り組み

(主要要望先：特許庁)

- 開放特許の流通・活用を促進するため、開放特許情報データベースに登録した特許権の権利維持費用を軽減すること。
- 中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を設けること。

(3) 知的財産の戦略的活用を促す支援策の充実

(主要要望先：財務省、特許庁、文化庁)

- パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すること。
- 特許のみならず、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては、単なる権利化ではなくビジネスモデルを構築する観点が必要であり、大手企業のOBなど、知的財産戦略の策定・実践に経験のある人材を活用すること。
- 中小企業が保有する特許の活用促進のため、その戦略的な活用に関する民間企業によるコンサルティングに要する費用について、負担軽減のために必要な支援を講じること。
- 近年中小企業においても急速に利用が進むクラウドサービスについて、著作権法における「私的使用のための複製」の範囲との関係が不明確であり、サービス提供企業における事業活動の障害になっているとの指摘がある。そのため、課題解決に向け必要な措置を講じるとともに、クラウドサービスを提供する中小・ベンチャー企業等に対する著作権に係る情報提供や相談対応を図ること。
- 知的財産の戦略活用に関する中小企業経営者の理解促進を図るため、紛争に勝ち得る質の高い知的財産権の取得を含む、先進事例の紹介などを強化すること。
- 3月よりサービスの提供が始まる特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）について、中小企業の活用を促すため、中小企業向けの利用講習会を数多く開催すること。
- 弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産の戦略活用促進に積極的に取り組むよう、イン

センティブを創設すること。

5. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援および対策の強化による中小企業の海外展開支援

(主要要望先：特許庁、経済産業省)

- 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対し、在外公館やジェトロ等による現地サポート、政府による相手国政府への働きかけの強化、民間交渉への同席など、対応を強化すること。
- 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」について、受付件数の増加に向けた施策を講じるほか、関係省庁等が行う相談窓口との連携を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関について、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を調査し、必要に応じて改善を要求すること。
- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
- 海外における知的財産権の取得・活用に関しては、出願時の費用のみならず、出願前の調査・情報収集や、出願後の権利維持に係る負担も大きい。そこで、外国出願支援事業の対象経費を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、侵害調査費用等に関する支援制度の周知を図ること。

6. 国際標準・認証の戦略活用による競争力強化ならびに中小企業への啓発

(主要要望先：経済産業省)

- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、国際標準や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EU における CE マークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- 国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。

7. 知的財産システムのグローバル化・競争力強化

(主要要望先：特許庁)

- 出願様式の共通化や特許審査ハイウェイ（PPH）を推進すること。
- 平成27年度に試行が開始される米国との特許審査協力を推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が

中心となって国際特許システムを構築すること。

- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期を満了し特許庁を退職した任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、審査品質を維持しつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図り、世界最速かつ最高品質の特許審査を実現すること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

8. 研修プログラムの策定等による人材育成の強化

(主要要望先：特許庁)

- 中小企業向けに、権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含む知的財産戦略に関する人材育成カリキュラムを開発し、提供すること。
- 知的財産権制度説明会について、開催回数の増加や内容の多様化、地方開催の拡充、講義映像のインターネット配信等により充実を図ること。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の戦略活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。
- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取り組み事例を提供すること。
- 知的財産管理技能検定は、中小企業における社内の知財人材育成に有効であることから、資格取得に向けた支援を講じること。

II. コンテンツ戦略に関する要望事項

世界のコンテンツ市場は年平均5%以上の成長率で伸長しているのに対し、わが国コンテンツ市場の規模はここ数年横ばい・縮小傾向にある。こうした状況に対する危機感を関係者が共有するとともに、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を促進するべきである。また、アジア諸国における海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、早急に対策を講じる必要がある。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. コンテンツの海外発信・放送および中小企業の海外展開支援の強化

(主要要望先：総務省、経済産業省、外務省)

- コンテンツの海外発信について、一過性の流行にとどめず現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、日本のコンテンツ専門の放送局などの情報発信拠点を国が主導して設けること。
- 日本から海外に向けてコンテンツを発信する番組の創設や海外での日本番組の放送など、わが国のコンテンツの海外展開を強力に支援すること。また、中小コンテンツ制作企業の国内外の展示会への出展補助、販路開拓の支援を拡充すること。
- 特定の国や地域等にターゲットを絞り資源を集中的に投下するなど、効果的なコンテンツの海外展開を全面的に支援すること。
- ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成（通称：J-LOP）について、申請

手続きや精算処理が煩雑であり中小企業にとって利用しづらいものとなっていることから、改善を図ること。

- 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、官民一体となったコンテンツの海外展開や輸出支援策を拡充すること。
- 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。

2. 海外における侵害対策ならびに規制対応の強化

(主要要望先：経済産業省、文部科学省、外務省)

- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。また、海外での関連する法規制や取締り体制の実情について、国内企業に対する情報提供を強化すること。
- 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。

3. コンテンツの活用や制作に関する人材育成の強化

(主要要望先：経済産業省)

- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- コンテンツのグローバルなビジネスに対応できるプロデューサーの育成を強化すること。
- 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
- 徳島県徳島市で平成21年から開催されているアニメを活用したイベント「マチ★アソビ」が毎回数万人の参加者を集めているように、地域活性化に向けた方策のひとつとしてもコンテンツ活用は有効。そこで、コンテンツを有効に活用した地域活性化策を推進できる人材の育成を強化すること。

Ⅲ. 知的財産・地域ブランドの活用による地方創生の実現に向けた要望事項

地方創生の実現には、各地域の産業特性と、培ってきた企業間連携を活かすと同時に、独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値を創造することが不可欠である。そのためには、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の活用を視野に入れつつ、地方大学や公設試験研究機関が保有する技術等の活用による地域中小企業の競争力強化や、地域資源の権利化、

地域ブランドの構築に向けた強力な支援に取り組むべきである。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 知的財産の活用による地域中小企業の活性化

(主要要望先：内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業に無償で開放すること。
- 産業界、大学、地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、優れた技術を持つ中堅・中小企業向けの枠を創設すること。
- 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、コーディネーターの育成やネットワークの構築を図り、産学官連携を推進すること。
- 企業と大学の適切な権利配分を実現するため、産学連携における契約締結時のサポート等の支援を行うこと。
- オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。
- わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、中小企業に支払った技術ライセンス料および特許譲受対価を追加すること。また、控除率について、現行の12%から引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図ること。
- 地域の中小企業が、自社で開発した技術を活かして自社製品を生み出し、売上及び収益の向上につなげるため、研究開発のみならず製品化や販売促進に関する支援を拡充すること。
- 中小企業の知財活用をさらに促進するため、知財総合支援窓口が、相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能をいっそう強化すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。

2. 地域資源の権利化支援ならびにブランド力の強化

(主要要望先：農林水産省、特許庁)

- わが国の農林水産品の高付加価値化・ブランド力向上や産地の偽装表示等の排除に繋がることから、地理的表示保護制度については、施行にあたり強力なPRを行うなど、活用を促進すること。
- 商工会議所等が登録主体として追加された地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- ブランド強化に係る支援事業自体の、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとする。

3. 地域ブランドの構築および販路開拓支援

(主要要望先：経済産業省)

- 京都ブランド、浜松地域ブランド「やらまいか」、まちだシルクメロン（町田）をはじめとする、

地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。

(例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）」、「板橋 Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など）

- 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、平成26年度補正予算ならびに平成27年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業（地域力活用新事業の全国展開プロジェクト）、JAPAN ブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

4. 地方創生の実現に向けた人材育成支援

(主要要望先：経済産業省、農林水産省)

- 多くの地域では第一次産業が基幹産業となっており、地域の活性化には農商工連携・6次産業化の推進等が必要であることから、その核となる人材の育成（食の6次産業化プロデューサー等）とネットワーク化への支援を拡充すること。
- 地域の知的財産（育成者権、商標権、意匠権等）を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- 「くまモン」に代表される地域のPRキャラクターは、多大かつ多方面の経済波及効果を有し、地域活性化に大きく貢献している。他方、キャラクターの活用にあたっての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域も存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

以 上

知的財産政策に関する意見

<提出先>

内閣官房知的財産戦略推進事務局

<実現状況>

1. 多様な中小企業の実態に配慮し、中小企業に職務発明規程を義務付けることを回避する、職務発明制度の見直し等を内容とした特許法の改正法案の国会への上程
2. 営業秘密保護強化等を内容とした不正競争防止法の国会への上程
3. 営業秘密保護強化ならびに官民の情報共有を目的とした「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」への参画ならびに企業の実務者等で構成される「営業秘密官民フォーラム」の開催
4. 中小・ベンチャー企業を中心に利用しやすい意匠・商標を含めた、効果的な料金制度の見直し、必要策検討
5. 現地放送枠を買い取ったジャパンチャンネルがコンテンツの配信することで、コンテンツ産業ならびに非コンテンツ産業との連携に向けた支援策の構築

**再生可能エネルギー固定価格買取制度における
平成27年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見**

平成27年 3 月11日

日本商工会議所

国産エネルギー源の確保、地球温暖化問題への対応等の観点から、わが国は持続的に再生可能エネルギーの導入促進を図っていく必要があり、固定価格買取制度はそのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、企業数の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業や低所得者層を含め幅広く且つ長期にわたって国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

制度導入3年目の今年度の賦課金総額は、再生可能エネルギーの設備認定が、買取価格が高く設置が容易な太陽光に偏っていることにより、既に約6,500億円（単価0.75円/kWh）に達しており、原発稼働停止の長期化に伴う電気料金値上げに苦しむ中小企業にとって、賦課金負担は極めて重いものとなっている。加えて設備認定の状況から、今後も急激、大幅に賦課金負担が増大することが確実な状況となっている（注1）。

日本商工会議所が平成26年11月から12月にかけて実施した調査結果によると、電力コストの更なる上昇の負担限界を「1円/kWh」とする回答が3分の2を超えており（注2）、中小企業、とりわけ電力多消費の中小企業による電力コスト負担に限界が近づいていることを示している。

日本商工会議所では本制度開始以来、繰り返し制度見直しに関する意見を表明してきたが（注3）、残念ながら状況は改善されていない。現状のままでは、中小企業をはじめとする電力ユーザーにとって国民負担が想定外に増大する一方で、負担に見合う効果が得られない可能性が極めて高い。

このような状況を踏まえ、平成27年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記の通り意見を提出する。

記

1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを行うべきである。特に、再生可能エネルギー源の中で突出して認定されている出力10kW以上の太陽光については、抜本的な見直しが必要である。

（1）適正コストの算定方法の見直し

平成24年度、25年度、26年度と同様に、今回提示された買取価格も、再生可能エネルギー発電事業者が報告徴収制度に基づき提出したコストデータを基に算定している。このコストデータはあくまで過去の実績であり、次年度の調達価格を決定する際に参考とするデータとしては、過去の実績の推移を基に導き出される将来時点の想定コストを使うべきである。

また、発電事業者からの報告内容をそのまま利用するだけであれば、事業者やメーカーのコスト低減インセンティブは働かず、再生可能エネルギー関連技術の発展も見込めない。コスト低減および技術開発を促す方策として、最も競争力のあった価格をターゲットに据えるべきである。

（２）国際価格との乖離

調達価格等算定委員会が示した平成27年度調達価格（案）は、ドイツと比較した場合、太陽光で２倍前後に達しており、未だ国際価格と乖離している。そのため国際価格との乖離を縮小し、調達価格を引き下げるべきである。

（３）国民負担の増大

再生可能エネルギー特別措置法が成立する前の関係審議会や国会での審議の中で、政府は、固定価格買取制度の施行後10年の間に、賦課金が最大限上昇した場合でも、0.5円を上回らないようにすると説明してきた。しかし、平成26年度における賦課金単価は0.75円／kWh とその水準を既に超えており、今後も急激、大幅な上昇が見込まれる状況である。そのため、調達価格を引き下げ、賦課金の上昇を可能な限り抑制する必要がある。

（４）バランスの取れた再生可能エネルギー源の導入促進

出力10kW以上の太陽光への認定の偏重は、国民負担の増大を招くばかりではなく、系統接続可能量を先取りしてしまうため、より安価で安定的な再生可能エネルギーの導入を阻害する状況が生じている。また、出力が天候に左右され不安定な太陽光の大量導入は安定的な電力供給体制を毀損する可能性が高い。さらに、太陽光が発電できない時間帯は主として火力発電に頼らざるを得ず、コストが更に嵩むのに加えて温室効果ガスの排出量も増加する。

太陽光への偏重の流れを断ち切るためには、特に認定量が突出している出力10kW以上の非住宅太陽光について、調達価格を大幅に引き下げるべきである。

（５）内部収益率の引き下げ

調達価格には、再生可能エネルギー発電事業者が申告したコストデータの実績に、「適正な利潤」として再生可能エネルギー源毎に内部収益率が上乘せされている。国民負担抑制の観点から、調達価格算定時に利用する内部収益率を引き下げるべきである。

（６）技術革新の阻害

過度に高い調達価格を続けた場合、コストダウンや電力供給安定化に向けた事業者の技術革新の努力を行う意欲を減退させ、国民負担も高止まりする可能性が高い。事業者のコストダウンや技術開発への努力を誘発するため、調達価格を引き下げるべきである。

（７）「供給量勘案上乘せ措置」について

太陽光への偏重を是正し、コストが安価で出力が安定的な再生可能エネルギー源の導入促進に繋がる措置として、太陽光以外の再生可能エネルギー源に対して「供給量勘案上乘せ措置」が提案されている。

しかし、太陽光以外の再生可能エネルギーの導入状況を鑑みると、３年間の「利潤配慮期間」の設定は、再生可能エネルギーのバランスの取れた導入促進に効果があったとは言えず、「供給量勘案上乘せ措置」の効果にも疑問を持たざるを得ない。導入が進んでいない地熱や風力など太陽光以外の再生可能エネルギー源の導入促進のためには、買取価格の設定ではなく、より総合的、抜本的な対策を検討する必要がある。

また、「供給量勘案上乗せ措置」の適用期限について、調達価格等算定委員会の意見（案）には「今後の導入状況を踏まえて見極める」とのみ記載されており、導入量の検証やそれに基づく措置継続の必要性の議論をどの程度の頻度で行うか等が明確にされていない。そのため、同措置については、対象となっている再生可能エネルギーの導入状況を少なくとも1年に1回検証し、同措置の必要性等についてゼロベースで議論を行うことが必要である。

2. 調達価格等の改定頻度の見直し

再生可能エネルギー特別措置法第三条第一項の規定に基づき、調達価格等の改定を半期ごとに行うべきである。

3. 国民負担の妥当性（適切な情報開示）

固定価格買取制度は幅広く且つ長期にわたる国民負担を伴う仕組みであり、負担者である電力ユーザーたる国民に対し、国民負担の程度や効果等について分かりやすい説明を行うことが欠かせない。しかも、賦課金負担は非住宅太陽光の大量認定によって、今後も急激、大幅な上昇が確実な状況となっている。

そのため、調達価格の決定にあたっては、速やかに賦課金負担の見通しを試算し、調達価格と合わせて国民に分かりやすく提示することが必要である。また、国民が負担した賦課金の使途を明確にして制度の透明性を高めるために、賦課金を収受した企業名やその金額等の情報を公開するべきである。

加えて、新たな送電網の整備や地域連系線の増強、火力など調整電源の確保等の費用を含めた再生可能エネルギー普及促進のために必要なコストの総額や導入の見通し、温室効果ガス排出削減効果等について、国民に対して幅広く十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を論理的に分かりやすく説明すべきである。

4. 調達価格等算定委員会における幅広い関係者による議論

調達価格等算定委員会の委員として、企業数および雇用の両面で日本経済を支える中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。

また、再生可能エネルギー特別措置法第三十六条（資料の提出その他の協力）を踏まえ、幅広く関係者、専門家による資料提出や意見の開陳等による協力を求めるべきである。

5. 固定価格買取制度の抜本的見直し

平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、「再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築」する必要性を述べている。再生可能エネルギーの最大の利用の促進と国民負担の抑制を最適な形で両立するためには、再生可能エネルギー電源毎の適切な割合、導入量、国民負担額等をコントロールする必要がある。

しかしながら、固定価格買取制度は導入される再生可能エネルギーの種別、量、設置地域、時期等について、今後策定されるエネルギーミックスの将来像や国民負担の抑制の観点とは関係なく、利潤を目的とする事業者の判断によって無計画に進めていく仕組みである。本制度は既に非住宅太陽光の大量認定によって制御の難しい状態に陥っている。

そのため、ドイツやスペイン等の事例を教訓として、早急に固定価格買取制度の抜本的見直しに着手し、非住宅太陽光に著しく偏った導入状況の是正、送電網の整備や連系線の拡充、調整電源の確保

等の費用を含めた総合的な国民負担の抑制、技術開発やコスト低減の促進等を図りながら、安価で安定的な再生可能エネルギーの計画的な導入推進を図る枠組みを再構築するべきである。

特に、国民負担増大に一刻も早く歯止めをかけるため、早急に賦課金額の上限を設定し、その範囲内で導入可能量についても上限を決め、その範囲内でより安価で安定的な出力が可能な再生可能エネルギーの導入を進めていくべきである。

また、非住宅太陽光については、既に認定した案件についても、調達価格の引き下げ等を可能とすべきである。

以 上

(注1) 公表データをもとに固定価格買取制度の賦課金見通しを試算した「太陽光発電・風力発電の大量導入による固定価格買取制度(FIT)の賦課金見通し」(朝野賢司(電力中央研究所・社会経済研究所, <http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/discussion/14009.html>, 2015年2月17日)によれば、2014年度に固定価格買取制度による設備認定が廃止されるという極端な想定を置いた“最低ケース”でも、2015年度に賦課金総額は1兆円、賦課金単価は1円/kWhを超え、ピーク時には2.6兆円(2.96円/kWh)、累積53兆円になると試算している。

(注2) 「電力コスト上昇の負担限界に関する全国調査」(日本商工会議所, <http://www.jccci.or.jp/news/2015/0122181729.html>, 2015年1月22日)では、回答企業に電力使用量、電力料金を確認いただいた上で電力コスト上昇の許容額を調査した。その結果「現時点の単価も受け入れられない」を含む「1円/kWh未満」とする回答が57%、「1円/kWh」とする回答が10.2%、合計で67.2%を占める。同調査において電力コスト上昇への対応策を聞いたところ、「人員・人件費の削減」を挙げる回答が56.5%と最も多く、次いで36.3%が「設備投資等の縮小・抑制」を挙げている。

(注3) 日本商工会議所では平成24年度以降、次年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対応して意見を提出している。

(平成24年度) <http://www.jccci.or.jp/recommend/request/2012/0601144013.html>

(平成25年度) <http://www.jccci.or.jp/recommend/2013/0325105758.html>

(平成26年度) <http://www.jccci.or.jp/news/2014/0320095615.html>

その他、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会第6回新エネルギー小委員会(2014年11月5日)での意見陳述(http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/pdf/006_04_00.pdf)等で制度見直しに関する意見を表明している。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成27年度 新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

<提出先>

資源エネルギー庁

<実現状況>

○経済産業省の調達価格等算定委員会で平成27年2月24日に平成27年度の買取単価案を策定。パブリッ

クコメントを経て3月31日に買取単価が決定された。太陽光（10kW以上、10kW未満）の買取単価が運転維持費の低下や設備利用率の上昇等により引き下げられた（10kW未満：（平成26年度）37円／kWh→（平成27年度）出力制御対応機器設置なし：33円／kWh、出力制御対応機器設置あり：35円／kWh）（10kW以上：（平成26年度）32円／kWh→（平成27年度）4月1日～6月30日：29円／kWh、7月1日～：27円／kWh）。一方、風力・地熱・中小水力・バイオマスは普及が進んでおらずコストに関するデータが蓄積されていない等の理由で据え置きとなった。なお、平成27年度より未利用木材を燃料とする2,000kW未満のバイオマス発電が新設された（40円／kWh）。

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の抜本的見直しについては、国民負担上昇の懸念や系統制約の顕在化等の課題が生じていることから、電力の安定供給を前提としたうえで、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制とを両立するために必要となる見直しに向けた議論を、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会で行う予定（同小委員会には、商工会議所代表として清水宏和・中小企業専門委員が参画）。

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書
「信用リスクに係る標準的手法の見直し」に対する意見

2015年3月27日

日本商工会議所

日本商工会議所では、今回のバーゼル委員会の「信用リスクに係る標準的手法の見直し」の提案の内容に、強い懸念を持っている。

我々の以下のコメントがバーゼル委のルールの最終化に向けた議論の一助となり、最終的に、より良いルールが形成されることを心から期待するものである。

1. 中小企業への影響

- ◆今回の検討を進めるに当たっては、産業界、とりわけ中小企業の声を、各国において十分に聴取すべきである。今回の標準的手法の見直しは、金融機関の経営や行動に影響を与えるだけでなく、各国の産業（とりわけ中小企業）に大きな影響を与えることとなるためである。我々は、今後、世界経済が持続的かつ安定的な成長を遂げていくためには、中小企業への円滑な資金供給の確保が極めて重要であると考えている。

2. 事業法人向けエクスポージャー

- ◆日本の中小企業は、今回の案の中の「リテール」の定義（100万ユーロ未満、等）に入らない企業も多い。そうした中小企業は「事業法人向けエクスポージャー」の対象となることから、「事業法人向けエクスポージャー」の基準の見直しは中小企業にも影響が及ぶものと考えている。
- ◆今回の提案では、売上規模をリスクドライバーとして採用し、売上が小さいほど、リスクウェイトが高くなる構成となっている。しかし、売上規模とリスクに明確な相関関係があると言えるものではなく、実際に、日本では、従業員20名以下の小規模企業の倒産割合（0.28％）と、それ以上の大きめの中小企業の倒産割合を比較したところ、ほぼ同じであった（一般に従業員数と売上規模は比例するもの）。このため、売上規模をリスクドライバーとして採用することは適切ではない。
- ◆また、今後、利益をリスクドライバーとする案が議論されることも予想されるが、短期的な利益の状況で必ずしも事業法人（特に中小企業）の経営の健全性を判断できるものではなく、利益をリスクドライバーとして採用することは適切ではない。
- ◆事業法人の評価は特定のリスクドライバーのみで機械的に評価するのではなく、本来、多様な側面から評価することが適切である。（そうした意味では、一定の基準を満たした格付機関は、適切な評価に基づき一定の信頼性を有する格付を行っていると考えられる）
- ◆日本には、中小企業に関する、適切かつ簡便な評価・格付の手法があり、多くの金融機関で活用されている。今回の見直しにおいては、このような洗練された手法を採用することが出来るようにすべきである。少なくとも、各国の実情に応じた手法を柔軟に活用できるルールとすべきである

3. 各国の実情に応じた対応

- ◆事業法人のリスクの水準は、各国の経済状況等により大きく異なっており、この差は今回の案に反

映されるべきである。日本の中小企業のデフォルトリスクは非常に低い0.28%である。中小企業は主として国内で活動するものであるため、各国内の経済状況や慣習等の影響を大きく受けるため、各国が独自に基準を定めることも可能とする制度とすることが合理的である。

◆このため、例えば、リテールの定義（100万ユーロ、等）は、各国の実情に応じて定めることが合理的である。

以 上

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」に対する意見

<提出先>

バーゼル銀行監督委員会

<実現状況>

平成 27 年 3 月 27 日に当所からの意見書は受け付けられた（当所を含め、日本からは金融機関等約 200 の機関から提出された模様）。

今後、平成 27 年中に定量的影響度調査（QIS）が行われ、市中からの意見書を踏まえ改めて検討される予定。

見直し後の規制の具体的な適用時期は未定だが、バーゼル委は、十分な時間をかけて導入する予定（必要な場合には経過措置を設定）としている。

(3) 刊行物等

- 販売士メールマガジン 第 93 号～第 104 号
- 日商 ニュース・ファイル第 1014 号～第 1077 号
- E メール通信 第 822 号～第 861 号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」第 157 号～第 180 号
- メールマガジン「日商観光メルマガ」第 1 号～第 5 号
- メールマガジン「Quali」第 164 号～第 175 号
- DC プランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第 273 号～第 296 号
- 情報誌 企業年金総合プランナー 第 24 号～第 25 号
- そこが知りたい！わかりやすい企業年金、退職金メルマガ 第 16 号～第 27 号
- ネット試験インフォメーション 第 99 号～第 128 号
- 会議所ニュース（旬刊）第 2470 号～第 2501 号
- 石垣（月刊）第 407 号～第 418 号
- 所報サービス（月刊）平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
- 日商保険情報メール 第 120 号～第 145 号
- タブレット通信 第 31 号～第 45 号

(4) 技術・技能の普及

①検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6 月 22 日（第 201 回 1 級～3 級）、10 月 26 日（第 202 回 1 級～3 級）、平成 27 年 2 月 8 日（第 203 回 1 級～3 級）の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 29,894 名、2 級 43,522 名、3 級 55,042 名の合計 128,458 名で、前年度（134,062 名）と比較して 5,604 名の減少（前年度比 4.2%減）となった。合格者数は、1 級 8,076 名、2 級 15,903 名、3 級 26,749 名の合計 50,728 名であった。

○第 201 回珠算能力検定試験

（6 月 22 日（日）、411 商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1 級	9,564	9,339	2,653	28.4
2 級	14,804	14,383	5,587	38.8
3 級	18,382	17,868	9,287	52.0
合計	42,750	41,590	17,527	—

○第 202 回珠算能力検定試験

（10 月 26 日（日）、409 商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1 級	9,284	8,973	2,723	30.3
2 級	13,809	13,273	5,334	40.2
3 級	17,906	17,217	8,760	50.9
合計	40,999	39,463	16,817	—

○第 203 回珠算能力検定試験

(平成 27 年 2 月 8 日 (日)、410 商工会議所で施行)

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	11046	9,896	2,700	27.3
2 級	14,909	13,347	4,982	37.3
3 級	18,754	16,295	8,702	53.4
合計	44,709	39,538	16,384	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 201 回 31 名
- 2) 第 202 回 36 名
- 3) 第 203 回 23 名

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の 1 級～3 級の合格者のうち、希望者に対し、当所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。平成 26 年度は、1 級～3 級の合計で 903 名に交付した。

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 50 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 14 日から平成 27 年 1 月 30 日までの間に、全国 48 盲学校等で施行した。受験者数は 214 名で、合格者数は 133 名であった。

○第 50 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 14 日 (金)～平成 27 年 1 月 30 日 (金)、48 盲学校等で施行)

クラス	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
A クラス	11	11	1	9.1
B クラス	13	11	4	36.4
C クラス	32	31	19	61.3
D クラス	42	41	25	61.0
E クラス	57	54	38	70.4
F クラス	59	58	46	79.3
合 計	214	206	133	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6 月 8 日 (第 137 回 1 級～4 級)、11 月 16 日 (第 138 回 1 級～4 級)、平成 27 年 2 月 22 日 (第 139 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 23,977 名、2 級 196,977 名、3 級 314,626 名、4 級 1,784 名の合計 537,364 名で、前年度と比較して 30,881 名の減少 (前年度比 5.4%減) となった。合格者数は、1 級 1,724 名、2 級 40,330 名、3 級 114,177 名、4 級 609 名の合計 156,840 名であった。

○第 137 回簿記検定試験

(6月8日(日)、490 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	11,095	8,738	847	9.7
2 級	54,773	40,330	13,958	34.6
3 級	101,574	78,726	37,824	48.0
4 級	744	603	253	42.0
合計	168,186	128,397	52,882	—

○第 138 回簿記検定試験

(11月16日(日)、494 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	12,882	9,931	877	8.8
2 級	70,235	54,188	14,318	26.4
3 級	110,602	86,659	33,363	38.5
4 級	537	428	197	46.0
合計	194,256	151,206	48,755	—

○第 139 回簿記検定試験

(平成 27 年 2 月 22 日(日)、493 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2 級	71,969	55,225	12,054	21.8
3 級	102,450	79,460	42,990	54.1
4 級	503	404	159	39.4
合計	174,922	135,089	55,203	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を平成 27 年 2 月 18 日(第 42 回)、2 級を 10 月 1 日(第 42 回)、3 級を 7 月 12 日(第 74 回)と平成 27 年 2 月 18 日(第 75 回)に施行した。その結果、受験者数は、1 級 1,292 名、2 級 10,569 名、3 級 26,246 名の合計 38,107 名で、前年度(40,285 名)と比較して 2,178 名の減少(前年度比 5.4%減)となった。合格者数は、1 級 289 名、2 級 4,705 名、3 級 14,237 名の合計 19,231 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験(3 級のみ)を施行して以来、これまでに、のべ 1,847,699 名が受験し、912,417 名が合格している。平成 27 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,887 名、2 級 74,178 名、3 級 144,257 名の合計 223,322 名となった。

○平成 26 年度結果

級	施行会議所数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級	151 (第42回)	1,292 (3)	1,012 (3)	289 (1)	28.6 (33.3)
2 級	292 (第42回)	10,569 (11)	9,483 (9)	4,705 (0)	49.6 (0)
3 級	302 (第73回)	13,028 (52)	12,034 (52)	7,720 (38)	64.2 (73.1)
3 級	308 (第74回)	13,218 (117)	12,201 (114)	6,517 (55)	53.4 (48.2)
合計	—	38,107 (183)	34,730 (178)	19,231 (94)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。また、ゴールドホルダー取得者の実力を広く周知するため、7 月から、ゴールドホルダーが入力に要した時間をランキングにして、その上位 20 位の受験番号とタイムを検定ホームページに掲載している。

平成 26 年度の受験者数は 933 名 (ゴールドホルダー 41 名) であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、「ビジネスキーボードマスター」の称号を付与している。

平成 26 年度の受験者数は 207 名であった。

オ. DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験 (一般社団法人 金融財政事情研究会との共催)

DC プランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験は、9 月 14 日 (第 20 回 2 級)、平成 27 年 1 月 25 日 (第 19 回 1 級) の 2 回施行した。

受験者数は、1 級 952 名、2 級 1,995 名の合計 2,947 名で、前年度と比較して 1 級は、23 名の減少 (前年度比 2.4%減)、2 級は 118 名の減少 (前年度比 5.6%減) となった。合格者数は、1 級が 324 名、2 級は 1,038 名の合計 1,362 名であった。

○平成 26 年度結果

級	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級 (第19回)	952	748	324	43.3
2 級 (第20回)	1,995	1,656	1,038	62.7
合計	2,947	2,404	1,362	—

合格者のうち、希望者はDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は2年間。1級の登録者には「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2級の登録者には「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、平成27年3月末日現在の「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は2,131名、「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は3,230名となっている。

カ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成15年7月に創設したもの。試験の実施から採点までのすべてを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

平成26年度の受験者数は59名で、合格者数は31名であった。

キ. 日商ビジネス英語検定試験

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、ITを活用しながら国際的にビジネスコミュニケーションを展開できる人材を育成するために、平成15年9月に創設。現在は1級～3級の試験を施行している。

平成26年度の受験者数は1級23名、2級222名、3級544名の合計789名で、合格者数は1級3名、2級95名、3級395名の合計493名であった。

ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験

EC実践能力検定試験は、情報ネットワーク社会でビジネスを展開するうえで必要となる電子商取引や電子コミュニケーション、電子認証、情報セキュリティ等の幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、平成16年からネット試験により施行している。

平成26年度の受験者数は、1級2名、2級6名、3級112名の合計120名。合格者数は、1級1名、2級2名、3級53名の合計56名であった。

ケ. 電子会計実務検定試験

電子会計実務検定試験は、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、平成17年6月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA会計」の4種類となっている。

平成26年度の受験者数は上級3名、中級486名、初級2,020名の合計2,509名。合格者数は上級2名、中級420名、初級1,526名の合計1,948名であった。

コ. 日商PC検定試験

日商PC検定試験は、ITを活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルを問うだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用分野については平成18年度から1～3級、Basic（基礎級）を施行、プレゼン資料

作成分野については平成 23 年 10 月から 3 級、平成 24 年 5 月から 2 級、10 月から 1 級を施行している。

平成 26 年度の受験者数は文書作成分野が合計 17,438 名、合格者数は合計 12,419 名であった。データ活用分野の受験者数は合計 12,536 名、合格者数は合計 9,599 名であった。プレゼン資料作成分野の受験者数は合計 1,645 名、合格者数は合計 1,365 名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、全国各地の教育機関、企業等で IT 指導にあたっている日商マスターやネット試験会場を対象とした「IT 指導者セミナー」を 10 月 31 日（金）から 11 月 1 日（土）に東京で開催した。同セミナーでは、「企業実務を踏まえた実践的な IT 活用の指導」をテーマに、企業における IT 活用の現状や人を惹きつけるプレゼン資料作成のポイント、日商 PC 検定（データ活用）の実践的指導法などについて解説した。

○平成 26 年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	26	10	38.5
2 級	3,598	1,939	53.9
3 級	12,079	8,868	73.4
Basic	1,735	1,602	92.3
合計	17,438	12,419	—

<データ活用>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	13	2	15.4
2 級	2,952	2,240	75.9
3 級	8,666	6,745	77.8
Basic	905	612	67.6
合計	12,536	9,599	—

<プレゼン資料作成>

級	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（％）
1 級	1	0	0
2 級	454	341	75.1
3 級	1,190	1,024	86.1
合計	1,645	1,365	—

上記ア～コの種類検定試験等の認知度の向上および普及を図るために、主に以下の媒体を通じ、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対して PR を行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/	4,129万ビュー ※のべ4,150万人が利用
商工会議所検定試験ガイド（26年度版）	230,000部
PR ポスター（6種）	142,500枚
販売士検定リーフレット	17,000部
検定情報ダイヤル（NTT ハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	8,332件
検定 Twitter https://twitter.com/jcci_kentei	フォロワー数3,033人 総ツイート数12,260件

さらに、大学・企業等 114 ヲ所に対し、訪問による PR や検定に関する説明、検定に関するニーズのヒアリングや受験者拡大のための意見交換などを行った。

②各種検定試験最優秀者の表彰

平成 25 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は 6 月 16 日（月）に行った。

※敬称略。（ ）内は受験した商工会議所名。

第134回簿記	石原 久志（前橋）
第135回簿記	伊藤 央真（神戸）
第41回販売士	川久保 良隆（東京）
日商 PC<文書作成>	菊地 直人（新潟）
日商 PC<データ活用>	関 武彦（長岡）

③日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、実践的な IT 利活用能力を備えた人材や中小企業の IT 経営を推進する人材の育成ニーズに対応できる、高度な IT スキル、卓越した指導力、企業実務への理解を持った指導者を育成・認定する制度である。

平成 26 年度は、全国各地の教育機関、企業等で IT 指導にあたっている日商マスターやネット試験会場を対象とした「IT 指導者セミナー」を 10 月 31 日（金）から 11 月 1 日（土）に東京で開催した。同セミナーでは、「企業実務を踏まえた実践的な IT 活用の指導」をテーマに、企業における IT 活用の現状や人を惹きつけるプレゼン資料作成のポイント、日商 PC 検定（データ活用）の実践的指導法などについて解説した。

【登録者数】

○日商マスター数（平成 27 年 3 月末日現在）：126 名

○日商アソシエイトマスター（平成 27 年 3 月末日現在）：5 名

(5) 経営改善普及事業

①小規模事業者経営改善資金制度（マル経融資）

平成 26 年度の商工会議所における推薦実績は 23,193 件（前年度比 106.4%）、1,420 億 3,811 万円（同 114.7%）となった（表 1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は 40,083 件（同 102.0%）、2,237 億 3,386 万円（同 112.8%）となり、貸付規模 2,500 億円に対する消化率は 89.5%となった（表 2）。

一方、事故率（金額ベース）については、平成 13 年 2 月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、平成 26 年度末においては 4.09%となり、対前年比 0.62%低下した。

平成 21 年度から実施されている貸付限度額等の拡充措置は、関係方面への働きかけの結果、平成 26 年度以降さらなる拡充措置（貸付限度額：2,000 万円）がなされたうえで、平成 26 年度末までの延長が決定した。また、耐用年数が経過した設備を更新するための設備資金に対し、借入期間の当初 2 年間に付き、貸付利率を 0.5%低減する制度が平成 26 年 2 月から同年 9 月まで実施され、マル経融資にも適用された。

平成 23 年 5 月から実施されている、東日本大震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる事業者を対象とした特例措置（「災害マル経」：1,000 万円を別枠とし、当初 3 年間軽減利率を適用）は、平成 26 年度の融資実績は 687 件、金額 25 億 5,067 万円となった（表 3）。

表 1 推薦実績

件 数 (件)	金 額 (百万円)
23,193 (106.4)	142,038 (114.7)

() 内は前年度比 (%)

表 2 融資実績 (含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③／①	平均融資額 (万円) ③／②
	件 数②	金額 (百万円) ③		
2,500	40,083	223,733	89.5	558

図 1 金額ベースの構成比 (単位：%)

(1) 用途別構成比 (含商工会)

運 転 資 金	設 備 資 金
74.7	25.3

(2) 新再別構成比 (含商工会)

新 規 貸 付	再 貸 付
30.9	69.1

(3) 業種別構成比 (含商工会)

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービス業	卸 売 業	その他
18.0	25.6	15.1	22.5	9.6	9.1

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
59.3	40.7

表3 「災害マル経」融資実績

件 数 (件)	金 額 (百万円)
687	2,550

②小規模事業対策関連会議関係

当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催で、ブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。併せて、小規模企業の事業計画策定のポイントをテーマとして、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。

また、当所主催により、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議（「商工会議所経営指導員全国研修会」と併催）、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に参加し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模事業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
7月3、4日	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議（「第3回商工会議所経営指導員 全国研修会（支援力向上全国フォーラム）」と併催）	久留米市
10月8日	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	米子市
10月21日	東北ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	十和田市
10月23日	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	村上市
10月31日	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	名古屋市
11月5日	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪市
11月6日	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	千歳市
11月10日	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京都
11月17日	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	松山市
11月27日	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大分市
1月30日	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京都

< 中小企業支援先進事例普及研修会 >

開催期日	会 議 名	場 所
10 月 9 日	中国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	米子市
10 月 22 日	東北ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	十和田市
10 月 24 日	北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	村上市
10 月 31 日	東海ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	名古屋市
11 月 5 日	近畿ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	大阪市
11 月 7 日	北海道ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	千歳市
11 月 10 日	関東ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	東京都
11 月 18 日	四国ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	松山市
11 月 28 日	九州ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	大分市

< 経営安定特別相談対策関連会議 >

開催期日	会 議 名	場 所
1 月 26 日	四国ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	高松市
1 月 27 日	関東ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	東京都
1 月 27 日	北海道ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	札幌市
1 月 28 日	北陸信越ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	上越市
2 月 2 日	九州ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	福岡市
2 月 4 日	近畿ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	大阪市
2 月 9 日	東海ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	名古屋市
2 月 10 日	東北ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	仙台市
2 月 12 日	中国ブロック中小企業相談所長説明会～経営安定特別相談対策～	広島市

< 各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明 >

開催期日	会 議 名	場 所
5 月 19 日	亀山商工会議所会員委員会	亀山市
6 月 5 日	広島県商工会議所連合会「小規模企業研究会」	大竹市
7 月 1 日	埼玉県商工会議所連合会「3 委員会全体会議」	さいたま市
7 月 28 日	鹿児島商工会議所「中小企業活性化委員会・研修会」	鹿児島市
10 月 8 日	広島県内商工会議所基礎研修会	庄原市
11 月 4 日	福井・金沢・富山商工会議所 経営改善普及事業運営会議	福井市
11 月 6 日	北信ブロック経営指導員研修会	千曲市
11 月 11 日	川口商工会議所「第 6 回中小企業委員会」	川口市
11 月 14 日	山口県下商工会議所職員（補助員）研修会	徳山市
12 月 4 日	22 大都市商工会議所中小企業相談所長会議	広島市
12 月 11 日	22 大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	名古屋市
12 月 12 日	長野県下中小企業相談所長会議	長野市
12 月 16 日	奈良県商工会議所連合会第 2 回ワーキンググループ	奈良市
1 月 22 日	宮崎県商工会議所連合会経営指導員研修会	宮崎市
1 月 27 日	鳥取・島根両県商工会議所事務局長会議	出雲市
2 月 2 日	北海道商工会議所連合会小規模事業者支援研修会	札幌市
2 月 23 日	全道商工会議所専務理事会議	札幌市

(6) 研修会等

期日	件名	参加者数	開催場所	主な内容
4月25日	「商工会議所イベント保険」説明会	70名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書について ○商工会議所イベント保険団体制度について ○質疑応答 ○その他
5月12日	「商工会議所イベント保険」説明会	85名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書について ○商工会議所イベント保険団体制度について ○質疑応答 ○その他
5月12日 ～14日	会報編集担当者研修会	62名	TRC 東京流通センター (東京都大田区)	○会報編集の基礎 ○会報編集の実践 ○会報編集の視点 日本エディタースクール講師 西村 良平 氏
5月13日	「商工会議所イベント保険」説明会	51名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	○商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書について ○商工会議所イベント保険団体制度について ○質疑応答 ○その他
5月14日	ジョブ・カード制度推進事業業務連絡会議	117名	日本自動車会館 (東京都港区)	○平成25年度ジョブ・カード制度推進事業の活動実績と平成26年度の事業の進め方について ○平成26年度ジョブ・カード制度推進事業の推進策(ジョブ・カード制度の見直しを含む)について ○過去6年間のジョブ・カード制度推進事業の活動実績を踏まえた推進策について ○委託費の支出および業務日誌などの書類の作成に当たっての留意事項について
5月16日	「商工会議所イベント保険」説明会	48名	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	○商工会議所が実施するイベント等事業に関するリスクマネジメント報告書について ○商工会議所イベント保険団体制度について ○質疑応答 ○その他
5月16日	検定試験の実施・運営に係る説明会	101名	コンベンションホール AP 浜松町 (東京都港区)	○検定事業の再生について ○全検定共通の重要事項 ・検定試験の厳正施行について ・検定担当必携資料の紹介、WEB連絡システムの案内等 ○簿記検定に係る重要事項 ○販売士検定・資格更新に係る重要事項 ○珠算能力検定に係る重要事項 ○ネット試験に係る重要事項 ○受験者拡大に向けた取り組みについて
5月20日	TOAS 研修会(組織	19名	芝大門オフィス研	○Admin システムの各種設定に関する解説と実習

～21 日	団体・会費/データ活用編)		修室(東京都港区)	○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
5 月 21 日	TOAS 研修会(経理編)	12 名	芝大門オフィス研修室(東京都港区)	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
5 月 22 日	平成 26 年度 GS 1 事業者コード(JAN 企業コード)登録受付業務担当者説明会	51 名	TKP ガーデンシティ品川(東京都港区)	○「JAN コードの基礎知識(ビデオ上映含む)」 一般財団法人 流通システム開発センター 流通コードサービス部研究員 田村 祐一 氏 ○「流通情報のシステム化の最近の動向について」 一般財団法人 流通システム開発センター データベースセンター 部長 西山 智章 氏 ○「登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い」 日本商工会議所 流通・地域振興部 ○「登録受付事務処理のチェックポイント」 一般財団法人 流通システム開発センター 流通コードサービス部研究員 大島 伸啓 氏
5 月 22 日 ～23 日	TOAS 研修会(組織団体・会費/データ活用編)	19 名	芝大門オフィス研修室(東京都港区)	○Admin システムの各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
5 月 23 日	TOAS 研修会(経理編)	16 名	芝大門オフィス研修室(東京都港区)	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
5 月 26 日 ～27 日	商工会議所ホームページリニューアル研修会	18 名	芝大門オフィス研修室(東京都港区)	○基本的な CMS-CCI テンプレートの使い方 ○Web サイト活用ガイドライン ○コンテンツ制作実務演習
6 月 3 日 ～4 日	地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト担当者セミナー(一次締切分)	55 名	全国町村議員会館(東京都千代田区)	○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト ・【調査研究事業】事業実施にあたっての留意事項説明 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト ・事務手続き説明①(今年度のスケジュール、側面支援事業、コンプライアンス等) ○HP「feel NIPPON」およびバイヤーズガイドの活用について(エントリーシステムの活用方法) 株式会社ダイヤモンド・グラフィック社 生産本部 副本部長 デジタルメディア部

				部長 泉水 勇一 氏 生産本部 デジタルメディア部 開発グループ 黒須 大佑 氏 ○「地域団体商標制度の概要及び同制度の改正について」 特許庁 審査業務部 商標課 商標制度企画室長 金子 尚人 氏 ○「小規模企業政策の動向と補助事業の留意点」 中小企業庁 経営支援部小規模企業政策室 室長補佐 大崎 美洋 氏 ○「地域を活かすブランドのはじめかた・そでてかた」 株式会社生産者直売のれん会 代表取締役社長 黒川 健太 氏 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト ・【本体事業 1・2 年目】事業実施にあたっての留意事項説明 ○「顧客ニーズに対応した商品づくり・マーケティング戦略」 株式会社日経 BP 日経 BP ヒット総合研究所 上席研究員 渡辺 和博 氏 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト ・事務手続き説明②（予算執行に係る留意事項等について）
6 月 3 日 ～ 4 日	ジョブ・カード制度推進事業担当者研修会（新任者向け）	106 名	日本自動車会館 （東京都港区）	○ジョブ・カード制度の概要について ○商工会議所で実施するジョブ・カード制度推進事業について ○ジョブ・カード制度に関連する助成金の概要と申請手続きについて ○事例発表「雇用型訓練を実施する企業に対する支援について」 ○ジョブ・カード制度推進事業に係る委託費の取り扱いについて ○委託費の経理処理と各種報告書の作成方法について ○ジョブ・カード制度推進事業の効果的な実施方法について ○意見・情報交換
6 月 4 日 ～ 6 日	商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会	70 名	一般財団法人海外産業人材育成協会 （HIDA） （東京都足立区）	○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について ○貿易取引の仕組みおよび貿易書類の基礎 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏 ○貿易関係証明の意義と業務の基礎－効果的で円滑な発給のために－ 大阪商工会議所 国際部

				課長 松本 敬介 氏
6月25日 ～27日	経営安定対策事業 研修会	50名	フクラシア東京ス テーション (東京都千代田区)	○1日目 ・開会 ・主催者挨拶 ・経営安定特別相談事業の動向およびBCPへの取組状況について 中小企業庁 事業環境企画部 経営安定対策室 課長補佐 野村 雅之 氏 ・経営再建計画の考え方と作成手法 東京都中小企業再生支援協議会 サブマネージャー 丸山 洋子 氏 高橋 一家 氏 ○2日目 ・グループ討議（ケーススタディ） 経営再建支援を実施した事例にかかる、グループ討議（実際に経営再建計画書を作成） ・経営指導員向け中小企業BCP策定運用指針について① 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱ 取締役 高橋 孝一 氏 ○3日目 ・経営指導員向け中小企業BCP策定運用指針について② 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱ 取締役 高橋 孝一 氏 ・マル経融資の限度額拡充対応研修ならびにコンプライアンスの徹底について
6月26日 ～27日	TOAS研修会（組織 団体・会費/データ 活用編）	18名	芝大門オフィス研 修室（東京都港区）	○Adminシステムの各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
6月27日	TOAS研修会（経理 編）	12名	芝大門オフィス研 修室（東京都港区）	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
6月27日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	45名	フクラシア東京ス テーション (東京都千代田区)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA

				・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月1日 ～2日	地域力活用新事業 ∞全国展開プロジェクト担当者セミナー（二次締切分）	35名	東京国際フォーラム (東京都千代田区)	○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 【調査研究事業】事業実施にあたっての留意事項説明 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 事務手続き説明①（今年度スケジュール、側面支援事業、コンプライアンス等） ○HP「feel NIPPON」およびバイヤーズガイドの活用について（エントリーシステムの活用方法） 株式会社ダイヤモンド・グラフィック社 生産本部 副本部長 デジタルメディア部 部長 泉水 勇一 氏 生産本部 デジタルメディア部 開発グループ 黒須 大佑 氏 ○「地域団体商標制度の概要及び同制度の改正について」 特許庁 審査業務部 商標課 商標制度企画室長 金子 尚人 氏 ○「小規模企業政策の動向と補助事業の留意点」 中小企業庁 経営支援部小規模企業政策室 小規模支援一係長 井出 洋文 氏 ○「現代のヒットの生まれ方、作り方」 日経 BP ヒット総合研究所 上席研究員 品田 英雄 氏 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 【本体事業1・2年目】事業実施にあたっての留意事項説明 ○「ご当地グルメのブランド化と地域活性化ビジネスモデルの構築」 富士宮やきそば学会 会長 渡辺 英彦 氏 ○平成 26 年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト 事務手続き説明②（予算執行に係る留意事項等について）
7月2日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブラッシュアップ研修会	43名	TKP 博多駅前シティセンター (福岡県福岡市)	○開会・平成 25 年度事業実績および平成 26 年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けての PDCA

				・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月3日 ～5日	「第3回商工会議 所経営指導員 全 国研修会（支援力 向上全国フォーラ ム）」(平成26年度 特定商工会議所中 小企業相談所直面 問題会議)	218名	ホテルニュープラ ザ久留米 (福岡県久留米市)	○1日目 ・基調講演① コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 ・基調講演② コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ・パネルディスカッション「伴走型の事業計画策 定・実行支援に向けて」 (コーディネーター) コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 (パネリスト) コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 草加商工会議所 山崎 修 氏 北九州商工会議所 能美 育恵 氏 各務原商工会議所 所 和彦 氏 ・グループディスカッションⅠ「事業計画策定支援 の現状と課題」 ○2日目 ・グループディスカッションⅡ「伴走型の事業計画 策定・実行支援を進めるには」 グループディスカッション報告 グループディスカッション総括 ・パネルディスカッション「農商工連携で新たな地 域産品（バニラビーンズ）を発掘！」 (コーディネーター) 地域ルネッサンス篠田事務所 代表 篠田 昌人 氏 (パネリスト) 有限会社 金子植物苑 代表取締役 金子 茂 氏 池上農園 代表 池上 祥子 氏 久留米商工会議所 経営指導員 笠 智宣 氏 ・事例発表 「着地型観光「久留米まち旅」から生まれたもの」 NPO 法人 久留米ブランド研究会 事務局長 矢次 恵美子 氏 「アイ（挨拶・間柄・相席・愛・I（私））がうま れる、まちなか広場」 株式会社 ハイマート久留米 新規事業室次長 ネットワーククリエイター 山下 裕子 氏 ○3日目 現地視察研修
7月8日	「消費税転嫁対策	38名	ホテルハイマート	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事

	窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会		(新潟県上越市)	業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けての PDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月9日 ～10日	観光振興担当者研 修会	25名	ゆうぱりホテル シューパーロ (北海道夕張市)	○特別講演『『夕張再生』に向けた挑戦』 夕張商工会議所 専務理事 小網 敏男 氏 ○コーディネーターによる事例発表 ・人づくりから始める、地域のデザイン・地域のブランド育成 とちか帯広デザイン振興協議会 会長 金澤 和彦 氏 ・フラノマルシェの運営を通じた地域産業の育成 ふらのまちづくり(株) 代表取締役社長 西本 伸顕 氏 ・タイからの観光客をターゲットにしたインバウンド戦略 うたのぼりグリーンパークホテル 総支配人 河野 裕喜 氏 ○グループディスカッション テーマ1：地域の「再生」と観光振興 テーマ2：地域のデザインによる地域のブランド育成 テーマ3：観光を通じた地域産業の育成 テーマ4：地域におけるインバウンド戦略 ○夕張市内視察（夕張シューパーロダム、石炭博物館等）
7月18日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	38名	名古屋商工会議所 (愛知県名古屋市)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けての PDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月23日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研	39名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について

	修会			公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けての PDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月24日 ～25日	販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー（指導者向け）	45名	株式会社 NTT ドコモ (東京都千代田区)	○1日目 ・ネットショップの近況 ・タブレットの基本操作とYahoo!ID ログイン ・ネットショップ構築の手順と事前準備 ・ネットショップツールを使ったネットショップ構築 ○2日目 ・ネットショップ運用ガイド ・タブレットを活用した動画作成と商品紹介（作り方） ・ショッピングモール事例1 おもてなしギフトショップ（横須賀商工会議所） ・ショッピングモール事例2 ザ・ビジネスモール（大阪商工会議所） ・総括（振り返り）
7月25日	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けブラッシュアップ研修会	40名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けての PDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法

7月28日	地域内資金循環等新事業開発検討事業担当者研修会（全国商工会連合会との共催）	498名	東商ホール （東京都千代田区）	○挨拶 全国商工会連合会 事務局長 海老原 正 氏 ○基調講演「地域資源の活用と生活文化創造都市」 同志社大学 特別客員教授 佐々木 雅幸 氏 ○事例発表「地域外から資金を流入させる/地域内の人や資源を組み合わせる」 石垣島特産品拡め隊（沖縄県石垣市商工会） 下地 寛正 氏 金城 球二 氏 奈良県明日香村商工会 経営指導員 下田 正寿 氏 全国商工会連合会 特別企画チーム長 皆川 洋平 氏 ○事業概要説明「事業実施に当たっての留意事項」 ○事務手続き説明（事業編） ・年間スケジュール ・補助事業事務の基本事項 全国商工会連合会 特別企画チーム ○事務手続き説明（経理編） ・経費の使い方 ・留意点 ○質疑応答
7月28日	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けブラッシュアップ研修会	34名	仙台商工会議所 （宮城県仙台市）	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
7月28日 ～29日	販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー（指導者向け）	47名	関西経理専門学校 本校舎 （大阪府大阪市）	○1日目 ・ネットショップの近況 ・タブレットの基本操作とYahoo!IDログイン ・ネットショップ構築の手順と事前準備 ・ネットショップツールを使ったネットショップ構築 ○2日目 ・ネットショップ運用ガイド ・タブレットを活用した動画作成と商品紹介（作り方） ・ショッピングモール事例1 おもてなしギフトショップ（横須賀商工会議所） ・ショッピングモール事例2 ザ・ビジネスモール（大阪商工会議所）

				・総括（振り返り）
7月31日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	35名	北海道経済セン ター (北海道札幌市)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事 業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事 例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
8月5日 ～6日	販路拡大（ネット ショップ開設）支 援セミナー（指導 者向け）	29名	八重洲博多ビル (福岡県福岡市)	○1日目 ・ネットショップの近況 ・タブレットの基本操作とYahoo!IDログイン ・ネットショップ構築の手順と事前準備 ・ネットショップツールを使ったネットショップ構 築 ○2日目 ・ネットショップ運用ガイド ・タブレットを活用した動画作成と商品紹介（作り 方） ・ショッピングモール事例1 おもてなしギフトショップ（横須賀商工会議所） ・ショッピングモール事例2 ザ・ビジネスモール（大阪商工会議所） ・総括（振り返り）
8月6日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	9名	TKP 博多駅前シ ティセンター (福岡県福岡市)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事 業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事 例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
8月21日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	23名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事 業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事 例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方

				・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
8月27日	「消費税転嫁対策 窓口相談等事業」 経営指導員向けブ ラッシュアップ研 修会	18名	フクラシア東京ス テーション (東京都千代田区)	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえてたいポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
8月28日 ～29日	販路拡大（ネット ショップ開設）支 援セミナー（指導 者向け）	18名	TKP 仙台カンファ レンスセンター (宮城県仙台市)	○1日目 ・ネットショップの近況 ・タブレットの基本操作とYahoo!IDログイン ・ネットショップ構築の手順と事前準備 ・ネットショップツールを使ったネットショップ構築 ○2日目 ・ネットショップ運用ガイド ・タブレットを活用した動画作成と商品紹介（作り方） ・ショッピングモール事例1 おもてなしギフトショップ（横須賀商工会議所） ・ショッピングモール事例2 ザ・ビジネスモール（大阪商工会議所） ・総括（振り返り）
8月28日 ～29日	会員増強研修会	53名	アジュール竹芝 (東京都港区)	○1日目 <講演> ・最近の商工会議所をめぐる組織強化の現状と課題 ・会員増強におけるコンプライアンスの重要性 <講演&グループディスカッション> ・会員増強の全プロセスに影響する2つの重要事項 ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会予防策とは ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会慰留とは <意見交換および講師への個別相談> ・意見交換会（夕食付）において、意見交換をしつつ懇親を深めるとともに、講師への個別相談を受け付ける。 ○2日目 <講演&グループディスカッション> ・会員増強に取り組む前の「事前準備① 成果を出す為の各種ツールの作り方とポイント」 ・会員増強に取り組む前の「事前準備② 成果を出

				す為のターゲットリストの作り方」 <講演&ロールプレイング> ・成果を出す為のアプローチ手法 ・成果を出す為のヒアリング〜クロージング手法 <講義&事例発表> ・全体講評 ・特徴的なモチベーションアップへの取り組みを実施している参加商工会議所による事例発表（事前課題等から講師が選出）。
8月29日	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けブラッシュアップ研修会	27名	大阪商工会議所（大阪府大阪市）	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
9月4日 ～5日	販路拡大（ネットショップ開設）支援セミナー（指導者向け）	14名	アキュ会議室（北海道札幌市）	○1日目 ・ネットショップの近況 ・タブレットの基本操作とYahoo!IDログイン ・ネットショップ構築の手順と事前準備 ・ネットショップツールを使ったネットショップ構築 ○2日目 ・ネットショップ運用ガイド ・タブレットを活用した動画作成と商品紹介（作り方） ・ショッピングモール事例1 おもてなしギフトショップ（横須賀商工会議所） ・ショッピングモール事例2 ザ・ビジネスモール（大阪商工会議所） ・総括（振り返り）
9月8日	「消費税転嫁対策窓口相談等事業」経営指導員向けブラッシュアップ研修会	20名	高松商工会議所（香川県高松市）	○開会・平成25年度事業実績および平成26年度事業概要について ○消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について 公正取引委員会 ○グループワーク ・消費税転嫁対策で押さえないポイントとその解説 ・相談者からはどんな相談があるのか ・ケースから学ぶ経営支援のあり方 ・10%への対策に向けてのPDCA ・定期的に相談に来てもらうためのアプローチ方法
9月9日	地域力活用新事業	6名	日商会議室A	○平成26年度地域力活用新事業∞全国展開プロ

	∞全国展開プロジェクト担当者セミナー（追加募集分）		（東京都千代田区）	ジェクト ・事務手続き説明①（今年度スケジュール、側面支援事業、コンプライアンス、予算執行に係る留意事項等について） ・事務手続き説明②（予算執行に係る留意事項等について）
9月10日 ～11日	商工会議所ホームページリニューアル研修会	18名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○基本的なCMS-CCIテンプレートの使い方 ○Webサイト活用ガイドライン ○コンテンツ制作実務演習
9月12日	商工会議所ホームページリニューアル研修会 フォローアップ研修会	10名	芝大門オフィス研修室（東京都港区）	○基本的なCMS-CCIテンプレートの使い方 ○Webサイト活用ガイドライン ○コンテンツ制作実務演習
9月24日	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	61名	アジュール竹芝（東京都港区）	○挨拶 ○容器包装リサイクル制度について 日本容器包装リサイクル協会 総務部長 高松 和夫 氏 ○委託業務について（申込受付業務の流れと具体的手順他）、普及啓発業務について（各地取組事例）、問合せから学ぶ事業者への対応等 日本容器包装リサイクル協会 総務部 副部長 大内 博 氏 事務局 ○オンラインシステム“REINS”の入力方法と注意点等について 日本容器包装リサイクル協会 総務部 富山 瑠美 氏 ○質疑応答および諸連絡
9月26日	簿記指導者セミナー	47名	日本自動車会館（東京都港区）	○日商簿記検定の現状 ○日商簿記検定の指導のポイント～工業簿記を中心として～ 日商検定推進アドバイザー 一橋大学大学院商学研究科 教授 尾畑 裕 氏 ○企業社会でのビジネス知力と簿記知識の必要性 日本経済新聞社人材・教育事業本部 担当部長 小糸 恵 氏 ○簿記指導事例発表 中央情報経理専門学校 教員 星野 浩 氏 城南静岡岡高等学校 教頭 久保田 和夫 氏
10月3日	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	84名	アジュール竹芝（東京都港区）	○挨拶 日本容器包装リサイクル協会 代表理事専務 業務執行理事 小山 博敬 氏 ○容器包装リサイクル制度について 日本容器包装リサイクル協会 総務部 部長 高松 和夫 氏 ○委託業務について（申込受付業務の流れと具体的

				手順他)、普及啓発業務について(各地取組事例)、 問合せから学ぶ事業者への対応等 日本容器包装リサイクル協会 総務部 副部長 大内 博 氏 事務局 ○オンラインシステム“REINS”の入力方法と注意 点等について 日本容器包装リサイクル協会 総務部 戸田 礼子 氏 ○質疑応答および諸連絡
10月8日	ブロック別中小企 業相談所長会議 (中国ブロック)	57名	米子全日空ホテル (鳥取県米子市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」に ついて ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等(各ブロックご とのテーマ) ○閉会
10月8日 ～10日	全国商工会議所経 理担当職員研修会	60名	フクラシア東京ス テーション (東京都千代田区)	○商工会議所税務の基礎知識 ○商工会議所の会計実務について ○情報交換会
10月9日	ブロック別中小企 業支援先進事例普 及研修会(中国ブ ロック)	52名	米子全日空ホテル (鳥取県米子市)	○開会 ○講演 演題:小規模企業の事業計画策定のポイント 講師:合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
10月10日	TOAS 研修会(経理 編)	17名	芝大門オフィス研 修室(東京都港区)	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 松本商工会議所 上原 勇 氏 松澤 剛 氏
10月17日	簿記指導者セミ ナー	34名	大阪商工会議所 (大阪府大阪市)	○開会挨拶 関西大学 名誉教授 松尾 幸正 氏 ○日商簿記検定の現状 日本商工会議所 事業部 ○日商簿記検定の指導のポイント 日商検定推進アドバイザー 城西大学 経営学部 教授 蛭川 幹夫 氏 ○企業社会でのビジネス知力と簿記知識の必要性 日本経済新聞社人材・教育事業本部 担当部長 小糸 恵 氏 ○日商簿記検定とビジネス会計検定を相乗的に活 用した指導事例 辻井公認会計士事務所 公認会計士 辻井 一磨 氏

10月21日	ブロック別中小企業相談所長会議 (東北ブロック)	51名	十和田富士屋ホテル (青森県十和田市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等(各ブロックごとのテーマ) ○閉会
10月22日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(東北ブロック)	51名	十和田富士屋ホテル (青森県十和田市)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
10月22日 ～24日	商工会議所貿易関係証明業務担当者研修会	44名	日本自動車会館 (東京都港区)	○貿易関係証明業務をめぐる状況と今後の課題について ○貿易取引の仕組みおよび貿易書類の基礎 中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎 氏 ○貿易関係証明の意義と業務の基礎－効果的で円滑な発給のために－ 大阪商工会議所 国際部 課長 松本 敬介 氏
10月23日	ブロック別中小企業相談所長会議 (北陸信越ブロック)	49名	大観荘せなみの湯 (新潟県村上市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等(各ブロックごとのテーマ) ○閉会
10月24日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(北陸信越ブロック)	46名	大観荘せなみの湯 (新潟県村上市)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
10月30日 ～31日	平成26年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト人材育成事業研修会	44名	燕商工会議所 (新潟県燕市)	○「地域資源の活用に欠かせないプロデュースとデザイン戦略」 株式会社意と匠研究所 代表 下川 一哉 氏 ○「磨き屋シンジケートの取り組み」 燕商工会議所 サービス課長 高野 雅哉 氏 ○視察：渋木プレス工業、小林研業 ○ワークショップ

10月31日	ブロック別中小企業相談所長会議 (東海ブロック)	56名	名古屋商工会議所 (愛知県名古屋市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等(各ブロックごとのテーマ) ○閉会
10月31日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(東海ブロック)	56名	名古屋商工会議所 (愛知県名古屋市)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
11月4日	平成26年度中小企業情報セキュリティセミナー 情報セキュリティ対策10大脅威コース	95名	国際会議場 (東京都千代田区)	近年の重大な情報セキュリティにおける脅威の動向と事例を紹介し、それぞれの技術的対策のポイントについて
11月5日	ブロック別中小企業相談所長会議 (近畿ブロック)	78名	大阪新阪急ホテル (大阪府大阪市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等(各ブロックごとのテーマ) ○閉会
11月5日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会(近畿ブロック)	78名	大阪新阪急ホテル (大阪府大阪市)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
11月5日 ～6日	経営安定対策事業 研修会	33名	アジュール竹芝 (東京都港区)	○1日目 ・開会 ・主催者挨拶 ・事業承継方法・対策について① 静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 清水 至亮 氏 ○2日目 ・グループ討議(事例研究、外部専門家との連携) ②

				静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 清水 至亮 氏 ・経営安定特別相談事業の動向およびBCP への取組 状況について 中小企業庁 事業環境部企画課 経営安定対策室 課長補佐 野村 雅之 氏 ・経営者保証に関するガイドラインならびにコンプ ライアンスの徹底について 日本商工会議所 中小企業振興部 主任調査役 塩野 洋志
11 月 6 日	ブロック別中小企 業相談所長会議 (北海道ブロック)	43 名	ホテルグランテラ ス千歳 (北海道千歳市)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」に ついて ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等（各ブロックご とのテーマ） ○閉会
11 月 6 日 ～ 7 日	全国商工会議所経 理担当管理職研修 会	41 名	フクラシア東京ス テーション (東京都千代田区)	○商工会議所における会計実務について ○消費税と法人税の実務と決算申告手続のポイン ト
11 月 7 日	ブロック別中小企 業支援先進事例普 及研修会（北海道 ブロック）	41 名	ホテルグランテラ ス千歳 (北海道千歳市)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
11 月 10 日	ブロック別中小企 業相談所長会議 (関東ブロック)	121 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」に ついて ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等（各ブロックご とのテーマ） ○閉会
11 月 10 日	ブロック別中小企 業支援先進事例普 及研修会（関東ブ ロック）	113 名	東京商工会議所 (東京都千代田区)	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会

11月11日	経理担当職員研修会（各地域開催） 三重県（会計1日コース）	20名	三重県合同ビル （三重県津市）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について ○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所税務の基礎知識 ・消費税（課税区分、特定収入、簡易課税制度と本則課税制度） ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ○質疑応答
11月14日	平成26年度中小企業情報セキュリティセミナー 情報セキュリティ対策マネジメントコース 利用者としての対策編	82名	国際会議場 （東京都千代田区）	中小企業が入門レベルとして最初に取り組むべき情報セキュリティ対策について。
11月17日	平成26年度中小企業情報セキュリティセミナー 情報セキュリティ対策10大脅威コース	27名	富山商工会議所 （富山県富山市）	近年の重大な情報セキュリティにおける脅威の動向と事例を紹介し、それぞれの技術的対策のポイントについて
11月17日	ブロック別中小企業相談所長会議 （四国ブロック）	33名	東京第一ホテル松山 （愛媛県松山市）	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等（各ブロックごとのテーマ） ○閉会
11月18日	ブロック別中小企業支援先進事例普及研修会（四国ブロック）	29名	東京第一ホテル松山 （愛媛県松山市）	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
11月22日	簿記指導者セミ	46名	名古屋商工会議所	○基調講演

	ナー		(愛知県名古屋市)	名古屋大学 名誉教授 可児島 俊雄 氏 ○日商簿記検定の指導のポイント 日商検定推進アドバイザー 城西大学 経営学部 教授 蛭川 幹夫 氏 ○企業社会でのビジネス知力と簿記知識の必要性 日本経済新聞社人材・教育事業本部 担当部長 小糸 恵 氏 ○簿記指導事例発表 岐阜県立岐阜商業高等学校 教諭 田中 英淳 氏 教諭 車戸 祐介 氏
11 月 25 日	経理担当職員研修会（各地域開催） 三重県（税務 1 日コース）	22 名	三重県合同ビル （三重県津市）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（8%と5%両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所における税務実務について③－法人税、所得税、その他の主な税目 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ・印紙税 ・会館建設に関する税制 ○商工会議所における会計実務について ・商工会議所会計基準の解説 ○質疑応答
11 月 27 日	ブロック別中小企業相談所長会議 （九州ブロック）	78 名	レンブラントホテル大分 （大分県大分市）	○開会 ○「小規模基本法」および「改正小規模支援法」について ○日本商工会議所からの説明 ○講演、事例発表、グループ討議等（各ブロックごとのテーマ） ○閉会
11 月 27 日 ～28 日	会員増強研修会	32 名	アジュール竹芝 （東京都港区）	○1 日目 <講演>

				・最近の商工会議所をめぐる組織強化の現状と課題 ・会員増強におけるコンプライアンスの重要性 <講演&グループディスカッション> ・会員増強の全プロセスに影響する2つの重要事項 ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会予防策とは ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会慰留とは <意見交換および講師への個別相談> ・意見交換会（夕食付）において、意見交換をしつつ懇親を深めるとともに、講師への個別相談を受け付ける。 ○2日目 <講演&グループディスカッション> ・会員増強に取り組む前の「事前準備① 成果を出す為の各種ツールの作り方とポイント」 ・会員増強に取り組む前の「事前準備② 成果を出す為のターゲットリストの作り方」 <講演&ロールプレイング> ・成果を出す為のアプローチ手法 ・成果を出す為のヒアリング～クロージング手法 <講義&事例発表> ・全体講評 ・特徴的なモチベーションアップへの取り組みを実施している参加商工会議所による事例発表（事前課題等から講師が選出）。
11月27日 ～28日	平成26年度地域 力活用新事業∞全 国展開プロジェクト 人材育成事業研 修会	44名	弘前商工会議所 （青森県弘前市）	○「地域資源の活用に欠かせないプロデュースとデザイン戦略」 株式会社意と匠研究所 代表 下川 一哉 氏 ○「弘前感交劇場」 弘前商工会議所 まちそだて課 課長 村谷 要 氏 ○視察：まち歩き（路地裏探検）研修、弘前こぎん 研究所、二唐刃物鍛造所 ○ワークショップ
11月28日	ブロック別中小企 業支援先進事例普 及研修会（九州ブ ロック）	76名	レンブラントホテ ル大分 （大分県大分市）	○開会 ○講演 演題：小規模企業の事業計画策定のポイント 講師：合資会社 コンサルタンツ ノヴァーレ 代表 時山 正 氏 コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏 ○質疑応答・意見交換 ○閉会
12月1日 ～3日	マル経等基礎研修 会	64名	アジュール竹芝 （東京都港区）	○1日目 ・開会 ・主催者挨拶

				・商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義および推進方法について～基礎編～、～預金・融資業務編～ 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 小山内 奏介 氏 ○2日目 ・決算報告書の読み方 経営分析について 財務分析と融資判断 東京商工会議所 中小企業部 金融対策担当 課長 小山内 奏介 氏 ・マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入および検討のポイントについて マル経の限度額拡充に関する留意事項 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループ グループリーダー 蛭田 健一 氏 ・グループ別討議 ○3日目 ・ケーススタディ解説、質疑応答 他 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループ グループリーダー 蛭田 健一 氏 ・コンプライアンスの徹底ならびにマル経の動向について
12月2日	経理担当職員研修会（各地域開催） 岩手県（会計半日コース）	18名	盛岡グランドホテルアネックス （岩手県盛岡市）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について ○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○質疑応答
12月3日	特定原産地証明書 発給事務担当者研修会	6名	日商会議室 A （東京都千代田区）	○第一部 ・経済産業省照会事例の説明について ・広義の生産者について ・法律第6条に係る通知義務について ・検認の流れおよび主なポイントについて ○第二部 ・FTA/EPA の状況
12月4日	経理担当職員研修会（各地域開催） 富山県（税務1日コース）	21名	富山商工会議所 （富山県富山市）	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分

				・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（８％と５％両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所における税務実務について③－法人税、所得税、その他の主な税目 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ・印紙税 ・会館建設に関する税制 ○商工会議所における会計実務について ・商工会議所会計基準の解説 ○質疑応答
12月4日 ～5日	3D プリンターの利活用支援に関する勉強会・視察会	17名	小田原箱根商工会議所 (神奈川県小田原市)	○1日目 ・基調講演：「3D プリンターの活用と現状」 講師 有限会社 ニコラデザイン・アンド・テクノロジー 代表取締役社長 (一般社団法人3D データを活用する会 理事) 水野 操氏 ・企業の導入事例発表：「中小企業における新しいものづくりへの挑戦」 講師 有限会社 川田製作所 副社長兼新ものづくり研究室室長 川田 俊介氏 ・公設試験研究機関の取組事例発表：「埼玉県産業技術総合センターの3D ものづくり支援について」 講師 埼玉県産業技術総合センター 技術支援室 機械技術担当専門研究員 南部洋平氏 ・各地商工会議所の取組等についての意見交換 ○2日目 ・視察会：株式会社コイワイ
12月5日	経理担当職員研修会（各地域開催） 福井県（税務1日	13名	福井商工会議所 (福井県福井市)	○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について ○商工会議所における税務実務について①－消費

	コース)			税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（８％と５％両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所における税務実務について③－法人税、所得税、その他の主な税目 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ・印紙税 ・会館建設に関する税制 ○商工会議所における会計実務について ・商工会議所会計基準の解説 ○質疑応答
12月5日	会社のデータ徹底活用セミナー	41名	日本マイクロソフト株式会社 品川本社 (東京都港区)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○サーバ等の買い替え等に係る支援施策のご紹介 ○その他
12月8日 ～9日	経理担当職員研修会（各地域開催） 鹿児島県（会計・税務1泊2日コース）	27名	鹿児島商工会議所 (鹿児島県鹿児島市)	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（８％と５％両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－法人

				税、所得税 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③ー共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
12月9日	平成26年度労働法セミナー	21名	日商会議室A (東京都千代田区)	○開会 ○今後の労働政策の動向について 厚生労働省 政策統括官付 労働政策担当参事官室 企画官 松原 哲也 氏 ○中小企業が知っておくべき労働法～事例に学ぶ諸問題～について 講師：濱田京子社会保険労務士事務所 代表 濱田 京子 氏 ○労働法制に関する商工会議所の考え方について ○グループディスカッションの事前説明 ○グループディスカッション ○グループディスカッション報告 ○名刺・意見交換会
12月11日 ～12日	平成26年度地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト人材育成事業研修会	44名	小樽、恵庭商工会議所 (北海道小樽市、恵庭市)	○「雪国A級グルメから日本A級グルメへ。～連携がはじまりつつあるA級グルメプロジェクト～」 株式会社自遊人 代表取締役 岩佐 十良 氏 ○「女性視点による「小樽美人」ブランド商品の開発について」 小樽商工会議所 業務課 山崎 久 氏 「地域特産品開発への取り組み ～恵庭の名前を全国へ～」 恵庭商工会議所 産業振興課 課長 梅根 裕一 氏 ○視察：田中酒造株式会社、カレー・スープカレー専門店「リスボン」 ○ワークショップ
12月12日	会社のデータ徹底活用セミナー	81名	国際会議場 (東京都千代田区)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○サーバ等の買い替え等に係る支援施策のご紹介 ○その他

12月15日	経理担当職員研修会（各地域開催） 福岡県（会計・税務1日コース）	36名	福岡商工会議所 （福岡県福岡市）	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（8%と5%両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－法人税、所得税 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
12月16日	商工会議所「観光連絡担当」キックオフミーティング	141名	全国町村議員会館 （東京都千代田区）	○基調講演「観光振興における商工会議所の役割と取り組みについて」 日本商工会議所 観光委員会共同委員長 須田 寛 氏 ○事務局説明（観光連絡担当の役割、来年度以降の取り組み等について） ○講演「経済活動を促す観光振興の取り組みについて」 東洋大学 国際地域学部 国際観光学科 准教授 矢ヶ崎 紀子 氏 ○パネルディスカッション 「商工会議所による観光振興への取り組みに関する課題と対応策について」 コメンテーター：須田 寛 氏 事例発表者：下諏訪商工会議所 総務課 係長 清水 義樹 氏 佐原商工会議所 業務課

				主査 鎌形 善枝 氏 北九州商工会議所 産業観光推進室 室長 北野 秀幸 氏
12月17日	会社のデータ徹底活用セミナー	22名	松本商工会議所 (長野県松本市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
12月17日 ～18日	経理担当職員研修会（各地域開催） 島根県（会計・税務1日コース）	23名	松江商工会議所 (島根県松江市)	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（8%と5%両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－法人税、所得税 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
12月18日	「経営発達支援計画認定申請ガイドライン」に関する緊急説明会	189名	国際会議場 (東京都千代田区)	○開会挨拶 ○「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」について 中小企業庁 経営支援部小規模企業振興課 課長補佐 羽原 健雄 氏 ○「経営発達支援計画」に関する商工会議所の対応について ○質疑応答

12月18日 ～19日	創業支援担当者研修会	48名	フクラシア東京ステーション (東京都千代田区)	○1日目 ・イントロダクション～地域商工会議所と地域創業支援の意味と価値～ ・Ⅰ．パネルディスカッション 「創業塾・スクール開催における各地の取り組みと今後の対策」 ・Ⅱ．地域商工会議所と地域創業支援の意味と価値(講義) ・Ⅲ．創業希望者に対する講座企画と集客・運営・会員化促進ノウハウ(講義) ・Ⅲ．創業希望者に対する講座企画と集客・運営ノウハウ(演習) ○2日目 ・Ⅲ．創業希望者に対する講座企画と集客・運営ノウハウ(演習) ・Ⅳ．創業を失敗させない試み、リーンスタートアップ(講義) ・Ⅳ．リーンスタートアップ(ビジネスモデル策定) ・Ⅴ．創業相談時の初期対応実務(演習) ・Ⅵ．全体の振り返りとまとめ
12月19日	「経営発達支援計画認定申請ガイドライン」に関する緊急説明会	186名	TKP 大阪心斎橋カンファレンスセンター (大阪府大阪市)	○開会挨拶 ○「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」について 中小企業庁 経営支援部小規模企業振興課 課長補佐 羽原 健雄 氏 ○「経営発達支援計画」に関する商工会議所の対応について ○質疑応答
12月19日	経理担当職員研修会(各地域開催) 北海道(会計・税務1日コース)	27名	北海道経済センター (北海道札幌市)	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度(個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等) ・ケーススタディ(8%と5%両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法) ○商工会議所における税務実務について②－法人税、所得税 ・法人税(収益事業の範囲と区分経理等)

				・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
1月15日	経理担当職員研修会（各地域開催）・佐賀県	19名	佐賀商工会議所（佐賀県佐賀市）	「消費税および共済制度に関する説明」「商工会議所会計」補助事業・委託事業等の消費税の処理について
1月16日	経理担当職員研修会（各地域開催）兵庫県（会計・税務1日コース）	26名	神戸商工会議所（兵庫県神戸市）	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（8%と5%両方の税率が存在する場合における消費税計算および申告書作成方法） ○商工会議所における税務実務について②－法人税、所得税 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③－共済制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
1月22日	商工会議所 BCP セ	11名	日商会議室 A	○商工会議所におけるBCPの在り方について（以下、

～23 日	ミナー		(東京都千代田区)	株式会社インターリスク総研 上席コンサルタント 飯田 剛史 氏) ○BCP の基礎と被害想定 ・ BCP の基礎について説明 ・ 対策構築のニーズ喚起 (意識付け) を実施 ・ BCP 整備の前提となる被害想定に関する整理 ・ 研修の進め方の説明 ○事前対策 ・ BCP の雛形を提示 ・ 事前対策についてモデルを提示 ○ワークショップ (初動対応) ・ BCP の雛形を提示 ・ 各所でアレンジすべき箇所について、「考え方」を説明の上、各所で「演習 (作業)」を実施 (巡回の上アドバイス) ○ワークショップ (復旧対応) ・ BCP の雛形を提示 ・ 各所でアレンジすべき箇所について、「考え方」を説明の上、各所で「演習 (作業)」を実施 (巡回の上アドバイス) ・ 研修終了後、各所でアレンジを実施すれば一定の BCP が完成 ○模擬訓練 ・ 架空の商工会議所を舞台とした初動対応を疑似体験
1 月 26 日	ブロック別中小企業相談所長説明会 (四国ブロック)	23 名	高松商工会議所 (香川県高松市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度 (小規模事業者経営発達支援資金) について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン (概要) について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画 (BCP) の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
1 月 27 日	ブロック別中小企業相談所長説明会	37 名	札幌すみれホテル (北海道札幌市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について

	(北海道ブロック)			○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
1 月 27 日	ブロック別中小企業相談所長説明会（関東ブロック）	81 名	フクラシア東京ステーション（東京都千代田区）	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
1 月 28 日	ブロック別中小企業相談所長説明会（北陸信越ブロック）	50 名	ホテルセンチュリーイカヤ（新潟県上越市）	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）に

				について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
1 月 28 日 ～29 日	マル経総合研修会 （事故対策義務研修会）	64 名	アジュール竹芝 （東京都港区）	○1 日目 ・開会 ・主催者挨拶 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 課長補佐 中谷 順一 氏 ・マル経融資制度の一層の推進について （株）日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資企画部 制度企画グループリーダー 蛭田 健一 氏 ・グループ討議 ○2 日目 ・グループ討議発表 ・商工会議所における経営支援ならびにコンプライアンスの徹底について
1 月 30 日	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	52 名	アジュール竹芝 （東京都港区）	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○小規模企業振興基本法制定の背景と小規模事業者支援に係る主要施策について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課長 桜町 道雄 氏 ○ものづくり分野における中堅・中小企業支援について 経済産業省 製造産業局 参事官室 参事官補佐 菅野 将史 氏 ○平成 26 年度補正予算案ならびに平成 27 年度政府予算案における商工会議所の事業等に利用可能な各省庁等予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化

				について ○仙台商工会議所における「東日本大震災への対応」について 仙台商工会議所 中小企業支援部長 阿部 昌展 氏 ○地方創生・地域活性化施策について ○中小企業会計要領の普及について ○海外展開支援について ・懇親会
2月2日	ブロック別中小企業相談所長説明会 (九州ブロック)	55名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成26年度補正予算案・平成27年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成27年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成27年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
2月2日	会社のデータ徹底活用セミナー	43名	福岡商工会議所 (福岡県福岡市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
2月2日 ～3日	会員増強研修会	16名	日商会議室A (東京都千代田区)	○1日目 <講演> ・最近の商工会議所をめぐる組織強化の現状と課題 ・会員増強におけるコンプライアンスの重要性 <講演&グループディスカッション> ・会員増強の全プロセスに影響する2つの重要事項 ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会予防策とは ・基盤強化における三つの要素（入会、退会予防、退会慰留）効果的な退会慰留とは <意見交換および講師への個別相談> ・意見交換会（夕食付）において、意見交換をしつつ懇親を深めるとともに、講師への個別相談を受

				け付ける。 ○2日目 <講演&グループディスカッション> ・会員増強に取り組む前の「事前準備① 成果を出す為の各種ツールの作り方とポイント」 ・会員増強に取り組む前の「事前準備② 成果を出す為のターゲットリストの作り方」 <講演&ロールプレイング> ・成果を出す為のアプローチ手法 ・成果を出す為のヒアリング～クロージング手法 <講義&事例発表> ・全体講評 ・特徴的なモチベーションアップへの取り組みを実施している参加商工会議所による事例発表（事前課題等から講師が選出）。
2月4日	ブロック別中小企業相談所長説明会（近畿ブロック）	70名	大阪商工会議所（大阪府大阪市）	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成26年度補正予算案・平成27年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成27年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成27年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
2月4日～6日	全国商工会議所共済・保険担当職員研修会（営業力強化研修「共済・保険」）	22名	日商会議室A（東京都千代田区）	○「商工会議所運営に係るコンプライアンスの徹底について」 ○商工会議所共済・保険制度を再確認 ・特定退職金共済制度（制度内容と特長など） ・生命共済（商品内容と特長など） ・PL保険・情報漏えい賠償責任保険（商品内容と特長など） ・休業補償プランと業務災害補償プラン（商品内容と特長など） ○講演&グループディスカッション ・商工会議所における理想的な共済営業とは ・内容共済推進の現状と課題を分析※事前課題（現

				状、理想、阻害要因)をもとに、あるべき営業組織を考える ・グループディスカッション自所の共済営業における現状と課題に関して意見交換 ○講演 会議所における共済営業組織のモデルケース①～共済・保険制度における営業組織について、3つのモデルケースを示し、効率的な営業推進を考察～ ・内容 - 保険会社との連携、協業パターン - モデル体制・業務フロー概要 - 構築時の注意点 - 標準化の仕方 (FAQ、スクリプト、チラシ) ○ロールプレイング ・成果を出すためのロールプレイング ①内容会員増強から共済提案につなげるポイントを学ぶ。実際に自所のツールを使って実践してみる。 ②会員増強からの共催提案ロールプレイング ③内容定期フォローから共済提案につなげるポイントを学ぶ。実際に自所のツールを使って実践してみる。 ④内容面談時における共済商品の説明ポイントを学ぶ。実際に自所のツールを使って実践してみる。 ⑤商品説明ロールプレイング ○情報交換会 ○共済・保険を積極的に取り組んでいる商工会議所の事例発表 ・新発田商工会議所 ・山口商工会議所
2月9日	ブロック別中小企業相談所長説明会 (東海ブロック)	51名	名古屋商工会議所 (愛知県名古屋市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成26年度補正予算案・平成27年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度(小規模事業者経営発達支援資金)について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン(概要)について ○主に経営指導員対象の平成27年度研修日程予定について ○事業継続計画(BCP)の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について

				○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
2 月 9 日 ～10 日	平成 26 年度商工 会議所 IT 活用研 修会	36 名	日本自動車会館 (東京都港区)	○1 日目 ・基調講演 「企業の稼ぐ力を強化する IT・データ利用の姿」 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用研究部 部長 坂下 哲也 氏 ・IT 経営の原点ここにあり！「稼ぐ力」を高める身 近なデータ活用 株式会社リックテレコム 「COMPASS」編集長 石原 由美子 氏 ・ネットショップで売る・利益を生む商品づくりに ついて ヤフー株式会社 社長室 社会貢献本部 ビジネスコンサルタント 小澤 富士男 氏 ・IT を利用した販路拡大に関するソリューションに ついて（各社説明） 各 IT ベンダ（日本電気株式会社、株式会社富士 通マーケティング、ニフティ株式会社、サイボウ ズ株式会社、株式会社リクルートライフスタイ ル、CEC、株式会社エルテス） ○2 日目 ・あなたの会社は IT 化していますか？ 株式会社ビーシーキューブ ビジネスプロデュース事業部 取締役本部長 福村 浩也 氏 ・中小企業向けはじめてのマイナンバーガイドライ ン 特定個人情報保護委員会事務局 総務課企画係長 高間 佑樹 氏 ・平成 27 年度中小企業に対する IT を活用した支援 策について
2 月 10 日	TOAS フォーラム	44 名	日本自動車会館 (東京都港区)	○基調講演 「基調講演：保有データ分析の基礎から学ぶ、TOAS を活用した会議所活動の強化について」 株式会社トゥモローズ 代表取締役 堀 明人 氏 ○TOAS 活用方法の紹介 「TOAS 共通検索機能による、柔軟なデータ抽出に ついて」 ○TOAS の最新動向 松本商工会議所 米窪 英人 氏 上原 勇 氏 松澤 剛志 氏 ○事前質問への会頭、TOASQA によくある質問の紹介 松本商工会議所 米窪 英人 氏

				上原 勇 氏 松澤 剛志 氏 ○分科会 自所における TOAS の活用方法や今後の戦略的活用等の意見交換、および質疑応答について
2 月 10 日	ブロック別中小企業相談所長説明会 (東北ブロック)	33 名	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
2 月 12 日	ブロック別中小企業相談所長説明会 (中国ブロック)	41 名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○中小企業・小規模事業者施策の動向と商工会議所の対応について ○平成 26 年度補正予算案・平成 27 年度当初予算案における中小企業予算について ○小規模事業者持続化補助金および経営計画作成支援セミナー・個別相談会について ○経営発達支援計画認定申請ガイドラインについて ○新貸付制度（小規模事業者経営発達支援資金）について ○商工会議所が取り組む消費税転嫁対策アクションプラン（概要）について ○主に経営指導員対象の平成 27 年度研修日程予定について ○事業継続計画（BCP）の取組強化について ○「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化について ○平成 27 年度税制改正のポイントについて ○地方創生・地域活性化施策について ○その他
2 月 12 日	特定原産地証明書 発給事務担当者研	9 名	神戸商工会議所 (兵庫県神戸市)	○第一部 ・経済産業省照会事例の説明について

	修会			・広義の生産者について ・法律第6条に係る通知義務について ・検認の流れおよび主なポイントについて ○第二部 ・FTA/EPA の状況
2月12日 ～13日	平成26年度地域 力活用新事業∞全 国展開プロジェクト 人材育成事業研 修会	44名	日商会議室A (東京都千代田区)	○「東京の小売店と商売をするというコト」 株式会社コンタン（日本百貨店）代表取締役 鈴木 正晴 氏 ○「全国展開∞事業を成功に導くためには～かん ぴょうプロジェクト&桑ミクスプロジェクト～」 小山商工会議所 理事 大関 幸秀 氏 「ものづくり安城から～世界初は世界一！異業種 連携で新製品開発～」 安城商工会議所 経営支援グループ 二村 康輝 氏 ○視察：マーチエキュート神田万世橋、日本百貨店 @2K540、日本百貨店しょくひんかん@CHABARA (ちゃばら) ○ワークショップ
2月13日	平成26年度中小 企業情報セキュリ ティセミナー 情報セキュリティ 対策10大脅威 コース	66名	広島商工会議所 (広島県広島市)	近年の重大な情報セキュリティにおける脅威の動 向と事例を紹介し、それぞれの技術的対策のポイン トについて
2月13日	平成26年度中小 企業情報セキュリ ティセミナー 情報セキュリティ 対策 マネジメン トコース 利用者 としての対策編	79名	広島商工会議所 (広島県広島市)	中小企業が入門レベルとして最初に取り組むべき 情報セキュリティ対策について
2月16日	会社のデータ徹底 活用セミナー	31名	札幌商工会議所 (北海道札幌市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
2月19日	会社のデータ徹底 活用セミナー	71名	横須賀商工会議所 (神奈川県横須賀 市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
2月19日	平成26年度中小 企業情報セキュリ ティセミナー 情報セキュリティ	28名	福山商工会議所 (広島県福山市)	中小企業が入門レベルとして最初に取り組むべき 情報セキュリティ対策について

	対策 マネジメン トコース 利用者 としての対策編			
2月19日	平成 26 年度中小 企業情報セキュリ ティセミナー ウェブサイトを安 全に運用するため のポイント～攻撃 者が狙ってくる箇 所とその対策方法 ～	25 名	福山商工会議所 (広島県福山市)	攻撃者から狙われやすいウェブサイトの箇所や運 用者が行うべき対策など、ウェブサイトを安全に運 用するためのポイントを 独立行政法人情報処理推進機構
2月26日	経理担当職員研修 会（各地域開催） 愛媛県（会計・税 務1日コース）	11 名	松山商工会館 (愛媛県松山市)	○商工会議所における会計実務について① ・商工会議所会計基準の解説 ・決算書作成におけるチェックポイント ○商工会議所における会計実務について② ・決算書作成ワーク ・各地商工会議所における事例研究 ○商工会議所における税務実務について①－消費 税 ・消費税の課税区分 ・特定収入 ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・本則課税制度（個別対応方式における商工会議所 事業別の課税仕入の区分方法等） ・ケーススタディ（8%と5%両方の税率が存在す る場合における消費税計算および申告書作成方 法） ○商工会議所における税務実務について②－法人 税、所得税 ・法人税（収益事業の範囲と区分経理等） ・所得税（源泉所得税、復興特別所得税） ○質疑応答、個別相談 ○商工会議所における税務実務について③－共済 制度 ・特定退職金共済制度特別会計の貸借対照表および 注記事項の作成方法 ・特定退職金共済制度および生命共済制度の税務処 理 ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹 底および各地商工会議所の事業活動事例の紹介、 日本商工会議所の取り組み等について ○質疑応答、個別相談
3月3日	会社のデータ徹底 活用セミナー	28 名	福島商工会議所 (福島県福島市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内

				○その他
3月4日	会社のデータ徹底活用セミナー	47名	広島商工会議所 (広島県広島市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
3月4日	公害健康被害補償業務担当者研修会	125名	経団連会館 (東京都千代田区)	○挨拶 環境再生保全機構 理事 蔵重 徹雄 氏 事務局 ○公害健康被害補償制度における平成 27 年度の賦課料率について 環境省総合環境政策局環境保健部企画課 賦課係長 竹内 裕之 氏 ○平成 27 年度徴収業務の実施について 環境再生保全機構 補償業務部業務課 調査役 磯田 宜子 氏 事務局 ○委託業務関連オンラインシステムについて 環境再生保全機構 補償業務部業務課 課長代理 天羽 良次 氏 ○平成 27 年度申告・納付指導について 環境再生保全機構 補償業務部調査管理課 渡嘉敷 航 氏 ○オンライン申告・FD 申告の手続きについて 環境再生保全機構 補償業務部業務課 岸 征之介 氏 ○機構のご案内 環境再生保全機構 総務部企画課 課長代理 小林 大 氏
3月6日	会社のデータ徹底活用セミナー	19名	神戸商工会議所 (兵庫県神戸市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
3月6日	ジョブ・カード制度推進事業業務連絡会議	120名	日本自動車会館 (東京都港区)	○ジョブ・カード制度推進事業の平成 26 年度の活動実績について ○平成 27 年度のジョブ・カード制度推進事業(ジョブ・カードの見直しを含む)について ○平成 26 年度の委託費を精算するための事務処理と報告書の作成要領について ○平成 26 年度のジョブ・カード制度推進会議報告について
3月10日	会社のデータ徹底活用セミナー	29名	町田商工会議所 (東京都町田市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他

3月18日	会社のデータ徹底活用セミナー	18名	柏商工会議所 (千葉県柏市)	○経営に役立つデータ活用のすすめ ○データ共有とどこでも仕事ができる環境が実現 ○Windows Server 2003 サポート終了の対策 ○具体的な導入移行案内 ○その他
3月25日	平成 26 年度中小企業情報セキュリティセミナー ウェブサイトを安全に運用するためのポイント～攻撃者が狙ってくる箇所とその対策方法～	53名	コンファレンススクエア エムプラス (東京都千代田区)	攻撃者から狙われやすいウェブサイトの箇所や運用者が行うべき対策など、ウェブサイトを安全に運用するためのポイントを。 独立行政法人情報処理推進機構

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4月1日～ 5月14日	第27回日経ニューオフィス賞	株式会社日本経済新聞社、一般社団法人ニューオフィス推進協議会	総
4月3日～ 9月25日	第11期チャイニーズ・マネジメント&マーケティング・スクール (CMMS)	日本香港協会全国連合会	国
4月7日	トニー・アボット オーストラリア首相閣下歓迎昼食会	日豪経済委員会	国
4月14日	中国天津西青経済技術開発セミナー	西青経済技術開発区管理委員会	国
4月17日～ 18日	第9回伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
4月19日～ 28日	第1回ブラジル・ドバイ最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
4月21日	マレーシア・ベトナム製造業投資環境セミナー	独立行政法人日本貿易振興機構・アセンダ社	国
4月21日	地域再生フォーラム in 大宮	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
4月22日	経済産業省委託「国際即戦力育成インターンシップ事業」	独立行政法人日本貿易振興機構	国
4月24日～ 26日	2014 日本ホビーショー	一般社団法人日本ホビー協会	事
5月3日～ 5日	第56回全日本こけしコンクール	宮城県、白石市、白石商工会議所	流
5月5日～ 11日	平成26年度第68回児童福祉週間	厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、一般財団法人こども未来財団	産二
5月14日～ 20日	第19回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
5月16日	特別試写会「ぼくたちの家族」	一般財団法人日本ファッション協会、アクサ生命保険株式会社	流
5月19日～ 23日	SelectUSA2014 ロードショー 対米投資セミナー	米国 SelectUSA、米国大使館	国
5月21日～ 23日	企業立地フェア 2014	一般社団法人日本経営協会	流
5月21日～ 23日	自治体総合フェア 2014	一般社団法人日本経営協会	流
5月23日	ICC 国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会	国
5月27日～ 30日	2014NEW 環境展	日報ビジネス株式会社	産二
5月28日～ 30日	ワイヤレスジャパン 2014	株式会社リックテレコム	情
6月1日～ 7月20日	2014 年全国あんざんコンクール	一般社団法人日本珠算連盟	事
6月1日～ 3月31日	第22回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2014	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事

6月2日	フォーラム「日本の産業を支えるエネルギー」	電気新聞・これからのエネルギー委員会	広
6月3日	平成26年度全国キャリア・就職ガイダンス	文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構	企
6月3日～ 9日	第40回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6月7日～ 8日	第10回伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
6月9日～ 13日	Interop Tokyo 2014	Interop Tokyo 2014 実行委員会	情
6月14日	共助社会づくりシンポジウム in 関西～阪神・淡路大震災から20年目を迎えて～	内閣府	流
6月20日	第26回司法シンポジウム・プレシンポジウム	日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	産一
6月20日	トルコ投資セミナー（医療セクター）	トルコ共和国首相府投資促進機関、独立行政法人日本貿易振興機構	国
6月20日～ 28日	第2回ロシア最新流通視察会	日本小売業協会	流
6月25日	IT実践フォーラムに対する当初の共催名義の使用	ITマネジメント・サポート共同組合	情
6月29日	第12回認定特定非営利活動法人おやじ日本全国大会	認定特定非営利活動法人おやじ日本	企
7月1日	第67回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7月1日～ 31日	蓄熱月間	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター	産二
7月1日～ 9月30日	第40回発明大賞表彰事業	公益財団法人日本発明振興協会、株式会社日刊工業新聞社	事
7月1日～ 1月21日	第5回キャリア教育アワード	経済産業省	企
7月1日～ 1月11日	第2回「創造力・無限大∞ 高校生ビジネスプラン・グランプリ」	株式会社日本政策金融公庫	企
7月3日～ 5日	第3回環境放射能除染研究発表会	一般社団法人環境放射能除染学会	産二
7月4日～ 6日	第64回湘南ひらつか七夕まつり七夕飾りコンクール	湘南ひらつか七夕まつり実行委員会	流
7月9日	常磐音楽舞踊学院50周年記念東京公演	常磐音楽舞踊学院50周年記念東京公演実行委員会	流
7月10日	平成26年ボランティアチェーンフォーラム	一般社団法人日本ボランティアチェーン協会	流
7月14日～ 20日	第1回スペイン&ロンドン最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
7月20日	そろばんグランプリジャパン2014	一般社団法人兵庫珠算連盟	事
7月22日	セミナー「アジア各国の移転価格税制と税務調査の実態と対策」	ビジネス会計人クラブ株式会社	産一

7月22日	中小企業IT経営力大賞倶楽部設立セミナー	一般社団法人クラウドサービス推進機構	情
7月22日	海外「おもてなし」人材を育てる悩みと秘訣～中小サービス業の海外展開事例セミナー～	一般財団法人海外産業人材育成協会	国
7月23日～ 24日	第34回全国高等学校IT・簿記選手権大会	学校法人立志舎	事
7月24日～ 25日	平成26年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県	流
7月27日	華商経済フォーラム	日本中華總商会	国
8月1日～ 9月30日	第6回日本語大賞	特定非営利活動法人日本語検定委員会	事
8月4日	ミャンマー投資セミナー	駐日ミャンマー連邦共和国大使館、国際機関日本アセアンセンター	国
8月5日～ 6日	学校の森・子どもサミット	認定NPO法人共存の森ネットワーク内学校の森・子どもサミット実行委員会	広
8月6日～ 7日	平成26年度販売士養成講習会等講師登録研修会	一般社団法人日本販売士協会	事
8月7日	「機械の日・機械週間」記念行事	一般社団法人日本機械学会	中
8月9日	全国花火名人選抜競技大会ふくろい遠州の花火2014	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8月20日	ESD実践モデル全国会議2014	「ESDの10年・世界の祭典」推進フォーラム	企
8月21日～ 22日	ESD10年・地球市民会議2014	文部科学省、日本ユネスコ国内委員会	企
8月22日	全国まちゼミサミット	株式会社全国商店街支援センター、岡崎まちゼミの会、岡崎商工会議所	流
8月22日～ 23日	ITC Conference 2014	特定非営利活動法人ITコーディネータ協会	情
8月24日～ 31日	Business Contest KING	学生シンクタンクWAAV Business Contest KING実行委員会	総
8月26日	第10回教育旅行シンポジウム	公益財団法人日本修学旅行協会	流
8月26日～ 28日	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル2014	UBM ジャパン株式会社、一般社団法人日本ジュエリー協会	流
8月27日	2014日本パッケージングコンテスト	公益社団法人日本包装技術協会	事
8月27日～ 9月6日	第16回欧州最新流通・物流システム視察会	日本小売業協会	流
9月1日～ 10月31日	第41回「屋外広告の日」キャンペーン	一般社団法人全日本屋外広告業団体連合会	産一
9月1日～ 11月10日	AIBA 認定貿易アドバイザー試験2014	一般社団法人貿易アドバイザー協会(AIBA)	国
9月3日～ 5日	第16回グルメ&ダイニングスタイルショー秋2014	株式会社ビジネスガイド社	流
9月3日～ 5日	第78回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2014	株式会社ビジネスガイド社	流

9月4日～ 11月11日	中小企業に関する全国一斉無料法律相談会及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中
9月7日～ 12日	第1回マレーシア ハラル視察ツアー	日本小売業協会	流
9月9日～ 12日	国際物流総合展 2014 LOGIS-TECH TOKYO 2014	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会、一般社団法人日本能率協会	流
9月13日～ 14日	2014 発明くふう展覧会	一宮商工会議所、一宮市教育委員会、江南市、稲沢市、稲沢商工会議所、江南商工会議所、一般社団法人愛知県発明協会	事
9月13日～ 15日	日本産業カウンセリング学会第19回大会	日本産業カウンセリング学会	産二
9月17日	Start-up Nation-イノベーションと起業で輝く国を目指して	公益社団法人日本イスラエル親善協会	国
9月17日～ 19日	IFPEX2014（第24回フルードパワー国際見本市）	一般社団法人日本フルードパワー工業会、株式会社日本工業新聞社	流
9月17日～ 19日	INTERMEASURE 2014（第26回国際計量計測展）	一般社団法人日本計量機器工業連合会	中
9月17日～ 2月25日	第18回環境コミュニケーション大賞	環境省、一般財団法人地球・人間環境フォーラム	産二
9月18日	自由経済モデル区、投資誘致及び産業連携説明会	台湾經濟部、台北駐日経済文化代表処	国
9月19日	農業参入フェア	農林水産省、全国農業会議所	企
9月20日	平成26年「勤労青少年の日」記念事業「若者を考えるつどい2014」	一般社団法人日本勤労青少年団体協議会、公益財団法人勤労青少年躍進会	産二
9月20日～ 21日	第22回ナマステ・インディア2014	インド大使館、ナマステ・インディア実行委員会、NPO 法人日印交流を盛り上げる会、インド政府観光局	国
9月22日～ 28日	第5回ベトナム・プノンペン最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
9月24日	トルコ投資セミナー	トルコ共和国首相府投資促進機関、中東協力センター、株式会社三菱東京UFJ銀行	国
9月24日～ 10月1日	環境衛生週間	環境省	産二
9月26日	2014年度産学連携ツーリズムセミナー	公益社団法人日本観光振興協会	流
9月26日～ 1月23日	第18回全国きものデザインコンクール	全国染織連合会	流
9月28日	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
10月1日～ 2月28日	社会人基礎力育成グランプリ2015	社会人基礎力協議会	企
10月2日～ 3日	第28回東京ビジネス・サミット2014	「第28回東京ビジネス・サミット2014」実行委員会	中

10月2日～ 4日	Techno-Ocean 2014	テクノオーシャン・ネットワーク	国
10月3日	消費者志向経営・コンプライアンス経営シンポジウム	消費者庁	企
10月3日～ 2月12日	消費者志向経営・コンプライアンス経営シンポジウム	消費者庁消費者制度課	総
10月7日～ 10日	2014 東京国際包装展 (TOKYO PACK 2014)	公益社団法人日本包装技術協会	事
10月7日～ 11日	CEATEC JAPAN (シーテックジャパン) 2014	CEATEC JAPAN 実施協議会	産 一
10月9日	ルクセンブルク経済セミナー・商談会	ルクセンブルク経済省、ルクセンブルク商業会議所、在日ルクセンブルク大公国大使館、ルクセンブルク経済省貿易投資事務所 (東京)	国
10月9日、27日	新事業承継税制本格施行直前研修会	ビジネス会計人クラブ株式会社	産 一
10月11日～ 20日	平成26年全国地域安全運動	公益財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁、都道府県警察	流
10月13日～ 19日	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	流
10月13日～ 14日	第11回伊勢神宮外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
10月14日	第1回中小企業向けの日越ビジネスフォーラム	一般社団法人在日ベトナム経営者協会	国
10月14日	第1回中小企業向けの日越ビジネスプラットフォーム	一般社団法人在日ベトナム経営者協会	国
10月14日～ 15日	標準化と品質管理全国大会 2014	一般財団法人日本規格協会	事
10月14日～ 16日	東京丸の内 福島輪島物産展	輪島商工会議所	流
10月15日～ 17日	危機管理産業展 2014	株式会社東京ビックサイト	総
10月16日	クリエイティブ・オフィス・セミナー2014 秋	一般社団法人ニューオフィス推進協会	総
10月16日	第63回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
10月16日	国際仲裁における実用ガイド	Singapore International Arbitration Centre	国
10月16日～ 17日	2014 大阪・泉州テキスタイル・ファッション・コンシエルジュ展	大阪繊維産地活性化ネットワーク協議会	流
10月16日～ 18日	諏訪圏工業メッセ 2014	諏訪圏工業メッセ 2014 実行委員会	流

10月17日～ 2月20日	留学生、日本学生、企業のためのASEAN諸国への進出情報セミナー	特定非営利活動法人国際教育文化交流協会	国
10月18日	全国高等学校簿記競技大会	城西国際大学経営情報学部	事
10月18日～ 19日	スポーツオブハート2014	一般社団法人スポーツオブハート	総
10月18日～ 19日	ミャンマー祭り2014	ミャンマー祭り実行委員会、NPO法人メコン総合研究所、駐日ミャンマー大使館、公益財団法人浄土宗ともいき財団	国
10月20日～ 2月13日	平成26年度中小企業に向けた情報セキュリティ普及啓発業務「指導者育成セミナー」	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会	情
10月21日	ふるさと大使全国大会2014	全国ふるさと大使連絡会議	流
10月21日	ドバイ・エアポート・フリーゾーンセミナー「ドバイ・エアポート・フリーゾーンの魅力」	ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁	国
10月22日～ 24日	第55回海外日系人大会	公益財団法人海外日系人協会	国
10月22日～ 1月18日	国際漆展・石川2014	国際漆展・石川開催委員会	流
10月23日	愛知県産業立地セミナー2014 IN 東京	愛知県、名古屋商工会議所、愛知県産業立地推進協議会、愛知・名古屋国際ビジネスアクセスセンター（I-BAC）	流
10月24日～ 25日	上田地域産業展2014	上田地域産業展運営委員会	流
10月28日	平成26年度中小企業経営診断シンポジウム	一般社団法人中小企業診断協会	中
10月28日	企業経営と女性活躍推進を考えるフォーラム	女性の活躍推進協議会、厚生労働省	産二
10月28日～ 11月3日	第41回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
10月29日	東日本大震災復興支援報告会	宮城県商工会議所連合会	中
10月30日～ 31日	全国産業観光フォーラム in 秋田・こさか	全国産業観光フォーラム in 秋田・こさか実行委員会	流
11月1日～ 2日	第13回ドリーム夜さ来い祭り	一般財団法人ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団	流
11月1日～ 23日	第56回日本民芸公募展	一般財団法人日本工芸館	流
11月1日～ 12月20日	2014年全国そろばんコンクール	一般社団法人日本珠算連盟、各地珠算連盟	事
11月2日～ 8日	第6回米国物流センター・商業施設視察会	日本小売業協会	流
11月4日～ 2月13日	経営者保証ガイドラインセミナー・個別相談会	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中

11月5日～ 7日	2014 特許・情報フェア&コンファレンス	一般社団法人発明推進協会、一般財団法人日本特許情報機構、株式会社日本工業新聞社、株式会社産業経済新聞社	中
11月6日～ 7日	第2回世界5Sサミット2014 足利	世界5Sサミット実行委員会、足利5S学校、足利商工会議所	総
11月7日	2014 全日本洋装技能コンクール	一般社団法人日本洋装協会、公益社団法人全日本洋裁技能協会	事
11月8日	第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	産二
11月8日 ～9日	食と農林漁業の祭典 第5回ファーマーズ&キッズフェスタ2014～農業と子供の元気が日本を元気にする～	ファーマーズ&キッズフェスタ実行委員会	流
11月8日 ～9日	第12回伊勢神宮 外宮奉納市	伊勢商工会議所	流
11月10日	きものサミット IN 東京	きものサミット IN 東京開催委員会	流
11月10日	地域再生フォーラム in つくば	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
11月11日～ 12日	地方銀行フードセレクション2014	地方銀行フードセレクション実行委員会	流
11月11日、 13日	第10回日独産業フォーラム2014	ドイツ貿易・投資振興機関	国
11月12日	チェコ共和国投資セミナー	チェコインベスト、チェコ共和国産業貿易省	国
11月12日～ 14日	e-Learning Awards2014 フォーラム	株式会社フジサンケイビジネスアイ（日本工業新聞社）	中
11月12日～ 18日	第50回経団連洋上研修	一般社団法人経団連事業サービス	総
11月13日	第6回グローバルリテイル&IT リーダーシップフォーラム2014	日本小売業協会	流
11月17日～ 23日	第4回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11月19日～ 21日	第10回中小企業総合展 東京2014	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
11月15日～ 16日	Japan Festival in Vietnam	Japan Festival in Vietnam 実行委員会	国
11月18日～ 1月9日	環境人材育成に関する先進企業等表彰制度（環境人づくり企業大賞2014）	環境省、環境人材育成コンソーシアム（EcoLead）	産二
11月19日	第6回日本・インド有識者フォーラム	株式会社富士通総研、NP0 法人日印パートナーシップフォーラム	国
11月19日	Urara:kai（うらら会）シンポジウム	一般財団法人日本ファッション協会 Urara:kai	流
11月20日～ 21日	第52回全日本包装技術研究大会	公益社団法人日本包装技術協会	事

11月21日	2014年度フレッシュヤーズ産業論文コンクール（第37回）	株式会社日刊工業新聞社	中
11月21日	MCPC モバイルソリューションフェア 2014	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム	情
11月26日	キャリア支援企業表彰 2014 厚生労働大臣表彰・発表会	中央職業能力開発協会	産二
11月26日～ 28日	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	一般社団法人日本家具産業振興会、株式会社メサゴ・メッセフランクフルト	国
11月29日	平成26年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	公益財団法人あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、日本放送協会	流
11月29日～ 30日	平成26年度消費生活アドバイザー試験	一般財団法人日本産業協会	事
11月29日～ 30日	日本ベンチャー学会 第17回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11月30日	二十代珠算名人位決定戦	一般社団法人日本珠算連盟	事
12月1日	第2回シンポジウム「キャリア権を考える～人材マネジメントとキャリア開発」	NPO 法人キャリア権推進ネットワーク	産二
12月1日	ベトナム・メコンデルタ投資セミナー	ベトナム計画投資省	国
12月4日	平成26年度 事業継承／知的資産経営フォーラム	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
12月5日	「地域支援プロジェクト～創生する未来～」発足座談会	一般社団法人クラウドサービス推進機構	情
12月7日	安城元気フェスタ 2014	安城元気フェスタ実行委員会	流
12月10日	2014 ベトナム南部ビンズン省投資セミナー	ビンズン省人民委員会	国
12月11日～ 12日	ものコン。～安城ものづくりコンベンション 2014～	安城商工会議所	流
12月11日～ 12日	オートカラーアワード 2015	一般社団法人日本流行色協会	流
12月11日～ 13日	エコプロダクツ 2014	一般社団法人産業環境管理協会 株式会社日本経済新聞社	産二
12月11日～ 13日	eco japan cup 2014	エコジャパン官民連携協働推進協議会	産二
12月15日～ 16日	第9回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	産二
12月16日	第2回「林業復活・森林再生を推進する国民会議」	林業復活・森林再生を推進する国民会議	総
12月19日～ 1月7日	平成26年度全国伝統的工芸品公募展	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	流
1月8日	2015年新年賀詞交歓会	一般財団法人日中経済協会、日本国際貿易促進協会	国
1月9日～ 10日	第1回クールジャパン in さいたまスーパーアリーナ	さいたま商工会議所	流
1月13日	2015年・第66回全国カレンダー展	一般社団法人日本印刷産業連合会、株式会社日本印刷新聞社	事

1月13日	第55回全国カタログ・ポスター展	一般社団法人日本印刷産業連合会	事
1月14日～ 20日	第20回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1月21日	平成26年度キャリア教育推進連携シンポジウム	経済産業省、文部科学省、厚生労働省	企
1月21日～ 23日	第39回日本ショッピングセンター全国大会	一般社団法人日本ショッピングセンター協会	流
1月22日	食の6次産業化プロデューサーキャリア段位制度「食Pro.シンポジウム2015」	一般社団法人食農共創プロデューサーズ	流
1月26日～ 27日	グローバル知財戦略フォーラム2015	特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館	産一
1月30日	第7回トップセミナー	公益財団法人計算科学振興財団	総
2月4日～ 6日	ジャパン・テキスタイル・コンテスト2014	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	流
2月4日～ 6日	第17回グルメ&ダイニングスタイルショー春2015	株式会社ビジネスガイド社	流
2月4日～ 6日	第79回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2015	株式会社ビジネスガイド社	流
2月4日～ 6日	流通大会2015	公益財団法人流通経済研究所	流
2月6日	日中経済交流会	中国国際貿易促進委員会、一般財団法人日中経済協会	国
2月10日	WTC 午餐会	一般社団法人世界貿易センター東京	国
2月15日	全日本製造業世界コマ大戦2015	全日本製造業世界コマ大戦世界大会実行委員会（特定非営利活動団体全日本製造業コマ大戦協会）	総
2月17日	JVA2015（Japan Venture Awards2015）	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
2月17日～ 20日	第36回フード・ケータリングショー	公益社団法人日本給食サービス協会、一般社団法人日本弁当サービス協会、公益社団法人日本メディカル給食協会、一般社団法人日本能率協会	流
2月17日～ 20日	第15回厨房設備機器展	一般社団法人日本厨房工業会、一般社団法人日本能率協会	流
2月17日～ 26日	第48回なるほど展	一般社団法人婦人発明家協会	事
2月19日～ 20日	第9回もうかりメッセ東大阪 in 東京	もうかりメッセ東大阪 in 東京実行委員会	流
2月19日～ 24日	伝統的工芸品展 WAZA2015	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	流
2月21日	国際高等研究所 創設 30 周年記念 フォーラム 第3回 フォーラム 「持続可能社会の構築と化学」	公益財団法人国際高等研究所	総
2月23日	第6回明日のビジネスを担う女性たちの全国交流会 in 東京	公益財団法人21世紀職業財団	産二

2月23日	平成26年度消防庁消防団等表彰及び消防団協力事業所表示証交付式	消防庁	企
2月26日	中小企業支援フォーラム	日本行政書士会連合会、東京都行政書士会	中
2月26日	「社会人基礎力育成グランプリ2015」	社会人基礎力協議会	企
2月26日～ 28日	第14回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2月27日	トルコ投資セミナー	トルコ共和国首相府投資促進機関、中東協力センター、株式会社三菱東京UFJ銀行	国
3月3日	第3回 スポーツ振興賞	公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会	流
3月3日	第25回流通交流フォーラム	日本小売業協会、株式会社日本経済新聞社	流
3月3日	子ども・子育て支援新制度シンポジウム	内閣府、文部科学省、厚生労働省	産二
3月3日～ 4日	平成26年度 NICT Entrepreneurs' Challenge 2days	独立行政法人情報通信研究機構	情
3月3日～ 6日	リテールテック JAPAN 2015（第31回流通情報システム総合展）	株式会社日本経済新聞社	流
3月3日～ 6日	SECURITY SHOW2015	株式会社日本経済新聞社	流
3月3日～ 6日	JAPAN SHOP 2015（第44回店舗総合見本市）	株式会社日本経済新聞社	流
3月3日～ 6日	ライティング・フェア2015（第12回国際照明総合展）	株式会社日本経済新聞社	流
3月4日	第19回ふるさとイベント大賞	一般財団法人地域活性化センター	流
3月4日	平成26年度地域再生実践フォーラム	一般財団法人地域活性化センター	流
3月4日	日本クリエイション大賞2014	一般財団法人日本ファッション協会	流
3月4日～ 6日	フランチャイズ・ショー2015	株式会社日本経済新聞社	流
3月5日	ラオスセミナー	国際機関日本アセアンセンター、駐日ラオス人民民主主義共和国大使館	国
3月6日	第11回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）全国大会	株式会社日刊工業新聞社	広
3月8日～ 14日	第2回ミャンマーインドネシア最新流通視察会	日本小売業協会	流
3月13日	「データサイエンス・オンライン講座」開講記念講演会	総務省統計局	事
3月16日	第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラム 仙台商工会議所主催講演会	仙台商工会議所	総
3月16日	インド インフラストラクチャーセミナー	在日インド大使館	国
3月16日～ 21日	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	流
3月18日	消費者志向経営セミナー	消費者庁	企

3月18日	反社会的勢力対策セミナー	公益財団法人公共政策調査会、北九州市暴力追放運動推進会議、北九州商工会議所、福岡県警察本部、全国暴力追放運動推進センター	総
3月24日～ 29日	第3回アクサレディスゴルフトーナメント in Miyazaki	株式会社テレビ宮崎	総
3月25日～ 30日	第1回米国オムニチャネル視察ツアー	日本小売業協会	流
3月27日	平成26年度ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール	新潟県燕市物産見本市協会、燕市、燕商工会議所、日本金属洋食器工業組合、日本金属ハウスウェア工業組合	流
3月30日	フィリピン投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター、駐日フィリピン共和国大使館	国
平成26年度	エコドライバープロジェクト	環境省	産 二
平成26年度	平成26年度赤十字法人社資（赤十字事業資金）	日本赤十字社	総
平成26年度	警察協会の平成26年度救済援護等事業資金の拠出	公益財団法人警察協会	総
平成26年度	平成26年度の皇居参賀日の丸奉祝	一般社団法人国旗協会	総
平成26年度	日本人学生等の海外留学の促進	文部科学省	国
平成26年度	平成26年度各地珠算競技大会	各地会議所および商工会議所連合会など	事
平成26年度	平成26年度日本珠算連盟主催の各種検定試験	日本珠算連盟	事
平成26年度	平成26年度「身近な子育て応援活動」推進事業	一般財団法人こども未来財団	産 二
平成26年度	企業によるESD宣言	認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議（ESD-J）	産 二
平成26年度	工芸都市高岡2014クラフトコンペティション	工芸都市高岡クラフトコンペ実行委員会	流

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

平成 25 年度は、最優先課題に据えた「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援」のほか、「現場に立脚した政策提言活動による日本再生の実現」「グローバル化への対応と生産性向上への支援」「中小企業の成長の支援と経営力の強化支援」「活力あふれる地域社会創造への取り組み支援」「エネルギー・地球環境問題への対応」「『商工会議所イノベーション』による組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

また、11 月に三村会頭が就任し、平成 26 年 3 月には、新体制のもと、長期のデフレマインドから脱却し、持続的成長への移行を確実にする重要な時期であるという認識から、平成 26 年から 28 年度までの活動指針「第 29 期行動計画」を策定した。

平成 26 年度は、「新たな日本再出発の礎を築く～絶えざる進化によりさらなる飛躍を～」をテーマに掲げ、「復興の加速化と福島再生の早期実現」のほか、「デフレマインド脱却と成長経済を目指した政策提言活動を展開」「新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援」「地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進」「企業の海外展開への対応強化」「地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援」「『現場主義』『双方向主義』による商工会議所活動の推進」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

東日本大震災から 4 年の歳月が経過した。被災地では、被災地自らの努力はもとより、国内外からの支援により、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、被害規模や自治体の取組状況等により、地域によって復旧・復興の進捗に差が生じている。

また、震災後、いち早く事業再開を果たした事業者が、土地のかさ上げや土地区画整理事業の進展に伴い、移転を余儀なくされるなど、当初は想定していなかった問題も発生している。

こうした実情を踏まえ、「集中復興期間 5 年」という枠にとらわれることなく、被災地が求める支援を継続していくとともに、特に、被災地に重くのしかかる風評と風化の二つの「風」の払拭に向け、観光業や農林水産業等をはじめ、喪失した販路の回復・開拓や売り上げの増加につながる支援を継続・強化していくことが必要である。

日本経済は、政府の経済政策の効果により、デフレからの脱却の兆しをみせつつあるものの、中小企業や地方経済は、円安やエネルギーコストの上昇に伴うコストアップによる収益圧迫が続いており、消費税率の引き上げによる消費低迷も相まって、足元の景況感は力強さを欠いている。

わが国がデフレ脱却を確実にし、持続的な経済成長を実現するためには、潜在成長率を引き上げる成長戦略の実行が不可欠であり、その担い手である民間企業の生産性向上を図るべく、政府に対し、地域や中小企業が取り組む「観光産業の振興」「強い農林水産業づくり」「サービス業の生産性向上」「雇用促進と労働力不足対策」等の分野において、イノベーションや新市場創出につながる規制・制度改革を一層促進するよう求めている。

また、わが国の持続的な成長に向け最も重要な課題は、疲弊した「地方の創生」である。地方の疲弊と人口減少は表裏一体であることから、従来の価値観に捉われない抜本的な人口減少対策に取り組むとともに、地域再生につながる連携（農商工連携、産学官金連携、地域間連携等）を強力に推進し、地域

の強みである資源を最大限に活用した「地域の付加価値創造」と、地域経済を支えイノベーションの源泉となる「中小・中堅企業の活力強化」を実現していかなければならない。

当所は、全国の商工会議所や会員企業のネットワーク力を最大限に活かし、「現場主義」と「双方向主義」の徹底のもと、いかなる困難にも果敢に取り組み、「国民や企業から信頼され、期待される商工会議所」を目指して、以下の諸事業を強力に推進していく。

○平成 27 年度事業活動項目

1. 復興の加速化と福島再生の早期実現
2. デフレ脱却と地方創生を目指した政策提言活動を再開
3. 新たな挑戦を行う中小企業をワンストップ・ハンズオンで支援
4. 地域の資源を徹底活用した地域力の再生・成長の促進
5. 企業の海外展開への対応強化
6. 地域・企業における少子化への対応や若者・女性の活躍を支援
7. ネットワークを最大限に活用した「現場主義」「双方向主義」による商工会議所活動の推進

Ⅲ 関係団体等

1. 一般財団法人全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（日本商工会議所専務理事）
専務理事 久貝 卓（日本商工会議所常務理事）
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階 TEL (03) 3518-0181
職員数 2 名 基本財産 700 万円（当所出捐額 50 万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本制度は、平成 16 年度にキャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10 年国債 5 年平均利回り＝に連動する）の枠組みを導入以来、「予定利率 1.5%」「指標利率（上限）1.2%」「掛金率 68%（1000 分の 68）」で実施されてきたが、本年度は制度規約第 15 条の 2「指標利率は過去 5 年間に発行された 10 年もの国債の応募者利回りの平均値」に則り、指標利率については初めて上限の 1.2%から 0.1%引き下げられ、1.1%で運営された。
- ② 年金資産の運用については、「バランス型」（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統的 4 資産で構成）かつ「低リスク」を基本方針とし、信託銀行（1 社）と投資顧問会社（1 社）への委託により行っている。昨年度に引き続き、本年度も日本銀行の金融緩和措置などにより円安・株高傾向が続いたことから、4 資産全体の運用結果は予定利率を大きく上回るものとなった。
- ③ 年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関（信託銀行 1 社と投資顧問会社 1 社の計 2 社）のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ④ 本制度の新規加入者は 164 名、退職者は 225 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 205 カ所 3,213 名となった。また、本年度末基金現在高（時価総額）は、191 億 77 百万円となった。
- ⑤ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベース 207 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 108 名）に対して 12 億 92 百万円であった。一方、年金給付は 460 名（退職年金 453 名・遺族年金 7 名）に対して 3 億 89 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 246 カ所 4,257 名、死亡・高度障害保険金給付額は 4 件 700 万円で、掛金額の 55.3%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 340 カ所 3,012 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 11 件 3,920 万円で、掛金額の 25.7%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品」と「住宅内生活用動産」の補償も付加されている。所得補償保険については、最長 2 年間補償する短期型と、最長 60 歳になるまで補償する長期型の 2 種類がある。なお、傷害保険の加入商工会議所は 68 カ所 506 名、支払保険金は 8 件 48 万円。所得補償保険（短期型・長期型）の加入商工会議所は 11 カ所 23 名、支払保険金は 1 件 18 万円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成 4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療

保険)と終身Ⅱ型(終身医療保険)があり、80歳型の加入商工会議所は149カ所349名、支払保険金は43件464万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は26カ所32名、支払保険金は11件115万円であった(終身Ⅱ型は平成22年6月をもって新規募集を終了)。

⑤ 休業補償プラン(平成11年9月実施)の加入商工会議所は23カ所57名、給付は1件9万円であった。

⑥ 福利厚生施設(宿泊施設)については、「豊友倶楽部(メンテルス大塚・メンテルス巣鴨)」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員436名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館」「お茶の水ホテルジュラク」「ホテルヴィンテージ新宿」と契約し、各地商工会議所役職員の利用に供した。

(3) 教養の向上に関する事業等

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、広く一般の教養の向上を目的として、FP(ファイナンシャル・プランナー)による身近な生活設計に関するアドバイス、中小企業経営者向けの平易な企業年金に関する解説のほか、経済・景気情報等の提供を行った。

(ホームページURL <http://kyosaikai.jcci.or.jp/>)

(4) 債権・債務状況

日本商工会議所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 一般社団法人日本珠算連盟

理 事 長 森田 悦男
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
 TEL (03) 3518-0188 (代)
事務局員数 4 名

(1) 組 織

単位連盟会員 258 団体、その会員は 4,028 名、特別会員 8 団体、都道府県代表会員 40 団体、賛助会員 21 社。

役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 9 名、監事 2 名、職員 3 名。

※ 4 月 1 日付で一般社団法人に移行。

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

- 珠算能力検定試験（1 級－3 級 1,230 カ所 128,458 名）
＜当所からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（4 級－6 級 1,222 カ所 50,240 名）
＜当所からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（準 1・準 2・準 3 級 388 カ所 6,392 名 平成 26 年度新設）
- 珠算能力検定試験（7 級－10 級 886 カ所 30,410 名）
- 暗算検定試験（1 級－6 級 959 カ所 68,507 名）
- 暗算検定試験（準 1・準 2・準 3 級 239 カ所 4,749 名 平成 26 年度新設）
- 暗算検定試験（7 級－10 級 421 カ所 3,175 名）
- 段位認定試験（準初段－十段 625 カ所 19,847 名）
- 読上算検定試験（1 級－10 級 21 カ所 3,430 名）
- 読上暗算検定試験（1 級－10 級 21 カ所 2,477 名）

② 競 技 大 会 等

- そろばんグランプリジャパン 2014 参加者 315 名（ジュニア部門 135 名、スクール部門 108 名、シニア部門 72 名）（7/20 於：兵庫県神戸市「兵庫県立文化体育館」）
- 2014 年全国あんざんコンクール 133 団体 16,698 名
- 2014 年全国そろばんコンクール 151 団体 18,317 名
- 各地珠算競技大会の支援・後援 149 カ所、賞状 783 枚、メダル 832 個

③ 珠算指導者講習会

- ＜基 礎＞ 8 カ所 473 名 ＜低学年＞ 9 カ所 324 名 ＜応 用＞ 5 カ所 609 名
- ＜暗 算＞ 2 カ所 125 名 計 24 カ所 1,531 名

④ 研修会等

- 珠算セミナー
参加者 142 名（8 月 31 日、於：広島県広島市「YMCA 国際文化センター」）

○珠算セミナー

参加者 103 名（11 月 3 日、於：石川県金沢市「金沢商工会議所」）

○珠算指導者講習会

参加者 88 名（6 月 14 日～15 日 於：滋賀県大津市「琵琶湖グランドホテル」）

⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 39 名（8 月 2 日～4 日 於：東京都港区「チサンホテル浜松町」）

⑥ 優良生徒表彰 142 団体／賞状 4,552 枚、メダル 1,787 個

⑦ PR チラシ（第 35 号）22 万枚

⑧ 刊 行 物 「日本珠算」（年 6 回発行）第 642 号～第 647 号

3. 一般社団法人日本販売士協会

会 長 大島 博
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL (03) 3518-0190

(1) 会員の状況

正会員 27 団体、特別会員 115 団体、賛助会員（登録講師 694 名、個人 8 名、法人 2 社）

(2) 事業の概要

① 販売士制度の普及振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような PR 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 8 回表彰式を実施した。

○販売士検定試験リーフレットの作成・配布（17,000 部）

○“販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進

○優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 2 件

○通信教育講座の開講

・2 級更新 3,362 名 ・3 級更新 3,204 名 ・2 級養成 129 名 ・3 級養成 81 名

② 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

○地区別販売士協会運営懇談会の開催

地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 2 カ所（北海道函館市、福島県郡山市）において運営懇談会を開催した。

○流通・接客セミナーの開催のための協力・支援

小売・流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 11 カ所）

○販売士協会の設立および運営に関する指導・協力

○各地販売士協会事業に対する後援

○販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 36 カ所）

③ 講習会等講師の養成とスキルアップ支援事業の実施

○講師登録研修会の開催

「平成 26 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を 8 月 6 日（水）・8 月 7 日（木）、東京都品川区で開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 54 名が参加した。

○登録講師研修会等の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、「登録講師向け 2・3 級販売士育成講習会」（15 名参加）を 8 月 7 日（木）に東京都品川区で、また、「登録講師向け 2 級販売士育成講習会（2 級販売士ハンドブック「改訂版」のポイント）」を東京都品川区（14 名参加）および大阪府大阪市（15 名参加）で開催した。また、平成 27 年 3 月 12 日（木）、東京都品川区で販売士セミナー（登録講師等研修会）（30 名参加）を開催した。

○最新流通（商業施設・物流施設）視察会の実施

10月10日（金）に京都地区最新流通視察会（15名参加）、平成27年2月6日（金）に岡山地区最新流通視察会（30名参加）、平成27年3月5日（木）に仙台地区物流施設視察会（33名参加）を実施した。

④ 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を8月7日（木）に東京都品川区で開催し、10名が参加した。

⑤ 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページ、メールマガジン等による情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。また、販売士制度の認知度向上を図り、リテールマーケティング（販売士）検定試験の受験者増に資するため、同制度を紹介する映像を制作した。

4. 全国観光土産品連盟

会 長 山本 泰人（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 久貝 卓（日本商工会議所常務理事） 他 8 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6 階
TEL (03) 3518-0193
職 員 数 2 名

(1) 第 55 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 10 月 31 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商會頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 595 社より 1,269 点（菓子 429 点、食品 714 点、民芸品 126 点）。入賞品の表彰式は平成 27 年 2 月 6 日、LEVEL XXI 東京會館で開催した。

＜大臣賞入賞作品＞

菓子の部＜厚生労働大臣賞＞神戸六景ミニゴーフル

食品の部＜農林水産大臣賞＞三陸海の幸 牡蠣セット

民芸の部＜国土交通大臣賞＞陰陽の和ろうそく

工芸の部＜経済産業大臣賞＞越前薄作り極め盃「匠」

他に当所会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と当所会頭ならびに全観連会長努力賞が部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」への参加

9 月 26 日から 28 日に公益社団法人日本観光振興協会／一般社団法人日本旅行業協会主催の「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」が東京ビックサイトで開催され、第 54 回審査会入賞品を展示 PR した。

(3) 観光土産品等事業者セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により、観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 24 日、香川県・高松商工会議所会館にて開催、講演テーマ「JAS 法に基づく食品表示について」（農林水産省中四国農政局高松地域センター消費・安全グループ表示・規格チーム総括表示・規格指導官 小池浩二氏）。② 6 月 27 日、千葉県・三井ガーデンホテル千葉にて開催、講演テーマ「地域ブランドの創出・育成による魅力アップと地域活性化～千葉県の現状・課題と発展方向～」(株式会社ちばぎん総合研究所受託調査部長 小松孝之氏)。③ 7 月 8 日、京都府・ANA クラウンプラザホテル京都にて開催、講演テーマ「日本から世界へ ～ユニバーサルな考え方～」(株式会社 BERTRAND 代表取締役 ベルトラン・トマ氏)。④ 8 月 20 日、富山県・富山県農協会館にて開催、講演テーマ「～まだ間に合う！北陸新幹線開業にむけて～富山県を元気にする商品の開発・ネーミング等のノウハウとは！」(特許業務法人朝日特許事務所所長 川崎研二氏／株式会社ヒス・ハイ・コンセプト代表取締役 田中清美氏)。⑤ 10 月 7 日、沖縄県・那覇商工会議所にて開催、講演テーマ「食品表示検定試験対策セミナー（中級）」(マトハヤ・フーズコンタクト株式会社代表取締役 的早剛由氏)。⑥ 11 月 17 日、石川県・石川県地場産業振興センターにて開催、講演テーマ「食品表示のルール～思わぬトラブルを防ぐために」(弁護士 二木克明氏)。⑦ 11 月 26 日、熊本県・熊本商工会議所にて開

催、講演テーマ「自社ブランドの「彩」確認講座～カラーコーディネート～」(シーズカラー代表 佐藤智恵氏)。⑧ 1 月 28 日、兵庫県・神戸東急インにて開催、講演テーマ(1)「不当景品類及び不当表示防止法等の改正」(兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター表示適正化指導調査員 座間丈子氏)、(2)「外国人旅行者等への消費税免税制度の改正」(国土交通省近畿運輸局企画観光部計画調整官 小島隆夫氏)。⑨ 3 月 10 日、山梨県・甲府商工会議所にて開催、講演テーマ「繁盛店を生み出す販促方法とは？」(株式会社生産者直売のれん会代表取締役社長 黒川健太氏)。

(4) 第 25 回全国観光土産品連盟会長表彰

群馬県沼田市高橋場町 1885-10

株式会社 坂井養蜂場 代表取締役社長 近藤義浩氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 60、61 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 55 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

5. 一般社団法人日本商事仲裁協会

理事長 横川 浩

事務局 東京都千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階 TEL (03) 5280-5200

職員数 19名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁

- 1) 仲裁事件：平成26年度に取り扱った件数は、継続的売買・物品売買・ライセンス契約・建設請負等に関する紛争について、新規申立て14件、前年度からの継続29件の合計43件であった。そのうち12件について仲裁判断が出され、5件は取下げにより終了した。この結果、次年度への継続事件は26件となった。
- 2) 協力協定の締結：平成27年2月5日に、上海国際経済貿易仲裁委員会（上海国際仲裁センター）とADR（裁判外紛争解決手続）推進のために両機関が相互に協力することを約した協力協定を締結した。本協会が外国のADR機関と締結した協力協定の累計は48となった。

② 調停

- 1) 国内商事調停規則に基づく調停事件の申立て：申立て事件なし。
- 2) 国際商事調停規則に基づく調停事件の申立て：申立て事件なし。

③ 斡旋

本年度受理した事件は、なし。

(2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や商事仲裁等に関するものは、東京、大阪及び神戸の3事務所で242件であった。
- ② 法律相談：渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京、大阪及び名古屋の各事務所で毎月開催し、その相談件数は合計27件であった。また、東京及び大阪の2事務所において開催している中国専門法律相談の件数は合計で11件であった。一方、東京及び大阪の各事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は3件であった。

(3) 調査研究および普及活動

① 調査研究等

国内外の商事仲裁および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を行った。一方、名古屋事務所では、「国際取引研究会」を6回開催、製造委託契約を成功裏に導くための国際法務上の留意点等をテーマに、メンバー相互による調査・研究を行った。

② 普及活動

○国際商事仲裁・調停推進事業：(a) 当協会単独または他機関との共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及と当協会利用促進を図るため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。

(b) 各地商工会議所をはじめ関係機関に対する仲裁・調停制度の普及に向けて説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。(c) 仲裁の有用性についての学生及び社会一般の認知度高揚と仲裁専門家の育成のため、学生対抗の第8回模擬国際仲裁日本大会（主催：国際商取引学会、協賛：当協会他）が神戸大学で開催され、当協会理事大貫雅晴が仲裁人として参加した。

○国内 ADR 推進事業：ADR 法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争処理の未然防止や ADR を含む紛争解決制度の概要等を広く PR するため、事業パンフレット等を関係機関に送付するとともに、各地商工会議所他関係機関等主催の説明会・講習会・セミナー等に役職員を派遣するなどの普及活動を行った。一方、東京商工会議所の協力を得て、中小企業相談センター窓口専門相談の中で、毎月 1 回弁護士による ADR 相談を含む「仲裁に関する法律相談」を実施、41 件の相談を受けた。また、経済産業省から委託を受けて作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」（DVD）の貸し出しなどを通じ、その普及に努めた。併せて、ADR 関係諸機関との連携・協力を図った。

○広報活動：月刊機関誌「JCA ジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第 32 号・33 号」の発行のほか、ホームページを通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。

○講習会等の開催：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、商事紛争・取引契約・その他各国地域の仲裁事情等をテーマに計 18 回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、平成 26 年度は、対前年度比で約 1 % 増（85 件増）の 7,968 件であった。また、日本発給の ATA カルネ通用国・地域は、バーレーン（6 月）が加わったため、加盟国は 74 の国／地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、当協会発行の月刊誌「JCA ジャーナル」にカルネの広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行の「会議所ニュース」・「石垣」にカルネ広告を継続して掲載したほか、大阪商工会議所の「大商ニュース」、日本貿易振興機構の「ジェトロ貿易ハンドブック 2015」などにも広告を掲載し、カルネ事業の PR に努めた。

6. 一般財団法人日本ファッション協会

理事長	馬場 彰
副理事長	平井 克彦、滝 一夫、中村 利雄（日本商工会議所専務理事）
理事	25名 監事 3名 評議員 36名 顧問 5名 参与 14名
相談役	岡田 卓也
事務局	東京都千代田区神田神保町1-5-1 神保町須賀ビル7階 TEL (03) 3295-1311
職員数	12名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）
基本財産	11億2,437万円（平成27年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163
賛助会員数	143

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・相互交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を展開。一般財団法人に移行（平成24年2月1日）後も、これら事業を公益目的事業として実施している。

(2) 事業概要

- ① アジアにおける生活文化の向上を図るとともに、相互にファッションビジネスを活性化させ、アジアファッションの世界への発信を目的とする「アジアファッション連合会」は現在、日本、中国、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国が加盟し活動を展開。今年度は、各国のファッション情報を拡充し共有するとともに、二カ国間での活動も活発化させた。
- ② 平成15年度より「生活文化創造都市」構想の普及に取り組む中、本年度は10月に高岡市で「高岡地域会議」および「生活文化創造都市検討会」のほか、「高岡地域会議特別視察会」を実施するとともに、昨年度作成した、先行して創造都市を推進する地域の活動をタイプ別に取りまとめた「生活文化創造都市類型別事例集」の販売とともに、同構想のPRに努めた。また、地域活性化の一助に供するとともに、地域相互の経験と知見の交流を図る場として平成22年に開設した地域情報発信webサイト「まち自慢ドットネット」では、平成27年3月末までに166件の地方自治体、商工会議所、観光協会などの多様な情報を発信した。
- ③ 良質な映画を推薦・上映する「シネマ夢倶楽部」では、毎月新聞紙面に推薦映画を掲載紹介する「シネマ21PLUS（プラス）」を発行したほか、毎月の定例上映会（試写会）を12回（事業開始から累計164回）開催した。また、今年国内で公開された新作映画の中から、推薦委員が選定したベストシネマ上位3作品に贈る「ベストシネマ賞」、映画を通して文化や生活、社会の発展などに貢献のあった団体、プロジェクト、企業などに贈る「シネマ夢倶楽部賞」、新進気鋭の監督・作品に贈る「推薦委員特別賞」、大切な人に見てほしい映画の中から選定する「東京新聞映画賞」の表彰式（「日本クリエイション大賞2014」と合同で実施）を平成27年3月に開催した。一方、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを顕彰する「日本クリエイション大賞2014」では、132の候補案件の中から、国際的にも

評価されている画期的な電動車いすを開発したベンチャー企業が大賞を受賞したほか、国際性、社会性、革新性などが評価された「日本クリエイション賞」3件を選定し、表彰を行った。

- ④ 世界のクリエイターに評価の高い東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを発信するwebサイト「style-arena」は、月平均400万ページビュー、42万ユニークブラウザユーザーと、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位を維持した。特にアジアを中心に海外からのアクセスが半数以上にのぼり、日本のファッション文化を伝えるウェブサイトとして不動の地位を築いている。今年度から、「style-arena」のシステムをAFF加盟国であるタイに提供し、日本と同様の運用を開始したことで、情報の発信や共有が始動した。また、季節ごとのストリートトレンドをまとめた報告書を「ファッションレポート」として電子データで作成し、賛助会員に無料頒布するとともに一般にも販売した。さらに専門学校の教材としても使用することが決まった。
- ⑤ 働く女性の“今”から豊かな生活文化のあり方を考察、提唱する「Urara:kai」（うらら会）は、外部講師を招いたセミナーや例会、「しなやかな時間術」をテーマにしたシンポジウム、大学生との意見交換会を開催したほか、専用webサイトを通して積極的に活動内容に関する情報発信を行った。
- ⑥ セミナー事業として、ファッション講座、繊維ファッション土曜塾、大人ファッション会議などのべ15講座（参加149名）を企画・実施したほか、団体等からの依頼を受け、8回にわたりセミナー講師の派遣を行った。

7. 株式会社キャリアック

代表取締役 青山 伸悦（日本商工会議所理事・事務局長）

所 在 地 東京都港区芝大門 1-1-30 芝 NBF タワー TEL (03) 4431-1327

(1) 会社の目的

- ①商工会議所事業に関連する教育・出版事業
- ②商工会議所事業に関連するインターネットなど情報技術活用事業 など

(2) 会社の概要

- ①設立登記日 平成 4 年 6 月 10 日 ②本店所在地 東京都港区
- ③資 本 金 5,000 万円（各地商工会議所等からの出資）
- ④役 員 取締役 6 名 監査役 1 名（平成 27 年 3 月 31 日現在）
 - 代表取締役：青山 伸悦（日本商工会議所理事・事務局長）
 - 専務取締役：小松 靖直
 - 取 締 役：久貝 卓（日本商工会議所常務理事）
 - 監 査 役：坪田 秀治
- ⑤従業員数 4 名

(3) 事業概要

- ① 出版部門
 - ・当所・全国商工会連合会編集による販売士検定試験ハンドブック（1～3 級）・過去問題、日商簿記 3 級検定試験のテキスト・過去問題の販売を通じて、産業人材育成に寄与している。
 - ・日商簿記 3 級テキストについては、早稲田大学の片山覺名誉教授を監修に迎えて、蛭川幹夫教授・早田巳代一教授のご協力を得て 17 年ぶりに全面見直しを行った。より本試験に近い「選定実践問題集」を加えて受験者に取り組みやすい刷新を行い、12 月より発行を開始した。

(4) 株主の異動

- ・平成 27 年 2 月 18 日付にて 369 商工会議所から当所への株式譲渡の申請が行われ、同日の取締役会において承認可決された。

8. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 浅野 茂太郎

理 事 19 名 評 議 員 51 名

事 務 局 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階 TEL (03) 5532-8597

職 員 数 33 名 基本財産 1 億 2,028 万 5 千円

当協会は、平成 26 年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の 3 種）、②PET ボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

(1) 4 つの素材で容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施

① 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PET ボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクルの義務を負っている。

このため、当協会は、容リ法 21 条に基づく指定法人として、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成 26 年度に、当協会にリサイクル義務の履行を委託した特定事業者は、78,430 社（平成 25 年度は、76,571 社）であった。

② 市町村への資金拠出を実施

イ. 容リ法第 10 条の 2 に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成 20 年 4 月から施行されている容リ法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。21 年度以降、毎年 9 月に、関係市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行っている。平成 26 年度においては、1,444 市町村等に対して、総額約 21 億 3 千万円の拠出を行った。

ロ. 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PET ボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を行った。平成 26 年度中の 1,162 市町村等への拠出実績は約 103 億 1,900 万円（平成 25 年度は、785 市町村等で約 69 億 2,700 万円）となった。

③ 分別収集物を保管する全国 1,642 施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

平成 27 年度の入札を希望する再商品化事業者を 26 年 7 月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん 53 社、PET ボトル＜上期＞52 社、紙 46 社、プラスチック 55 社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、「PET ボトルの再商品化業務」は、経済情勢の急激な変動などに柔軟に対応するため、平成 25 年度に年 2 回（上期・下期）入札を暫定実施したが、平成 26 年度以降は、上期・下期の年 2 回入札を正式な制度として継続実施することとなった。

(2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

特に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占める「プラスチック製容器包装」の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、力を入れて取り組んだ。当協会では平成 20 年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、平成 26 年度は 9 市町村等で開催し、233 名が参加した。

(3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 26 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項に取り組んだ。国の対策を支援するため国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出、前年度申込（契約）事業者の中で当年度未申込事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請、当年度申込（契約）事業者の中で過年度（平成 12 年度～平成 25 年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

(4) 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成 7 年 12 月 14 日、容り法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く当所と町村郡部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からリサイクル委託申込受付業務を行った。

又、当協会と各地商工会議所が連携し、特定事業者向け説明会（20 都市・21 会場開催、1,125 名参加）が開催され、普及啓発に結び付いた。

平成 26 年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数	金 額（消費税込）
		20,186件 (100.0%)	45,427,104,406円 (100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	6,021件 (29.8%)	7,399,522,569円 (16.3%)
	商工会	2,620件 (13.0%)	1,192,333,938円 (2.6%)
	特定事業者から直接	11,023件 (54.6%)	34,803,581,829円 (76.6%)
	OPC	522件 (2.6%)	2,031,666,070円 (4.5%)

- (備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
3. 本表の実績は、平成 27 年 3 月末日現在の年度締め時点での数値。

(5) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

平成 27 年 2 月に、「広報専門委員会」を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。

特に、協会ホームページについては、情報開示の推進、容リ制度による多くの成果の発信等を積極的に行った他、種々の SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を通じたより幅広い層への情報発信にも努めた。

他にも、講演会やセミナーへの講師派遣や、環境展など各種イベントへの講演・協賛・出展などを積極的に行ない、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発に取り組んだ。